第二部

労働運動

I

労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況═わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動═全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／労働戦線の「再編・統一」をめぐる動き

概要

一、わが国の単一労働組合員数は、七〇年には前年よりも約三五万六〇〇〇人ふえて約一一六〇万五〇〇〇人になり、組織率は前年を〇・二ポイント上回って三五・四%になった。産業別に見ると、卸売・小売業、建設業、製造業で組合員が増加し、鉱業、農林業で減少した。

一、民間企業の労働組合員は七〇年には前年よりも約三一万三〇〇〇人増加し、組合員総数の七一・四%を占めた。このうち一〇〇〇人以上規模の企業の組合員が約四七九万三〇〇〇人で、五八・四%を占め、また五〇〇人以上規模の合計は六七・五%となる。

一、総評、同盟、新産別、中立労連の四団体に属する組合員の合計は七〇年には前年よりも約一九万一〇〇〇人ふえて、約七八二万人となり、全体の六七・三%を占めた。このうち総評の伸びは約三万三〇〇〇人にとどまり、傘下組合員数は四二八万二〇〇〇人（組合員総数に占める割合は三六・九%）となった。また同盟は約九万七〇〇〇人伸びて約二〇六万人（一七・七%）、新産別は二〇〇〇人増、約七万四〇〇〇人（〇・六%）、中立労連は約五万五〇〇〇人増、約一四〇万（一二・一%）となった。

一、組織活動方針としては、総評は、組合民主主義の徹底を基礎とし、職場組織の確立、産別組織と大産別共闘の強化、地域共闘体制の拡大などを目標に掲げ、同盟は、反体制労働運動に反対の民主主義労働運動を推進し三〇〇万同盟組織実現のため、重化学・金属産業、第三次産業の組織化、官公労働者の組織の民主化と同盟への組織化などの目標をかかげた。

一、産業別組織で七〇年に最大の組織変動を見たのは造船部門のそれで、全造船機械からは舞鶴、石川島、川崎、石川島造船化工機などの分会があいついで脱退し、この組合は傘下の大企業労働者をほとんど失った。他方、造船総連、三菱重工労組、石播、川崎鋼管、三井造船、日立造船は、七二年造船重機労連への移行をめざして、七一年二月に造船重機共闘会議を結成した。

一、六九年一二月の総選挙で社会党が大敗していらい、労働戦線「再編・統一」の動きが活発になり、全鉱原口、鉄鋼宮田、全繊滝田、電機清田など民間単産の六名の委員長でこのための世話人会ができ、この問題に対処するために総評は対策委員会を、同盟は特別委員会を設けた。だが、電機労連内で再編のあり方にたいする批判が強く、全逓では再編推進者の一方の旗頭と目された宝樹委員長が二月に下部組合員の批判により辞職に追いこまれるなどのことがあり、さらに総評内では、宮田・原口など再編推進派が支持されなかった。そして世話人会が、総評の推した全国金属を発起人組合に加えることを認めなかったため、二月に発足を予定された戦線統一のための発起人会には総評と中立労連が参加をとりやめ、再編・統一の話し合いは一頓挫きたした。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　戦前に最高四二万余（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦後わずか一年足らずのうちに約三六八万（四六年六月末）に達し、その後七〇年六月末の約一一六〇万五〇〇〇にまで及んでいるが、この間、戦後の労働組合員数の変動は四つの時期を経過して今日の時期に至っている。第一期は組合活動が破竹の進撃をとげた時期で、組合員数（単一労働組合員数による）は四五年八月のゼロにはじまって四八年六月末には約六六八万に達した。第二期は、ドッジ・プラン、朝鮮戦争などを背景にして組合運動が攻撃にさらされ、後退した四九～五六年の時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万を減じて約五六九万になった。第三期はふたたび前進がはじまった五七～六四年の時期で、立ち直った組合運動は、経済の高成長にも

第99表　労働組合数および組合員数の推移

年	組合数	組合員教	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)

〔備考〕 1）（ ）外は単一労働組合，（ ）内は単位労働組合である。
2） 労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

とづく雇用増を背景に組合員数を増大させた。すでに五二年いらい増勢に転じつつあった組合員数は、五七年にそれ以前のピークを越えて約六七六万となり、六四年には約九八〇万に達した。第四期は六五～六七年の時期で、組合員数は一〇〇〇万台に達したが、景気の一時的後退とそれにつづく合理化の進展が大企業における雇用増にブレーキをかけたため、組合員数の伸びは鈍化した。

しかし六八年以降この停滞は打ち破られた。組合員数の対前年増加率は、六七年にはわずか一・六%にとどまったが、その後は二・八%、三・六%と上昇した。

七〇年には、増加組合員数、対前年増加率ともに六九年における増加数は約三五万六〇〇〇であり、対前年増加率は三%台を維持して三・二%を示し、単一労働組合員数は約一一六〇万五〇〇〇となった(注)（第99表）。

（注） ここに示す各年の数字は、各年六月末の数字を示す。また単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたない組合をいう。これに対して単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形をとっている組合をいう。したがって単一労働組合の集計では、海員、全逓、国労は一組合として扱われるが、単位労働組合の集計では、単一労組内で単位労組に準じた機能をもつ支部、分会などを単位扱いとして一組合に数えるため、たとえば全逓は六八年現在で六九七組合となる。

なお、単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違があらわれるが、これは単位組合の集計にさいしては、単一組合内でそれ以外の独自の活動を認められない下部の組合の組合員が集計の対象から除外

第100表　推定組織率の推移

年	雇用者数	組合員数	推定組織率
	千人	人	%
1964	28,030	9,799,653 (9,652,350)	35.0 (34.4)
1965	29,140	10,146,872 (10,069,761)	34.8 (34.6)
1966	30,420	10,403,742 (10,308,120)	34.2 (33.9)
1967	31,000	10,566,436 (10,475,869)	34.1 (33.8)
1968	31,590	10,862,864 (10,774,814)	34.4 (34.1)
1969	31,960	11,248,601 (11,143,482)	35.2 (34.9)
1970	32,770	11,604,770 (11,481,206)	35.4 (35.0)

〔備考〕 1）雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
2）（ ）外は「単一労働組合の組合員数」を（ ）内は「単位労働組合の組合員数」を示す。
3）推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4）労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

され、単一組合の集計ではこれが本部の組合員数として含められることによるもので、単一組合の集計が組合員の実数をより正確に示しているものといえる。

組織率

労働組合組織率とは、雇用労働者全体のうちでどれだけの者が労働組合に組織されているかをしめすもので、労働組合員総数を雇用労働者総数で除すことによって求められる。単一組合員数が現実の労働組合員数をもっとも正確に示していると見られるので、これをもとにして述べると、わが国の組合組織率は戦前には最高時で七・七%（一九三一年）、戦後は一九四五年の〇%からはじまり、一九四八～四九年には五〇%を越えてピークを示したが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに、五三年以降組合員数が増勢に転じたのちも、その増加が雇用労働者数の増加に追いつかなかったためやや上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向がみられたが、六八年以降は三たび上昇に転じた。

七〇年には約三五万六〇〇〇の組合員増がみられ、これが雇用労働者の増加数をやや上回ったために、組織率は、六九年の〇・八ポイント上昇には及ばなかったものの、〇・二ポイント上昇して、三五・四%に達した（第100表）。

国際比較

わが国の労働組合員数ならびに組合組織率は、現在では先進資本主義諸国にひけをとらない水準に達している。

欧米諸国の労働組合は、企業の枠を越えた地域別・産業別もしくは地域別・職業別の横断組織であるが、これに対してわが国の組合のほとんどが、企業別組合とその連合体の形をとり、企業内従業員の全員組織をたてまえとしているところから、組合員意識が希薄もしくは皆無のもの、あるいは反組合的なものまで組合員としてかかえているということもあるので、組合員数や組合組織率の単純な比較によってただちに組合運動の発展の度合や強弱を云々することはできない。しかしそうした点を考慮にいれても、なお次の事実は無視しがたいものがあろう。

資本主義国でわが国を上回る組合員数をもつのはアメリカ合衆国（六八年二〇二五万八〇〇〇人）だけであり、イギリスは一〇三〇万二〇〇〇人（六九年）、西ドイツは七八七万七〇〇〇人（六九年）である。

また組織率ではイギリスが四五・八％（六九年）でわが国のそれを上回るが、西ドイツは三五・九％（六九年）でわが国とほぼ同じ水準、アメリカ合衆国は非農業雇用労働者数を基礎にして算出された組織率でさえ二七・八％（六八年）で、農業労働者をふくめるならば、二三・〇％にすぎない。

第101表　産業別労働組合員数および推定組織率

産業	組合員数	対前年増減率	推定組織率
	人 %	%	%
全産業	11,604,770(100)	3.2	35.4
農林業	80,962(0.7)	△7.4	22.5
漁業，水産養殖業	50,189(0.4)	1.5	29.5
鉱業	115,525(1.0)	△12.3	72.2
建設業	720,068(6.2)	5.2	24.9
製造業	4,422,744(38.1)	4.4	38.7
卸売業，小売業	512,469(4.4)	8.9	8.5
金融，保険，不動産業	778,725(6.7)	1.6	68.3
運輸通信業	2,072,814(17.9)	0.7	65.0
電気，ガス，水道業	217,129(1.9)	0.2	77.5
サービス業	1,312,112(11.3)	2.5	23.9
公務	1,149,363(9.9)	2.6	71.4
分類不能の産業	172,670(1.5)	17.9	—

〔備考〕 1）（ ）内の数字は構成比を示す。
2） 推定組織率は前表備考(3)参照。
3） 労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

2　産業別組織状況

七〇年に全産業で組合員数は三・一％の増大をみたが、産業別にみてこの幅を上回って組合員数がふえたのは、このところ一貫して増加傾向にある卸売・小売業、建設業、製造業であった。このうち卸売・小売業は八・九％（約四万二〇〇〇人）増で最大の伸び率を示し、建設業は五・二％（約三万五〇〇〇人）増、製造業は四・四％（約一八万七〇〇〇人）増であった。

また、このところ一貫して組合員数の減少傾向にある鉱業、農林業では、七〇年にも大幅の減少がみられ、鉱業では一二・三％（約一万六〇〇〇人）減、農林業では七・四％（約七〇〇〇人）減であった（第101表）。

以上の増減の結果、七〇年における労働組合員数の産業別構成比は次のようになった。製造業は前年を〇・四ポイント上回って三八・一％を占めた。これについで大きな割合を占めたのはあいかわらず運輸通信業（一七・九％）、サービス業（一一・三％）、公務（九・九％）であり、このところ組合員数の伸び率の高い卸売・小売業、建設業は、それぞれ四・四％、六・二％にとどまっている（第101表）。

また産業別に推定組織率を見ると、最高は電気・ガス・水道業（七七・五％）で、鉱業（七二・二％）、公務（七一・四％）、金融・保険・不動産業（六八・三％）、運輸通信業（六五・〇％）がこれに

第102表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業）

企業規模	1968年		1969年		1970年		対69年増減数		対69年増減率	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人	%	%
合　　計	39,140	7,544,752 (100)	41,075	7,889,587 (100)	42,864	8,202,401 (100)	1,789	312,814	4.4	4.0
1,000人以上	10,423	4,397,478 (58.3)	11,189	4,576,656 (58.0)	11,904	4,793,364 (58.4)	715	216,708	6,4	4.7
500～999人	2,585	660,134 (8.7)	2,795	713,497 (9.0)	2,994	742,885 (9.1)	199	29,388	7.1	4.1
100～499人	10,273	1,336,636 (17.7)	10,349	1,404,249 (17.8)	11,355	1,439,240 (17.6)	506	34,991	4.7	2.5
30～99人	9,424	392,351 (5.2)	9,755	403,652 (5.1)	10,048	411,191 (5.0)	293	7,539	3.0	1.9
29人以下	4,401	61,671 (0.8)	4,502	65,137 (0.8)	4,479	60,079 (0.7)	△23	△ 5,058	△0.5	△7.8
そ　の　他	2,034	696,482 (9.2)	1,985	726,396 (9.2)	2,084	755,642 (9.2)	99	29,246	5.0	4.0

〔備考〕 1) その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものも含む）および規模不明のものをいう。
2) ( )内の数字は構成比を示す。
3) 労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

第103表　企業規模別推定組織率（民間企業・1969年）

企業規模	全　産　業	製　造　業
	%	%
計	28.3	38.0
500人以上	63.0	76.5
100～499人	33.5	38.9
30 ～ 99人	9.8	10.9
29人　以下	4.9	1.5

〔備考〕 1) ２企業以上の従業員で組織する組合の組合員数は，それぞれの組合員が雇用される企業の規模に区分している。
2) 労働省「昭和44年労働組合基本調査報告」による。

3　企業規模別組織状況

民間企業の単位労働組合員数は、三一万三〇〇〇人（四・〇%）増で、六九年の七〇・八%よりも〇・六ポイント上昇し、七一・四%に達した。

これら民間企業の組合員数を企業規模別――に見ると、一〇〇〇人以上の規模が約四七九万三〇〇〇人で、民間企業労働組合員全体の五八・四%を占め、また五〇〇人以上の規模の合計は約五五三万六〇〇〇人で、六七〇年には前年に比べて約七つづいている。製造業は全組合員数の四割近くを占めているが、組織率は三八・七%にとどまり、またこのところ組合員数の伸び率の最高を示している卸売・小売業の現在における組織率は、なおわずか八・五%にとどまっている（第101表）。

七・五%を占めることになる。これに対して、九九人以下の規模は、約四七万一〇〇人（五・七%）にすぎない（第102表）。

またこれを前年に比べると、一〇〇〇人以上の規模は四・七%、五〇〇～九九九人の規模は四・一%と、全民間企業組合員数の伸び率（四・〇%）を上回る増加をしめしたのに対して、一〇〇～四九九人の規模ではそれぞれ二・五%、一・九%の増加を示したにすぎず、二九人以下では七・八%減となっている（第102表）。

なお、民間企業における推定組織率は、六九年には全産業で二八・三%、製造業では三八・〇%となっているが、これをさらに企業規模別にみると、全産業では五〇〇人以上の六三・〇%から二九人以下の四・九%まで、製造業では五〇〇人以上の七六・五%から二九人以下の一・五%まで、組織率は企業規模が小さくなるにつれて低くなっている（第103表）。

4 組合員数増減の諸要因

組合員数の増減を、既設組合における組合員数の増減と、組合の新設・解散にともなう増減に分けてみると、七〇年には既設組合の増減は差し引き約一一万四〇〇〇人増であり、新設・解散の差し引きは約八万人の増加であった。このほか七〇年には、前年の調査時点である六九年六月末以前に設立され、六九年の調査からもれていた組合の組合員数が約一四万四〇〇〇人、調査されている（第104表）。

既設組合における増減

既設組合における組合員数の増減は、さらに、雇用の増減にもとづくそれと、それ以外の理由によるものとに分けてみることができる。

例年、既設組合の組合員数の増加分の七割余を占める雇用増にもとづく増加の幅は、六二年の約五〇万二〇〇〇人をピークにしてしだいに減少にむかい、六七年には約二八万二〇〇〇人にまで縮小したが、六八年以後は回復に向かって、七〇年には約三七万七〇〇〇人であった。こうして、雇用増によるもの以

第104表 単位労働組合員数の増減要因別組合員数 （人）

年	合計	既設組合における増減	新設，解散による増減	把握もれ組合員
1965	417,411	228,896	92,885	95,630
1966	238,359	73,405	78,198	86,756
1967	167,749	△ 18,859	38,899	147,709
1968	298,945	147,653	81,720	69,572
1969	368,668	164,085	78,559	126,024
1970	337,724	114,201	79,576	143,947

〔備考〕 1) 把握もれ組合員とは当該調査年度の6月30日以前に設立され，各当該年度の調査からはもれていたものをいう。
2) △印は減少を示す。
3) 労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

第105表　既設組合における組合員数の増加および減少組合員数　　(人)

	増加		減少		純増
	合計	雇用の増加	合計	雇用の減少	
年					
1965	553,897	414,168	325,001	143,635	228,896
1966	460,644	323,921	387,239	178,661	73,405
1967	413,166	282,230	432,025	162,153	△18,859
1968	492,639	364,366	344,986	143,482	147,653
1969	504,480	357,446	341,395	139,197	164,085
1970	515,514	377,232	401,313	169,774	114,201

〔備考〕　1)　△印は減少を示す。
　　2)　労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

外の増加を合計すると、七〇年における既設組合の組合員数の増加は、前年を約一万人上回り、六六年以来の最高の約五一万六〇〇〇人に達した。

これに対して、七〇年には既設組合の組合員減少の幅も小さくはなく、約四〇万一〇〇〇人減と、この一〇年間では六七年に次ぐ大幅なものであった。これは、雇用減にもとづく減少が約一七万で、六三年、六六年につぐ幅をしめしたのと、それ以外の理由にもとづく減少が、六七年（約二七万人）につぐ大幅の約二三万二〇〇〇人に及んだことによるものである（第105表）。

新設・解散による増減

七〇年六月末日にいたるまでの一年間には、新設された組合の組合員数は約五一万一〇〇〇人で、この一〇年間では六三年の約五二万六〇〇〇人につぐ数にのぼったが、また解散した組合の組合員数は約四三万二〇〇〇人で、この一〇年間のどの年をも上回った。

組合の新設・解散には、組合の組織変更などにともなう形式上の新設・解散と、組合の実質的な新設・解散とが含まれている。このうち、実質的新設にともなう組合員増は、七〇年には約二二万五〇〇〇人で、六四年いらいの最高を示し、この一〇年間では、六二年（約二六万七〇〇〇人）、六四年（約二三万五〇〇〇人）、六三年（約二三万九〇〇〇人）につぐ数にのぼったが、これに対して、実質的解散による組合員数の減少も大幅で、この一〇年間では六九年（約二万八〇〇〇人）、六三年（約一一万六〇〇〇人）につぐ約一一万五〇〇〇人に及んだ（第106表）。

第106表　新設解散単位労働組合数および組合員数

	新設				解散				新設－解散
	合計		実質的新設		合計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数
年		人		人		人		人	人
1965	3,774	368,089	2,336	164,466	3,282	275,204	1,663	78,711	92,885
1966	3,781	393,718	2,081	144,636	3,599	315,520	1,830	86,490	78,198
1967	3,426	429,247	1,844	149,699	3,277	390,348	1,639	96,905	38,899
1968	3,207	333,025	2,070	161,765	2,879	251,305	1,735	80,404	81,720
1969	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559
1970	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576

〔備考〕　労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

産業別労働組合員数の七〇年における増減を要因別にみると、次のようなことがいえる。すでに第101表で見たとおり、七〇年に組合員数が減少した産業は、農林業と鉱業の二つの部門に限られていた。しかし、既設組合における増減の差し引きでは、この二つの部門にとどまらず、漁業・水産養殖業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業などさらに四部門も減少を示している。

また七〇年に卸売・小売業につぐ組合員増加率（五・二%）をしめした建設業と、約一万二〇〇〇人の組合員増を示した金融・保険・不動産業のうちの金融・保険業では、実質的解散組合員数が実質的新設組合員数を上回っており、組合員数が減少した農林業と鉱業のうち、後者では、実質的解散組合員数が実質的新設組合員数を大幅に（約九〇〇〇人）上回っているものの、農林業では逆にわずかながら実質的新設組合員数の方が実質的解散組合員数を上回っている（第101表・第107表）。

企業規模別新設組合員数

民間企業における七〇年の新設単位労働組合員数約四四万八〇〇〇人を企業規模別（常用労働者数の規模別）にみると、このうち約二七万人は一〇〇〇人以上の規模のものということになる。だがさらに設立理由別にこれをわけてみると、一〇〇〇人以上規模の新設組合員数約二七万のうち約一八万八〇〇〇人は形式的新設によるもので、実質的新設組合員数は三分の一以下（約八万一〇〇〇人）にとどまっている。これに対して、五〇〇～九九九人規模では新設組合員数約三万七〇〇〇人の三分の二近くが、ま

第107表　産業別にみた既設組合における増減単位労働組合員数ならびに実質的新設・解散単位労働組合員数（1970年）

産業	既設組合における増減組合員数			実質的新設・解散組合員数		
	増加	減少	増減数	新設 (A)	解散 (B)	(A) − (B)
	人	人	人	人	人	人
全産業	515,514	401,313	114,201	225,249	115,279	109,970
農業	164	198	△ 34	192	40	152
林業，狩猟業	2,277	3,037	△ 760	479	227	252
漁業，水産養殖業	1,179	3,210	△ 2,031	557	170	387
鉱業	1,451	9,620	△ 8,169	1,506	10,491	△ 8,985
建設業	41,638	33,194	8,444	6,706	7,474	△ 768
製造業	229,194	143,236	85,958	108,063	38,167	69,896
卸売業，小売業	32,761	22,231	10,530	38,256	15,918	22,738
金融，保険業	34,427	24,791	9,636	5,208	13,893	△ 8,685
不動産業	465	218	247	783	262	521
運輸通信業	74,756	84,364	△ 9,608	29,411	14,977	14,434
電気，ガス，水道業	5,784	7,262	△ 1,478	1,375	755	620
サービス業	47,557	47,980	△ 423	26,779	9,484	17,295
公務	40,220	19,163	21,057	4,632	2,511	2,121
分類不能の産業	3,641	2,809	832	1,320	910	410

〔備考〕　1)　△印は減少を示す。
　　2)　労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」により作成。

第108表　民間企業における企業規模別および設立理由別新設単位労働組合員数（1970年）

企業規模	合計	実質的新設			形式的新設
		計	企業規模拡張にともなうもの	その他	
	人	人			
合計	448,421	207,106	23,411	183,695	241,315
1000人以上	269,544	81,081	15,929	65,152	188,463
500～999人	37,286	24,778	3,319	21,459	12,508
100～499人	81,422	61,977	2,783	59,194	19,445
30～99人	34,242	28,097	758	27,339	6,145
29人以下	6,415	4,739	22	4,717	1,676
その他	19,512	6,434	600	5,834	13,078

〔備考〕　労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」により作成。

た一〇〇～四九九人規模の約八万一〇〇〇人の四分の三以上、三〇～九九人規模の約三万四〇〇〇人の五分の四以上、また二九人以上の約六〇〇〇人の四分の三近くは、実質的新設による組合員の増加は約三万三〇〇〇人（〇・八%）にとどまったために、七〇年六月末における加盟組合員数は約四二八万二〇〇〇人であり、組合員総数に占める割合は、前年よりも〇・九ポイント低下して、三六・九%であった。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）②地方的（数都道府県に分布するもの）③府県的（一都道府県に分布するもの）④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、七〇年六月末現在で全国的連合体は二六八、地方的なそれは四一二、府県的なそれは一四二四、地区的なそれは二八〇六で、合計四九一〇連合体を数えた。

このうちもっとも主要な連合体としては日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、中立労働組合連絡会議（中立労連）の四団体があげられ、通常あわせて労働四団体と呼ばれている。このうち総評、同盟、新産別は、大小の差、性格のちがいはあるが、名実ともに労働組合中央組織として機能している。一方、中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として発足したもので、労働組合全国中央組織として機能してはいない。

以上の四つの連合体に所属する組合員の数は、前年よりも約一九万一〇〇〇人ふえて約七八二万人となり、組合員総数の六七・三%を占めた（第109表）。四団体それぞれの組織状況を見ると以下のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）

労働組合員総数に占める総評の割合は、このところ年々低下しており、七〇年にもその組合員の増加は約三万三〇〇〇人（〇・八%）にとどまったために、七〇年六月末におけるその加盟組合員数は約四二八万二〇〇〇人であり、組合員総数に占める割合は、前年よりも〇・九ポイント低下して、三六・九%であった。

六九年七月～七〇年六月末の新規加盟組合は、日本自動車運転士労働組合（自運労、約三〇〇〇人）で、このほか既加盟組合で組合員数が目立ったものに全日本自治団体労働組合（自治労、約二万九〇〇〇人増）、総評全国一般労働組合（全国一般、約一万八〇〇〇人増）、日本教職員組合（日教組、約一万五〇〇〇人増）、全日通労働組合（全日通、約六〇〇〇人増）があった。一方、減少が目立ったのは、全逓信労働組合（全逓、約一万人減）、日本炭鉱労働組合（炭労、約九〇〇〇人減）、全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連、約九〇〇〇人減）、国鉄労働組合（国労、約六〇〇〇人減）などである。

全日本労働総同盟（同盟）

同盟の組合員数はこのところ一貫して総評を上回る伸びを示してきたが、七〇年にも四団体中最高の四・九%（約九万七〇〇〇人）の増加を見て、七〇年六月末現在で約二〇六万となり、組合員総数の一七・七%を占めるに至った。

七〇年六月末に至る一カ年間の新規加盟組合には、全国自治団体労働組合連合（自治労連、約四〇〇〇人）があった。既加盟組

第109表　主要団体別労働組合員数の推移　　(人)

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
年						
1965	10,146,872 (100)	4,249,703 (41.9)	1,659,063 (16.4)	60,521 (0.6)	983,572 (9.7)	3,300,206 (32.6)
1966	10,403,742 (100)	4,247,493 (40.8)	1,715,800 (16.5)	65,876 (0.6)	1,020,751 (9.8)	3,471,589 (33.4)
1967	10,566,436 (100)	4,208,097 (39.8)	1,775,210 (16.8)	69,839 (0.7)	1,037,908 (9.8)	3,587,963 (34.0)
1968	10,862,864 (100)	4,214,317 (38,8)	1,848,226 (17.0)	71,280 (0.7)	1,269,769 (11.7)	3,523,296 (32.4)
1969	11,248,601 (100)	4,248,858 (37.8)	1,962,786 (17.4)	73,085 (0.6)	1,344,817 (12.0)	3,759,187 (33.4)
1970	11,604,770 (100)	4,282,196 (36.9)	2,059,736 (17.7)	74,602 (0.6)	1,400,023 (12.1)	3,943,676 (34.0)
1970年対前年増減(率)	356,169 (3.2)	33,338 (0.8)	96,950 (4.9)	1,517 (2.1)	55,206 (4.1)	184,489 (4.9)

〔備考〕　1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2)　( )内の数字は構成比である。
3)　労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

合のうち組合員数の増加が目立ったのは、全国金属産業労働組合同盟（全金同盟、約二万六〇〇〇人増）、全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟、約一万六〇〇〇人増）、全国化学一般労働組合同盟（全化同盟、約八〇〇〇人増）、全国交通運輸労働組合総連合（交通労連、約七〇〇〇人増）、全日本郵政労働組合（全郵政、約七〇〇人増）、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連、約六〇〇〇人増）、などであった。

全国産業別労働組合連合会（新産別）

新産別は七〇年六月末までの一年間に組合員数を約二〇〇〇人（二・一%）増加させただけで、加盟組合員数は約七万四〇〇〇人、組合員総数の〇・六%にとどまった。加盟組合で組合員数の増加が目立ったのは全国機械金属労働組合（全機金、約二〇〇〇人増）であった。

中立労働組合連絡会議（中立労連）

中立労連傘下組合の組合員数も、このところ一貫して総評を上回る伸び率を示してきたが、七〇年六月末までの一年間に、約一四〇万人となり、その組合員総数に占める割合は、〇・一ポイント上昇して、一二・一%になった。

既加盟組織で組合員数が大きく増加したものには、日本電気機器労働組合連合（電機労連、約五万四〇〇〇人増）、全国建設労働組合総連合（全建総連、約一万九〇〇〇人増）、全日本食品労働組合連合会（食品労連、約六〇〇〇人増）などがある。他方、中立労連傘下の全国生命保険労働組合連合会（全生保）と全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）とは合同して全国生命保険労働組合連合会

（生保労連）をつくったが、後者の組合員数は前二者を合計した組合員数から約二万人減少している。

主要連合体の産業別組織状況

産業別単位労働組合員数のうち四団体加盟組合員が占める比率を見ると（第110表）、総評加盟の比率が高いのは、公務（八五・八%）、林業（七九・七%）、運輸通信業（六二・六%）、サービス業（五七・八%）、鉱業（五三・三%）などであり、同盟加盟の比率が高いのは、電気・ガス・水道業である。また不動産業（九〇・六%）、卸売・小売業（六九・八%）、漁業・水産業（六三・九%）、金融・保険業（六三・〇%）では、四団体のいずれにも加盟しないものが五〇%以上も占めている。中立労連が比較的多数を占めているのは建設業（三四・四%）、金融・保険業（三三・二%）である。

労働組合員総数の三八・一%を占める製造業では、この部門の組合員数の二八・七%が同盟に、一八・八%が総評に、一八・一%が中立労連に属しているが、これら四団体のいずれにも属さないものが三四・二%で、最大の比率を占めている。

主要団体の適用法規別組織状況

わが国の労働組合員約一一六〇万四七七〇人のうち、労働組合法の適用をうけるものは八五五万一七五四人（七三・七%）、公共企業体等労働関係法適用のものは約一〇三万〇七三六人（八・九%）、地方公営企業労働関係法適用のものは一八万五八一八人、国家公務員法適用のものは二八万三七〇九人、地方公務員法適用のものは一五五万二七五三人（一三・四%）である。

これら適用法規別組合員数のうちに占める四団体加盟組合員数の比率を見ると（第111表）、労組法適用組合員については、同盟が二二・三%でもっとも多くを占め、総評の一九・六%、中立労連の一六・四%がこれにつづいている。しかしその四二・七%までがこれら四団体のいずれにも加盟していない。

公労法・地公労法・国公法・地公法の各適用組合員数の大部分は、総評傘下であるが、近年同盟が影響力を伸ばしはじめ、公労法適用組合員については一二・七%、地公労法適用の一・五%、国公法適用の三・八%、地公労法適用の〇・五%を占めるにいたっている。

6 都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると（第112表）、東京の約一九六万五〇〇〇人を筆頭に、大阪の約一〇四万一〇〇〇人、愛知の約七二万七〇〇〇人、神奈川の約七四万九〇〇〇人、北海道の約五二万八〇〇〇人、福岡の約五〇万五〇〇〇人、兵庫の約五七万九〇〇〇人がつづいており、北海道を除くこれら六都府県に組合員総数の四八・五%（約五五六万五〇〇〇人）が集中している。

七〇年六月末までの一年間に、組合員数は長崎、熊本、大分、鹿児島の四県で若干減少したほかは、他の都道府県のすべてにわたって増加を見たが、このうち増加が目立ったのは、実数の点でみれば東京（約六万五〇〇〇人増）、大阪（約三万八〇〇〇人増）、神奈川（約二万八〇〇〇人増）、埼玉（約二万人増）、兵庫（約一万九〇〇

第110表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比　(%)

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1969年	1970年	1969年	1970年	1969年	1970年	1969年	1970年	1969年	1970年
全産業	100	37.9	37.1	17.5	17.8	0.6	0.6	11.9	12.0	33.4	34.0
農業	100	13.3	24.8	6.6	11.1	—	—	4.0	8.3	76.1	55.8
林業	100	80.2	79.7	11.6	12.7	—	—	—	—	8.2	7.6
漁業，水産養殖業	100	0.7	0.7	21.2	18.7	—	—	17.1	16.7	60.9	63.9
鉱業	100	56.1	53.3	22.5	22.9	0.1	0.0	1.8	2.3	24.8	26.5
建設業	100	25.8	23.4	4.4	4.2	0.9	0.9	32.5	34.4	38.0	39.0
製造業	100	19.4	18.8	28.6	28.7	1.4	1.4	17.8	18.1	34.0	34.2
卸売業，小売業	100	6.8	7.0	17.9	19.7	0.1	0.1	4.0	4.2	71.2	69.8
金融，保険業	100	3.0	3.0	0.8	0.9	—	—	36.5	33.2	59.8	63.0
不動産業	100	37.9	36.1	5.4	3.4	—	0.1	0.2	0.2	90.7	90.6
運輸通信業	100	63.3	62.6	18.8	19.6	0.3	0.3	0.5	0.5	20.7	21.3
電気,ガス,水道業	100	23.6	23.1	61.3	63.1	—	—	8.7	9.0	7.1	6.0
サービス業	100	58.0	57.8	3.3	3.4	0.0	0.0	1.3	1.3	37.9	38.1
公務	100	85.8	85.8	1.4	1.6	—	—	—	—	12.8	12.7
分類不能の産業	100	35.0	37.7	5.2	7.4	0.4	0.3	—	—	59.4	54.6

〔備考〕 1）2以上の主要団体に加盟している組合の組合数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，産業別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2）労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

第111表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比　(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	69年	70年	69年	70年	69年	70年	69年	70年	69年	70年	69年	70年
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総評	37.8	36.9	20.1	19.6	88.4	87.2	84.8	80.0	74.0	74.5	86.3	87.0
同盟	17.4	17.7	23.2	22.3	11.5	12.7	1.3	1.5	3.7	3.8	0.4	0.5
新産別	0.6	0.6	0.9	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	12.0	12.1	16.3	16.4	—	—	0.5	0.5	—	—	—	—
その他	33.4	34.1	43.1	42.7	0.1	0.1	14.3	18.9	22.3	21.8	13.6	12.8

〔備考〕 1）2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
2）労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

第112表　都道府県別労働組合員数

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率
	人	人	%
全　国	11,481,206	337,724	3.0
北海道	527,624	4,265	0.8
青　森	84,415	1,104	1.3
岩　手	110,957	412	0.4
宮　城	156,286	6,978	4.7
秋　田	122,488	3,588	3.0
山　形	109,172	3,090	2.9
福　島	167,611	7,732	4.8
茨　城	160,647	8,754	5.7
栃　木	135,895	6,779	5.3
群　馬	150,730	3,483	2.4
埼　玉	274,606	19,466	7.6
千　葉	209,795	7,867	3.9
東　京	1,964,685	65,163	3.4
神奈川	748,537	28,467	4.0
新　潟	218,960	4,428	2.1
富　山	136,823	4,117	3.1
石　川	104,590	2,197	2.1
福　井	79,921	1,992	2.6
山　梨	52,184	1,006	2.0
長　野	229,783	5,856	2.6
岐　阜	172,145	3,374	2.0
静　岡	326,622	11,252	3.6
愛　知	726,554	14,637	2.1
三　重	176,030	6,675	3.9
滋　賀	97,833	8,689	9.7
京　都	248,732	7,011	2.9
大　阪	1,040,641	38,319	3.8
兵　庫	579,139	18,636	3.3
奈　良	69,080	2,156	3.2
和歌山	89,060	780	0.9
鳥　取	55,241	1,374	2.6
島　根	67,535	3,160	4.9
岡　山	192,562	5,105	2.7
広　島	304,893	17,442	6.1
山　口	154,019	2,643	1.7
徳　島	71,465	1,938	2.8
香　川	84,323	2,629	3.2
愛　媛	121,344	3,148	2.7
高　知	73,976	746	1.0
福　岡	505,366	1,201	0.2
佐　賀	72,424	2,916	4.2
長　崎	122,654	△ 2,303	△ 1.8
熊　本	104,899	△ 1,667	△ 1.6
大　分	91,555	△ 124	△ 0.2
宮　崎	85,281	2,234	2.7
鹿児島	102,124	△ 991	△ 1.0

〔備考〕　1）△印は減少を示す。
　　2）労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

第113表　都道府県および主要団体別労働組合員数の構成比　(%)

都道府県	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
全　国	100	37.1	17.8	0.6	12.0	34.0
北海道	100	57.1	7.6	0.0	8.5	29.4
青　森	100	59.1	14.4	0.2	3.6	24.4
岩　手	100	58.1	10.4	0.0	4.2	28.6
宮　城	100	46.5	10.6	0.1	12.3	33.2
秋　田	100	49.5	8.8	0.0	5.1	40.0
山　形	100	44.9	8.6	2.1	13.6	32.2
福　島	100	42.7	22.0	1.4	9.2	25.9
茨　城	100	37.3	7.1	0.1	29.5	26.5
栃　木	100	31.3	16.7	—	16.6	38.2
群　馬	100	39.4	11.8	0.8	13.0	36.0
埼　玉	100	27.6	22.6	0.3	14.1	36.5
千　葉	100	34.3	17.6	0.0	9.8	39.1
東　京	100	29.8	16.1	0.9	14.1	40.7
神奈川	100	27.1	19.6	1.2	21.8	31.2
新　潟	100	44.2	24.8	1.1	2.9	28.5
富　山	100	38.4	20.5	4.0	3.2	35.8
石　川	100	44.8	27.8	—	5.4	23.7
福　井	100	37.3	35.5	—	7.4	20.7
山　梨	100	53.8	8.8	—	7.3	30.8
長　野	100	39.5	10.9	0.1	14.2	36.3
岐　阜	100	27.3	26.4	0.0	9.3	37.8
静　岡	100	32.6	20.2	0.7	11.7	35.5
愛　知	100	27.3	21.8	1.1	9.3	43.6
三　重	100	34.9	17.1	0.0	13.8	35.1
滋　賀	100	28.8	30.1	1.5	15.4	25.7
京　都	100	44.2	15.6	4.8	9.7	26.7
大　阪	100	35.1	22.9	0.2	11.8	31.4
兵　庫	100	38.3	19.6	—	16.7	26.3
奈　良	100	44.2	11.0	—	19.2	26.4
和歌山	100	53.0	14.9	—	6.7	27.3
鳥　取	100	48.7	11.4	—	2.5	39.1
島　根	100	43.1	19.5	—	5.9	32.7
岡　山	100	30.2	30.9	—	10.6	29.0
広　島	100	32.6	23.6	0.0	6.2	38.4
山　口	100	41.9	18.0	1.6	13.2	32.2
徳　島	100	36.4	17.9	—	15.7	30.3
香　川	100	32.2	15.5	—	15.6	38.0
愛　媛	100	45.2	20.8	—	8.5	26.3
高　知	100	46.1	13.3	—	11.5	30.1
福　岡	100	46.8	8.7	0.0	9.7	36.5
佐　賀	100	36.8	14.2	—	14.6	35.0
長　崎	100	37.0	28.1	0.3	7.0	25.6
熊　本	100	57.6	14.2	—	3.7	25.7
大　分	100	53.7	14.9	—	8.6	24.9
宮　崎	100	41.8	27.2	0.2	6.2	25.8
鹿児島	100	53.1	6.6	—	5.0	36.2

〔備考〕　1）2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の構成比の計は合計と一致しない。
　　2）労働省「昭和45年労働組合基本調査報告」による。

○人増)、広島（約一万七〇〇〇人増)、愛知（約一万五〇〇〇人増)、静岡（約一万一〇〇〇人増）などであり、増大率で見れば、滋賀（九・七%)、埼玉（七・六%)、広島（六・一%)、茨城（五・七%)、栃木（五・三%）などであった。

主要団体の都道府県別組織状況

都道府県別組合員数に占める主要団体加盟組合員数の比率は、第113表に示すとおりである。総評は、北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、鹿児島の一道七県で五〇%を占め、滋賀、岡山を除く四四県で加盟割合がもっとも高い。同盟は滋賀と岡山で総評をおさえ、福井、滋賀、岡山で三〇%以上を占めている。四団体のいずれにも加盟していない組合員が三〇%以上を占めているのは、二七都府県で、このうち愛知、東京、秋田では四〇%を越えている。

2　組織運動

1　全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

七〇年八月九～一三日の総評第四〇回定期大会が採択した「一九七一年度運動方針」は、組織方針を次のようにきめた。

【総評一九七〇年度運動方針・主要闘争目標の(7)「組織の強化、拡大」(要旨)】

今年度の組織強化・拡大については、組合民主主義・大衆路線の徹底を基礎とし、㋑職場での組合機能の確立、㋺産業別組織の機能強化、㋩大産業別共闘・中立組合との共闘強化、㋥地域共闘体制の拡大整備、㋭中小、未組織労働者の組織化、㋬青年・婦人対策の強化、㋣勤労諸階層との提携、などを重点におきつつ、次の諸対策をすすめる。

①組合末端組織の活動が保障・確立されていないので資本攻撃が強まると組合は形骸化される。したがって組織強化の出発点として㋑職場組織の確立と職場委員制の採用㋺時間内・有給の組合活動の権利獲得㋩職場新聞の発行㋥職場活動家の大量育成などを中心に、職場における組合活動の権利確立をめざす活動を全国的に展開する。

②産業別組織は調査、教宣その他の専門機能を強化し、産業別レベルでのサービス、政策闘争を重視する。傘下の重点民間単産の強化および国公組織の一本化については特別委員会を設置して対策をすすめる。

③既存の金属、化学、交運などの大産別共闘にくわえて商業・サービス・建設などの分野でも産業動向の分析、労働条件の調査、教宣、統一要求の設定、戦術調整、相互交流、支援ができる体制を整備する。

④各単産は関連産業における中小企業、下請企業、臨時工、パートなどの労働者の組織化と援助を系統的にすすめ、産別組織とともに地域共闘組織に加盟させるよう努める。

⑤総評はオルグ配置その他を通じて地評・地区労を強化するとともに、各単産や地評・地区労と協力して㋑独立諸組合の地評・地区労への結集㋺未組織の組織化㋩地評加盟単位の産業別への変更などをおこない、地方での産業別組織の育成につとめてきたが、この方針を強め、今年度は秋に地評・地区労の経験交流のための全国的集会を開く。また地評・地区労は政党機能を代行し、民間単産の期待に十分応えていない傾向があるが、その活動の重点は地方・地域の労働組合センターとしての活動におくべきである。沖縄の本土復帰をまえに沖縄県労協のはたす役割は重大となっているので、沖縄労働者の組織対策を強化する。

⑥総評主婦の会を育成・強化するとともに、地域国民運動を推進する組織としての勤労協や通勤者同盟には、組合員が積極的に参加し、地評・地区労はその活動の発展に協力する。

⑦一二〇万をこえる賃労働兼業農民や出稼労働者の多数が働く土木・建設職場は非近代的であるが、これらの農民や労働者を出身地と出稼ぎ先の両面から組織するとともに、農民と強いつながりをもつ単位農協職員の組織化につとめ、また全日農や関係単産との協力による労農会議の闘争を強める。

⑧これらの方針の具体化のため各加盟単産や地評の協力を得て経験交流を行う。組織対策強化のため、単産組織部長・地評事務局長合同会議や中央・地方の組織対策委員会の運営を再検討する。

⑨総評の機能を高め統一的指導を確立するため当面次の諸点に努力を集中する。㈠局・部のあり方の再検討と改善㈡総評の機関と運営の改善のための、企画部門強化㈢調査活動の抜本的拡充㈣単産・産別共闘・地域共闘組織にたいする本来の組合活動の分野での指導・援助・サービスの強化㈤総評本部の役員、書記およびオルグ制度のあり方についての方針確立㈥機関運営、組合費の支出の再検討㈦関東、中部、関西、中国、四国、九州の各地方ブロックの活動の充実㈧民間単産会議への協力・援助の体制の強化と大都市、重工業地帯においての、地評・地区労傘下組織を中心とした民間労組の結集体の組織化と育成・強化。

同盟の組織方針

同盟は七一年一月二〇～二二日の第七回全国大会で採択した「一九七一年度運動方針」のなかで、組織活動の方針を次のようにのべている。

【同盟一九七一年度運動方針・第三部・二「組織活動の強化と民主主義労働運動の拡大」(要旨)】

㈠三〇〇万組織の実現

1、階級闘争主義を基調とした反体制労働運動は衰退の一途を辿り、民主主義労働運動は理解と支持を強めている。われわれは未組織労働者の組織化に努め、組織労働者に対しても、同盟を通じて民主主義労働運動の推進と結集をはかるよう組織活動を展開し、三〇〇万同盟組織実現のため、次の重点目標を掲げる。①重化学・金属産業分野の組織化②第三次産業分野の組織化③コンビナート地域・工業集団地の組織化④中小企業労働者の組織化。

2、官公労働者の組織の民主化と同盟への組織化は漸次成果をあげているが、早急に官公労三〇万組織の確立をはかる。①官公労働者の労働基本権伸長のための活動の強化②中央組織活動委員会内に官公労部会を設置し、同盟全体として官公労系組織の拡大・強化をはかる③民間での労使協議の成果にみられるような経営近代化の対策を国有企業内に確立し、国民福祉の具現に寄与する。

3、中央組織活動委員会は、各構成組織・地方同盟の組織活動計画を綜合・調整し、人的・財的な活動の適切な配置に努力する。

㈡組織機能の発揮

1、構成組織の体制整備　①各構成組織は①活動を企画する会合や共同行動に際し、必ずしも完全に協力を果たしていないことを配慮して、新しい運営対策をたて、連帯活動の充実をはかる②その産業分野の組織拡大につとめ、その成果を同盟および地方同盟に結びつける③その地方組織を整備し、地方同盟の構成単位として同盟の地方活動を分担できるようにする。

2、地方同盟の体制整備　①地方同盟の計画については、同盟本部、構成組織本部において十分に調整し協力できるよう配慮し、同盟活動の綜合的推進をはかる②地方同盟が組織し加盟させた組織は、同盟の方針のもとに産別整理をすすめる③地方同盟は可能な限り地区同盟をつくる④ブロック運営を強化し、ブロック内の地方同盟の連携を密にする⑤地方同盟の中で組織活動を充実し、将来の発展を期するのに必要なものに対しては、専従者費用の一部を援助する。

3、産別整理の推進　①同盟および地方同盟は構成組織に協力して産別整理を促進する②産別整理は既存の構成組織尊重の原則に立ち、具体的処理は中央組織調整委員会できめるが、当該組織の労働者がもっとも意欲的に同盟活動に参加できる方途を選択する③新たな産別組織の形成が必要とされるときには、関連構成組織との協議のもとに、執行評議会は組織化の方針や対策を大胆にきめる。

4、部門別組織の設置、技術革新・産業再編成が組合組織に及ぼす影響に対処するため、同盟のもとにある関係組織の協議の上に部門別組織を設置し、共通する課題についての協議・協力を促進する。

2　産業別組織の動向

一九七〇～七一年における産業別組織の動きは次の通りである。

造船

この時期に最大の組織変動を見た産業部門は造船産業であった。全造船機械労組では、一九六五年いらい三菱重工、日本鋼管などの大手分会の脱退がつづいたが、七〇年一一月にはさらに舞鶴分会（三九六一人）、石川島分会の大多数（一万一六〇〇人）、名古屋分会（三七五〇人）、川崎分会（一万五一七一人）、石川島造船化工機分会（一一九〇人）があいついで脱退した。事実上、中小企業労組を中心とする、組合員約一万七〇〇〇人の小組織となった全造船機械は、一二月二二～二三日に全国代表者会議を、七一年二月一一～一五日に第三三回臨時大会を開いて組織問題を討議し、①あらたに北海道・東北・東部・西部・九州の四地方本部を設置し、下請関連労働者の個人加盟の道を開くこと、各分会が県評・地区労に加盟するよう努力することをきめた。なお旧石川島分会の大多数は脱退して石播東京労組を結成したが、そのうち約五〇名はこれと行動をともにせず、全造船機械石川島分会にとどまるとともに、東京地評に加盟した。

他方、造船総連と三菱、石播、川崎、鋼管の大手四企業連は、六九年一二月に造船産業労使会議を発足させていたが、七〇年七月にはこれに三井造船、日立造船を加えて造船七者委員長懇談会（のちに造船重機械委員長会議）を設置し、ついで七一年二月一〇日にはこの大手七組合で造船重機械労組共闘会議（約二〇万）を結成した。さらにこの共闘会議は五月二六日に開かれた第一回拡大代表者会議で、①七二年のなるべく早い時期、できれば春闘前の二月に全国造船重機械労働組合連合会（略称・造船重機労連）に移行すること、②友愛と信義を基調とした労働組合主義に徹し、自由にして民主的な労働運動を推進し、この基本路線に沿うナショナルセンターに参加すること、をきめた。

鉄鋼

七〇年三月に八幡製鉄と富士製鉄が合併して新日本製鉄が発足したが、これにともない鉄鋼労連傘下の八幡労組と富士鉄労組は七二年を目標に組織統合の準備をすすめ、その前段措置として七〇年八月に両者で新日本製鉄労組協議会を発足させた。

化学

武田薬品、住友化学、日石、旭硝子、日レ、王子、三菱化成、ブリジストン、凸版印刷、キリンビールの各労組は連名で呼びかけをおこない、七〇年七月に化学関係の一五業種、三八組合を集めて懇談会を開き、一二月の第二回懇談会をへて、七一年二月に化学産業労働組合調査研究会を発足させた。さしあたり情報センターとして充実をはかるとともに、協議会移行については今後の課題として討議を深めることにしている。

紙・パルプ　紙パ労連では六五年いらい大手組合があいついで脱退してきたが、さらに七〇年九月には北越労組（一八九〇人）、一〇月に国策（三六四〇人）、日本加工紙（一二〇〇人）、日本紙業（一七〇〇人）がそれぞれ脱退し、大手では十条、山陽、大昭和、中越の各組合が残るだけとなった。

セメント　七〇年二月には全国セメントから傘下の小野田セメント労組が、本部方針を階級路線と批判して脱退したが、同年一二月には三菱労組が本部方針を「闘争至上主義」であるとして脱退をきめた。

電力　電労協を中心に電力関係労組で組織している全国電労協は、七〇年一〇月の第二回定時総会で、この日の臨時中央委員会で執行部は総辞職に追いこまれ、宝樹委員長も職を退き、三月一七日の臨時大会で下田委員長を中心とする新執行部がスタートすることとなった。一一年間つづいた宝樹委員長が退陣に追いこまれたのは、この数年らい同氏が宮田鉄鋼労連、原口全鉱両委員長ら総評内の右寄りグループと絶えず接触して、同盟などとの組織統一に力をいれていたこと、七〇年八月の総評大会で総評岩井事務局長の追い落しに一役買ってきたことなどにたいする組合員ならびに組合幹部の反発によるものといわれる。

建設　全建総連と建設連合はこれまで擬制適用による日雇健保への加入を組織化に役立ててきたが、七〇年六月に政府がこれを廃止し国保へ移行させることにしたため、脱退者があいついででた。しかし、両組合は業種別国保を設立し、世話役活動をすすめた結果、全建総連（七〇年六月末現在約二五万七〇〇〇人）では一時七万人が脱退したのが二万人復帰し、建設連合（七〇年六月末現在約三万八〇〇〇人）は一時半数に減じたのを約一割減にとどめた。

航空　民間航空関係の労組はこれまで民航労連と日航連盟に加盟していたが、このうち日航連盟傘下の全日航労組（約七五〇〇人）が七〇年一〇月の臨時大会で賛成七一、反対一九、棄権三で同盟加盟を決議し、一一月一日付で正式加盟した。

全逓　全逓では、七〇年末の年末闘争の終結にさいして本部が下部に十分にはからず、郵政省側が主張した期末手当の欠勤などによる減額措置をのんだことなどに端を発して、下部組合員の不満が表面化し、七一年二月一八～一九日の臨時中央委員会で執行部は総辞職に追いこまれ、宝樹委員長も職を退き、三月一七日の臨時大会で下田委員長を中心とする新執行部がスタートすることとなった。一一年間つづいた宝樹委員長が退陣に追いこまれたのは、この数年らい同氏が宮田鉄鋼労連、原口全鉱両委員長ら総評内の右寄りグループと絶えず接触して、同盟などとの組織統一に力をいれていたこと、七〇年八月の総評大会で総評岩井事務局長の追い落しに一役買ってきたことなどにたいする組合員ならびに組合幹部の反発によるものといわれる。

海員　全逓につづいて海員組合でも、正副組合長が下部の不信を買い、辞任に追いこまれるという事態が発生した。すなわち、七一年春闘にさいし外航部門についての本部の妥結提案が汽船部委員会で否決されたため、海員組合は五月の臨時全国評議会で、三役が責任をとって辞意を表明することをきめ、六月三〇日の第三〇回臨時大会で村上組合長、土井、平郡副組合長を中心とする新執行部を選出した。

また海員組合に所属する船舶通信士を中心に組織されている船舶通信士協会内には、六三年の電波法改正により大型船の通信士定員が三名から一名減らされたことにたいする海員組合本部のたたかい方に不満があり、協会は六七年一月の臨時総会で「情勢に即応しつつ、必要な場合には新労働組合組織を結成する目的をもって、組織活動をおこなう」との方針をきめていたが、七一年五月の同協会第三二回定期総会でも従来の方針を再確認し、新組合結成の「条件を成熟させていくため、内部の団結結束を固めていく」こと、通信士労組結成準備会の設置を検討することなど、準備活動に力を注ぐことを決定した。

教　員

六九年八月いらい日教組に批判的な勢力の大同団結をめざして準備をすすめてきた日本教員連合会と全日本教育協議会は、これに同調するその他の組織を含めて三五都道府県三八団体八万七〇〇〇人で日本教職員連盟（日教連）を結成した。日教連はいかなる政党、労働団体とも関係をもたないとの方針を結成にさいして確認している。

3　労働戦線の「再編・統一」をめぐる動き

問題の経緯

一九六〇年の安保条約改定にさいしてこれに反対する労働者・市民の統一闘争がわが国労働運動史上未曽有の高揚を見せたのち、米日支配層がおこなった政策上の若干の手直しと、ひきつづき進行した経済の「高度成長」は、企業側のきめこまかな労務管理方式の導入とあいまって、六〇年代に大企業労組内の右翼的潮流を強化する傾向を生みだしたが、このことは、六五年以降における大企業の合併の進展を契機にして、成長産業部門の大企業労働組合に集中的に組織問題を表面化させた。そこに見られたのは、旧来の企業別組合を、企業合併の線にそって統合して単一の巨大な企業別組織を結成する動きであり、資本系列別に組合戦線を再編する動きであり、さらに右派指導下の大企業別組合が、従来の総評系もしくは中立労連系の産別組織をはなれて、あらたに右派的結集をはかろうとする動きであった。

造船部門では、六五年の三菱三重工の企業合併にともなって、全造船機械の三菱重工関係分会が大きくくずされ、同盟三菱重工労組が実現したし、その後日本鋼管をはじめとするこの組合の大手分会のほとんどが七〇年一一月までにきりくずされて、七一年二月には造船総連（同盟）と大手六組合とのあいだに造船重機共闘会議が結成され、いまでは七二年を目標にこれを造船重機労連へと移行させる準備がすすめられている。金属機械部門では、六六年のプリンス自動車工業の日産自動車への合併にともない全国金属プリンス自工支部組織が大きくくずされ、支部組合員の大部分が自動車労連へと組織された。化学部門では、六六～六八年に合化労連から東洋高圧、信越化学、鐘ケ淵化学など、紙パ労連からは六七～七〇年に日本パルプ、本州製紙、三菱製紙、大王製紙、北越製紙、国策パルプ、日本加工紙、日本紙業など、大手組合の脱退がつづいた。このほか全損保、全相銀連などで傘下組合の大量の脱退と脱退組合による新組織

の結成（六七年）などを見た。

こうした動きに乗じて金属機械産業部門で新たに組織活動をすすめ、ひいては労働戦線全体にわたる再編の動きを促進するきっかけをつくりだしたのは、六四年結成の国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣであった。それは総評、同盟などの既成組織にたいして批判的なポーズを示しつつ、実際には右派勢力の指導下に、いずれも大企業労組が圧倒的比重を占める電機、自動車、鉄鋼、造船などの部門の、さまざまの上部関係をもつ単産と巨大企業労組を傘下におさめることによって、七一年初めまでに約一三一万七〇〇〇人を結集するにいたったし、六七年以後それはたんなる「国際連帯の窓口」にとどまるのでなく「国内運動体」へと発展する傾向を示した。

総評内では、全逓宝樹、鉄鋼労連宮田、全鉱原口の各委員長が、ＩＭＦ・ＪＣの組織伸張と呼応して、労働戦線の右寄り再編の主張と動きを強めた。そして六八年いらい、ＩＭＦ・ＪＣ派の電機労連、鉄鋼労連や六七年一月に反共「労働戦線統一」の主張を公表した宝樹委員長指導下の全逓の支援のもとに、地方で県評や地方同盟の枠をはずした県単位の「民間労働組合懇談会」「労働問題研究会」「民間労組連絡協議会」などをつくる動きが、福岡、神奈川、山口、大分、和歌山、岡山、京都、大阪などにあらわれ、さらに中央では六八年八月に同じく既成組織の枠をはずした一二単産の書記長で「労働問題研究会」が発足した。後者は、七〇年六月までに五単産を加え、自動車労協、全逓、全繊同盟、全電通、新産別、全日通、電労連、鉄鋼労連、全国ガス、全鉱、電機労連、生保労連、全化同盟、海員、日建

他方総評内では、宝樹、宮田、原口など再編・統一派の主張は孤立した。六六年には議長が太田から堀井へと交替し、六六年一二月発足の民間単産会議議長には原口全鉱委員長が就任するなど、再編・統一派に有利な状況があったとされながらも、六七年の定期大会では再編・統一派は大多数の単産代表の反撃を受け、このため全鉱原口委員長の調停で妥協が策されて、大会は戦線統一問題について、①すべての労働者が共闘体制をつくる②相互に組織の奮い合いをしない③各組織の政治路線を認め合う④共産党を含むあらゆる政党の組合支配の排除、のいわゆる「原口四原則」を承認して終わった。さらに六八～六九年には総評は労働戦線統一をすすめる基本的態度として、「労働者と労働組合が当面する切実な要求を基礎に共闘を前進させ、統一を達成する」ことをきめ、少数派となった再編・統一派は大会ではまったく口をつぐんで発言しなかった。とりわけ全逓の宝樹委員長は全逓組織内でも孤立をふかめ、六九年六月の全逓大会では役員選挙にさいして外山書記長が落選、宝樹委員長には

三七%の不信任票が投ぜられるという異例の状況さえ生まれた。

全国レベルでの再編・統一問題は総評内のこうした成りゆきから一頓挫きたしたかに見えた。だが六九年一二月末の総選挙で社会党が大幅に後退し、総評の社会党系幹部内の動揺がふかまると、これをきっかけにして七〇年に入りふたたび再編をめざす動きが強化された。

六九年末の総選挙直後の動き

全逓宝樹委員長は、この機をとらえて、七〇年一月一日の読売新聞に「一九七〇年代の労働運動前進のために——二年後を目標に労働戦線の統一を実現しよう」という論文をあらたに発表した。それは、大部分が総評に結集する「官公労働運動」を「政治主義的偏向」と非難し、「労働組合主義」を中心に七二年を目標にして労働組合の戦線統一を実現するように呼びかけていた。また滝田同盟会長も同日付同盟新聞に「新しい創造へ、七〇年代の展望に立って」と題して、「労働組合主義」、「民主的労働運動」にもとづく戦線統一を訴える論文を発表した。

一月二二日には、六九年三月いらい四回の会合をつづけてきた八幡製鉄労組宮田組合長、松下電機労組高畑委員長、東レ労組藤井委員長らが「全国主要民間労組委員長懇話会(全民懇)」を正式発足させた。発表されたその「活動メモ」は、「各単産内部および地域で労働組合運動を革新し、民間労組を中心に再編成を促進、戦線統一を提唱していく」とのべていた。懇話会はついで三月の第二回会合に一九労組委員長を集め、その名称から「主要」の文字をけずって懇話会を拡大することをきめ、六月の第三回会合には二三九単組をあつめることとなった。もっともそのうち総評系は、一四単組、それも大部分が鉄鋼労連傘下であった。

一月二八日には、原口全鉱委員長を議長とする総評の民間単産会議が「総評は民間産業労組の運動を中心とした指導に切換えるべきである。労働組合の原点にかえった運動に基づく共同行動・統一行動の発展が労働戦線の統一につながる」という主旨の提言を、総評にたいしておこなった。これにたいして総評は、一月二九～三〇日の拡大評議員会でこの問題を討議し、「戦線統一は、資本に対して一層戦闘的な力を発揮するものであること、官民などを区別しないあらゆる労組の結集を目指すものであること」などの大綱方針を確認して、右寄りの再編・統一派の主張にたいして反論を加えた。

民間八単産委員長の話し合い

だが七〇年二月二日には、再編統一に積極的な原口全鉱委員長、宮田鉄鋼労連委員長、滝田全繊同盟会長(同盟会長)、前川電労連会長、塩路自動車労連会長、南波佐間海員組合長、古賀造船総連委員長、清田電機労連委員長らの民間単産代表が非公式に会合して、労働戦線統一問題についての話し合いをすすめることを申し合わせた。会合は第二回(三月六日)、第三回（五月一六日）と重ねられた。

同盟第六回大会の方針と組織特別委員会の設置

こうした状況の下で、同盟は七〇年二月一二～一四日開催の第六回定期大会で採択した七〇年度運動方針のなかで、戦線統一の問題にたいする同盟のこれまでの態度を一歩すすめ、同盟の組織強化にのみ固執せず広く呼びかけ

新しい運動の開拓と建設にとりくみ「既存の全国組織や産別組織にこだわらない」との方向をきめ、さらに五月一四日の執行評議会では、その具体化のために組織内に同盟三役と主要単産書記長をもって組織特別委員会を設置し、意見の調整をはかること、また対外的には提唱組合の呼びかけをおこない、提唱の方法、対象組織など具体案を作成していくことなどの方針をきめ、提唱組合としては、鉄鋼労連、電機労連、ＩＭＦ・ＪＣ、全民懇などが考えられるとした。だが同盟による提唱組合の指名には、これらの組合のすべてがとまどいをみせた。とりわけ電機労連は、五月二六～二九日の大会で「最終的には唯一の全国組織を実現する可能性を探究し、条件整備に努力する」との方針をきめたが、しかし大会では、この問題に関する本部の政策や、電機労連から松下、東芝のみが参加している全民懇に対しての批判が、明電舎、コロンビア、沖電機、安川電機、富士通、富士電機、岩崎通信、日本無線などの代議員から強くだされ、本部としては、「誤解されるような全民懇の動きは極力規制する」こと、また同盟の構想による戦線統一の提唱組織には参加しないことを、確認せざるをえなかった。

総評の統一四原則と第四〇回定期大会

この時期まで戦線統一問題に対して消極的な取組みしかみせなかった総評は、七〇年度運動方針案の審議をすすめるなかで、七〇年五月二九日第五回拡大評議員会を開き、ここで初めてこの問題に積極的に取り組む姿勢を示すとともに、それに取り組むさいの四つの原則を明らかにしたが、それは字句上の多少の修正を加えたうえで、八月九～一三日の第四〇回定期大会で承認された。それは、「あらゆる労働組合の大結集をめざす労働戦線の統一への積極的努力をする」とのべ、そのさいの統一の原則として①すべての組合の大結集を展望するもので、組合の団結を思想、宗教、組合の大小、官公労、民間などで区別しない②資本に対する果敢な戦闘性③大結集体である組合は特定政党との間に支持関係をもたない④大結集体ができれば既存団体を解消する、の四つを挙げていた（II・II・1参照）。この四原則の採択は、総評内の再編・統一派が総評の方針をはなれて、この問題で勝手な行動をとることをおさえる意味あいをこめていたにもかかわらず、この大会で再編・統一派はまったく発言しなかった。他方、こうした四原則の採択とならんで、この大会では堀井議長、岩井事務局長が辞任し、あらたに市川議長・大木事務局長が就任するという事態が生まれた。このうちとりわけ岩井から大木（全電通）への事務局長の交替は、再編・統一派にとって有利に作用するものとされ、一部では、岩井辞任は全逓宝樹委員長らの策動によるものと噂された。

統一四原則に対する総評傘下単産の態度

七〇年五月に総評が統一四原則を発表したのち、六月二～五日に開かれた日教組大会は、「右寄り再編成」を強く批判するとともに、統一四原則を支持して「闘う統一」の方針を採択したが、これにつづいて、私鉄総連、全日通、炭労、国労、動力車など総評傘下主要単産はすべて四原則支持の方針をきめた。また八月三〇～九月三日の全逓大会では、宝樹委員長が開会のあいさつで、四原則にこだわらずに統一を推進すべきで、「無条件にひとつの問題について組織を越えて話し合う時期は一〇月

に到来すると思う」とのべ、この大会を再編・統一推進への足がかりにしようとしたのに対して、運動方針案の審議にさいしては宝樹執行部に対する批判が集中し、総評の四原則に「自由自在に対処する」としていた運動方針案は根本的に修正され、大会は「四原則を確認するなかで地域別、産業別に共同行動を拡げ、具体的な統一された戦線ができるよう努力する」ことをきめた。ただ鉄鋼労連は八月一九～二一日の大会で①七二年を目標に積極的に対処する②まず民間から結集する③活動の主体を民間におく④全民懇、地方労問懇などは統一のための情勢づくりの役割として位置づけ、積極的に参加する、など、四原則にかかわりなく再編・統一をすすめる方針を採択した。

「戦線統一世話人会」の発足

一方、五月までに三回の会合を重ねた原口（全鉱）、宮田（鉄鋼）、滝田（全繊）、天池（全金同盟）、前川（電労連）、塩路（自動車労連）、南波佐間（海員）、古賀（造船総連）、清田（電機）などの委員長、会長らは、その後個別に折衝をすすめるなかで、民間単産結集を先行させ、九月二五日にそのための世話人会を発足させることを確認し、総評と中立労連傘下の単産に対する工作を開始した。しかし、一番ねらわれたという私鉄総連は参加を拒んだし、電機労連内には先にのべたように強い批判もあり、民間先行について同組織の了解をとりつける必要もあって、九月の世話人会発足は延期せざるをえなくなった。そして一〇月にさらに三回の会合を重ねたのち、一一月一一日になって、原口全鉱委員長、宮田鉄鋼労連委員長（以上総評傘下）、天池全金同盟会長、前川電労連会長（以上同盟傘下）、清田電機労連委員長（中立労連傘下）、小方全機金委員長（新産別傘下）の六名により世話人会が発足した。世話人会は当日の会合で大要次のようにを申し合わせた。

①世話人会の役割と運営について　㋑世話人会の役割は、発起人会を発足させるまでのものとする㋺世話人は組織的には上部団体との関連はあるが、精神的には上部団体のワクを超越して運営する㋩世話人会の決定は原則として満場一致制とする。②発起人組合の選出について　㋑世話人会は全面統一を目標とするが、当面は民間先行として、産業別組織を対象として選出する㋺上記の選出に当っては上部団体の意向をきくとともに、その理解を求める㋩発起人会は年内発足を目標とする。

世話人会の第二回目の会合は、一一月一九日に開かれ、大木総評事務局長、重枝同盟書記長、大谷新産別書記長から戦線統一問題についての意見を聴取し、第三回会合から発起人組合の選出について具体的に協議することにした。

総評の労働戦線統一対策委員会設置

この間に総評は、こうした動きに関連して、四役会議、単産委員長会議などを開いて討議したが、その結果、下部組合員を混乱させてまで産別レベルの話し合いを急ぐ必要があるのかとの疑問がだされ、総評として団結を強める方向で組織的に一体となって対応すべきだとの意見が多数を占めたために、一〇月二六日の幹事会で、総評大会がきめた統一四原則具体化のための諮問機関として労働戦線統一対策委員会を設置することを決定した。

一一月九日開催の対策委員会第一回会合は、①日教組、自治労、全農林、全港建、都市交（以上公務員）、全逓、電通共闘、動力車、全専売、全印刷（以上公労協）、鉄鋼、全金、合化、化同、紙パ、全印総連、私鉄、日通、全自交、炭労、全鉱、全駐労、全

日自労（以上民間）の二三組合の責任者またはその代理人並びに総評四役をもって同委員を構成する②当面四団体間の共通の要求を中心に共同行動の拡大をはかる③四団体間の話し合いによっては対策委で若干名の代表を選んでテーブルにつくことを考慮する④組織問題については四原則に照らして慎重に対応し、重要な課題はその都度、決議機関の討議に附する、などのことを確認するとともに、一一月一一日の世話人会発足については、宮田鉄鋼委員長、原口全鉱委員長は総評の正式代表としてではなく出席して、テーブルにつくための努力をしてもらうことをきめた。

一一月一三日には公害並びに減税に関して総評、同盟、新産別、中立労連は政府に対する共同申入れをおこない、さらに一二月二二日には所得政策反対の共同声明を発表することになったが、この間の一一月二六日に開かれた対策委員会の第二回会合は、①こうした共闘の強化②一一月三〇日の世話人会については市川議長、大木事務局長、宮田、原口両委員長を代表として確認し、当日の出席者及び総評の主張はこの四人に一任する③代表発起人は五名前後とする、などをきめた。

世話人会における発起人組合の選定

世話人会は一一月三〇日の第三回、一二月一〇日の第四回、同二〇日の第五回と会合を重ねたものの、発起人組合を確定できず、発起人会の年内発足をあきらめ、七一年に持ち越すこととなったが、しかしこの間に発起人会メンバーの選定基準として①主要産業の全国単産②競合していない単産③戦線統一に賛成の単産の三条件をきめ、同盟五、総評四、中立労連三、新産別一、純中立二という割当数をも決定し、七一年二月一日の会合では、具体的にメンバーとして鉄鋼労連、全鉱、私鉄総連、合化労連（以上総評）、全繊同盟、海員組合、全金同盟、電労連、全化同盟（以上同盟）、電機労連、全国セメント、生保労連（以上中立労連）、全機金（新産別）、自動車労協、造船重機労協（近く発足予定）の一五単産を内定し、二月八日に発起人会を発足させることとした。

同盟は一月二〇～二二日の第七回大会で、世話人会のこのような動きを承認するとともに、労働戦線の流動化・再編の動きは、反体制労働運動への批判から生まれたものであるから、再編・結集は当然民主主義労働運動の線にそうものでなければならないとし、民主主義労働運動の推進と結集、官公労組合の民主化と同盟への組織化の方針をきめた。これに対して総評内では、一二月三日の単産委員長会議、一二月一一～一二日の拡大評議員会などで、世話人会に出席している鉄鋼、全鉱の委員長が総評の四原則にもとづいて行動していないし、大木事務局長はこれを認めているとして、統一推進派に対する批判が高まった。そして一月二七日の対策委員会は、①発起人組合を総評、同盟同数とすること②総評からだすそれの選定は総評が独自に行なうことをきめ、二月一日の幹事会でこれを確認した。さらに二月一日の世話人会でメンバー組合が内定したとの報道が伝わると、私鉄総連は、世話人が総評の要求を認めないなら発起人会には出席しないとの強硬態度を決めた。四日の全単産委員長会議では原口・宮田両委員長の個人プレーに対する批判が続出し、そのうえで①総評、同盟は同数、選出は自主的という原

則が再確認され、②二月八日予定の発起人会発足の延期を求め、これがいれられない場合には総評は参加しない③中立労連と連絡を密にする、などがきまった。

宮田・原口両委員長が二月五日の世話人会で総評の申入れを伝えると、世話人会は、発起人会発足を二月二五日に延期すること、発起人会メンバーの割当を総評、同盟とも五組合とし、中立労連を四組合とすることまでは、譲歩した。

国労・全国金属・全逓の動き

総評はこのあと二月六日に緊急評議員会、一〇日に主要単産委員長会議、一二日に幹事会と四役会議、一五日に評議員会を開いたが、内部の意見がわかれて発起人会参加メンバーを決定するまでにいたらず、決定を二二日まで持ち越した。

この間、二月一三日に国労の提唱で「国際労働運動研究所」が発足したが、そこに集まった自治労、全国金属、全港湾、紙パ労連、動力車、私鉄総連など二〇単産の幹部が「発起人会が総評から出す全国金属を認めなければ、発起人会の発足を認めない」と意志統一したといわれ、ついで一五日に全国金属の松尾委員長は「総評の統一四原則に従って戦線統一発起人会に参加する用意がある」との態度を発表した。

そうこうするうちに、二月一八～一九日の全逓臨時中央委員会で、総評内における再編・統一派の一方の旗頭であった宝樹委員長に対しての下部組合員の不信が爆発し、委員長以下全逓執行部は辞職に追いこまれた。このことは総評内左右両派に大きなショックを与えたといわれる。

発起人会の発足見送り

二月一九日に開かれた総評社会党員会議は総評から出す発起人組合として全国金属、私鉄総連、合化労連、鉄鋼労連、全鉱の五つときめた。二一日の総評幹事会、二二日の戦線統一対策委員会ならびに緊急評議員会は、右の五組合とする案を圧倒的多数できめ、そのあと総評はこのことを同盟、新産別、中立労連にそれぞれ伝えた。これに対して同盟と新産別は反対の意向を示したが、中立労連は、同日五単産代表者会議を開いた結果、①全国金属を発起人会に入れる方向で総評、同盟間の話し合いがまとまることを期待する②話し合いがつかない場合、全国金属を除外して発起人会を発足させることには反対である③見切り発車で発起人会を発足させるならば、電機労連は従来の行きがかり上参加を認めるが、他の三単産は発起人会に出席しない、との態度を決めた。

総評内では、私鉄総連、合化労連の二つが、全国金属の参加が認められない限り、発起人会への参加を見合わせるとの態度を表明した。

世話人会は二四日と二五日に会合を開き、全国金属参加の問題を討議したが、①路線上の違いから世話人会としてはその参加を認めない②発起人会の発足を見合わせ、拡大世話人会に切り替える。拡大世話人会が事実上発起人会の役割を果たし、統一のために必要な路線確定を含む具体的作業を進める③メンバーは発起人会組合に内定していた一七単産のほかにも広げ充実をはかる④従来の世話人会を拡大世話人会の幹事団とする、などのことを決め、発起人組合の発足を断念することになった。

二月二五日午後、発起人組合に予定されていた一七単産のうち出席したのは一一組合で、その具体的顔ぶれは原口全鉱委員長、宮田鉄鋼労連委員長（以上総評）、天池全金同盟組合長、前川電労連会長、南波佐間海員組合長、宇佐美全繊同盟会長、中島全化同盟書記長（以上同盟）、清田電機労連委員長（中立労連）、小方全機金委員長（新産別）、柳沢造船重機共闘会議事務局長、伊藤自動車労協副議長（以上純中立）であった。会合は世話人会がきめた方針を承認し「改めて発起人会を発足させる」ことを考えないで、そのまま統一のための具体的作業にとりくむことをきめた。

総評声明

総評は同日この問題に関連して次の声明を発表した。

【総評声明（要旨）】 ①総評は過去十数年さまざまな問題で同盟をはじめあらゆる労働組合に共同行動を呼びかけてきたが、同盟はこれを拒否し続けてきた②最近、労働戦線の統一をめぐってさまざまな動きがあり、総評は一方で共同行動の実現に努力するとともに、労働戦線統一の話合いのテーブルである「発起人会」に出席する五単産を一致してきめた③だが「発起人会」の案内状が全国金属を除外してだされた。このことは各全国組織がそれぞれの自主性を尊重して統一のための話し合いをすすめるという労働運動の当然の常識に反する行為である④もしこういうことがおこなわれるなら、それは〝労働戦線の統一〟ではなくて、同好の士による〝再編成〟であり、〝同盟路線〟への吸収である。このような方法ですすめられる「発起人会」に参加すれば、職場労働者に背を向けることになる⑤中立労連が私たちと同じ態度をとられようとしていることに敬意を表する⑥総評は戦線統一にこんごも積極的にとりくむ。そのための春闘をはじめとする諸課題に対して中央・地方で共闘を呼びかけるとともに、これをより前進させるために労働四団体代表を軸にし産別代表を含む会議の開催を提唱する。

このあと、四月の統一地方選挙、六月の参院戦などもあって「統一世話人会」を中心とする労働戦線の再編の動きは一頓挫きたしたまま、七一年後半にもちこされることになった。

関東民労連の発足

労働四団体の枠を越えて民間労働組合を「民主的労働運動」の線に沿って結集する動きとしては、七一年二月二二日、新潟、山梨県をふくむ関東一都八県にわたる民間労働組合一二七組合、約一〇〇万人を集めたといわれる関東地方民間労働組合連絡会議（関東民労連）の結成があった。結成総会には滝田同盟会長、宮田鉄鋼労連委員長、高畑全民懇代表幹事らが来賓として出席した。総会は「会則」、「当面の活動目標」を原案どおりきめ、代表幹事に後藤日本鋼管製鉄労連委員長、事務局長に野村東京同盟書記長を選んだ。同労連は、七〇年代の産業、経済、社会に正しく対応するために、必要な共通課題について研究、協議するとともに相互理解をふかめて共同行動の場を拡大することを目指すものとされ、会議で採択された「宣言」は次のようにのべている。

「われわれは労働組合主義を堅持し、運動の根本を人間尊重において、参加と政策を通じて労働条件の向上と労使関係の近代化をはかる。また政治面において議会制民主主義の立場を堅持し、民主的革新政治勢力の結集を通じて人間性豊かな高度福祉社会の実現をめざしていく」。

また会議が決定した当面の活動目標は次のとおりである。

①各地方単位の組織結成を促進する②産業政策、賃金政策、生産性向上問題などについて学習研究、情報交換の場をつくる。なお所得政策を排除し賃金水準の向上をはかる③住宅難解消のため研究会・情報交換をはかり、政府自治体にはたらきかける④公害対策について労組の役割を自覚し、労使関係の中から公害追放の努力を積みあげるとともに、地域

における対策にとりくむ⑤通勤対策について広域的立場からとりくみ地方自治体に申し入れる⑥有効な生活・文化活動⑦物価・減税・社会保障などについて市民運動をおこす⑧民主的労働運動の確立と民主的革新政治勢力の結集。

【参考資料】　(1)労働大臣官房労働統計調査部「昭和四五年労働組合基本調査報告」および各年同報告、(2)労働大臣官房統計調査部「一九六九～七〇年海外労働情勢」、(3)総評第四〇回定期大会資料、(4)総評教宣局監修「総評第四〇回定期大会速記録」、共立速記、七〇年八月刊、(5)総評第四一回臨時大会資料、(6)総評教宣局監修「総評第四一回臨時大会速記録」七一年三月刊、(7)同盟第七回定期大会資料、(8)同盟「同盟第七回定期全国大会議事速記録」、七一年一月刊、(9)新産別第二二回定期大会資料、(10)「総評新聞」、(11)「同盟新聞」、(12)「新産別」、(13)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(14)労働経済社「労働経済旬報」

II 総評、同盟、新産別の大会

概要□総評の大会＝総評第四〇回定期大会：運動方針案の提案・説明／運動方針の修正案／分科会討論と総括討論／岩井事務局長の総括答弁と政党支持問題／役員改選／総評第四一回臨時大会／同盟第七回定期全国大会＝開会と滝田会長あいさつ／来賓あいさつ／七一年度運動方針案／新産別第二二回定期全国大会＝昭和四六年度運動方針（要旨）

概要

一、七〇年七月～七一年六月の期間に開かれた全国労働組合中央組織の大会は、①七〇年八月九～一三日の総評第四〇回定期大会、②七一年三月三～四日の総評第四一回臨時大会、③七一年一月二〇～二二日の同盟第七回定期大会、④七〇年一〇月二九～三一日の新産別第二二回定期大会の四つであった。

一、七〇年八月の総評第四〇回定期大会では、「いのちと暮らしを守り平和と民主主義を貫く」ことを目標とし、賃金・労働条件の改善と国民的生活要求、平和と民主主義のたたかいをあらゆる分野でたたかいきりひらいてゆくことを基本とする七〇年度運動方針が採択された。また同方針は、①すべての組合の大結集②資本に対する戦闘性③特定政党と支持関係をもたない④既存組織の解消、労働戦線統一にかんする四原則をきめた。なおこの大会で堀井議長、岩井事務局長は辞任し、市川議長（全駐労）、大木事務局長（全電通）のもとに新指導部が選出された。

一、七一年三月の総評第四一回臨時大会では、景気後退の中での情勢のきびしさを意識して、①大衆路線にもとづく要求づくりを強め、青年労働者を先頭に立てる、②全産業総がかりの

かまえで、各単産が独走しうる強力な産業別統一闘争をくむ、③「誰でも最低一万円以上」のスローガンを中心とし、ストライキを強化し、五月に入っても満足な回答がでるまでストをやめないなどを基調とする「七一年春闘方針」をきめた。なお大会の席上、大木事務局長は、二月に戦線統一発起人会の発足が棚あげになるまでの期間におけるこの問題についての総評指導部の態度を自己批判し、右寄り再編の動向への判断の甘さがあり、下部に不安を与えたことをわびた。

一、七一年一月の同盟第七回定期大会は、高成長均衡経済の実現に努力するなかで、長期賃金計画と福祉ビジョンを実現するため、産業民主制、行政への参加、選挙のとりくみなどを強化することに加え、民主主義労働運動を志向する民間産業労働組合の結集をはかること、そのために同盟の組織拡大、とりわけ官公労働の分野の民主化にとりくまねばならないとする、七一年度運動方針をきめた。

一、七〇年一〇月の新産別第二二回定期大会は、①労働組合主義の再評価②統一要求基準にもとづく闘争の推進③公害防止委員会設置④民間、公労協ともに統一をすすめる、などの諸点をふくむ「昭和四六年度運動方針」を採択した。

1　総評の大会

1　総評第四〇回定期大会

日本労働組合総評議会（総評）第四〇回定期大会は、一九七〇年八月九～一三日東京・文京公会堂で開催された。第一日目は午前一〇時四〇分小川副議長の開会の辞、資格審査委員会の報告につづいて、日教組三原副委員長、全日通伊部委員長、全鉱佐藤事務局長、全専売園田婦人部長が議長団に選出され、大会成立が宣言された。

まずあいさつに立った堀井総評議長は、総評結成二〇周年を迎えた現在、大会は「これまでの運動の根本的総点検」をおこなうべきこと、「情勢と局面の移り変わりに合わせて、大胆な発展を目指す」ことが必要だとのべるとともに、最近総評の影響力の低下や内部結束のみだれが云々されているが、この大会で「腹臓のない同志的討論」によりこれを克服し、また「総評本部の機構、運営に欠陥があるとすれば、大胆にこれにメスを入れ、集団指導の実をあげる」べきだとのべた。

ついで来賓の成田社会党委員長、不破共産党書記局長、阿部中立労連議長ならびに美濃部東京都知事があいさつした。成田委員長は、一方で、「労働運動から政治闘争を抜き去ろうとする」一最近の動きを批判して、経済闘争と政治闘争の結合が必要だとのべ、また労働戦線統一は資本に対して階級的に戦闘性をもってたたかうための結集でなければならないと指摘するとともに、他方で、政党と労働組合の関係については、総評が労働者と国民の課題の解決に意欲的に取りくめば取りくむほど、社会主義政党とのつながりは密にならざるをえず、「政党支持自由の原則の機械的適用」は誤りだとのべた。不破書記局長は、七〇年代が「日本の進路をめぐる二つの道の対決」の時期であり、大会が打ち出す方向はまさに日本の前途にもかかわる重大な意義をもつことを指摘するとともに、労働戦線統一の問題については、総評のきめた「四原則」を積極的に支持すること、大会で討議される運動方針案は「安保廃棄の政府の樹立」を七〇年代の中心課題としているが、これは共産党の目指す「民主連合政府の樹立による安保廃棄の主張と基本方向において合致する」とのべ、特定政党支持など統一への障害になっている問題を克服して、労働戦線統一と民主勢力の統一戦線の各方面で総評が一層積極的役割を果たすことを期待する、と結んだ。また美濃部都知事は、総評の公害闘争を支持して、生活環境の破壊に対しては、その被害者である労働者階級の運動、勤労者階級の運動によってのみ、有効にたたかうことができるとのべた。

来賓のあいさつの途中、大会運営委員長から五日間にわたる大会の議事日程について提案がおこなわれ、これが了承され、

運動方針案の提案・説明

第一日目午後は、この日が二五年前長崎に原爆が投下された日にあたるところから、「戦争反対の誓を新たにするために」一分間の黙禱がおこなわれたのち、まず岩井事務局長の「六九年度活動報告ならびに七〇年度運動方針提案説明」、井上財政局長の「第二〇年度会計決算報告」、竹内監査委員の「会計監査報告」、「第二一年度予算案提案説明」、大木総務企画局長による「長期路線委員会の答申」がおこなわれた。

岩井事務局長が提案した運動方針案は、①内外情勢②闘いの総括③七〇年闘争及び七〇年代の基調④主要闘争目標の四つの部分から成っていたが、このうち③は次のようにのべている(大会採択の「運動方針」による)。

【一九七〇年度運動方針「七〇年闘争および七〇年代の基調」(一部省略)】

(一) 労働者の状態(省略)

(二) われわれの運動方針の基本

① 基本的な要求

「いのちと暮らしを守り平和と民主主義を貫く」ことを目標とし、賃金・労働諸条件の改善と国民的生活要求、平和と民主主義の闘いをあらゆる分野で闘いきりひらくことである。そのための闘いの目標を次のようにする。

(イ) 大幅賃上げ(一万五〇〇〇円から二〇〇〇〇円の賃上げ、年齢別最

低保障の確立、若年層と、不熟練労働者の世帯賃金確保）(ロ)　合理化による労働強化反対、一切の労働条件に対する組合交渉権の確立と労働条件の改善、産業合理化に対する政策闘争の強化（◎週休二日四〇時間制の確立◎労働災害絶滅と補償の改善◎要員と作業標準に対する規制の確立◎技術的必然性によらない交替制度反対、すべての交替制度は四直三交替制へ、交替手当の大幅増額◎変則勤務の規制と条件の改善◎有給休暇の拡大◎通勤途上災害の労災扱い）(ハ)　労働政策の改革と組合要求による介入（◎所得政策反対◎全国一律最賃制の確立、労働基準法改正◎労災法の改善、死亡補償一〇〇〇万円◎職業訓練の充実）(ニ)　権利の確立（◎労働協約協定の改善による労働者の権利確保　◎労働組合活動の自由、不当労働行為絶滅◎スト権奪還、弾圧反対民主主義の擁護）(ホ)　国民的生活諸要求の獲得（◎物価政策の確立◎勤労所得税の減税、間接税主義反対◎老後保障の確立◎児童手当創設◎住宅政策の重点的改善◎医療制度改悪反対、健保の定年後延長◎抜本的公害政策の確立◎通勤難交通地獄解決◎教育の民主化◎保育所の大幅増設）(ヘ)　憲法擁護反戦平和、民主主義擁護、安保体制打破、沖縄の基地抜き全面返還、軍国主義復活反対

②　闘争目標をかちとるために

(1)　春闘を更に強大に発展させよう

すでに述べてきたように、われわれは不十分ながらも賃金闘争を拡げることに一定の成果をあげてきたが、更に前進させるように「三〇〇〇万春闘大衆路線」を徹底させ職場労働者、就中、「若い労働者のエネルギー」を徹底的に汲みあげるよう、日常闘争をつみあげてゆく。

(2)　企業内諸条件の改善と労働政策、国民諸要求の闘い

イ、この分野はたちおくれている。したがって、七〇年代を通して運動の重点をここに集中する。とくに労働組合は、労働諸条件に関する要求を第一義的に追求し、資本との癒着を完全に断ち切ることが必要である。ロ、この分野の闘いを拡めるため、積極的な教宣を反覆し一定の段階では「春闘のようなストライキ」で闘うことが必要だし職場労働者の要求がたかまっている現在では幹部活動家、青年層の決意と、これらの要求を的確に結集することに努力すればスト体制をもって闘うことが可能な情勢となった。

各組合は今秋にむけてストライキ体制づくりに努力し、更に継続して闘いを拡大し、全組合規模のストライキを準備する。ハ、この闘争は職場労働者の多面的な要求に応える途であり、同時にそれを通じて全労働者の団結と連帯を計る。ニ、これらの闘いの領域は職場、工場、企業と、地域、政府の三段階であるが、この闘いを通じ勤労国民全体との連帯をたかめ反独占の闘いに発展させる。

(3)　平和・政治闘争の強化

イ、安保条約の廃棄、ベトナム侵略反対、憲法改悪阻止はわれわれのすべての要求の頂点に立つ重要な課題である。生活要求、国民諸要求との結合をより強め、基地闘争、核兵器禁止など地域での闘いを拡げつつ教宣活動を一層強化し、今後はストライキ、デモ、集会、署名運動などを反省し、国民世論の結集をめざす。

ロ、七二年に向けて、核もB52も基地もない沖縄返還は、安保廃棄を目指す闘いの大きなカギである。沖縄の実体を拡める運動のなかから、われわれ自身の闘いの力量を強化すると共に、沖縄労働者と住民の身近な要求を重視し、沖縄県労協を全面的に支援して、国政参加をめざす選挙の勝利を闘いとる。

ハ、来年に予定される参議院選挙、統一地方選挙、とりわけ東京都知事選挙は七〇年代の緒戦であり、重大な選挙である。この闘いの意義を職場に徹底し、地域における日常活動の積み重ねのなかから勝利をかちとり、反自民勢力の大幅な前進をめざす。

ニ、これらの闘いの積み重ねのなかから反独占の闘いの波を拡大し、安保廃棄の政権樹立の展望を切り拓いていく。

ホ、中央、地方で各種平和運動の統一化に努力する。

(ニ)　組織強化と労働戦線の統一

イ、前述したわれわれの要求を闘うためには自らの組織を強化することが必要である。その場合の鍵は職場組織と産業別を強めることであるが、それには青年労働者の献身的働きが最も重要となる。またそのためにも

特別強調されることは組合運営の徹底的民主化である。特に各組合は、青年労働者が運動の全戦線の前面に登場できるような配慮と対策を強めることが必要である。また青年部活動は職場を基礎とした運動に出発点を置くよう運営を改善していかなくてはならない。

ロ、七〇年代は資本の一層の寡占化、国家と資本の癒着とその反動化の進展が予想される。この資本の結束に対して総労働の結集がなんとしても重要な段階に達している。住宅・社会保障・公害などの闘争は生活要求であるとともに政策闘争である。したがって労働団体の政治的社会的行動力を強めることなくして要求の前進は期せられない。また、様々な労働条件の要求は組織をこえて労働者に共通であり、また要求獲得のためにも業種・産業・地域の市場横断的な闘争がより重要になってきている。さらに、憲法改悪を目指しつつ政財界の全般的な反動化傾向に対して、国民の多数派の民主憲法支持の世論に応えるために、四団体が憲法を守ることで一致できる可能性を追求することが重要になってきている。

したがって総評は、このような条件をふまえてあらゆる労働組合の大結集をめざす労働戦線の統一への積極的努力をする。そのさいの統一の原則は、第一にすべての労働者の大結集を期待しうるものでなければならない。もちろんはじめから全部が結集できるとは限らないが、少くともその展望をもてるものではなければならない。労働組合の団結を思想、宗教、組合の大小、官公労、民間などで区別するようなことがあってはならず、終局的にはすべての組合が大結集できる組織方針を堅持しなければならない。

原則の第二は、資本に対し果敢な戦闘性をもち、賃金や労働条件はもちろん、政治、文化、社会のすべての問題に鋭い関心をもち闘うことである。もちろん、その闘い方は多様性を認めあう。大結集をした組合が資本の丸かかえになったのでは、労働者に対する裏切りとなってしまう。それゆえ労働組合は何よりもまず、資本との癒着を断ち切って労働条件の改善のために積極的に闘う必要がある。もちろん、この場合、体制内労働運動でなければと頭から決めてかかるやり方では幅を狭くしてしまう。このようなことはそれぞれの組合の自主的、民主的な立場を認めあうことが統一の道である。

また、経済問題以外の政治、文化、社会の各問題について意志表示を行ない、闘うこともまた当然であるが、その闘い方を他の組合に押しつけても、統一はできない。

原則の第三は、政党との関係である。総評が社会党支持、同盟が民社党支持を固執していれば大統一はできない。したがって、大結集体である労働組合は、むろん民主的討議によって決められることであるが、特定の政党との間に支持関係をもたないという態度を認め合う以外にない。社会主義政党との協力関係は持つべきだと思うが、これも十分討論されるべきだろう。

原則の第四は、大結集体ができれば、すべての既存団体は発展的解消をするということである。これは原則というよりは当然の結果であろう。さて、以上のような原則に立って、当面われわれは次のような態度で進む。

その一は、すべての労働者、すべての勤労国民共通の関心事、要求事項で共闘の場を拡げることである。例えば、賃金、労働条件、住宅、老齢年金、税金、児童手当などの諸要求で、総評、地評、地区労はすべての労働団体に対して共闘を組むようくり返し、広く呼びかけることが緊急の任務である。この場合、これらの政策要求について、共同の討論会、共同の研究集会なども当然考慮されてよいことである。また、この場合第一組合から分裂した組合に対しても区別すべきではない。

その二は、あらゆる機会をとらえて話し合い、交流を深めるよう努力することである。そのため当面労働四団体が同一のテーブルにつくようよびかける。また、他団体から話し合いの呼びかけが組合のあれこれによって差別されるような方法はそのやり方自体が大結集の原則からみて正しくない。

なお岩井事務局長の提案説明中に十数名の覆面姿の学生が裏口から鉄パイプをふりかざして会場に乱入し、演壇をあらすという事件があったが、彼らは短時間ののち逃げだし、大会は一時休憩ののち再開された。

第一日目の議事終了後、総評結成二〇周年を祝う式典が行なわれ、第二～五代の議長の藤田進、藤田藤太郎、原口幸隆、太田薫と、初代、二代の事務局長の島上善五郎、高野実にたいしそれぞれ功労者として表彰、さらに会場を小石川・椿山荘に移して、岩井事務局長のレーニン平和賞授賞祝いをかねて二〇周年記念パーティが開かれた。

運動方針の修正案

第二日目は石田全日農会長、稲葉国民文化会議常任委員、村上国治白鳥事件元被告、水口安保全国実行委事務局長、佐伯総評弁護団会長のあいさつののち、午前から午後にかけて六九年度活動報告に対する質疑討論と七〇年度運動方針案に対する各単産修正案説明がおこなわれた。

質疑に立ったのは都市交通、合化労連、紙パ労連、沖縄県労協、全商工、自治労、炭労、動力車、電通共闘、鹿児島県評、全印刷、全鉱、全自運、国労の各代表で、これに対し安恒政治・福祉局長、大木総務・企画局長、岩井事務局長がそれぞれ答弁したのち、経過報告は拍手をもって承認された。

運動方針については、電通共闘が内外情勢、闘いの総括、合理化反対の闘争など、日教組が、七・一〇のストライキの評価、公務員共闘の賃金闘争のすすめ方、育児休暇制度をめぐるたたかい、および教育反動化に対するたたかいの問題をめぐって、それぞれ原案を補強する修正案を提出した。

政党との関係については、運動方針案は次のようにのべていた。

【一九七〇年度運動方針「政党との関係」】

独占資本と自民党が極めて強力な足場を保持している現状では、全野党の協力関係が一段と重視されるべきであり、社会党をはじめとしてそれぞれの分野における闘いを強め、反独占、反自民の旗印のもとに、労働者、国民の希望がかなえられる体制をつくらなければならない。

またそのなかで、社会主義政党間の効果的な協力をわれわれは強く希望する。

しかし、今日政党支持問題をめぐって、総評内にさまざまな議論がある。従って、これを統一させるための経過的措置として、今年度は以下の具体的方向でのぞむ。

1、われわれ総評の要求する政策と最も共通点の多い社会党を支持し、院内外の闘争を緊密に進めるため協力する。

また他の革新政党との間にも政策が一致する場合は協力して闘うのは当然である。

2、各種選挙の際の推薦は、各単産の自主性に基づき態度を決めることとする。

これに対して自治労、全水道、炭労、都市交、沖縄官公労など六単産が「第二項削除」、全鉱、全日自労など一六単産が「政党支持自由」、合化労連が「政党支持自由・政策の一致点にもとづく革新政党との協力関係」を内容とするそれぞれの修正案を提出して、第二日目の議事を終了した。

分科会討論と総括討論

第三日目は、七〇年度運動方針にかんする二つの分科会討論がおこなわれた。第一分科会は賃金問題・最低賃金制・合理化・国民的諸要求について討議し、代議員の約四分の三がこれに参加した。第二分科会は、権利・労働者教育の組織・青婦人の諸問題をとりあげ、約四分の一の代議員が参加した。

第四日目には、本会議が再開され、家永教科書検定訴訟原告、

李在日朝鮮人総連合会副会長の来賓あいさつののち、まずこの日に合理化反対のストライキをおこなっていた全専売鈴木書記長から特別報告がおこなわれ、ついで安恒第一分科会幹事と田中第二分科会幹事から分科会の報告がおこなわれた。そしてこののち大会は七〇年度運動方針案に対する総括討論に入った。北海道、全林野、合化、高知、全自運、日教組、動労、秋田、国労、新潟、全日自労、鹿児島の各代議員のあいだで政党との関係、戦線統一問題などをめぐって白熱的討論が展開されたが、総評以外の場で労働戦線の再編のために動いている鉄鋼労連や全鉱などの発言はみられず、発言者の大部分はこうした再編をめざす動きに対して批判的であった。

岩井事務局長の総括答弁と政党支持問題

第五日目には、杉浦松川事件元被告団長のあいさつのあと、第七回総評文学賞授与式がおこなわれ、政労協小島明(小説)、全鉱磐城葦彦「転覆」(詩)などの「かたつむり家族」(小説)、全鉱磐城葦彦「転覆」(詩)などの発表があった。

ついで岩井事務局長が運動方針の質疑討論に対する総括答弁と入選作ならびに佳作の発表をおこなった。戦線統一にかんする四原則について、次のようにのべた。

に立ち、次のようにのべた。戦線統一にかんする四原則については、一名をのぞいてほとんどの発言者が支持しているので深くは触れない。政党の問題については、原案の第二項削除の意見が多数を占めているが、これをきめる際には社会党以外の党派の人々に対しても十分説得的な態度で接してもらわない限り運動を強めることはできない。安保廃棄を追求していくためには社共の軸を大切にし、さらに反自民の勢力を結集して、自民を追い詰めるというのがわれわれの態度だ。日教組、電通共闘、合化労連、全日自労が提出した原案補強のための修正案は、この案は、採決によって決定してほしい。

このあとおこなわれた採決では、一六単産修正案が賛成六七、合化労連修正案が賛成八九で否決、六単産提出の第二項削除修正案が賛成多数で可決された。

ついで松尾予算小委員長が小委員会報告をおこなったのち、予算案が承認され、また本部ならびに加盟組合提出の次の諸決議が採択された。①減税裁判の原告団を激励する決議、②企業閉鎖、首切り合理化攻撃に反対してたたかう長期争議組合を支援する決議、③革新都政を推進し、美濃部知事を推薦する決議、④司法反動阻止、飯守裁判官罷免、労働基本権を確立する決議、⑤弾圧事件等の裁判闘争に対する支援決議、⑥沖縄における米兵犯罪に抗議し、毒ガス撤去を要求する決議、⑦沖縄選挙必勝にかんする決議、⑧愛媛県知事選挙支援にかんする決議、⑨朝鮮におけるアメリカの軍事挑発に抗議し在日朝鮮人の民主的民族権利を擁護する決議、⑩飛弾川事故国賠訴訟事件支援決議。

役員改選

戦線統一、政党支持などの問題とならんでこの大会の焦点となったのは、新役員人事であった。六月二三日の安保廃棄要求の統一行動をまえにして六月一四～二〇日堀井総評議長は全米自動車労組と国連専門家会議と共催による「人間環境の都市化にかんする国際会議」に出席のため渡米したが、このことがきっかけとなり、組織内部から同議長に対する批判がにわかに表面化し、七月七日には堀井議長は引退を声明、七月一五日には総評の社会党員協議会もこれを了承した。

ついで岩井事務局長も堀井渡米問題の責任を負って、七月一六日の総評幹事会で辞意をもらし、七月三〇日の総評幹事会とひきつづき開かれた社会党員協議会で正式にその旨を明らかにした。このため党員協は宝樹全逓、宮之原日教組、原口全鉱の三委員長を世話人として、同協議会で総評の人事を相談してゆくことをきめたが、総評大会開幕の時期にいたるまで調整はつかず、大会開催中も三委員長を中心に舞台裏で調整作業が続けられた。その結果一一日の夜になってようやく次期首脳人事を内定することができ、大会の最後に無投票で次の役員が選出された。

議長　市川誠（全駐労）、副議長　酒井一三（国鉄労組）、三原大乗（日教組）、磯部敏栄（鉄鋼労連）、宮武豊（合化労連）、兼田富太郎（全港湾）、松尾喬（全国金属）、渡会俊誉（全農林）、田村武（全林野）、事務局長　大木正吾（全電通）、財務局長　井上勇（自治労）。

幹事　安垣良一（私鉄労連）、蛯谷武弘（炭労）、井口澄雄（国鉄労組）、吉村博行（日教組）、田中幸男（鉄鋼労連）、立花銀三（合化労連）、北川義行（全国金属）、秋山実（全逓）、山本まき子（全逓）、近藤一雄（全日自労）、廻神英雄（全鉱）、肥川治一郎（全専売）。

このあと大会は、堀井議長、岩井事務局長、湯浅・中田両幹事、畠山・武田・岡村三会計監事など退任者に対する感謝決議の採択、大会スローガンの確認、大会宣言の採択をもって幕を閉じた。

2　総評第四一回臨時大会

春闘総決起のための総評第四一回臨時大会は七一年三月三～四日に東京・九段会館で開催された。大会はその目的を考慮して、正規の代議員以外に青年婦人代表を出席させ、その発言を認めた。第一日目は午前一〇時四六分開会、資格審査委員会の報告についで、国労田貝青年部長、全農林曽我副委員長、私鉄三橋委員長、紙パ山本委員長、全商工永田副委員長の五名を議長団に選出し、大会成立が宣言された。

最初に市川総評議長があいさつに立ち、本年春闘のきびしさを指摘するとともに、「いまこそ労働者の共同行動が急務となっている」とのべた。ついで阿部中立労連議長、社会党石橋書記長、共産党春日幹部会委員、中林全消連会長が来賓あいさつをのべた。その中で石橋書記長は、最近一部ですすめられようとしている「野党再編成」を「解党主義」と攻撃し、これを「全面的に否定し、全野党の結集、野党共闘の強化に全力を尽したい」、「特定の組合を排除する」労働戦線統一についても「野党再編成」と同じことがいえる、とのべた。また共産党春日幹部会委員は、「労働戦線の右翼的再編成の動きが、自民党政治を補強するための反共・非革新の野党再編成を目ざす策動と結びついており、その土台づくりをねらっている点を重視する必要がある」と指摘した。

第一日目午後は、二月二一日の京都市長選挙に統一候補としてのぞみ、勝利した船橋京都市長のあいさつののち、総評大木事務局長が、闘争経過報告ならびに一九七一年春闘方針の提案をおこなった。経過報告の中では、事務局長はとくに労働戦線統一の問題にふれ、「右寄り再編成の動向への判断の甘さ、マスコミ対策の不十分さなどがかさなって、各単産・県評・地区労・職場活動家に不安感と不信を与えたことについて卒直におわびする」とのべたあと、①戦線統一発起人会発足に歯どめをかけることができた。こんご全国金属をふくむ五組合の出席が認められない限り総評としては一切出席しない。したがって拡大世話人会も成立しない。五組合の無条件参加がわれわれの条件であることを幹事会は確認している、②統一問題は春闘、参院選挙後まで凍結して当面の闘いに全力を傾注する、③八月ごろ話合いが再開された場合は正攻法で真の戦線統一実現に全力をあげる。それまでになぜ統一が必要か、総評の統一四原則の正しい解明とプロセスなどについて総評全組合員の討議にかけていく、などを明らかにした。

また提案された「一九七一年春闘方針」は、㈠当面の情勢の特徴、㈡七一年春闘の基本方針、㈢七一年春闘の重点課題、㈣七一年春闘戦術の基調と大まかな闘争日程の四章から成っているが、その第四章の要旨は次の通り。

【「一九七一年春闘方針」㈣七一年春闘戦術の基調と大まかな闘争日程（要旨）】

1、大衆路線に基づく「要求づくり」と行動の強化　七一年春闘はこの数年の好況の中で設定するような安易なかまえでは成功せず、要求づくりが勝敗の岐路となる。職場の意欲と創意性を結集し討論を重ね、職場を中心に大衆行動を組織する。また青年労働者を先頭に立て、産業別共闘、拠点地域を中心に青年討論集会を組織し、「誰でも最低一万円以上」のスローガンを中心に、夜勤反対、夏の有給休暇増加、最賃制など青年労働者の強い関心を統一要求にくみいれて大衆行動に発展させる。

2、産業別統一要求、高率なスト権確立　各単産とも二月段階で臨時大会または中央委員会を開催して産業別統一要求を決定し高率なスト権を確立する。要求提出を早め、二月下旬から三月上旬に出揃うようにする。

3、産業別統一闘争の強化、全産業総がかりの春闘　資本が春闘を企業別に分断し、一発回答を軸に低額妥結をねらってくるのに対して、各単産の独走しうる強力な産業別統一闘争を戦術配置の中心にすえる。中立、同盟の組合にもよびかけ、産業別・業種別の経営者団体に要求を提出して統一交渉をおこない、春闘共闘も中央経営者四団体に対し交渉を重ねる。また産業別スト資金プールや犠牲者救援資金の体制を充実させる。地域では単産や産別共闘を基礎に共闘委員会を設置して闘う。七一年春闘はきびしい闘争となるので、各単産とも独自で賃上げ相場をきりひらき、独走してストを組織しとれるまでやめない粘り強い闘いを前提として、全産業総がかりの闘いを組織する。

4、中小企業労働者を結集し共闘を強めよう　中小企業労働者は景気動向の影響を強く受けるので、個別単産のみで闘っても前進はかちとりにくい。この意味で本年春闘では、上部単産をもたない中小企業労組の県・地域共闘への結集と共闘の拡大強化が重要である。また中小企業当面する困難を政治的に解決するために「政策要求」を結集し、税制・金融をふくむ諸措置を自治体、政府に要求する。

5、ストライキを強化し、要求獲得まで粘り強い闘争戦術を採用する　総評傘下の各単産が春闘共闘全体の突破口をつくるため、例年より早めにストを設定し、最初から鋭いストに突入して、五月に入っても満足な回答を得られるまでストをやめないことを戦術の基調にする。また全員投票や全員集会、職場討論と決議機関の密着など、全組合員の総意の上に妥結をはかる。

6、要求提出から第一次回答までの行動の重点　第一次回答以前に職

場から資本を圧倒し追及する交渉と大衆行動を徹底して組織し、昨年を上回る回答、一万円以上の回答を第一次回答で出させ、ここから春闘を出発させるようにする。

7、三月二六日春闘第一次統一行動に全単産が積極的に参加する　第一回戦術委員会（三月二六日頃）に医療、最賃、時短などを結合させ、賃闘の火ぶたをきる組合はストライキを集中することを決定しつつ、各単産は戦術設定を春闘共闘の戦術指導の方向にそって進める。また健保、失対などの国会の状況、時短闘争の状況なども間違いなくこの時点に集中するので、三月二六日に第一次統一行動を設定する。

8、春闘戦術の集中時点　①四月上旬全民間単産を結集したストライキ集中時点を設定する。②四月上旬にストライキに入った後、各単産とも例年以上に鋭いストを反覆しながら、四月中旬段階に第三のうねりとして集中時点を設定する。交運・公労協の各単産もこの時点には民間単産の闘争と一体となってストライキ行動を組織し、全産業規模のストを展開する。各単産とも一万五千円前後の賃上げ、誰でも最低一万円以上の要求が貫徹されるまで妥結しない。③四月二〇日以降、月末にかけて最大限のストライキを反覆して高原闘争の状態をつくりだす。④四月下旬に満足な回答が出ない場合は、五月段階にむけて高原闘争を持続発展させる。⑤四月中旬以降の戦術配置は次回戦術委員会で協議決定する。

9、春闘諸要求を結集した統一行動の設定　前段では二月に公害、社会保障、減税、住宅などの生活要求を権利、反合理化などの職場要求をあわせて統一した中央討論集会を出発点とする。二月二六日には国会予算審議をめがけて請願行動、対政府交渉を行なった。三月一四日には春闘統一要求と予算をめぐる国民諸要求、医療、失対など緊急の課題をかかげて、同盟、中立組合、民主団体にもよびかけ、地方選挙とも結合して全国一斉に統一行動を組織する、三月二六日には賃闘第一波にあわせて時短、労働災害、職業病、最賃制、老齢保障、生活要求などを結合してストライキを結集して、統一行動を組織し、ひきつづいて四～五月にかけてストを含む統一行動を配置しながら、院内外の闘いを持続的にすすめていく。

大木事務局長の春闘方針提案につづいて井上財政局長は「七一年春闘特別対策費予算案」の提案をおこなった。予算案は本部闘争費一〇〇〇万円、統一行動費九〇〇万円、産業別共闘と拠点共闘の闘争費七〇〇万円、中小組合の長期争議等の援助予備費一二〇〇万円、など総額五〇〇〇万円におよぶもので、春闘をひかえての臨時大会で財政方針について提案がおこなわれたのは、これが最初のことであった。

このあと闘争経過報告と春闘方針案に対する質疑討論がおこなわれた。経過報告については、総評の対政府交渉のなれ合い的なやり方への批判（全国金属）、減税・公害闘争の強化を求める見解（鹿児島、新潟）、戦線統一問題について総評の四原則ならびに幹事会が二月二五日にとった態度（II・I組織現状と組織運動参照）を支持しつつも、この問題に対する幹事会の態度をあいまいだとして批判する見解（全国金属、動力車、全港建）などがのべられたが、大木事務局長の答弁ののち、一括承認された。

春闘方針案についての質疑討論は、第一日目は紙パ代表の発言だけにとどめ、大部分が二日目にもち越された。

第二日目は塚本総評主婦の会会長のあいさつ、全ソ労働組合中央評議会ならびに食品労連その他国内からの大会あてメッセージの紹介ののちに、春闘方針案に対する質疑討論が再開され、北海道、私鉄総連、全国金属、全日自労、全農協労連、民放労連、動労、全自運、全水道、電通共闘、日教組、自治労、国労、全日通などの代表が、主として原案補強の立場から発言し、あるいは闘争への決意表明をおこなった。これに対し午前の終わりに大木事務局長が、午後の終わりに蛯谷幹事と大木事務局長が

それぞれ答弁をおこない、日教組がだした教育問題、北海道のだした中小企業労組にたいする産別指導の問題についての見解は、これを原案にとりいれ、文章上若干の修正を加えるとのべた。大会はこの補強をふくめて、春闘方針案と春闘特別対策予算案を一括承認したのち、次の七つの決議案と大会宣言、大会スローガンを採択して、閉会した。七つの決議は、①司法反動に反対し抗議する決議②道南バス、日の丸自動車、高知県交通労組の反合理化闘争を支援する決議③労働時間延長、生休無給化と闘う慶応労組に対する支援決議④日本製紙労組の企業閉鎖、全員首切り反対闘争を支援する決議⑤アメリカ帝国主義のインドシナ侵略の拡大に抗議し、インドシナ人民との連帯を強化する決議⑥欺瞞的な沖縄返還協定に抗議し、全軍労の首切り反対闘争を支援する決議⑦東京都知事選挙を中心とする統一地方選挙の必勝を期する決議であった。また大会宣言は以下の通り。

【大会宣言（全文）】

「不況宣伝」と「生産性基準原理」にもとづく一発回答という資本との厳しい対決の中で、誰でもが一万円以上の賃上げを！という要求を中心として首切り、合理化反対、時間短縮、最賃制の確立などの要求をかかげた春闘共闘委員会八〇〇万の労働者の戦列はしっかりと固められた。

春闘が総評、中立労連、純中立という組織のちがいを越えた「労働者の共通で切実な要求」にもとづく統一行動としての伝統でありその成果が三千万労働者の労働条件改善に主導的な役わりを果してきたことは明白である。いま独占資本とその政府が「所得政策」をふりかざしてわれにたちはだかっているとき、労働者が産業別組織を強化し産業別の共闘、地域の共闘体制を強め統一して闘わなくてはその要求を実現することは困難であることもいうまでもない。

われわれがすべての労働者の共闘と労働戦線の統一を積極的に提起し、そのために努力してきた理由はまさにここにある。

われわれは七一春闘のなかで大幅賃上げはもちろん医療保険制度の改悪反対、老齢年金制度の拡充、公害の絶滅、減税などの「いのちとくらしを守る要求」を自ら徹底的に闘うと共に、中央だけでなく地方でも同盟や第二組合をふくむすべての労働者に対して共闘を呼びかけ、全労働者の連帯を訴える。

われわれは労働組合が大衆から期待され信頼されるためには、青年、婦人をはじめとする職場の労働者の多面的な要求が団体交渉からストライキに至る闘いの中でどう位置づけられているかをつねに明らかにし、全員投票や大衆的討議による大衆路線を基本にすえ、一発回答には「鋭くねばり強いストライキ」で対抗する。

七一春闘は、東京都知事選挙をはじめとする統一地方選挙、さらには参議院議員選挙と共に闘われている。われわれは日本の政治を「生産第一主義」から「生活優先」の政治に革新するために、職場の要求を徹底的に闘いながら労働者のエネルギーを結集し、公害反対などの住民要求にもとづく市民運動と連帯し、物価統制令の適用除外による米価値上げ、公共料金などに代表される諸物価値上げに反対する闘いをますます強化するために積極的に努力する。

アメリカのインドシナ侵略がますます拡大し、核兵器使用の現実的可能性がせまっているなかで「日米共同声明路線」のもとでの日本軍国主義、帝国主義復活が新たな段階を迎え、沖縄の「核かくし」、「県民不在」の返還協定が調印されようとしている情勢は重大である。

われわれは、アメリカのインドシナ侵略反対、沖縄の全面返かん、日中国交回復などの闘いをさらに前進させ、あくまでも「安保条約を廃棄する国民的な統一行動」を実現させるために努力する。

われわれは、闘いが厳しければ厳しいほど、組織の団結を総点検し、職場の自発性をひき出す労働運動を創造し、家族ぐるみ、地域ぐるみの闘う体制をかため、なかで「ナショナル・インタレストへの合意」や「労使協調主義」を排除し労働者の要求にもとづく闘うエネルギーを最大限に発揮し、統一行動の内容をより豊かにしつつ、総評組織の強化と拡大に結びつけた七一春闘を前進させる。

臨時大会は、ときあたかも、沖縄全軍労の第二波全面ストライキが激しく闘われ、成田の農民の生命をかけた抵抗が続けられている最中に開

かれた。われわれはこれらの闘う仲間との連帯を一層前進させ、青年、婦人労働者のエネルギーに依拠して、七一春闘を勝利させるために全力をあげることを誓い合い、その決意をここに内外に宣言する。

2　同盟第七回定期全国大会

開会と滝田会長あいさつ

全日本労働総同盟（同盟）の第七回定期全国大会は、一九七一年一月二〇～二二日の三日間、東京の九段会館で開催された。第一日目は午前一〇時一八分、田中副会長の開会の辞にはじまり、資格審査委員会の報告ののち、議長に青木賢一（電労連）、副議長に近藤弘（自動車労連）、林重幸（造船総連）、小川芳郎（全炭鉱）、佐々木繁明（交通労連）、山田保夫（日林労）を選出、つづいて滝田会長があいさつに立った。滝田会長は、本年度の運動方針の主軸として、①賃金闘争②参議院の選挙ならびに統一地方選挙③公害、物価、減税、住宅などの「いわゆる生活中心の闘争」の三つをあげた。また労働戦線の再編問題にふれて「組合員が自覚をもって思想的混乱を克服し、力と政策のバランスのとれた近代的労働運動の戦線統一に勇敢な行動を起こしていきたい」とのべた。また、「新しい歴史の開拓者として、生産性掛ける分配率イコール配分、つまりパイを大きくして、より大きな配分をかちとる」ということを行動理論として「協議と団体交渉を正しく意義づける強い信念をもって、現在社会の虚構を打ち破る大きな力の創造に、邁進したい」とのべた。

来賓あいさつ

来賓あいさつには、まず民社党議員を代表して同党佐々木書記長が立った。佐々木書記長は、前年夏同党西村委員長が政界再編をとなえたが、本年初めに共産党宮本委員長がこれに対し批判の談話を発表したのは、これが人民戦線の方向とは異なるものであり、本年は再編が進むという事実認識にもとづくものだとのべるとともに、同盟が一つ飛躍して「新しい労働戦線の統一を目がけて、労働組合版から政治に対してはっきりねらいをつけながら、国民の先頭に立っていただきたい」と結んだ。

ついで野原労働大臣があいさつに立ち、次のようにのべた。「戦後において、日本の労働運動はときには激しい対立や闘争の時代を経験したが、その中から反省も生まれ、漸次改善して、今日に至った。われわれは日本経済の成長と同時に、勤労者の福祉向上を目標とする新しい観点から、いかにして勤労者と一体になって経済を成長・発展させるかという問題に最大の重点をおくに至った……労働運動があくまで民主主義の原則にのっとり、日本国民全体の利益を考えてすすむことが絶対必要である。この点において同盟、あるいはその基盤をなす民社党のかねがねの考えに私どもは敬意を表し信頼をおいている。……同盟の理解を得て産業労働懇話会を一年前に発足させることができたが、こうした労使が腹蔵のない意見交換の場をもち妥当な政策の実現に努力することがわれわれの使命であると考え

る」。なお労働大臣は「私は同盟が日本の労働運動を支配できるような団体になることを切望する」とものべたが、この言葉は労働省内で問題となり、議事録からの削除を申し入れるという、異例の事態をまねいた。

このあと阿部中立労連議長、石垣新産別委員長、柴田官公労副議長、落合国際自由労連日本協議会議長、福間国際金属労連日本協議会議長、水祥雲中華民国総工会代表団団長、姜仁基韓国労組総連盟会長、スタイン・ドイツ労働総同盟代表、関民主社会主義研究会議長、J・ハウスライトAFL＝CIO代表のあいさつ、内外からの大会あてメッセージの紹介が午前から午後にかけておこなわれたのち、重枝書記長の「一九七〇年度経過報告」、斎藤財政局長の「会計報告」、橘会計監査委員の「会計監査報告」がおこなわれた。

重枝書記長は経過報告の中で、同盟の組織人員は労働省調査によると七〇年六月末に二〇五万九〇〇〇人に、同盟調査によると同年一一月現在で二二一万六〇〇〇人に達したとのべた。また沖縄では六九年秋いらい県労協の体質が著しく変わり、一部同盟系組合が除名されたので、沖縄地方同盟を組織したことを明らかにした。沖縄問題については「七二年復帰のめどがつき、復帰問題は、豊かな復帰を目ざす具体的な活動へと新しい進展をみせた」と評価するとともに、本年度新たにノサップ岬で北方領土返還要求全国集会を開催したと報告した。国際活動の分野では、AFL＝CIOの国際自由労連復帰のため「同盟独自の努力」をするとともに、アジアにおける民主的労働運動の発展とそれをつうじての繁栄を目指し、アジア労組代表を招いてシンポジウムを開催したこと、韓国労組と協力をふかめ、また中華民国総工会との交流協定が七一年一月から発効したことを明らかにした。

経過報告に対する質疑では造船総連、鉄道労組、全化同盟、電労連、全金同盟の各代表が発言し、会計・会計監査報告に対する質疑では全金同盟の発言があったのち、以上三つの報告は承認された。

第一日目はこのあと、第六回大会いらい新規に加盟した全日本航空労組（七〇年一一月）、同盟自治労連（七〇年四月）、沖縄地方同盟（七〇年七月）の各代表のあいさつをもって、議事を終了した。

七一年度運動方針案

第二日目の午前には、重枝書記長の「一九七一年度運動方針案」の提案説明と塩路副会長の補足説明がおこなわれた。方針案は①当面の課題と運動の基調②具体的活動の方針③同盟活動の充実、強化の三部から成っていたが、その第一部の要旨は次の通り（採択された運動方針による）。

【一九七一年度運動方針、第一部「当面の課題と運動の基調」（要旨）】

1、高成長均衡経済と綜合ビジョンの実現　①変化と飛躍の中で改革と建設を目指すには、長期展望に立ち計画的に運動を推進しなければならないが、われわれの長期計画は長期賃金計画、産業政策、福祉ビジョンを中心とする綜合ビジョンである②わが国経済が六〇年代にひきつづき七〇年代も高成長をつづけることは明らかな傾向である。最近、高物価や公害に直面し、「成長か物価安定か」、「成長か公害防止か」という二者択一の論議があるが、われわれは成長の積極面を軽視する後退的論議を排撃し、高成長を活用するため高成長均衡経済の実現に努力しなければならない③われわれの長期賃金計画は国民経済の発展を進めつつ最

高の賃金・労働条件の実現を目指すもので、労組の基本的課題に対する現代的取り組みである④生活の向上と安定の実現も労働組合の主要任務の一つであるが、われわれの福祉ビジョンはこれにこたえ、諸要求を体系化したもので、これを一層充実し具体化しなければならない⑤この長期賃金計画と福祉ビジョンを支える企業・産業・国民経済のあり方に応えるものが、産業政策であり、これの充実のため、問題別に、産業・業種別にさらに検討・整合し、体系的な主張と要求を明らかにして前進しなければならない⑥物価と公害の問題には、生産労働者と生活者の二つの立場を綜合する労働組合の立場から対処すべきである。物価問題については、生産性向上の成果の三者（労・使・国民）配分の原則からしてもっと厳しい態度でなければならない。公害については、生産現場で汚染があるなら作業環境の問題としてまず解決されねばならないが、社会的必要性を無視して生産の停止のみを要求することの矛盾は明らかである。労使の協議を通じて原因究明、対策樹立を行なうとともに、市民に対しては積極的に事実を説明し、理解を求め、公害の絶滅に向かって共同の努力を進める方途を見出すべきである。減税問題については、福祉国家を目指して国や地方自治体に広範な施策と支出を要求するとともに財源の適性負担をつらぬくため勤労者低所得者の負担の軽減の実現に努めねばならない⑦機械化、合理化、単純化された労働による人間疎外、欲求不満から惹起される疎外感を克服して、新しい社会における人間性の回復を実現し、新しい価値観と新しい社会秩序を確立しなければならない。外的条件の整備のため、人間関係、技術習得、労働基準、安全衛生、時短、休日増加など新しい労働秩序の確立に努力するとともに、余暇の活用と新しい生活設計等内的条件の充実に努め、働きがいと生きがいを蘇生させなければならない。

2、新しい政治の確立（省略）

3、改革者としての参加と創造　①これら建設的な政策をいかにして実現するか。労組の基本的権利を正しく強く行使して諸活動を展開することは言うまでもないが、しかし民主主義を通じて新しい時代を創造するには、特定のグループの力と圧力によって主張を貫くよりも、国民的支持のもとにあらゆる分野で参加を実現し、建設的主張を貫いてこそより効果的に目的を達成できる②われわれの参加は、先ず第一に生産労働者として企業の運営に参加し、これを産業、さらに全国全産業的段階にまで発展させ、それらの綜合として産業民主主義体制を築こうとするものである。われわれは徒来労使協議を主として企業段階で進めてきたが、産業段階の労使協議は一部の産業にとどまりその機能は限られたものであった。また全国段階のそれはこん談の程度のものにすぎない。われわれは各段階での協議の実現・強化に努力するとともに、各段階の協議の場に綜合ビジョンを提起して、労使間の認識の一体化をはかり、方針と政策の一致点を求めてその実現に努力しなければならない。③第二に民主主義国家における政策の立案と行政への参加を実現し、政策の実現に努めなければならない。そのため政府・地方自治体の各種審議会の門戸を開放させ、あらゆる分野に働くものの正しい意見を反映させねばならない④第三に、民主主義社会における根源的な参加の形態としての政治への参加――議会制民主主義の意義と役割を再評価し、主権者の権利と義務を行使して国民不在の政治を改革しなければならない。このため日常活動において組合員とその家族の政治意識を高め、各級選挙に集中的に注入しなければならない。⑤参加は改革者としての創造をすすめるための手段であるが、また参加を拡大・充実することによって、社会の変化と飛躍に対応できないことからうまれる断絶や疎外を克服することができ、自覚と自律を源泉とする新しいエネルギーの湧出、われわれの活動の新しい展開を期待することができる。

4、国際活動の充実と強化（省略）

5、民主主義労働運動の前進　①労働戦線再編の動きが戦線統一の合言葉で前進してきたが、総評からの統一四原則の提示が無条件統一的ムードをかきたて、流動化の中の統一運動にいくらかの混迷を与えた。われわれは民主主義労働運動を定着させつつある民間産業の組合の結集の場をつくる方針をとってきたが、今後引続き努力を重ね速かに結実させねばならない。反体制労働運動や共産主義的運動は、絶えず戦線統一を唱えながら現実にはその独善性によって戦線を混乱させ分裂状態を惹起している。したかってわれわれが形成しようとする結集体は、少なくとも無原則的集団でなく、七〇年代の新しい労働運動として一定の方向を志向

するものでなければならない②しかしきびしい現実が課する難問を解決するには、新しい結集体による活動だけでなく、明確な方針のもとに力と政策をそなえたナショナル・センターの役割は大きい。そのため同盟の組織の拡大・強化にとりくまなければならない。また同盟は官公労働の分野の民主化を精力的に進めなければならない。わが国労働運動における官公労働の影響は極めて大きいが、その民主化は緒についたばかりである。同盟全官公労働組合の先駆的苦闘を結実させる活動は、日本労働運動民主化の完成への前進である。

第二日目の午後は、全国民間労組委員長懇話会（全民懇）からのメッセージの披露があったのち、運動方針案に対する質疑がおこなわれ、鉄道労組、全化同盟、全金同盟、海員組合、電労連、三菱協議会、資源労連、富山同盟の各代議員が発言した。

発言の多くは方針案を支持するものであったが、これを批判する発言もみられた。全化同盟の代議員の発言の主旨は、同盟中央のすすめる統一は上からの統一であって、下からの盛りあがりについて触れていないということにあった。全金同盟代議員は、「参加」を拒否している勢力とどのようにたたかっていくのかという点が方針案ではあいまいだとのべた。海員組合の代議員は、戦線統一をすすめるさいに「組織の連帯の軸になるものは、イデオロギーか、経済的な利害か」を明らかにするよう求めた。また同組合のもう一人の代議員は、安全と公害の問題に関連して、多数の海員が六九年、七〇年と二年つづいて「ぼりばあ丸」、「かりふおるにあ丸」など大型欠陥船の海難事故のために犠牲となった事実をのべ、このあと海員組合が大型船の計画造船一時凍結を国会に請願したところ、「造船関係のある組合の代表から……請願はちょっと待ったという横やりが入った。これに対して民社党の議員が同じようにしりに食いついておどった。……先ほどから戦線統一やら何やら調子のいい議論があるけれども、こういうプリミティヴな要求、ほんとうの人間の原点での友愛と連帯を断ち切ろうとする動きすらあることは忘れてもらっては困る。何が戦線統一かと言いたい」と激昂して執行部に迫る場面も見られた。電労連の代議員は、「民主的路線を指向している組合がなぜ同盟加入に足踏みするのか。総評の停滞をとらえて同盟の正当性を強調するだけで民主的路線の結果が可能なのか。同盟のとりくんできた各種運動が一般に与えている同盟の体質のイメージがどういうものであったのかを考える必要がある。この体質を追及していく結論が結果として再編統一となるという認識の統一が大切」だとのべた。これらの発言にたいして会長・書記長ならびに関係部局長が答弁したのち、運動方針案は絶対多数で採択された。

二日目午後は、このあと斎藤財務局長から七〇年度予算案の提案説明があり、質疑なしで採択された。

第三日目は、①健康保険法並びに船員保険法の改悪反対に関する決議②参議院選挙並びに統一地方選挙必勝に関する決議③毒ガス兵器の早期完全撤去に関する決議の三決議を採択、役員の一部補充選任をおこなったのち、大会宣言を採択して、午前一一時二五分閉幕した。

3　新産別第二二回定期全国大会

全国産業別労働組合連合（新産別）の第二二回定期全国大会は、七〇年一〇月二九～三一日に東京の全電通会館で開催された。大会は石垣委員長のあいさつのあと、総評安恒企画局総括幹事、同盟滝田会長、中立労連安部議長、電機労連清田委員長、全金同盟天池組合長、国際金属労連日本協議会福間議長らが来賓としてあいさつし、労働戦線統一の問題についてそれぞれの見解をのべた。

昭和四六年度運動方針案の審議に先立ち、石垣委員長はとくに発言を求め、戦線統一をめぐる民間有志単産首脳の会合経過について説明した。

昭和四六年度運動方針（要旨）

運動方針案は①労働組合運動の課題と基調②当面する情勢③この一年をかえりみて④統一要求基準を軸に賃金上昇の加速化高め七一賃闘での成果拡大⑤合理化に対する闘い―公害と疎外が基調⑥生活向上と社会保障の闘い⑦公害闘争はまず企業の中から⑧(イ)組織活動について、(ロ)教育活動に一貫性を、(ハ)われわれの手で平和と民主主義の確立を⑨戦線統一――多面的な流れを一つに⑩国際提携・交流を深めよう、の一〇節から成っていた。このうち①では、新産別がこれまで唱えて来た労働組合主義への反省を求め、組合の政党からの自立化の方向が明らかになった現在では、これを単なる経済主義と理解すべきでないとするとともに、産業民主主義の推進と対等の労使関係の実現が今日の組合の中心目標だとしている。②では、選挙における社会党の惨敗と民社党の停滞は、革新政党がその機能を失ったことを示すものとし、「新しい革新政治力」が国民の広い階層を結集していくことに期待するとのべている。④では、七〇年賃闘いらいすすめてきた統一要求基準を軸とする闘争を七一年にもすすめることを明らかにしている。⑦では、発生源である企業段階で有効な公害対策の実施を迫ることが当面の任務であるとして、本部とすべての組合に公害防止委員会を設けることをきめている。⑧では、「組織の内部強化と外への発展は一つ」であるとして、「新産別の運動の基調と戦線統一方針に立って、翼下各単産はそれぞれの産業分野で組織の拡大と強化に努めるとともに」、国際金属労連日本協議会や石油化学労懇などに積極的に参加して「産業別再編結集のために積極的な取り組みを進める、とのべている。⑨では、戦線統一にあたって、具体的な課題での共闘の必要、民間、公労協ともに統一を推進すること、政党再編と組合再編は別課題であること、などにふれたあと、総評・同盟・中立労連などがこだわりなく統一のための話し合いをすることを希望し、その実現のために努力していくとの態度を表明している。最後に⑩では、国際自由労連とは「問題ごとに、必要な交流と協力」を、各国の労働組合とは幅広い交流をしていくこと、国際産業別組織（世界労連

系産別インターを除く）との交流提携は、従来どおり持続していく」とのべている。

運動方針案の審議にさいしては、戦線統一問題について、「原則的には賛成だが、ひとにぎりの幹部だけが推進しており、大衆と遊離していないか」、「総評の四原則をいかに評価しているのか」（全機金）との批判と質問がでた。また公害闘争については「取り組みが安易すぎる。組合としてきびしい自己批判をする必要がある」（新化学）、また賃闘については「春闘共闘になぜ参加しないのか」（新化学）などの意見と質問がでた。

大会は討論ののち、のべられた意見をとりいれて補強することを新執行部に一任することにして、満場一致で方針案を採択した。

このほか大会は、四六年度予算案を原案どおり可決①「公害防止に関する決議」②「タクシー運転者の登録制反対に関する決議」などを採択したあと、役員改選をおこない、次の三役を再選した。①中央執行委員長　石垣卯一（全機金）②副中央執行委員長　小方鉄蔵（全機金）、河合明博（新化学）、吉岡新一（京都地連）、相原実（新運転）、③書記長大谷徹太郎（本部）。

【参考資料】(1)総評第四〇回定期大会資料、(2)日本労働組合総評議会「総評はかく闘う一九七〇」、(3)総評教宣局監修「総評第四〇回定期大会速記録」共立速記、七〇年八月刊、(4)総評第四一回臨時大会資料、(5)総評教宣局監修「総評第四一回臨時大会速記録」共立速記、七一年三月刊、(6)同盟第七回定期大会資料、(7)同盟教宣局「同盟第七回定期大会速記録」、七一年一月刊、(8)新産別第二三回定期大会資料、(9)「総評新聞」、(10)「同盟新聞」、(11)「新産別」、(12)日本労働協会「週刊労働ニュース」。

III 労働争議

概要□争議の概況と形態別・月別の動き═争議統計／一九七〇～七一年の争議の特徴／総争議／争議行為を伴う争議／同盟罷業と四時間未満の罷業／争議の月別推移／産業別・企業規模別の動き═産業別の動き／企業規模別の動き／主要団体別にみた争議═要求事項別にみた争議

概要

一、六九年に争議が未曽有の規模に達したあとを受けて、七〇年には総争議が前年に比べて件数で一三・九%、参加人員で三六・九%減少し、争議行為を伴う争議も件数で一五・六%、行為参加人員で二三・二%減少した。しかし、同盟罷業にかんしては、件数で二七・〇%、行為参加人員で二一・九%の増加をみ、これにともなって労働損失日数も七・七%増大した。

一、総争議、争議行為を伴う争議の件数と参加人員の減少は七〇年春闘が好況のもとで、しかも「七〇年闘争」という政治闘争と結合しやすい客観情勢の下でたたかわれたため、資本の側が経済的に譲歩し、全体として見ればかなり容易に大幅賃上げを認めたこと、下半期の政治的統一行動が前年ほどの規模の実力行使をもってたたかわれなかったことなどによるものである。これに対し、同盟罷業の増加は、春闘期にも同盟罷業の規模が前年とほぼ同水準をたもったのに加えて、下半期に景気が後退するなかで民間の年末一時金闘争が電機労連傘下の大組合をはじめとして実力でたたかわれたことによるものである。

一、産業別に見ると、七〇年には製造業において争議行為をともなう争議が増大し、サービス業、公務、運輸通信業におけるそ

れが減少したことが目立った。しかし運輸通信業では私鉄総連のストライキもあり、件数、行為参加人員ともに例年の水準を上回った。さらに製造業の中では、増大は食料品たばこ、木材木製品、出版印刷、非鉄金属、機械、電機、輸送用機器、精密機械に限られ、繊維、鉄鋼、パルプ紙、金属製品などで大幅の減少が見られた。これらの部門では長期的に見ても争議行為を伴う争議が減少する傾向にあるが、このうち繊維、鉄鋼などは、労働者の多数が労働戦線再編運動の先頭に立つ労働組合の傘下におかれ、パルプ紙ではこの数年らい労働戦線再編が事実上すすんでいることが注目される。

一、七〇年の争議を主要団体別に見ると、例年どおり総評の占める割合が高いが、しかし前に比べると、電機労連のストなどもあって、中立労連の占める比率が高まり、総評のそれは低下している。他方、同盟の争議行為をともなう争議に占める比率はますます低下し、七〇年には行為参加人員の二・六%、労働損失日数の二・八%を占めたにすぎなかった。

一、七〇年の争議行為をともなう争議の発生件数を要求事項別にみると、「賃金増額」と「その他」（政治ストならびに支援スト）が四割弱減り、「臨時給与金」要求が四割弱ふえて一千件を越えていることが注目される。

1　争議の概況と形態別・月別の動き

争議統計

労働争議統計の分析にあたって、まずここに使用する労働大臣官房労働統計調査部の労働争議統計について説明しておこう。それは、各都道府県労政主管課および労政事務所が争議の行なわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計調査部で集計したもので、「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表されている。調査対象になり集計に含まれているのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、工場閉鎖（以上二つを「作業停止争議」と名付けている）、四時間未満の罷業、怠業および業務管理その他の、争議行為をともなったものと、争議行為をともなわないが解決のために第三者が関与したものである。

なおこの統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合が行なう争議を一件として扱っているが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約して行なう争議（連合争議）も一件として扱っている。したがって、一件の争議で数事業所、数企業におよぶものもあれ

第114表　年別・争議形態別・労働争議件数・参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為を伴う争議									
			小計			同盟罷業		4時間未満の罷業		怠業		
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	
1961	2,483	9,043,628	1,788	2,128,278	6,149,884	1,386	1,677,971	—	—	750	700,669	
1962	2,287	7,129,007	1,696	1,884,979	5,400,363	1,283	1,516,481	—	—	805	838,792	
1963	2,016	9,034,682	1,421	1,781,126	2,770,421	1,068	1,181,929	597	914,515	132	101,759	
1964	2,422	7,974,224	1,754	1,633,999	3,165,264	1,220	1,048,980	667	690,328	308	304,628	
1965	3,051	8,975,083	2,359	2,479,093	5,669,362	1,527	1,670,285	871	854,437	638	508,545	
1966	3,687	10,946,667	2,845	2,297,511	2,741,711	1,239	1,130,353	1,452	1,102,927	727	529,462	
1967	3,024	10,913,842	2,284	1,271,496	1,829,965	1,204	731,601	1,403	671,659	246	141,476	
1968	3,882	11,757,687	3,167	2,340,234	2,840,866	1,537	1,162,787	2,021	1,440,483	333	127,069	
1969	5,283	14,483,409	4,482	3,070,960	3,633,564	1,776	1,411,195	3,282	2,158,458	310	134,736	
1970	4,551	9,137,473	3,783	2,357,230	3,914,805	2,256	1,719,551	2,356	1,294,428	101	33,922	

〔備考〕　1)　争議行為を伴う争議のうちには，ここにあげた形態以外のものが含まれており，また2以上の行為形態を伴う争議はそれぞれの形態で集計しているので，小計と同盟罷業以下の合計とは一致しない。
2)　1962年までの怠業の数字には，4時間未満の罷業の数字が含まれている。
3)　労働省「昭和45年労働争議統計年報告」による。

第115表　月別・争議形態別・労働争議件数・参加人員および労働損失日数

	総争議		争議行為を伴う争議								
			小計			同盟罷業		4時間未満の罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1970年1月	160	1,094,006	32	18,678	31,713	20	9,019	16	13,592	2	29
2月	196	1,129,488	72	30,225	30,013	32	21,919	39	7,929	6	542
3月	282	1,404,241	149	107,796	54,415	78	39,626	94	68,262	8	4,874
4月	1,590	2,775,577	1,363	1,153,319	2,164,216	976	912,475	854	643,082	46	22,296
5月	1,288	2,370,184	645	302,016	562,329	489	225,904	245	109,158	16	4,534
6月	975	2,038,090	583	187,562	151,138	208	46,304	413	131,758	11	1,843
7月	589	1,731,171	195	38,852	115,889	132	22,244	90	18,813	5	753
8月	289	1,523,131	58	6,537	71,262	48	4,604	10	1,754	1	170
9月	252	1,235,257	57	20,733	38,068	28	3,680	26	16,153	—	—
10月	564	1,352,968	416	162,396	101,142	49	79,160	372	90,636	3	310
11月	761	1,643,043	560	523,620	511,289	331	409,043	333	260,263	13	1,965
12月	924	1,469,941	506	169,923	209,612	323	95,905	249	89,442	12	2,693
1971年1月	194	1,075,155	43	20,702	22,659	25	13,463	19	16,140	—	—
2月	246	843,016	102	28,149	28,355	31	12,139	71	15,829	2	300
3月	527	1,092,181	379	172,822	63,880	94	34,672	305	144,813	2	94
4月	1,533	3,007,872	1,286	1,305,187	2,008,600	873	872,779	847	732,547	18	9,979

〔備考〕　1)　数字はすべて前月から繰越された争議を含む。
2)　第1表の備考1)参照。
3)　1970年分は労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」，1971年は各月の「労働争議統計調査報告」による。

第116表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為を伴う争議					
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員				労働損失日数
				計	同盟罷業	4時間未満の罷業	怠業	
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1966年	826	3,279	696	1,045	767	436	222	1,725
1967	642	1,989	573	495	311	280	84	885
1968	967	3,220	896	1,135	851	531	54	2,017
1969	1,638	3,321	1,560	1,412	1,013	825	64	2,464
1970	1,491	2,708	1,433	1,266	1,010	683	27	2,464
年間争議に占める割合								
1966年	22.4	30.0	24.5	45.0	67.9	39.5	41.8	63.4
1967	21.2	18.2	25.1	39.0	42.5	41.7	59.7	49.5
1968	24.9	27.4	28.3	48.5	73.2	36.9	42.4	71.3
1969	31.0	22.9	34.8	46.0	71.8	38.2	47.6	73.6
1970	32.8	29.6	37.9	53.7	58.8	51.9	81.8	65.6

〔備考〕　1)　労働損失日数は同盟罷業のみの日数である。

2)　労働省「昭和45年労働統計調査年報告」による。

ば、また一事業所または一企業の争議で二件以上になる場合もある。また「四時間未満の罷業」は「同盟罷業」のうちに含めていないことに注意すべきである。

一九七〇年～七一年の争議の特徴

わが国の労働争議は、一九六七年に鎮静に向かい、六九年にたかに見えたのが、六八年に一転して高揚に向かい、六九年には、この年の春闘の激しさと秋季における「佐藤訪米抗議、安保条約破棄、沖縄全面返還」などの政治スローガンを掲げての統一行動の発展により、総争議（「争議行為を伴う争議」と「伴わない争議」の総計）の件数ならびに参加人員が史上最高であっただけでなく、争議行為を伴う争議の件数も記録的水準を示し、行為参加人員も約三〇七万という新たなピークに達した。

このあとをうけ一九七〇年には、総争議が前年に比べて件数で約一割、参加人員では約四割の減少を示し、それにともなって争議行為を伴う争議の件数も行為参加人員も前年を下回ったが、しかし同盟罷業について見ると、件数、行為参加人員ともに前年を上回り、労働損失日数も前年より増大したし、また四時間未満の罷業の件数、参加人員も、前年を大幅に下回ったものの、高水準を維持した（第144表）。総争議件数ならびに参加人員の減少は、上半期になお好況が持続されたのと、労働力不足、前年の春闘の高揚の経験ならびにいわゆる「七〇年闘争」の予想などにより、全体として見れば企業側が比較的容易に大幅賃上げを認め、このため春季における争議が前年に比べていちじるしく減少したことによってもたらされた。これに反して同盟罷業が件数、参加人員ともに増大したのは、春闘における労働

組合の実力行使が前年より後退しなかったばかりか、下半期いらい景気が下降しはじめるなかで、年末一時金闘争がストライキをもってたたかわれるようになったためであり、この実力行使をもって経済要求をたたかう傾向は、さらに七一年春闘へとひきつがれた。

総争議　七〇年の総争議件数は四五五一件、参加人員は約九一三万七〇〇〇人であった。総争議件数の推移を長期的に見ると、それは、安保改定反対闘争の高揚した年である六〇年にはじめて二〇〇〇件を越え、不況下の春闘がたたかわれて争議が多発した六五年に三〇〇〇件を越えて、六九年には一挙に五二八三件に達した。七〇年は六九年に比べて一三・九%減であったというものの、総争議件数では前年につぐ高水準であった。

これに対して、総争議参加人員は、史上最高の前年に比べて三六・九%減であり、六六年以来の最低を示した。

争議行為を伴う争議　争議行為を伴う争議を全体として見ると、七〇年の件数は三七八三件で前年に比べて一五・六%減、行為参加人員は約二三五万七〇〇〇人で前年に比べて二三・二%減少を示したが、労働損失日数は約三九一万四〇〇〇日で、対前年比では七・七%増となった。このうち労働損失日数の増大は、もとより争議行為を伴う争議の件数、六八年に三〇〇〇件、六九年には四〇〇〇件を越えた。七〇年の三七八三件は、前年を下回るものの、これにつぐ高水準である。これに対しこの種の争議の行為参加人員は、総争議の参加人員やこの種の争議の件数の場合とは異なった変動を示してきた。五八年に年間約二五四万人のピークがみられていい、六〇年約二三三万人、六五年約二四八万九〇〇〇人、六八年約二三四万人で一進一退をつづけ、六九年になって約三〇七万という新たなピークに達した。七〇年の約二三五万七〇〇〇人は、これまた前年を下回ったものの、六五年いらいの高水準といえる。

同盟罷業と四時間未満の罷業　七〇年には総争議、争議行為を伴う争議のいずれについても、件数、参加人員ともに前年を下回ったにもかかわらず、同盟罷業にかんする限りは、二二五六件、行為参加人員約一七一万九〇〇〇人で、前年に比べてそれぞれ二七・〇%、二一・九%の増加となった。

これを長期的にみると、件数では未曽有の二〇〇〇件以上にのぼり、行為参加人員でも、六五年の約一六七万人を上回って、最高を示している。このため労働損失日数も約三九一万四〇〇〇日と前年を七・七%上回ったが、しかし、五八～五九年、六一年の六〇〇万日台、六二年と六五年の五〇〇万日台に比べてなおかなりの低水準にとどまった。

また同盟罷業の件数、行為参加人員がともに増加したにもかかわらず、争議行為を伴う争議の件数と行為参加人員が前年に比べて減少したのは、四時間未満の罷業の件数と行為参加

人員が、前年の三二八二件約二一五万八〇〇〇人から七〇年の二三五六件約一二九万四〇〇〇人へと減少したためである。

次に七〇年における争議行為を伴う争議と同盟罷業の件数ならびに行為参加人員を時期的に分けてみると、春闘期には、争議行為を伴う争議の方は前年を下回りはするが、その差はあまり多くなく、また同盟罷業の場合も、七〇年全体をとれば前年を上回ったにもかかわらず、春闘期に関する限りは、争議行為をともなう争議にみられた傾向と同じく、件数、行為参加人員ともに前年をわずかながら下回っている(第116表)。

こうして春闘期に両者が前年をわずかに下回る水準ですすみながら、年間全体をみて争議行為を伴う争議が前年をかなりの幅で下回ったのは、七〇年後半に政治的統一行動が前年ほどの規模の争議行為を伴ってたたかわれなかったためである。すなわち、前年は一〇・二一、一一・一三と統一行動がたたかわれ、とりわけ「佐藤訪米抗議・安保条約破棄・沖縄全画返還」のスローガンのもとに一一・一三統一行動がおこなわれた一一月には、四時間未満の罷業の参加人員は約八七万六〇〇〇人に達した。ところが七〇年には、未曽有の規模といわれた六・二三反安保統一行動も、主として街頭行動に力点がおかれ、それがおこなわれた六月における四時間未満の罷業の行為参加者は、約一三万一〇〇〇人にとどまった。さらに問題の下半期には、一〇月に一〇・一七のスト権奪還のための統一行動、一〇・二一の国際反戦デーの統一行動などがおこなわれたものの、この月における四時間未満の罷業の参加者は、約九万にすぎなかった。

他方、同盟罷業の件数、行為参加人員が春闘期に前年をわずかながら下回っていながら、年間全体で前年を上回ったのは、下半期に景気が後退したのと、七〇年春季賃上げの幅について資本の側に不満の声があがったところから、年末一時金闘争の状況はきびしさをまし、一一月後半に電機労連などのそれがストライキをもってたたかわれ、一一月の同盟罷業行為参加者が約四〇万九〇〇〇人にのぼったためである。

争議の月別推移

七〇年における労働争議のうち、労働損失日数が二万日または行為参加人員が一万人を越えたものを中心に主要争議の発生を月別に見ると、次の通りである。なおそれぞれの争議の主要要求事項、行為参加人員、争議形態、労働損失日数を括弧内に示した。そのうち罷とあるのは同盟罷業、四未は四時間未満の罷業、怠は怠業、閉は工場閉鎖を意味する。

一月　この月ではないが、年末に日放労の賃上げ要求争議(六四一三人、罷・四未、一万七二四一日)と全自交愛媛の労働協約改訂をめざす争議(三一〇八人、罷・四未、一万七六九三人)が発生している。

二月　全駐労の人員整理撤回要求の争議が発生している(二万二〇三〇人、罷・四未、三万四六三三日)。

三月　春闘の火ぶたが切られる。民放労連(賃上げ、七〇二八人、罷・四未・怠、二万一五一六日)以下、主要なもの次の通り。報知新聞労組(賃上げ、三〇〇人、罷・四未・怠三万七〇一〇日)、全国農協労連(賃上げ・退職金改訂、一万一〇〇七四七日)、全国金属東京地本(賃上げ、二万九九四八人、罷・四未・

怠、六万三五二四日)、全国金属長野地本(賃上げ、八〇五七人、罷・四未・怠、二万六一五六日)、全国金属大阪地本(賃上げ、一万九六八一人、罷・四末・怠、三万六〇〇三日)、全国金属京滋地本(賃上げ、五七八〇人、罷・四未、三万〇四三七日)、全造船機械浦賀(賃上げ、四二〇人、罷・四未、三万六五二〇日)。

四月　春闘はいよいよたけなわとなる。さまざまな産業、業種でストライキがおこなわれたが、とくに規模の点で目立ったのは、行為参加者一九万余人、労働損失日数三一万日以上におよんだ四月三〇日にはじまる私鉄総連の闘争である。以下、この月の主要争議は次の通り。汽車製造労組(賃上げ、四五四一人、罷、五万〇六三六日)、富士通(賃上げ、二万三九八五人、罷・四未、七万二六八八日)、日立製作(賃上げ、二万三九八五人、罷・四未、一五万一三七二日)、日本電気(賃上げ、二万四九六四人、罷・四未、四万九八三〇日)、新相互交通(賃上げ、二九五人、罷・閉、二万三八九九日)、横浜ゴム(賃上げ、七〇四〇人、罷・四未、二万二三三九日)、三井金属鉱山労連(賃上げ、四二一五人、罷・四未、二万四六〇七日)、第一糖業(賃上げ・解雇反対、二〇〇人、罷・閉、二万三四五六日)、早川電機(賃上げ、一万一二四三人、罷、二万〇八六九日)、富士電機(賃上げ、一万八七七三人、罷・四未、三万五三八二日)、東芝労連(賃上げ、六万二八一九人、罷・四未、一万一二三九日)、日本電気(臨給、三万三七七七人、罷・四未、三万三七〇〇日)、全国金属東京地本(臨給、一万二七五六人、罷・四末、七四八〇日)、全国金属石川地本(臨給、四六五九人、罷・四未、二万〇〇八七日)、東洋工業(賃上げ、二万三四〇〇人、罷、四万六八〇〇日)、全日通(賃上げ、六万三四九七人、罷・四末、六万〇〇七七日)、同和鉱業(賃上げ、三七六一人、罷、二万六六七四日)、私鉄総連(賃上げ、一九万一七四七人、罷・四末、三一万〇九六五日)

五月　全自交大阪地連(賃上げ、七九〇七人、罷、二万〇二一八日)。

六月　前月までに春闘はほぼ終わるが、六月に入るとゼネラル石油の解雇反対の争議(五五四人、罷・閉、一万九六八一丸石自転車の組合役員配転反対の争議(三七〇人、罷・閉、一万四〇四〇日)、さらに全国金属東京地本の安保廃棄・夏期一時金要求の闘争(一万四三二五人、罷・四未、二五〇七日)が発生している。

七～九月　それまでに発生した主要争議のうち継続中のものがいくつかあるが、七月から九月までは労働損失日数二万日もしくは行為参加人員一万におよぶ大きな争議は発生していない。

一〇月　都職労がスト権奪還をめざしまた国際反戦デーの示威のため闘争にたっている(一万二四五〇人、四未)。また全日通が合理化反対のストをおこなったが、一日の闘争で妥結した(六万三七九〇人、罷・四未、六万四三九二日)。

一一月　下半期に景気が後退しはじめたなかで電機労連の年末一時金闘争が実力行使をもってたたかわれたのと、全駐労の解雇反対闘争が目立った。以下、組合別にのべると、富士電機(臨給、一万九三二七人、罷・四未、一万九二九七日)、日立製作(臨給、四万七八万二六三七人、罷・四未、八万三五九七日)、三菱電機(臨給、四万七五二四人、罷・四未、四万七五二四日)、沖電機(臨給、一万一二三九人、罷・四未、一万一二三九日)、日本電気(臨給、三万三七七七人、罷・四未、三万三七〇〇日)、全国金属東京地本(臨給、一万二七五六人、罷・四末、七四八〇日)、全国金属石川地本(臨給、四六五九人、罷・四未、二万〇〇八七日)、全駐労(人員整理反対、一万四〇〇五人、罷、二万六八五一日)。

一二月　日放労(賃上げ、一万〇五〇六人、罷・四未、二万九四六一

2　産業別・企業規模別の動き

産業別の動き

わが国の労働組合員数の七七・二%までは製造業（三八・一%）、運輸通信業（一七・九%）、サービス業（一一・三%）、公務（九・九%）によって占められている。七〇年の争議行為を伴う争議を産業別に見ると、労働組合員の基幹的部分を占める製造業における増大、運輸通信、サービス、公務の三産業における減少が目立っている。

製造業においては、一九六五年に争議が多発したのち、六六年にはいちじるしく減少したのが、その後、件数、行為参加人員、労働損失日数ともに、ふたたび年々増大する傾向にあり、六六年から七〇年までのあいだに、件数は一一二六件から一九〇二件へ、行為参加人員は一〇九万一〇〇〇人から一四一万八〇〇〇人へ、労働損失日数は一六九万九〇〇〇日から二六四万三〇〇〇日へと、かなり大幅な増加を示した。このうち六九年から七〇年への増加は、七〇年春闘期になお景気が好調で、人手不足もあり、七〇年闘争が呼号されて経済闘争が政治闘争と容易に結合する状況にあったため、企業の側が割合容易に大幅賃上げを認めたにもかかわらず、この時期における争議が前年同様にたたかわれた（六九年に対し件数で一七一件増、行為参加人員

第117表　産業別労働争議件数の推移（争議行為を伴う争議）

産業	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
全産業	2,845(100)	2,284(100)	3,167(100)	4,482(100)	3,783(100)
鉱業	69(2.4)	91(4.0)	97(3.1)	67(1.5)	64(1.7)
建設業	79(2.8)	69(3.0)	131(4.1)	114(2.5)	144(3.8)
製造業	1,126(39.6)	1,051(46.0)	1,247(39.4)	1,506(33.6)	1,902(50.3)
卸売・小売業	57(2.0)	38(1.7)	69(2.2)	81(1.8)	90(2.3)
金融・保険・不動産業	53(1.9)	26(1.1)	50(1.6)	56(1.2)	49(1.3)
運輸・通信業	496(17.4)	407(17.8)	582(18.4)	744(16.6)	715(18.9)
電気・ガス・水道業	73(2.6)	42(1.8)	90(2.8)	159(3.5)	51(1.4)
サービス業	340(12.0)	546(23.9)	362(11.4)	606(13.5)	419(11.1)
公務	536(18.8)	10(0.4)	520(16.4)	1,133(25.3)	344(9.1)
その他	16(0.6)	4(0.2)	19(0.6)	16(0.4)	5(0.1)

〔備考〕　1)　「その他」とは，農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)　( )内は構成比。
3)　労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第118表　産業別行為参加人員および労働損失日数の推移

産業	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年
	千人	千人	千人	千人	千人
行為参加人員計	2,298(100)	1,271(100)	2,340(100)	3,071(100)	2,357(100)
鉱業	148(6.4)	124(9.8)	169(7.2)	134(4.4)	61(2.6)
建設業	38(1.7)	25(2.0)	52(2.2)	55(1.8)	51(2.2)
製造業	1,091(47.5)	697(54.8)	1,041(44.5)	1,118(36.4)	1,418(60.2)
卸売・小売業	13(0.6)	10(0.8)	26(1.1)	28(0.9)	20(0.9)
金融・保険・不動産業	17(0.7)	9(0.7)	12(0.5)	18(0.6)	10(0.4)
運輸・通信業	440(19.2)	232(18.3)	400(17.1)	690(22.5)	525(22.3)
電気・ガス・水道業	72(3.1)	36(2.8)	48(2.1)	53(1.7)	11(0.5)
サービス業	185(8.1)	113(8.9)	231(9.9)	364(11.9)	150(6.4)
公務	264(11.5)	5(0.4)	352(15.0)	607(19.8)	110(4.7)
その他	29(1.3)	20(1.6)	9(0.4)	4(0.1)	1(0.0)
	千日	千日	千日	千日	千日
労働損失日数計	2,742(100)	1,830(100)	2,841(100)	3,634(100)	3,915(100)
鉱業	242(8.9)	159(8.7)	358(12.6)	197(5.4)	158(4.0)
建設業	38(1.4)	16(0.9)	28(1.0)	27(0.7)	28(0.7)
製造業	1,699(62.0)	1,212(66.2)	1,660(58.4)	2,175(59.9)	2,643(67.5)
卸売・小売業	8(0.3)	10(0.5)	26(0.9)	40(1.1)	29(0.7)
金融・保険・不動産業	2(0.0)	2(0.1)	4(0.1)	19(0.5)	2(0.1)
運輸・通信業	654(23.9)	379(20.7)	639(22.5)	1,037(28.5)	819(20.9)
電気・ガス・水道業	35(1.3)	18(0.9)	10(0.4)	15(0.4)	4(0.1)
サービス業	54(2.0)	30(1.6)	99(3.5)	115(3.2)	229(5.9)
公務	4(0.1)	—(—)	1(0.0)	1(0.0)	0(0.0)
その他	4(0.1)	4(0.2)	16(0.6)	7(0.2)	3(0.1)

〔備考〕　1)「その他」とは農業・林業・狩猟業・漁業・水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2)（）内は構成比。
3) 労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

で五〇〇〇人減）ことと、下半期に入って景気が後退するなかで年末一時金闘争がたたかわれ、ことに電機労連傘下の大企業連などがストライキをおこなったことによるものである。

しかしこの製造業をさらに産業中分類別に見ると（第120表）、七〇年に争議が増大したのは、食料品たばこ、木材製品、出版印刷、非鉄金属、機械、電機、輸送用機器、精密機械などの部門に限られ、繊維衣服、パルプ紙、鉄鋼、金属製品などでは、六九年から七〇年へと大幅の減少が見られるだけでなく、長期的に見ても、減少の一途をたどってきている。このうち紙パルプでは、総評傘下紙パ労連から近年大手組合のほとんどが指導部の方針を階級闘争主義と批判して脱退している。また繊維は全繊同盟にその組合員の多くが組織され、鉄鋼はその労働者の圧倒的多数が鉄鋼労連に組織されているが、この両

第119表　産業別労働組合員1,000人当り行為参加人員の推移

産業	1966	1967	1968	1969	1970
全産業	221	120	215	273	203
鉱業	815	745	1,121	1,016	528
建設業	66	41	78	81	71
製造業	286	180	259	264	321
卸売・小売業	34	25	60	59	39
金融・保険不動産業	25	13	16	24	13
運輸通信業	225	115	198	335	253
電気・ガス水道業	350	167	228	244	51
サービス業	155	96	188	285	114
公務	262	5	319	541	96
その他	94	68	30	14	6

〔備考〕　労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第120表　製造業・産業中分類別争議行為参加人員の推移（争議行為を伴う争議）

	1965	1966	1967	1968	1969	1970
	人	人	人	人	人	人
製造業	1,420,422	1,091,018	696,669	1,041,192	1,118,362	1,418,048
食料品・たばこ	64,763	50,520	57,130	57,615	84,973	86,105
繊維・衣服	38,128	22,310	7,423	8,441	20,764	8,976
木材・木製品	12,380	20,232	8,514	18,410	10,401	11,553
パルプ・紙	43,498	23,383	17,377	14,796	15,081	6,808
出版・印刷	16,819	17,041	14,232	26,071	22,275	23,520
化学	134,986	90,501	45,496	78,236	73,923	83,908
ゴム	37,681	27,867	59,299	55,091	67,550	61,411
窯業・土石製品	44,386	41,830	40,570	42,647	46,351	45,095
鉄鋼	125,193	51,637	12,676	17,542	25,721	15,043
非鉄金属	33,976	26,451	16,037	16,698	16,535	22,606
金属製品	52,756	51,411	51,983	49,046	44,276	34,940
機械	148,460	197,452	106,900	169,369	188,442	236,249
電機	430,455	285,202	134,465	317,528	394,410	639,042
輸送用機器	183,533	130,826	61,432	125,398	50,264	74,884
精密機械	17,663	34,401	46,788	26,447	40,614	49,297
武器その他	11,098	12,263	8,125	6,676	6,988	6,486

〔備考〕　各年の労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

組合ともにその指導部が、政治闘争を排除し「自由にして民主的な」運動路線に沿って労働戦線を再編するための努力の先頭を切っていることは注目すべきことであろう。これに対して、七〇年にストが多発した電機産業部門の労働者の圧倒的多数は電機労連の傘下にあるが、この組合では、労働戦線再編をすすめる指導部への批判が強まり、傘下組合のうち東芝労連と松下労連をのぞいては、全民懇の運動に参加していない。

他方、運輸通信・サービス・公務の三産業における争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員、労働損失日数の減少は、すでにのべたように七〇年における政治的統一行動が、六九年秋

第121表　企業規模別労働争議発生企業数の推移
（民間企業のみ）

企業規模	1966	1967	1968	1969	1970
総争議計	5,591 (100)	4,274 (100)	5,104 (100)	6,866 (100)	6,274 (100)
1,000人以上	997 (17.8)	737 (17.2)	887 (17.4)	1,081 (15.7)	1,008 (16.1)
500～ 999人	565 (10.1)	390 (9.1)	507 (9.9)	679 (9.9)	592 (9.4)
100～ 499人	1,833 (32.8)	1,427 (33.4)	1,899 (37.2)	2,452 (35.7)	2,274 (35.2)
99人 以下	2,196 (39.3)	1,694 (39.6)	1,811 (35.5)	2,205 (32.1)	2,116 (33.7)
争議行為を伴う争議計	4,650 (100)	2,977 (100)	4,389 (100)	5,923 (100)	5,192 (100)
1,000人以上	892 (19.2)	625 (21.0)	824 (18.8)	966 (16.3)	915 (17.6)
500～ 999人	499 (10.7)	327 (11.0)	458 (10.4)	602 (10.2)	528 (10.2)
100～ 499人	1,549 (33.3)	1,131 (38.0)	1,667 (38.0)	2,162 (36.5)	1,951 (37.6)
99人 以下	1,710 (36.8)	894 (30.0)	1,440 (32.8)	1,807 (30.5)	1,488 (28.7)

〔備考〕 1)　企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2)　労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第122表　同盟罷業における企業規模別労働組合員1000人当り行為参加人員および労働損失日数の推移（民間企業）

企業規模	行為参加人員					労働損失日数				
	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970
規模計	156	102	149	175	150	377	252	365	446	328
1,000人以上	201	123	192	224	276	441	280	410	520	541
500～ 999人	163	135	153	183	173	423	346	433	531	598
100～ 499人	92	74	100	116	107	292	250	366	370	315
99 人以下	51	33	51	54	69	168	141	258	228	274

〔備考〕　1）労働組合員数は「労働組合基本調査」の単位労働組合員数による。なお，41年　42年については昭和41年6月30日現在，43年以降についてはそれぞれ当該年の6月30日現在の規模別組合員数によって算出した。

2）規模区分不明のものがあるため，規模計と累計とは一致しないことがある。

3）労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第123表　労働争議の種類および主要団体別労働争議件数の推移

主要団体	総争議					争議行為を伴う争議				
	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970
合計	3,687 (100)	3,024 (100)	3,882 (100)	5,283 (100)	4,551 (100)	2,485 (100)	2,284 (100)	3,167 (100)	4,482 (100)	3,783 (100)
総評	2,042 (55.4)	1,732 (57.3)	2,202 (56.7)	3,403 (64.4)	2,445 (53.7)	1,720 (60.5)	1,375 (60.2)	1,858 (58.7)	3,028 (67.6)	2,107 (55.7)
同盟	305 (8.3)	194 (6.4)	286 (7.4)	238 (4.5)	336 (7.4)	152 (5.3)	94 (4.1)	148 (4.7)	126 (2.8)	189 (5.0)
新産別	30 (0.8)	14 (0.5)	17 (0.4)	36 (0.7)	21 (0.5)	30 (1.1)	13 (0.6)	16 (0.5)	32 (0.7)	20 (0.5)
中立労連	146 (4.0)	161 (5.3)	230 (5.9)	252 (4.8)	302 (6.6)	106 (3.7)	144 (6.3)	196 (6.2)	239 (5.3)	269 (7.1)
その他	1,164 (31.6)	923 (30.5)	1,147 (29.5)	1,354 (25.6)	1,447 (31.8)	837 (29.4)	658 (28.8)	949 (30.0)	1,057 (23.6)	1,198 (31.7)

〔備　考〕　1）（ ）内の数字は構成比を示す。

2）労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第124表 主要団体別参加人員および労働損失日数の推移

(%)

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970
合計	100 千人 (10,947)	100 千人 (10,914)	100 千人 (11,758)	100 千人 (14,483)	100 千人 (9,137)	100 千人 (2,298)	100 千人 (1,271)	100 千人 (2,340)	100 千人 (3,071)	100 千人 (2,357)	100 千日 (2,742)	100 千日 (1,830)	100 千日 (2,841)	100 千日 (3,634)	100 千日 (3,915)
総評	73.7	78.1	81.6	80.6	74.7	62.3	56.8	63.2	71.4	51.5	44.7	47.9	51.4	53.0	46.9
同盟	10.2	14.1	7.7	10.4	9.1	7.4	5.1	3.4	1.8	2.6	13.4	7.1	5.4	4.2	2.8
新産別	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	1.2	0.9	0.7	0.6	1.0	4.2	1.9	1.0	1.3	0.8
中立労連	10.0	4.0	5.7	3.9	9.2	17.1	17.6	19.5	15.5	30.2	24.4	20.0	23.1	26.1	31.9
その他	5.8	3.7	4.9	5.0	6.7	12.0	19.6	13.2	10.8	14.7	13.3	23.1	19.1	15.4	17.5

〔備考〕 労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第125表 主要団体別，労働組合員 1,000人当り参加人員および損失日数の推移

主要団体	総参加人員					同盟罷業									
						行為参加人員					労働損失日数				
	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970	1966	1967	1968	1969	1970
合計	1,052	1,033	1,082	1,288	787	109	69	107	126	203	258	169	260	317	337
総評	1,901	2,027	2,275	2,748	1,594	126	88	139	180	284	281	202	343	439	429
同盟	652	865	492	767	406	60	24	26	22	30	212	73	83	77	52
新産別	477	192	260	278	400	272	131	117	190	320	1,758	504	390	649	440
中立労連	1,068	418	527	416	603	337	145	280	298	509	651	347	517	705	892
その他	182	113	162	193	152	37	44	47	51	87	101	115	153	147	174

〔備考〕 1) 労働組合員数は，労働省「昭和45年労働組合基本調査」による。
2) 労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

ほどの実力行使をともなわなかったことによるものである。しかしそれにもかかわらず、三産業のうち運輸通信業では、春闘期における私鉄総連のストライキ闘争もあり、件数、行為参加人員、労働損失日数ともにそれほど大幅に減少せず、例年に比べて高水準を示した。

企業規模別の動き　民間企業における争議発生企業数は、七〇年には総争議については前年の六八六企業から六三七四企業へ、争議行為を伴う争議については前年の五九二三企業から五一九二企業へと減少した。これをさらに企業規模別(常用雇用労働者規模別)に見ると、すべての規模にわたって減少している(第121表)。

また、民間企業での同盟罷業における労働組合員一人当りの行為参加人員と労働損失日数は、前年の一七五人、四四六日から七〇年の一五〇人、三二八日へと減少したが、これを企業規模別にみると、行為参加人員については、一〇〇〇人以上、と九九人以下の規模で前年よりも増大し、他の規模で減少、労働損失日数については、一〇〇～四九九人規模をのぞく他のすべての規模で増加している(第122表)。

3　主要団体別にみた争議

七〇年の争議を主要団体別に見ると、例年どおり件数、参加人員とも総評の占める割合が高くなっている(第123・124表)。わが国の労働組合員数の三六・九%を占めるにすぎず、しかも傘下組合員のうち労組法適用組合員が四〇%に満たない総評が、七〇年における総争議件数の五三・七%、争議行為を伴う争議件数の五五・七%、総争議参加人員の七四・七%、行為参加人員の五一・五%、労働損失日数の四六・九%を占めている。これにたいして、組合員数の一七・七%を占め、その大部分が労組法適用組合員である同盟は、総争議ならびに争議行為を伴う争議の件数で、それぞれ七・四%と五・〇%を占め、行為参加人員と労働損失日数では二・六%と二・八%を占めたにすぎなかった。

しかし、対前年比でいうと、六九年に公務員共闘関係の統一行動など総評関係の組合の争議が多かったのに対して、七〇年には春闘、年末一時金闘争などで民間労働組合、とりわけ中立労連傘下の組合の争議が多かったために、争議件数、参加人員、労働損失日数のすべてにわたって総評の占める割合が低下し、中立労連の七〇年におけるそれらがいちじるしく比重を高めた。

第126表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為を伴う争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間の変更および休日休暇に関する要求	その他の経営および人事	その他
1966年	2,828	1,624	514	62	30	25	433
1967年	2,296	1,371	627	52	21	54	55
1968年	3,188	1,788	844	43	28	77	216
1969年	5,210	3,091	778	33	16	115	1,037
1970年	3,851	1,916	1,061	55	36	104	508

〔備考〕　1）「その他」とは，政治ストおよび支援ストをいう。
2）上記6項目以外の要求事項があるため，要求事項総数は要求事項別の累計とは一致しない。
3）労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

第127表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	その他
	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%	千人　%
1966年	2,299(100)	1,691(73.6)	277(12.0)	16(0.7)	315(13.7)
1967年	1,289(100)	793(61.6)	319(24.8)	5(0.4)	172(13.3)
1968年	2,434(100)	1,711(70.3)	361(14.8)	4(0.2)	358(14.7)
1969年	3,656(100)	2,221(60.7)	436(11.9)	27(0.8)	972(26.6)
1970年	2,422(100)	1,357(56.0)	622(25.7)	51(2.1)	392(16.2)

〔備考〕　1）「その他」とは，上記3項目以外の要求事項をいう。
2）（）内は構成比を示す。
3）労働省「昭和45年労働争議統計調査年報告」による。

すなわち、労働組合員総数の一二・一%を占めるにすぎない中立労連が、七〇年の争議件数に占める割合は、総争議で六・六%、争議行為を伴う争議で七・一%となったが、行為参加人員では三〇・二%、労働損失日数では実に三一・九%を占めた。

これらをやや長期的に見ると、同盟が、争議行為を伴う争議の件数でこそ一進一退しているものの、行為参加人員、労働損失日数のそれぞれに占める割合では、一貫して減少する傾向にあることが注目される。

また同盟罷業について、労働組合員一〇〇〇人当りの行為参加人員と労働損失日数を見ると（第125表）中立労連がそれぞれ五〇九人、八九二日でもっとも多く、新産別が三二〇人、四四〇日でこれにつづき、総評は二八四人、四二九人であったが、同盟は三〇人、五二日と格段に少なかった。

これをやや長期的に見ると、総評と中立労連では行為参加人員、労働損失日数ともに増加傾向にあるが、新産別では労働損失日数が減少する傾向を示し、同盟では行為参加人員、労働損失日数ともに減少しつつある。

4　要求事項別にみた争議

七〇年の争議行為を伴う争議の発生件数を主要要求事項別に見ると、臨時給与金要求の争議件数が前年に比べて四割弱ふえ、一〇〇〇件を越えたのと、賃金増額要求ならびに「その他」（政治ストならびに支援スト）がそれぞれ四割弱、ならびに五割強減少したことが目立っている。

また要求事項別の行為参加人員を見ると、臨時給与金要求および解雇反対が大幅にふえ、賃金増額、「その他」（政治ストを含むが、賃金増額、臨時給与金要求解雇反対以外のすべての要求項目の合計）がいちじるしく減少した。

【参考資料】(1)労働大臣官房統計調査部「昭和四五年労働争議統計調査年報告」、はじめ各年、(2)労働大臣官房統計調査部「労働争議統計調査報告」、一九七〇年一月～七一年四月の各月分。

Ⅳ 賃金闘争

概要□公務員共闘の七〇年賃金闘争――賃金闘争の前段／人事院勧告の内容と政府の態度／閣議決定後の公務員共闘のたたかい／総括／**春季賃金闘争**――春闘共闘委員会：七一年春闘の背景／春闘方針の提案／賃金白書の発表／春闘前段の闘争／同盟の方針と賃金白書：ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書：春闘の具体的展開：春闘序盤での抗争／鉄鋼回答後の情勢と第四次統一行動／春闘の決戦段階／妥結結果と総括／**七〇年一時金闘争**

概要

一、公務員の七〇年賃金闘争は、六〇年代の九次賃闘、一〇次賃闘という呼びかたをかえ、七〇年賃闘、七一年賃金闘争と呼ぶようになった。それは名称の変更だけではなく、六〇年代の賃金闘争が主として人事院勧告の完全実施を政府に訴えるというたたかいの性格をもっていたのにたいして、七〇年代の賃金闘争は直接政府との交渉によって賃金確定をおこなう段階だという規定、および六〇年代の後半から、しだいに大衆的高揚に支えられてストライキを打つことが可能になってきたけれども、七〇年代の賃金闘争が、政府との対決を舞台にする以上、ストライキを背景にしないかぎり政府を譲歩させることはむずかしいという内容をもふくんでいる。したがって公務員共闘では、七〇年賃金闘争を本格賃金闘争とさえ呼んでいる。

しかし、七〇年賃金闘争の経過と結末は、このような公務員共闘の基本方向が十分に発揮されず、七・一〇のストライキをついに中止せざるをえなかった。それにもかかわらず賃上げは一二・六七％、八〇二二円、五月実施という戦後最高のものであったのは、六〇年代賃金闘争の遺産、すなわち政府が勧告の完全実施を六九年の闘争過程で確認していたこと、および好況

下の春闘での賃上げ額が大きく、官民比較を中心とする人事院の勧告は、前年を上まわらざるをえなかったためである。公務員共闘の本格的賃金闘争の展開は、したがって七一年賃金闘争へと繰り延ばされることになった。

一、公務員共闘の七〇年賃金闘争が好況の影響をうけたのにたいして、七一年春闘（同盟、ＩＭＦ・ＪＣの賃金闘争をふくむ）は不況下の賃金闘争としてたたかわれた。ここ数年賃上げ額および賃上げ率において、前年を上まわりつづけてきた春闘の成果は、ますます労働者の賃金闘争にたいする確信をつよめさせたが、それにたいして、資本の側は不況期にこそ賃上げ額と率を前年より下まわらせ、長期的にみた賃金闘争の発展をおしとどめようとした。不況、選挙、所得政策などが七一年春闘のあたらしい顔となった。このため春闘は予想以上に長期化し、ヤマ場が五月にまでズレ、六月に入って公労協の妥結がおこなわれて、ようやくおわるという長丁場のたたかいとなっただけではなく、かつてないほどストライキが多発した春闘であった。春闘前段の金属、食品、マスコミ、合化などのストライキにつづいて、私鉄、国労、動労を中心とした大ストライキが終盤をもりあげた。同盟系組合でもストライキは前年より多かった。このようなストライキによって賃上げ額は前年を上まわったが、賃上げ率においては、前年におよばなかった。しかし、春闘を中心とする組合員の大衆的もり上がりによって、七〇年代運動にあたらしい息吹きを感じさせた春闘であった。

一、夏季および年末一時金闘争は、不況の影響をうけ、闘争が長引いたし、不況産業と好況産業の格差が拡大する傾向をみせた。春闘の長期化、激化につれて、一時金闘争の比重がさがったようにみえるが、物価騰貴の継続と生活様式の高度化につれて、労働者の要求額は大きくなり、一時金の水準は一般的になお上昇傾向をつづけている。

1　公務員共闘の七〇年賃金闘争

賃金闘争の前段

公務員共闘は、七〇年賃金闘争をはじめるにあたって、前年一一月から賃金専門委員会をひらいてきたが、一二月二日賃金専門委員会、一月二二日、常任幹事会、一月二八日幹事会をひらいて、七〇年賃金要求第一次草案を決定した。これにもとづいて二月三日の地方代表者会議の討議をへて各県共闘で討論集会をひらいて組合員の意見をきき、三月中旬に方針の決定、三月末に政府への要求書提出という方向をきめた。

さらに、三月一二日、常任幹事会は人事院にたいして、民間賃金調査の抜本的改善を要求する申入書を決定、同一四日に提出している。

「民間賃金実態調査要綱の抜本的改善に関する申入書」（概要）

公務員賃金を民間賃金との比較によって決定することには、公務員共闘として批判をもち、いままでにも繰りかえし申入れてきたが、本年度

も民間比較をおこなうのであれば、つぎの諸点を改善すること。
①、調査対象を五〇〇人以上規模の事業所とすること。
②、対応等級の比較を改善すること。
③、中途採用者の賃金については別途調査すること。
④、五月以降に妥結した事業所の調査を完全にすること。
⑤、諸手当、一時金、生計費、初任給を調査し公開すること。
⑥、民間の福祉厚生費関係を調査し、官民比較をおこなうこと。

三月二八日の幹事会は、概要つぎの如き要求書を確認し政府、人事院に提出した。その概要はつぎの通りである。

【公務員共闘の要求（概要）】

1、公務員の賃金関係について

(1)、公務員の基本賃金を一万円以上引上げること。うち一律定額部分を八〇〇〇円とする。

体系是正は、高校卒行政職㈠表適用者を最低基準とし、経験九年（二七歳）で四万七〇〇〇円。経験一七年（三五歳）で六万七〇〇〇円以上にするよう賃金体系を改善する。

(2)、公務員労働者の最低賃金を一八歳三万円とすること。

(3)、諸手当の要求額

扶養手当は一人あたり月三〇〇〇円、通勤手当は実費支給とし、全額免除。交通用具使用者と交通手段利用者との均衡をはかること。住宅手当を新設すること。

一時金は年間をつうじて、五・五カ月十二万円にすること。

(4)、賃金改訂の実施期日を四五年四月一日とすること。

2、公務員労働者の労働基本権を回復すること。

(1)、公務員労働者の労働基本権を回復すること。

(2)、公務員労働者の賃金、労働条件等は、政府と公務員共闘会議の交渉によって決定すること。

3、税金、共済制度などについて

(1)、勤労所得税、および退職手当に対する免税点を引きあげ、大幅減税を行なうこと。

(2)、公務員の共済制度、災害補償法の改善をはかること。

(3)、退職手当の増額を行い、年金のスライド制を実施すること。

要求書提出後、公務員共闘は、四月二三日に人事院総裁室にて、第二回の総裁交渉をおこない、六月九日には第一次公務員共闘中央行動をおこない、全国動員一〇〇名の代表によって、総理府、人事院、労働省、自治省、大蔵省との各省交渉をおこなった。なお同日午後三時から日比谷野外音楽堂でおこなった中央総決起集会には、全国代表、都労連、東京国公の五〇〇〇名が参加している。

第三次統一行動として六月二二日から七月一日まで、行(二)適用者、婦人、高齢者、医療職、主婦、試験・研究職などの階層別に人事院交渉をおこなっている。この過程で各省交渉はとくに進展をみなかったし、高齢者層にたいする昇給延伸問題についての人事院の態度がつよいこともあきらかになった。七月三日の中央動員には、約三〇〇〇人が参加し、午後より各省交渉をさらにおこない、四日には三〇〇〇名が院をとりまき各県代表五〇人が人事院交渉に参加した。

さらに同日、午後二時、日比谷音楽堂でひらかれたストライキ宣言中央集合には二〇〇〇名が参加し、概要つぎのようなストライキ宣言を決定した。

【ストライキ宣言（概要）】

七〇年春闘に参加した総評・中立労連は鋭い統一ストライキを闘い、二〇〇〇をこえる組合が一万円以上の大幅賃上げをとった。公務員共闘も昨年一一月に、本年からの人事院勧告完全実施を政府に確約させたが、政府は予算には五%の賃上げを五月から実施する分しか組みこんでいない。公務員の低賃金は、日本の全労働者の低賃金を支える基盤になっており、われわれは、このような不当な実態を坐視することができない。

われわれの一万円以上の賃上げが拒否されるならば、七月一〇日統一ストライキを怒りをもって決行する。

七月七日、七・一〇ストライキを直前にして、公務員共闘は、さらに人事院総裁交渉をおこなった。この席上、共闘側が大幅高額の勧告がされるよう希望し、総裁としても「その希望については、総裁としての意見の一致を見た」。しかし、高齢者問題については、昇給延伸の勧告をおこなったことについての変更はない旨の発言がおこなわれている。

七月九日には総理府において山中長官との交渉をおこない、長官から政府としては①勧告がでれば、どのようなものでも完全実施をする、②勧告がでればすみやかに閣議をひらいて決定する、③財政的には公務員賃金を優先させる、との発言をしている。

公務員共闘はこのような交渉の経過の上にたって、同日常任幹事会をひらき、現状分析をおこない、七・一〇ストライキの中止をきめた。それは、

(1)、賃上げ幅は一二・五%以上になると推定されること。

(2)、初任給引上げと中だるみ是正をおこなうと予想されること。

(3)、高年齢層の昇給延伸はおこなうが、長期勤続者のための配慮と退職時の救済を考えるとの言明をえたこと。

(4)、住宅手当は、従来、民間での普及率が圧倒的にならなければ実施しないと言明していたが、過半数でもおこなうという態度にはかわったこと。

(5)、一時金の増額が確実になったこと。

(6)、遠隔地手当の基準緩和がほぼ確実になったこと。

などの見通しがついたし、七月一〇日にストライキをしてもこれ以上に勧告内容を改善することは、むずかしいこと、および公務員共闘内部の事情が、十分にストライキを打ちぬくほどにかたまっていなかったためである。それは六九年の第一〇次賃金闘争において、人事院勧告の完全実施を政府に確約させるという成果を得たのだが、そのためにも、七〇年代の賃金闘争は、人事院にたいして、より高い勧告をださせること、あるいは政府を直接相手どって賃金交渉をおこない賃上げをとることが以外にはたたかいを高揚させ成果を拡大することができなくなった。公務員共闘はこのため七〇年代賃金闘争の強化を下部組合員に訴えてきたが、情勢の進展に組合の態勢が十分に対応しえなかったのである。

だから、公務員共闘の中心組合の一つである全農林労働組合は、七〇年春闘の総括をつぎのようにしている。

【全農林七〇年春闘総括】

七・一〇統一ストライキは、本格賃金闘争の第一年次のストライキとして設定されましたけれども、その体制は前年の一一・一三ストにくらべて十分ではありませんでした。……

その要因として第一にあげられることは、一一・一三に対する大量の賃金カットおよび不当処分の影響が予想以上に大きく、また犠牲者救済資金の臨時徴収が重荷になるなど、当局の不当弾圧による組織攻撃を克服しえない弱点をもっていたこと、第二は一〇年にわたる実施時期の完全実施を中心とした闘いと比較して、ストライキを背景に政府との団体交渉によって賃金を決定するという闘いはよりきびしい闘いであったこと、第三に七・一〇統一ストの意義が正しく全組合員に理解されなかったこと。

これは全農林だけではなく公務員共闘の全般的な態勢をよくあらわしているとおもわれる。

公務員共闘は、こうして、七・一〇ストライキの中止をきめ、同日幹事会をひらいて、これを決定した。

【「七・一〇統一ストライキの中止にあたって」の声明(要約)】

七月一〇日にストライキを期して、政府に団体交渉による賃金の決定を、人事院には大幅賃上げの勧告を要求して交渉をかさねてきた。しかし、現在の力関係では、政府から直接回答をひきだすことはできなかったが、人事院からは従来にない大幅賃上げの用意のあることの言明と、給与担当大臣から完全実施の確約をとりつけることができた。

この状態を検討した結果、七・一〇のストライキを中止し人事院の言明や高齢者問題を追求する交渉をつみかさねることにした。なお、政府・人事院の言明が履行されない場合には、二〇〇万公務員労働者は怒りに燃えて政府に対して行動する決意である。

人事院勧告と政府の態度

八月一四日、人事院は賃上げを中心として勧告をおこなった。

【人事院勧告の概要】

1、賃上げの内容は、俸給額で一〇・七%、諸手当で一・三六%、その他で〇・六一%、計一二・六七%、平均八〇二二円の賃上げ。

2、初任給は、一般の事務技術系の場合、大学卒四五二〇円、高校卒四一六〇円の引上げ、なお中途採用者の初任給のきめ方を一部改善する。

3、諸手当の改善

調整手当については、当分の間、甲地のうち民間賃金のとくに高い地域に勤務する職員に対する支給割合を百分の八とする。転職者にたいする異動保障期間を現行の二年から三年に延長する。医療職俸給表(一)の適用をうける医師・歯科医師等については、当分の間、支給区分にかかわらず八%とする。

住宅手当を新設し、家賃・間代を払っている職員のうち、一ヵ月の家賃等が三〇〇〇円をこえるものは、こえる額の半分を三〇〇〇円を限度として支給する。

遠隔地手当、通勤手当、宿日直手当などを改善する。

期末手当、勤勉手当については〇・二ヵ月分を増額する。

4、五六歳以上で人事院の定める年齢をこえたものの昇給は最初一八月以上、その後二四月以上におこなう。

5、実施期日は五月一日。

政府は八月二五日の閣議において、人事院勧告通りの実施を決定したが、それとともに能率の向上と自衛官をのぞく国家公務員について、現行の定員削減措置を上まわる削減計画をおこなうことをもあわせきめ、内閣官房長官談話を発表している。八月二五日の閣議決定は次の通りである。

【公務員給与改訂に関する取扱いおよび行政の効率化推進について」(要約)】

1、一般職員の給与については、おおむね勧告の趣旨にそってその改訂をおこなう。

2、給与改訂に関連して、公務能率の向上と行政コストの増加の抑制をはかるため(1)自衛官をのぞく国家公務員について、現行の定員を削減する計画を策定して、既定定員の計画的縮減をはかり、新規増員を厳に抑制して少数精鋭主義に即した適正な定員配置をおこない、極力人件費の増加を防ぐ。この場合、非現業の一般職員については、三年間九%程度をメドに、その他については三年間に五%を上まわる削減をおこなう。三公社、五現業、公庫、公団職員についても右に準じて削減する。

3、行政機構の簡素合理化をおこなう。

閣議決定後の公務員共闘のたたかい

第六四回臨時国会は、公害国会ともいわれ公害をめぐって、国民の注目をあびていたが、公務員賃金については、一一月二七日に国会に上程され、同日委員会付託、一二月二日から内閣委員会において審議がおこなわれた。国会審議にあたっては、とくに野党からは法案修正を提案せず、勧告の四月実施、高齢

者の昇給延伸問題をめぐって、社会党を中心として政府の追及をおこなっている。高齢者問題については、勧告のいう五八歳時点から一八ヵ月ごとに三回、二四ヵ月一回、その後は昇給ストップという内容を一八ヵ月三回、二四ヵ月一回、とりあえず六五歳までの保証とするという附帯決議を一二月一一日の衆院内閣委員会で成立させ、同時に退職手当についても、国家公務員の退職時精算の基礎になる号俸に一〇年以上の勤続者には一号加算、二〇年以上勤続者には二号加算（従来は一号）させることとし、以上をふくめた「一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を一括して一二月一一日の衆議院本会議の通過、一七日の参議院本会議の通過成立をおこなわせた。

【一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】高年齢職員の昇給延伸については、該当職員の採用その他の実情にかんがみ、その実施に当ってはその処遇に急激な変動を来たさないよう適切な配慮を加えるべきである。

なお、国家公務員の退職手当の改善についても速やかに検討することとし、その際右の事情をも十分考慮するよう要望する。

右決議する。

衆議院内閣委員会

総　括

七〇年賃金闘争は、このようにして、人事院勧告前の時期に闘争を集中し、四次にわたる統一行動をおこない、この段階で民間公労協の春闘のたかまりを利用して、人事院にせまった。

それは、六〇年代の公務員共闘のたたかいが、政府をして人事院勧告完全実施へと年ごとに追いこんでいった成果の、いわば総仕上げというべきものであった。そのため、人事院勧告後の賃金闘争は比較的スムースにすすみ、閣議決定も早期におこなわれ、定員削減計画の強化という合理化攻撃に直面しながらも、高齢者問題などについて、ある程度の前進をみて終息をみたのである。

七〇年代の公務員賃金闘争が、人事院勧告完全実施を目ざした闘争の時代をおえ、政府と公務員共闘との直接交渉という新しい段階に入ったことは、七〇年賃金闘争での対人事院、対政府の二正面作戦の開始によってはじまっている。むろん、この年の賃金闘争においては、対政府交渉はまだ十分な成果をおさめるところまではきていないが、今後の基本方向がここにむけられるという予想をたてることができるだろう。

公務員共闘は、このような七〇年賃闘の総括をつぎのようにおこなっている。

【公務員共闘の七〇年春闘総括】

1、七〇年賃金闘争は、六九年の第一〇次賃金闘争に至るまでの闘いの積上げによって、人事院勧告の実施時期の完全実施に展望をひらくことが出来たという情勢をふまえ、「政府との団体交渉によって大幅賃上げの要求を達成する」という賃金闘争の基本原則に向って、その幕明けの闘いとして位置づけて来ました。

2、その原則にもとづき、人事院勧告前にみずからの主体的条件によってストライキを配置して政府に対して団体交渉を求め、要求の実現を迫るという方向で七・一〇ストライキを組織して闘いを進めてきました。

その結果、例年の人事院勧告より一ヵ月以上も早い時期（七月九日）に春闘相場にほぼ見合った一二・六七%という勧告内容の概要を示唆させることが出来たし、又その時点でそれを政府との交渉に於ても完全実施を約束させることが出来たという点に於ては一定の前進をみることが出来ました。

3、しかし、その時点に於て予想される勧告内容については、引上率が

一二・六七%という史上最高のものであったにしても、高年齢層に対する昇給延伸措置や、給与体系（配分）、住宅手当制度の問題点等いくつかの危惧される点があったにもかかわらず、これらを解決し得ないままに勧告が出され、制度化されたという点で、勧告体制の枠内での前進という点に止まっています。

4、このことは、人事院勧告体制の壁の厚さを示しているが、むしろ、それに立向う私達の闘う体制の不十分さ、ストライキの幅と厚み、鋭さの欠けていたことにこそ眼を向ける必要があります。

七・一〇ストライキの中止の判断が、政府並びに人事院から示唆された内容によっての判断よりも、むしろストライキ体制とそのものの組織的判断によるものであった点にこそ最も重要な問題があります。

5、その為に、政府並びに人事院から示唆された内容が、いくつかの点で危惧される問題点をもっており、しかもそれらの点が現実に勧告となって現われ、制度化されたことは、七・一〇ストライキに向って全力をあげて取組み、万全の突入体制のあった職場に於ては、公務員共闘会議や単産の指導に対する失望感や不信感が残されており、今後のストライキの組織や、その指導のなかで克服されなければならない重要な点であります。

6、私達が七〇年代の賃金闘争の基本原則にそって闘いを前進させ、鋭く政府に迫るためには、共闘に参加する各単産がそれぞれ独走をも辞さない体制をつくり、ストライキを反復することが必要であります。そのためには、それぞれの職場に於ける不断の職場活動の強化と、そのなかでの組合員の権利意識の確立や、弾圧に対する組織的諸条件の確立などが早急に進められなければなりません。

2　春季賃金闘争

1　春闘共闘委員会

七一年春闘の背景　七一年春闘は、春闘共闘委員会を中心とする第一七回目の春闘としてたたかわれた。同盟はそれとは別箇に、しかしほぼおなじ時期の賃金闘争をおこなったのだが、本年度春闘の特徴として、つぎのような背景があった。

第一には、春闘共闘委の中心部隊である総評首脳部が前年度の大会において交代し、一五年にわたって事務局長の椅子をしめていた岩井章氏が、堀井議長とともに退陣し、かわって、議長に市川誠氏、事務局長に大木正吾氏が選任された。七一年春闘は、総評新首脳部の最初の春闘として、積極的に取りくまれたこと。

第二には、いわゆる右より戦線統一という情勢下に、総評主流の発言権をつよめるには、春闘において、同盟、中立労連を指導する闘争の気運が高まってきたと実績をのこす必要があっ

たこと。

第三には、総評および中立労連が前年度から主張していた「生活要求」を定着させ、企業内にこもりがちな賃上げ要求を、社会保障、公害、減税などの対政府要求によって克服しようとしたこと、この点はたとえば春闘方針が「われわれの最大の昂揚期である春闘の中で組織をかためて……統一行動を積重ねつつ産業別労働組合を飛躍的に強める」ことを強調しているところにもあらわれている。

第四には、統一地方選挙・参議院選挙が予定され、賃金引上げを中心とする春闘の経済的諸要求とこれらの選挙闘争とが、春闘の時期にあわせてたたかわれる状勢にあること。

第五に、それにもかかわらず、四〇年以来の好況がおわって、ひさしぶりに不況局面において春闘をたたかわなければならないという労働組合にとっては不利な条件がうまれ、とくに政府や資本家団体は所得政策の導入を強調し、賃金闘争の障害があったこと、などの諸条件があった。

ところで、このようなあたらしい条件にもかかわらず春闘共闘の取り組みは、一一月を公害闘争月間とするなど秋の公害反対闘争が長びいた影響もあって、むしろ遅れぎみに始められた。

まず、一一月一七、一八日に伊豆熱川で、春闘共闘賃金専門委員会総会がひらかれ、第一日目に総評大木事務局長から「七一年春闘を展望した問題点」が提起された。そこでは、①経済動向について。不況感が拡がってはいるが、「二つの選挙をひかえて、政府は財政政策のテコ入れで景気を有利に展開しようとするから、インフレ傾向がつよまり、個別企業ベースでは一部に不況感があらわれても、経済全体としては拡大基調をつづけることは間違いない」という楽観的見解にたって、②物価上昇と学卒者の労働力不足をバネとして「要求額は『一万五〇〇〇円、だれでも一万円』を春闘共闘として呼びかけているが、私の気持ちとしては一万五〇〇〇円以上をよびかけたい」という積極的な姿勢をしめしている。③また闘争の時期については「開始の時期をおくらせるのではなく、しかも五月にズレ込んでも春闘がおわらないようなねばり強い長期闘争によって一万五〇〇〇円をとるまでやめない春闘にしたい」という展望がだされていた。

総会はこのあと、賃金白書の要点について事務局から説明がおこなわれ七一年春闘の重点についての意思統一をはかって、二日間の日程をおわっている。

こうして、七一年春闘共闘委員会は一一月二二日に東京渋谷の全国金属会館で第一回共闘委員会をひらき、正式に発足した。会議は岡村中立労連事務局長の司会ではじまり、議長団に阿部中立労連議長、松尾総評副議長をきめ、市川総評議長が準備会を代表して挨拶をおこなったのち、大木総評事務局長が七一年春闘構想、蛯谷幹事が予算、機構運営について提案をおこない、若干の質疑のあといずれも確認され、役員を選出した。最後に小沢全国セメント副委員長から「春闘宣言」が発表され終了している。本年度の春闘共闘参加組合は総評六四単産四二三万人、中立労連一四単産一二五万人、その他、三単産三七万人、オブザーバー、地方共闘など合計八〇六万人である。

【春闘構想（要約）】

1、春闘の位置づけ

㈠、十五年前に八単産の賃金共闘からはじまった春闘は、いまでは八一〇万人の組織労働者が参加し、日本最大の共闘組織に成長した。いまでは同盟も殆んどが春闘に移行し地域の諸組合も春闘に参加するようになった。

春闘共闘委員会は、この春闘の中心的、指導的な役割りをになっている。

春闘は企業内組合を主体とした日本の労働運動のなかで、その弱点をのりこえ、賃上げ相場を社会的につくりだし賃金水準の引上げを確立する方式をとってきた。

春闘は当初から賃金闘争を主体としてきたし、いまもその点では変りはないが、合理化攻撃が強まったために、時間短縮や労働災害、職業病、老齢保障、社会保障、権利などを統一要求としてかかげるようになっているし、物価、減税などの国民的な要求をとりあげるようになってきている。

㈡、七〇年春闘の総括と教訓

①、七〇年春闘は、要求づくりから妥結にいたるまでの大衆路線を基礎に幹部、活動家と職場労働者が一体となって闘った春闘であった。

②、七〇年春闘は産業別統一闘争を軸として、春闘共闘の指導性を確立した。

③、労災補償の引上げでは成果をあげたが時間短縮や反合理化闘争との結合が不十分であった。また物価、税金、社会保障などの闘争も不十分であった。また賃上げも物価騰貴や労働強化でとりかえされ、労働者の間に不満感をのこした。

④、五ケタの賃上げ額にこだわり、配分の悪化と十分には闘えなかった。

⑤、七〇年春闘では「三〇〇〇万人春闘」をめざしながら、未加入組合、未組織労働者にたいする働らきかけが不十分であった。また最低賃金制や年金、労災法、労働基準法、スライド制、ストライキ権奪還などの制度にたいする要求があまり見られなかった。

「このように、七〇年春闘をふりかえってみたとき、まだ春闘は、資本の搾取や収奪に本格的にかみ合った春闘ではないこと、職場労働者の切実な要求を本当にみたす闘争をしていないということ、そしてもっと要求づくり、組織固めをしてとりかかり、もっとねばり強く闘ったならば、賃金をはじめ、多くの労働条件の改善を大幅にかちとれるということです。」

㈢、春闘をめぐる情勢（略）

㈣、七一年春闘の統一要求および要求の重点

要求の重点は第一に大幅賃上げである。平均一万五〇〇〇円前後の要求をし、とくに最低保障を重視し、「最低でも五ケタ」に達するようにする。

また各産業の実体におうじて年齢別最低保障を要求し、初任給の大幅引上げによって年功序列賃金からの脱却をはかる。

産業別最低賃金協定および企業内最低賃金協定を要求し、職務給の導入、生産奨励金の拡大、長期安定賃金、人事考課などの賃金体系、合理化攻撃にたいして徹底的に闘う。

男女同一労働同一賃金と老齢保障を重視し、諸手当の新設、増額に反対する。

七一年春闘では全国一律最低賃金制の確立にむけて産業別最低賃金協定、地域最低賃金協定とをあわせて三本の要求を実現するためにストライキ権を確立する。

㈤、春闘指導の基本的方向

①、ここ数年来、強調してきた大衆路線の徹底を第一にかかげる。そのために要求づくりの大衆化を徹底させる。

②、産業別統一闘争の成功が春闘の勝利に直接むすびつくのだから、形式的な相互のもたれあいをやめる。

③、地域住民とともに国民的な諸要求、とくに、公害、物価、減税、社会保障などの要求を重視する。

④、一万五〇〇〇円前後の要求をとるためには、長期にねばりぬく闘争を組織しなければならない。

⑤、春闘の大まかな日程

イ、一一月一杯は地方、地域の春闘共闘を発足させ、春闘準備にとり

くむ。

ロ、拠点地域の討論集会は、年末闘争と併行して、年内から一～二月にかけて要求討論をおこなう。

ハ、春闘要求の決定、提出は二月～三月上旬とする。

ニ、三月段階で団体交渉をにつめ、スト権を確立し体制をととのえる。

ホ、実力行使は、先行組合では三月中旬から、全体としては四月からおこなう。

春闘方針の提案　一方、春闘共闘の中心である総評は、一二月一一日に東京芝の中退金ビルでひらかれた第二回拡大評議員会では幹事会から春闘方針案を提案した。

第一日目は一般経過報告、会計報告が質疑討論ののちに承認され、つづいて春闘方針案の提案説明で終わったが、第二日目にはその質疑討論がおこなわれ、七一年三月に予定されている総評臨時大会に修正の上、提案されることがきまった。

春闘方針の特徴は、七〇年春闘の路線を基本的にうけつぎ、とくに不況下で政府資本のつよい反撃が予想されるので、①従来よりも一層徹底した大衆路線をつらぬき、②とくに青年労働者の決起を期待し、③経済要求と生活要求、政治要求とを一体化してたたかう、というところにおかれていた。春闘方針の要旨は、つぎの通りである。

【春闘方針（抜萃）】

▽七一年春闘の基本方針

七一年春闘は七〇年代の労働運動を大きく前進させるための強力な橋頭堡をつくるという共通の認識をもって全組織がもてる総力をふりしぼって取り組む、①そのために昨年以上に徹底した大衆路線に立脚し強固な闘争態勢をつくりあげる、②産業別組織と地域別組織を二本柱として組織を強化し、戦闘的な労働運動を職場に定着させるためあらゆる努力を傾注する、③七一年春闘の成否は青年労働者にかかっているといっても過言ではない。要求から妥結まで本当に青年労働者の期待に応える闘いを組織する、④七一年春闘はすべての組合が独走する態勢でのぞみ文字通り長期頑強にねばり強く闘う、⑤経済要求と生活要求は政治要求と一体のものとし、しっかり結びつけて闘う。

それにはまず第一にどんな攻撃に対しても職場から闘いをおこすことのできる労働組合をつくりあげること、統一行動を積重ねつつ産業別労働組合を飛躍的に強めること、とりわけ青年労働者の闘争力を有効に爆発させ得る組織態勢をつくりあげること。

第二に七〇年代の闘いに不可欠なのは労働者階級、全国民的視点にたった制度要求であり、総評、春闘共闘を中心として最低賃金制、社会保障、老齢年金、公害、税制などの要求を政府につきつけ、全労働者規模の大きなストライキに発展させてひとつひとつ闘いとっていく。

第三には安保廃棄、沖縄返還を頂点とする政治的課題を春闘の中で絶えず広げ、経済要求、国民要求との結び目を繰り返し教宣しつつ、労働者が先頭にたって広汎な戦線を結集して追及し、労働者、勤労諸国民の期待にそった民主的な政権確立の展望を切りひらいていく。

第四には春闘を支える背景となる闘争資金態勢を一段と強化することであり、各単産の資金プール態勢の努力と併行して、春闘共闘としても闘いの展開に見合う大幅な資金態勢をつくり出さなければならない。

▽七一年春闘の重点課題

一、大幅賃上げ、全国全産業一律最低賃金制確立の闘いとして、①一万五千円以上二万円を目途に要求し、「だれでも最低五ケタ、一万円以上」の賃上げを要求し闘いとる。

一、産業別最低賃金協定および企業内最低賃金協定を七一年春闘では全単産が必らず要求し、また年齢別最低保障要求を重視していく。

一、職務給導入、長期安定賃金協定、査定強化など賃金面での合理化攻撃を打破する。

一、全国全産業一律最賃制をめざし春闘に全国統一行動を配置して闘

う。

▽合理化反対、労働時間短縮、労災、職業病絶滅の闘い
▽老齢保障の確立の闘い
▽スト権奪還、労働組合運動確立とねばり強い闘い
▽重点要求を中心にスト権を確立し、賃上げ妥結の後もスト態勢を持続し要求獲得まで追及する。①だれでも最低一万円以上の大幅賃上げ、全国一律最賃制確立、産業別最賃協定の獲得、②反合理化、時短、労災補償の獲得、③老齢年金、定年制延長の獲得、④スト権奪還、権利確立、⑤公害絶滅、減税、医療制度改悪反対、社会保障拡充―これらのスト権を産業別、企業別段階で確立し、各単産独自の要求を加えて、闘争態勢をつくり産業別最賃闘争を軸に全産業規模で七一年春闘を組織する。

▽生活闘争の強化

生活上の問題は大幅賃上げによって解決するほかはない。その意味で春闘では大幅賃上げをはじめとする闘いを最大限に闘いつつ、その力を「生活闘争」に結合させ発展させていく。それには社会保障闘争、公害闘争、減税、物価値上げ反対、住宅要求闘争を組織していく。

▽平和、民主主義の闘争強化

一、安保条約廃棄、軍国主義復活反対、沖縄全面返還、憲法改悪阻止の闘いに全力をつくす。四・二八全国統一行動など民主勢力の統一行動を前進させる。

一、統一地方選挙、参議院議員選挙は春闘を「要求貫徹」まで闘う中で推せん候補を勝利させるため全力で闘う。

▽七一年春闘戦術の基調

大衆路線に基づく要求づくりとして、七一春闘は青年労働者を前面にたて、産業別共闘、拠点地域を中心に重層的な青年討論集会を組織し、青年から要求づくりがはじまり青年からスト態勢の確立がはじまるように積極的に指導し産業別統一要求、高率なスト権の確立をめざす。

また産業別統一闘争の強化全産業総がかりの春闘をめざすため、各単産が独走し得る強力な産業別統一闘争を戦術配置の中心にすえ、最初から最後まで産業別指導に基づく集中的なねばり強い闘いを組織する。

春闘方針を審議した評議員会では、合化労連、医労協、全日自労、全国金属、全港湾、動力車、全道労協、新潟県評、鹿児島県評、私鉄総連、大阪総評、などから補強意見が多くだされた。

まず、合化労連・太田氏は、「賃金ストップである所得政策が政府からだされ、春闘の長期化は必至だというのに、方針案は従来通りのスケジュール闘争である。質量ともに従来とはちがったストライキをどのように組織していくかが今年の観点でなければならない。基調を書きかえるべきである。最後の日程の部分は全部けずって、目をつぶってアジれ。スケジュールはアジってアジりまくった上で結果として出てくるものだ。三月から四月になってスケジュールをきめればよい」。

春闘と選挙との関係については、春闘中の選挙活動をどのようにするかについて、全道労協（対島）「県評のもっとも苦労するところなのだから、やるならやる。やらぬのならやらぬとはっきり決めてくれ。きまったら各単産とも下部に徹底させてもらいたい」という意見をふくめて、多くの県評からだされたほか、生活闘争の位置づけについて、新潟県評（宮下）「企業内の即物的要求に埋没するようなら、労働組合と地域住民とは分断されてしまうだろう。困難だからといって目をつぶるのではなく、賃上げと並列して公害要求を前面に立て、地域住民と共にたたかうべきである。」全国金属「とりくみの姿勢として、家族会の組織化、パートタイマー、臨時労働者の組織化をはかるべきである。長期にたたかいぬく決意がなければ、この春闘に成

功しない。全金では〝メーデーをこえてたたかおう〟を合言葉にしていたが、資本の側も長期の構えをとりはじめたので、今では〝資本より一日長く〟を相言葉にしている。など、前向きの意見が多くだされ、それぞれ大木事務局長から見解の表明がおこなわれた。

賃金白書の発表

春闘前段の恒例の行事となっている賃金白書は、一一月三〇日付機関紙「総評新聞」に発表された。

七一年度の白書の特徴は、形式上でいえば、いままで末尾の一章にうつしたことだが、内容的には、大体七〇年度白書の傾向をうけついで、特に目だった変化はない。たとえば生活分析についていえばライフ・サイクル論を中心にすえ、賃金水準の分析については、労働分配率を中心においている。全体の構成はつぎの通りである。

【七一年賃金白書の構成】

はじめに

第一章　春闘をめぐる経済情勢

一　現局面の景気動向

二　日本経済の「国際化」と労働者

三　高騰する物価

第二章　労働者生活の実態

一　激しい物価上昇と家計のやりくり

二　生活苦の悪循環

A生活標準の急速な変化　B巨額化する教育費と新世帯の費用　C深刻な住宅問題　D消費の重点の分裂　E共稼ぎの増大と貯蓄の無力化　F　ゆがんだ国富の構成

三　社会的生活部分の貧困

A不安定な老後生活　B劣悪な生活環境

第三章　職場の労働者状態

一　進行する機械化と労働強化

二　大型化する労働災害と続出する新職業病

三　最近の能力主義管理の実態

第四章　低い賃金水準とその問題点

一　高い資本蓄積と低賃金

二　賃金水準の現状と問題点

三　最近の賃金構造の動向

A依然として低い青年労働者の賃金　B中高年層の賃金構造

四　新たな低賃金層の再編成

A高齢労働者問題　B男女別賃金格差とパート・内職の低賃金　C零細企業・下請労働者の低賃金

第五章　社会保障、財政とわれわれの生活

一　労働者生活と社会保障

A後退する医療保障　B低い老齢年金給付　C遅れる児童手当の実現

二　政府の公害対策批判

三　政府の財政政策批判

A労働者生活の諸課題と財政政策　B産業基盤投資、軍事費、海外援助の増大　C財政合理化と負担の増大

四　すすむ大衆課税化

A四五年度「大型減税」の中味　B不平等な税制　C急激にすすむ高負担

第六章　政府・資本家の労働政策の批判とわれわれの闘争

一　労働力不足の進行と労働政策

二　所得政策の反動性

三　賃金闘争と生活闘争との相互的発展

むすび

全体の要約をかねた「はしがき」の全文を紹介し、各章の重点について抜萃すればつぎの通りである。

はじめに

1、われわれ労働者はいま七一年春闘に立ち上ろうとしている。急激に変化する今日のわが国の社会で、われわれ労働者が消費生活や職場生活、さらには、社会生活全体のなかでいかなる状態のもとにおかれているか、このことを賃金をはじめとする労働条件との関連で見直しておくことは極めて重要な意味をもっている。

労働者が自らの置かれている状態について、誤りのない認識をもってこそ、春闘でかちとるべき要求を、ほんとうに血の通った大衆的なものとして作り上げ、さらにこれを全労働者的な要求へと高めていくことが出来るのである。

2、まず労働者生活についてみれば、最近の消費者物価上昇は前年同月比八%前後という異常な高騰をしめしており、二年連続して「物価上昇の秋」となっている。労働者の家計では日々副食費へしわよせしたり、床屋や銭湯へいく回数を減らしたりして精一杯やりくりしている。また物価上昇はこうして家計のなかから、結婚のため、子供の教育のため、住宅問題解決のため、老後生活に備えるために、必死の思いで貯えた貯金を減価させ、労働者の生活設計を無残にもうちくだいてしまっている。

四〇年代に入って、日本経済は急激に拡大したが、それが労働生活にもたらしたものは、「三C」に象徴される三〇年代とは一桁違う高額な生活財が街にあふれ、「世間並」とされる生活標準が急激に上昇したことである。労働者が年々の春闘で懸命に闘い取った賃上げも、物価の上昇と世間並みの暮らしを追いかけることで精一杯であり、次にみるような気がかりな長期的な生活課題の改善には手がつけられなかった。

3、いまだに人間が住む場所でないところに、なお多くの人が住んでいるといった住宅難の深刻さは、労働者の肩にますます重くのしかかってきている。子供の教育費は就学期間が一方で幼稚園へ他方で高校・大学へと延びることと、直接・間接の教育費の上昇とが重なりあって家計を圧迫している。老後生活は国家政策の貧困、退職金の減価、余りにも早い定年制、さらに核家族化の進行などによって、誰れにも頼れず、自ら老後生活を維持していかざるを得なくなっているがそれには気の遠くなるような貯えが必要とされるという状況に追いこまれている。

4、労働者はこれらの大きな生活課題に対し、老後生活への貯えをあきらめて子供への教育費を支出したり、住宅問題の解決にのりだせば教育費を削減するなどの、教育重点世帯、住宅重点世帯、老後重点世帯等々へ消費のタイプの分裂をおこしつつある。また、共稼ぎが中高年層世帯で増大しつつあるが、これも「世間並みの葬し」へ追いつき、長期の生活課題に労働者家計が対処しつつある姿にほかならない。

5、職場での労働者状態に目を向ければ、最近の機械化の進行は、それにともなうスピード・アップと機械化の多様な形態に見合うさまざまな労働の強化を生み出している。残業時間の延長、時間管理の強化、職場での人べらしなどが単位労働時間内の肉体的、精神的負担を増大させている。また機械や装置の大規模化・高速化と、技術開発にともなう有害な原材料の登場などが重なりあって、重大災害を激増させ、新たな職業病を慢えんさせている。このような状態を克服するためには、大幅賃上げ、時間短縮、労働密度規制、安全対策確立など職場の要求をたかめ労働条件を改善しなければならない。

目下の労務管理はこうした環境のもとで、労働者を、能率をあげ、「能力」を発揮することへとかり立てている。多能工化、能力開発、ZD サークルの設置、職務給化など、「能力主義管理」と総称される労務管理の体系は、労働者間に激烈な競争を導入し、これによって労働強化、労働密度の増大をはかるものである。この安上りの利潤増大策を「人間尊重」、「能力尊重」というヴェールでおおった、悪しき「日本的」労務管理＝「新能力主義管理」が今日の職場に横行している。

6、われわれが受けとっている賃金、それで営んでいる労働者生活は「世間並みの暮らし」に追いつけず、また深刻な長期的生活課題を解決出来ないで極めて不安定な状態にあり、また賃金と引きかえに労働者が提供している労働は多様な形態で強化されつつあることはこれまでにみたとおりである。この意味で現在のわれわれの賃金は低賃金にほかならないのだが、このことは資本の強蓄積に対比した相対的な賃

金の低さに根ざしている。これまでにもわれわれがくり返し指摘してきたようにわが国の労働分配率は諸外国にくらべ二分の一ないし三分の二という低さにあり、しかも昭和三〇年代以降傾向的に低下してきている。これが資本の蓄積にくらべたわが国労働者の賃金の低さを端的にしめしている。

このように労働者全体でみた低賃金のなかで、女子労働者、高齢労働者、臨時・下請労働者などがより劣悪な賃金と労働条件の下で働くことを強いられていることが社会的に許されるべきではないこともわれわれがくり返し主張してきたことである。

われわれが最近かちとってきた賃金上昇は消費者物価の上昇で奪い返されており、また賃金上昇の中味には、超過勤務などの労働強化の代償部分や、労働者の平均年齢の高齢化による部分、さらには一時金の増加など、総じて不安定な賃金の上昇による部分が大きくなっていることに注目しなければならない。

7、今日、労働者の状態が国家政策によって規定される度合いは増々大きくなっている。たとえば社会保障をとってみても、これまではそれが病気などの突発的な障害に備える制度として労働者生活では考えられてきたが、今日の社会では年金、家族手当など労働者のだれもがいとなむ普通の生活にとって、それらは不可欠な制度になってきている。こうした必要性が急激に高まっているにもかかわらずわが国の社会保障の水準は余りにも低いままである。さきにみたように今日の労働者生活を圧迫している住宅、教育、老後問題は、そのいずれもが本来国家政策の中心的な課題であり、これらの政策の貧困が労働者に個人的な解決を強いる結果が、現在の深刻な事態を招いているのである。社会保障や教育、住宅問題のほかにも、上下水道、保育園、公園などの生活環境の充実、さらには交通事故、通勤難への対策を拡大する必要は緊急なものとなってきている。さらに公害についても、政府の公害対策が、発生者負担原則の未確立、公共部門の公害対策の欠如、住民生活を公害から守るための投資の貧困さによって、ここでもまた個々の家計に負担をかぶせることとなっている。

こうした現状にもかかわらず、政府の財政政策の方向は、軍事費、海外援助費、さらに産業基盤の拡大をはかろうとし、われわれの生活に背を向けたままである。そのうえ「高福祉・高負担」なるスローガンで、急速に高負担を労働者、国民大衆課税の強化、税外負担の増大によってすすめつつある。課税最低限引上げは物価調整にも見合わぬ程度に止められ、間接税の増徴によって課税最低限以下層にまで負担を拡大しようとしているのである。

8、今日のわが国の労働状態は、賃金をはじめとする労働条件と、国家政策の両面によって規定されている。そして現状では国家政策の貧困によって労働者は問題をあくまで個人的に解決することを強いられているのである。したがって国家政策を国民政策最優先の方向に向ける長期構造的な闘いと、賃金をはじめとする労働組合の資本に向けての闘いは、決してこのうちのどちらか一方だけで今日の労働者の置かれている状態を改善するなどということが出来ないのは明らかである。今日労働者が個人的に解決を強いられている生活上の大きな問題は当然にまず大幅な賃上げ要求によって解決するほかないし、同時にこの賃上げを中心とする労働者の闘いのエネルギーを結集してはじめて、国民的諸要求の闘いを強力に展開していくことができるのである。七一年春闘は一五、〇〇〇円前後の要求と誰でも五桁を目指して立ち上らなければならない。

9、七一年春闘を前にしたわれわれ労働者の置かれている状態は以上のべた通りであり、われわれが年々春闘に立ち上るのは、こうした労働者状態を全労働者の統一した力で改善していこうということである。したがってそれは日本経済の景気や企業経営の良し悪しによって左右されるものでないことはいうまでもない。

しかし七一年春闘をめぐる経済情勢の検討は、われわれの闘いがいかなる客観的条件のもとにあるかを知ることにほかならない。

まず労働市場の動向は、全体としてみて、労働力不足がさらに進行し新規学卒、五〇歳以上を除く一般の求人求職も、かなりの求人超過が続くことは景気の短期的動向にかかわりなく確定的である。

つぎに日本経済の景気動向についてみると、四五年後半より沈静化の方向にあるが、経済成長率でみても四五年度当初の政府見通し（実

質成長率一一・一%）にほぼ見合った高成長を維持しつづけており、四六年度についても、かつての「四〇年不況」のような落ち込み方を示すことは決して考えられない。

マクロにみた日本経済がこのようなものであっても、この景気の沈静化の局面では、産業間、企業間にはかなり大きな格差が生まれ、また企業経理のレベルでは問題がでうることになろう。それは昭和四〇～四四年の年平均の民間設備投資の伸びが、空前といわれた三五～四〇年でのそれの二倍近くに達する高水準であったことにもみられるように、企業が多額の借り入れ金をもとに高投資、強蓄積を遂行してきた結果、一部に生産と投資のいきすぎがおこりこれに関連して、企業収益の悪化があらわれることになったのである。

10、労働力不足の一層の進行、景気の沈静化にもかかわらず高騰を続ける物価、こうした事態に資本の利益を全く損わないで対処しようとする政策が現在労働者に向けられてきている。

労働力不足に対しては、中高年家庭婦人や高齢労働者を不安定な雇用形態のもとで低賃金「活用」する政策、また労働力流動化、労働力誘導政策は、労働力不足部門にインスタントな訓練をほどこして、企業の求める労働力を供給しようとするものであり、そこには労働者の生涯的な熟練の形成や労働条件の向上という最も基本的な視点が抜けてしまっている。

最後に、政府は資本家とともに所得政策導入の企図を強めつつあることに注意しなければならない。所得政策はあたかも純経済理論から導かれる政策かのように粉飾されているが、実はさまざまな物価政策のなかから物価上昇を賃金の犠牲において引きとめようという、極めて政治的性格の強い政策である。また日経連のいう賃上げの「生産性基準原理」とは、企業の支払い能力に応じた賃金決定という、およそ現在の賃金決定の現実認識を欠いた、また企業による新たな賃金格差を発生させるという社会的にも断じて認められない「原理」である。

11、世界の資本主義諸国をみても、資本の強蓄積と国家の労働者国民への収奪への労働者の憤激は大きく高まってきている。われわれは春闘を日本の全労働者の誇るべき闘いとして大きく発展させていこう。

第一章　春闘をめぐる経済情勢（抜萃）

統計にあらわれているかぎりでの日本の景気動向の現局面は決して不況というようなものではなく、軽微なかげりという程度といえるだろう。

現在のこの景気のかげり、あるいは下降的局面については、次の三つの要因のからみ合いによるものだといわれている。

その第一はカラー・テレビや自動車などでの販売不振にみられはじめたように、需要が中期的な「屈折点」に入ったのではないかという点である。これにはやや問題の次元がちがうが、民間設備投資が同様に中期的な落ち込みに向いつつあるという認識とも関連がある。

第二は、「七〇年通商法」に代表されるアメリカの繊維や家庭用電気器具雑貨などの輸入規制の動きの強まり、そこからくる対米輸出の鈍化の問題である。これは日本資本主義の急激な膨張と海外進出に対する国際的な反撥の一つとみることができよう。

第三は四四年九月からの金融引き締めによる総需要の相対的減少である。そしてこれら三つの要因の比重のおき方によって、今後の景気の見方が大きくちがってくる。

第一の点についていえば昭和四〇年以降の年間三〇～五〇%という異常な伸び方はしなくなるとしても、かつての白黒テレビ、電気冷蔵庫等がそうであったように、あるいは昭和三〇年代の過程が示したように、普及度のいっそうの上昇、買い替え需要、製品の高度化、高価格化、新耐久消費財の登場等は、短期的な変動をこえた需要拡大の継続を予測させるものである。

あるいは耐久消費財の需要が若干低下するにしても、従来ここに回っていた需要が他産業に回るということも考えられ、全体としてみた中期的な需要の大幅低下という説は根拠の薄弱なものというべきだろう。

むしろここにおいては、最終需要としての賃金の伸び率が低下でもした場合にこそ大きな問題が出てくることになろう。

また民間設備投資の中期的な下降局面とみる考え方は、高い趨勢成長率にある日本経済に対して落ち込みの幅を過大視している。

昭和四〇年代の日本経済は昭和三〇年代の日本経済とはちがい、その成長が特定産業の設備投資、在庫投資に決定的に規定されるというもの

ではなくなってきている。非製造業を含めた他のさまざまの産業での投資、輸出の動向、住宅投資、政府の財政支出、個人消費など多様な要因によってその成長がおこなわれるようになっているからである。第2表によって民間設備投資が何によって誘発されるかをみると、その多様化が観察される。「主役なき拡大」がいわれるゆえんである。

また、日本経済のスケール・アップ(大形化)は、たとえば特定耐久消費財の販売不振とその影響度（波及効果）を考慮に入れても成長率に大きな比重を占めるものではなくなっている。(日本経済研究センターの計測ではカラー・テレビ、自動車の合計で〇・七六%分)

第二のアメリカの日本製品規制の動きについては、この点による特定商品の輸出鈍化は日米双方の他の全体の商品価格の差が趨勢として拡大していることによる輸出競争力の強化によっても、あるいは他地域（とりわけ西欧）への輸出の伸長によっても相殺される。また、政府は事態の悪化をおそれて政治的処理へと向かい、他方で急激な海外進出への反撥をかわすべく中小企業農業に被害の及ぶところの大きい商品・資本の自由化、後進諸国への特恵関税、経済「援助」を急いでいる。

短期的、または特定商品については「日米貿易戦争」の激化という事態が生じることがあっても、鉄鋼などのいくつかの製品にすでにみられるように最終的には日本、アメリカ、西欧等の各国の政府・独占資本による調停が成立し、強い国際競争力をもつ日本の市場拡大が大きく妨げられることにはならないとみられるのである。

このようにしてみると、現在までの景気の下降的局面は第一と第二の要因も一定程度は考慮に入れなければならないにしても、結局は第三の金融引き締めの要因によるところがもっとも大きいものと考えられる。また、そうであるとすれば、金融引き締め緩和後の景気動向はその効果が浸透する間の一定のタイム・ラグ（時間のズレ)(半年～一年）の経過後には、四五年度下半期から四六年上半期に拡大されるとみられている財政支出にもささえられてふたたび上向過程に入るものと考えられる。

ただし、四六年春頃にはこのタイム・ラグから不況感が強まる可能性は強い。

けれども全体からみた日本経済の現局面（マクロ）は以上のようなものではあっても、特定の業種や企業の生産や販売の動きにはかなりの差異が存在している。

あるいは短期でみた一般の企業収益レベルでも問題がでることにもなろう。

一つの見方によると日本経済は実質成長率が八～一〇%という欧米先進資本主義国のなかではもっとも高い水準であってさえ、企業全体の平均利益率はマイナスを示すという体質になっているといわれる。

かりに企業経営が赤字であるにしても、経済の成長率が高いということはすなわち資本蓄積率が高いことを意味し、これを資本と労働の関係でみれば労働分配率の水準が低いということにほかならない。

また、企業経理上マイナスの要因とされる金融費用や一般管理販売費（広告宣伝費等）の大きな部分は資本間の利潤の分配関係にすぎないものでありそれらの点から考えると企業経理上の利益率は正確な意味での利潤率を表現するものでは決してない。

たとえば、このことは昭和三〇から四〇年の間に法人企業の平均の利益率はせいぜい数%という程度のものにすぎなかったのに対し、その資産は五・四倍にも増加していることからも明らかである（経済企画庁「国富調査」より)。つまり実際の利潤は企業会計上の利益の数倍にものぼっているのである。

このように考えてくると賃金要求をする場合に設備過剰や企業収益の表面上の短期的動向にこだわることは決して科学的とはいえないのである。

第二章　労働者生活の実態

一、激しい物価上昇と家計

現在の家計のやりくりは、まず住宅費、電気・ガスなどの光熱費、耐久消費材の月賦、教育費、新聞代など、ほぼ月々予想される固定的、契約的支出が、それらが値上りしたからといって決して止めるわけにいかないものとして支出される。そして最後に切りつめの対象となるのが、食費である。なかでも、副食費へしわよせがされる。肉・魚介類と野菜・果物類について価格上昇率と実質消費の伸び率の関係をみると、明らかに格価上昇の高いものほど実質消費の伸びが低く（第Ⅰ図)、そしてそ

こでは牛肉から豚肉、鶏肉へとできるだけ価格上昇の少ない物へと買いかえていることが読みとれる。

この食費とさきにのべた家賃・地代、水道料、光熱費、保険料、教育費などの固定的・契約的支出は月々の家計にとって生活必需的支出であるが、これらの品目の価格上昇が一般の物価水準を上回ってきていることが、低所得層の生活を著しく脅やかしている。食費、ことに副食品の値上りの激しいことはさきにみたとおりだが、これら生活必需的費目のなかには、米、食塩、電力、都市ガス、水道などの政府が価格決定に関与する公共料金の占めている比率が高い。

二、生活苦の悪循環（抜萃）

A　生活標準の急激な変化（略）

B　巨額化する教育費と新世帯の費用（抜萃）

教育費、土地・住宅購入費用、結婚費用など、生活のライフ・サイクルの一定時期に支出する費目、さらには病気や災害などのための不時の支出、以上のいわゆる非経常的支出や、さらに老後生活費用などの長期的な生活課題が、きわめて巨額の支出を必要とするに至っている。

C　深刻な住宅問題

住宅が、食生活や衣料での向上や耐久消費財の普及などとくらべ、著しく立ち遅れたままであることはいまさらいうまでもない。

こうした住宅事情の解決をはかろうとする場合、それが家計に著しい負担をもたらすこととなる。

公共住宅入居の現実性のとぼしいことと、年々高騰する民間家賃の負担に耐えかねて、持家建設へと向うのも当然と考えられる。しかし、ここでも持家の平均取得価格は、三五～三七年の一八二万円から四一～四三年の三七五万円へと上昇し、この持家を取得するためほとんどの世帯が負債をかかえるに至っており、負債額も四一～四三年には持家取得金額の六〇％、二二〇万円に達している。この返済額が月々の家計に占める割合は、年利一〇％近い各種銀行のローンによるとすれば、最長の二〇年返済期間でも、月々二万円ほどにもなる。

D　消費の重点の分裂

労働者生活は次々に登場する「三C」に象徴される社会的に強いられた「近代化」と物価上昇に追いたてられているのに加えて、教育、結婚と新世帯形成、住宅また後にふれる老後生活などのより長期的な巨額な支出を必要とする生活課題への対応に直面させられている。

子供が二人学校に通っていれば収入の二〇％近くが教育費にとられるし、住宅は所有状況にも大きく左右されるが、民営の借家、アパートで収入の二五％をとられてしまう。持家を建てた者は月々二万～三万の借金返済に追われることになる。老後生活に備えようとすれば、四〇歳で毎月の支出の実に八〇％を貯蓄しなければならないというショッキングな試算が発表されたことはまだ記憶に新しい。この巨大な生活課題にいったい労働者はいかなる対応をおこなっているのだろうか。そこでは大きな消費タイプの分裂が起りつつあることがうかがえる。つまり、住宅、教育、老後などの生活課題にとうていトータルに対応できない現実から、他をあきらめて、あるいは住宅重点世帯へ、また教育重点世帯へと家計の消費のタイプの分裂がおこなわれつつある。若年層では最早住宅に手がとどかなくなってレジャーに重点を置いたタイプの家計もあるだろう。しかしこうした分裂にもかかわらず、現在の巨額化した住宅、老後生活の解決が十分におこなわれないままに、各年代にわたって悪循環が形成されていることに注目しなければならない。

若年世帯で「社会でまともな生活」をおくるために耐久消費財をはじめとする生活のワンセットをそろえ、民間アパートの高額な家賃負担にあえいでいるうちに、子供が生れ、その出産、育児費用がかさんでくる。部屋は手狭になるし、場合によっては子供が生れて追い出されもする。住宅問題の何らかの解決をせまられるのだが、この頃に公共住宅への入居や住宅購入などが可能な者は例外的で、中高年代へ問題の解決が持ち越される。この中高年代には子供が中等、高等教育へ進学し教育費負担が重くなってくる。老後生活への備えも考えねばならなくなるしまた子供の結婚・自立のための援助も必要とされてくる。こうして今日の労働者生活にとって巨額なものとなった長期的な生活課題は、その何れかの解決をはかろうとすると他のものが犠牲とされたり、いずれの年代層でも未解決の問題をかかえ生活の不安定さが拡大しているのである。

三、社会的生活部分の貧困（略）
　第三章　職場の労働者状態（略）
　第四章　賃金水準と格差の実態
一、高い資本蓄積と低賃金（抜萃）
　これまでみてきたような生活と労働の面からみたわれわれの低賃金は、資本の蓄積と対比した相対的な賃金の低さにあらわれる。
　第29表は製造業の労働分配率の推移をみたものである。これによると全体として労働分配率は低下の傾向をしめしている。このことは一国レベルでみて資本蓄積にたいし賃金の上昇がたちおくれてきていることをあらわしている。またわが国における資本蓄積にくらべ賃金がいかに低いかということは国際比較で日本の労働分配率がいちじるしく低い水準にあることによってあきらかになる（第30表）。同時にこの国際比較によると、諸外国ではほぼ十年まえにくらべ労働分配率が上昇気味であるのに日本はむしろ大幅に下がっている。
二、賃金水準の現状と問題点（略）
三、最近の賃金構造の動向（略）
四、新たな低賃金層の再編成（略）
　第五章　社会保障、財政とわれわれの生活
　現代社会では、国民・勤労者の生活のなかで社会的に処理をされるべき部分の比重が次第にたかまってきている。西欧諸国の例をみても、(イ)社会保障諸制度などの所得の再配分政策、(ロ)公的な教育や住宅制度、病院などのような社会サービス部分は、勤労者の生活安定要求と民主主義の発展に対応するために一定の進展をとげざるをえなくなっている。そのうえ、(ハ)最近の経済成長にともなう物価、公害、交通安全、都市問題などはさらに新しい国民生活分野の公的な処理を必要としている。
　にもかかわらず、日本の資本優先の高成長政策はこの三つの部門でいずれも貧困であり、しかもそうした問題をおきざりにすることによって高い資本蓄積を可能にしてきた。
　こうした分野の貧困は、現政府の政治の姿勢とくに財政政策のあり方にふかくかかわっており、われわれの生活からいえば、それだけ賃金の実質的内容の破かいと低下を諸外国以上に激しくしている。
　以上みてきたように、各種社会保障制度充実の必要性は急速に高まってきている。しかも所得の再配分という政策はその政策の性格上、事前に制度の改善がなければその機能は発揮されないものである。したがって、われわれは経済成長に立ちおくれた社会保障諸制度の早急な改革を要求すると同時にそれが貧困であることがいかに家計負担を重くし、したがって賃金引上げによってカバーしなければならないということを深く認識して賃金闘争に立ち上がらなければならないのである。
　第六章　政府・資本家の労働政策の批判とわれわれの闘争（抜萃）
　これまでの賃金白書でも強調してきたように、所得政策というのは、政府資本家がいうように賃金、物価、生産性の関連という、あたかも抽象的な理論によって引きだされるようなものでは決してない。これは実際は進行しつつあるインフレーションをどの階級の負担、犠牲によって緩和するかというときに、賃金部分の犠牲のうえにおこなおうというものにほかならない。したがって所得政策は超階級的、超歴史的なものでは決してなく、きわめて強い政治的性格をもっているのである。
　そして、所得政策が、労働者の犠牲と負担による物価政策にほかならないものであるとすれば、われわれは「賃金が上れば物価が上るのだから所得政策はやむをえない」というような認識を決してもってはならない。
　このような政府、資本の所得政策の論理につづいて、日経連は「生産性基準原理」をふりかざし、業種別にこれを徹底させようとしている。しかし、これは第一に生産性の伸び率が平均より高い業種は国民経済生産性の枠内に平均より低い業種はその業種の生産性の枠内にという、相互に異り矛盾した原理から賃金抑圧を呼びかけていることからもわかるように、理由、口実はどのようなものであっても、ただひたすら賃金を抑えたいという企業・資本家の願望を直接的に反映した、論理以前の政治的主張であることは見えすいている。
　しかし、国際的なインフレーションの進行に対して、各国の独占資本は足並みをそろえて所得政策への志向を強めている。
　もしも万一われわれが資本のいう「ナショナル・インタレスト（国益）」のための所得政策の論理にまきこまれるならば、労働者の国際連帯をも裏切ることになろう。

春闘前段の闘争

春闘共闘の第一回戦術委員会決定の春闘前段の諸行動は、対政府、対自治体交渉と、中央・地方の経営者団体交渉は、まず一月から三月にかけて地方では、産業別・業種別交渉は、賃金などの要求をかかげて自年金、健康保険、失業対策、最低請行動としておこなわれ、健康保険法改悪反対の自治体決議がおこなわれたのは、東京都議会、大阪および京都府議会、兵庫県議会、横浜市議会をはじめ多くの市町村にあった。

中央では三月二五日に対政府交渉がおこなわれ、春闘共闘役員および産別代表によって①大幅賃上げと所得政策反対、②雇用、失業に関する問題、③労働時間の短縮、④最低賃金制の確立、⑤労災、職業病、⑥医療保険制度の改善、⑦医療制度の改善、⑧老齢年金の八項目にわたって官房長官と交渉した。

二月二六日には「二・二六府中央行動」として、全国金属、厚生省、労働省交渉をおこなった。に各単産、県共闘動員による春闘要求貫徹、収奪予算粉砕対政経営者団体との交渉では、全日自労の一万人動員を中心わたって日経連との交渉がおこなわれたほか、機械工業連合会、造船工業会、中型造船工業会、国鉄・民鉄協会・トラック協会、港湾協会・倉庫協会・公営交通協会などと大産別共闘との交渉がおこなわれている。

三・一四全国統一行動は、中央では「七一年春闘勝利、いのちとくらしを守る全国統一行動中央総決起集会」に二〇万人、地方での二〇〇ヵ所以上の集会をふくめて合計七〇万人が参加している。

【主要単産の要求内容】

◇電機労連

1、賃金引上げ

a、統一要求基準（ハドメの対象）

(イ)、産業別最低賃金、一五歳男女三万二〇〇〇円以上（現在二万六

〇〇〇円～二万六五〇〇円）パートタイマーにも時間割で適用。
(ロ)、二五歳最低賃金四万六〇〇〇円以上（現行三万七〇〇〇円～三万七五〇〇円）男女無差別を原則とし、途中入社にも適用。
(ハ)、一六歳～二四歳の年齢別最低賃金として前二項を直線で結んだ額とする。
(ニ)、平均一万一〇〇〇円以上の引上げ。
b、統一目標基準
(イ)、電機労連格付基準（努力目標）技能職三級の二五歳労働者の最低賃金を、四万八〇〇〇円以上とする。
(ロ)、四〇歳、四人世帯の最低賃金を家族手当コミで六万円以上とする。
2、時間外割増率の引上げ
休日労働の割増しは五〇％以上とし、その他の割増は三〇％以上とする。
3、夏季一時金
年間協定を結んでいない組合は、現行賃金の三ヵ月分以上とする。
4、労働時間の短縮。中小組合は中闘組合の実現した週休二日、週四〇時間の実現を要求する。

◇合化労連

1、一律一万円＋アルファ。合計額はおよそ一万五〇〇〇円（昇給込み）になるようにする。
2、全国一律に一八歳三万円（一五歳二万五〇〇〇円）の最低賃金法制化の獲保
　化学産業最低賃金　一五歳三万五〇〇〇円以上とし、臨時工、パートタイマーをふくめる。
3、賃上げにつぎのポイントを設定する　初任給は一万円マイナス定昇分＝九〇〇〇円以上の引上げを原則とし、次の基準による。
　中卒（一五歳）　三万五〇〇〇円以上
　高卒（一八歳）　四万一〇〇〇円以上
　大卒（二二歳）　五万円以上
　一人前労働者に「世帯の賃金」二一歳高卒三年・中卒六年　四万七〇〇円以上、
　卒一二年＝中卒一五年　七万円以上、
4、住宅手当、交替手当の引上げ
5、退職金　高小卒定年退職、勤続三〇年、手取五〇〇万円、税込五一二万円。
6、その他（労災補償、時間短縮、など）

◇全国金属　賃上げ要求は一万五〇〇〇円以上と最低三万五〇〇〇円以上の協定化とし、これにそれぞれの企業の実情にあわせた諸要求をつけくわえる。要求提出日は三月一〇日とし、指定回答日は三月二四日とする。
　三月二六日の統一行動日には全国統一行動として一時間のストをおこなう。四月上旬に第二波全国統一ストをかまえる。

◇全日通　一万二八二〇円

◇紙パルプ労連　一万円以上

◇民放労連　一万五〇〇〇円以上

◇新聞労連　一万五〇〇〇円

◇全国セメント　一万円以上

◇食品労連　一万円以上

◇全石油
　賃上げ　一万五〇〇〇円（定昇こみ）
　時間短縮、定年延長、退職金増額その他の諸要求

◇私鉄総連
①、賃上げ　一万五〇〇〇円、うち一律が九〇〇〇円、バス運転士で一万円の
②、初任給については、中・高卒で九〇〇〇円以上とし、臨時工、パート引上げ、ハイヤー・タクシー運転士は六大都市の場合には初任給六万円または固定給を七万円にひきあげる。

◇鉄鋼労連
①、賃上げ長期賃金政策の第二年目として一万一〇〇〇円以上の賃上げ
②、初任賃金は大手四社の目標を、一八歳高卒四万五〇〇〇円以上、産業別最低到達目標を一八歳三万八〇〇〇円以上とし、初任賃金での男女差を撤廃させる。

③、年齢別最低保障
最低賃金を四万五〇〇〇円とし、一八歳高卒の賃金を四万八六〇〇円とする。臨時労働者の最低賃金日額を一八〇〇円とする。
④、賃金制度（体系）改善要求
◇全電通　一万三〇〇〇円
最低生活保障として、二〇歳四万円を起点として、四五歳まで五歳きざみで五〇〇〇円ずつ積みあげる。
①、退職金引上げ、勤続三〇年定年で税込み五五〇万円。
②、その他、諸手当、労災補償、定年延長、通勤費、結婚祝金引上げなど。
◇国　労
①、賃上げ　一万九〇〇〇円、基本給に一万五〇〇〇円プラス六%

2　同盟の方針と賃金白書

春闘共闘のこのような動向にたいして、同盟は「一九七一年度運動方針」をおいて七一年度賃金闘争方針を、「われわれは四六年度賃金闘争を強力に展開し、四五年度の大きな成果をさらに発展させなければならない。新長期賃金計画にその計画期間について、わが国の経済が引続き高成長を持続し、かつ国際収支その他において不安のないことを裏付けた。また労働力不足の激化も明らかであり、これらの情勢の下で大幅賃上げ実現の可能性は十分である」とのべ、賃金引上げ要求を定昇こみで一万一〇〇〇円、二一%とし、一八歳、二七歳における最低生活保障線をもうけることをきめている。
この方向にしたがって、本年も七一年度賃金白書『高賃金・高福祉を闘いとろう』を一二月二五日に発表している。その内容は、①本年度賃金闘争の課題、②賃金闘争をめぐる情勢の展望、③賃金闘争の基本方向、④四六年度賃金獲得目標、⑤賃金をめぐる諸問題、⑥われわれの闘う体制の六章にわけ、詳細な解説を附している。

【同盟・賃金白書（抜萃）】

Ⅰ　本年度賃金闘争の課題
七一年度賃闘はわれわれの政策課題の中心目標であり、またこの賃闘を通じてこそ高成長均衡経済への転換を実現する途が拓けてくる。それはわれわれが獲得しようとする大幅賃上げが、政府の成長抑制的な政策態度の変更をせまるからにほかならない。
当面軽微な景気調整局面を迎えている。しかし、わが国経済はこれを克服する十分な潜在成長力を保持しているとともに、七一年の情勢は新たな景気上昇の過程に移ることも明白になってきた。

Ⅲ　賃金闘争の基本方針
われわれの賃金政策は大別して三つの要素とそれに対応した目標から成りたっている。
第一は賃金水準の引上げである。
第二は賃金体系をふくめ賃金構造を近代化するものである。
第三は賃金決定の機構であり、われわれは労使対等の団体交渉を通じて賃金が決定される原則の確立をはかる。

Ⅳ　四六年度賃金獲得目標
賃金引き上げの獲得目標は、(1)新長期賃金計画による実質賃金の引き上げ一〇%、(2)四五年度消費者物価上昇による賃金減価の回復八%　ベースアップ計　一八%。
これを標準的な現行賃金水準に適用し、かつ一般的な定期昇給を三%程度とすれば次の通り二一%、一万一〇〇〇円となる。

53000×（0.18+0.03）≒11000円

註　53000円は平均賃金

当面、同盟として一八歳労働者および結婚年齢にあたる二七歳男子生

産労働者の二つのポイントについて所定内労働賃金ないし基準内賃金の四六年度の標準的な目標は少なくともつぎの通りとする。

一八歳労働者　三万七〇〇〇円　二七歳男子生産労働者　六万円

Ⅵ　われわれの闘う体制

(1)、団体交渉はわれわれ労働組合の中心的な機能である。われわれはこれを通じて賃金・労働条件引き上げの諸目標を達成していく。

われわれは闘争至上主義・ストライキのためのストライキ、政治闘争の推進のために団体交渉における話し合いを軽視し、団体交渉を形骸化することを排撃する。

同盟は本年度賃闘にあたり、中央賃金闘争委員会を設置し、闘争体制の強化をはかる。

同盟系の賃金要求は、海員組合のように七〇年一二月に要求を提出し、二月下旬には第一次回答をえたところもあったが、大部分は春闘共闘よりも遅れ気味で、大半が三月一五日前後に要求を提出している。

要求内容は二一%以上の賃上げ要求を中心にして、春闘共闘の方向とおなじように時間短縮、定年延長、労災補償などのほか、住宅手当、家族手当の増額など諸手当要求がふえている。賃上げ要求額も、本年は定期昇給をふくめると、ほとんどが一万円以上になり、春闘共闘の大幅賃上げ要求の影響が同盟系組合にも波及しつつある。

【同盟主要単産の要求状況】

◇**全繊同盟**　産業別最低賃金三万一〇〇〇円、満二七歳以上の男子世帯労働者は未経験で四万五〇〇〇円の最低保障、中間ポイントとして中卒女子一八歳勤続三年で三万六五〇〇円、中卒初任給は三万六〇〇〇円、高卒初任給は三万六〇〇〇円。

以上の要求を四月上旬に提出し、五月末を解決目標とする。ただし綿紡二八組合は三月四日要求とする。

◇**全金同盟**　賃上げ目標は定昇込みで二一%以上。それが一万一〇〇〇円に満たないところは一万一〇〇〇円要求とする。

中卒初任給は三万二五〇〇円、高卒初任給は三万七五〇〇円、年齢別最低保障をもうける。

三月一五日要求、三月三〇日回答指定日。

◇**海員組合**　賃上げ要求は外航二団体の場合は、乗船本給一万二五五七円（二二・五%）、その他含み一万五〇三八円、内航二団体は乗船本給一万三二五八円（二六%）、その他をふくみ一万五八一五円（二五・二%）、航海日当は内・外航とも各ランク月額一五〇〇円増額。諸手当、退職金、代償休暇の増加と労働時間の短縮。

一二月二六日要求提出。

◇**電労連**　賃金要求率二二・五%、高卒勤続一五年の基準内賃金を一万五三〇〇円増額。高卒初任基本給三万四〇〇〇円、大卒初任基本給四万三五〇〇円。

時間短縮、週休二日制、定年を六〇歳とする。

要求提出は二月二七日。

◇**全化同盟**　賃上げ要求は基準内賃金一八%引上げ、年齢別最低獲得目標を一五歳三万一〇〇〇円、一八歳三万七〇〇〇円、二二歳四万五〇〇〇円、二七歳六万円、以下、三二歳、三六歳、四〇歳と年齢ごとに目標額をさだめる。

要求提出は三月中旬。

◇**三菱重工**　賃上げ要求は一万円（定昇二四〇〇円～二五〇〇円）、隔週五日制、割増賃金、労災補償の引上げ。

◇**造船総連**　賃上げ要求は一万二〇〇〇円（定昇をふくむ）その他諸要求。

三月一五日要求提出、回答指定は四月五日。

3　IMF・JCの賃金白書

春闘共闘および同盟の賃金闘争にたいして、IMF・JC（国際金属労連日本協議会）も例年の如く「七一年賃金闘争の推進について」と題する賃金白書を七〇年一二月一一日に発表している。その構成は、

はじめに、

I　国際経済の情勢

1概況　2保護貿易に向かうアメリカ　3西ヨーロッパ主要国の景気動向　4国際通貨の不安とインフレの進行　5金属労働者を中心とする闘い

II　国内経済の情勢

1、六〇年代の反省

2、拡大テンポは鈍化するが引き続き成長

3、早まる自由化テンポ

4、逼迫する労働力事情

III　金属産業の現勢

IV　金属労働者の賃金水準と問題点

1、物価上昇により実質賃金は延びなやみ

2、賃金水準の国際比較

3、JCの賃金政策

4、急がれる長期賃金政策の確立

5、所得政策に対する若干の見解

V　JCの基本態度と決意

1、七〇年賃金闘争の反省とJCの役割

2、高度工業国にふさわしい賃金闘争

3、物価上昇より生活を防衛し、さらに向上させるため

4、七一年賃金闘争にのぞむ態度と決意

5、具体的すすめ方

【IMF・JC賃金白書（抜萃）】

1、われわれは、わが国における賃金決定の主導的任務と責任をもつものであることを自覚し、加盟組合の自主性尊重と産別自決の原則のもとにJCに結集する一二〇万金属労働者の連帯性にたって、一九七一年賃金闘争を推進する。

2、日本経済は金融引締めにより若干鈍化しつつあるとは言え、なお根強い成長力をしめし、国際収支の大幅黒字と外貨の積み増しをつづけている。

3、JCが、これまでの賃金闘争に対してかかげてきた統一的な賃金目標は、次の四項目であった。

(1)、高度な工業国にふさわしい高い水準の賃金の実現

(2)、仕事に結びついた賃率の実現

(3)、物価上昇に脅かされない賃金の実現

(4)、社会の進歩に見合った国民生活の向上

以上の四項目は、いずれも大幅賃上げによって、はじめて達成しうるものであると同時に、賃金制度上の主要な問題点の抜本的な改善をも必要とするものである。

4、賃上げ要求の基準は二〇％以上とする。JCとしては要求の基準をベース賃金に求めることにしたが、賃金政策委員会としては、その設置目的にしたがい作業を併行的にすすめ、七一年賃金闘争の段階においても、各産業間、企業間で相互に熟練度・年功度毎の賃金が個別に

比較検討できるよう努力する。

5、七〇年一二月協議委員会で賃金闘争連絡会議を正式に発足させ、七一年賃金闘争を具体的に開始する。

要求討議は各産業別組合、単組毎に一二月協議委員会からとり組み、二月から三月にかけて要求内容の職場討議をおこなう。おおむね三月下旬頃までには、それぞれの機関手続きを経て集約する。

要求提出はおおむね三月から四月上旬の間とし、直ちに団体交渉をはじめるが、団体交渉重視の立場から、その質的な充実と積極的な効果の発揮に努力する。

団体交渉の前段集約を四月中旬に求め、本格回答がだされる四月中・下旬にかけてJC加盟組合の闘争力が集中され、全体的に大きなヤマをつくるように努力する。

IMF・JCの要求内容、闘争経過については、電機労連、鉄鋼労連、造船総連などがその中心的な組合であり、同盟系の造船総連をふくめて春闘全体の経過のなかで紹介したので省略する。

4　春闘の具体的展開

春闘序盤での抗争

三月二二日、春闘共闘委は戦術会議をひらいたが、本年は不況の影響もあって、資本の側が回答をおくらせており、情勢の先き行きを確定しにくいために、とりあえず、三月二六日の第一波統一ストと四月八日の第二次統一ストを確認し、四月中、下旬の行動日程をまとめるにいたらなかった。

三月二六日の第一波統一行動は、全国金属、合化労連などつぎの諸組合がそれぞれの行動をとった。

全国金属	八〇〇組合、一時間～半日スト
化学同盟	三八組合、二時間スト
合化労連	三五組合、二四時間～無期限スト
新聞労連	二八組合、半日以上のスト
民放労連	五一組合、半日以上のスト
全印総連	六〇組合、二時間以上のスト
出版労協	三〇組合、三〇分以上のスト
広告労協	五組合、一～二時間以上のスト
全農協労連	一二県連、一～二時間以上のスト
全国一般	五〇組合、一～二四時間以上のスト
繊維労連	六〇組合、一時間スト
全自運	五〇組合、一～二時間スト
医労協	五三組合、一～半日スト
全証労協	一〇組合、一時間以上のスト
全信労	二〇組合、三〇分～一時間以上のスト
全軽労	六組合、一時間以上のスト
全日自労	八二〇支部、半日スト
生保労連	一組合、時限スト
日教組大学部	二五大学、三〇分スト

以上の如く主に中小組合を中心として民間産業のかなり広い範囲で統一行動が実施された。そのため、でおくれていた回答も全国金属では四月一日現在で一万二〇〇〇円以上の回答があった組合は三一組合、一万円以上の回答は一三九組合となって

いる。さらに全金をふくめた春闘共闘全体としては同日づけで三一三組合となった。その内訳は、全国金属一三九組合、全国一般一三二組合、出版労協二三組合、民放労連一七組合、化学同盟一四組合、新聞労連一四組合、合化労連一一組合、全印総連一〇組合などとなっている。

さらに、四月八日には第二波統一行動がおこなわれ、全国金属、合化労連、食品労連などを中心に本格的な実力行使の段階に入った。

この日、電労連（同盟）の東京電労には八八五〇円（前年八六五〇円）の回答がでたが、電労連はこれをけって、四月一二日から第六波の統一ストに入ることをきめた。

春闘共闘は四月一四日から一七日にかけて戦術の密度をこくし、四月二一日に予定されている鉄鋼回答の前に、できるだけ賃上げ相場を引きあげようとする方針をとった。それは一つには知事選挙が終われば春闘に力を傾注することができるようになるという事情があったからである。

こうして、四月一五日には全国金属、合化労連、食品労連、民放労連など二一単産がストライキに突入し、全国金属などでは一万二〇〇〇円以上の回答が目だってふえてきた。春闘共闘委の集計では、四月一五日現在で一万円以上組合が七五四（昨年同日現在では五四九）にもふえた。しかし、不況の深刻な電機産業では一五日でなお六〇〇〇円台の回答にとどまった。一方好況産業である造船には、一三日に定昇込みで八〇〇〇円の回答がだされていたが、それは前年の第一次回答より五〇〇円高いものであった。好不況が、かなり明瞭にこれらの産業には反映

第128表　鉄鋼大手組合ストライキ投票

		組合員数	替成率	
			前回	今回
新日鉄	八幡	40,382	49.4	55.3
	広畑	10,144	50.5	53.3
	室蘭	7,113	53.6	57.8
	釜石	4,323	50.6	51.5
	名古屋	8,857	54.0	52.4
日本鋼管	京浜	17,917	54.4	54.4
	本社	1,111	46.0	—
住友	和歌山	12,153	46.0	46.9
	尼崎	4,386	42.8	45.2
	大阪	4,179	35.5	41.0
神戸製鋼	神戸	10,755	81.8	84.5
	尼崎	2,533	82.1	78.6
	高砂	3,206	81.5	80.6

総評は同日大木事務局長の談話を発表して、「労働者の生活を

無視した非常識きわまる回答であり、春闘共闘加盟の八〇〇万労働者は鉄鋼回答をまったく問題にしていない。要求貫徹にむけて四月下旬から五月にかけて、するどいストライキを闘っていく」と批判した。これにたいして鉄鋼労連斎藤書記長は「一万一〇〇〇円要求に対比した場合には不満なものとはいえ、現下の実質一割以上の操短、きびしい景気動向のなかでの昨年水準の確保は一応の評価ができる内容」と反論し、さらに七一年春闘において鉄鋼労連は春闘共闘とIMF・JCとを並列に扱うこととした。それは従来よりもIMF・JCのウェイトをましたものであるといい、春闘共闘からの批判がきびしくなれば、今後さらにIMF・JCへの傾斜をつよめるという感覚を強調している。

鉄鋼回答は当初から、かなり渋いものになると予想され、それが四月一四日から一七日にかけての戦術強化になってあらわれたのだが、鉄鋼待ちの形をとっていた電機、造船の企業側も、続々第二次回答を発表した。しかし、それはせいぜい前年通りないしは前年を下回るものでしかなかった。

鉄鋼回答の翌日、電機労連には第二次回答がでたが、それは第一次回答に一〇〇〇〇円程度上積みをしただけの七〇〇〇〇円台で、昨年実績の八〇〇〇〇円におよばず、前年の第一次回答なみの水準にとどまった。同日鉄鋼関連産業の造船大手（同盟系）にたいしてだされた第二次回答も、昨年実績とおなじ九五〇〇円であり、鉄鋼の低額回答の影響が、関連諸産業に及ぼした影響は、この段階では大きなものがあった。

こうして、四月二二日～二四日の春闘第二四時間ストおよび大手四、中小九組合、中小八組合の一二時間ストを中心に、三六組合四二万五〇〇〇人がストライキに入り、ゴム労連も同日タイヤ五組合が二四時間ストなど計九組合がストライキに入り医労協も八一組合が時限ストをおこなった。

このほか全石油、全電線、全軽労、全造船機械、全自運、全港湾、全海連、電通共闘などがストライキなどの行動をおこない、従来からストをつづけてきた全国金属、合化労連、化学同盟、マスコミ共闘、ホテル共闘を中心に民間二四単産がストライキに入った。

さらに、この統一行動には公労協も加わり、今春闘最初の民間・公労協統一ストライキとなった。すなわち、全電通（三拠点で午前一〇時までのスト）、全専売（三工場で一〇時までのスト）、全逓（時間外拒否）がくわわり、後半戦の立て直しをはかったのである。

こうして春闘共闘傘下の一万円以上獲得組合数は、四月二五日で一二五三組合（昨年は九六〇組合）にまであがった。

しかし、妥結した組合の数は前年よりも少なく、民間諸単産の闘争は、ねばり強くストライキをつづけながらも、なかなか五ケタ賃上げを一般化することができなかった。

一方、同盟系組合においても下部の突きあげが強く、海員組合では四月一二日、執行部が妥結した外航賃上げ一万一一八〇

鉄鋼回答後の情勢と第四波統一行動

円（定昇込み）を汽船部委員会が否決しただけでなく内航部門もあっせん不調から二八日正午より五月八日までの一〇日間、第一波の全面ストに入ったし、造船重機共闘も、当初幹部が考えていた歯止めの金額一万一〇〇〇円を下部の突きあげで一万一五〇〇円にひきあげるなど、春闘共闘と同様に組合員の闘争意欲はいままでの春闘を上まわった。

こうして、四月二七・二八日の第五波統一行動では全国金属、電機労連、国際電々、全鉱、医労協、紙パルプ大手、マスコミ共闘、金融共闘、映演共闘、などのほか海員組合も内航部門がストで対決する、②それができなくても五ケタとるまでねばりぬく、③ストで低額回答をはねかえすことができない組合は、せめて妥結をしないで春闘相場へのマイナス要因になることをさける、というものであった。

こうして、交運共闘は五月六日まず私鉄総連が大手一三組合の委員長、地連代表者会議をひらいて、大手は一四日、一八日にそれぞれ二四時間スト、中小は一八日から午前一〇時までのストライキをきめた。

私鉄のこの方針にあわせて、全日通、四時間スト、全自交が時限スト、国鉄共労・動労が強力順法闘争を予定し、一八日、一九日は全日通が四八時間スト、国労・動労が一八日～二〇日の七二時間の線区別リレーストを予定した。

また公労協も六日午後、共闘委員会をひらき一四日には第三波統一ストを、一八日には国労・動労のストにあわせて全逓・全電通などが行動をおこすことをもきめている。こうして、春闘は五月の中旬から下旬にかけて、交運共闘・公労協を中心とする後半戦に入ったのである。

この方針は、すでに春闘共闘委の場では、四月三日の第四回

春闘の決戦段階

これより先き、総評は四月一九日、東京虎の門の全日通会館で緊急評議員会をひらき「春闘決戦段階のスト戦術の強化」で意思統一をはかった。

総評の情勢判断は、資本の出方は①賃上げ額をできるだけ昨年以下におさえる。②それができなくても、率では昨年を下回る程度におさえる。③そのために鉄鋼回答待ちで回答をだし渋っている。④そのために先行組合のなかには疲れが見えはじめている。⑤とくに大手組合では企業連幹部の弱腰から十分にストライキが打てず、頭打ち状態がみえる、というものであった。

これにたいする決戦段階での態勢は、①力のある組合は無期限ストで対決する、②それができなくても五ケタとるまでねばりぬく、③ストで低額回答をはねかえすことができない組合は、せめて妥結をしないで春闘相場へのマイナス要因になることをさける、というものであった。

こうして、交運共闘は五月六日まず私鉄総連が大手一三組合の委員長、地連代表者会議をひらいて、大手は一四日、一八日にそれぞれ二四時間スト、中小は一八日から午前一〇時までのストライキをきめた。

私鉄のこの方針にあわせて、全日通、四時間スト、全自交が時限スト、国鉄共労・動労が強力順法闘争を予定し、一八日、一九日は全日通が四八時間スト、国労・動労が一八日～二〇日の七二時間の線区別リレーストを予定した。

また公労協も六日午後、共闘委員会をひらき一四日には第三波統一ストを、一八日には国労・動労のストにあわせて全逓・全電通などが行動をおこすことをもきめている。こうして、春闘は五月の中旬から下旬にかけて、交運共闘・公労協を中心とする後半戦に入ったのである。

この方針は、すでに春闘共闘委の場では、四月三日の第四回

戦術会議、一三日の全単産委員長会議で決定された四月二二日～三日、二七日～八日をストライキ集中時点として追いこみ体制をとるとともに、五月一四日ごろに健康保険法、沖縄などの諸要求と結合して最後のヤマ場をつくるということを追加した方針なのである。しかし、評議員会がとくに重要であったのは、私鉄総連吉岡書記長から「ことしの決戦段階には私鉄は覚悟をきめて勝負する」という決意がのべられたこと、合化労連太田委員長が五月中旬決戦論を批判し、鉄鋼、電機の低額回答をおしのけて五ケタをとるためには五月末にヤマ場をもうけるべきだという長期のたたかいの展望がのべられたことであろう。

こうして私鉄総連は中央集団交渉をおこない、これは一昨年の妥結額と同額で一二%の引上げになるのだが、総連は拒否、一四日に東武、東急、営団地下鉄、京王帝都、京成、南海、阪急、京阪、西鉄の大手一〇組合が始発から二四時間ストに入った。私鉄大手の二四時間ストは六九年いらい二年ぶりであり、一〇組合一斉のストは五年ぶりであった。しかし、一四日のストは早くから回避の可能性なしと報道されていたので、ほとんど混乱はなかった。この日、国労・動労はATS闘争をふくむ順法闘争をおこなったほか、全自交・全自運などと自動車輸送関係とともに、国内航空・東亜航空も二四時間ストに入っている。

この間中労委と公労委にかかっている国労は、調停工作をすすめてきたが、とくに私鉄が第二波二四時間ストを予定している一八日を控えて、一七日は朝からあっせんがつづけられ、午後には昨年妥結額とおなじ八九五〇円の二次回答がでた。しかし、総連は一八日午前一時四五分これを拒否し、他方、・動労の調停では、当局側が合理化してついに有額回答をださず、交通関係諸組合は一八日ついに大規模なストライキに突入した。私鉄総連は一四日のストを回避した名鉄をふくめて大手一一組合が二四時間スト、中小約二〇〇組合も始発から午前一〇時までのストライキに入った。国鉄、動労は一八日午前零時の北海道地区からはじまって、東北、関東、関西、四国、九州の一六拠点まで続いた。このため北海道では旅客列車五本と貨物列車三二本の運休、旅客・貨物あわせて二五区では貨物列車九本、九州で一六本ぞれ一〇本、八本におよんだというストライキによって二三〇〇万人ので報告し、日経連桜田代表常任理事強い国鉄・郵政の違法争議行為に対用いてもきびしく取り締るべきで発言した。七一年春闘をつうずるのなかでの国労・動労、私鉄のストすものであろう。

私鉄総連は、さらに二一日に第三波のストライキをかまえ、二〇日から徹夜の中央集団交渉をおこなってきたが、二一日早朝九七〇〇円（一七・三%）で妥結、ト解除指令を発した。それ以前に対京王帝都・西鉄をふくめて大手一〇組合は始発からストライキ

に入っていたが、午前八時前後には平常ダイヤにもどっている。昨年より七〇〇円高の賃上げであった。

一方、公労協の調停は、使用者側委員が「例年公労協賃上げの基準となる私鉄相場がきまっていないので調停は困難である」と私鉄待ちになっていたが、五月一九日夜の合同調停委員会で は労働者側委員のうち総評系委員は一万円以上を、同盟系委員は約九九〇〇円を、使用者側委員は八七五九円（昨年妥結額＋本年定昇相当額）を主張し対立した。そこで峯村光郎氏ら四調停委員長は、二〇日午前二時半、最終的な解決案として八%プラス二三〇〇円（定昇こみ単純平均九三六円、加重平均九三〇二円）をしめした。

この案にたいして使用者側および同盟系労働者側委員は賛成したが、総評系委員が反対し、ついに、同日八時すぎ調停は不能となった。九時すぎ再会された会同調停委員会は、翌週中にも臨時総会をひらき、調停委員長案を土台として仲裁に移行する方針をきめている。

こうして、公労協の賃上げも六月一日午後三時半からの仲裁委員会で仲裁裁定をきめ、四時すぎ裁定書をそれぞれの労資に手交し、闘争は終了した。

一方、電機労連は不況の影響をうけた企業からの抵抗をうけ、賃上げ回答がでおくれていたが、労連はこれをはねかえし、予定されていた定期大会を延期して、ねばりづよくたたかい五月一三日には第三波四八時のストライキに入りさらに、五月二六日からの無期限時限ストを前にして、日立（八五〇〇円プラス一時金）、東芝（八五〇〇円プラス一時金）、松下（九七三〇円プラス一時金）、三菱（八四九八円プラス扶養手当一五円プラス一時金）、などの回答をえてストライキを回避し妥結した。その結果、大手一四組合の賃上げ額は昨年実績の八二八六円～九〇六〇円をいくらか上まわり、上昇率では多少下まわった。

一方、同盟系組合では、海員組合は外航が正副組合長の辞任までひきおこして一万一八〇円で妥結したあと、内航部門は四月二八日に全国の主要港で第一波の一〇日間スト、続いて五月八日から一〇日間の第二波ストに入ったが、一〇日午後九時からの団体交渉で一万四七四円の回答をえてストを中止した。

おなじように闘争が長びいていた電労連（同盟）も五月二八日までには妥結し、北陸九八五〇円、関西一万一〇〇〇円、九州九六〇〇円、電源開発九一五〇円となった。しかし、同盟系組合も中小の全金同盟をはじめとしてストライキが多く、ことしは一四〇組合をこえた。従来は三〇組合程度であったから、春

第129表　公労委仲裁定額

		賃上げ(円)	推定定昇額(円)	合　計	定昇こみの上昇率
平均	加重	7,294	2,008	9,302	14.90
	単純	7,324	2,002	9,326	14.85
	昨年	6,751	1,875	8,626	15.98
国鉄		7,785	1,995	9,780	14.26
電電		6,760	2,041	8,801	15.79
専売		7,274	2,064	9,338	15.02
郵政		7,059	1,975	9,034	15.19
林野		7,413	2,160	9,573	14.98
印刷		7,217	1,850	9,067	14.75
造幣		7,206	2,012	9,218	15.03
専売アル		7,880	1,918	9,798	14.05

第130の1表　労働省調べの46年春季賃上げ状況

(46.6.24)

産業名	企業数		現行ベース		要求額		妥結額		賃上げ率	
	46年	45年	46年	45年	46年	45年	46年	45年	46年	45年
			円	円	円	円	円	円	%	%
金属鉱業	5	5	59,566	50,746	15,000	12,000	9,574	9,464	16.1	18.6
石炭鉱業	5	6	47,557	40,943	12,000	9,638	4,885	5,050	10.3	12.3
パルプ・紙	8	8	56,971	48,841	13,277	11,065	8,434	9,010	14.8	18.4
新聞	5	5	67,346	58,375	18,885	16,590	11,930	10,545	17.7	18.1
印刷	4	4	45,863	39,546	13,096	10,029	10,417	7,839	22.7	19.8
化学	35	36	60,273	51,785	15,431	13,064	10,259	9,863	17.0	19.0
石油	4	4	68,648	62,173	14,025	10,075	10,509	9,991	15.3	16.1
ゴム	8	8	50,781	42,548	14,504	11,429	9,147	8,642	18.0	20.3
セメント	5	5	65,293	52,898	13,940	11,000	9,020	8,000	13.8	15.1
鉄鋼	4	5	69,454	61,034	11,000	10,149	7,513	7,420	10.8	12.2
電線	6	6	50,387	42,993	11,580	10,258	8,858	8,135	17.6	18.9
機械金属	4	4	55,839	47,406	17,155	14,509	10,701	10,106	19.2	21.3
電気機器	19	19	46,752	39,850	12,123	10,436	8,688	8,652	18.6	21.7
車輌	3	3	53,307	46,025	11,806	10,000	8,867	8,500	16.6	18.5
造船	7	8	59,242	50,108	12,571	11,131	11,000	9,511	18.6	19.0
私鉄	14	14	56,652	48,020	15,071	15,071	9,743	8,993	17.2	18.7
電力	9	9	69,876	60,616	15,556	11,056	10,066	9,154	14.4	15.1
平均	145	149	57,357	49,159	14,232	11,977	9,522	8,983	16.6	18.3

〔備考〕　1)　6月24日現在未回答が2企業（化学）ある。
2)　46年の企業が45年に比べ減少しているのは，閉山や合併による。
3)　数値は算術平均値である。

闘の高揚がうかがえる。

さらに、中労委にもちこまれていた全繊同盟（同盟）の賃金闘争は、五月二六日に化繊に平均九八二七円（一七・四%）綿紡に平均六七〇〇円（六・二%）と昨年実績を多少上まわるあっせん案が提示された。全繊同盟は同日常任中闘委員会をひらき、地繊の一部は六月一日から、その他の中小やあっせん不調の羊毛・麻・生糸などは六月三日にストに突入する指令を発した。実に六一年いらいの四〇万人の統一闘争を企てたのである。

六月二九日、全繊綿紡の闘争委員会は、「二六日のあっせん案に各社交渉で上積みをはかる」ことによってストライキ直前の六月四日綿闘で妥結を決定し、二〇〇円程度の増額で三日からのストライキ直前に集団交渉を終わり、妥結、各社日レはあっせん不調のあと六月一日に自主解決、羊毛部会は昨年実績プラス二五〇円（羊毛紡績二二社）、二八八円（羊毛染色八社）交渉に三日始業時からストライキに入った麻関係は同日午後一〇時半～一一時半にかけて六〇〇円台～七〇〇〇円台でストを中止、生糸部会も三日のスト直前に妥結している。

妥結結果と総括

こうして、六月一日の公労協妥結によってほぼ七一年春闘の結末はついた。妥結結果については、春闘共闘、同盟、労働省、日経連それぞれが発表している。調査対象は春闘共闘が三五六組合、労働省の調査は一四五企業を対象とし、日経連は大企業を中心に二二八社（別に中小企業対象に六三八社）、同盟は二九四組合であるが、サンプル組合に限定されている。

どの調査にも共通するところは、前年賃上げ額を上まわり、

前年賃上げ率を下まわっていることである。七一年春闘はストライキがきわめて多く、闘争が長期化し、とくに私鉄、国鉄など国民生活に直接影響する部門でのいわゆる大型ストがくりかえしおこなわれ、しかも、ストにたいする国民の世論が比較的同情的であったという特徴がある。だから、交運共闘の主力を構成した国労の五月二八日の中央委員会も一九時間ストライキによって上づみしたものはなかったものの、ストライキによって意気は高揚し、本部批判はまったくなかった。たとえば札幌林中央委員がのべた「得るもののないストでありながら、組合員は不満をもっていない。成果の不十分さはあってもたたかいに不十分さがなかったからだ」という発言が国労組合員の大勢をしめる感慨であったようである。

【春闘共闘委の総括（要約）】

1、七一年春闘の特徴

七一年春闘は、例年になく多くの教訓と課題を労働運動になげかけた。

春闘共闘を中心とする全産業の労働者は、所得政策を強調し、私鉄などにみられるように労使関係に介入してきた政府の態度をはねかえし、昨年に倍するストライキで闘い、五月中・下旬にむけて回答額を引上げるほどにねばり強く闘った。

その結果、春闘共闘の妥結額平均は九八五三円で昨年を約七〇〇円上まわった。（上昇率で一・二%減）一万円以上獲得組合は昨年を約四〇〇上まわり二四四〇組合にのぼった。

賃金を中心とする春闘は、ことしこれに結合して時間短縮、労災、高齢者保障などの諸要求が全産業で重視され健保改悪反対、失対打切り反対闘争などをも含めて春闘の厚みをますことができた。また賃金闘争と選挙闘争とを結合させることもできた。

2、春闘方式の総がかり闘争の強化

春闘方式は今後一層強化充実する。その効果は拡大し、個別企業の枠をこえて全産業規模での賃上げの社会的相場をひきあげることができるからである。しかし、先行組合にたいする資本の攻撃も強化されるから、今後は大手組合をふくめて春闘方式の弱点の一つである〝相場まち〟を克服し、産業別に結集する組合の総がかりで、早い時期から集中して長期のストライキを組織する。

3、産業別統一闘争の充実と課題

第二の問題点は、産業別統一闘争の産業別指導が必要であり、この別統一闘争は企業組合に対する強力なために統一要求の設定、産業別交渉権中、統一戦術の配置、支援、共闘の集賃金要求も、要求額の基準をもうけるだけではなく、年齢別最低保障、産業別最低賃金、配分の大まかな基準などを産業別に統一し、時短、労災、老齢保障なども統一要求とする。

交渉方式も産業別統一交渉と統一協定をめざす。

4、要求方式をめぐる問題

第三の問題は要求方式をめぐる問題であって、平均賃上げ方式の目をうばわれ、諸手当コミの賃上げになったり、職務給・査定給、第二本給の導入をゆるしてはならない。とくに、要求づくりの大衆路線を定着化させ、労働者の生活実態・職場の労働実態・資本のもうけと労働者のとり分の三つを中心に家族をふくめた討議によってきめ、ストライキ権の確立と妥結にいたる大衆路線を貫徹する。

5、春闘の前進と春闘共闘の指導性について

春闘共闘の指導性について克服すべき第一点は、ここ数年の高度成長下の春闘の惰性を克服できず、資本のきびしさにたいして安易さがあった。最初から闘争態勢を強化していたら七一年春闘でもっと賃上げがとれたはずである。

第二に、大手組合にたいする指導性が必らずしも十分ではない。

第三に、戦術調整に関して、とくに四月下旬から五月にかけて民間の長期化と交運、公労協の戦術配置について十分でなかった。七二年

3　七〇年一時金闘争

七〇年の一時金闘争は、夏季一時金については、七〇年春が高い賃上げをとった余勢をかって、前年伸び率を上まわる上昇率となったが、下期においては不況の影響があらわれ、一時金闘争は難行し、上昇率において前年同期のそれを下まわった。一時金の固定化が言われていたにもかかわらず、好不況の影響を無視することはできなかったのである。

もっとも、ここ数年春闘の長期化につれて夏季一時金闘争の時間的余裕がますます少なくなったことなどもあって、年間臨給をとる組合がふえ、一時金闘争そのものの比重はへっている。むろん、それは労働者の生活費における一時金の役割が減じたわけではなく、それが一時金支給事業所数が年々ふえ、七〇年夏季において八九・一%、支給をうけた労働者数で九一・七%にもおよんだこと、一時金増加率そのものが大体において賃金上昇率を上まわっていることなどからもわかる。七〇年夏季一時金闘争はすでに年末に年間臨給として決定すみのところが多

春闘は早くはじめるための準備をし、要求づくりと併行しながら闘争路線について春闘共闘の場で相談していく。大衆路線の青年を前にたてる要求と闘争体制づくりをおこない、戦闘性と産別組織の指導性をたかめていく。

第130の2表 春闘共闘委調べの71年春闘妥結状況
（71.6. 22現在）

単産名	計		
	組合数	妥結額	率
電機労連	117	8,562	19.4
鉄鋼労連	41	7,772	13.4
全国金属	193	10,344	18.6
全電線	37	8,936	19.8
全造船	26	10,068	19.0
全車輌労連	8	9,430	17.3
全軽労	11	9,431	19.6
合化労連	94	10,227	18.1
合化・合同労組	22	10,483	19.7
食品労連	75	9,500	21.0
紙パ労連	69	9,104	18.0
全国セメント	33	8,376	16.4
全石油	17	10,207	16.9
化学同盟	141	10,238	20.4
ゴム労連	21	8,986	19.9
全国ガス	63	9,555	19.5
全硝労	6	9,413	17.9
私鉄総連	39	9,592	18.2
全日通	1	9,700	17.3
運輸労連	134	8,467	19.3
全港湾	48	9,281	17.8
全海連	33	11,764	20.4
全倉運労	20	11,507	20.4
鉄弘労組	1	9,576	20.8
交通公社労組	1	11,089	21.1
日遞労連	1	8,955	17.3
日放労連	1	12,560	17.3
民放労連	49	11,811	18.3
全印総連	14	10,604	22.1
出版労総連	97	12,224	21.6
映演総労	27	9,751	21.6
広告労協	9	10,879	20.6
炭労連	1	5,550	13.9
全鉱	9	9,239	16.3
農協労連	31	9,309	20.5
生保労連	2	11,650	19.6
全窯連	36	8,846	19.2
電通共闘	64	9,153	21.7
ホテル労連	24	9,394	21.9
全損保	11	12,738	20.3
日建協	28	12,692	23.2
全電力	3	9,999	14.2
全国一般	45	10,296	20.9
全体	1,703	9,853	19.3
（加重平均）		9,563	**17.6**

第131の1表　70年夏季賞与の産業別支給状況

（事業所規模30人以上）

産業	1人平均賞与支給額		平均支給率		支給事業所数割		支給労働者数割合
	実額	対前年増加率	44年	45年	44年	45年	
	円	%	カ月分	カ月分	%	%	%
調査産業計	93,117	19.6	1.35	1.39	89.1	89.1	91.7
鉱業	99,134	31.8	1.08	1.26	86.8	79.6	89.4
建設業	76,843	21.0	1.01	1.04	82.6	79.4	83.6
製造業	95.711	22.4	1.32	1.37	90.4	90.3	93.0
食料品・たばこ	76,426	18.7	1.27	1.27	86.3	92.2	93.2
繊維	61,357	28.6	1.21	1.32	93.1	93.8	95.8
衣服	41,407	26.0	1.04	1.08	88.1	82.5	86.0
木材	60,360	21.2	1.08	1.08	83.9	77.8	79.3
家具	58,802	18.9	1.07	1.11	85.4	87.1	88.9
パルプ・紙	92,238	24.2	1.29	1.37	93.6	88.9	92.4
出版・印刷	113,022	17.1	1.27	1.31	89.9	92.4	96.1
化学	136,878	27.2	1.84	1.95	92.5	91.4	94.2
石油・石炭	144,936	12.3	1.66	1.81	89.4	92.8	93.4
ゴム	84,718	21.0	1.24	1.28	95.9	99.6	93.6
なめしがわ	72,187	20.4	1.30	1.27	92.3	88.9	91.5
窯業土石	86,931	19.2	1.17	1.29	84.7	94.6	94.3
鉄鋼	130,497	29.4	1.34	1.48	88.1	89.8	95.6
非鉄金属	115,632	21.4	1.48	1.60	95.3	87.3	91.5
金属製品	89,761	22.4	1.31	1.34	92.9	88.2	87.8
一般機械	116,141	21.2	1.54	1.59	90.3	91.4	94.2
電気機器	89,964	18.9	1.43	1.47	93.9	89.3	92.0
輸送用機器	114,009	20.4	1.37	1.39	93.8	92.9	96.2
精密機器	111,180	12.4	1.61	1.62	97.0	93.6	92.3
その他	73,022	7.4	1.28	1.26	90.9	94.5	94.1
卸売業・小売業	90,963	13.8	1.51	1.48	88.3	88.2	88.3
金融・保険業	135,788	14.4	2.14	2.09	94.8	93.2	94.6
運輸通信業	72,201	11.7	1.21	1.12	91.1	93.4	94.8
電気・ガス・水道業	140,313	18.0	1.69	1.76	96.5	96.8	97.1

〔備考〕　1）「調査産業計」には「不動産業」を含む。
　　2）労働省，毎月勤労統計

第131の2表　70年夏季賞与の規模別支給状況（調査産業計）

事業所規模	1人平均賞与支給額		平均支給率		支給事業所数割合	支給労働者数割合	支給額による規模間格差
	実額	対前年増加率	44年	45年			
	円	%	カ月分	カ月分	%	%	%
500人以上	120,067	21.3	1.73	1.81	94.4	95.0	100.0
100～499人	89,067	19.8	1.52	1.59	91.5	92.4	74.2
30～99人	74,712	20.7	1.34	1.35	88.2	88.3	62.2
5～29人	55,905	26.2	1.01	1.10	82.6	83.2	46.6

〔備考〕　労働省，毎月勤労統計

く、夏に年間協定をする私鉄、造船、自動車や年間協定をとらない全国金属、化学同盟、マスコミ関係などが闘争に入った。

全般的にいって、三〇人以上規模の事業所における一人当たり平均支給額は、労働省の調査によると産業計で九万三一一七円で、前年同期にくらべ一九・六%増であって、六九年の六八年にたいする増加率を二・三%上まわっている。平均支給率は一・三九ヵ月分であり、これも前年同期を〇・〇四ヵ月分上まわっている。

産業別にみると、支給額の高い産業は、電気・ガス・水道業（一四万円）、金融・保険業（一三万円）であり、前年にくらべてもっとも増加率がたかい産業は鉱業（三一・八%増）つづいて製造業（三二・四%）、建設業（二一・〇%）である。

第132表　70年年末一時金妥結結果

（労働省政局調）

事種	社数	70年妥結額	69年妥結額	70年の対前年上昇率
金属鉱業	6	147,583	115,000	28.3
石炭鉱業	7	96,214	76,171	26.3
水産食料品	19	177,550	148,641	19.4
パルプ・紙	14	148,361	111,922	32.6
化学	52	169,521	144,042	17.7
石油製品	8	176,751	140,259	26.0
ゴム製品	4	159,441	134,236	18.8
セメント	5	158,700	129,810	22.3
鉄鋼	16	150,710	126,564	19.1
電線・非鉄	7	132.389	107,191	23.5
機械金属	29	164,872	141,940	16.2
電機	29	166,386	143,801	15.2
造船	8	165,938	142,250	16.0
車輌	3	135,667	134,000	1.2
自動車	8	135,690	118,130	14.9
印刷業	3	146,501	125,540	16.7
商運	4	193,807	169,992	14.0
陸運	18	141,602	127,800	10.8
電力	9	156,667	135,778	15,4
ガス	3	148,333	130,992	13.2
空航	2	296,831	133,394	27.2
新聞・放送	6	296,933	236,721	21.0
繊維	24	110,134	83,028	32.6
民間平均	284	160,202	134,360	19.2

また前年にたいする延び率をみると、五人～二九人の小規模がもっとも高く（二六・二%増）、つづいて五〇〇人以上の大企業（三一・三%）となっているが、それでもなお支給事業所の割合や支給額の規模別格差は決して少なくなってはいない。

一方、七〇年の年末一時金闘争は、夏季とはかわって、不況がしだいに深刻になった影響をうけて、闘争は難行した。ストライキによって打開をはかる組合も多く、とくに不況のいちじるしい電機、金属鉱業、化学、セメントをはじめ金属などにもストライキが多発し、年をこす企業が数年ぶりにあらわれ、七一年春闘の難行を予想させるものがあった。しかし、ストライキ闘争をふくめて平均的にみれば、金額において前年同期を上まわることができ平均支給額で一六万二〇三円と四四年年末を

約二万六〇〇〇円上まわったが、上昇率では四四年の二〇・七%を下まわる一九・二%にとどまっている。

またこんどの不況が、産業別にかなりのアンバランスをみせたことも影響し、ストライキの多発にもかかわらず、上昇率に産業別のちがいがつよくあらわれている。たとえば前年同期にくらべて上昇率のたかい産業は、紙パルプ繊維の三二・六%を筆頭に二〇%台の上昇率をみせたのは、金属鉱業、石炭鉱業、石油製品、セメント、電線・非鉄金属、航空、新聞・放送などであり、上昇率が平均の一九・二%を下まわった産業は、化学、ゴム製品、鉄鋼、機械金属、造船、電機、車輌、自動車、印刷、商業、陸運、電力、ガスなどであった。

【参考資料】(1)公務員共闘闘争方針および経過報告、(2)総評運動方針、春闘方針、(3)春闘共闘、春闘構想、賃金白書、(4)機関紙・総評、日教組、全農林、金属、私鉄総連、全日通、合化労連、国鉄、動労、全逓、同盟、(5)同盟、運動方針、「賃金白書」、(6)ＩＭＦ・ＪＣ「賃金白書」、(7)「賃金と社会保障」、「労働経済旬報」、「新労働通信」、「賃金通信」、「機関紙通信」。

V 合理化反対闘争

概要□総評と同盟の反「合理化」闘争方針
═総評／同盟／産業別組織の「合理化」反対闘争═鉄鋼労連／電機労連／民間放送／新聞労連／炭労・全炭鉱／私鉄総連／国鉄／全逓

概要

一、労働組合全国センターの反「合理化」闘争の方針としては、とくにつぎの点が注目される。総評は、六九年度の運動方針においては、「資本がどのような理窟を並べようとも合理化は搾取強化の手段に間違いない」との認識にたち、合理化には「反対の立場を明らかにして必要により労働組合の要求を出して闘う」としていた。これにたいして、七〇年度の方針では、「合理化」に反対すると同時に、資本主義的技術革新の進行にたいして、労働条件を改善する積極的要求を提起してたたかうことの重要性を提起していることが特徴的である。これは、一定の積極的意味をもっているが、逆に、合理化反対という点への力点のかけ方が弱まっている点で、微妙な変化をふくんでいるともいえる。これにたいして同盟は、「高成長」の持続が、労働者をはじめとする国民生活向上の前提であるとしており、したがって、「合理化」反対を正面におしだしていない。すなわち、個別産業政策の充実と総合を今年度以降の課題として指摘するとともに、いわゆる「合理化」にたいしては、生産性向上に協力しつつ、「積極的に事前の団体交渉あるいは労使協議を要求し、労働者への犠牲を断固排除する」などの方針を明らか

にしている。

一、民間産業における「合理化」は、「技術革新」による省力化、少数精鋭、能力主義管理などを特徴とし、人べらしと労働強化、労働災害、職業病の増大をうみだしている。これにたいする労働組合の対応としては、要員確保、労働時間短縮が対置すべき積極的な要求となっている。この積極的要求の対置は評価すべきだが、反面、「合理化」それ自体に反対する闘争が、全体として弱まっている傾向がある。要員確保については、単産の方針としてはそれが柱としてかかげられるにとどまり、具体的なたたかいは単組にゆだねられている。ただ、鉄鋼労連が要員の産業別基準を設定しようとしているのが注目される。時間短縮、交替制については、ほとんどの単産が、産業別として統一要求基準を設定し、統一闘争を組織しており、これは、ここ一両年らい、急速にすすんだ闘争分野として注目に価する。ただ、交替制の改善については、要員の削減、休憩時間の分割など、大きな問題がのこされている。

要員確保、時間短縮が、民間産業の基幹部門の中心問題として浮かび上がっているのにたいして、「高度成長」の陰にある地方私鉄や炭鉱では、バス路線の切捨てや閉山による人員整理があいついでいる。とくに炭鉱では閉山＝大量解雇は、もはやほとんど抵抗さえよびおこしえず、「国有化」闘争も実質上「空文」化している。

「合理化」のさけがたい結果である労働災害、職業病にたいする補償要求が、各単産の統一的な課題になっていることも、さいきんの特徴である。とくに通勤途上の災害にたいしても、労災に準ずる補償を要求する動きが強まってきている。

一、公労協における「合理化」では、七〇年にはいり、その形態が労働者の民主的権利にたいする介入をふくむ、過酷な高圧的なものになってきていることが特徴的である。国労・動力車は、一六万五〇〇〇人「国鉄合理化計画」にたいして、はげしい「合理化」反対闘争を展開してきているが、大量処分とともに、組織破壊をねらう「生産性向上運動」が強力に展開されはじめ、国労・動力車としては、マル生運動との対応が焦眉の課題として浮かび上がりつつある。また、全逓でも、職制のきびしい職場統轄にたいして、労務政策転換のたたかいとして、執行部をゆさぶる下からのつき上げがはげしくなってきている。

1　総評と同盟の反「合理化」闘争方針

総　評

七〇年第三九回定期大会において、総評は「主要闘争目標」として、第一に「生活向上の闘い」――賃金闘争、全国一律最低賃金制――を提起したあと、それにつづいて第二に、「合理化反対の闘い」を問題にし、「合理化反対闘争の基本方向」、「労働時間短縮の闘い」、「労働災害・職業病に対する闘い」、「失業反対・雇用安定確保の闘い」についてふれている。このうち、「合理化反対闘争の基本方向」では、

つぎのような点を強調している。

まず、基本的な姿勢として、「〃合理化〃の被害にたいして闘うことが労働組合の本来の任務」であり、「この基本的な態度は変りはないが、いま、科学技術による総合化された機械体系の導入が進みそのことによって急激に変化する職場状態に対応して、労働諸条件を中心に、労働者の利益を守り高める労働組合の有効な運動が全体として組織されておらず、資本のペースに大きく立ちおくれている現状を見ないわけにはいかない」と。

要するに、総評は、「合理化」に反対すると同時に、資本主義的技術革新の進行にたいして、労働条件を改善する積極的要求を提起したたかうことの重要性を提起しているわけである。ただ、「合理化」反対という点よりは、「技術革新」にたいする労働条件改善の要求にやや力点が移ってきており、六九年度の運動方針において、「資本がどのような理窟をならべようとも合理化は搾取強化の手段に間違いない」との基本的認識にたっていた点が、必ずしも明確とはいえなくなっている。

(1)このような基本的な認識のうえにたち、総評は、まず「合理化反対闘争の出発点は職場である」と強調する。「合理化反対闘争の出発点は職場である。とくに職場の現状は総合機械化、オートメ化、コンピューター利用による半自動あるいは自動化、システム化の採用などによって生産工程、作業組織が急速に変化しているので、労働者一人ひとりの労働条件を組合が把握し確定していくことが重要になっている」。したがって、「作業量、スピード、要員、勤務、労働時間、安全衛生など、日常的な点検活動をつみあげ、職場要求を具体化しこれを実現するための職場交渉権の確立、就業時間中の組合活動の保障、職場委員制度など職場における組合権を獲得するために闘う」。

(2)「合理化」反対闘争の具体的展開にあたり、総評は第二に、「産業別組合および大産業別共闘の果す役割」の重要性を、つぎの諸点にわたり強調している。「第一に、産業別・業種別の共通性が増大し、職場や企業での具体的要求は、産業別の統一的な要求と運動によらなければ、有効に前進させることにならない」、「また産業全体の構造的変化による合理化にたいしては、産業別を中心に政策闘争を強化し、ひろく住民、国民との共闘体制をつくって闘う」。「第二に、『合理化』は、一企業の生産工程の直接部門だけでなく、間接部門、技術部門、事務部門から外業、下請関連部門にひろがり、産業構造の変化のなかで企業の集中合併を中心に企業や工場ぐるみのスクラップ化をひきおこし、中小企業系列化・下請再編成がすすめられている。こうしたことへの対処は個別企業の闘いだけでは十分に対応しきれない。産業別労働組合の統一指導、大産業別共闘・業種別共闘の連けい強化が必要である」。「第三に、技術者、事務職労働者の比重の増大と、三次産業部門の労働者数の比重の高まりによって、事務労働者（ホワイト・カラー）の労働条件が広く社会的に問題になってきている」、「情報化社会の新しい形成は、コンピューターを軸として国家機構に結びついた社会体制的合理化組織へと発展している。事務労働者の労働条件の社会的水準化は、今後とも重視されなければならない」。

(3)総評は、第三に、相対的に立ちおくれた公共部門や交通運輸産業の「合理化」が、たんに労働者のみならず、国民生活へ

のしわよせになっていることに注目し、地域住民との共闘、産業相互の共闘の重要性を強調している。「交通労働者の合理化反対闘争は、雇用と労働条件を守る闘いのみでなく、総合的な交通運輸体系の再編成にたいして、『国民のための交通政策』を対置し、地域住民と一体となった交通民主化闘争でもある。また石炭政策からくる炭鉱閉山、過疎過密問題ともからんだ中小私鉄・バスの路線廃止、地方公営企業赤字対策、医療政策とからんだ医療労働者の労働条件闘争など、産業別・地域別の横断的連けいを強化し、産炭地共闘や国民の足を守る運動など広汎な地域住民と共に闘いをすすめてきた。このような高度成長、独占本位の諸政策からくる体制的な合理化攻撃にたいして、地域共闘、産業相互の共闘体制をいっそう拡大して、世論を高める政策闘争として展開することが必要である。」

(4)総評は、最後に、現代の「合理化」に対決する全国的・全産業的な共通要求の重要性を強調し、総評の指導性は、企業・工場の個別的独自要求と全般的な共通要求とをからめ、両者の要求の獲得をめざして、闘争を組織することだと主張している。「こうした企業・工場の個別的独自要求は、全国的な全産業的な共通要求ときりはなすことができない。独自の要求は、全国的な要求を土台にして、それぞれの具体的実情に適応させることにより、有効な措置をかちとることができる。総評の役割りは、労働者の支持を得た要求と行動形態にもとづいて、産業別、企業別、地域別に、全労働者の全般的要求と独自要求をかちとることをめざして、たたかいを発展させることである。

したがって、われわれの運動は、第一に、労働諸条件の確定と改善の積み上げ闘争を、職場交渉確立のなかで成功させ、総評は、産業別組合と協力して、職場組合権の確立を産業別、地域別に拡大し労働組合全体のものとしていく。第二に、労働条件の主要目標の社会的標準化の闘争を組織する。この闘争は、賃金闘争と同様のレベルで共同闘争の展開が必要である。総評・合理化反対共闘委員会は、その機能を強化し秋から七一年春闘にむけて、労働時間短縮、定年制延長、雇用安定、労災補償、職業病認定と補償の要求をかかげて春闘前段に共闘を組織し統一行動を展開する。第三に、合理化のしわよせが、地域社会さらには国民全体に及ぶものについては、政策要求を明確にして国民的規模の共闘を組織し、政府・自治体にむけて闘いを起す」。

(5)総評の七〇年度「合理化反対の闘い」方針では、以上の「合理化反対闘争の基本方向」につづき、「労働時間短縮の闘い」、「労働災害・職業病に対する闘い」、「失業反対・雇用安定確保の闘い」と闘争方針の具体化がはかられているが、この場合、前年度方針との関連では、「失業反対、雇用安定確保の闘い」がつけくわわったことが七〇年度方針の新しい特徴となっている。したがって、この部分を要約しかかげておく。

「政府の雇用政策……は、賃金上昇の抑制……、……労働力の効率的再配置を通じた生産性の向上にあるが、この場合、労働力の流動化と統制を強化し、失対事業のうちきり、失業保険の受給制限など、失業者の生活権を制限、あるいは剝奪し、一方、生産管理体制の改変によって再編成される臨時工、社外工、組夫、パートタイマーなどの差別的労働、無権利状態の利用の拡大、婦人労働の増大、中高年層労働者の雇用不安などを

増大させている」。したがって、こうした現状にたいして、「雇用安定、失業保障確立の闘いが重視される」。第一に、企業内では「定年制の延長と導入反対、企業内流動化に対して、配置転換、職種転換に関する事前協議と本人の完全合意制をかちとる」。第二に、「離職者、退職者の再雇用の保障、未組織労働者への雇用政策について、……雇用安定をひろく社会的に確立させる政策を推進する」。第三に、「職業訓練に関する労働者の要求をもとに、技術革新による技能の陳腐化から労働者を守り、雇用安定、労働条件の向上に有効な作業訓練制度の在り方を追求」する。第四に、「高齢者の雇用保障のために失対全廃をめざす政策や失保の受給制限に反対し、職安行政の民主化を追求して、中央・地方の共闘態勢を強め、失業労働者の生活と権利を守って闘う」。

〔基本的な考え方〕　総評と「合理化」反対闘争の方針は対照的に同盟のばあい、同盟　られていないといってよい。これよりは、同盟が提起する労働運動のがないといった方が正確であろう。

同盟は、七〇年二月の第六回全国大会において決定した方針の冒頭で、「高成長均衡経済と綜合ビジョンの実現」という項目をかかげ、「高成長」こそ経済的諸課題を解決する基本前提であるという観点から、「高成長」の「消極面」を指摘する見解を批判し、なおも「高成長」を持続させねばならないと強調している。

「わが国の経済成長はいうまでもなく非常に高度なものであり、それによって国民総生産は世界第三位となった。しかし一人当り国民所得は十五、六位に低迷している。すでに高い所得と生活水準を享受している階層はいざ知らず、いまだに低所得と低生活水準を強いられている労働者にとっては、継続的な大幅賃上げによって生活の向上を実現するためにも人口一億にふさわしい国民総生産を実現するまで高成長の持続は貫かなければならない。

また、他面、わが国経済の高成長の中には、質的にみれば、産業構造上の問題、生活面のおくれ、社会資本のおくれ、物価問題、過密過疎、公害など多くのヒズミを内包している。これらの解決をいかにするか。解決の力を何に求めるか。いうまでもなく成長する経済の力に求める以外に方法はない。

要するにわが国経済にとってなすべきもの、解決すべき課題は余りに多い。これらの解決に必要な経済的な力は自ら経済の成長によって生み出す以外にないのである」。

同盟の観点には、経済の成長が資本蓄積の結果であり、したがって資本の価値増殖、剰余価値生産の方法の発展であり、したがって必然的に社会的な貧困を蓄積せざるをえない、逆に資本の蓄積は、それ自体、剰余価値の搾取を前提すること、またといった資本主義的生産関係の基本的性格についての理解はない。そこにあるのは、生産性を向上、国民総生産の規模を拡大してこそ、労働者をはじめとする国民の生活向上は初めて可能だという観点である。同盟は、このような基本的な観点から、「わが国の経済発展の質的転換をはかり、われわれの主張する高成長均衡経済を実現することの意義をいっそう明確にしてその実現に努力しなければならない」と強調している。

〔長期賃金計画、福祉ビジョンを支えるものとしての産業政策〕同盟は、このように経済「成長の積極面」を強調したうえで、「長期賃金計画」、「福祉ビジョン」とともに、それを支えるものとしての「産業政策」を提起する。

「われわれの長期賃金計画は、国民経済の発展を進めつつ長期的持続的に大幅賃上げを実現し最高の賃金労働条件を実現しようとするものであり、労働条件の向上という労働組合の基本的課題に対する現代的取り組みである。……われわれはこの長期賃金計画をより充実し、実効あるものとして賃金闘争を強化し、その成果を大きくしなければならない」。しかし、「われわれは単なる労働条件の向上に満足するものではない。生活者としての生活の向上と安定の実現は労働組合の主要任務の一つである。特に急激に変化する新しい時代に生きるわれわれの生活問題に関する諸要求は大きく、強く、多様化していく。われわれの福祉ビジョンはこれに応え、諸要求を総合し、体系化したものである。われわれの福祉ビジョンは、貧困からの脱出、生活不安の解消の段階に低迷するのでなく、進んで生きがいを追及し、福祉国家への前進プログラムを明らかにするものである」。

同盟は、「このような長期賃金計画と福祉ビジョンの実現を支える企業、産業、国民経済のあり方」を示すものとして「産業政策」の追求を提起する。それでは、当面どのような政策課題の具体化をはかろうというのか。産業政策は、「わが国経済の力を十分に活用し、高成長均衡経済を実現することを基本目標」として、「当面次の政策課題について具体化をすすめる」としている。

「(1)国の経済政策の基本方向を高度成長均衡経済路線に転換させるため具体的な政策体系と目標を掲げ、その実現のプロセスを明らかにする。

(2)国の財政政策のあり方を追求すること。とくに景気調整手段、公的経済部門の拡大と適正な資源配分、公害対策、社会保障等国民福祉の増大とくに福祉ビジョンとその政策との斉合・租税政策、その他個別政策との関連等を総合し、財政を通じての高成長の維持について政策の方向を明らかにする。

(3)抜本的な物価政策を確立するとともに、賃金抑制を目標とする所得政策に反対する。

(4)積極的労働力政策を展開する。

(5)産業構造を近代化し、経済の国際化によってもたらされる輸入制限の撤廃、関税一括引下げ、特恵関税、資本取引きの自由化、円平価問題などに対処するとともに、わが国の国際競争力を培養する。

(6)産業再編成と寡占化傾向に対処して、監視・誘導・規制の措置を進める。

(7)中小企業の構造改善を進めるとともに、その役割と目標を明らかにし、その存立基盤を確保する。

(8)情報化への対応、技術開発、資源の確保、国土総合開発を推進する。

(9)国際経済協力を積極化し、開発途上の国への援助を強化する。

(10)以上の過程で生じる諸問題、とくに労働者や国民の生活への影響を重視し、国民福祉の向上をはかる」。

〔合理化対策〕右にみる同盟の「産業政策」における当面の政策課題のうち、(1)から(9)は、要するに高度成長を実現するための課題であり、その内容は、自民党政府の「新経済社会発展計画」が「国際的視野」に立脚して（帝国主義的海外進出を考慮に入れて）、日本経済の「効率化」をすすめるとしている諸項目とほぼ大同小異であるように思われる。ただ、(10)として「以上の過程で生じる諸問題は、とくに労働者や国民生活への影響を重視し、国民福祉の向上をはかる」という保留条件がついている点が、異なるだけである。この点で同盟は、一方で、長期賃金計画と福祉ビジョンを提出するとともに、他方で、「合理化」反対闘争ではなく、つぎのような「合理化対策」を提起している。

「合理化諸問題に対してわれわれは生産性向上四原則ならびにこれをさらに具体化した産業政策活動五原則をもって建設的に対処してきた。今後ますます加速化する産業構造の変化とそれによってもたらされる諸問題にたいしては、右の原則を基本とし、積極的に事前の団体交渉あるいは労使協議を要求し、労働者への犠牲を断固排除するとともに雇用の確保、よりよい労働条件、働き甲斐ある明るい職場の建設に邁進する。とくに当面は金融引締め政策の浸透と労働力不足の激化が重なり、さらに経営体制の情報化、システム化への指向も強く、合理化諸問題は、新たな性格をもち深刻複雑な様相を帯びつつある。われわれはこれらの合理化問題について、産業・業種・規模別にその原因、目的、効果および労働者への影響を見究め、企業・産業・国の政策の策定それぞれの段階において、有機的活動の展開を通じ労働者の利益を守りかつ伸張させる万全の対策をもって対処するとともに、その対策においては、単に物的な雇用労働条件、環境の維持改善をはかるのみでなく、労働者の受ける精神的疲労や人間疎外の発生を防止し、さらに進んでは積極的に人間性回復をはかる方途を見出し、これを闘いとる積極的な対応を進めなければならない。このような意味において、われわれの合理化対策は、われわれの全活動領域にわたって綜合的対策として展開されなければならない」。

2　産業別組織の「合理化」反対闘争

鉄鋼労連

鉄鋼産業では、すでに「合理化」の実態でもふれたように、最近の企業競争、国際競争の激化とあいまって、省力投資、少数精鋭主義、能力主義管理など、人べらしと労働密度の強化がすすんでいる。六五年度において大手五社における一人一カ月あたり粗鋼生産高は一三トンであったものが、六九年度には二六トンと生産性は倍にはねあがっている。職場で働く労働者は労働強化のもとで疲労はいっそうはげしく、組合活動への参加も消極的になるという一般的傾向に拍車をかける結果となっている。

また、生産第一主義、機械のスピード・アップは、労働災害を激増させている。鉄鋼労連の調査によれば七〇年中において

組合員四五名、関連労働者一〇五名の計一五〇名が労働災害によって死亡している。その事故原因をみれば、①クレーン操作中の事故、②高所からの転落、③ダンプカー、軌道車による挟死、④溶解、溶滓による火傷などである。

大手組合では四直三交替制によって交替労働の弊害は若干緩和されたものの、要員の削減、休憩時間の分割、現場到着制など労働時間管理に新たな問題が生じている。中小組合においては要員不足のまま生産拡大で休日出勤、残業時間の増大で労働強度が一段と強化されている。

【合理化反対闘争方針】

(1)要員確保の闘い。わが鉄鋼産業が刮目すべき量産体制を持続するなかで労働の質的量的な加重はますます拍車をかけている。それに加えて、労働力の恒常的な不足、企業間競争の激化にともなうコストの低減を指向する要員合理化は、長期目標にもとづく賃金上昇と、四組三交替制の実現とも関連して資本の側の最大のねらいとなっている。われわれは、職場活動、組織活動をつよめるなかでの、要員確保の闘いを基調にすえて、要員協定化の方針で取り組み、要員の産業別基準の設定を検討する。

四組三交替制実施後の職場点検のなかでも、長欠その他欠員の場合の補充方法の確立を求める要求がきわめてつよいこと、分割交互休憩のもとで、休憩が十分に確保されないことなど、要員問題の指摘がつよくだされている。こうした諸問題について産業別として積極的に取り組み、「われわれの要求基準である週実働三八時間制を獲得するために、年間休日を九一日まで増大させる闘い」へと気運を高めながら、当面要員に中心をおいて闘っていく。さらに、コンピューターの導入がすすむなかでの労働の変化についても研究課題とする。

(2)中小組合の時間短縮闘争。昨年度において大手および日新製鋼の組合は、六社共闘会議を軸とした、産業別としての取組みのなかから、四組三交替制の実施、休日八四日への増加、週実働約三九時間の労働時間短縮をかちとった。こうした経過にたって、六社共闘以外の中小組合において、当面の要求として、①休日数を年間七四日に増大し、週実働三九時間制を獲得する。②連操職場に四組三交替制を実施する。③年次有給休暇を勤続年数一年以上は二〇日間とする。④必要人員を確保し、要員の協定化をはかる。⑤超過労働を一カ月四〇時間以内に規制する。⑥賃金については減収をきたさない措置をこうずる。以上をかかげて産業別の指導のもとに積極的な取り組みを展開していく。

(3)いのちと健康をまもる闘い。安全確保と職業病を中心とした健康を守る闘いでは、死亡災害を零にする、健康管理を強化する、災害補償特別要求の獲得、組合の安全教育、活動家育成、関連の安全対策などを最重点とし、〝予防安全〟の見地から、職場活動と関連させて〝一点点検〟、〝重点個所の点検〟などを強化して、設備を含めた総合的な労働条件の改善要求を組織していく。

電機労連

電機労連の「合理化」反対闘争の基本方針はつぎのようなものであるが、七〇年から七一年前期において時間短縮闘争の一定の前進が注目される。

【基本方針】　産業体制の変化に対応する合理化の対策のなかで、合理化のもつ進歩的・反動的な二面性を究明するとともに、合理化対策、経営対策、中小企業対策、産業政策活動の強化につとめる。

経済環境、産業体制の変化に対応する職場や企業の合理化が本格化しているが、合理化対策は反合理化、反体制の抵抗闘争や一企業内の労使の力関係では、本質的な解決が困難になっている。労働組合の日常不断の合理化対策や経営対策の積み重ねと産業別組織をつうじての産業政策の推進によって、労働者の犠牲にしわよせされる企業や産業の病根を事前に取り除くという積極的な姿勢が必要である。

最近の電機産業の状況や職場の動きについてはとくに、仕事の標準化、細分化、労働力不足と省力化の進行、さらには、オートメやコンピューターの導入などによる作業内容や就労体制の変化が職場における不満感や人間疎外感を増大している。したがって、七〇年代は従来の合理化対策、経営対策、中小企業対策、産業政策活動を総括して、職場と企業、体制を改善する運動としてとらえ、人間尊重という立場から●これらの

活動を総点検し強化するとともに、職場・企業・産業段階での諸施策に対する労働組合としての、意見反映や参画活動を拡大・強化する。

電機労連は、「賃金と労働時間は、労働市場をはさんで不離一体の関係にあり、従って賃上げ要求には必ず時間短縮要求を結合させるべきである」として、組合結成（一九五三年）以来、継続して時間短縮問題に取り組み、七〇年春闘においても六七組合が時間短縮闘争に取り組んだ。七〇年は、電機労連が一九六五年に週休二日、週四〇時間制を要求して、それを完全獲得する目標年次にあたっている。この決定にもとづき、日立、東芝など六七組合が賃上げその他の要求とともに前出の時間短縮要求を提出、二五組合が週休二日、週四〇時間制を獲得した（すでに獲得ずみの三菱、松下、三洋、シャープ、コロンビアを含め電機労連全体では三五組合）。

また、七〇年五月には、傘下のうちの四三組合が電機労連の決定にもとづき、「本社・営業所の土曜一斉休日」の要求を提出し交渉をはじめた。さらに九月には、本社・事業所の休日にかんして、「年間六カ月は第一土曜を一斉休日とする」、または「毎月第一土曜日には組合員の三分の二以上のものを休日にする」のいずれかを、統一行動基準として決定、秋の時短闘争にはいった。この決定にもとづき傘下各組合はたたかいを組織し、「年間六回一斉休日」（東芝、富士電、安川）、「年間五日一斉休日」（日立）、「年間四回一斉休日」（明電舎）、「一年目二回、二年目四回一斉休日」（三菱）、「三分の二方式実施」（コロンビア）などの内容で解決した。

民間放送

民間放送における「合理化」反対闘争は、民放労連の指導のもとに、「技術革新」と人べらし「合理化」、組織攻撃を背景にした不当配転、附帯部門の切捨て・下請化、解雇などをめぐってはげしくたたかわれている。

不当配転にたいするたたかいは、七〇年八月までの一カ年間に大きく発展をとげ、東北放送、四国放送、中部日本放送、高知放送などの各組合で裁判闘争が勝利した。とくに中部日本放送では「アナウンサーの一方的配転は労働契約違反」の仮処分を獲得、ＲＫＢ毎日労組では、東京支社の交換自動化にともなう配転について「異種業務だから本人がいやというのなら強行できない」という団交発言を引き出し、会社に配転を撤回させた。また、四国放送、中部日本放送では、組合役員の遠隔地配転について「配転無効」の仮処分をかちとり、山陰放送では「夫婦生き別れ配転」で勝訴した。

フジテレビでは、七〇年三月、美術部門四三名の共同テレビ移管という「合理化」にたいしてスト権を確立、ラジオ関東では組合役員の不当配転の反対で、朝日放送、九州朝日、読売テレビ、山口放送、札幌テレビ、西日本放送などでも、配転闘争がたたかわれている。

解雇反対闘争は、ラジオ関東、中部日本放送、四国放送で民放労連役員の解雇問題がおこり、前二者では撤回をたたかいとり、最後一件は闘争継続中。このほか、東京放送、教育テレビ、名古屋放送、ＮＥＴ、ＲＫＢ毎日、鹿児島テレビ、新潟総合テレビでは契約者にたいする解雇反対闘争がとりくまれた。

この一年、ラジオ関東、四国放送、九州朝日放送、高知放送、西日本放送、12チャンネル、教育テレビ、日本テレビ、フジテレビの九組合三七名に、休職、出勤停止、譴責処分などが、組合活動中の行動にからんで行なわれ、はげしい抗議闘争が展開された。これらは、民放労連にたいする組織攻撃が、一九七〇年代をむかえますますはげしくなってきていることを現わしている。

新聞労連　新聞労連傘下の反「合理化」闘争として、もっともめざましい成果をあげたのは、朝日労連が「三勤一休」制を獲得したことである。これは、企業意識を「休息は労働者の権利である」という考え方をもって克服しつつ、職場の統一要求である「週二日休日制」を基調として、二四ページ建など会社側の「合理化」攻撃にたいして先制攻撃をかけた点で注目される。また、この闘争は、それにさきだつ「腰痛闘争」が土台となったという点でも教訓的であった。朝日では五九年ころから腰痛闘争にとりくみ、六八年暮れには会社に「腰痛総合基本方針」なるものを出させ、そのなかで時間短縮とも密接に関連をもつ勤務改善を明らかにさせてきていた。すなわち、夜勤回数をへらすことと、それにともなう時間外の減収を補償することを確約させており、これが時短闘争の重要な拠りどころとなった。かちとった職場の勤務形態は、三勤一休・二勤一休のローテーションでほぼ週二日制（東京・整理）、三勤一休（東京・外報、印刷、用紙、鉛版、芝浦・印刷、発送、鉛板）、四勤一休（東京・紙型、発送、校閲、インテックス）。

日本海新聞労組のコールドタイプ・システム「合理化」とのたたかいも、注目すべき闘争であった。このたたかいは、①全面コールドタイプ・システム化が佐賀新聞につづいて全国で二番目であったこと、②完全手拾いから完全ＣＴＳへ一挙に切り替えられたこと、③さらに会社の無暴な移行によって大きな混乱を生じたこと、などの特徴的な情勢のなかですすめられ、多くの教訓をのこした。すなわち、第一に、数多くの要求をくりかえし会社につきつけ、それらの要求にもとづいて、「なしくずし移行」反対、「遅番週二日以内」の要求、「整理、校閲合体計画」粉砕、技術習得、配置転換の事前同意などをたたかい、一定の人員増、時間短縮、三交替制などの成果をあげた。第二に、今後の課題として「完全原稿、完全パンチ体制」に反対するたたかい、増ページ競争、紙面の反動化反対のたたかい、職場環境改善のたたかい、設備能力にともなう問題、当面する移行段階でのたたかい、一人ひとりの権利を守るたたかいなどを具体的な闘争方針とともに確立している。

このほかＣＴＳ「合理化」とのたたかいでは、北日本新聞労組が「ＣＴＳなど技術革新に伴う労働条件の変更については、労使双方の立場で集団交渉による共同決定を完全に実施する件について労協改訂時に検討する。ただし、当面するＣＴＳ、ドリームメール、電算機導入に関しては共同決定を原則とする労組の要求の趣旨にそっておこなう」との確認書をとった。また、「合理化」ではコンピューター導入、コールドタイプ・システム化計画で、日経・高知が計画をあきらかにし、共同・神奈川が事前協議を要求、北日本では技術研修で組合員について拒否、毎日・日刊工業・西日本では関連する配転についてたたかって

いる。ファクシミリ化では、信毎が松本「合理化」、フクニチが聖教新聞ファクシミリ化を追及、中日では北陸ファクシミリ化とあわせてのスポーツ紙発行計画を明らかにしている。

朝日では、本紙の下請・外注に反対するたたかいを強め、首都圏での分散工場計画を追及、北海道新聞労組は日曜版の外注、広告写真など省力「合理化」にたいして粘り強いたたかいを行ない、定員一二名減を一名減にくいとめ、引きつづいて発送「合理化」案とたたかっている。また、スポニチ大阪では、活版機械化でモノタイプ機付一台一人などの要求をかちとり、京都では印刷機の人員削減に三和会との共闘でたたかっている。新勤務体制については、日本海で収入減を補償させ、河北、報知で粘り強くたたかわれ、外注拡大についても中経、報印でたたかっている。このほか、毎日の職分制反対闘争がすすんだ。

「合理化」の進行にともなって、生命と健康をめぐる問題がますます深刻になってきた。全般的な疲労の増大、労働災害と疾病の増加、在職中ないし定年直後の死亡など、新聞労働者のいのちの破壊はいっそう顕著となっている。この状況から労働条件の向上――とくに時短、増員、賃上げ、設備改善などの要求と闘争がすすんだ。とくに、腰痛、けんしょう炎、鉛中毒症など職業病にたいするたたかいが、新聞労働者の重要な課題となっている。

炭労・全炭鉱

一九六八年の石炭〝第四次答申〟による石炭鉱業合理化基本計画は、予想以上のスクラップ化の進行により七〇年には手直しされ、また政府は、石炭鉱業審議会（以下、審議会という）に「石炭鉱業の現状に徹し、その体制上の改善策について問う」との諮問を行なった。審議会は、公・労・使・需の四者からなる体制委員会を設置し、七〇年一月、「石炭鉱業の体制に関する当面の諸対策（中間答申）」をまとめた。

これによれば、「第四次対策発足後、①出炭が計画を下廻ったことにより、経営が悪化している。②労務者確保が難しくなった、③賃金コストの上昇が予定を上回った、④内外原料炭需給の逼迫等の情勢から、当初計画と現実との間にかなりの違いが生じている」が、「最近、原料炭については、長期的にその供給の確保が必要とされているため、石炭鉱業は産業政策上必要な産業となっている」として、「当面、①原料炭開発等の資金確保、②生産合理化対策として近代化資金の融資等の拡大の検討、③労務者確保のため経営に当っては、賃金その他の労働条件の向上を図り、他産業とのバランスを可及的すみやかにとること、④価格対策として、需要業界の協力を要望する、⑤当面予想される経理の悪化を改善するため政府は諸般の措置について早急に検討する、⑥以上の諸政策実施のため、原重油暫定関税を七三年度末まで延長する」等の対策を講ずることにしている。

この中間答申にたいして炭労は、七〇年一一月、第六二回臨時大会において、「①石炭産業を将来とも必要安定産業であると明記すること、②昭和四九年以降も石炭特別会計による保護強化の政策を樹立すること、③労働条件、とくに賃金期末手当について世間なみを補償すること、④保安を確保すること」など、「中間答申にむけての基本四項目について、考え方のうえである程度文章化させることができた。しかし、この積極面を実施す

るための財源的な裏付けが明示されなかった」として、「本格答申に向けて取り組み、我々の中心要求である国有化を強く主張する」との態度をきめ、一二月、山元代表をふくめて中央動員を行ない、政府ならびに各社に要請交渉を行なった。

また、全炭鉱は、右の中間答申について、同石炭特別委員会において、「今次中間答申は表現において不十分であるが、①石炭鉱業は産業政策上必要である、②賃金等労働条件について他産業とのバランス確保、③当面の補充措置をとりあげている等の点から、前向きの意義を評価することができる。今後は中間答申を七一年度予算面に具体的に発展させるため、対政府、対国会活動を進めると共に、本格答申の確立をめざし、全炭鉱石特委で検討した上で対策を次期大会で決める」との態度を確認した。

なお、七〇年の石炭産業にあっては、ひきつづき閉山があいついだ。大手で一月三〇日に古河下山田（炭労五〇一名）が閉山したのをはじめ、二月二八日には雄別三山（炭労一九一八名）、三月一〇日、日鉄嘉穂（全炭鉱一二四二名）、五月三〇日、松島大島（全炭鉱九七四名）、一一月二日、羽幌（全炭鉱一〇三五名）、宇部山陽無煙（全炭鉱一五一六名）、ほかに二三鉱山が閉山した。これらの閉山にかんして、炭労・全炭鉱ともに「閉山反対」を基本に対処したが、いずれもそのおかれている状態からして「閉山やむなし」として、退職金の上積み等の条件交渉を軸に対処した。なお、三井砂川鉱において一一月一五日、ガス爆発事故が発生し、一九名が死亡した。

私鉄総連

私鉄総連は、反「合理化」闘争の一環として、労働時間短縮と労働災害の補償について産業別統一闘争を組み、一定の成果をおさめた。長期の課題であった労働時間短縮について十分な成果をあげることはできなかったが、大手組合では一昼夜勤務者の労働時間短縮で、七〇年三月末までに短縮時間、方法、人員、配置、実施方法などを協議することをきめ、東急、京浜、京帝など八組合と共闘の小田急などで、一昼夜交替勤務者の時間短縮につき五～六週に一非番または休日の増加、公休くり上げ支給の方法で時短を協定した。

また、労働災害の補償などで、いくつかの成果をあげた。そのおもなものは、①労基法第七九条（遺族補償）の該当者に、企業が一〇〇〇日分の加給をおこなうこと。その金額が三〇〇万円に満たないときは三〇〇万円を保障すること。③一定条件下の出勤途上の災害を業務上の災害に準じて補償することであった。この通勤途上の災害を、業務上災害としてあつかえという要求は、増加している交通事故と関連して留意されたことは当然であるが、私鉄・バス労働者の特殊な労働条件と勤務形態に影響されていることを無視できない。交替制は複雑であり、始発前出勤、終車後帰宅するものも毎日何人かはいる。実労働時間は長い。このため計画的な出退勤ができない。職業運転手の多くも、自分専用の乗物――自動車、単車の通勤をしている。こうした特殊な条件からして、通勤途上の災害の補償は、私鉄労働者に重大な関心事であり、切実な要求となっている。

また、「高度成長」が生んだ過密・過疎にともない、大都市における交通渋滞と殺人的混雑に対応して、過疎化が進行した地

方における廃線、廃業にともなう中小の私鉄バスの経営困難、人べらし「合理化」が目立ってきた。

〔中鉄バス〕　岡山県津山市を中心にバス路線をもつ中鉄バス㈱は、七〇年春闘の賃上げ要求にたいして八五〇〇円の回答をしたが、その前提条件として四〇〇〇円を退職金の算定基準としないこと、不振路線の休廃止に伴う七〇名の人員整理に協力することを提案、これにたいして組合は、「合理化」案の撤廃を要求、無期限ストでたたかったが、争議は長期化した。組合側は、中労委にあっせんを申請、つぎの諸項目で一一月末妥結した。①基準内賃金のうち四〇〇〇円は退職金計算からはずすこと、②路線の休廃止を含む合理化体系については、会社は速やかに、その具体策を提示して協議決定し、余剰人員については職種変更、配転、出向および希望退職などにより処置すること。

〔長崎電鉄〕　長崎電鉄（軌道・バス）は、県が過疎県であることから、経営危機の状態にあった。こうした状況のなかで、五月三日、会社側は、①現行自動車資産を四億円で長崎自動車に譲渡する、②自動車部門二三八名の全員解雇、半数程度の長崎自動車再雇用を明らかにした。これにたいし組合は、ストライキをもってたたかい、事態を憂慮した県知事は、「①知事は今次争議を解決するため労働委員会に調停を申請する、②組合はストを中止し、会社はバス部門の営業権譲渡業務を中止すること、③会社と組合は誠意をもって話し合うこと」を申し入れ、労使はこれを受諾した。知事はただちに地労委に調停請求を行ない地労委は、「①組合は自動車部門の営業譲渡に伴う事業の整備再建に平和的に協力すること、②賃上げは七五〇〇円とすること、③人員整理については、会社は、長崎自動車への再雇用および軌道部門への配転をできるだけ考慮し、余剰人員ある場合は、本人の意志を尊重して再就職のあっ旋に努力すること」を骨子とする調停案を提示、労資双方ともこれを受諾し、半年にわたる争議は解決した。

国　鉄　国鉄当局は、「国鉄の財政再建に関する経営基本計画」にもとづき、七〇年二月、国鉄三労組にたいして再建計画を説明するとともに、①新しい車輌検査方式（車輌の機器などの品質向上等により検査や修繕を不要にする方向を促進する）、②K型勤務の導入など一四項目の合理化案を提案した。

この提案にたいして二月～四月には、新賃金交渉と結合して合理化交渉をすすめたが、大きな進展はみられなかった。七月、動力車、国労の定期全国大会は、一六万五〇〇〇人反「合理化」闘争について「断固反対し、検修新体制、K型勤務、EB装置投入による助士廃止等に絶対反対の立場で闘う」（動力車）、「国鉄再建計画の全面的な撤回と再検討を求めて闘い、九月から十月にかけて画期的な中央・地方の闘いとする」（国労）との方針をそれぞれ決定、九月、一〇月に合理化のヤマ場を設定することとした。

国労・動力車は、右の闘争計画にしたがい、九月一〇日から一二日にかけて強力順法闘争（貨物一五本の運休、旅客四五本が二分から五七分の遅延、貨物一一九本が二分から三六六分の遅延）、九月二四日、二五日にはストライキ闘争に転じた。国労は二五日午前三時三〇分、函館運転所を皮切りに新得、信濃大町、長万部の各駅でストに突入、また、動力車は、二四日午後九時四〇分から

千葉気動車区、成田・佐倉両機関区でスト突入、さらに二五日午前四時三〇分大分電車区など拠点ストに突入したが、二五日午前六時、国労・動力車とも「今日の諸般の情勢、組合の組織力を判断し、本部はスト体制を収拾」（国労中止指令）した（列車への影響は、運休が旅客二本、貨物七五本、遅延が旅客六二本、貨物八四本、東京着の特急・急行七本が最高五三分の遅延、湘南・横須賀線で運休四本、遅延一七本）。

この九月闘争の集約と評価であるが、国労は「九月闘争を通じて赤字再建をしようとする政府・独占や当局の合理化強行に対する異常なほど厳しい姿勢を見抜くことができたし、今後じっくりと組織を整備し、団結を強化して粘り強く闘いをすすめる」（一〇月二九・三〇日、第九一回中央委員会）こととした。動力車も「一六万五〇〇〇人合理化については、当局が一方的に試使用の拡大などを強行するときは、具体的に抵抗闘争の組織化、第三者機関の活用などを含め阻止体制をとる」（一一月一二・一三日、第六六回中央委員会）とした。

なお、この九月段階闘争をつうじて、組合側には一定の組織動揺が生じ、脱退九八一名（国労八二八名、動力車一五三名）、スト不参加署名二万二五六五名（国労二万〇〇六三名、動力車二五〇二名）などの動きがあった。また、「九月闘争」にたいする国鉄当局の処分は、解雇二名、免職一名（いずれも国労）を含む一三六二名（国労一〇〇七名、動力車三五五名）の処分を通告し、ほかに訓告が国労二〇四名、動力車四四名にのぼった。

こうして、一六万五〇〇〇人「合理化」計画にたいする国鉄当局の態度はきわめて強固であり、「九月闘争」を契機に、七〇年末には国鉄「生産性向上運動」が労資の鋭い対決点として浮かび上がることになった。この国鉄「生産性向上運動」（マル生運動）が、一九五〇年代の生産性向上運動とことなる特徴は、一方で、一六万五〇〇〇人「合理化」計画という公然たる首切り計画を提示しながら、他方で、官公労のなかで最強といわれる国鉄労働組合に挑戦して、必然的に余剰人員のしぼり出しにゆきつかざるをえない「生産性向上運動」を強引におしつけてきていることである。これは、これまでの「生産性向上運動」にはみられなかった、七〇年代「合理化」の特徴といわねばならない。

全　逓

公労協のなかで、「合理化」にともなう労務管理の強化、民主的権利の抑制とたたかいの先頭にたっているのは全逓である。全逓は、七〇年八月、第二二回定期大会で、当局の労務政策を変更するたたかいを当面の最重点課題とすること、これを労働条件改善のたたかいと結合して展開することを、下部からのはげしいつき上げの中で決定した。

大会後、まず全逓東海地本は、名古屋郵便局の労務管理が、郵政省のなかでも一段とはねあがった労務管理であり、労資の話し合いは拒否され、組織攻撃がつよまっている現在、全国水準なみの労資関係を確立するためには、実力行使を背景に問題の解決をはかる以外にないとして、九月二二日から三日間にわたり休暇闘争（一八五九名）を実施した（処分、停職二六名を含む一八二一名）。

一〇月、全逓第四七回中央委員会は「秋季年末闘争方針」を

主要議題として審議し、①年末手当三カ月分等諸手当の獲得、②労務政策の変更、③時短、合理化九項目の実現、④郵便労働者の雇用と労働条件の改善をはかること、組織の全力をあげ、長期強じんな戦術を配置して要求の解決をはかること、戦術としては郵便労働者を先頭に、一二月初旬から電撃的物ダメ、波状的な休暇戦術、業務規制、ストライキなどあらゆる戦術を併用、応用しながら、全職場全体の組合員のたたかいに発展させることを決定した。一一月三〇日、全逓は、一二月一日以降、無期限の三六協定拒否戦術と順法、業務規制の展開、一二月七日以降第一波の休暇戦術の実施、一五日から繁忙期にかけての時期を闘争の最重要時期とみて、第一波を上回る戦術をかける等を決定した。

右決定にもとづく指令で、一二月一日以降、三六無協定戦術、七日以降第一次休暇戦術（三日間で六八八〇名欠務、通常郵便物 四五六八万八五〇〇通滞溜、小包一四万三〇〇〇個滞溜）、さらに一二月一二日、「東京、大阪等の中央郵便局をふくむ全国九七局で、一二月一四日から一七日までの間、各組合員それぞれ二日間の休暇戦術に突入すること」を内容とする第二波の実力行使を指令した。しかし、第二波実力行使の直前に郵政大臣が、「①主事・主任会には当分の間管理者など職制は出席させない、②中央交渉でまとまったことはきびしくまもるよう大臣通達を出す、③労働時間短縮については、一九七二年度以降に実施できるようさらに専門委員会で検討する」と確約したので、いちおうの妥結をみた。

しかし、一二月一五日の第四八回臨時中央委員会ではこうした本部のとった妥結内容にたいして「実際に管理者が組織の切り崩しをやらないという保障がない。夏季・年末手当に欠勤、懲戒処分などの減額措置を認めたことは絶対容認できない」などの不満が続出、承認は七一年二月の中央委にもちこしたが、けっきょく宝樹執行部は総辞職においこまれた。なお、一二月一六日現在の郵便滞貨は、通常郵便物六一三万六〇〇〇通、小包二五万九三〇〇個、最高五日間の遅れとなった。

【参考資料】(1)総評七〇年定期大会議案、(2)同盟七〇年度運動方針、(3)春闘共闘委員会「各単産の合理化の実態とそのとりくみ方針」、(4)私鉄総連七〇年度運動方針、(5)民放労連七〇年度運動方針、(6)新聞労連七〇年度運動方針、(7)炭労七〇年度運動方針、(8)国鉄労組定期大会資料、(9)国鉄労組「月刊こくろう」、(10)全逓定期大会資料、(11)労働省「資料労働運動史」

VI 権利闘争

概要□日教組の「教職特別措置法」に対するたたかい――立法過程の文部省の対策／日教組の態度と修正案／労働基準審議会答申と基準局長・初中局長の覚書／法制定後の日教組の声明と試案／文部省の九項／残された問題／**司法反動阻止闘争**――**労基法改正闘争**――**権利討論集会・権利点検月間**――総評の討論集会／日教組の組織強化、権利・労働条件点検月間／国労の権利討論集会

概要

一、今年度の権利闘争の成果として特筆すべきは、日教組の「教職特別措置法」に対するたたかいである。日教組がこれまでたたかってきた労働運動の展開は、教育労働者のなかに温存されてきた聖職者意識を排除し、労働者意識を確立させてきた。そしてそうした労働運動の展開のなかで、教育労働者のなかで、教育労働時間に対する認識を身につけさせ、それをめぐるたたかいを展開せしめる。

これに対して文部省は職場支配を果たし、反動文教政策を推進しうる体制をつくりあげる手段として、職場に強固な労務管理体制の確立をはかることを意図し、それを実現するために、表面的、形式的には近代的様相をもった厳格な時間管理を確立してきた。

それは職場の労務管理体制を確立するものではあったが、文部省の意図する聖職者意識による教育労働者支配を否定する要素を含むものであった。一方で職場の労務管理体制を確立するとともに、他方で聖職者意識を温存し、ないしはその譲成をはかるために、無定量労働の提供関係を確立せしめるため、教職特別措置法の強行成立・実施をはかったのである（一九七一年五

月二四日成立、七月一日実施）。

日教組はこれを「無定量勤務を強要するものであり」「聖職者意識の温存をはかり、教育労働者支配を果すものである」と受けとめて、強要防止の闘争をすすめ、若干の成果を収めることに成功した。

一、権利闘争のもっとも重要な課題は、民主主義の擁護と国民の基本的人権擁護のたたかいであることはいうまでもない。そうしたねらいをもって司法反動化阻止の争いが今年度に入って活発に展開されてきた。一九六九年九月の平賀書簡に端を発し、福島重雄判事の注意処分にいたる「司法権の独立」問題は、その後一九七〇年代を迎えて、個々の具体的事件が発生し、ますます重要な政治問題の一つとして認識されるに至った。この一連の事例は一九六九年一一月頃から最高裁自らが青年法律家協会（以下青法協）加入裁判官に対し、青法協から脱退するよう強要がなされ、翌七〇年四月には二名の青法協会員である司法修習生が採用を拒否された（一人は女性）。この問題を重要視した修習生の公開質問状（九四％の署名入り）に対し、最高裁は四月八日公式見解を発表し「裁判官が政治的色彩を帯びる団体に加入することは慎しむべきである」と述べた。

その後、七一年の四月にまったく理由を示されることなく、宮本裁判官が再任を拒否され、七名の裁判官任官希望者の新任拒否が行なわれ、修習生坂口氏の罷免という異常な事態にまで発展してきた。

これら拒否、罷免に対して最高裁は何ら理由を明示することなく、ただひたすら沈黙をつづけるのみであるが、最高裁が裁判官の思想信条の自由を問題として、司法行政の自己規制という形を通じて裁判の独立を危うくしているという見方が法曹界ばかりでなく、広く市民・労働者のなかにおいて叫ばれ、労働者はこの動きを司法の反動化と受けとめ、それの阻止闘争に立ちあがった。

一、さらに権利闘争の重要な課題として、立法・法改正の闘争がある。この点については、今年度は労働基準法をめぐる改正闘争のとりくみが具体的に展開された。労働基準法が一九四八年（昭和二三年）に制定・施行されて以来二十余年を経過した。この間、社会的経済的な情勢の大きな変化に伴い、労働態様・内容の複雑化、多様化が進行し、今日同法の問題点が、労使双方から指摘され、その検討是正が望まれるに至った。そこで総評、同盟は同法に対する基本的とりくみ方、基本的見解を公けに紹介し、特に総評は労働運動とのかからまりのなかから同法に対するとりくみを明らかにした。

一、日常的な地味な権利闘争のたたかいは、労働運動の場で着実に定着しつつある。このような日常の社会活動と密着した権利闘争は労働者に権利意識をうえつけ、闘争の意義を浸透させ、常に運動を発展・拡大させてゆくうえに欠かせないものである。

この権利闘争は総評、その他の単位で、権利討論集会、権利点検月間として定着化してきている。国労では前年度試み的に権利討論集会を行ない、今年度はその成果をくみあげながら定着への第一歩を踏みだした。これらの権利闘争は、労働運動の推進にとって、とくに生産点における労働者の日常活動の発展に

とって、大きな成果が期待されている。

1　日教組の「教職特別措置法」に対するたたかい

従来、文部省の日教組対策、教育労働者の労務管理対策は、聖職者意識を基調にしてそれを果たそうとするものであった。しかし、日教組を中心とした教育労働者の多面的な運動の展開は、しだいに労働者のなかに労働者意識をうえつけ、聖職者意識を払拭していった。

また他方で、労働時間管理も右の聖職者意識を基調として、無定量労働の提供という形で行なわれた。その方式がまた教育労働者のなかに聖職者意識をうえつけてゆくということになったのである。

しかし、前に述べたように教育労働者の労働者意識の成長は、すでにそれを許さないところまできており、また、直接的には日教組を中心とした教育労働者の時間外手当獲得闘争、とくに静岡県教組事件にみられるような法廷闘争の勝利は、無定量労働の押しつけを押し返していった。そこで文部省当局は、労働時間の厳格管理方式をとらざるを得ない事情のもとに追いこまれ、一九六七年、六八年にわたって労働時間の厳格管理方式の指導を行なうこととなる。これをテコにして職場の労務管理体制を確立し、職場職制（校長・教頭）の手を通して、教育労働者の思想攻撃＝聖職者意識の温存・譲成を果たそうとするのである。

しかし、労働時間の厳格管理そのものは、無定量な労働の提供関係を排除し、聖職者意識を排除する役割を果たすものとして機能する可能性がある。聖職者意識の温存・譲成をはかることによって、教育労働者支配を達成しようとする文部省当局は、時間外労働に対して、なお無定量性を確保することを意図し、一九六八年にいわゆる教育三法の改正として教特法の一部改正を意図したが、不成功に終わった。そこで、その意図を実現するために、今度は教職特別措置法の成立を強行したのである。

日教組は右の如き文部省当局の意図を見ぬき、それに対するたたかいを展開してきた。そのたたかいの経過はつぎのごとくである。

立法過程の文部省の対策

坂田文部大臣は一九七一年一月二七日、衆議院文教委員会において教職員の給与と超勤問題解決を含めて専門的職務にふさわしいものへと近づけるための改善措置を講ずる」ことを言明し、ついで政務次官は「近く人事院勧告を得て数年来懸案となっている教職員の超過勤務問題の処理を含め小中高校の教員給与改善を行なうため、四六年度予算に経費四〇億円余を計上した」ことを説明した。

そこで人事院は二月八日、国会と政府に対し、概略つぎのような勧告（意見書）を提出した。

【教員の時間外労働に対する人事院の勧告】　㈠小中高校および養護学校・盲ろう学校に勤務する教員に対し、俸給月額の四％の教職調整額を支給する。㈡教員には臨時または緊急の公務がある場合には、健康と福祉を害さない範囲において時間外および休日に勤務を命ずることができるようにする。㈢教員には給与法第十六条、十七条（公立学校の場合は労基法第三六条、第三七条）の適用を排除し、超勤手当は支給しない。但し、非常災害等臨時で長時間にわたる勤務については、別途特殊勤務手当を支給することを検討する。

この勧告をうけて、特別措置法案は閣議決定後ただちに国会提出の手続きがとられた（二月一六日）。

この特別措置法（案）では国立学校の教職員についての特別処置を規定し、公共学校教職員については、地公法五八条三項の規定をよみかえ、その他の必要事項については、国立学校の場合にならって条例でそれを定めることとした。そして、第三条一項で国立学校の教職員について俸給月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する、こととし、公立学校の教職員についてもそれにならって措置することを義務づける。そして、そのかわり時間外・休日労働については地公法第五八条三項本文の規定をよみかえて、教育公務員にも労基法第三三条三項の規定の適用があることとした。労基法第三三条三項は、公務のために、臨時の必要がある場合には労基法上のなんらの手続をとることなしに（第三二条一項、第三六条の手続）時間外・休日労働を命ずることができる旨の規定がある。そして、いままで、この規定が適用されてきた労働者は法第八条十六号の労働者、すなわち非現業の公務員労働者であるが、その取扱いは、それらの労働者の行なう時間外・休日労働はすべて公務のため臨時の必要があるものとして、第三二条一項、第三六条の手続を経ないで時間外・休日労働が行なわれてきた（第一〇条）。同法はこの規定を教育公務員にも適用しようというのであって、結局、労基法上の時間外・休日労働の規制（労基法三六条）を排除する。ただ、その時間外・休日労働が無制限なものとならない措置として、時間外・休日労働を命じうる場合を制限することを予定して、「文部大臣が人事院と協議して定める場合に限る」と規定する。そして、その制限を具体化するにあたって「教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がなされなければならない」（第七条後段）としている。

日教組の態度と修正案

一方、日教組は超勤手当制度確立のたたかいを第八二回中央委員会（一九七〇年一二月二～三日）で決定し、ついで第八三回中央委員会（一九七一年三月五～六日）ではつぎのことを決定している。つまり、「人事院勧告に基づく法律案は労基法第三七条の適用排除を前提としているもので、労働時間との関係を無視した定額の打切り手当を構想している」、これは「無定量勤務を強要するものである」ゆえに「この強要を阻止することを最重点としてたたかいを組織する」ことを決定して、同法案に対する修正案要綱を公表した。それによると「①国立の義務教育諸学校等の教育職員には、一般職の職員の給与に関する法律の規定中超過勤務手当等の支給に関する規定は現行通りとすることとする。②前記職員について正規の勤務時間をこえて勤務させ又は休日に勤務させる場合は、その業務の内容、延長すべき時間等について

文部大臣が教育職員の過半数で組織する職員団体、ない場合は過半数を代表する者との書面による協定で定める場合に限るものとする。③超過勤務手当の支給については現行法通りとし、正規の勤務時間をこえて勤務させ又は休日に勤務させる場合は、その業務の内容、延長すべき時間等について教育委員会が教育職員の過半数で組織する職員団体、ない場合は過半数を代表する者との書面による協定で定める場合に限るものとする」とする同法に対する修正案を提示した。

なお、中央労働基準審議会（会長、石井照久）は二月一二日、「文部省が人事院と協議して超過勤務を命じうる場合を定めるときは、命じる職務の内容及びその限度について、関係労働者の意図が反映されるよう適切な措置がとられるよう努められたい」旨を建議した。

労働基準審議会答申と基準局長・初中局長の覚書

それにもとづいて、二月一五日、文部省初等中等教育局長と労働省労働基準局長との間で、つぎのような内容の覚書がなされた。「①文部省は教育職員の勤務ができるだけ正規の勤務時間内に行なわれるよう配慮すること。②文部大臣が人事院と協議して時間外勤務を命じうる場合を定めるときは、命じうる職務についてはやむをえないものに限ること。なお、この場合において関係教育職員の意向を反映すること等により勤務の実情について十分配慮すること」を明確に提示している。

そして、各覚書の①については、文部省も法案の国会審議にあたって、同趣旨のことを明言している。また③の「関係教育職員の意向を反映すること」については具体的にはもちろん日教組が問題となり、しかも国会の審議過程において、政務次官は労使対等の立場で十分納得できるよう話し合うことを明言している。

法制定後の日教組の声明と試案

五月二四日、日教組中央執行委員会はつぎの内容からなる声明を発表した。

【教特法に対する日教組の声明】

(1) 暴力的強行によって、本日、成立をみた「教特法」は民主的教育の本質と学校現場の実情を無視するものであって、きわめて政治的・反動的政策にもとづく悪法といわなければならない。われわれは、このような教育不在の政治的暴挙に対して、深い憤りをもって厳重に抗議する。

(2) その内容は、教師の勤務時間とその態様について、労働基準法を実質的に大幅に改悪し、無定量勤務の強制を可能にする等、危険なものとなっている。これは国際的な教育改革の潮流にも逆行するものである。

(3) このような無定量勤務の強制が現実のものとなれば教師の生活と健康は、ますます害され、その人権はジュウリンされ、さらには教育活動を低下させ、学校教育そのものに深刻な結果をもたらすことは必定である。

(4) われわれは、今後もあくまで教師の生活権を守り、教育活動の充実をはかるために、超過労働の排除と勤務時間の合理的短縮等の基本的要求を堅持してたたかうものである。

(5) そのために日教組は、文部省をはじめとする各当局に対して、勤務時間は労使協定を原則とする交渉事項であることを確認させ、その「基準」および「条例」制度にあたって、われわれと合意し、その要求を全面的にとり入れるようつよく要求する。もし当局が、われわれの条理にかなった要求をうけ入れず、一方的実施を強行しようとするならば、全国的に強力な闘争を組織してたたかうものである。この結果おこる事態の責任は、あげて政府当局にある。

さらに、六月一四日、日教組は中央執行委員会試案を作

成して、確認を要求する事項として次の六項目を提示した。

【日教組中央執行委員会試案】

教職員の勤務時間及び超過勤務等の運用にあたっては、次のことを前提条件として確認する。一、自主性・創造性に基づく教職員の職務の特性から、平日における授業時間以外の勤務時間及び、学校休業日の教職員の勤務は、原則として教職員個々の自主性にゆだねること。二、教職員には、法律施行後も原則として超過勤務を命じないこととすること。三、日曜・休日に勤務する必要がある場合は振替代休の措置をとり、週一日の休日は必らず確保するよう指導すること。又、長時間（日八時間以上）の時間外労働を行なった場合も代替休養日を与える措置を講ずること。四、条例で定めた特定業務について校長が時間外労働を命ずる場合も、校長が一方的判断で行なうことなく、関係教職員と協議するものとする。五、各県での条例制定にあっては「国立学校の例を基準」とするが、基準とはイコールではなく、各県の実態を考慮して幅をもって決定できるよう画一的指導を行なわないこと。六、時間外勤務を命ずる場合の項目設定は労働条件にかかわる問題であるので、当然地公法第五五条にもとづく交渉事項であること。

さらに同試案は教職員に対し時間外勤務を命ずる範囲の限定を提示して、つぎのようにいっている。つまり「教職員の職務は、自主性・創造性が尊重されるべきであるという前提にたって、教育職員には左に掲げる業務のうち、臨時又は緊急やむを得ない場合を除いて、超過勤務を命じないものとする。①生徒の実習（農林・水産）に関する業務、②学校行事のうち修学旅行的行事に関する業務、③非常災害等やむを得ない場合に必要な業務、（注）等やむを得ないとは、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合」をあげ、さらに、特殊勤務手当の要求として「①修学旅行・遠足および校外における教育活動、②生徒の実習（農林・水産）に関する業務、③非常災害業務」をあげている。

文部省の九項

これに対して、文部省は六月一二日、特別措置法の「時間外勤務を命じうる場合」の制限について、つぎの九項目を原案として示していた（「教員に対し時間外勤務を命ずる範囲」）。それによると「①児童・生徒の実習指導に関する業務、②学校の計画する修学旅行・遠足、学芸会、体育会など学校行事に関する業務、③教育実習指導に関する業務、④職員会議、⑤児童・生徒の身体検査に関する業務、⑥入試関係業務、⑦学校が計画実施するクラブ活動に関する業務、⑧図書館関係業務、⑨非常災害関係業務等の九項目についてであるが、この文部省原案と、前記日教組の試案をめぐって日教組と文部省との間で交渉が進み、七月一日、教職特別措置法実施についての確認事項がなされた（代表者は日教組槇枝書記長、文部省は西岡政務次官）。

【教職特別措置法実施についての日教組と文部省の確認事項】

Ⅰ　教職員に対し超過勤務を命じ得る場合

(1)　生徒の実習に関する業務（注）通勤において、校外の工場、施設（養殖場を含む）船舶を利用した実習および農林、畜産に関する臨時の実習であることを明らかにする。

(2)　学校行事に関する業務（注）通達において、修学旅行的行事、学芸的行事および体育的行事であることを明らかにする。

(3)　学生の教育実習・指導に関する業務（注）通達において、附属学校の場合であることを明らかにする。

(4)　教職員会議に関する業務

(5)　非常災害等やむを得ない場合に必要な業務（注）通達において「等やむを得ない場合に必要な業務」とは、児童・生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務および非行防止に関する児童・生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務であることを明らかにする。

II　法の実施についての確認事項

(1)　教職員の勤務時間の管理については、教育が特に教職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことおよび夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮し、正規の勤務時間内であっても、業務の種類、性質によっては、承認の下に、学校外における勤務により処理しうるよう運用上配慮を加えるよう、また、いわゆる夏休み等の学校休業期間については教育公務員特例法第一九条および第二〇条の規定の趣旨に沿って活用を図るよう指導する。

(2)　教職員については、原則として超過勤務を命じないよう指導する。

(3)　ア、教職員について日曜・休日に勤務させる必要がある場合は代休措置を講じて週一日の休日の確保に努めるよう指導する。

イ、教職員については、長時間の超過勤務をさせないよう指導する。やむを得ず長時間の超過勤務をさせた場合は、適切な配慮をするよう指導する。

(4)　条例で定めた業務について校長が超過勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行なわれるよう、関係教職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行なうよう指導する。

(5)　各都道府県において超過勤務を命ずる場合を条例で定めるにあたっては、国の例を基準とすることとされているが「国の例を基準とする」とは、国の例と全く同一でなければならないものではないと解する。

(6)　超過勤務を命ずる場合の定めは、勤務条件として地方公務員法第五五条の交渉事項であると解する。

以上の確認が日教組と文部省との間でなされたのであるが、そこで確認された五項目のうち「生徒の実習」は職業課程高校について「学生の教育実習」は附属学校をそれぞれ対象とするものであり、小・中・高全体に通ずるのは三項目である。さらに項目のなかをしぼり、拡大適用を防ぐための規制をしている。たとえば「二、学校行事に関する業務」の項では通達において修学旅行的行事、学芸的行事および体育的行事であることを明

以上のような経過をたどったのであるが、日教組としては、まず第一に前記確認を文部省として残された問題

2　司法反動阻止闘争

日教組の特別措置法に対するたたかいは、以上の三点を課題

憲法の「番人」、人権の「砦」である最高裁が、このところ急激に反動化してきた。これに対して、その反動化を阻止し、民主主義と国民の基本的人権の侵害を守り、裁判の独立を守る運動が各組織・各地で行なわれた。

最初の抗議行動は一九七〇年一〇月、福島裁判官への訴追委決定・札幌高裁による処分に対する抗議声明という形で行なわれ、ついで一九七一年の四月に入って、裁判官の再任・任官拒否・司法修習生の罷面撤回という形で行なわれた。総評は四月五日いちはやく幹事会で再任、任官拒否の撤回を要求することを決定し、同一九日緊急評議員会で二〇〇万の司法反動阻止の署名運動推進を決議した。さらに各県評・各単組・各共闘会議はこぞって全国的な司法反動阻止のたたかいを進めることを決議した。

この決議の主旨は四月二八日の沖縄デーのスローガンに、あるいは五月一日のメーデーのスローガンにかかげられ、全国的な運動の盛り上がりとなった。また五月三一日民放労連ははじめて司法反動化阻止をかかげて時限ストを行なった。

このような運動の盛り上がりは、最高裁が正当な法の解釈者として機能することを忘れ、あたかも使用者―国家権力と一体となって、人事権を行使するという暴挙を、暗黙のうちに行なってきた。これに対する危機意識が総評・県評をはじめ各単組のなかで、最高裁に係属中の事件をあやぶみながら盛り上がってきたものである。

【総評第六回評議会決定】（一九七一年四月一九日）
「憲法をまもり司法反動に対する闘い」

(一)　情勢と問題点

最高裁判所は、ついに四月一〇日の再任を拒否し青法協会員ら七名の司法修習生に対し、裁判官不採用を決定し、名簿を内閣に提出しました。

さらに、これに先だち、五日の夜には司法修習生の総意を代表して正当な要望をのべた阪口君を罷免し、法律家としての資格を全面的に剝奪するという、まさにヒステリックというべき暴挙をあえて行なった。

すでに裁判所内外の法曹界はもとより、国民諸階層は最高裁判所の反憲法的司法行政に激しい憤りをもって抗議し、再任、任官拒否の撤回とその理由明示を要請しているが、最高裁判所は一切の批判、抗議、疑問に応えることなく、逆に再任拒否の処置は、まさに政府・自民党の圧力高圧的な態度を変えようとしていないに屈し最高裁みずから司法権を放棄したものであるといわざるを得ません。

最高裁判所の常軌を逸した一連の

そもそも最高裁が再任拒否、裁判官不採用を行なうにいたった経緯は、政府・自民党のいわれなき「偏向判決批判」に端を発している。

日米安保体制の強化と民主主義の破壊、軍国主義復活をごりおしにすすめる政府・自民党は、法務大臣をして「あそこだけは手がつかない」といわせた裁判所にまで手をのばしたのである。そして四二年秋ごろより「偏向判決批判」がはじまった。そして「偏向判決」の原動力が青年法律家協会であるとの一斉攻撃がはじまり、さらに四四年三月の公務員共闘デモ事件、つづく四・二都教組判決は、裁判所攻撃に拍車をかけた。

同じ四四年八月、平賀札幌地裁所長は、長沼ミサイル基地訴訟で福島裁判官に業務命令的干渉を行ない、世論のきびしい批判を受けたのである。ところが、自民党および飯守裁判官は、福島裁判官が青法協会員であることに逆に攻撃を加え、ついに会の決定をみるにいたる。

政府・自民党の攻撃に、最高裁は毅然と抵抗するかわりに、これを追随した。青年法律家協会を政治団体ときめつけ、これへの加入を裁判官

として不適格とする最高裁長官の一連の言辞、また違憲立法審査権に強い自己規制を表明するなど三権分立という民主主義の基本原則をみずから侵害することに躊躇しなかった。

裁判所が行政権に追随し、かずかずの違憲立法も悪行政もみとめた時、また国民の基本的人権擁護の最後のトリデとしての任務を放棄したとき、国と国民の悲劇をわれわれは記憶に新しい。

わが国民主主義と国民の権利にとって重大な危機をむかえている今日、われわれ労働組合は、先頭に立って司法反動との闘いに全力をつくさなければならない。なぜなら、そのこと自体、労働者と労働組合の権利の死活にもかかわってくることだからである。

(二) 当面の闘い

総評は当面次の行動にとりくむ。

(1)この問題は、わが国の民主主義をまもる一大問題であるので警職法闘争時と同じ規模の国民運動をおこす。

そのため総評は、いま精力的に闘っている法律家団体や法律家の運動をたすけ、平和と民主主義をまもるあらゆる市民団体にまでよびかけ、「司法反動に反対し、民主主義をまもる各界連絡会議」をつくるための努力をする。この組織はパンフレットなどを作成し教宣活動をつづけ、また、国民集会などの行動をつみあげて、最高裁判事の国民審査まで闘いを継続させていく。

(2)署名行動

①宮本判事補の再任拒否、阪口司法修習生罷免撤回、七名の修習生の裁判官採用拒否の撤回を要求し、その理由を明らかにさせる二〇〇万署名を行なう。

(3)抗議行動

①春闘諸行動のなかで、あらゆる機会にアッピールと抗議の決議をおこなう。

(4)裁判官闘争の強化

最高裁判所には現在、全農林警職法事件、同長崎事件、全逓猿払事件、岩手・旭川学テ事件、三菱樹脂事件、国労・全林野の年休事件、川崎の町保税法違反事件などの大法廷事件をはじめ、東芝臨時工解雇事件、国労懲戒処分事件など多くの重要事件が係属している。これらの事件の対策強化が、今日最も急務であることはいうまでもない。さらに、下級審段階でも、公害裁判をはじめ政治ストを違法とした全港湾事件など、労働者と労働組合の権利をめぐる多くの裁判闘争をたたかっている。

総評は、裁判対策委員会を中心に、裁判闘争の強化を積極的にすすめる。

(5)最高裁裁判官の罷免運動

衆議院選挙と同時に行なわれる国民審査において、反憲法的裁判官を徹底的に糾明し、罷免運動を行なう。

(6)全国裁判官に激励と要請を行なう。

最高裁のファッショ的司法行政に毅然として抵抗し、真に「憲法と良心」に従って裁判を行なうよう、全国の裁判官に激励と要請を行なう。

さらに、県評段階の例として神奈川県の集会決議がある。

【司法の反動化に反対する神奈川県集会決議】 ここ数年来、右翼・政府自民党・財界・最高裁によってすすめられてきた「青法協攻撃」を中心とする裁判官攻撃は、益々勢いを強め、ついに憲法に忠実な良心的裁判官の首切りにまで進展しようとしている。

若し、ひとたびこれを許すならば、憲法の保障する裁判の独立や、裁判官の思想・良心の自由は空文となり、国民の人権を守らなければならない裁判所の役割は否定され、わが国の民主主義は重大な危機に頻することとなる。このことはひとり裁判官の問題にとどまらず、国民全体にかかわる重大な問題といわねばならない。

我々は、このような事態の進行を絶対に黙視することはできない。

この歴史上かつてない司法権独立の危機に当り、わが神奈川県下においても、従来抗議活動や学習宣伝活動がすすめられてきた。

そうした中で、反動化が進行している裁判所において、一定の成果をあげてきた。このことは、司法反動化阻止の国民的闘いを背景にしながら、労働組合・争議団・弁護団が結束してねばり強く断固として闘うならば、進行しつつある司法の反動化を必ず阻止できることを示している。

我々は今後益々厳しくなるであろう軍国主義復活をめざす裁判所の反

動化を断固阻止し、平和と民主主義と基本的人権を守るために次のような運動を進めよう。

①司法反動問題についての認識をさらに深めるために、春闘の権利問題と合せて学習会を開く。

②最高裁・内閣が思想信条を理由とする裁判官の首切りや、採用拒否をしないように強く要請する。そのため署名運動をさらに広げる。

③今後起きる、さまざまな事態に的確に対処するため、労働者・市民・法律家等による県民会議を結成するよう努力する。

右決議する。

昭和四六年二月二六日

司法の反動化に反対する神奈川県集会　神奈川県地方労働組合評議会　神奈川県総評弁護団　自由法曹団神奈川支部　青年法律家協会弁護士学者合同部会神奈川支部

3　労基法改正闘争

政府・資本の側の労基法改正のうごきは、最近、顕著にみられる。すでに政府は一九六九年、労働省に労働基準法研究会を設置して、その検討を開始した。また、東京商工会議所は、労基法改正意見をすでに発表した（一九七〇年一一月）。その東商意見の中心は、女子労働者の保護規定の改悪を中心とするものである。つまり、女子労働者の時間外労働時間制限、休日労働、深夜労働禁止の緩和、危険有害業務の就業制限緩和、生理休暇制度の廃止といった点を中心とするものであった。東商がこのような改正意見を示した当面のねらいは、結局、現在の労働力不足のもとで、不足労働力を女子労働者によってカバーしようとするために、そうした改正を求めたものと思われる。これに対し、労働者側も現在の社会・経済的事情のなかで、より豊かな人間らしい生活を守っていくために――労働者の生存を守るために労基法の改正がたたかいとられるべきであるとして、それに対する基本的態度、方針をうちだした。

総評の労基法改正に対する態度（一九七〇年八月定期大会決定）はつぎのごとくである。

【総評の労基法改正に対する態度】

㈠　各条文にのぞむに当たり、

(1)　国際水準の導入

(2)　憲法に保障された平等規定の挿入、家族を含む生活の確保、を柱とする。

各章に対する考え方は次の通り。

第一章、総則（第一条～第一二条）

人たるに値する生活をするために一切の差別待遇を廃止する。特に公務員の適用除外（地公、国公関係）を排除して、法の適用はすべての労働者（組織労働者、未組織労働者、パートタイマー、臨時工、社外工など）にするようにし、特例は生命に関する仕事（医療）公共性の強いもの（交通）に限定し、レジャー産業といわれるものは認めない。

第二章、労働契約（第一三条～第二三条）

労使対等の原則を貫き、近代的労使関係の形成を法の中に規定する。貯蓄の契約―社内貯金は如何なる事態にあっても元金と利子保障をさせ、疾病療養中の労働者の解雇制限をさらに強めてゆく。労働条件を明示させることはいうまでもない。

第三章、賃金（第二四条～第二八条）

賃金保障については休業期間中の額を引上げ、出来高払いの保障は労働統計による平均賃金のX%を保障する。

最低賃金については最賃法の改正とからめ、文化的な生活ができる額を設定する。

第四章、労働時間、休憩、休日、年休（第三二条～第四一条）

週四〇時間、週休二日とした労働者が人間らしい生活をするために余暇の増大を目指す。交替制労働には特別な保護規定を設け、連続勤務を禁止させる。実働時間の両面規制を行ない、超勤については一日二時間、月三〇時間の制限をし本人の同意を前提とする。また危険有害作業については厳しく制限する。休憩は飲食関係を除き一斉休憩とする。年休はILO新条約の三労働週を要求してゆく。

第五章、安全及び衛生（第四二条～第五五条の二）

生命保護を最優先させ労働者による監視を強くし、労働行政に参画することを建前とする。労働、安全、衛生の行政機構を一元化する。

第六章、女子年少者（第五六条～第六八条）

女子労働者の母性保護のため労働時間・危険有害作業などの就労制限を強化すると共に、生理休暇を有給とし請求要件を廃止し、つわり休暇の新設、妊娠中の通院時間の獲得、産前産後休暇の増加、育児時間九〇分保障、乳幼児保育所の設置を実現させる。年少労働者を含め、若年定年、結婚定年、差別待遇を禁止する。

第七章、技能者養成（第六九条～第七三条）

第八章、災害補償（第七五条～第八八条）

通勤途上における災害を業務上とし、職業病認定は疑わしきはすべて適用させる。治療期間中の限定を廃止し、完全治療まで補償させ、退職後に発病する職業ガンなどについて補償させる。補給付については大幅に引上げさせる。

第九章、就業規則（第八九条～第九三条）

就業規則の作成、変更は使用者が一方的にでき、労働者の意見を付すのみの手続きを、労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならないよう義務づける。

第一〇章、寄宿舎（第九四条～第九六条）

事業付属寄宿舎の意義をひろく解釈すべきであり、福利厚生として設置させる寮その他の施設にも適用させる。

第一一章、監督機関（第九七条～第一〇五条）

監督および監督官の数は事業所数に比較して余りに少ない。労災防止指導員の任命はあっても権限がないなど監督の手抜きが多い。それらを補充する方法を要求してゆく。

第一二章、雑則（第一〇五条～第一一六条）

第一三章、罰則（第一一七条～第一二一条）

罰則適用を厳格に行なうと共に、罰金を大幅に引上げる。

付則（第一一二条～第一二三条）

具体的運動のすすめ方

(一) 各単産・単組は労働協約改訂要求と労働基準法改正の関係を明確にする学習討論を積極的におこし、要求提出をし協約闘争を組む。特に労働基準法の最低条件をそのまま労働協約に移しかえることを止め労働基準法以上の条件を闘いとる体制を確立する。

(二) 産業別の協議体あるいは共闘組織は統一目標を設定して、その実現にむかって討議集会や統一行動（ストを含む）で闘う。

(三) 地評、県評、地区労は単産、共闘組織などの協力をえて未組織労働者に対する働きかけを行なう。

(四) 基準審議員の労働運動における任務・位置づけを明らかにし、地方基準審議委員、労災防止指導員の協力を得て、学習、討論会を頻繁に開催し点検・要求活動をおこしてゆく。基準審議員は、その職責上、地方の基準法違反を追及させる。

(五) 職場の権利点検活動は、一定の期限を設定し、全組合員がとり組むような体制をつくる。各単産ごとの点検、重点項目を設定する。

(六) 教宣活動を活発にし、リーフレット、ポスター、壁新聞などを配布するため創意ある活動をする。

(七) 中対オルグの学習を行ない、未組織労働者への点検と組織活動を行なう。

(八) その他必要な事項を実施にうつすという内容の労基法改正に対する態度・運動のすすめ方を明らかにした。

同盟の労働基準法改正運動への取組み（一九七一年一月全国大会決定）はつぎのごとくである。

【同盟の労基法改正についての基本方針】　労働基準法は憲法二五条、二七条の生存権・労働基準法の保障にもとづいて「労働者が人たるに値する生活を営むための必要な労働条件」の最低基準を定めたものである。

われわれは、労働基準法の理念を体現し、発展させる基本的な使命を有するが、法制定後二三年を経た今日、同法は根本的に見直されるべき情勢にあり、われわれは、組織的な研究と討議を進め、同法の抜本的な改正を推定する。

すなわち、この間における労働力過剰経済から労働力不足経済への転換などにみられる、わが国経済社会の変化と発展に対して労基法の規定は一般的にこれにそぐわないものとなってきており、これを見直して今後の新たな時代にふさわしい内容に改革することは、ただ単に労働者の目標であるばかりでなく、わが国社会の一層の民主化・近代化の基礎を作るものとして国民与論の求めるところであろう。

われわれは同法の改正に当たって次の基本目標を設定する。この基本目標の達成のためには、自ら同法改正案を策定しその実現を期して、組織をあげて強力な活動を展開しなければならないことはいうをまたないところである。また、これと相まって、われわれは自ら団体交渉を通じてより高い労働条件を確保するとともに、労基法の厳格な適用、労働者の権利意識の確立など広範な実践活動を積み上げるべきであり、総合的な活動を展開する。

(1)　労基法をすべての労働者に適用する原則の確立をはかる。

「労働者は全労働者を対象とすべきである」との立法過程における基本理念は、制定後二〇年余の間に、適用緩和や一部適用除外といった例外規定を設けるに至って、大きく後退してきた。それは、労働者にとってきわめて重要な意味をもつ労働時間制に多くあらわれてきている。業態の種類により、あるいは公共的な職種についても多くの例外規定があるが、労働者の固有の権利伸長のために、すべて労働者に適用されるよう労基法の適用範囲について、全面的に見直し再検討を行なう。

(2)　労基法の最低労働基準を引き上げ、国際労働基準に合致し、さらに社会経済情勢の変化と発展にみあったものとする。

(イ)　労基法の全般を通じ賃金、雇用等、労働諸条件に関する権利の確立をはかる。

(ロ)　労働時間短縮、休暇、休日の増加および交替制における労働者保護等、労働時間に関する規定を革新する。

(ハ)　安全および衛生の規定を再点検し、技術革新時代に適応するものとする。

(ニ)　労働災害補償を充実する。

(ホ)　性による差別排除、婦人の深夜業禁止、母性保護等のＩＬＯ条約の批准を促進し、女子（年少）労働者の保護をはかる。

(ヘ)　身体障害者、高令労働者の保護、その他労基法の規定の改善、充実をはかる。

(ト)　労基法を根拠とする関連法規の改善・充実をはかる。

(3)　労基法についての監督と罰則を強化する。

労働者の権利要求を強化し、労働者自ら労基法遵守を監視するとともに、労基法罰則の強化と監督行政の厳格化をはかる。

労働運動の力で、政府・資本の労基法改悪の意図を粉砕し、さらに実質的な改悪が行なわれないよう、積極的な闘争が団結の力で展開されるよう期待される。

4　権利討論集会・権利点検月間

権利討論集会、権利点検月間は今年度も総評、日教組で引きつづき開催され、国労では昨年度のテスト的試みから前進して、

定着への第一歩を踏みだした。

総評の討論集会

総評では一九七一年二月八～一〇日「生活と権利を守る春闘中央討論集会」が行なわれた。例年のごとく分科会が構成されたが、今年度は第一分科会医療保障、第二分科会労災・職業病、第三分科会失業保障、第四分科会老齢保障、第五分科会権利問題、第六分科会公害問題、第七分科会物価・減税・住宅、の七分科会で討論され、全体集会で集約がなされた。今年度の特徴は討論のテーマが労働者にとどまらず、全国民的な次元に立った生活と権利、健康と生命を守り、向上させることにおかれているところにある。医療・労災・職業病・公害・物価問題などはそのあらわれである。

日教組の組織強化、権利・労働条件点検月間

日教組は一九七〇年度運動方針にもとづき一〇月を全国統一の職場点検・権利拡大闘争月間として設定した。これは、文部省・教委・職制の管理体制強化によってつくりだされている職場の実体を組合員全員で調査点検し、実情に即した切実な要求を討議のなかで確定していく要求づくり運動を重視したものであるが、全国統一目標として、①超勤労働の排除、②自主研修時間（日）の確保、③本務の確立と本務外労働の三項目がかかげられた。なお、この月間では職場点検闘争と結合して、職場要求の組織化と重点的要求行動の展開が重視して行なわれた。

国労の権利討論集会

この権利討論集会の目的は、「従来のいわゆる労働講座システムにみられる講師の話をきく集会ではなしに、職場のさまざまな問題点をえぐりだし、たたかいの経験と教訓を交流しあい、そこから職場活動の強化と権利の拡大についての具体的方向を見出すことに主眼をおくこと」にあるとしている。そして、一九七〇年度運動方針で示した権利闘争の方針にそって、一九七一年度春闘前段階の時期、一月中旬から三月上旬までの二カ月間に、全国二七地方本部（二九カ所）においてくまなく行なわれた。討論の主要テーマは、国鉄当局が強行に推進している生産性向上運動＝マルセイ攻撃に対する、職場のたたかいをその柱において、①不当労働行為（当局の支配介入と差別扱い）とのたたかいをどう強めるか、②職場交渉（現場協議制度）をどう強化するか、③合理化＝マルセイ攻撃と労働災害とのたたかいをどう強めるかといった具体的テーマについて、各討論集会とも基調報告・問題提起・助言・討論・助言（まとめ）という運営方式で約六時間にわたって行なわれた。

Ⅶ 社会保障闘争

概要□医療保険をめぐるたたかい――健康保険の赤字対策法案の登場／総評・春闘共闘委・社保協などのたたかい／保険医辞退の背景と経過／保険医辞退にたいする労働組合、日経連の態度／保険医辞退収拾と厚相との了解事項／日本医師会の健康保険制度の抜本改正意見／**老齢保障のたたかい**――厚生年金のたたかい／共済組合法改正闘争／総評定年退職者生活実態調査／**労働災害・職業病のたたかい**――労働災害・職業病のたたかいをめぐる裁判闘争／**公害反対闘争**――総評／同盟／県評その他／全民懇／全国公害研究集会／全国公害連絡会議総会とイタイイタイ病裁判の判決／**失業反対・雇用闘争**――失対事業打切り反対のたたかい／**その他の社会保障闘争**――老人医療無料化のたたかい／児童手当制度創設のたたかい／生活と権利を守る春闘大討論集会

概要

一、七一年二月、中医協の「審議用メモ」から端を発した日本医師会（武見太郎会長）の抵抗は、しだいにエスカレートし、五月三一日、全国一せいに集団的な保険医辞退届の知事あて提出となり、参院選挙と重なり、妥結しないまま七月一日より一カ月間史上初の保険医辞退に突入した。この前段として七〇年秋、政府管掌健康保険の赤字克服を理由に提出された健保赤字対策法案が国会で難航した。また、保険医辞退を賭した日医の要求のなかで「医療保険の抜本改革」の早急実現がある。

一、老齢保障のたたかいは、ようやく労働組合運動の主要な座をしめるようになってきた。そのためにもっとも重要な資料となるともいうべき定年退職者の初めての実態調査が総評の手によって行なわれた。これは七一年の大規模な大集会へとつながるものである。

一、労働災害、職業病のたたかいは着実にのびているが、公害闘争と結びついて前進がみられた。通勤途上の労働災害問題が大きくとりあげられてきたのも特徴である。さらに労災裁判闘争の進展もみられた。

一、住民闘争によるはげしい公害闘争は、弁護団、研究者

1　医療保険をめぐるたたかい

1　概　況

わが国の社会保障闘争のなかで、依然として医療保険をめぐる問題は、年ごとにはげしい社会的政治問題となり、複雑な様相を呈してきている。社会保障制度のなかで医療保険制度が問題となるのは、その財政と運営に責任をもつ政府を頂点にして、多種多様にわたるわが国の医療保険の保険者団体（医療保険のいわば供給者側ともいえる公私医療機関、保険医、医師会、歯科医師会）と財源を拠出制で負担する資本家・使用者側と労働者側、一般農民層。医療のあいだの利害得失がしばしば真向から対立するからである。また、政府と労資、とくに労働組合とのあいだでも、医療保険の財政収支、この対策をめぐって対立抗争がひきおこされるからである。

六〇年代後半の健保闘争は、政府管掌健康保険を中心とする法改定をめぐって長年月つづいた。その典型は、六七年八月施行実施された健康保険特例法であった。またこれが二年間の時限立法で期限のきれる六九年八月には国会の内外ではげしく対立した。七〇年七月以降一年間の動向のなかで、政管健保の「膨大」な赤字を理由にする健保赤字対策法案が大きな注目をあびた。これは、六九年一一月以降重要な政治的課題となり、年をこし、七一年二、三、四月にわたって、その成立をめぐって国会内外の激突があった。そして、ついに廃案においこむことに成功した。ところがちょうどこの時期に日本医師会が中医協の「審議用メモ」を起爆剤に包括的抵抗態勢（日医の表現）をとり、それがしだいにエスカレートしていった。五月三一日全国的に保険医辞退届の知事提出、七月一日より史上初めての集団的な保険医辞退となって、未曽有の混乱をあたえるにいたった。この日医指令による保険医辞退までかけて要求したことは、

診療報酬引きあげが当面するものと解されたが、日本医師会武見会長の最大のねらいは「健康保険制度の近代化」にあり、これはわが国の医療保険制度を根本的にきりかえる内容をもつものである。

こうした情勢のもとで、七〇年春政府・厚生省が企図した高校卒一年間の短期養成で安上がりの準看護婦の大量養成を狙う法案は、七一年通常国会では、再提出をあきらめさせた。この法案は政府が公私立病院の看護婦の圧倒的不足に対応しようというものであったが、国会内外の抵抗の増大をおそれて撤回したと考えられる。もう一つは、全国各地に老人医療の無料化の住民運動が進展し、この措置をとった市町村は、七〇年度末でその数は五四七を数えるにいたったことである。この動きにより、政府・自民党内部にも老人医療制度の再検討が始まり、こんごの抜本改革案におけるこの問題の動向が注目される。

2　健康保険赤字対策法案に反対するたたかい

健康保険の赤字対策法案の登場

健康保険の赤字問題は、七一年度の国家予算案編成過程で、いわゆる三K（健保、国鉄、食管）として重要視されていた。七〇年一〇月一四日大蔵省は、厚生省をさしおいて財政審議会（小林中会長）の第二特別部会にたいし「政管健保の赤字処理対策」を諮問した。それは「単年度で赤字が解消するための十分な対策、緊急対策として保険料率の引上げ、標準報酬月額上限の引上げ、給与率の改訂、初診料の引上げで、再診料創設、薬代一部負担」などを導入したいというものであった。この大蔵省構想の具体的内容は、①保険料率を千分の七〇から七五～八〇に引き上げる。②再診時一〇〇円の診料費の新設、③入院時一日六〇円を三〇〇円に引き上げる。④標準報酬最高月額を一八万円に引上げるというもあった。こうしたなかで、厚生省は一〇月三一日、社会保険審議会に対して、医療保険の抜本改革への一環として「財政調整を行なう、初診時入院時の一部負担、標準報酬最高額の引き上げ」など、ほぼ大蔵省の要請と同じような提案を行なった。ところが、こうした後退改悪案のなかで、かねて問題になっていた財政調整の措置を、厚生省がすべての被用者保険について数字をもって示したが、その内容というのは、健保組合から年間四七九億円、共済組合から一三一億円を赤字の政管健保や日雇健保などに回すというのであった。こうした厚生省の考え方は社会保険審議会の席上ではげしい批判をあびるものとなった。もっとも強硬に反対したのは日経連代表であった。それは、政府の運営のまずさで赤字となった政管健保の尻ぬぐいを健康管理、その他で毎年苦労しながら剰余金をだしてきた企業別の健保組合がカバーしなければならない理由はないというものであった。こうして厚生省の当初の健保赤字対策の提案は一一月四日開催された社会保険審議会でほとんど全委員の審議拒否に会い、ひっこめざるを得ない事態におちいった。

また、総評は、いのちと暮しを守るたたかいの一環として、

一一月一七日より統一行動をおこし、一二月二、三日には、恒例の健保組合対策会議と拡大全国活動者会議をひらき、三日後には日比谷野外音楽堂で医療危機突破中央集会をひらき、提灯デモを行なった。各単産では一一月中に医療問題を中心とする全国担当者会議をひらき、県評、地区労は年末から春にかけて地方議会に対して、「医療保険制度改革要綱案および当面の緊急措置の即時撤回、全額国庫で赤字を処理せよ」などの決議文を採択するように行動を組織するなどの方針をきめ、実行にうつした。

こうしたなかで、厚生省は、一月四日、健康保険法改訂案を社会保険、社会保障制度の両審議会に諮問した。そして、公益側委員の一致した意見書づくりに努力し、二月一六日に徹夜審議によって答申を強行し、二月一七日国会に提出した。しかし、厚生省はこの法案の成否については、さきの健保特例法とそれにつづく延長法案の難航、三K問題の一つとして重要法案としても、他に防衛法案、出入国管理法案、中高年雇用促進法案と三月一七日から統一地方選挙かさなっていること、そのうえ、三月一七日から統一地方選挙をひかえていたこと等もあって、確信をもっていなかったといわれている。

総評・春闘共闘委・社保協などの健保改悪粉砕のたたかい

総評および中立労連で組織する春闘共闘委員会と中央社保協は、全面的にこの健保改悪案の粉砕にとりくみ、七一年三月二六日の春闘第一波ストには、医労協、全印総連その他数単産がストライキをうち、職場集会など健保改悪反対運動をはじめた。四月には、日比谷で再度集会をひらき、五月一一日は厚生省中庭で六〇〇〇名を集め、集会・デモをおこなった。また、この間延べ約三〇回におよぶ国会傍聴動員や大臣交渉、各政党、厚生省交渉をおこなった。総評は教宣活動もつよめ二回にわたって、『総評新聞』特集号を発行し、ビラなどを地区労の末端まで配付した。集約した反対署名数も八万をこえた。

健保改訂法案の本格的な審議は、五月の連休あけ中旬以降にもちこされた。この間後述するように、日本医師会は、医療保険制度に対する包括的抵抗態勢にとりくむが、その要求のなかで健保改正案反対がのべられていた。これをめぐって、一時期自民党内部に日本医師会と妥協する手段として再診時一部負担金一〇〇円の創設を削除しようという動きがあったといわれる。

こうして、健保改正法案は、二月一七日の国会提出いらい約一〇〇日にわたる国会内外の抗争をへて、五月二四日、ついに政府は成立をあきらめ、廃案となった。

総評は第四二回定期大会の報告書のなかで、健保闘争をつぎのように総括している。

【総評の健保改悪反対闘争の総括（要旨）】 第一に「改悪案」が赤字を国民に転嫁し、受益者負担をつよめ、医療保険のありかたを大きく後退させる大改悪案であることを徹底的にばくろする大量の宣伝活動を積極的にすすめたことである。第二に春闘共闘は、スト権をたて、全国的に二回にわたるストライキをふくむ統一行動をすすめ、民主勢力の先頭にたって運動にとりくんだこと、第三は、中央、地域で、県評、地区労を先頭に社保協、健保共闘など、地方議会への働きかけ、全国的な運動とするうえで力となったこと、第四に地方選挙でのちとくらしの運動がすすみ革新共闘の勝利とあいまって、政府・自民党が少なからぬ打撃をうけ、ことに老人医療、乳幼児医療の無料化など

の医療要求が選挙の争点となり、公約として実現したことにも力となった。

3　保険医総辞退突入と医療保険抜本改革

保険医辞退の背景と経過

一九七一年五月三一日、日本医師会の指令により全国の保険医約一〇万が、いっせいに都道府県医師会長をとおして、都道府県知事に保険医辞退届を提出し、一カ月の予告期間をへて七月一日より一カ月間史上初の保険医辞退に突入し、大きな問題となった。それと前後して新聞、テレビ、ラジオ、週刊誌などが連日、毎号この問題をとり上げ、事の重大性と早急解決を政府に要請した。

保険医辞退にいたるまでの背景と経過はつぎのとおりである。

保険医総辞退は戦後四回試みられ、今次はじめて本格的突入となったものである。第一回は一九五一（昭二六）年一一月、労医提携による社会保険医療強化の国民運動を背景に、国庫負担による医療費引上げを要求して集団的辞退届が提出された。これは一二月八日一方的な医療費引上げで不発に終った。第二回目は健保の赤字対策、健保改悪に反対して三年にわたって紛争するなかで、一九五六年（昭三一）三月、保険医総辞退が試みられ、法案流案とともに不発に終った。第三回目は、日本医師会武見会長の主導のもとに、四つの要求を政府に提出、六一年二月総辞退指令が行なわれたが、これは三月はじめ自民党幹部と原則確認で撤回された。しかし、一方的医療費引上げに反対して八月一日から総辞退に突入する予定がたてられたが、七月三一日に四者（自民党田中政調会長、灘尾厚相、武見日医、河村日歯医会長）合意覚書がとりかわされ、不発に終った。この三回とも日本医師会側の要求は具体的なものであった。

今回の保険医辞退の直接的きっかけになったのは、七〇年一二月日本医師会が診療報酬体系にスライド制を導入する資料を提出し、正式に社会保険中央医療協議会において審議を開始することとなったが、七一年二月、「審議用メモ」が中医協で公表され、これが起爆剤となった。このことは武見氏自らのべている。こうして、日本医師会は包括的抵抗態勢をしき、中医協の「審議用メモ」粉砕にとどまらず、健保改正法案反対、診療報酬引上げとスライド制の導入、さらに健康保険制度の近代化と要求を押し広げるとともに、戦術もエスカレートしていった。四月一日日本医師会代議員会、四月一四日全国医師大会、四月二八日から五月二〇日まで辞退届の都道府県医師会長への提出とすすみ、五月三一日いっせいに知事宛提出となった。ちょうど参院選挙も終盤戦といわれるさなかであったので、こうした事態を迎えながら、政府の態度いかんによっては投票に影響するとして、六月二〇日までは表面だった事態収拾の動きは皆無にひとしかった。保利官房長官が武見会長に二回あい、佐藤首相との会談を策したが、これも不調に終わり、七月一日ついに保険医総辞退に突入するにいたった。なお、今回の保険医辞退

は、文字通りの総辞退ではなかった。日本医師会は大中企業の健保組合を目の敵にし、組合健保被保険者にのみ公定料金点数表の二倍、三倍の標準自由料金表で診療費を徴収し、政管健保、日雇健保被保険者に対しては公定料金を徴収、公共企業体職員共済組合、地方公務員共済組合などに対しては独自の契約で従来通りの扱いにし、国民健康保険と生活保護、その他の公費医療に対しては辞退せず従来通り行なうというものであった。

保険医辞退にたいする労働組合、日経連の態度

総評は六月二四日つぎのような声明を発表した。

【総評の声明】 ①日本医師会の保険医総辞退をめぐる紛争の原因は、自民党政府の独占の利益の立場にたった医療保険制度の欠かんからもたらされたものであり、我々は佐藤政府の責任を国民と共に追求する。②また関係審議会を一方的に脱落し、公的機関の機能を不能にし、事態を一層混乱させている武見会長をはじめとした日本医師会の一部幹部の横暴な態度にたいしてもその不当を追求する。③しかし、過去の経過はともあれ、国民の生命をいつ時たりとも、ゆるがせにしてはならない、という立場から事態解決のためつぎのことを提案するものである。㈠政管健保の赤字は、政府が国家財政で負担し解決すること。㈡労働者、国民の高負担を柱として組みたてられている現行医療制度を国と資本家の責任と負担を重点とした真の国民医療制度へ抜本的に改善すること。㈢医師会の主張する医療費の値上げについては、関係審議会の場でその解決策を早急に図ること。㈢以上の観点にたって、日本医師会は今回の総辞退を直ちに撤回すること。

翌二五日、中央社保協は、「保険医の総辞退問題について」の声明をだし、「……政府の責任を追求し、日医の行動については支援できない。保険医総辞退は、保険医療そのものを否定し医療保険制度を崩壊させるおそれあり、現金医療化は、事実上政府のねらっている『抜本改悪計画』を促進させるものである。すべての勤労者をはじめ良心的な医師・医療従事者が団結し、共同して政府の『低医療費政策』を追求し改善させることが必要である」と総辞退と政府の医療政策を批判した。

さらに総評は、保険医総辞退に突入した七月一二日、幹事会をひらき、「国民の診療を求める権利を保障した憲法二五条に反し、健康保険法による社会的、法律上の義務に違反するもので国にも指導の責任がある」として、市川議長ら幹事二二人が原告となって、東京都医師会の渡辺真吉会長ら役員一三人と国を相手どって診療義務存在確認をもとめる行政訴訟を行なうことを決定し、同日東京地裁に提訴した。

その他、保険医辞退に反対する団体や集会は数えきれない程に達した。主要商業新聞の主張も、突入まえまでは総辞退を回避せよと批判し、突入後には速かにその撤回を図れと主張した。六月二二日、日本病院協会は「話しあいもなく、また準備もなく、変革に突入することは医療の混乱を招き国民の困惑も著しく、われわれの組せざるところ」と反対した。二五日には、全国消費者団体連絡会が、「今日の総辞退の真意は理解できない。日医は国民の支持を失う保険医辞退の戦術を撤回し、正規の審議の場で意見を尽せ」とのべ、また二九日には、全国公私病院連盟が、「日医の戦術は医師の使命を忘却した行為であり遺憾である。われわれは入院外来とも保険診療を原則として継続する」とその態度を明らかにした。まさに日本医師会の保険医辞退は四面楚歌であった。

ところが日経連（代表常任理事＝桜田武氏）は六月一八日、経営

者としての見解をまとめつぎのように公表した。

【日経連の保険医総辞退に対する見解】①現在医師は保険医たるべしという法的規制がない限りやむを得ない。今日の日医の総辞退決定は、保険医各位の自覚をうながし医道の確立、医療制度と医療行政の新しい進展の道をひらく得がたい機会になることを期待する。②政府・政党間の安易な妥協をやめて、抜本的改善への一歩をふみだすことを要望する。③保険医の辞退によって生ずる被保険者の不便についてはわれわれはなし得る限りの善処策を講ずる。④日医が今回決定した「領収証」発行によって世上つたえられる乱診乱療の有無が国民の目のまえに明らかにされ、政管健保解決への一歩をふみだすことと期待をもつ。

すなわち辞退届をうけとれ、安易な妥協をするな、乱診乱療の実態をつかめというのである。このように、労資の保険医総辞退をめぐっての態度が全く異なっていた。

保険医総辞退に突入すると、労働者家族にあたえた実害は大きかった。政府も保険者団体も、労働組合側も後手にまわり、ふりまわされた恰好であった。辞退した医療機関と非辞退医療機関をえらぶのに右往左往し、療養費払いをめぐり、あるいは領収証発行にしても発行しないところ、簡単なもの等バラバラで、手数料をとるところがあったりして、それぞれの保険者団体も混乱をきわめた。もっとも手ひどい打撃をうけたのはいうまでもなく、民間大中小企業の労働者と家族数千万人であった。低診療報酬だといわれながらも、現金払いの重荷をひしひしと感じたのであった。それを案じて自殺者もでたといわれた。また公立病院の外来に患者が殺到し、待ち時間がのびる一方、医師・医療従事者は労働強化に追われた。

保険医辞退収拾と厚相との了解事項

参院選挙後の内閣改造にともない斎藤厚相が就任した。そして、七月一三日、二〇日、二七日と三回にわたって斎藤・武見会談が行なわれ、それによって総辞退は八月一日から撤回されることとなり、事態は収拾された。厚相との会談は電波にのって全国に放送されたが、会談は終始武見会長のペースですすめられた。こうしてまとめられた厚相と武見医師会長の了解事項は五つであった。第一は厚生行政は医療の本質を十分とらえるべきである。第二は医療保険の抜本改正法案を次の通常国会に提出する。第三は医療基本法をつくる。第四は診療報酬を物価、人件費にスライドしていく。第五はそのために八項目の了解細目（①国民の連帯意識の高揚、②生存期間の一貫保障、③労務管理と社会保障の分離、④負担と給付の公平、⑤低所得層の有病率の高いことの考慮、⑥医療従事者の質的向上、⑦大学研究費の公費負担、⑧保険請求事務の簡素化）をきめた。

こうして歴史的な保険医辞退の幕はとじられた。しかし、了解事項の第二によって医療保険の抜本改革法案の作成と国会提出は必至の情勢になった。また、診療報酬引上げ問題は中医協に日医代表委員を復帰させることによって八月再開され、審議がはじめられた。

日本医師会の健康保険制度の抜本改正意見

これまで医療保険の抜本改革の動向については、本年鑑でもとりあげてきた。とくに一九六七年一一月の厚生省事務局の試案、自民党医療基本問題調査会の六九年六月の

「国民医療対策大綱」案、それを受けてつくられた六九年八月の厚生省の「医療保険改革要綱案」などである。この厚生省案を諮問事項として社会保障制度審議会と社会保険審議会は六九、七〇、七一年の三年にわたって審議してきたのであった。こうしたなかで日本医師会は保険医辞退を賭けて独自の改革意見を要求したわけであるが、この日医案は、すでに六八年九月の臨時代議員会において決定されたもので、当時ほとんど各界、団体のまともな論評の対象にされてこなかったものである。その主要点と問題点はつぎのようなものである。

日本医師会の改革案は、①医療保険の体系を、地域健康保険、産業保険、老齢保険の三つに分ける。②このうち中核は地域保険であり、すべての被用者保険（政管健保、健保組合、国公共済、地公共済、公企体共済、船員保険、日雇健保、私学共済）を市町村国保とともに四六都道府県健保に統合する。③この地域保険の保険料は、被用者本人・世帯主は、すべての所得（いわゆる総報酬制）にたいして保険料を支払い、被用者の事業主負担分を廃止する。家族および低所得者層も均等割の保険料を払う。④中央に各都道府県の財政調整資金を用意する。⑤国庫負担は収支赤字をともなったときに行なう。⑥給付率は本人・世帯主一〇割、家族七割として現金手当（傷病手当ほか）は別な制度に移してしまう。一部負担金制は廃止し治療指針、担当規則などの診療制限規則をすべて廃止する。事務を簡素化する。⑦地域保険の運営のために二者構成の運営審議会を地方、中央につくり、住民代表は地方議会（中央は国会）の推薦によるもの、他は医師会の推薦によるものとする。⑧診療報酬の支払に審査を設け、診療内容や審査については医師会、専門家にまかせる。⑨産業保険については、企業の有害環境診断、特殊検診、職業適正検査、産業衛生、環境診断など、疾病予防を全部事業主負担、本人一〇割給付で行ない、この所管は労働省とし、労災保険との調和を図る。⑩老齢健康保険はすべての国民が三〇歳から六四歳までこの保険のために保険料を積み立て、それを財源にして満六五歳から一〇割給付の保険とする。

日本医師会の改革案は以上のとおりであるが、こうした構想を背景として日本医師会武見会長は、保険医辞退前後、縦横の論陣をはったのであった。ところがこの医師会案は、いわゆる医療保険統合論であって、労働者階級の既得権を大幅に圧縮するもので、保険料の事業主負担の全廃、付加給付の削除、保険病院の否定、現金手当制の除外、医療保険にたいする被用者参加の実質的否定などである。また産業保険の新設にしても環境診断や職業の適性診断など構想はよいが、だれがこれを担当するのか不明だし、老齢健康保険は完全に自前の保険であるなど問題点が多く、日経連、健保連、労働組合などと真正面から対立する内容のものであるといわれている。

いずれにしても社会保障制度中、最大の比重をもって、医療保険の抜本改革案の登場が必至であり、これをめぐっての激突が予想される。

2　老齢保障のたたかい

概　況

近年、中高年労働者対策、老齢保障の労働組合のとりくみがさまざまにおしすすめられてきている。それは、①わが国の人口の急激な老齢化にともなって、老人問題が重要な社会問題、政治問題化してきたこと、②とくに退職した高齢者が自主的に組織をつくりはじめ、この問題が正式に労働組合の運動方針にとりいれられはじめたこと（例えば、日教組や国鉄その他）、③民間企業のばあいに、適格退職年金や調整年金のように、企業年金と厚生年金の関係の学習にとりくまざるをえなくなったこと、④さらに惨めなわが国の老人の現状のもとで、とくに六五歳以上の老人の自殺率が世界最高ランクにあるなど、強い関心をもたざるを得ない情勢がしだいに熟してきたこと等によると考えられる。

従来毎年九月一五日に、総評・中央社保協主催のもとに、全国高齢者集会が、東京で、一〇〇〇名～二〇〇〇名の規模で開催されてきた。その推進力となったのは、もっとも高齢者を多くかかえている全日自労であった。全日自労のばあいは、各都道府県の地方集会を盛り上げ、中央集会にしてきたが、六〇年代後半から総評が中心になるようになった。こうしたなかで、総評は第四二回定期大会（七〇年八月）でいのちと暮しを守るたたかいを労働運動の重要な座にすえ、その重要テーマとして、物価、税金、公害、住宅とともに社会保障闘争をすえ、その主軸に老齢保障のたたかいをすえることとした。そして、「年金、仕事、健康、住宅」の四つの柱をたてたたかいをすすめる方針をたてた。ここでは厚生年金、共済組合法改正闘争とともに、画期的な「総評定年退職者の生活実態調査」のとりくみを主としてのべることにする。

厚生年金のたたかい

厚生年金保険の女子脱退一時金の選択制が、七一年五月三一日で期間がきれるので、七〇年一一月七日、年金・脱退一時金選択制打切り反対の大集会が働く婦人を中心に日比谷野外音楽堂でひらかれ、法改善に一定の役割をはたしたといえる。

七一年通常国会に提出された厚生年金保険の改訂案は、社会保険審議会の討議をへて、二月一六日国会に提案された。その内容は、厚生年金保険の定額の基本年金部分四〇〇円を四六〇円に引き上げる、女子の脱退一時金の選択制を七一年五月からさらに五年間延長するなどを骨子にしたものであった。労働組合側は、最低三万円年金の実現、スライド制などを当面の要求として主張したが、原案通り国会に提出された。そこで春闘共闘委では、春闘共闘厚生年金対策委員会の設置を春闘前段の一月二九日に確認し、二月六日第一回運営委員会（委員長全石油市川委員長、事務局長立花総評常幹）を選出、社会保険審議会への傍聴動員、二月二六日厚生省交渉、ひきつづいて国会へ健保闘争とあわせて、大衆行動を組織化した。また、ごく一部ではあっ

たが、春闘のなかで社会保険料の負担割合を、資本家七、労働者三とせよという産業別闘争が組織された。総評を中心とする労働組合側の厚生年金改正案にたいする修正案要綱は、社会党を通じて自民党・政府にだされた。これはつぎのとおりである。

【厚生年金保険法一部改正案にたいする修正案要綱】(1)老齢年金の給付最低限を当面三万円程度に引き上げ、他の年金給付もそれぞれ改善するため、基本年金額の定額部分計算の基礎となる四百円を八百円に引き上げる。(2)政府は、既に裁定された年金額につき、少なくとも年一回、賃金および消費者物価の変動に応じて、これを改定しなければならない。(3)六十歳に達しない場合でも年金受給権者は、五五歳をこえた時から減額老齢年金を受けることができる。この場合の年金額は、老齢年金額から六十歳以前の一年につき、百分の四に相当する分を差し引いたものとする。

これらの運動があったにもかかわらず、厚生年金法は、健保改訂法案とのからみあいで、若干の考慮をする動きがなかったわけではないが、最終的には修正にいたらなかった。五月一四日衆院で付帯決議（①年金額の増額やスライド方式の確立に努めること、②積立金の運用で被保険者の福祉を最優先するようにし民主的運用に努めること、③六人未満の事業所の従業員への厚生年金適用を実現するよう努力すること）を行ない、可決、さらに参院を五月二一日通過、成立した。

共済組合法改正闘争

国家公務員と地方公務員を組織した労働組合の専従制限期限は七一年一二月一三日である。これにともなって共済組合の役員資格の剝奪、離籍専従との関係から、共済組合からの脱退などの問題がおこってくるので、総評共済組合対策委員会はこの点を重視してたたかいをくんだ。官公労としての要求はつぎのとおりであった。

【共済組合法改正にたいする官公労の要求】①財源の負担割合は、国庫負担二〇%、使用者五〇%以上、労働者三〇%以下とすること。②地方公務員共済組合の短期給付掛金率の上限を千分の三五とし、これが不足が生じるときは国の補助とする。③国家公務員、地方公務員共済組合の長期給付の算定基礎は退職時の賃金とする。④遺族年金、遺族一時金、死亡一時金についても改善する。⑤退職一時金を大幅に引き上げること。⑥退職一時金の選択期間を延長すること。⑦退職者の療養給付制度を新設すること。⑧労働組合専従者（在籍専従者は除く）については共済組合員として継続する。⑨国家公務員共済組合、地方公務員共済組合審議会および各単位共済組合運営審議会の組合側委員は、労働組合の推せんするものを任命すること。⑩労働運動を理由とする懲戒処分による給付制限を撤廃すること。

しかし、これは、議員立法の段階で困難があり、⑧項に、法発効にともなって労働組合専従者が離籍することを明記し、共済組合資格を認めるという主旨にし、⑩項の労働運動を理由とする懲戒処分の扱いについては議員立法から除外した。以上は七一年三月、社会党議員立法として国会に上程された。

政府提出の共済組合法改正案は、①年金の改正、②年金最低保険額を年一五万円に引上げる。③掛金限度額を一八万五千円に引上げる。④勤労者財産形成促進法の適用。⑤女子脱退一時金の選択制限期間の延長などを内容とした。

国公共済は二月一六日、地公共済は二四日に国会に提出され、国会審議のなかで、①年金の実質価値の保全、②組合員身分を失った場合の措置、③外国政府職員期間の通算措置を付帯決議として五月成立した。

このたたかいのなかで「公務員共済ハンドブック」を発行し、

厚生年金保険闘争とむすびついた。なお総評では、運動、制度の両面で先進的な経験をもつヨーロッパ諸国の年金制度を調査するために、ヨーロッパ年金調査団（団長廻神総評幹事、事務局長小口繊維労連委員長）を編成し、七一年一月二一日から二月二二日の日程で四カ国（フランス、イタリー、西ドイツ、イギリス）の調査を行なった。

総評定年退職者生活実態調査

総評では、老齢保障のたたかいの一環として、はじめて定年退職者の生活実態調査を行なった。公務員、公労協、民間の各産業（金属機械、交通産業、化学産業、地下産業）にわたる定年退職者九〇〇〇人を対象にしたアンケート調査票を配布し、四月二六日現在で回収、集計したものである。集計総数は、五六九五人、回収率六〇・三％であった。調査対象とした定年退職者の年齢は、五五歳以上、期間は七〇年一二月一日から七一年三月三一日まで約四カ月にわたって実施した。調査方法は、つぎの単産本部の協力を得て傘下組織で把握している定年退職者に調査票を配布、各自に記入してもらい、回収するという方法をとった。アンケートの質問項目は三九問、回収されたアンケート用紙の組合別の数はつぎのとおりである。公労協＝全逓八七五、国鉄七〇三。公務員＝自治労一三五八、全農林三五三、日教組三三六。民間＝私鉄二六五、全日通一六六、合化労連三一〇、紙パ労連二六八、鉄鋼労連七七四、全鉱二八七である。その結果明らかになった実態はつぎのようである。

年齢別には六二歳～六四歳がもっとも多く全体の二二・一％、男が九三・二％、退職後の経過年数は三～六年がもっとも多く三一・四％、六年未満が七四・三％をしめている。

定年制＝退職時の年齢で五五歳が三二・四％、ついで六〇歳以上が二九・八％、後者は公務員、公労協関係である。半数が定年制を六〇歳まで延長すべきだとこたえ、全廃が八・二％、ただし地下産業と苛酷な労働条件と重労働の労働者はとてもこれ以上とこたえている。

退職金＝二一年から二五年勤続したものが二四・九％、三一年以上が三九・四％をしめている。退職金受給額は四〇〇万円以上が二一・六％、三〇〇～四〇〇万円が一四・六％である。しかし、二五〇万円以下が全体の五一・七％である。その使途は住宅資金が三七・四％、ついで老後の生活費が三三・一％、子どものためが一八・三％。この支払い方法も一時金払いがよいが六七・六％、年金方式と両者併用が残りの半々ずつ。

年金＝厚生年金受給者は一九・七九％、共済年金は五八・五％、その他である。年金と関係のない人が三三二人いる。民間単産の退職者で、厚生年金を受けている者は半分であり、月二万円以下はわずか一三六人にすぎない。八六・四％の人は二万円以下の低い年金額である。共済年金の受給者は九五・三％で、そのうち三三・七％は年金月額二万〇三三円以下、五六％は二万九三三三円以下である。その他の年金の受給者は八三三人で恩給が多く六七・二％、民間企業年金を受けている人は、一六・二％、自治体の養老年金、敬老金　七〇歳以上の老齢福祉年金を受けている者が同数の一六・六％ずつである。年金制度の改善意見として九三・八％の人が要求をもち、スライド制の

採用が五一%、老齢年金の引上げが二二・四%、年金額に税金をかけるな九・二%、年金の支給開始年齢を五年引き下げよ五・四%、支給制限を撤廃せよ四・八%、老齢年金を引き上げよなどの切実な要求である。積立金の管理運用については無関心であった。ほしい年金額は、九七%が要求をだし、五万円が三〇・二%、ついで七万円以上が二一・五%である。これは共済関係に多い。

仕事＝現在も働いている人が過半数、全逓や自治労など退職年齢が高いのでもはや働けないという人が多いようである。健康状態は罹病している人が一八・七%、軽労働しかできないがいるから休職中という者が三六・六%、病気のためが三一・三%で最初の賃金（月額）は三万円台が二〇・三%で多く、四万円台は一%、働く必要がないのは八・二%である。「働いていない」理由として、適当な仕事ついては、生活できないからやむなく働いているが五八・九%、転職一回二〇・二%、二回が一〇・八%、六回以上もいる。である。「どんな方法で再就職し、または仕事をはじめたか」職前より重労働が二四・一%、同じ程度が三九・二%、軽い労の内訳は、企業または上役の就職あっせんが三五・五%、親せ働になった人三六・七%である。労働時間七～八時間が六六・き・知人のあっせん二三・一%、自力で再就職したもの二二・八%である。これは共済九%で、職安を通した人は五・七%にすぎない。労働組合や役関係に多い。

員のあっせんは一・七%である。退職後直ちに仕事についた人は三二・四%ついで六カ月～一年以内が二〇・六%、失業保険の給付を受けた者は三五・一%、期間六カ月～九カ月、四〇・二%である。「就職先の規模」は、退職前企業の再託就職が三四・八%、下請企業への就業が一五・七%、新しい職場は二二・三%、自分で事業をはじめた人は五・四%、農業にもどった人は一〇・三%、内職、家計補助、小遣い銭稼ぎていどは一一・五%、仕事の内容も退職前とかかわりあいのある仕事の者四五・四%、新しい仕事五四・四%、規模は三〇人未満が四三・五%、一〇〇〇人未満の事業所が六六・四%である。労働の程度は退職前より重労働が二四・一%、同じ程度が三九・二%、軽い労働になった人三六・七%である。労働時間七～八時間が六六・八%である。再就職して現在まで職業を変えない人が三九・五%、全体の八一・七%は七割以下に下っている。退職時の賃金は、六～七万円であった人が一八%、七万円未満は六〇%をしめていた。

現在の生活状態＝月収三万円台がもっとも多く、二一・四%、四万円台が一九%で、これで半数を占める。月収のすべてを直接生活費（衣食）につぎこんでいる人が四七・三%、それ以外の使途では、「趣味、教養、娯楽費」が二九・一%、子どもの学資に一八・二%、住宅関係に一四・六%である。同居している家族は三人がもっとも多く、一人が一六・七%、四人が一六・六%、二人が一六・四%。扶養家族数は一人が圧倒的に多く四五・四%、ついで二人が一八・八%、ない者一七・八%、子どもに扶養されているのはわずか二・九%にすぎない。

健康状態と医療保険＝健康とこたえた者は五〇・三%、健康がよくない者が一八・七%、保険は国保が六六%、他の保険の扶養者が二一・二%、日雇健保は六・一%、老人無料医療の適用を受けている人が一・七%（九一人）、生活保護を受けている人

○・一％（六人）。

住宅＝持家が八五・七％、うち子どもと同居が六二・二％、借家住いは一〇・七％、現在家賃を払っている者と住宅建設資金を返済中の者が約二五・三％、支払い額は月額七千円以上が三〇・四％である。

以上が史上はじめて労働組合の手によって明らかにされた定年退職者の実態である。このことが老齢保障闘争の有力な資料となるのであろうことはいうまでもない。

3　労働災害・職業病のたたかい

概　況

労働省の統計では、七〇年度の休業八日以上の死傷者数三六万四四四名、死亡労働者六〇四八名、業務上疾病として認定された労働者三万〇七九六名という高い数字である。実際はこの数字よりはるかに多いといわれる。ここでは近年着実にのびてきた労働災害・職業病をなくすたたかいのうち、総評を中心とするブロック研修会、ＰＲパンフの発行、とくに通勤途上災害の問題や鉛中毒のたたかい、労働安全、衛生規則改正のとりくみ、そして労働災害の裁判闘争などを要約したい。

労働災害・職業病のたたかい　七〇年九月労働省は公害問題と

質を扱う作業場の一斉点検を行ないたが、この事実をふまえ、総評は、九州各ブロックごとに労災・職業病担当者の研修会をひらいた。ここで、ここ数年来とりくまれてきたたかいが、さらに拡大し、その金額も七〇年春闘のときの三〇〇万円の実績から五〇〇万円に統一されつつあることが確認され、通勤途上災害の労災保険適用をめざすたたかいが企業内補償闘争にむけられていること、労働者代表として参加している中央・地方の各種委員などの果たす役割、点検の必要性などが強調された。総評は「公害衛生、職場闘争の手引」なるパンフレットを発行、各単産、地評に配布した。こうしたなかで、七〇年国会における付帯決議、労働省に設置された「通勤途上災害調査会」対策をかねてとりくまれてきたが、資本家側はあくまで通勤途上の事故は管理の外にあることを理由に否定してきた。総評は四月二〇日労働災害担当者会議をひらき、国会における追及を行ない、七一年国会において、労働大臣に通勤途上災害を労災保険で扱うよう努力すると言明させた。

また、鉛中毒患者が増加しているなかから、鉛中毒対策会議をひらき、鉛中毒患者の認定から諸法規の改正、学習会、鉛白

書の作成、労働省交渉などがすすめられた。この対策会議は、七一年四月二七日、五月二五日、七月八日とひらかれた。また七月二一日には鉛中毒対策研究集会をひらき、専門学者、医師から実態、予防、治療などの見解をきき、今後のたたかいの方向をきめた。なお、労働安全衛生規則の改正が七〇年暮から問題になり、七一年一月に労働環境技術基準委員会の検討、基準審議会をへて、四月二一日に東京と大阪で公聴会をひらき、七一年一一月施行することとなった。総評は、とくに基準審議会や公聴会の公述人を通じ、主要点としてつよく主張した。しかしほとんど受けいれられなかった。

労災をめぐる裁判闘争

七〇年一〇月三、四日、総評弁護団は「産業災害と労働者の権利を守るたたかい」をテーマに弁護士、単産、県評など約二〇〇名参加で討議を行なった。この討論の結果、全国各地で労災裁判闘争を大衆的な運動としてできるだけ多くおこす、公害とのたたかいと結合させ、生命と健康を守るたたかいとする、ことを決定した。この結果、総評弁護団は月一回の判例研究会をひらき、七一年に入って労働実務研究会と名を改めた。七〇年三月の裁判官会同において最高裁で把握された労働災害裁判事件は全国で三〇七件であり、このうち総評弁護団員によってたたかわれているのは半数といわれる。七〇年四月二五日の具志堅判決（三五〇〇万円の損害賠償の勝利）いらい、早目の結審判決が各地で多くなり、七〇年後半から七一年にかけ、渡辺労災、長谷川労災、三池上村労災などの例があり、また日本鋼管稲垣労災事件では被告側の日本鋼管が災害原因について会社側の責任を認める答弁などを引きだした。七〇年一〇月三菱長崎造船所の爆発事件の裁判による現場検証が行なわれた。そのとき会社側は労災補償等の他に九〇〇〇万円の高額示談金を示し、七一年五月日立造船のタラップ落下事故では、労働者が裁判に立ちあがる気配に、会社は本工に一五〇〇万円、下請工に一〇〇〇万円の補償金を提示するなど、労災事故の補償額のいちじるしい高額化が最近の特徴点の一つである。

4 公害反対闘争

概況

七〇年代に入って全国各地の住民による公害闘争は急激に増大していった。公害は都市のみでなく農村漁村にも襲いかかり、巨大な生産設備と高度の生産設備をもつ大企業群の集まりであるコンビナートのみならず、「地域開発」と名づけられる新産業都市の建設によってもひろがり、産業公害といわれる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下から食品公害、農薬、医薬品の公害と多様性をおびてきた。自治省の公害白書によると六九年度に住民が役所に苦情を申入れしてきた件数が四万〇〇八五件。公害とたたかう住民団体は七〇年七月現在で確認したものだけでも三〇〇団体をこえ、その規模は数十人のものから数千人のものまで千差万別であり、

地域的にも全国一八二市町村に散在している。進出企業に地方自治体が注文をつける「公害防止協定」を締結するところもふえ、七〇年一二月で三〇都道府県、一〇〇市町村が五七四の企業を相手にして協定している。また、住民が役所の手を借りないで、直接企業と公害防止協定を結ぶ例もふえ、七〇年七月で三三協定に達している。これまで補償協定であったが、七〇年にいたってはじめて公害そのものの防止を目的とした純粋な住民公害防止協定が登場し、福島県と京都府にこの新しい型の協定が生まれた。公害防止条例の制度も急速にすすみ、京都府もふくめ四五都道府県におよんでいる。こうしたことを背景にして七〇年一一月から一二月の臨時国会は「公害国会」といわれ、全部で一四の法律を成立させた。ところが七一年の公害対策の国家予算は、一般会計でわずか九二三億円であった。

総評の公害闘争

総評は、大会の運動方針にもとづき、七〇年九月公害発生職場と公害防止に責任のある職場の労働者をかかえる単産（合化労連、化学同盟、全鉱、私鉄、全自運、国労、電通、自治労、全農林、全労働、全厚生、全港湾、全日自労、紙パ、鉄鋼労連、全国金属、全自交、動力車、新聞労連、日教組、全林野、全商工、全水道、全専売、ゴム労連）と総評本部で、総評公害対策特別委員会を組織し、委員長に磯部副議長、事務局長に大木氏を選出した。これは、七一年六月末まで一二回の会合をひらいてきた。単産、県評（地区労をふくむ）に公害担当部（者）をおき、一〇月に入り、公害被害者による訴訟がすでに二百数十におよんでいるので、これらの訴訟にカンパと署名を全国的によびかけ（七一年六月までカンパ七万円）、新潟、富山その他に配分された。

一〇月には、共同デスクを、東北（八戸市、磐梯市、いわき市）、関東（市原市、川崎市、群馬安中町）、東海（富士市、四日市市）、北陸（新潟市、直江津市、富山県婦中町）、近畿（堺市、尼ケ崎市）、九州（水俣市、大牟田市、北九州市、臼杵市）の六班に編成し活動しつつある。九月上旬伊東市で、いのちと暮しを守る一〇〇〇カ所討論集会を三日間ひらき、税、物価、社会保障、公害、住宅などの認識を深め、その結果、総評主催だけで全国で二〇〇〇カ所の集会がひらかれ、単産や県評独自の集会も多数とりくまれた。「公害国会」にむけて、一一月五日から街頭署名、八日から一五日にかけて全国九カ所の公害多発地域で「公害絶滅ブロック集会」をひらき、これらには農民・漁民も参加した。一一月一〇日、東京で公害対策全単産代表者会議をひらき、一一月一八日には山中総理府総務長官に申入れを行ない、一一月二九日には全国いっせいに「公害メーデー」が開催された。中央集会には「青空と緑をとり返し国民のいのちとくらしを守る」ために、二〇万人が参加し、全野党代表がこれを激励した。

現地闘争の支援行動としては、①大分県臼杵市の大阪セメント進出にともなう公害発生事前防止のたたかいを支援して、調査団をおくり、カンパを行なった。リコール運動は僅少差で破れた。②七一年五月一八日、新潟水俣病の最終公判にあたり、県水俣病闘争共闘会議によって集会がひらかれた。③富山県のイタイイタイ病訴訟結審をまえに、七一年三月一〇日、富山市で地元関係組織を中心に総決起集会がひらかれ、さらに六月一日には富山県労協、イタイイタイ病被災者組織によって「六月三〇日の判決勝利のための総決起大会」がひらかれた。そして

六月三〇日、原告の主張を全面的にみとめた歴史的な勝利判決が下された。この判決に対して三井鉱山は控訴するとの談話を主張したので、その日三井神岡鉱業所へ原告団の差押えを背景とした大衆行動、翌日には東京三井本社への抗議行動などが行なわれた。

なお、総評は公害学者専門家会議を発足させ、七〇年一一月二六日、二七日には公害対策全国連絡会議による第二回全国大会を東京で開催し、三〇〇名余の参加者があった。また六月三〇日には富山で第四回総会をひらいた。また、中央だけでなく、各県段階でも、公害闘争の地域センター的なものをつくり、持続的なたたかいをすすめるために、群馬、新潟、千葉、静岡、富山、和歌山、兵庫、岡山、福岡、熊本などでは県評が積極的にとりくんできた。

さらに労働四団体（総評、同盟、中立、新産別）は七〇年一一月一三日、共同して政府への申入れ書を提出している。また、各種公害による漁場の汚染に抗議して立ちあがった全国漁業協同組合連合会による「公害絶滅全国漁民総決起大会」（七〇年一〇月）を総評は支持し、支援共同行動を行なった。

同盟のとりくみ

同盟の公害対策活動の理念は「国民福祉に奉仕する経済」をつくることであり、このため、「①公害発生源に対しては、地域社会とともに繁栄する企業や産業を築くことの自覚を求め、万全の公害対策を要求し、②国・自治体には公害防止行政の強化、公害紛争処理と公害被害者の救済制度の確立、公害対策行政への市民代表の参加を要求し、③この運動を特定の階層や集団の利己的要求のために、あるいは他の目的のために利用しようとする偏向を排除して幅広い市民運動を組織する」という原則を立てている。

これについての具体的活動として、「①公害とその対策の現状についての調査（公害点検活動）、②公害対策についての要求、③物価・減税とともに公害追放の国民運動の展開、④地域住民との連携、⑤研究および学習活動、⑥民社党との連携、⑦構成組織や地方同盟における公害担当部局や機関を設置する等々の項目をあげている（一九七〇年七月九日、第一〇回執行評議会決定「公害対策への取り組みについて」より）。

県評・その他のとりくみ

総評行動方針の実践が今年度になって顕著にみられるが、そのうち二～三の例をとりあげる。

水俣病の新潟県評は「公害絶滅のたたかい」の方針を第一九回定期大会（一九七〇年八月二〇～二二日）でつぎのように決めている。

【新潟県評の公害絶滅のたたかいの方針】①条例改正運動を行なうとともに公害企業の誘致・進出に反対する。②点検運動として、各組合は各企業の点検をやり防止対策を企業に要求する。地区労は地域における公害発生状況を点検し、当該組合と連絡をとりつつ地域住民との共闘を組織する。さらにこのような活動の一環として、公害発生（の可能性ある）企業の組合代表会議をもつ。③公害から子供を守る運動として、児童の健康診断、夏・冬休みの疎開、公害教育の推進、児童の公害文集発行等に取りくむ。④労災・職業病の点検・対策と公害闘争とを結合する。⑤新潟水俣闘争を支援する。

さらに、イタイイタイ病の富山県においては、富山県化学産業労働組合協議会による第一回県化学公害対策会議（一九七〇年

一二月一八日）が行なわれ、各企業の実態と単組の取りくみについて報告し合ったあと、今後の進め方についてつぎのように申し合わせている。

【富山県化学公害対策会議の申合せ】①労働組合が企業の中で公害にとりくむことが労働条件の一環であり、積極的に押し進めよう。②住民と一緒に直ちにとりくめといっても、労働組合としての具体的対策と展望がないと本当のとりくみにならない。したがって県化学として、そのための方法等について検討するとともに学習会をひらこう。③単に被害者意識のみでたたかうといってもむづかしい、しかし一番最初の犠牲は我我である。したがって具体的な調査書を作り、それに基づいて対策を立てよう。④当面する七一年春闘には公害要求を提出しよう。具体的には㋑大気汚染、排水、その他の防止施設の早期完成と着工、㋺全員に精密検査の実施、㋩職場環境の改善について。

全民懇と公害問題

全国民間労働組合委員長懇話会（全民懇、代表幹事は八幡製鉄・東洋紡・松下電器各労組委員長）は、一九七一年二月八日から二日間、幹事会をひらいて「変革の七一年われら何をなすべきか」と題する活動方針草案をまとめた。この方針草案は、「当面する労働者、市民の緊急課題と政策提起」の大きな柱の一つとして、「無公害をめざし積極着実な取り組み」をあげている。そのなかで、たとえば、「人間として生きのびるための最低の基準」を希望したり、「労使協議会の活用」を提唱したり、「総じて企業外の運動」を強調したりしている点が、労働組合の立場として注目をひく。方針草案の当該部分は、つぎのとおりである。

【無公害をめざし積極着実な取り組み（全民懇）】

(1)人間として生きのびるための最低の基準を科学的根拠を付して国家・地方自治体がしっかりきめてほしい。企業におもねるのでなく、地域住民や労働者が共感しうる権威ある数字をわれわれは要求しよう。それが統一されたナショナルセンターや地域労組結集体の任務である。

(2)企業別組合は決められた基準に違反する有害物質を工場の粉じんや排水のなかから出していないか、定期的にチェックする必要がある。企業に公害対策委員会の設置を要求して労組代表を送りこみ共同責任でチェックするものに一法である。何よりも大切なことは、各府県や市町村に有害物質を測定する技術者が不足し、その測定設備も乏しい現状なので企業に公害対策部（室）という専門スタッフを設けさせ、金と人を投入さすことである。測定技術にとどまらず防除設備の技術も開発させねばならない。労働組合が労使協議会や公害対策委員会を活用しリードしてこの公害専門スタッフを育成強化する現実的な息の長い地道な取り組みが大切なのである。そしてそれを一つの企業に偏しないような産業別統一闘争の場に広げて運動を平準化することである。このような取り組みこそ職場労働者全体の理解と参加を得て成功する道である。

(3)水質汚濁の原因の半分は家庭の汚水である。企業のみ追及しても解決はつかない。抜本的な下水道の完備を政治に要求しなければならないし、美しい山野や貴重な遺跡を破壊する無秩序な開発にも規制を加えねばならない。自動車の排気ガスや交通事故をなくすための車の乗入れ規制やスピードの制限も大担に行なわせる必要がある。また規制ばかりでなく道路整備など社会資本の充実を迫らなくてはならない。これらは総じて企業外の運動になるが全民懇はこれらの無公害活動にも全力をあげられる労働運動の展開を推進したい。

全国公害研究集会

一九七〇年七月二五日から二日間、三重県四日市市において、青年法律家協会弁護士・学者合同部会主催の第二回全国公害研究集会がひらかれた。この研究集会には、約二〇〇人の弁護士、学者、公害闘争中の活動家、とくに埼玉県大宮市の三菱原子炉設置反対同盟の代表、兵庫県尼崎市南部の亜硫酸ガス公害に反対する住宅団地代表、東北電力の火力発電所誘致に反対する新潟県直江津市黒

江生活を守る会代表などが、弾した。また、公害問題で法護団との結びつき、法廷闘争労働組合との協力について発研究集会は、つぎのような

【全国公害研究集会の四日市宣言】いまや公害は全日本列島をおおい、公害反対の国民各層の運動は、つつある。公害発生源企業の無治体も産業優先の基本姿勢のもわれわれは公害告発の運動にとまらず、企業による加害の責任を追求し、国、自治体を企業の側から国民の手にとりもどし、人命尊重の公害対策を講じさせるという具体的成果をかちとるため、さらに大規模な全面的なたたかいが必要なことを痛感する。

われわれはこの四日市の現実を黙視することはできない。企業は自己の負担で即時、被災者に完全な保障をなし完全な防止施設を完備すべきであり、自治体当局は、科学者の立場に立って企業や政府と対決すべきである。住民の声に謙虚に耳をかたむけ、住民

われわれは国民各層の期待がますます高まっていることを自覚し、被害者とかたく手を結び、広範な勤労市民、科学者と連帯して「公害絶滅」のため奮闘することを決意し、内外に宣言する。

全国公害連絡会議総会とイタイイタイ病裁判の判決

イタイイタイ病裁判の判決がおこなわれる前日、一九七一年六月二九日、富山市において、〝公害訴訟闘争の勝利を確信するひらかれ、イタイイタイ病裁に公害闘争を前進させよう、イタイイタイ病裁判をおこしの代表をはじめ、態本水俣病各裁判や公害闘争にたちあがが参加した。また、富山市の雄氏もあいさつした。

翌六月三〇日には、わが国四大公害イタイ病第一次訴訟について富山地裁判決の言渡しがあった。同地裁はカド金属鉱業株式会社に対し「自然界に由除き、ほかにカドミウムなど重金属をい以上、本病は神岡鉱業所から排出しの主体と解するほかない」として、鉱一部請求を減額しながらも、原告側の五七〇〇万円の支払いを命じる判決をこれは、従来わが国の幾多の公害闘ってきたなかで、住民側が企業を法廷模な訴訟の最初のものであり、この歴また判決は、本件訴訟の最大の争点カドミウムとの因果関係について、加た点で重要であるといえる。

この因果関係論については、どの程問題で二つの主張する立場があった。

その一つは加害企業の主張する立場が人間に摂取されてから発病するまで学的に明らかにする必要があるとするは、一〇〇%の立証を必要とせず、加間に因果関係を推説させるに足りる事

つがえすだけの反証がない限り因果関係を認め、企業に責任を負わせるべきであるとする考え方（蓋然性説）である。この考え方は学界では多数説として有力であるが、加害企業である三井金属鉱業側は、前者の説を主張して「カドミウムの侵入経路、摂取量、体内でイタイイタイ病を発病させる順序が具体的に明らかにされない限り、カドミウムとイタイイタイ病との因果関係が立証されたとはいえない」としてゆずらなかった。この点について判決は、後者の立場から、つぎのように因果関係の立証を緩和する方向をはっきりと示した。

「……本病の発生原因は鉛、亜鉛等の重金属類はともかく、これを主としてカドミウムに求めざるを得ないが、このカドミウムは、自然界に由来すると考えられるきわめて微量のもののほか、被告会社等の神岡鉱業所から排出されたものが主体となっているものと解され、そして、右カドミウムの排出は、被告会社等の神岡鉱業所における選鉱および製錬等操業の状況にかんがみて、同鉱業所から右操業の過程において生ずるカドミウムその他の重金属類を含有する排水等（選鉱過程で生ずる泥状廃液を含む）および同過程において発生し、たい積された鉱さいから浸出する前同様の排水等が神通川上流の高原川に、特に大正時代から昭和二〇年代に至るまで相当長期継続して放流され神通川を流下したことによるものと認めるのを相当とする。……被告会社等の如上の排水等を放流した行為と本件被害発生との間には相当因果関係が存するものというべきである」として、科学的に厳格な究明は要しないという蓋然性の理論にそった判断を示している。

さらに、本件イタイイタイ病訴訟とならんで現在審理中の新潟・熊本の水俣病、四日市のゼンソクなどの公害訴訟は民法七〇九条（不法行為）をもとに争っているため、因果関係のほかに企業側に故意、過失のあることを原告側が立証しなければならないのに対し、本件訴訟は無過失賠償責任を定めた鉱業法一〇九条を根拠として争われた。そのため故意、過失まで立証する必要はなかったわけであるが、この点について、同判決は賠償責任の所在をつぎのように明確にしている。

「……被告は……本病を発生させて他人に損害を与えたものであるから、鉱業法一〇九条一項の規定により本件損害発生時の鉱業権者として損害を賠償すべき責任があるのみならず、鉱業権譲受けの日の昭和二五年五月一日以前に発生した損害についても、同条三項の規定により従前の鉱業権者と連帯してその損害を賠償する義務を負うべきものといわねばならない」として、鉱業法の無過失賠償責任を前提とした判断を示した。

この判決は、今後の公害闘争に大きな影響を与えずにはおかないであろう。

5　失業反対・雇用闘争

概　況

政府による大がかりな首切り、失業促進は、失業対策事業の打切りに表象される。この失対事業打切り政策は、六四年の失対法の改正いらい、政府が一貫して失対事業の圧縮をはかってきたものである。七〇年に入り、いよいよ失対制度そのものの廃止を狙い、「失業対策問題調査研究会」を発足させ、具体的な動きがはじまった。全日自労を傘下組合にもつ総評は、全日自労のみの問題ではなく、低賃金、無権利労働者を創出する政府独占の雇用政策の一環であるとし、七〇年秋から七一年春にかけてのいのちと暮しを守るたたかいの一環として失対打切り反対のたたかいをおしすすめた。政府は「中高年齢等雇用促進特別措置法案」として国会提出、七一年五月一九日成立をみた。当該の全日自労は数度の一万人中央動員など組織をかけたたたかいにとりくみ、議案の内容をかなり修正させた。

失対事業打切り反対のたたかい

労働省は九月一七日「調査研究会」を発足させた。九月二二日、総評は、労相に対して、この研究会に労働者代表をいれること、全日自労との話し合いを十分つくすこと、雇用審議会でも十分審議することを申し入れた。さらに二五日雇用失業対策委員会をひらき、拡大評議員会で失対事業存続その他をきめ、一〇月五日、一〇月三一日に単産・県評にたいして、失対打切り反対闘争の強化を要請し、一〇月二二日の次官会議の失対事業の停止の決定にはただちに反対の声明をだした。一〇月二〇日「失対問題懇談会」を参加二二団体でひらき、政府、研究会への要請書提出と自治体闘争をきめ、一〇月一四日、一七日には研究会委員氏原、船橋、江幡、近藤四氏と総評市川議長、大木事務局長他で懇談会をひらいた。また、失対打切り反対闘争のための大衆教宣用として、総評機関紙号外五〇万部を印刷配布した。そして、一一月から一二月にかけての国家予算案要求行動の一環としてこのたたかいを強化し、それと結合しながら、全日自労が行なった四次にわたる中央集会（五〇〇名～一〇〇〇名）にたいし各県評・単産がつぎのように動員を行なった。第一次中央行動＝一一月三〇日、一二月一日、県評代表三三名地方共闘代表など計五四名。第二次＝一二月七～一一日、県評・共闘代表計六八名。第三次＝一二月一五～一九日、一九県評・共闘など一一二名。一二月二一日、福岡県評傘下一三地区労七〇名、第四次＝一二月二二～二六日、関東近県と各県共闘。

失業対策問題調査研究会は、七〇年一二月一四日中間報告を出し、労働省は作業に入り「失業対策制度の基本構想」を雇用審議会に諮問し、七一年二月一三日答申、二六日国会に上程した。これにたいし総評は二月一七日抗議声明、二月二六日に春闘共闘委員会の名で労働大臣に申入れ書、国会闘争に入った。さらに三月三、四日の総評第四一回臨時大会で失対打切り反対闘争を討議し、当面する雇用、失業の統一要求、当面のたたかいと行動についてきめ、全日自労の行動を軸としてそれをつつみ、発展させること、春闘討論集会にかならずとり入れ、健保問題に結合させること、地方議会、国会議員工作を行なうことをきめ、行動した。四月二七日、「中高年齢等雇用促進特別措置法案」について各党にたいする要請を総評議長名で行なった。

なお、失対事業の存続と活用を決議した地方議会は、北海道

（道以下二三市町）、秋田（秋田市以下一六市町）、岩手（盛岡市以下八市町）、山形（酒田市、余目町）、宮城（仙台市以下一二市町）、福島（県、福島市以下一七市町村）、茨城（日立市、勝田市）、栃木（小山市）、群馬（前橋市、桐生市）、千葉（千葉市）、東京（北区以下四区、二一市町）、神奈川（県、横浜市以下七市）、新潟（新潟市以下六市町）、長野（県、松本市以下一〇市町）、富山（富山市以下七市町）、福井（鯖江市以下五市町）、静岡（清水市、磐田市）、愛知（名古屋市、豊橋市）、三重（県、上野市、松阪市、伊勢市）、滋賀（大津市、草津市、彦根市）、京都（府、京都市以下五市町）、大阪（富田林市以下一三市町）、和歌山（和歌山市以下五市）、奈良（大和郡山市）、兵庫（西宮市以下五市）、岡山（岡山市以下一〇市一町）、広島（広島市以下五市町）、島根（県、松江市以下八市町）、鳥取（県、鳥取市以下四市）、山口（光市、小野田市）、徳島（徳島市、鴨島町）、愛媛（新居浜市以下五市町）、高知（中村市以下一六市町）、香川（高松市以下四市）、福岡（県、福岡市三九市町）、佐賀（伊万里市以下三市町）、長崎（県、佐世保市以下八市町）、熊本（水俣市以下五市町）、大分（大分市以下八市町）、宮崎（宮崎市以下一〇市町）、鹿児島（県、鹿児島市以下一四市町）。

こうして政府・労働省の当初の意図は、参院において大きく修正せざるをえなかった。それは、現在失業対策事業に就労している者については、社会保障対策や高年齢者の仕事に関する対策が充実されるまでの間、同事業に就労しうるよう配慮することなどの付帯決議である。

6　その他の社会保障闘争

老人医療無料化のたたかい

一九六〇年一二月、岩手県沢内村からはじまった老人（当時六五歳以上、現在六〇歳以上）医療一〇割給付、無料化の動きは、岩手県下、東北六県そして全国的に、住民運動も反映して普及し、七〇年四月現在では、全国で国保の保険者数三二九九のうち、五四七市町村、七一年度から実施する市町村四五六、合計一〇〇三と急速に普及するにいたった。このような普及は史上かつてないことである。しかし内容はまちまちで、年齢も八〇歳以上から六〇歳以上、入院外来ともに給付というところ、外来のみというところ、一〇割、九割、八割というところ、一部負担金を賦課しているところ、いちおう三割の一部負担金を払ってから、その部分を役場から償還するところなどさまざまである。画期的なのは、六九年一二月の東京都の七〇歳以上の老人の医療を国保にかぎらず、若干の所得制限をつけながら、すべて無料にしたことである。

こうした老人医療無料化の運動とその成果に労働組合、民主団体も積極的にとりくんでいる。この代表的な例は、七〇年後半の福岡県、名古屋市、埼玉県などの老人医療無料化の運動で、

県評を中心に社共両党の協力を軸にして、幅のひろい数十万という請願署名運動が展開され、あるていどの成果をあげたことである。これが統一地方選挙にもそのまま反映した。こうした地方自治体の動向、住民の要求が、医療保険の抜本改革のなかの老齢保険構想の再検討を、自民・厚生省内部に促し、公費による老人医療を考えざるを得なくさせている。

児童手当制度創設のたたかい

問機関として、審議会を設け、具体案をつくっていたが、七一年の統一地方選挙、参院選挙をまえにして、日経連、経団連の強い反対をおしきり、七〇年九月一六日の児童手当審議会の中間答申よりも後退する法案を、七一年二月二五日国会に提出、成立をみた。その内容は、①支給対象を一八歳未満の児童が三人以上いるばあい、義務教育終了まえの第三子以降の児童（初年度七二年一月一日現在満五歳以下）に支給する、②所得制限のもとで支給月額三〇〇〇円、③財源負担割合は、被用者のばあいは事業主一〇分の七、国庫負担二、都道府県〇・五、市区町村〇・五、一般国民は国が六分の四、都道府県六分の一、市区町村六分の一というものである。これでいくと現在のように少産核家族のなかで該当者はほとんどないのではないだろうかと問題が指摘されている。総評は、①全額国と資本家負担により、②義務教育終了前の全児童を対象とし、③第二子まで三〇〇〇円、第三子四〇〇〇円、第四子以降五〇〇〇円を支給せよと要求した。

例年ひらかれていた社会保障討論集会は、七一年二月八日から一〇日まで三日間、東京神田一ツ橋共立講堂の全体会議を軸として「生活と権利を守る」という名称にし、幅のひろい生活闘争を意図したものであり、主催も春闘共闘委、中央社保協、消団連の形をとった。参加者一二〇〇人、九日から一〇日の午前中にかけて、①医療、②労災・職業病、③失業、④老齢、⑤権利、⑥公害、⑦物価減税の七分科会にわかれて討論した。

生活と権利を守る春闘大討論集会

【参考文献】(1)総評第四二回定期大会各局報告書、(2)中央社保協ニュース、(3)月刊『社会保障』各号、(4)中央労働安全センター機関紙『いのち』、(5)自治省四五年度『公害白書』、(6)吉田秀夫・小川政亮・鷲谷善教『社会保障辞典』

VIII 政治的大衆行動と平和運動

概要□教科書検定訴訟／一〇・二一統一行動／労働組合と地方選挙═同盟の態度／民労協の立場／沖縄返還要求運動═完全復帰要求沖縄県民代表団／沖縄デー／沖縄県祖国復帰協議会の方針／沖縄協定調印にたいする抗議／蘆溝橋事件三四周年集会／平和委員会の活動═第五回アジアの平和のための日本大会／日本平和委員会第二〇回大会／世界平和評議会ブダペスト集会／日本平和委員会第二一回大会／科学者の平和運動═インドシナで戦術核兵器の使用が準備されていることにたいし、アメに関する日米科学者アピール／原水爆禁止運動═第一六回原水爆禁止世界大会／被爆二五周年原水爆禁止世界大会／ビキニデー／日本被団協のアメリカ大統領にたいする抗議／原水禁国民会議の「沖縄の核」調査・点検／メーデー

概要

ひきつづき、アメリカのインドシナ侵略に反対する運動が基軸となったが、これに深くかかわる問題として、沖縄の全面返還を要求する闘争が高まりをみせた。しかし、一九七一年六月一七日には日米政府間の「沖縄協定」が調印され、運動は新しい局面を迎えた。

一九七〇年の一〇・二一統一行動は、インドシナ三国人民支援のスローガンをかかげ、六〇余単産の労働組合がストライキや職場集会をおこなうとともに、中央集会には一〇万をこえる各階層の人びとが集まった。一九七一年にはいると、二月二六日には「インドシナに関する日米科学者アピール」が発表され、また三月二〇日には、日本原水爆被害者団体協議会が、インドシナで戦術核兵器の使用が準備されていることにたいし、アメリカ大統領にあてて抗議文を送るなど、運動にひろがりがみられた。さらに、同年五月の世界平和評議会ブダペスト集会で、日本代表団の提案にもとづき、「インドシナに関するブダペスト・アピール」が採択されたことは、反帝国際統一戦線の新たな前進として注目された。

一方、沖縄の全面返還を要求する闘争についていえば、一九七〇年秋の大衆的行動として、第五回アジアの平和のための日本大会がある。この大会では、「本土の沖縄化」がもっとも目にみえてすすんでいるといわれる御殿場市と沼津市を会場にして「東富士・沖縄集会」がひらかれた。一九七一年、日米政府間の「沖縄返還交渉」が大詰めにきた段階で、四月二七日、完全復帰要求沖縄県民代表団が上京した。この代表団は、上京翌日の沖縄デーにさいして、さっそく中央集会に参加し、「日本国民としての正当な権利を回復するために日米共同声明路線を粉砕しよう」と、沖縄県祖国復帰協議会のメッセージを発表した。現地沖縄では、本土の沖縄デー統一行動に呼応して、県民総決起大会がひらかれ、那覇市の集会には琉球政府主席屋良朝苗氏も出席、演説をおこなった。また、五月には、祖国復帰協議会を中心にして、「五・一九ゼネスト闘争委員会」が組織されている。しかし、一九七一年六月一七日、沖縄協定は日米政府間で調印された。

この時期のもう一つの特徴に、いわゆる教科書裁判での勝訴、さらに公害闘争の進展などをあげることができる。また、一九七一年のいっせい地方選挙も、重要な意義をもつものとなった。日中国交回復運動にも新しい展開のきざしが見えはじめた。

1　教科書検定訴訟

東京地方裁判所民事第二部（杉本良吉裁判長）は、一九七〇年七月一七日、東京教育大学教授家永三郎氏が国を相手におこした教科書検定訴訟のうち、検定不合格の取り消しをもとめる行政訴訟について、国側の主張をしりぞけ、不合格処分は憲法と教育基本法に反するとの判決をくだした。この判決は、憲法第二一条二項（検閲禁止）、教育基本法第一〇条（教育行政）に照らして、検定不合格処分を違憲、違法であるとして国に取り消しをもとめ、家永氏が訴えた三件六ヵ所の復原要求をすべて認めた。

この判決は、憲法第二六条の教育権について、「いわゆる国家の教育権を認めたものと解されない」と述べ、国民の教育権を認める画期的なものである。一方この判決は、教科書検定制度について違憲としてはっきり指摘していないが、国家権力の介入の限界を、記載の客観的な誤りや技術的な事項にかぎり、検定が教科書の記述内容の当否にまでおよぶべきでないとすることによって、検定制度に大きな枠をはめた。

家永氏をはじめ、「教科書訴訟を支援する全国連絡会」を中心に裁判の勝利をめざして運動してきた人びとは、判決当日、

「教料書裁判第一審勝利中央報告集会」をひらき、この判決をよりどころにいっそう大衆的な運動として発展させていく決意を示した。

2　一〇・二一統一行動

社会党、共産党、総評、中立労連などは、一九七〇年一〇月二一日、インドシナ三国人民支援、安保条約廃棄、沖縄全面返還、生活擁護の国民的課題をかかげ、全国二三都府県で共闘を組み、前年にひきつづき一〇・二一統一行動をくりひろげた。この日、とくに六〇余単産の労働組合は、一〇・二一統一行動の共闘課題と「合理化」反対、年末諸要求獲得などを目ざして、ストライキや就業時間内外の職場集会、デモ行進、街頭宣伝などをおこなった。

東京では、社会・共産両党、総評、中立労連、日本平和委員会、日本科学者会議、沖縄返還要求国民運動連絡会議、沖縄返還要求中央実行委員会、憲法擁護国民連合、憲法改悪阻止各界連絡会議、全日本農民組合連合会の一一団体と、阿部知二、大内兵衛、大西良慶、奥野彦六、久布白落美、古在由重、末川博、滝沢修、平塚らいてう、毛利与一、吉井晃、吉野源三郎、中野好夫の一三氏からなる一〇・二一全国統一行動中央大集会実行委員会主催の「インドシナ三国人民支援、安保条約廃棄、沖縄勝利、生活擁護をめざす一〇・二一全国統一行動中央大集会」がひらかれ、参加者は一〇万人をこえた。

中央集会は、「アメリカのインドシナ侵略に抗議し、インドシナ三国人民との連帯を強化する決議」、「沖縄の国政参加選挙に勝利し、核も基地もない真の返還をかちとる決議」と大会宣言を採択した。大会宣言の内容は、つぎのとおりである。

【一〇・二一大会宣言】一九七〇年代という新たな歴史的時代――安保条約の廃棄を通告する政府をつくることによっていつでも安保条約を廃棄できる新しい段階をむかえ、国民の多数が平和・中立・民主の日本の実現をのぞんでいるにもかかわらず、佐藤自民党内閣は、日米共同声明と安保条約の「自動延長」にもとづくアジア核軍事同盟の再編強化と国民生活の抑圧を急速におしすすめています。

かれらはアメリカのインドシナ全域にわたる侵略に積極的に支持・加担し、憲法違反の自衛隊の急速な増強と核ミサイル化をすすめ、沖縄をはじめ日本全土を核基地化、自由出撃基地化、朝鮮民主主義人民共和国と中華人民共和国への敵視と干渉をつよめ、軍国主義復活・強化の道をおしすすめています。

さらにまた、安保体制強化のもとで、公害、高物価、重税、労働強化など国民のいのちと暮らしを破壊し、教育や司法の反動化、スト権をはじめ労働者の基本権の抑圧など民主主義的権利の圧迫を強めています。

私たちは、このような危険な路線を断じてゆるすことはできません。アメリカの犯罪的侵略がインドシナ三国人民の英雄的なたたかいと、世界の平和・民主勢力の力によって孤立と敗北に追いこまれていることはだれの目にも明らかであります。佐藤内閣の侵略加担と軍事力の増強、国民生活の破壊、日米共同声明路線の具体化と軍国主義復活・強化に反対し、核も毒ガスも基地もない沖縄の全面返還を要求する声は国民多数のものとなって高まっています。

本日、一〇・二一全国統一行動中央大集会に結集した私たちは、アメ

リカ帝国主義の侵略戦争の拡大に断固抗議するとともに、インドシナ三国人民への支援と連帯の強化、安保条約廃棄、沖縄国政参加選挙闘争の勝利、国民生活の擁護と向上など重大な国民的課題をかかげ、その勝利のために決意を新たにして前進することを誓いあうものであります。

私たちはこの決意を本集会に結集した人びとの総意として宣言するとともに、安保条約に反対し、平和と中立を要求するすべての国民にたいし、さらに統一と団結をかため、ともに前進することを心から訴えるものであります。

3 労働組合と地方選挙

同盟の態度

総評は、一九七一年三月二二日の幹事会で、統一地方選挙勝利のため、反自民・反独占の立場から、革新系候補を総評と同盟が一体になって支援する体制の確立をめざすことをきめ、同盟に申し入れた。これにたいして同盟は、三月二五日の執行評議会で、「総評の要請に賛意を表明することは不可能である」ときめ、総評に回答した。同盟の「統一地方選挙に対する基本的態度」のあらましは、つぎのとおりである。

【統一地方選挙に対する基本的態度】　一、われわれは今次統一地方選挙を多年の保守政治を打ち破り、政治の革新を求める国民の意思を表明し、民主主義国家として七〇年代に挑戦するわが国の政治のあり方を明らかにする絶好の機会としてとらえ、真に民主的な革新政治勢力を拡大するため組織の総力をあげて闘いを進めているところである。

一、いうまでもなく、国民の求める真の革新の政治は、議会制民主主義のもとに豊かな生活と人間尊重を実現する政治を開拓するものであり、社共連合戦線の名のもとに共産主義的政治方式――地域人民戦線方式を推進することとは全く異質のものである。この意味において社共統一戦線即革新という最近の風潮は警戒すべきであり、その誤りを正さなければならない。

一、われわれは労働運動において反体制、共産主義路線を強く否定し、これを克服しつつ民主主義労働運動の推進を通じて、勤労国民の将来を切り開こうとするものであり、この路線は政治の分野において堅持すべきものと確信するものである。

一、われわれは以上の基本的態度に基づいて統一地方選挙を推進するものであり、具体的活動は地方組織の自主的判断に基づいて展開するものである。

民労協の立場

一九七一年の統一地方選挙をめぐって、各地の民間労働組合の結集体である民労協には、政党問題には介入しないたてまえをとっているが、関東民労連（関東地方民間労働組合連絡協議会、約一〇〇万人）のように、「社共共闘と対決」を鮮明にうちだしたものもある。関東民労連が、こうした態度をとったのは、「七〇年代労働運動は民主主義路線か階級主義路線かの選択に迫られている」との判断にもとづく。また、大阪民労協の中核的組織である電機労連大阪地協も、「社共共闘反対」を明らかにしたが、同時に「反自民・住民本位の革新府政を実現するためには黒田了一氏が適任」とし、地協独自の選挙活動を推進した。

4　沖縄返還要求運動

完全復帰要求沖縄県民代表団

日米政府間の「沖縄返還交渉」が大詰めにきた段階で、あくまでも沖縄県民の声を反映させ、沖縄が一体となって沖縄全面返還を実現しようと、一九七一年四月二七日、沖縄から県民代表団一八人が上京した。代表団の名簿は、つぎのとおりである。

団長	教職員会代表	内間　武義
副団長	婦人連合会代表	川崎　清子
総務	全軍労代表	奥浜　玄俊
団員	社大党代表	小牧　禧一
	人民党代表	嶺井　政義
	社会党代表	中根　章
	教職員会代表	大城　清一
	〃	平良　宗潤
	自治労代表	久部良英夫
	全逓代表	玉城　幸輝
	私鉄代表	小谷　誠松
	マスコミ労組代表	崎山　英伸
	医療労組代表	南　庸雄
	全沖労連代表	天久　源昭
	婦人会議代表	新垣　洋子
	新婦人の会代表	比嘉　愛子
	沖青協代表	田場　盛順
	民青代表	伊佐　真市

完全復帰要求沖縄県民代表団は、「国民へのアピール」を発表した。

【国民へのアピール】　「沖縄返還」をめぐる問題が、いま、きわめて重要な段階をむかえているとき、沖縄県祖国復帰協議会に結集する私たち県民代表団は、心から国民に訴えます。

沖縄県民は、去る大戦において未曽有の犠牲をこうむったうえ、二十六年にわたってアメリカの軍政下におかれてきました。

平和を希求し、人間として等しく生きる権利の保障されるべきことを主張してきた県民にとって、この間の米軍支配は、たえがたい屈辱と苦痛の強要であり、この支配の状態を拒否し、日本国民として正当な権利を回復する道を祖国復帰運動に求めてきました。

そしていま、一九六九年十一月の日米共同声明にもとづいて、日米両国の間に、沖縄の施政権返還のための交渉がすすめられています。私たちはこれまで、沖縄の米軍基地の機能には支障のないことの保障を前提とした共同声明の危険な方向を指摘してきました。この共同声明を基本とするかぎり、県民をはじめ、全国民の平和的要求に逆行するものとなりましょう。

さらに、返還協定調印も間近といわれながら、その交渉の内容はいまだに国民の前に明らかにされていないことも、国民の意思を背景とした交渉になり得ていないものであり、限りない不満の意を表明するものであります。

返還協定のさ中にありながらも、沖縄の米軍基地は、強化再編により、その機能と密度は一層高くなっており、返還後もひきつづき機能を維持

していくことなどが表明されています。加えて、返還と同時に自衛隊を配備し、「アジア核安保体制」のかなめ石として、日米共同の軍事作戦を容易に展開できる体制をかためつつあります。

このように「沖縄の施政権返還」をめぐる問題は、年々軍事力が増強される現状とあわせ、日本の将来に深いかかわりをもつものであり、平和的要求にもとづく返還のあり方の追求は、まさに国民的課題であると考えます。

私たちは、日本が軍事国家に肥大していくテコとして沖縄返還が利用されることを黙視できません。いま沖縄現地では復帰協を中心に、日米共同声明路線にもとづく返還協定に反対し、正しく県民の意思にもとづく復帰の実現を期し四・二八県民大会、そして可能な最大限の抵抗として五・一九ゼネストを設定してたたかいをすすめています。

全国民の支持と連帯の行動を心からよびかけます。

沖縄デー

一九七一年四月二八日、沖縄デーにさいして、社会党・共産党、総評などを中心に、「核も基地もない沖縄全面返還要求、安保廃棄を要求する集会」が、全国四二都道府県、一六二会場でおこなわれ、参加者約八〇万人。

東京の中央集会は、社会・共産両党、総評、中立労連など一二団体と、大内兵衛、中野好夫、松本清張各氏ら一四人のよびかけによって組織され、約八万人が参加した。社会党中央執行委員長成田知巳氏は、「〝第三の琉球処分〟を許さず、インドシナ戦争をやめさせるために、日中国交回復、安保廃棄のたたかいに強力にとりくもう」とあいさつ。また、共産党幹部会委員春日正一氏は、「社共共闘を軸にして、民主勢力の統一の持続的発展のために団結しよう」とよびかけた。さらに、前日上京してきた「完全復帰要求沖縄県民代表団」の団長内間武義氏が、「日本国民としての正当な権利を回復するために日米共同声明路線を粉砕しよう」と、祖国復帰協議会のメッセージを読みあげた。つづいて、上原康助、瀬長亀次郎、喜屋武真栄氏ら沖縄選出革新国会議員団の紹介と、ベトナム民主共和国平和委員会、南ベトナム平和委員会からの連帯の電文の紹介があり、①佐藤内閣にたいする抗議、②アメリカ政府にたいする抗議、③司法反動化、憲法改悪、軍国主義復活・強化反対など、三つの決議を採択した。中央集会は、最後に、「統一行動の成功を重要な出発点として、沖縄県民と本土の革新勢力が固く団結し、日米反動勢力の危険なたくらみを粉砕し、核も基地もない沖縄全面返還、安保条約廃棄をかちとるために全力をあげる」と大会宣言を発表し、四コースにわかれて都内デモをおこなった。

本土の沖縄デー統一行動に呼応して、沖縄県祖国復帰協議会主催の「共同声明路線の返還協定粉砕、県民要求実現総決起大会」が、那覇市、宮古市、八重山地区の三ヵ所でひらかれ、合計約六万人が集まった。那覇市の集会では、琉球政府主席屋良朝苗氏も、「情勢はきびしいが、悔いを残さない復帰を実現するため全力をあげたい」と演説し、参加者のなかには高校生が目だった。

なお、沖縄デー当日、「新左翼」系の集会も、三九都道府県でおこなわれた。たとえば東京では、「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）主催の「四・二八沖縄返還協定つぶせ集会」に約四〇〇〇人の学生と市民が集まった。

沖縄県祖国復帰協議会の方針

「沖縄返還交渉」が、一九七一年四月末、日米政府間で大筋の合意にたっし、一方、五月四日には沖縄県祖国復帰協議会を中

心に「五・一九ゼネスト闘争委員会」が発足したが、こうした動きのなかで、祖国復帰協議会は、つぎのような方針を掲げていた。

【完全復帰に対する基本的要求】一昨年十一月の、日米首脳会議は、一九七二年に沖縄の施政権を「核ぬき、本土並み」で返還することをとり決めました。

現在この共同声明路線に基づき、返還協定を始め、復帰準備作業が進められているが復帰の当事者である沖縄県民をまったく無視し、日米交渉の内容をいまだに国会でも明らかにしない、国民不在の秘密外交であり、沖縄買い取り交渉にわれわれは断じて承服できません。

四半世紀にもおよびアメリカ帝国主義の軍事的植民地支配のなかで、われわれが要求し続けてきた祖国復帰は、戦争体験に基づく反戦平和の立場から、基地撤去、安保廃棄による憲法の精神に基づく完全復帰であります。

ところで日米両政府によるアジア支配再編と、日本の反動化の「テコ」に利用された沖縄返還のぎまん性は、ますます強化される沖縄基地の現実と、復帰合理化による不安など、県民不在の復帰準備によって明らかであります。

沖縄の七二年復帰は長年にわたる差別と犠牲の歴史を断ち切り、完全なる国民主権を回復するのでなければならず、このような立場から、つぎの通り返還協定と復帰準備に対する沖縄県民の基本的要求を行ないます。政府・国会は誠意を以って対処されるよう要請致します。

【返還協定に対する要求】一、沖縄への安保条約適用をとりやめ、ただちに廃棄せよ。

安保条約、関連取り決めを変更なく沖縄へ適用するといわれるが、過去の戦争体験をふまえ、引き続きアジア核安保体制の「カナメ」にされることは絶対承服できず、安保条約の沖縄への適用をとりやめ、ただちに廃棄せよ。

二、米軍基地撤去と軍用地問題

イ、核兵器、毒ガス兵器を即時完全撤去せよ。

ロ、原子力潜水艦の寄港を即時中止させよ。

ハ、特殊部隊（米太平洋陸軍情報学校、第一特殊部隊、第三海兵師団、第七心理作戦グループ、SR七一偵察機等）とVOAをただちに撤去させよ。

ニ、那覇空港や那覇港を始めとする市町村都市計画のガンになっている軍用地の即時解放と、一切の軍事基地撤去を要求する。

ホ、軍用地主の財産権を無視した強制収用は行なわないこと。

ヘ、国家総動員法により取り上げられた「国有地」を、元所有者又は権利承継人にただちに返還すること。

三、請求権について

イ、講和発効前の人身損害について、ただちに補償せよ。

ロ、返還される軍用地の復元補償を要求する。

ハ、漁業権、水利権、入会権、つぶれ地、滅失地に対する補償と、通常損失補償を要求する。

ニ、米軍関係犯罪で迷宮入り事件に対する損害賠償を要求する。

ホ、二十六年にわたるアメリカの不当支配に対して損害賠償を要求する。

四、裁判権について

イ、刑事裁判権については基本的に効力を存続させるべきではない。条約第三条に基づく不法支配による施政権の一環である裁判であるから、その裁判の効力を存続させるのはすじが通らない。

ロ、刑事裁判についての再審の道を保障すること。

かりになんらかの形で引続き裁判の効力を認めるとしても、日本国憲法下の裁判を受ける権利は保障されなければならないから、少なくとも再審を要求するものについては、これを保障しなければならない。

五、米民政府管轄資産について

イ、ガリオア、エロア援助の見返り資金を原資としてできた資産は、県民に返還するよう要求する。

ロ、米軍基地の返還や施設の移転に伴う基地の買い取りに反対する。

六、外資企業について

外資企業の処理については、あくまでも県益優先の立場に立って対処

するよう要求する。
七、米軍の渡航管理をただちに撤廃すること
【復帰準備に対する要求】一、教育委員会公選制の存続を要求する県民の要求をふみにじり、琉球政府の反対を押し切って第一次要項の中で教育委員を任命制に切り替える決定がなされているが、絶対に承服できず、第一次閣議決定を撤回するよう要求する。
二、北海道方式による沖縄開発庁設置に反対する（略）
三、国の出先機関について（略）
四、税制と物価について
県民は復帰することによって重税、高物価により生活が破壊されるのではないかと、不安を抱いている。
政府は本土との格差是正の責任と施策を明確にすることとともに、これらの問題については十分な暫定措置、特別措置を講ずるよう要求する。
五、労働問題について
1、軍関係労働者の問題。
イ、生活保障や、雇用安定が保障されない一方的な首切り合理化に反対する。
ロ、間接雇用制への移行と解雇予告期間を本土並みに延長すること。
ハ、離職者を優先して職業再訓練をすみやかに実施すべく予算措置を講ずること。
ニ、第四種に離職者臨時措置法を完全適用し、可能な限り第二種に切り替えること。
ホ、退職金を大幅に引上げ離職者の再就職と生活保障を行なうこと。
ヘ、基地労働者の雇用安定法を立法すること。
2、一般労働者の問題。
「施政権返還」に伴う「復帰不安」は一般労働者にも深刻なものがある。「施政権返還」に際し、制度の変更による合理化の不安、本土資本との系列化、吸収、合併などによる企業合理化が、一方的に労働者へ押しつけられてくる不安などが、煙草産業や、専売、通関、金融、基地内の特免業者、公務員等の関係部門に具体的に現われてきている。これらの問題は、変則的な政治的、経済的、社会的状態を強いてきた日米両政府にその責任があり、「施政権返還」に際し、離職者対策臨時措置法などの一般労働者への適用を考えるなど、このような不安を解消し、不利益を与えない十分な対策を要求するものである。
六、教育諸問題について
1、教育委員会の公選制を継続すること。
2、教職員の基本的権利を規制する地方公務員法の適用を除外すること。
3、校舎、校地はじめ施設設備の格差を是正すること。
4、沖縄の特殊性を尊重し指導要領、教科書など、教育の自主性に国家権力で干渉、破壊しないこと。
5、退職教職員の年金法上の不利益を是正すること。
七、農林・漁業について
沖縄の農林、漁業の現状は軍事優先政策のもとで生産基盤は破壊され、十分な施策が講じられてない。
総合農政の推進による零細農民の切り捨て政策の沖縄適用に反対し、政府の責任において基盤整備、生産向上、投融資など、長期的抜本的対策を講ずること。
八、平和経済開発と中小企業対策について
公害の伴わない企業を誘致し、県民主体の平和経済を確立し、基地経済からの脱脚をはかるとともに、独占資本による中小企業への圧迫を排除し、長期低利融資などの施策により保護育成すること。
九、医療、社会保障制度の整備拡充について
沖縄の医療、社会保障制度は極めて劣悪な状態にある。本土の諸制度を全面的に適用するとともに、既得権の保障と、国立病院の設置などを要求する。
十、自治権の確立と交付税方式による大幅財政支出を要求する（略）
十一、婦人問題について
本土より多い婦人労働者の賃金格差、諸施設の劣悪条件、母子福祉と健康の問題など、早急に改善しなければならない。
とくに、特殊婦人問題は、貧困と差別、軍事政策が根源をなしており、沖縄全体の社会経済問題とかかわっており、政府の責任における抜本的

対策を要求する。

十二、反戦・平和の問題について

1、沖縄への自衛隊配備に反対する。

われわれは二十六年前の沖縄戦で、軍国主義の残忍さを身をもって体験した。反戦平和の立場から沖縄への自衛隊配備に断固反対する。

2、毒ガス撤去にかんする損害賠償を支払うこと。

国際法を無視して沖縄への毒ガス貯蔵を容認した佐藤自民党政府も同罪である。

したがってその撤去にたいする一切の損害を補償すべきである。

3、パイロット訓練飛行場設置に反対する。

伊良部村下地島へのパイロット訓練飛行場設置は、県民の意思を無視して日本政府が押しつけたものである。われわれは反戦平和の立場から絶対に反対する。

十三、アメリカの不当支配にたいする損害賠償を要求する

アメリカの施政権を放棄して沖縄を返還すれば免罪になるものではない。同時に二十六年にわたりアメリカの不当支配を容認してきた日本政府も同罪であり、また復帰に際し、県民の正当な請求権を一方的に放棄するのであれば、戦中戦後、今日までの沖縄県民の物的・精神的損失にたいし、損害賠償を支払うべきである。

沖縄協定調印にたいする抗議

「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が調印された一九七一年六月一七日、沖縄県祖国復帰協議会は、つぎのような要旨の声明を発表した。

【沖縄県復帰協の沖縄協定に対する抗議（要旨）】われわれは戦争体験戦平和の立場から、基地撤去と安保廃棄による完全復帰を強調してきたが、この要求をまったく無視して調印された協定を拒否するとともに、怒りをこめて抗議する。

安保条約が沖縄にも適用されることは、本土の沖縄化をまねき絶対に許してはならない。

県民の請求権は留保されるべきであり、施政権だけ返してすべての責任を免罪にされようとする米国の態度を徹底して糾弾する。核撤去にかんする監視点検機関の設置もなければ、核ぬきのぎまん性も明らかである。

そして、同日夜、沖縄県祖国復帰協議会主催による「県民無視の返還協定調印に抗議する県民総決起大会」が、那覇市・名護市・八重山地区の三ヵ所でひらかれ、約三万五〇〇〇人が参加した。那覇市の集会では、祖国復帰協議会会長喜屋武真栄氏が、①こんどの協定は秘密外交で、住民を排除したまま案文作成がおこなわれた、②県民の即時・無条件・全面返還要求を無視し、現状よりさらに後退したものであり、したがって本土政府の罪はきわめて重く、こんごは沖縄問題を全国的課題としなければならない、と訴えた。集会は、「県民の意思を無視し、軍国主義復活、アジア核安保体制確立に逆用しようとする今回の協定を拒否し、満身の怒りをこめて日米両政府に抗議する」決議と大会宣言、ならびに根本自治相臨時代理の「沖縄対策は過保護である」（六月一五日、新聞記者会見）などの「侮辱的発言」にたいする抗議決議を採択、那覇市内を二コースにわかれてデモ行進した。

沖縄協定が調印された六月一七日夜、東京では、沖縄連（沖縄返還要求国民運動連絡会議）、反安保実行委員会、総評、中立労連などが、「国民不在の沖縄返還協定調印に抗議し、安保条約廃棄、核も基地もない沖縄の完全返還、参議院選挙を勝利させる中央集会」をひらいた。この集会には、約二万人（主催者発表）が参加、「日米共同声明路線にもとづく沖縄返還協定に抗議し、核も基地も毒ガスもない沖縄の完全返還を実現しよう」

と決議、調印式の模様がテレビ宇宙中継で伝えられるなかを、三コースにわかれて都内デモをおこなった。

また、同じ一七日夜、沖実委（沖縄返還要求中央実行委員会）と安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会は、東京で、「屈辱的〝沖縄協定〟調印抗議、核も基地も毒ガスもない沖縄全面返還、安保条約廃棄を要求する各界代表者会議」をひらいた。

さらに、六月一八日、沖実委（中央・東京）と安保破棄・諸要求貫徹実行委（中央・東京）の共催により、「緊急中央決起集会」がひらかれ、八五〇〇人が参加した。集会は、「アメリカ政府への抗議」、「日本政府への抗議」、「沖縄県民への連帯のメッセージ」、「国民へのアピール」を採択、アメリカ大使館と首相官邸へむけてデモ行進をおこなった。

5 蘆溝橋事件三四周年集会

一九七一年七月七日、日中国交回復国民会議の主催する「蘆溝橋事件三四周年、日中友好、日本軍国主義反対、七・七大集会」が、東京においてひらかれた。この集会では、日中国交回復国民会議議長中島健蔵氏らとともに、日本社会党中央執行委員長成田知巳氏が、「日中友好の意義とこんごの課題」について、つぎのようにあいさつした。

【社会党成田委員長のあいさつ（抜粋）】　日中国交回復国民会議の主催による日中友好、軍国主義復活反対の七・七大集会に参加された皆さん方に、日本社会党を代表して連帯のご挨拶を申しあげ、日中両国民の友好の前進と、日中国交回復実現への党の決意を明らかにしたいと存じます。（中略）

一昨年の（日米）共同声明により、佐藤政府は台湾地域と韓国を日本の生命線と断言して、中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国を敵視した日米韓台の事実上の軍事同盟を結成し、共同作戦をとることを宣言しましたが、これを条約化して安保条約の核安保、アジア安保への拡大強化を狙ったのがほかならぬ沖縄返還協定であります。

それは沖縄の祖国復帰という国民の悲願を逆手にとり、形式的施政権返還の代償として核基地としての沖縄、米軍自由発進の基地としての沖縄を固定化するだけでなく、安保条約の事前協議を「ノー」の事前協議から「イエス」の事前協議に変質させることにより本土全体を沖縄化しようとするものであり、かかる返還協定を私たちは断じて承認することはできません。

私はここに、「日本を再び侵略者としようとする」返還協定、欺瞞と屈辱の返還協定にたいし、断固反対の意思を表明するものであります。核も毒ガスも基地もない平和な島としての沖縄の祖国復帰をかちとるためのたたかいを、日本軍国主義復活反対、日中友好、国交回復の課題と一体のものとしてたたかいぬくことを固く誓うものであります。

いまや、中国の承認はなんびともおしとどめることのできぬ世界の大きな流れとなっています。日中国交回復は、世論喚起の段階から政府の具体的決断を求める段階にきています。われわれは全国から行動を起こし、国交回復の決断を政府に迫らねばなりません。このための条件はすでに成熟しています。

中国と正式に国交関係を樹立した国が、すでに台湾と関係をもつ国を上回ったことにみられるように、中国の国際的権威は大きく高まり、アメリカの中国敵視の政策は今や破綻寸前におかれています。

インドシナ戦争の秘密文書事件は「偽りと誤り」、汚い戦争の実体を

白日のもとにさらけだし、犯罪的なベトナム侵略戦争の中止、米軍の即時撤退を求める内外の世論は急速に高まり、ニクソン政権は窮地に立たされています。

アメリカ政府に追随し、中国適視政策をとりつづけてきた佐藤自民党内閣は、先般の統一地方選挙に引きつづき、今回の参議院選挙でも敗北し日中友好、国交回復を一貫して訴えてきたわが党が、国民の力強い支持で大きな勝利をおさめました。

先日、佐藤首相は内閣改造を行ないましたが、佐藤内閣の命脈がすでにつきていることはだれの目にも明らかであり、この内閣に日中問題についての前向きの姿勢を期待することは、もちろん幻想でしかありません。

今回公明党は、竹入委員長を団長として訪中代表団を派遣し、共同声明を発表しましたが、私はそと努力と成果ろ歓迎するとともに、日中友好国交回復のための戦列が日ましに拡大していることを心から喜ぶものであり、そのためにも、日中国交回復国民会議と公明党を中心とする日中国交正常化国民協議会との共闘が実現されることを希望してやみません。

なお、この集会にたいして、中国日本友好協会が、「さいきん佐藤反動政府は、日本人民の強い反対をもかえりみず、アメリカ帝国主義と、いわゆる〝沖縄返還〟協定に調印しました。この協定をつうじて復活した日本軍国主義は、アメリカ帝国主義の戦争への道にさらに一歩ふみこみ、日本全体を、米日反動派のアジアにおける侵略戦争発動の核基地へと変えました。日本軍国主義が、すでに日一日とアジアの危険な侵略勢力となっていることは、事実が十分証明しているところであります。しかし、世界情勢の発展は、米日反動の意に反してすすんでいます」とのメッセージをよせた。

6　平和委員会の活動

第五回アジアの平和のための日本大会

一九七〇年一〇月一〇日から一七日間にわたり、全国五ヵ所において、「インドシナ人民支援、沖縄全面返還、日本の核基地化・軍国主義化反対、アジアの平和のための日本大会」がひらかれた。この日本全土を縦断するかたちをとった第五回アジアの平和のための日本大会は、世界平和評議会評議員二七氏、各界の著名人三四氏によってよびかけられたものである。

大会参加者は、千歳・長沼集会＝約五〇〇人、板付・佐世保集会＝約五〇〇人、能勢（大阪府）集会＝約五〇〇人、横田・横須賀集会＝約四五〇人、東富士・沖縄集会（〝本土の沖縄化〟がもっとも目にみえてすすんでいるといわれる御殿場市と沼津市が会場）＝約七五〇人、合計約二七〇〇人、延五一都道府県から代表が参加した。

大会は、各集会ごとに、「富士山麓から沖縄県民への手紙」、「長沼ミサイル基地設置反対、自衛隊違憲追及、米軍基地撤去闘争の新たな前進のために」、「ミサイル基地設置反対、基地自衛隊闘争の新たな前進のために」など五つの特別決議と、つぎ

のような「日米共同声明路線に反対し、アジア諸国人民との友好、連帯を強化するためのアピール」を採択した。

【第五回アジアの平和のための日本大会は、いま、アジアと日本の平和と安全が極度におびやかされているなかで、全国五ヵ所においてひらかれました。（中略）

（一九六九年の）日米共同声明後、日本はきわめて危険な道を急速な足どりですすんでいます。そして、それはアジア諸国人民にたいする重大な脅威となり、アジア全体の平和と安全をおびやかすにいたっています。

沖縄は、西太平洋地域における米軍の作戦、兵站、通信基地としての機能が集中され、アジアにおける米軍のあらゆる軍事活動が集中する「史上かつてない高度複合基地」となっています。本土においても、板付、佐世保、岩国、横須賀、横田、厚木、三沢など米軍の主要基地に機能を集中強化するとともに、東・北富士をはじめ、返還された基地も自衛隊との共同使用により米軍が随時使用し、アメリカの核の傘と日米共同作戦体制のもとで、その侵略的機能をこれまで以上に強化しつつあります。

自衛隊は、アメリカのアジア・太平洋軍の一翼としての役割を十分に果たすため、自主防衛の名のもとに、量的、質的増強が急がれています。首都圏、関西、北九州、北海道のナイキ基地群の強化や促進による自衛隊の核ミサイル化はその端的なあらわれであります。

こうして、日米共同声明後の日本は、アメリカとの従属関係を新たに再編し、つよめながら、アメリカのアジア侵略のための自由出撃、核攻撃基地化、さらに小選挙区制による憲法改悪、徴兵制度の実現と自衛隊の海外派兵をめざして軍国主義の全面復活への道をつきすすんでいます。そして、すでに政治的、経済的には「エコノミック・アニマル」、「イエロー・ヤンキー」という非難や反発をうけるほど、アジア各地への介入と経済的侵略に公然とのりだしはじめたのです。

このような政策はまた、公害の急速な激化、物価の上昇、低賃金と労働強化など、生命の破壊と国民生活のいっそうの抑圧となってあらわれ、あらゆる分野で国民の不満と怒りは増大しつつあります。

わたしたちは、もはや、日本の将来を佐藤内閣にゆだねておくことはできません。新しい日本のすすむべき道は、わたしたち国民自身の意思と統一の力によって、安保条約の廃棄、平和・中立をめざす民主的な政府を樹立することによってきりひらかなければなりません。それは、アジアの平和と安全にとって欠くことのできないものであります。（後略）

日本平和委員会第二〇回大会

日本平和委員会第二〇回定期全国大会は、一九七〇年一一月二一日から三日間、岐阜市において開催された。

大会第一日には、岐阜県評事務局長があいさつをおこない、「緑の山河を誇った岐阜県も公害が発生し、各務原にはナイキが配備され、労働者の職場はずるずると軍需生産に引き入れられている」と述べた。

大会は、「国民への訴え」と「東京都知事選挙をはじめとする一斉地方選挙、参議院選挙にのぞむ決意」の二つの決議を採択した。「選挙にのぞむ決意」の要旨は、つぎのとおり。

【選挙にのぞむ決意】わたしたちは東京都知事選挙をはじめとする一斉地方選挙、参議院選挙にむけて、だれが平和と民主主義の味方であり、戦争と反動に協力加担するものは誰であるかを具体的な事実で明らかにし、圧倒的多数の国民とともに安保廃棄・沖縄全面返還、平和・中立の日本をめざす闘いを大きく前進するために、すべての会員が立ち上り創意ある活動を展開します。

世界平和評議会ブダペスト集会

一九七一年五月一三日から五日間、ブダペストにおいて、「世界平和評議会ブダペスト集会」がひらかれた。この集会には、一二八ヵ国から三〇〇の国際組織と二〇〇以上の団体、八〇〇人の代表が参加し、アメリカのインドネシア侵略反対、インドシナ三国人民支援を中心に、当面する平和運動の課題につい

て討論をおこなった。日本からは、平和委員会、総評、社会党などの代表一五人が参加した。

この集会の運営にあたっては、全体総会のほか、インドシナ戦争、中東戦争、全面軍縮、ヨーロッパの安全保障、新植民地主義、人種差別の各分科会がおかれた。日本代表団は、インドシナ戦争の分科会において、①七月二〇日のジュネーブ協定締結記念日にむけてアメリカ帝国主義の侵略糾弾、インドシナ三国人民支援の統一行動月間を設定すること、②インドシナ三国人民支援の国際統一行動をよびかけるアピールをだすことを提案し、これは「インドシナに関するブダペスト・アピール」として採択された。

日本代表団は、軍縮分科会においても、世界における核軍備競争と核軍拡に反対し、核兵器の完全禁止、当面核兵器使用禁止協定の締結、非核武装地帯の設置と、核兵器もちこみ反対のために、広範な国際世論を動員し、運動を大きく発展させるべきことを主張した。

全体総会で決定された基本方針は、各国の平和委員会、平和運動が、精力的にアメリカ軍の即時・無条件・全面撤退のために運動を集中すること、とりわけ「全アメリカ軍撤退の日時をきめろ」を中心課題にすえたこと、に特徴がある。

この集会には、南ベトナムからも臨時革命政府の外相グエン・ティ・ビンらが出席したが、さらに、ラオス、カンボジアの代表が正式な国際会議に参加したのは、今回がはじめてであった。また、おりからハンガリーを訪れていたチリの外務大臣も参加した。全体総会では、各国首脳のメッセージにつづいて、大阪府知事黒田了一氏のメッセージが、日本代表によって代読された。集会は、「宣言」のほか、各分科会の三〇ちかい決議を採択した。「ブダペスト・アピール」の全文は、つぎのとおり。

【ブダペスト・アピール】日程をきめよ——アメリカと同盟国のすべての軍隊を一九七一年中にインドシナから撤退させよ〝時間〟はベトナム、ラオス、カンボジアの人民にとって〝いのち〟を意味する。毎分、毎時、毎日、アメリカ政府がインドシナで大量殺りくをつづけることを世界が許していることは、平和と民族独立のためにだけ奮闘している何千人というベトナム人、ラオス人、カンボジア人にとって死を意味する。それは、自分の意思に反して皆殺し戦争をやらされているアメリカ兵にとっても、死を意味する。

このために、われわれは、全世界の平和的なすべての人たちに訴える。もうたくさんだと。われわれは、ひとつになって、ニクソン政権が、今年中にインドシナからアメリカと同盟国の軍隊を完全無条件に撤退させる日をきめる日を要求する。これこそ、国際平和運動のテーマにならなければならない。われわれはどこでも、どんな方法ででも「七一年中に撤退日程をきめろ」という要求を実現するために、これまでになく断固たる大衆闘争をおこさなければならない。

これこそ、われわれがやらねばならないことであり、これこそ、われわれ自身にたいするまた全人類にたいする義務である。

インドシナからアメリカと全同盟国軍隊が無条件に完全撤退する日程を七一年中にきめよという世界的な運動に参加せよ。

日本平和委員会第二一回大会

日本平和委員会第二一回定期全国大会は、一九七一年五月二九日から二日間、東京において開催された。

第一日。「沖縄全面返還、安保廃棄のために——国民の新たな胎動の中へ」というスローガンのもとに全体会議がひらかれ、

まず、会長平野義太郎氏が、「七〇年代にふさわしい広範な平和運動を築きあげるため、主体的条件をうちかためよう」と述べた。そして、在日朝鮮人総連合会と日本共産党代表のあいさつをうけたあと、日本社会党、ナイキ反対闘争中の三重県白山町民の会などのメッセージが紹介された。つづいて討論は、第一分科会「運動をどうすすめるか」、第二分科会「基礎組織の活動をどうすすめるか」にわかれてすすめられた。

第二日。まとめの全体会議では、愛知県平和委員会会長新村猛氏が、「世界平和評議会ブダペスト集会」の報告をおこない、また役員選考委員会から、大阪府知事黒田了一氏の顧問就任が報告された。さらに、大会に参加した学生の話しあいの結果、「日本平和委員会学生連絡会議」（仮称）が発足したことが報告された。

最後に、大会は、いのちとくらし、平和と民主主義を守り、平和・中立の日本をめざす運動に、ともに参加することをよびかけた「国民へのアピール」、「国民の平和要求案」、「インドシナ三国人民にたいする連帯と激励の電報」、「参院選勝利のためにたたかう沖縄県民への連帯のメッセージ」を採択した。

「国民の平和要求案」は、参議院議員通常選挙のなかで、国民一人ひとりの平和要求を組織化するための基礎となる案であり、つぎのような項目をあげている。

一、日米共同声明の条約化、日米軍事同盟の侵略的強化のための「沖縄返還協定」でなく、核も基地も毒ガスもない沖縄全面返還協定をむすべ。

二、インドシナ侵略のために沖縄をふくむ日本の基地をつかわせるな。すべての米軍基地を撤去し、住民に優先使用させよ。

三、米軍および米軍基地の治外法権を撤廃し、警察権、裁判権、課税権、検疫権などをとりもどし、国鉄運賃、電話料金、電気、ガス税など多くの減免優遇措置をなくせ。米軍によって国民のうけた被害は国の責任で完全に補償させよ。

四、自衛隊の増強と沖縄への派遣・常駐反対。第四次防衛力整備計画（四次防）をとりやめ、軍事費は国民のくらしをよくするために使用せよ。

五、米軍および憲法違反の自衛隊にたいする地方自治体の「協力義務」をなくすために必要な法改正をおこなえ。

六、核兵器完全禁止、当面、核兵器使用禁止の国際協定を実現せよ。

七、原水爆被害者援護法をすみやかに制定せよ。

八、海外派兵・徴兵制復活の憲法改悪反対。司法の反動化、教育の軍国主義化反対。憲法の平和的民主的条項を完全に実施せよ。

九、アメリカのインドシナ侵略への協力加担を中止せよ。日台条約を破棄し、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ベトナム民主共和国などにたいする敵視政策をやめ、これらの国ぐにとの国交を実現せよ。

十、平和・中立の日本をつくるため、日米安保条約を廃棄せよ。

7　科学者の平和運動

原水爆禁止科学者会議

一九七〇年七月二六日、東京において、第五回原水爆禁止科学者会議がひらかれ、各分野の科学者七二人が参加した。会議は「核戦

略の新段階について」（岡倉古志郎教授）、「七〇年代核問題の技術的側面について」（三宅泰雄教授）、「化学・生物兵器について」（和氣朗氏）、「被爆者問題の医学的な面について」（草野信男教授）、「被爆者問題の社会的な面について」（小川政亮教授）、「七〇年代における科学研究のあり方について」（江口朴郎教授）の報告をうけ、討論をおこなった。

会議が採択した声明は、「人類の幸福につながるべき科学技術の発展は、社会にたいしてマイナスの影響を生みだし、そのことは戦争と公害において深刻化している」とのべ、この科学技術の悪用・誤用を正す力は、各分野の科学者の民主的な協力と国民各層との連帯のなかにあると強調。さらに、①核兵器が禁止されるどころか逆に強化されており、核兵器使用禁止、廃棄のために運動をすすめなければならない、②沖縄の核兵器、化学・生物兵器はすみやかに撤去すべきである、③原子力の軍事利用を防止し、正しい平和利用の原則を守るため科学者として政府などに警告、提言する、④被爆者援護法をすみやかに制定する必要がある——などの諸点を訴えている。

なお、この科学者会議の内容は、第一六回原水爆禁止世界大会に報告された。

インドシナに関する日米科学者アピール

一九七一年二月二六日、「日米科学者アピール世話人会」（代表世話人、広島大学教授佐久間澄氏）のよびかけによる「インドシナに関する日米科学者アピール」が発表された。発表当日現在の署名者は、日本側一二六人、アメリカ側一一人で、アメリカ側には、フェリシア・オールドファーザー、マービン・E・ケットルマン、ガブリエル・コルコ、ベンジャミン・スポック、ノーム・チョムスキーらがふくまれている。なお、日本側の署名者は、六月末までに約一七〇〇人にたっした。

アピールの全文は、つぎのとおりである。

【インドシナに関する日米科学者アピール】ニクソン政権は、東南アジアのいかなる地域でのいかなる攻撃も、南ベトナムからのアメリカ軍の撤退を守るという同政権の究極目標に役立つゆえに正当化されるとして、カンボジアにつづいてラオスにも干渉を強化している。核兵器が使用される危険が増大している。ラオス、カンボジア、ベトナムにたいするニクソン政権の干渉は、いかなる口実によるものであれ、ただちに停止されなければならない。

一、われわれは、ニクソン政権が、核兵器、放射能・化学兵器を東南アジアで使用しないことをただちに誓約することを要求する。こうした兵器の使用は人類にたいする犯罪である。

二、インドシナ三国人民は、独立・主権・領土保全（および統一）という自らの民族基本権のためにたたかっている。三国人民の問題は三国人民にまかせ、すべての外国軍は干渉をやめて、すぐ撤退しなければならない。また、すべての支援・補給・兵たん活動による干渉も、同じ理由によってただちに停止されなければならない。

8　原水爆禁止運動

第一六回原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本協議会（日本原水協）主催の七〇年・第一

六回原水爆禁止世界大会は、七月三〇日から三日間、東京において、国際予備会議をひらいた。参加した海外代表は、一二ヵ国六国際団体の五一人。名誉議長として、日本政府から入国を拒否されたベトナム民主共和国平和委員会代表団、南ベトナム平和委員会代表団の両団長を推した。

八月一日午後から、ひきつづき東京において第一六回世界大会本会議が開会され、約一万人の日本代表が参加、二日には一九の分散会にわかれて討論をおこなった。本会議最終日の三日、日本代表のうち約二〇〇人は、都内五四の駅頭で六・九行動をくりひろげ、被爆者救援国民募金と核禁止署名をよびかけた。また、その他の日本代表は、①核も基地も毒ガスもない沖縄、②核兵器の持ち込み、自衛隊の核ミサイル武装化の阻止、③軍国主義復活反対、④ベトナム・インドシナ侵略戦争反対、インドシナ人民支援、⑤被爆者救援、⑥原子力の軍事利用反対、原子力平和利用三原則の擁護、⑦ビキニ被災の証人・第五福竜丸の保存、の七つのテーマで特別集会をひらいた。

閉会総会では、「一般決議」と「アメリカ帝国主義の侵略に反対し、ベトナム、ラオス、カンボジア人民にたいする支援連帯の国際統一行動を発展させるための決議」を採択、さらに日本代表団として、「七〇年アピール――原水爆禁止運動の統一と新たな前進のために」、「被爆二十五周年にあたり、被爆者救援運動の新たな前進のために訴える」などを決議した。「七〇年アピール」の内容は、つぎのとおりである。

【七〇年アピール】いまから二十五年前の八月六日、九日、広島と長崎に投下された二発の原子爆弾は、一瞬にして町を廃きょと化し、三十数万の人命を奪いさりました。このような惨禍は、いまだかつて人類が経験したことのない悲惨なものであります。そして、このいまわしいつめあとは、いまもなお、わたしたち日本国民の胸に深くきざみこまれています。この二十五年間、被爆者はあいついで原爆症でたおれ、今日生きつづけている被爆者もなお、生命と生活の不安におびやかされ、さらにその被害は子や孫にまでおよんでいます。

広島・長崎の悲劇をふたたびくりかえさせてはならない。(中略)

核兵器の完全禁止をめざす日本国民のたたかいは、世界諸国人民のたたかいとかたくむすびあいながら、アメリカ帝国主義の核兵器使用の手をおさえ、日本本土の公然たる核武装をおしとどめてきました。

これは、戦後二十余年におよぶ原水爆禁止運動の歴史的成果であり、日本軍国主義の復活強化の政策とアメリカのアジア侵略への公然たる軍事的協力・加担をはばむ大きな力ともなっています。

しかし、核兵器の完全禁止、使用禁止協定はいまなお締結されてはいません。そればかりでなく、アメリカのニクソン政権は、核脅迫の強化と、アジア人同士をたたかわせるといういわゆるニクソン新戦略構想をもとづき、沖縄の「七二年・核かくし返還」をてことして、日本全土の核基地化・自由出撃基地化をすすめ、被爆国日本をその拠点にすえようとしているのであります。

日米共同声明によってアジア侵略体制の再編強化の路線がしかれ、日本がそのなかで積極的役割を分担するにいたった現在、日本国民のたたかいは新たな重大な責任をもつにいたりました。

戦争と侵略の勢力と平和・民主勢力との国際的な対決は、現在、アジアにおいて、とくにインドシナ情勢のなかにもっともするどくあらわれています。インドシナにおけるアメリカ帝国主義の大量虐殺は、二十五年前広島・長崎へ原爆を投下した残虐な行為とまったく同一のものであり、断じて許すことのできないものです。わたくしたちは、インドシナ情勢の緊迫化と関連して、アメリカの核脅迫政策がいっそう強化され、核兵器使用の危険が依然としてつよまっていることに重大な注意を喚起しなければなりません。こうした情勢のもとで、核兵器使用禁止協定の

締結はいっそう緊急な課題となっています。

わたくしたち、日本原水爆禁止運動は、沖縄の核兵器、および毒ガスをはじめ化学生物兵器の撤去を要求し日本本土への核兵器持ち込みに反対し、日本をアジア諸国人民にたいする核脅迫と核兵器使用の基地にすることを絶対に許さないというかたい決意とたたかいによって、みずからの責任を果すとともに、アメリカ帝国主義の侵略に反対して英雄的にたたかっているインドシナ三国人民への支援をつよめ、アジアと世界諸国人民との熱烈な連帯を表明します。

一九七〇年代――それはきびしい激烈なたたかいの時代であると同時に、そのたたかいをつうじて、核兵器の完全禁止、当面、使用禁止協定の締結、被爆者援護法の制定、インドシナ三国人民の完全な勝利へ向かっての新しい展望をきりひらくことのできる時代でもあります。

日本においては安保条約の固定期限がきれ、平和・中立をめざす民主的政府を樹立することによって、核も基地もない沖縄の全面返還をかちとり、安保条約を廃棄することができるという新しい時代を迎えるにいたっています。

この新しい時代をきりひらいてゆくかぎは、安保条約廃棄、沖縄全面返還、平和・中立の統一戦線を実現することであります。核兵器の日本への持ちこみを阻止し、核兵器使用禁止協定の実現をめざす広範な原水爆禁止運動の発展は、この統一戦線をつくりあげるうえで、大きな力となるものであります。

日本原水協の旗のもとに発展してきた私たちの運動は、六〇年代をつうじてあらゆる攻撃と分裂策動の試練をのりこえつつ、統一の原則と立場――すなわち、アメリカを先頭とする戦争と侵略の勢力とたたかう方向で、意見が一致しない問題についてはねばりづよく話し合いながら、当面の一致できる緊急課題にもとづいて、行動を統一し、統一を破壊する妨害分子の介入を許さず、運動の自主的立場を堅持していくという原則と立場にもとづいて、一歩、一歩、原水爆禁止運動の統一的発展のために努力してきました。そしてこの原則と立場は、六・二三統一行動など、全平和・民主勢力によるいくたびかの統一行動のなかで、広範な勢力によって確認されるにいたっています。しかし、今日なお原水爆禁止運動の分野ではこの原則をいぜんとして拒む人びとが存在しています。わたくしたちは、さらに広範な平和民主勢力がこの統一の立場にたつよう努力をいっそうつよめるならば、障害を克服して原水爆禁止運動の国民的統一を達成することがかならずできると確信します。

わたくしたちは、この立場にたって被爆者の悩みと要求を、みずからのものとして圧倒的多数の国民とともにすすみます。

被爆二五周年原水爆禁止世界大会

被爆二五周年原水爆禁止世界大会は、一九七〇年八月三日から二日間が国際会議、五日から二日間が広島大会、七日から三日間が長崎大会で、延約一万五〇〇〇人（主催者発表）が集まった。

この世界大会では「行動の決議」、「広島アピール」、「長崎決議」が採択されている。そして、とくに「行動の決議」は、核兵器廃棄のための展望を、つぎのように述べている。

【行動の決議】　世界的核兵器廃棄のために次のような行動を組織します。

さし迫った課題として、ベトナム戦争においてアメリカが核兵器を使用することを必ずくいとめることです。窮地に陥ったアメリカが核使用の挙にでることを阻止するには広く世界の平和運動でこの一点にむけた行動を組織する必要があります。このために私たちは本大会に参加した外国代表をはじめ、世界の反戦平和の組織と固く連帯した行動をただちにおこさなければなりません。

一九七〇年の後半には、この目的のための具体的行動が計画されなければなりません。とくにアメリカの反戦運動と手を結んだ国際共同行動をぜひ実現しましょう。

つぎに地下核実験の全面禁止、さらに核不使用宣言を要求し、全面的核廃棄への突破口をつくりだしましょう。

ビキニデー

七一年三・一ビキニデー中央集会への日本原水協の報告には、「核軍備競争と核兵器使用の危険」にふれた箇所がある。以下その部分を収録するが、ここには七一年三・一ビキニデーをとりまく情勢が、簡明に述べられている。

【ビキニデーでの日本原水協の報告（抜粋）】　現在、核軍備競争は、きわめて危険な状態にたちいたっています。歴史的にみれば、アメリカの核軍備が先行し、アメリカの核軍備強化が軸となって、危険な核軍備競争が促進されてきました。

例えば、専門家の調べによると、戦略核兵器についてはアメリカは、現在、大陸間弾道弾一〇五四発、潜水艦発射弾道弾六五六発、ミサイル積載原子力潜水艦四一隻、水爆四個を搭載できる長距離爆撃機五八一機を保有しています。これにたいし、ソ連は、それぞれ一〇五〇発、一六〇発、四三隻、一四五機、ほかに中距離弾道弾七〇〇発を保有しているといわれます。

その他戦術核兵器をふくめるとこれらの核兵器の破壊力は、それぞれ、約一〇万メガトン以上といわれます。これは、広島に投下された原子爆弾の一千万個以上にもなり、世界の人類を五〇回以上殺せる量だといわれます。

このようなばう大な核兵器の蓄積に加えて、七〇年代における核軍備競争は、ＡＢＭ（弾道弾迎撃ミサイル）の開発・配備、他方ではこれを突破するＭＩＲＶ（多核弾頭ミサイル）とその他のＡＢＭ突破装置の開発という形でさらにエスカレートし、激化されていくものと思われます。そしてこのような核軍備の完成をめざして、米原子力委員会が発表した今秋のアリューシャン列島での大規模な地下核実験（キャニオン計画）にみられるように、地下核実験は依然として継続・強化されつつあります。

そして、アジアにおいては、すでにあきらかになってきているように、ニクソン戦略、日米共同声明路線にもとづいて、アメリカの「核の傘」の強化、沖縄と日本本土を中心とする核基地化、アメリカの核戦力の自由出撃態勢の一層の強化が促進されています。アメリカは、アジアに六千発、沖縄には三千発の核兵器を置いているといわれます。

私たちは、このようなばう大な核兵器の蓄積と核軍備競争の中に核戦争の危険が内包され、アメリカの侵略と核脅迫政策によって危険がたえず増大していることをはっきりとみつめなければなりません。

ホンコン一月三十一日発ＡＦＰ電は、つぎのように報じています。

「最近、三百五十万人の南ベトナム人が北部から南部に疎開したのは、アメリカがインドシナ戦争で、核兵器を使用する準備をすすめているあらたな兆候とみられている」、「昨年秋以来、米首脳部は、核兵器の使用を再検討しており、最近の多くの状況は、この検討が決定的な段階にちかづいていることをしめしている。」

七〇年代における「核」をめぐる情勢をこのように展望したとき、核兵器の完全禁止とその廃棄は、今日、人類にとって歴史的課題としての意義と緊急性をもつにいたっています。

日本被団協のアメリカ大統領にたいする抗議

一九七一年三月二〇日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、インドシナ戦争で戦術核兵器の使用が準備されていることにたいし、アメリカ大統領にあてて抗議文を送った。抗議文の要旨は、つぎのとおりである。

【アメリカへの抗議】　すでにディエンビエンフー以来、米国政府では、ベトナム戦争での核兵器使用が何回か検討され、一時はニクソン大統領が使用推進の強行意見者であったとさえ聞いています。私たち原水爆被害の犠牲者は、広島・長崎・ビキニの傷跡を、心にも身体にも、生活の上にも、いまなお深く残し、苦しんでおります。

私たちは、いかなる理由によろうとも、再び私たちのような被害者が地球上に出現すること、およびその若干の可能性でも存在することに限りない憤りを感じます。

今日世界の主要な大国の一つとして、世界の命運を担い、かつ現にベトナムにおいて戦争をやっている当事国であるアメリカ合衆国大統領と

して、貴方はただちに〝核兵器使用はしない〟旨、国内外への公式声明を発表される義務があります。

原水禁国民会議の「沖縄の核」調査・点検

原水爆禁止日本国民会議は、一九七一年六月二三日、同会議と沖縄県原水協による「沖縄の核」問題調査・点検の第一次報告を発表した。この調査は、軍事評論家小山内宏氏らが中心になって、六月一一日から五日間にわたっておこなったものである。

沖縄では、アメリカが広大な軍用地を占有しているため、とくに核兵器のための十分な貯蔵地域および施設を保有しうる条件がととのっており、原水爆禁止日本国民会議の調査においても、核貯蔵施設が重点的な目標としてとりあげられた。

「沖縄の核」問題調査・点検の第一次報告を発表するにあたって、原水爆禁止日本国民会議は、つぎのようなアピールを発表した。

【「沖縄の核」問題発表のアピール】今回の「沖縄の核」問題調査・点検によって、沖縄に核兵器が存在することが明らかになった。日本政府は、アメリカとの間に沖縄返還協定を結び、これで〝核抜き〟ができたと発表しているが、それはまったくのギマンである。

政府は、これまで沖縄に〝核〟があることをつきとめようとせず、またアメリカに、その調査・点検を要求しようともせず、ただひたすらレトリックで〝核抜き〟の印象づくりをしてきたにすぎない。

われわれは、政府のこのような態度は、沖縄県民の期待と要求に反し、県民の生活・安全をまったく無視するものであると判断し、今回の調査を行なった。われわれは、なによりも〝真実の発見〟によって、政府のギマン政策をあばき、全国民にそれを知らせる責務を感じて調査・点検を行なった。もちろん、この調査は一夜にしてなったものではない。過去二十六年間におよぶ沖縄県民の基地への関心、反戦・平和への熱意がこの点検活動を支えた。さらに、沖縄県原水協の長期にわたるねばり強く、かつ勇気ある監視・点検・調査活動が、今回の成果を生んだ要因である。

われわれは、今回の調査・点検によって明らかにされた内容を全国民に広く知らせるとともに次のような行動を展開する計画である。

①われわれは引きつづき、自らの手によって沖縄の核および基地問題の調査・点検を行ない、核・基地の全貌を明らかにしていく。

②今回、核の存在が確認された以上、これらの、〝核兵器〟および〝核基地〟の撤去なしには「核ぬき」を語ることはできない。それらの撤去に急いで着手するようにアメリカおよび日本政府に要求する。

③これらの〝核〟、〝核基地〟の撤去にあたって、米軍の作業には、沖縄県民および、その推せんする専門家を立ち合わせて、点検する必要がある。米軍や日本政府の一方的声明では、信用することはできない。

④〝核〟にかんする施設・貯蔵庫・関連兵器についても右と同様の措置がとられなければならない。このことをつよく要求していく。

⑤核抜きを保障しない「沖縄返還協定」を粉砕し全面・無条件の沖縄返還を要求する。

9　メーデー

一九七一年の第四二回メーデーは、全国九四〇ヵ所で、約七〇〇万人の労働者が参加しておこなわれた。

東京・代々木公園でひらかれた中央メーデーは、約五〇万人

が参加（主催者発表）。数年ぶりの春闘さなかのメーデーとあって、「大幅賃金引上げ」のスローガンが目だち、また公害ぼく滅を要求するプラカードが多かった。中央メーデーでは、議長団を代表して、同盟会長滝田実氏が「実力行使を背景に高額賃金引上げをかちとろう」とあいさつ。総評議長市川誠氏が、主催者を代表して「春闘の最中にひらかれる今年のメーデーは、怒りの結集の場であり、今後の激しい決戦への出発の場である。エネルギーを結集して、明るく豊かな社会をめざしてたたかいぬこう」とあいさつした。つづいて、社会党委員長成田知巳氏、民社党書記長佐々木良作氏、共産党議長野坂参三氏および沖縄県祖国復帰協議会代表らが祝辞を述べ、東京都知事のメッセージが披露された。このあと、つぎのような要旨の「第四二回メーデー宣言」が採択された。

【第四二回メーデー宣言（要旨）】メーデーは、いまや日本の労働運動とともに、働く国民のなかにゆるぎない基盤を築くにいたった。

しかし、こうした運動の発展がみられる反面、われわれをとりまく情勢は、依然としてきびしい。佐藤内閣と自民党を中心とする資本陣営の政策は大資本に傾斜し、働く者に背を向けつつある。

諸物価の果てしない上昇とか酷な税制は、働く者の生活を大きく圧迫し、地域では各種公害、災害が絶え間なくひん発し、市民生活を根底から脅かしている。

まれに見る高度成長を築き上げたウラでは、日本の労働者に対する賃金、労働条件がいまなお先進諸国に比して数段低い水準に置かれ、現在の社会保障制度すら切り下げようとする試みが繰り返されている。職場では急激に進む合理化にともなって、首切り、労働条件切下げなどが強行され、労働災害は増加し、職業病をまんえんしつつある。

とくに佐藤内閣が今日まで日米安保条約のもとで、アメリカへの従属体制を強めてきたことはきわめて重大であり、さらに憲法改悪をねらい、民主主義を破壊しようとしていることは、われわれの到底容認できないところである。

われわれは、いまこそ大幅賃上げ獲得、労働強化、労働条件改悪反対、労働時間短縮、週休二日制の確立、完全雇用の実現、社会保障制度の大幅拡充などの要求を高く掲げ、こぞって立ち上がらなければならない。そして働く市民すべての人たちと手を携え、物価値上げ反対、大幅減税、低家賃住宅の大量建設、公害絶滅などの要求や司法の独立と教育の自由を守り教育予算の大幅増額、住民のための地方自治確立など国民大多数の願望をになって、その活動の先頭に立ち、働く者の生命と生活はわれわれ自身が守ってゆくという決意をもたねばならない。

平和と民主主義を脅かし、働く者の生活を踏みにじる政権の永続はあり得ない。いまや「働く者による働く者の政権樹立」のための強い決意が必要である。とくに平和憲法を擁護し、真に沖縄県民の意思にそった沖縄の返還をかちとることは当面緊急の課題である。

中央メーデーのデモ行進は、都内五コースにわかれておこなわれた。とくに、本年から東部コースが同盟独自のものになったことが特徴である。なお、スローガンについては、前年と同じく、中央メーデーの分裂を避けるためという理由で、実行委員会とはべつに、労働四団体（総評・同盟・新産別・中立労連）事務局長・書記長会議で話し合った結果、つぎのような「国民的課題」にしぼって決定された。

（中心スローガン）

働く者の団結で　生活と権利　平和を守ろう

（サブスローガン）

一、大幅賃上げ獲得　所得政策反対　最低賃金制を確立しよう

一、首切り合理化反対　働く婦人の権利確立　労働時間短縮をかちとろう

一、労働災害と職業病の絶滅　労働基本権確立　社会保障制度を拡充しよう

一、物価値上げ反対．大幅減税　低家賃住宅の大量建設　公害を絶滅しよう

一、憲法改悪反対　核兵器禁止　平和で豊かな沖縄復帰　参議院選挙を勝ち抜こう

同盟は、宣言が「総評調」だ不満を唱えたといわれるが、スローガンの方は、「沖縄の全面返還」でなく「平和で豊かな沖縄復帰」となっているなど、同盟の主張が大幅にとりいれられている。

【参考資料】(1)日本労働組合総評議会『総評』(週刊)、(2)全日本労働総同盟『同盟新聞』(週刊)、(3)日本社会党『社会新報』(週二回刊)、『月刊社会党』など、(4)日本共産党『赤旗』(日刊)、『前衛』(月刊)、『理論政策』など、(5)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』(月刊)、(6)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(7)日本平和委員会『平和新聞(旬刊)、『平和運動』(月刊)、(8)日本科学者会議『日本の科学者』(月刊)、(9)日本労働協会『週刊労働ニュース』

Ⅸ 沖縄の労働運動

概要□コザ事件＝＝事件の全貌／事件の背景／国頭村米軍実弾射撃阻止闘争＝＝復帰協の現地調査／立法院の反対決議と阻止行動／全軍労第三波四八時間ストと〝復帰春闘〟＝＝全軍労第三波スト／県労協の〝復帰春闘〟／四・二八県民総決起大会＝＝四・二八闘争要綱／大会宣言・決議／五・一九ゼネスト＝＝返還協定抗議大会

概要

一、一九七〇年一二月二〇日未明に起こったコザ事件は、沖縄県民の二六年間にわたる怒りを象徴的にあらわした事件であるとともに、この事件をつらぬいた秩序は、これもまた二六年間の運動の思想的・組織的な影響をみごとに反映していた。

一、コザ事件を受けて、一二月三一日に国頭村で米軍実弾射撃阻止の、〝村ぐるみ〟のたたかいが起こった。米軍は運びこんだ一〇五ミリ砲をヘリコプターで運び去った。

一、「沖縄協定」の調印がまじかにせまった七一年の春闘は、情勢にふさわしい政治的な目標でたたかわれた。全軍労は、〝復帰春闘〟の柱となって第三波四八時間ストを決行した。

一、復帰協は「県民不在の沖縄返還協定」に抗議する「4・28闘争要綱」を発表、4・28県民総決起大会は「日米共同声明路線による返還を粉砕し、完全復帰をかちとろう」のスローガンのもとに怒りにみちてひらかれた。大会後のデモは延々三時間余にわたった。

一、「沖縄協定」の調印を六月にひかえた五月一九日に「5・19ゼネスト」が行なわれ、那覇集会には高校生、宗教者、商店街有志もふくめて五万人（沖縄の人口は一〇〇万、二〇人に一人）

が集まった。「沖縄協定」調印の当日六月一七日には「県民不在の返還協定に抗議する県民総決起大会」がひらかれた。

1　コザ事件

事件の全貌

一九七一年の沖縄の展望は、七〇年一二月二〇日未明に起こったコザ事件で象徴的に示された。事件前の沖縄の新聞に発表された沖縄一〇大ニュースは一位が国政参加選挙で米兵の犯罪は六位だったのが、コザ事件以後この事件が一位にはねあがった。

コザ事件は、全軍労のスト破りの動きが米軍相手のAサイン業者（米軍公認の業者）を中心として組織されている当の基地の町コザで起こったこと、しかもバーテンやホステスが参加しているのを見てもわかるように、沖縄県民の不満と憤りがどれほど深刻なものであるかをまざまざと見せつけた事件であった。

以下、『沖縄タイムス』『琉球新報』の記事を主として、コザ事件の全貌をまとめておこう。

一二月二〇日午前一時一五分　コザ市上地、仲地修理工場前24号線で米兵車両による人身事故が発生、MPが調査に当たる。事故調査をみていた約五〇人、加害者を立ち去らせようとしたMPを取り囲み、「ちゃんと調べろ」「米兵は酒気運転じゃないか」と詰めよる。次第に人数がふくれあがる。

午前一時二五分　第一現場から諸見方向約一〇〇メートルの地点で、米兵の乗用者が民車両に追突事故、五〇〇人余にふえて大抗議の人波は第二現場に移動、加害者の米兵車両を取り囲んで、棒切れやこぶしではげしくたたきつける。窓ガラスが割れる。どこからともなく石が飛ぶ。騒然。群衆はなおもふえる。

午前一時四〇分　MP約二〇人が出動、それに向かってはげしい投石、約三〇分、投石と罵声が飛ぶなかでにらみあうMPと群衆。ついにMPが行動を開始、群衆の中に突っ込みゴボー抜きにかかる。ひとりが逮捕、連行された。激高した群衆は投石、こん棒をふりかざしてMPを逆襲、すさまじい勢いにMPが後退する。

午前二時　ついに二〇人のMPがいっせいに短銃を抜き、威かく発砲、ダーン、ダーンと夜空にこだまし、人波が大きく揺れる。「撃ちやがったな、殺せ、ころせ」と怒号、群衆の怒りが爆発した。再び銃声、群衆の中に何人かうずくまるものがいる。しかし、ひるんだのはほんの一時、MPに向かって人波が激しい勢いで動く。負傷者の確認はとてもできない。群衆の数はふえるばかり、中の町交番所付近まで達した。約二〇〇〇人。

午前二時一五分　コザ信協前でMPは後退しながら再び発砲。群衆は24号線を胡屋十字路と、島袋方面のふた手にわかれたがその時第一現場付近で焼き打ちが始まった。約五〇人がMPカーにガソリンをぶっかけ、火を放った。はげしい炎、群衆のどよめき、中の町派出所のMPは完全にひきあげた。が、怒りく

るった群衆は同派出所を襲撃。道路わきに駐車中の黄ナンバーの乗用車が道路の中央にひきずりだされ、つぎつぎ焼かれる。群衆は数千人に達した。「徹底的にやれ」「二五年の怒りはこれでもなまぬるいくらいだ」と声援が乱れとぶ。

午前二時三〇分　園田付近でも約一〇台の車がつぎつぎと炎上。コザ市消防本部の消防車が出動したが、群衆の勢いに押され、コザ署前で立ち往生。コザ署は全署員を非常招集するとともに警本、中、南部各署に出動要請。ふた手にわかれた群衆はさらに数十カ所で米人車両を焼いた。

午前三時三〇分　嘉手納基地ゲート前の軍雇用事務所前で群衆と警備に当たっていた米兵が対決、はげしい投石や罵声。ゲート前のグリーン地帯に突き進もうとした群衆はさらに約一〇〇人の米兵をめがけて火をふきだした車両を押し、その後からぞくぞくと押し寄せた(2)。

一方、島袋方面に向かった群衆も黄ナンバーの車を道の中にひきずり出し、つぎつぎ炎上させた(3)。

午前四時　勢いにのった群衆は警備の米兵を押しまくり、とうとう基地内のガードボックスを占拠、炎上した乗用車を一台二台、さらに三台、四台。暗い夜空にすさまじい勢いの炎が真っ赤。

基地内から米軍の大型消防車一台が出動、群衆に向けて放水。一瞬たじろいだ集団はすぐ盛り返し、運転台にめがけて投石の雨、たまらず逃げ出す運転手の米兵。直後、消防車は炎に包まれた。勢いに乗った約一〇〇人が基地内へ、平屋建ての米人小学校の校舎に殺倒し、窓やドアをたたき壊す(4)。内部はたちまち火の海。米兵たちは手が出せない。近くの乗用車六、七台も同時に火をふいた。

ようやく態勢を立て直した米軍は片手に長さ一メートルの警棒を持った約五〇人の精鋭部隊を即成、小学校校舎背後から不意打ちの攻撃を加えた(5)。わが者顔の群衆も不意をつかれ後退、これをきっかけに米兵はじわじわ進み、三〇分後に軍雇用事務所までの一五〇メートルも押し返した。

午前四時三〇分　コザ署に陣取った知念副主席、新垣警察本部長、大山コザ市長らはいずれも顔面そう白。警備指令の声も緊張にふるえている。コザ署警備員八〇人が第二ゲート前に出動、群衆と米兵との間ににらみ合いがつづき、石が飛ぶ(6)。上空からは米軍のヘリコプターがサーチライトを照らしながら市内上空をひっきりなし。

午前五時一五分　島袋三差路いったいに警備網を敷いていた武装米兵が群衆に対して催涙弾数発を発射(7)、十数人が目やノド鼻などに痛みを訴える、一帯は煙につつまれ、ますます騒然。さらに数回つづいて催涙ガスの発射。

警備に当たっていた機動隊がガスの使用を止めさせようとするが、武装米兵には通じない。警察本部へ緊急連絡がとんだ。はじかれたように立ち上がった知念副主席、ただちにフィアリー民政官へ電話を入れる。英語で緊張しているせいか、ポキポキとした堅いことば。「催涙ガス発射を中止してほしい」「治安をこれ以上混乱させたら責任は持てない」。〝責任が持てない〟を再三くり返す。要請というより抗議の口調だ。現場ではまもなく米兵は退去、機動隊が代わって警備についた。

一方、第二ゲート前、島袋方面の群衆の数はそれぞれ二〇〇〇人以上。第二ゲート前でにらみあっていた群衆からの投石がはげしくなり米兵が発砲、数人のケガ人が出たようだが、負傷者の確認できず。(8)

午前六時三〇分　東の空が明るくなり視界もしだいにはっきりしてきた。炎上していた車両の火もようやくおさまり、黒い煙がぐずついて路上におおっていた。(9) 24号線からゲート通りにかけての道路はビンのかけらやガラス破片、石などが散乱、道はところどころ黒く汚れている。

機動隊と群衆の間で「沖縄人同士で傷つけあうのはよそう」と、第二ゲート前、島袋方面とも機動隊との衝突はなかった。しかしおさまりはじめたかにみえた群衆は出勤のため通過する乗用車に乗った外人をみつけるや再び激高、手当りしだいに襲撃した。諸見派出所前では、米人を車から引きずり出し、数十人が袋だたき。倒れたところをさらに足げにした。(10) 私服の刑事が助け、ようやく連れだした。コザ署警備本部が平常に戻ったと発表したのは午前七時一五分。

(1)市民は口々につぎのようなことばを叫んだ。
「外人事故をうやむやにするな」
「アメリカー・タックルセー」(やっちまえ)。
「糸満（の無罪判決を）をくりかえすな。」
「ウチナンチューをウヤムヤにするな)。
「米軍の裁判権を民に移官せよ。」
「ヤンキー・ゴー・ホーム。」

(2)MPは逃げながら通行人を片っぱしから逮捕した。逮捕された通行人は一九人（あとで民警に引きわたされた。）民警がつかまえたのが一人。翌日一六人を釈放。四人書類送検。

(3)黄ナンバーの車は黄色の地にナンバーを黒で書いた米軍専用の車。プレートの下段に KEYSTONE OF THE PACIFIC（太平洋のカナメ）と書いてある。市民は米軍の車を、類焼をふせぐために軒下から道路のまん中に引きだして火をつけた。沖縄の車は一台も焼かれなかった。あとで現場にかけつけた人は、「そこに奇妙な統制が保たれていた。投石にもかかわらずガラスなどなに一つこわれていなかった」といっている。

(4)炎上――基地雇用事務所、ガード・ボックス、米人学校三棟八教室。金額は自動車は別にして一万八〇〇〇ドル（高等弁務官府報道調整官室発表）。

(5)出動米兵MP約三〇〇人、武装兵約四〇〇人、機動隊約一〇〇〇人。機動隊の出動はようやく午前三時。

(6)女性たちが路地から石をリレー式に運んだ。また彼女たちは店からクズ紙を持ち出し、それに火をつけて自動車に投げ入れた。だれかがガソリン・スタンドから石油を買ってきた。

(7)島袋三差路の南方には高級将校の住宅地（ライカム）がある。三差路でガス弾を発射したのは事件がライカムに波及するのをおそれたためと思われる。

(8)事件の負傷者六五人、うち米兵四〇人、沖縄人のガード五人、警官四人、市民一六人。米兵一人、市民二人は陸軍病院で治療中。

(9)焼かれた米軍自動車七三～八五台（新聞発表）、高等弁務官発表では八六台。保険業者は車の賠償問題（一台約三〇〇〇ドル）については適用外だとして保険の支払いを蹴っている。

(10)袋だたきにあったのは白人兵だけで、人びとは黒人兵には手をつけなかった。だれかが、「黒人兵には手をかけるな」と叫んだ。

事件の背景

コザ事件は占領下二六年の怒りが自然発生的に爆発したものだが、近い原因としてはつぎのような事件をあげることができる。人びとには、やりきれない気持がうっ積していたのだった。またこの事件で民間の自動車が

一台も焼かれず、はげしい投石にもかかわらずガラス一枚の破損もなく、白人兵は袋だたきになったが傷を負わせていないというこの事件をつらぬく秩序は、この事件が私怨でも私刑（リンチ）でもなくアメリカによる占領と基地の被害にたいする怒りから起こったものであること、また事件そのものは自然発生的なものであっても、ながい間の運動の思想的・組織的な影響がこの事件に秩序をもたらしたことを思わせた。

コザ事件の背景として、一九七〇年の後半だけを見ても、つぎの事件とそれに対処する運動が起こっている。

九月一八日白昼　糸満町で金城トヨさん（五一歳）、米海軍二等軍曹トミー・L・ワード（二六歳）の酔っぱらい、猛スピード運転の車にひかれ、ブロック塀にはさまれて即死。糸満町民は、ブロックにぶつかってこわれた自動車をMPが持って行こうとするのを阻止し、証拠品として周囲に縄を張り、道の反対側にテント小屋をつくって監視。

一二月三日　コザと北谷（ちゃたん）の中間の瑞慶山（ずけ）ダムで日に平均二回の毒ガス実験が行なわれていたが、そのガスがもれて風に乗り、コザと北谷の住民に眼痛、吐き気の被害。実験が行なわれているダムは給水池で民家までわずか三〇〇メートル。住民は米軍の無神経にはげしく怒る。

一二月一一日　米軍、毒ガス移送計画発表。ただし時期については不明。しかも全量一万三〇〇〇トンのうち第一次はわずか一五〇トン。住民は直感的にあとはウヤムヤにするいつものお米軍の毒ガス撤去の移送ルートは沿道に人家、学校があり、米軍関係にはすでに防毒マスクが配られたが、住民にたいする安全対策は皆無。

一二月七日　具志川市で女子小学生が米兵に襲われ、一二日にも宜野湾市で女子中学生が米兵に襲われる（いずれも未遂）。米兵によるタクシー強盗事件は毎日起こり、訴えてもMPがきて英語をペラペラ話して加害者の米兵を基地内につれこみ、事件はいつもうやむやにされる。時には被害者のタクシー運転手がおまえの方がなぐったのだろうといって加害者にされてしまうこともある。その頃、外人商社で合理化による首切り。

一二月一一日　軍裁判で糸満の主婦轢殺事件の米兵無罪判決。理由は証拠不十分。裁判の傍聴は金城さんの父親と上原議員（自民党）、町民代表五人が許されただけで、筆記用具の持ち込み禁止、通訳の入廷も拒否。何人かの目撃者が詳しい証言をしているので犯人が有罪であることは誰が考えても明らかだが、それにもかかわらず犯人は無罪になった。また通訳が禁止されたので裁判の経過も傍聴人には聞きとれなかった。

一二月一六日　糸満町で復帰協主催の無罪判決抗議大会。五〇〇〇人。

一二月一九日　復帰協主催毒ガス全面撤去要求の大会（毒ガスが貯蔵してある知花に近い美里中学で）。参加者一万人。始めて中学生と公明党が参加。その頃、日本政府による沖縄返還の内容第一次発表。沖縄県民の望んでいることはまったくふれておらず、しかも教育委員の任命制を琉球政府との相談もなく取り入れている。これを読んだ人はみな、何かあるのではないかという不信を持つ。

2　国頭（くにがみ）村米軍実弾射撃阻止闘争

復帰協の現地調査

米軍は七〇年一二月二一日、突如として国頭村で実弾射撃演習を行なうむね村当局に通告してきた。米軍はそれまで演習場設置を村民に知らせず、工事はひそかに進められていた。沖縄県祖国復帰協議会、原水爆禁止沖縄県協議会、官公庁労働組合農林支部、同林業分会はすぐ調査団をつくり、一月二六日から三日間現地調査を行なった。調査の結果は、「国頭村における米軍の射爆場建設現地調査報告書」（一九七〇年一二月）としてまとめられた。

【部落民との対話・意見等】

宮城定盛さん（六〇歳位）　今年の二月二七日に伊部岳が爆破され、ヘリコプターからブルドーザーが下され、頂上が削りとられた。富士山に似て伊部岳と呼ばれ美しい山だった。立入禁止の立札は六月二二日に立てられた。何かやるとは思っていたが、このようなことになるとは思わなかった。営林署に問い合わせたらヘリ基地という返事だった。

宮城盛福（官公労）　ノグチゲラ（野鳥）は世界でここだけしかいない。自然の景観もよかった。ハッパや騒音で鳥がいなくなりつつある。伊部岳はみにくくなった。絶対に阻止しなければならない。

宮城定盛さん　戦争には絶対反対の立場からたたかう。日米共同声明の本質が顔をのぞかせたと見ている。入会権は長い間の慣習によって確立されている。沖縄の山林として最後の拠点である。住民B「守礼の門」の木もここから出ている。このことを誇りにしていける。

古堅登さん　米軍は強行しそうである。そうなれば坐りこみをやらなければならないと思う。

区長　現地に行ってみて、どのようなことがあっても阻止しなければならないと決意した。村で決議した以上に決意を新たにした。

立法院の反対決議と阻止行動

一二月二四日招集された第四三回立法院臨時議会は緊急案件として「国頭村実弾射撃演習場設置に関する反対決議＝米政府あて」を満場一致で採択した。

【国頭村実弾射撃演習場設置にかんする反対決議】　米第三海兵師団は一二月二一日、国頭村内の六五〇・七三ヘクタール（一九五万坪）の地域に実弾射撃場を建設するむね通告してきた。当該地域は楚州、我地、伊部、安田部落に接近、実弾射撃はきわめて危険である。ふきん住民のほとんどは山地依存の生業を営んでおり、生活に大きな不安をもたらすものである。また、沖縄経済開発に不可欠の水資源の供給地としてのダム計画に支障をきたすのみならず、すでに指定された本島唯一の鳥獣保護地域、天然自然林保護地域を壊滅にひんせしむることは明らかである。

よって琉球政府立法院はここに全県民を代表し米軍の当該地域の実弾射撃演習場設置に反対し、その撤回を強く要求する。

アメリカ合衆国大統領、同国務長官、同国防長官、上下両院議長、駐日アメリカ大使、琉球列島高等弁務官

一二月三一日、国頭村は〝村ぐるみ〟の阻止行動に立ち上がった。『沖縄タイムス』（七一年一月三日）は、そのときの状況をつぎのように伝えた。

一二月三一日国頭村での実弾演習は国頭村民を中心とする約七〇〇人の阻止行動にあい、米軍は一発の空砲もうたずに運び込んだばかりの兵器や資材をヘリコプターで運び去り、演習は文字通り不発に終わった。米軍は演習再開について後日住民側と協議して決めると発表しているが

地元国頭村をはじめとしてあくまで演習阻止の構えである。以下演習場での村民阻止行動の詳報。

小中学生も参加

国頭村を中心とする約七〇〇人の阻止行動隊が、演習場内に突入、米軍側は一二月三一日午前一一時三五分、山川村長を通して「砲座はじめ演習機類はいっさい撤去する。土地その他の問題の処理は二日、村当局と話し合って決める」と発表した。発表一五分後、米軍はテント、袋毛布など兵隊の身の回りのものから運びはじめた。村民のからだを張った強い阻止行動が勝った。保守色の強い国頭村での反米軍事基地闘争だけに米側も困惑の表情。

しかし、砲座などは片づけたものの、ヘリポート、掩（えん）体壕などのとりこわしを強固に拒んでいるので、演習をやろうと思えばいつでもやれる状態。

三一日、国頭村の全部落には夜明け前の午前五時から六時にかけて戦いのサイレンや鐘が鳴り響いた。冷たい小雨まじりの北風が吹きすさむなか、雨ガッパ、長ぐつで身をかためた婦人や男たちが弁当片手に公民館へ。集まった人たちはほとんど無言のまま、顔をこわばらせ戦う以外にないといった思いつめた表情。楚州では、午前六時から小中学校の生徒たちが公民館前広場に集まり新城正紀君（中二）の司会のもと、二七人の中学生が「部落全体で阻止するというよいことだから僕たちも参加させてほしい」と訴えて参加した。

演習場内に突入

村民大会がはじまった午前八時半には、泥んこの山路沿いに村民約六〇〇人、復帰協、県労協、社会党など支援民主団体約一〇〇人の計七〇〇人が集結。山川村長は「村民の生活、命をおびやかすばかりでなく、先祖代々から受けつがれた財産を破壊する射撃演習場は絶対認めることはできない。村民はたとえ一年、二年の長期にわたっても命をかけて阻止する。演習を強行すれば突入して阻止する」と激しい口調。

そのころ、トランシーバーを持った上原一夫議員(辺土名)ら決死隊の一部三〇人は樹木がおいしげり、泥んこになった急傾斜の山、谷を越えすでに演習場に到着。米兵との間でもみあいがつづいていた。現場の状況は逐一本部に連絡、こぜりあいが激しくなるにつれ、泥まみれになった村民たちが、続々演習場に向かい阻止団はふえる一方。演習開始の午前一〇時には約二〇〇人にふくれあがり、米兵との対立が激しくなった。鉄条網は踏み倒され、阻止団の勢いに押された米兵は徐々に後退。

木と泥で米兵に迫る

米軍は、山川村長、上原議員らを演習場内に入れ、話い合いを進めた。一〇時四〇分には四〇〇人になった阻止団の一人が演習場内に突入。さらに三人が続いた。基地内では警備兵を増強、阻止団と対決、木の枝を持った阻止団とシャベルを持った米兵があっちこっちで殴り合い、木の枝、土を投げて必至に抵抗する群衆に米兵はあとずさりをするだけ。勢いに乗った阻止団は午前一一時五分ごろ完全に鉄条網を突破した。群衆は約五〇〇人。

一一時一五分。山川村長は興奮しきった群衆に、「天願で立法院議員代表とウイルソン司令官が折衝中である。これまでの闘争方針通り村民の生命・財産を奪う演習場は許さない。撤去まで一、二年でも命をかけて戦う旨を話している」となだめ、話し合いの結果を報告。土のうに押しかけた群衆が砲座目がけて進もうとし阻止する米兵と激しく殴り合う。一一時半ごろまでには四人が米軍に逮捕され、日本学生会議役員の早大生・橋本稔君（二三）が日の丸を掲げるため木によじ登ったところオノを持った米兵が五人がかりで木を切り倒したため隣木に胸をはさまれあと約八メートル下に転落、胸部打撲の重傷を負い、米陸軍負傷病院に運ばれたのをはじめ一〇人がケガをした。

監視塔を占拠

一時三五分。山川村長が司令官からの連絡として「砲座はじめ、演習機類はいっさい撤去する。その後、土地やその他の処理問題については後日、立法院との交渉を持ちながら、村長は地元に随時報告する」とマイクで阻止団に知らせた。しかし、目の前で撤去するのを見届けないと帰るわけにはいかないと強い態度。米軍は発表後、わずか一五分の間をおき、兵隊の持ちもの、砲座などを運びはじめた。その間、ガード約一〇〇人がヘリコプターで運ばれ、阻止団の規制に当たったが〝売国奴〟〝われわれの土地だ〟〝同じ沖縄の住民ではないか〟と激しいヤジ。

ガードは下を向きだまったまま。
午後三時までに数回にわたって砲座などが運ばれた。しかもその後も村民はヘリポート、えん体壕などをこわせと夕暮れまで待機、つめよったがガードと米兵の規制に合いしぶしぶ引きあげた。
一方、安田部落を中心とする約七〇人の精鋭隊は、午前七時半には伊部岳頂上の監視塔を占拠、腰かけを燃やし、のろしをあげた。その後五カ所に別れ、白旗やのろしをあげてゲリラ戦術に出たが、わずかにヘリコプターが旋回するだけでトラブルはなかった。

完全撤去まで戦う

山川武夫・国頭村長の話　村ぐるみ闘争の成果だと思う。中南部から支援要望があったが、国頭村だけで取り組んだ。今後、米軍が強行に出れば、中南部はじめ全県民に呼びかけ県ぐるみ闘争を展開する以外にない。伊部岳とその周辺は村が協力し合って作りあげた美村である。またちょっとでもあやまれば安田、楚州、安波は生命が危ぶまれる。完全撤去まで戦う以外にない。

3　全軍労第三波四八時間ストと復帰春闘

全軍労第三波スト

全軍労は、米軍による首切り合理化に反対して七一年二月一〇日に第一波四八時間スト、三月二日に第二波四八時間ストを行なったが、四月一四日第三波四八時間ストを決行した。この四八時間ストは、四月一五日の県労協〝復帰春闘〟二四時間ストの柱となった。

【全軍労決起大会宣言】　全軍労に結集する二万人余の基地労働者は、本日ここに米軍の首切り合理化攻撃をはね返し、基地労働者の生活と権利を確保するため、第三波ストをもって断固戦い抜くことを確認した。
米軍当局は昨年来、基地労働者に対して激しい首切り合理化を加えてきており、組合の撤回要求を無視して昨年中で二〇〇〇人余を強行に解雇し、今年に入ってからも三〇〇〇人を六月までに解雇する旨発表し、すでにその第一次として七〇〇人余を解雇し、さらに四月一五日付けで那覇空軍二七四人を解雇しようとしている。米軍当局は解雇の理由として、予算の削減、基地の再編縮小をあげているが、その実態はニクソン・ドクトリンを基軸とする基地の再編強化であり、これに伴い基地労働者の犠牲の上に進めている徹底した基地の合理化のなにものでもない。
全軍労は、こうした米軍の労働者の生活を根こそぎに破壊してでも基地を維持強化していこうとする労働者無視の首切り合理化攻撃に対して、第一波、第二波にわたる強力なストライキをもってその撤回を要求してきたが、これに対して米軍当局は、若干の人員削減をしたものの、組合の要求を無視して解雇を強行に実施してきている現状である。
また、米軍当局は首切りに加えて、時短、低賃金と劣悪な労働条件をしいる請負制移行、格下げ、強制配転、パートタイマーの採用などあらゆる手段を講じて徹底した合理化を押しつけてきている。
なかでも陸軍関係では、格下げによる強制配転が目立ってきており、これを拒否した場合は解雇されるという脅迫的な態度さえとっており、しかもこの場合、退職手当は自己退職の形で支給するという悪どい手段をとってきているが、このことは労働者の権利を剝奪する権力による一方的な措置であって全く許せるものではない。
このように日米支配体制は、いま日米共同声明、ニクソン・ドクトリンを基軸に沖縄を西太平洋地域の拠点として再編強化し、一方では基地の安上がりをはかるために、情けようしゃなく解雇を強行してきているのである。
さらに米軍当局は、エックスチェンジにおける活動家のねらい打ち解雇や団交拒否にみられるように組織に対する弾圧も一層強まってきている。

したがって、全軍労は米軍の一方的な都合のみで労働者の立場を全く無視した首切り合理化に抗議すると共に、いま進められている県民不在の返還協定を粉砕し、基地労働者の生活と権利を守るため、組織の総力を結集して第三波ストをもって断固戦っていくことを明らかにする。

右宣言する。

県労協の〝復帰春闘〟

県労協は、三月八日第一五回臨時大会で春闘方針を決定し、〝復帰春闘〟と銘打って戦っていくことを明らかにし、従来までの賃金闘争のワクをはるかに越えた、返還協定闘争を中心にすえた戦いとして位置づけた。

この闘争を進めていく統一目標として、①県民不在の復帰準備作業に反対し、沖縄県の自治権確立を前提とした完全復帰をかちとる、②教育委員の任命制に反対し、公選制を存続させ、民主教育を守り、発展させる、③クビ切り合理化を粉砕し、四〇ドル以上の賃金引き上げと労働条件の改善を大きく前進させ、復帰に伴うすべての合理化をはねかえし、労働者の生活と権利を守る、④戦中、戦後にわたる沖縄県民の犠牲に対する補償を日本政府の責任でおこなわせる、⑤平和産業を確立し、労働者の雇用安定をはかる、⑥基地及び毒ガス、核兵器などの即時撤去をかちとり、自衛隊の配備と募集に反対する、⑦地公法、教公二法などの押しつけによる労働基本権のはく奪、侵害に反対し、すべての既得権を守る、⑧一ドル対三六〇円の通貨切り替えを保証させ、ドル切り替えに伴う一切の物価値上げと、税金引き上げに反対し、県民生活を守る、の八重点項目をすえた。

以上の方針にもとづいて県労協（仲吉良新議長、八七単産五万人）

4 四・二八県民総決起大会

四・二八闘争要綱

復帰協は、「沖縄協定」をひかえた例年とは異なる特別の意味をもつ七一年の「4・28」をまえにつぎの「返還協定、四・二八闘争要綱」を発表した（要綱の一、沖縄「返還」をめぐる内外の情勢、二、アジア支配再編を意図した日米共同声明、六、組織体制の確立と連帯闘争の強化、具体的なとりくみは省略）

【返還協定、四・二八闘争要綱】

三　共同声明路線に基づく国民不在の返還準備

1　日米両国の「共通の利益」として、アジア支配再編強化を意図しながら、一九七二年に沖縄の「施政権返還」の合意をとりつけた佐藤自民党政府は、共同声明路線に基づく返還準備を急速に、しかも強引に押し進めている。

「復帰」とは「同じ民族が同じ法令のもとに国家形成に参加し、それに同化し、同じ地位をもち、差別のない県になるということである」との「大義名分」のもとに「沖縄返還準備」は強行されている。

2　沖縄の「施政権返還」を押し進めるために、佐藤内閣は昨年三月三十一日に沖縄復帰対策方針を決定した。

また同じく昨年四月二十一日の日米協議委員会も「沖縄復帰準備は、日本、米国および沖縄の各当局の緊密な調整、協議を経て行なわれるものとし、沖縄住民の意見と希望を充分考慮し、住民福祉と利益の向上をはかり……云々」という、復帰準備の原則と指針を決定している。

3　ところが日米共同声明第十条に基づいて、主席が顧問としてメンバーに加わり設置された復帰準備委員会は、単なる「地方的問題」についてのみ取り扱う権限しかなく、地位協定に関する問題や、請求権、裁判権等、県民の基本的権利や利益につながる問題については、外交交渉事項だとして日米協議委員会で秘密裡に交渉が進められている。

4　更に約千六百件に及ぶ本土法適用については、全く国内事項だとして県民の意思を無視し、「本土に復帰するのだから法の良し悪しは別問題、一体化するのは当然、少々の金ですむことなら無理は聞くが、政治的な問題ならおしつけるだけ」という態度であり、琉球政府は勿論のこと、国会審議でさえも返還交渉の内容を明らかにしない国民不在の売国的秘密外交である。

5　こうして「復帰」当事者である沖縄県民が全くあづかり知らない形で返還準備は進められているが、すでに沖縄返還協定の骨格はでき上がっており、返還協定にのせるものとして、日米間で交渉を必要とするもの、国内的に処理すべきもの、国内的に処理すべきものに分けて検討が加えられ、日米間で交渉すべきものは殆んど煮つまっている。

6　昨年一一月二〇日に閣議決定された復帰対策要綱第一次方針は、閣議決定も行なわれ、国の出先機関の問題や、税制についても調整が難県民の意志を踏みにじって教育委員の任命制を押しつけ、すでに第二次行し、第三次分にもちこされ、教育委員公選制を含む教育公務員関係法、地方公務員法、国家公務員法、国の出先機関の問題、沖縄開発の問題、自衛隊配備等々が、県民要求との対立点として問題になっている。

7　日米両政府の沖縄返還スケジュールも、全く政治的思惑だけで如何にして国民を欺瞞するかという観点と内容で進められており、国民の前に提示する協定文は、奄美や小笠原返還に準じた極めて抽象的簡略な文章になるといわれ、米軍が不法、不当に占拠してきた軍用地に、地位協定を適用して合法化することや、請求権の放棄、当然沖縄県民に帰すべき米民政府管理資産や、基地の買い取り、外資企業の横行など、絶対に許してはならない。

8　沖縄返還は正に、アメリカ帝国主義の、アジア核戦略拠点基地という、空洞化された憲法でさえも許容し得ない沖縄の現状に、空洞化された憲法のもとにおける諸制度をそのまま適用することによって、「沖縄の本土化」を計るとともに、そのことはまた沖縄基地とのかかわり合いによって本土における支配体制の一層の反動化と、憲法の改悪まで陰謀されているという側面（むしろそのことがねらいである）を見抜かなければならない。

9　一方「共同声明路線」に基づく県民無視の、「復帰」準備が進行する中で、いわゆる「復帰不安」として深刻な社会問題が惹起しており、その象徴的な例が全軍労の大量解雇の問題である。

このような状況は単に基地労働者だけでなく、あらゆる分野におきている。本土との「一体化」や「系列化」の名のもとに、本土資本による吸収、統合、合併等、厳しい情勢のなかで、農漁民、中小企業、労働者等いわゆる生産者も企業も、消費者も、そして官公庁、民間を問わず、自治体も各種団体も含めて、各階層に亘り、首切りや合理化の嵐にさらされている。

沖縄県民にとって最早「施政権返還」の時期よりも、返還の具体的内容と実態が重大な関心事といわねばならない。

四、当面する沖縄闘争の目標

1　日米共同声明路線に基づく返還準備を粉砕する闘い

これまで述べたように、日米両政府が押し進めている沖縄の返還準備は、当事者である沖縄県民をつんぼ桟敷にしたまま、国会審議でもその内容を明らかにせず、秘密外交による沖縄買取交渉である。

このような状態で沖縄返還を許すならば、単なる基地と施政権の分離返還でしかなく、明治以来沖縄の屈辱的歴史の固定化を意味する。

県民不在の返還準備を糾弾し、真の復帰をかちとる闘いは、今や県民共通の最も緊急な課題である。

2　反戦平和と憲法をとり返し自衛隊配備に反対する闘い

沖縄の「施政権返還」が、日本の軍国主義復活と憲法改悪、アジア核安保体制の強化に利用されるようなことがあってはならない。

アメリカ帝国主義のアジア戦略体制は、沖縄基地を「要石」として展開されており、そのためますます強化拡大されている基地沖縄を、日米安保の適用範囲に含めるのであるから、アメリカのアジア侵略戦争を共同で押し進めることになり、脅威と緊張の根源は一段と深まり、県民が一層危険にさらされる結果になる。

また去る沖縄戦で、軍国主義の残忍さ、戦争のむごたらしさを身を以って体験した沖縄県民は、再び戦争をくり返してはならないという反戦平和の立場から、絶対に自衛隊の沖縄配備を許してはならない。

3　権力や独占の不当支配から民主的権利と生活を守る闘い

沖縄の「施政権返還」が、日本の支配権力の一層の反動化を強め、独占資本の進出による地元企業への圧迫、重税、高物価など民主主義がふみにじられ、県民生活が破壊される危険性をもっている。この事は、二〇数年間アメリカ帝国主義による不当支配を放置し、本土との較差を生ぜしめながら、これらの較差と県民所得を引き上げる責任と施策は示さず、復帰の時点で、税制や物価上昇につながる諸制度だけは、いっきょに本土並みにしようとするところに、「復帰不安」と混乱を生ぜしめている。また沖縄には二六年間のアメリカ帝国主義支配の中にも、ひとつひとつ闘いによってかち取ってきた民主的諸制度がある。これらの権利を、施政権返還の「代償」として絶対に奪い取られることがあってはならない。

4　平和経済を開発し地方自治を確立する闘い

「沖縄に基地があるのではなく、基地の中に沖縄がある」と云われる現状の中で、政治、経済すべてが軍事優先のもとに、平和経済は成り立たず、自治「神話」だといわれてきた。産業を開発し、公害の伴わない企業を誘致して、平和経済を確立する課題は緊急を要し、基地撤去、安保廃棄の闘いと不離一体をなすものである。また佐藤自民党政府の中央集権化の方向から地方自治を守る闘いは極めて重要であり、沖縄の地理的、歴史的条件の中で、沖縄が発展を期するための至上の命題である。

5　アメリカの不当支配を糾弾し、損害賠償を要求する闘い

アメリカは、沖縄の施政権を一方的に放棄し返還することによって、二六年に及ぶ軍事優先の植民地的不当支配から、免罪にされようとしている。

更に現在進められている日米両政府の返還協定交渉では、沖縄県民のこれらの請求権を放棄するといわれるが、二十数年に及ぶ沖縄県民の生命、財産等、物的、精神的損失は計り知れないものがあり、アメリカの責任を追求し損害賠償を要求して闘う。

五、中心スローガン

一、日米共同声明路線の返還準備を粉砕し、完全復帰をかちとろう。

一、安保に反対して軍用地の再契約を拒否し、自衛隊配備反対、平和憲法を守ろう。

一、生活を破壊する首切り合理化、重税と高物価に反対し、教育委員の公選制等民主的権利を守ろう。

一、独占資本と公害企業の進出を阻止し、砂糖、パイン、中小既存企業を守り、平和経済を開発して、地方自治を確立しよう。

一、二六年に及ぶアメリカの不当支配を糾弾し、損害賠償をかちとろう。

一、核、毒ガス兵器を即時完全撤去させ、原潜寄港と一切の軍事演習を阻止し、インドシナ侵略戦争に反対しよう。

大会宣言・決議

「日米共同声明路線による返還を粉砕し、完全復帰をかちとろう」というスローガンをかかげた復帰協の「4・28県民総決起大会」は、四月二八日午

後六時から那覇市与儀公園に二四万五〇〇〇人の労働者、学生、市民を集めて開かれた。大会後のデモは延々三時間余にわたった。

【宣　言】日米共同声明にもとづく沖縄の施政権返還交渉は、いまや最終的な合意の段階をむかえようとしている。

一九六九年一一月、日米共同声明が発表されて以来、われわれはきびしくその欺まん性を糾弾し、正しく県民要求にもとづいた返還交渉を要求してきたが、独占に奉仕するためのアジア支配を意図する日米支配層は返還協定調印も間近といわれる今日、その交渉の内容を、何ら国民の前に明らかにすることなく、秘密裏にとりひきをすすめている現状にある。

「核ぬき、本土なみ」の宣伝にかかわらず、侵略のための謀略を任務とする特殊部隊の存続、核持ちこみを認める秘密協定の存在等伝えられる情報は、われわれが指摘してきた日米共同声明の危険な方向を如実に証明している。

現実に沖縄の米軍基地は、合理化と集中によってその機能は一層高くなっており、さらに自衛隊の配備も計画されている。

このように、日米共同声明路線の意味するものは、沖縄基地を中心としたアジア核安保体制の確立による支配体制の再編強化にあり、この路線のもとでは沖縄県民は、いぜんとして犠牲の鉄鎖につながれることになり、ひいては日本の軍国主義化と侵略戦争による破滅への道をゆるすことになろう。

われわれが、過去二六年にわたる復帰闘争の中で要求してきたことは、戦争に反対し平和の実現をもととした日本国民としての正当な権利の回復であり、等しく人間として解放されることにあった。

しかるにいますすめられつつある返還交渉および復帰準備が、県民の権利と要求を全く無視したかたちですすめられていることに限りない怒りをおぼえるものである。

われわれは、日本が軍事国家に肥大していくテコとして沖縄返還要求が運用されることを断固拒否する。

そして、きょうここに結集した県民の力を一層強大なものとし、日米共同声明路線による返還協定粉砕、真の復帰の実現のために、五・一九ゼネストを最大にもりあげ、一大闘争を展開していく決意である。

右宣言する。

一九七一年四月二八日

日米共同声明路線の返還協定粉砕
完全復帰を要求する県民総決起大会

【日米共同声明路線の返還協定に反対し完全復帰を要求する決議】戦後二六年にわたるアメリカ帝国主義の、不当な植民地的軍事支配に呻吟してきた沖縄県民は、いま日米共同声明路線にもとづく県民不在の返還準備が大詰の段階にはいり新たな局面を迎えた。

一昨年一一月の日米首脳会談は、一九七二年に沖縄の施政権を「核ぬき、本土なみ」で返還することをとり決めた。

ところで「日米共同声明」が、対日「平和」条約第三条による沖縄支配の歴史的犯罪性を不問にし、インドシナ侵略戦争への一層の加担と、アジア核安保体制の確立を意図した極めて危険なものであることは、われわれが一貫して指摘し糾弾してきた通り、いよいよ明白になってきた。

このような日米両政府によるアジア支配再編と、日本の軍国主義復活の「テコ」に利用された「沖縄返還」の欺まん性は、ますます強化される沖縄基地の現実と、復帰合理化による不安など、県民無視の返還準備によって明らかである。

伝えられる返還交渉の内容は、核兵器の撤去さえ保障されず、謀略基地VOAを始め、各種の特殊部隊は引き続き居すわり基地や道路、ミサイル兵器など、県民の財産に帰すべき行政府庁舎や、諸公社まで買い取るという、正に沖縄売買交渉であり、復帰の当事者である沖縄県民を全く無視し、日米交渉の具体的内容についていまだ国会でも明らかにしない国民不在の秘密外交を、われわれは断じて許すことはできない。

四半世紀にも及ぶアメリカ帝国主義の植民地的軍事支配の中で、われわれが要求し続けてきた祖国復帰は、戦争体験にもとづく反戦平和の立場から、一切の軍事基地撤去、安保廃棄による憲法の精神にもとづいた完全復帰である。

よってわれわれは、沖縄の「核つき、基地自由使用」を内容とする、日米共同声明路線の返還協定に断固反対し次のことを強く要求する。

一、日米安保条約を廃棄し、一切の軍事基地を撤去し、日本国憲法の指向する完全復帰を実現すること。

一、アメリカは、核、毒ガス兵器とVOA、特殊部隊を即時撤去し、インドシナ侵略戦争を直ちにやめること。

一、軍用地主の財産権を無視した強制収用と、自衛隊配備を行なわないこと。

一、首切り合理化、重税、高物価による生活破壊の「復帰不安」を解消し、教育委員の公選制など民主的権利を保障すること。

一、米民政府管理資産を県民に返還し、独占奉仕の経済開発を改め、自治権を抑圧しないこと。

一、対日「平和」条約第三条を撤廃し、二十六年に及ぶ不当支配に対する損害賠償を支払うこと。

内閣総理大臣　衆参両院議長　日米共同声明路線の返還協定粉砕
　　完全復帰を要求する県民総決起大会
　　米国大統領　上下両院議長あて

5　五・一九ゼネスト

4・28県民大会の決起ですでに5・19ゼネストの決意がのべられていたが、計画どおり五月一九日に、「日米共同声明路線の返還協定粉砕、完全復帰を要求する県民総決起大会」（大会の名称）は決行された。参加者は那覇・与儀公園に五万人。宮古五〇〇〇人。八重山五〇〇〇人（いずれも主催者発表）であった。「沖縄のナマの声を聞け」「県民の要求をふみにじる返還協定交渉反対」「布令政治の継続許すな」「アメリカは信用できない」「第三の琉球処分粉砕」「自衛隊の沖縄配備反対」「空も海も陸も返せ」のプラカードが林立した。大会宣言と「返還交渉への抗議決議」のあと、与儀公園から安里、泊高橋、一号線を経て米「民政府」前まで約五キロデモ行進。米「民政府」前に約二時間坐り込み、軍用一号線の車両を完全にストップさせた。

大会は、つぎの宣言と決議を採択した。

【宣　言】復帰協に結集し、二六年に亘り祖国復帰をめざして熾烈な闘いを展開してきたわれわれ沖縄県民は、本日ここに歴史的なゼネラル・ストライキを決行した。

このゼネストはアメリカの軍事支配を排除し、基地撤去による反戦平和、県民自治を要求する沖縄県民の全世界に向けた意志表示であり、日米共同声明に基づき沖縄を三度戦争と抑圧のもとにおこうとしている日米政府に対して貫徹された県民の抗議であり、日米政府による沖縄返還協定に対するこたえである。

すでに明らかなように、日米政府が画策している「一九七二年沖縄返還」は沖縄県民はもちろん日本国民の要求を無視し、アメリカのアジア侵略体制の再編成とドル防衛をねらうニクソン政府と沖縄返還を「テコ」にして軍国主義を復活し、アジア侵略を意図する佐藤反動政府の共通の利益の上に立って、押し進められようとしている。

われわれは、戦後日米政府が、国際世論を無視して沖縄県民に押しつけたサンフランシスコ条約、それに基づく軍事支配下で一切の権限を剝奪され、さらに日本政府の了解のもとに米軍の核戦略基地となった沖縄が、冷戦から朝鮮戦争、ベトナム戦争のふみ台とされ、アジア民族殺りくの基地とされてきたことをここに想起するとともに、県民の要求をふみにじっておし進められているこの返還協定が極めて危険な方向である

ことを、国民全体とともに認識するものである。

とくにわれわれは、沖縄県民に差別政策を強要し、依然としてアメリカの軍事支配を押しつけ、いままた新たな協定をもって、沖縄を日米によるアジア侵略の基地として、日米管理のもとに置こうとしていることを重視する。

われわれは、日本政府の欺まんにみちた対米交渉を告発するとともに、沖縄県民の背負ってきた苦闘の歴史にかけてこれを拒否し、さらに沖縄県民の要求に基づく本土復帰の実現をめざし、ゼネストに結集した県民の力を今後一層強大なものにし、完全復帰をかちとるまで闘うことを決意する。

右宣言する

【県民不在の沖縄返還交渉に抗議する決議】沖縄の施政権返還をめぐる日米間の交渉は、いまや協定調印の段階をむかえようとしている。然るに今日までの日本政府の対米交渉は正しく県民の意志を反映するものとはなりえていない。

去る一五日及び一七日に政府は、国会において、沖縄返還協定交渉に関する中間報告を行なったが、一九六九年十一月の日米共同声明以来くりかえしている「七二年、核ぬき、本土なみ」の内容の保証のないごまかしの宣伝をくりかえしているにすぎない。

日本政府は、安保条約及びこれに関連する諸とりきめが、沖縄にも変更なく適用されることをもって「本土なみ」とし、「基地提供は当然」といっているが、沖縄の米軍基地が、「核」を含むあらゆる機能を備え安保条約においてすら容認し難いものであり、その基地の態様は不明のままの「本土なみ」は、全くごまかしであり、安保そのものの変質を意味するものである。

また、VOAの存続をほのめかし、特殊部隊をもそのまま認めようとしているが、これら謀略的任務をもつ施設の存在そのものが、明らかに国内法及び安保条約のワクをこえるものであり、「本土なみ」のごまかしを証明するものである。

更に、米国資産の買いとりの方針を示し、ガリオア、エロア援助の見返り資金による資産は、当然県民に無償で移譲さるべきであるが、何等の配慮も見られない。二六年におよぶ沖縄県民に苦難を負わせた代償としての対米請求権については、何ら明らかにしていないことは、対米交渉の姿勢の何たるかを示している。

われわれがこれまで、返還交渉の内容を明らかにせよと要求してきたことは、沖縄県民をはじめ、全国民の意志を背景とし、平和憲法の精神にもとづく返還を求めてのものであった。ところが中間報告は、最も重要な部分は今後の交渉にまつとして、相変らず両国政府のとりひきで処理されようとしており、中間報告をもって秘密交渉の責をまぬがれるものではない。

このことにあらわれるものは、安保体制の強化と、日本の軍国主義化をめざす、日米共同声明路線の危険な方向で返還協定を結ぼうとするものであり、これに対しわれわれ沖縄県民はゼネストをもって限りない怒りをこめた抗議と次のことを強く要求する。

一、日米安保条約を廃棄し、一切の軍事基地を撤去し、日本国憲法の指向する完全復帰を実現すること。

一、アメリカは、核、毒ガス兵器とVOA、特殊部隊を即時撤去し、インドシナ侵略戦争を直ちにやめること。

一、軍用地主の財産権を無視した強制収用、自衛隊配備を行なわないこと。

一、首切り合理化、重税、高物価による生活破壊の「復帰不安」を解消し、教育委員会の公選制など民主的権利を保障すること。

一、米民政府管理資産を県民に返還し、独占奉仕の経済開発を改め、自治権を抑圧しないこと。

一、対日「平和」条約第三条を撤廃し、二六年に及ぶ不当支配に対する損害賠償を支払うこと。

【ゼネスト参加一覧表】

（琉球新報調査・五・一九）

〈二四時間スト〉

教職員会（一〇、〇〇〇）
県労協（三六組合・三二、七五三人）
全軍労（二〇、〇〇〇）
軍港湾労（一〇八時間）
自治労　六〇
私鉄（バス）　一、四〇〇
全逓労　三、〇〇〇
全専売　二、二一〇
沖生労　二、一二三
琉生労　八七〇
協栄印刷労　一一〇
農連労　六七〇
下水道　四〇〇
オキコ　九五
名護生コン　二七〇
無所属（四組合・五二〇人）　四〇〇
沖縄タイムス労　二五
モーニングスター労　三〇〇
ROK労　六〇
大衆金庫　六〇
農林中金　六〇
精和病院　七〇
労金　五五
沖大職員労　二〇
第一企業　七〇
東急ホテル　一八八
中部サニー　三三
BOA　六〇
時事出版　一〇
全通　六三
AWW　四五二
琉球新報　二〇〇
RBC労　一〇〇
OTV労　六〇
全沖労連（一二組合・五一八人）　二七
小鳩保育園　一七
マネング労　一二
アメリカンフォトサービス　二〇
シーモンズベーカリー　六〇
ベンスチーク労　四七
琉大生協労　二七
しらゆり保育園　一二
沖煙労　二〇
糸満自由労　六〇
キーストンフォート　四七
那覇自由労　一〇〇

〈時限スト〉

（七組合・一、九四一人）
港運労　九五〇
モーニングスター労　六〇
全糖労　八〇〇
那覇ミート　二三
那覇自練　五〇
天久自練　一三
アメックス　四五
沖縄タイヤ　二五

〈年休行使〉

（六組合・五、二六一人）
官公労四、三五〇（五割）　一九〇
琉球セメント　一六
沖縄旅行社　一
小計　六一、五一三
国際旅行社　四〇
光南薬品　二五
全石労　六五〇

学生団体（六団体・八、六一〇人）
琉大　三、六六七
同短大部　五二八
国際大　八六五
同二部　一、〇五〇
沖大　一、五〇〇
同二部　一、〇〇〇

大会のみ参加（推定・五、〇〇〇人）
▽高校生（豊見城、那覇商、首里、那覇、普天間、真和志、糸満、小禄、コザ、前原、石川など）▽婦連▽沖青協▽宗教団体（キリスト者平和の会、日蓮宗）▽石反同▽農民団体▽日中友好（正統）沖縄県本部▽商店街有志▽ベ平連▽一般住民　総合計　約七五、〇〇〇人
（推定をふくむ）

6　返還協定抗議大会

返還協定調印を数時間後にひかえた六月一七日午後六時すぎから復帰協主催の「県民不在の返還協定に抗議する県民総決起大会」が那覇、名護、八重山の三会場に三万五〇〇〇人（主催者側発表）を集めて開かれた。鳴り物入りの調印式とは対照的に、大会は日米両政府の一方的な返還協定に対するいきどおりで重苦しいふんい気に包まれ、演壇に立つ各界代表のあいさつも怒りにふるえた。口々に返還協定のぎまん性を訴えたが「日米共同声明にもとづく核安保体制を拒否し、基地撤去による反戦、平和、完全復帰と県民自治を確立するために戦いぬく」との大会宣言を採択し、那覇会場は大会後A、Bの二コースにわかれ、立法院前までデモ行進した。

主会場の与儀公園には、復帰協翼下の県労協、全沖労連、教職員会、三政党、婦人、青年団体と学生集団が参加した。大会は議長団選出のあと喜屋武真栄会長があいさつに立ち「日米共同声明にもとづく返還協定が、いま調印されようとしている。これにより、サンフランシスコ平和条約第三条によって米軍が握っていた沖縄の施政権は、日本に返還されることになったが、返還協定の内容でも明らかなとおり、これはまさに新たな戦争条約であり、絶対に認めることはできない。

調印される返還協定の基調は、その前文で明らかにされているとおり、六九年十一月に発表された佐藤・ニクソン共同声明にあり、同声明の条約化、具体化にほかならない。日米共同声明では、沖縄の施政権返還を大前提として、基地の機能を低下させないことをあげ、さらに自衛隊の強化による極東防衛の分担を言明した。また、安保条約及び諸取り決めについて、質的には変質した安保体制となっている。四半世紀にわたるわれわれの戦いの集約が、そんなものかといういきどおりと嘆きと悲しさでいっぱいである。このような姿をわれわれがどう打開していくか今後の課題だが、県民の意思を無視した返還協定を批准国会に向けて徹底的に糾弾していかなければならない。県民の総意を、この大会の怒りとして爆発させよう」と訴えた。

そのあと衆議院議員松本善明氏（共産）、日弁連寺島芳一郎氏の連帯あいさつ、市川総評議長のメッセージ朗読、仲吉県労協議長、婦人代表金城清子さん、安里社大党委員長、上原社会党県本部委員長がそれぞれ決意表明した。大会はさいごに「県民無視の返還協定に抗議する決議」（日米両政府あて）、「根本臨時自治相代理の沖縄県民に対する侮辱的発言に抗議する決議」と大会宣言を採決した。

【県民無視の返還協定調印に抗議する決議】

沖縄県民のはげしい抗議の中で、日米軍事同盟の一層の強化をめざす沖縄返還協定は、きょう十七日、東京とワシントンで同時調印される。これにより、サンフランシスコ平和条約第三条によって米軍が握っていた沖縄の施政権は、日本に返還されることになったが、返還協定の内容でも明らかなとおり、これはまさに新たな戦争条約であり、絶対に認めることはできない。

調印される返還協定の基調は、その前文で明らかにされているとおり、六九年十一月に発表された佐藤・ニクソン共同声明にあり、同声明の条約化、具体化にほかならない。日米共同声明では、沖縄の施政権返還を大前提として、基地の機能を低下させないことをあげ、さらに自衛隊の強化による極東防衛の分担を言明した。また、安保条約及び諸取り決め

の適用にあたっては、米軍の軍事行動の効果的遂行の妨げにならないようにすることを約束しているが、返還協定の条文の中でこれらのことを具体的に裏打ちしている。即ち、ＶＯＡや特殊部隊の存続、核つきまたは有事持ちこみ、事前協議制のなしくずしによる基地の自由使用等基地の現状は何ら変わるどころか、逆に自衛隊や安保条約の強化として、沖縄返還は危険な方向に利用されている。

また、日本政府は、県民の当然の権利である対米請求権を一方的に放棄し、さらに、県民からの収奪で肥大した三公社等、県民に帰すべき資産まで買い取ることを明らかにしている。

このように、調印される沖縄返還協定は、県民の意思を全く無視したものであり、「沖縄県民を甘やかすな」という、根本自治大臣代理の発言にみられるように、佐藤自民党政府の本質と、沖縄返還の意図を自ら暴露したものである。

われわれは沖縄返還を「テコ」とした日本の軍国主義復活、憲法改悪、アジア核安保体制確立に逆用しようとする、返還協定を拒否すると共に、満身の怒りをこめて、日米両政府に対し抗議するものである。

右決議する。

一九七一年六月一七日

県民無視の返還協定調印に抗議する県民総決起大会

日米両政府あて

【参考資料】(1)『琉球新報』、(2)『沖縄タイムス』、(3)『沖縄年鑑』、(4)沖縄人民党機関紙『人民』、(5)沖縄返還同盟『沖縄事情』

X 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合＝国際労働組合組織／一九七〇年七月～七一年六月における国際組織の動向／総評・中立労連の国際連帯活動／同盟の国際連帯活動／国際産業別組織とわが国労組／国際労働組合の諸会議＝世界労連系の諸会議／国際自由労連系の諸会議

概要

一、世界労連は七〇年一〇月の第二〇回総評議会で第七回世界労組大会がきめた統一の路線を再確認し、日本、朝鮮、シリアなどの批判をしりぞけて、国際自由労連その他の国際組織に対して円卓会議を呼びかけるアピールを採択した。他方六九年に国際自由労連からＡＦＣ＝ＣＩＯが脱退したのち、両者のあいだで復帰のための話し合いがおこなわれてきたが、七一年六月末まで、それは実現せず、国際自由労連アジア地域組織もその影響で財政難がつづいた。国際労連は七一年五月にブルック書記長を来日させ、日本における組織化の意向を示した。

一、総評は七〇年八月の第四〇回定期大会で、帝国主義反対・民族独立・民主主義擁護の三原則にもとづきとりわけアジアの労働組合との提携強化に努めるとの方針をきめ、さらに一一月には、「当面のアジア諸国労働者との連帯計画」をきめた。またとくに「中国労働者との交流強化の方針」をきめ、七一年六月に岩井前事務局長らを中国に派遣した。他方、世界労連も四月にタシュケントでアジア諸国の労働組合会議を開き、近く広範な基礎にたつアジア労組会議を開催することをきめた。

一、同盟もまた七〇年二月の第六回定期大会でアジア地域諸

国の民主的労組の発展をはかるとの方針をきめ、七〇年九月に経済開発にかんする全アジア労働組合シンポジウムを開き、一〇日には台湾の総工会とのあいだに交流協定を結んだ。また同盟は七一年三月にＡＦＬ＝ＣＩＯとのあいだに第三回定期会談をおこない、両者のアジアにおける協力をいっそう密にすることをきめた。

一、国際産業別組織との関係で注目されるのは、七〇年七月の国際放送映演労連代表の来日、国際電電労組の国際郵便電信電話労連への加盟（七〇年八月）、国際繊維被服労連アジア地域組織の婦人代表者会議の名古屋における開催（七〇年一〇月）、金属機械労組インタナショナルの第六回大会（七〇年一一月）、の席上で、インタナショナルの肝入でわが国の中央金属労協代表とインド、セイロン、オーストラリアの労組代表との話し合いがおこなわれ、七一年に金属機械労組のアジア地域会議の開催が約束されたこと、などである。

1　国際労働組合組織のわが国の労働組合の動向と

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合組織には、大別して次の三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称、世界労連、ＷＦＴＵ）、国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）、②産業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一七の国際産業別組織（ＩＴＳ）、および国際労働組合連合傘下の国際産業別諸組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集したもの――アラブ国際労働組合連合（ＣＡＴＵ）、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（以上、世界労連と友好関係）、アフリカ労働組合連合（国際自由労連系）。

わが国労働組合の加盟

以上、が国の労働組合が密接な関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、および二つの組織につながる産業別の国際組織である。一九七一年六月末日現在におけるわが国労働組合のこれらの組織にたいする加盟関係は、次のとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交通、日放労

【世界労連傘下の産業別労働組合インタナショナル】　①建築木材建設資材産業労働組合インタナショナル――全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――国際金属労連日本協議会、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航、日航乗務、③国際商業事務技術労連ＦＩＥＴ――商業労連、④国際繊維被服労連――全繊同盟、⑤国際化学一般労連ＩＣＦ――全化同盟、⑥国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、⑦国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、全炭鉱、⑧国際食品関連労連ＩＵＦ――全国ビール、明乳、⑨国際石油化学労連ＩＦＰＣＷ――合化労連、全石油、新化学

2　一九七〇年七月～七一年六月における国際組織の動向

世界労連の動き

世界労連は六九年一〇月の第七回世界労組大会で、統一的国際労働組合組織の結成にまでおよぶ統一行動の推進の目標をかかげ、「三つの国際労働組合中央組織の指導部段階をふくめて、あらゆる段階で接近」をはかる方針を明らかにし、七〇年一月にはこの路線にそって「労働者、労働組合の統一行動についての現在の諸問題および一九四五年のロンドン会議から学んだ統一の教訓を主題とする国際労働組合会議」をプラハで開催したが、七〇年一〇月一三～一六日モスクワ開催の第二〇回総評議会においても、第七回世界労組大会採択の統一の路線は正しかったとし、「労働者の当面の要求と願いを達成するための労働組合の統一を強化する世界労連の任務」について討議した。席上、日本、朝鮮、シリアその他の代表は、アメリカ帝国主義の策動と結びついた反共・分裂主義にたいして明確な態度をとらなければ真の統一は前進しないとの見解をのべたが、会議はこれらの意見をとりいれないまま、国際自由労連、国際労連その他の国際組織にたいして円卓会議を呼びかけるアピールを採択した。

右の事実にも現われた世界労連内における政策路線をめぐっての一貫した対立は、これまで世界労連の指導部の組織的措置にも反映し、この数年来わが国の加盟組合が派遣した世界労連本部勤務員の解雇、世界労連日本出版協会にたいする援助の打切り、加盟組合と相談なしに、総評の了解のもとにおこなわれた世界労連東京事務所の設置などの事実となって現われ、これがその対立をいっそう深刻なものにしていたが、一九七〇年九月には、こうした組織的措置は若干ゆるめられ、わが国加盟組合の推せんする中尾俊彦が新たに世界労連本部勤務員として採用されるという事実もみられた。

また、この時期にとくに注目されるのは、後述のごとく世界

労連傘下の金属機械労働組合インタナショナルが七〇年一一月いらいアジアの関係産業労働組合の会議開催に積極的に努力しはじめたのにつづいて、七一年四月には世界労連書記局が傘下のアジア諸国労組の代表をあつめ、近く広範な基礎にたつアジア諸国労働組合の会議を開くとの方針を明らかにしたことである。

国際自由労連の動き

国際自由労連は、六九年二月二日に傘下最大の組織であったアメリカのAFL＝CIOが脱退したため、財政面、活動面で大きな困難にゆきあたった。そのご七〇年の二月と六月の二回にわたって両者の指導部のあいだに会談がおこなわれたが、会議は不調におわり、六月の会談ののち、AFL＝CIO代表は「自由労連早期復帰に対する可能性を見出すことができず、会合代表として(AFL＝CIO)の執行評議会に勧告できる問題はなかった」とのべた。これに対して国際自由労連側は、復帰について意見の一致をみなかったが「双方代表は問題によって協力していくことの必要性を認め合った」とのべ、「将来とも世界の民主的な労働運動の統一ということを指針として行動していく」と発表した。しかし七一年六月末現在にいたるもAFL＝CIOの国際自由労連復帰は実現しなかった。

このため、国際自由労連本部でもそのアジア地域組織でも、ひきつづき財政上の困難がみられた。

一方、AFL＝CIOを欠いた国際自由労連の本部ならびにそのヨーロッパ諸国における加盟組織の動きには、若干の変化が現われつつある。

国際自由労連と社会主義インタナショナルの指導部のあいだでは七〇年九月に会談が開かれ、その協力関係を密にすることが約束された。

また、一九六八年いらいフランス、加盟組合と国際自由労連加盟組合のあとりわけイタリアでは一九六九年いらい央組織が統一ゼネストを繰り返してき～二九日には、世界労連傘下のイタリア労働総同盟と国際自由労連傘下の自由労働組合連盟ならびにイタリア労働同盟がフロレンスで合同評議会を開いて、七一年夏以前に三組織の統一について最後的な決定を下すことをきめた。

国際労連の動き

国際労連WCLはていないが、六八年に国際キリスト教労連という宗教的団結の枠をぬけだしているなど、わが国労組に働きかけるためきたところ、七一年五月にはジャン・せ、総評、同盟の幹部と会談をおこなった。会議の席上、同書記長は次のように語った。世界労連との共同行動推進のためテーブル設運動の統一は不可能であり非現実的で的な統一行動は可能である。われわれとも二回会合をもった。たとえばアメ拠出停止問題などである。しかし、わ国際自由労連が世界労連と同席するこ三国際組織が同じテーブルにつくことは不可能であった。

3　総評・中立労連の国際連帯活動

総評の国際連帯活動方針

総評は、七〇年八月の第四〇回定期大会で採択された運動方針のなかで、「ひきつづき積極中立の方針を堅持し」つつ、①資本の収奪とたたかい、働く者の利益をまもる、②戦争反対、平和擁護、③帝国主義反対、民族独立と民主主義の擁護の三原則に立って、あらゆる国の労働組合との友好関係・共同行動を追求すること、とりわけ、「アジアの労働組合との提携の強化」につとめることをきめた。そしてアジア諸国労組との提携強化が必要である理由として、①これらの国の労働組合の組織が弱く、労働条件が劣悪であること、②「国際労連、世界労連などの国際労働組合組織がそれぞれ影響力の拡大をはかっているほか、アメリカ政府と結びついたＡＦＬ＝ＣＩＯ、西ドイツのエーベルト財団、ソ連の労働組合などがそれぞれ独自の活動をすすめており、複雑な状況をつくりだしている」こと、③日本この地域では、国際自由労連をはじめ、この地域の安い労働力の資本が製品と資本の輸出市場として、すめていること、をあげた。

日ソ友好と平和のための労組集会

総評は、中立労連副議長・全国セメント副委員長）を副団長、岩垂寿喜男氏（総評国民運動部長）を事務局長とする一二〇名の代表によって編成され、ソ連代表団は、シャラエフ氏（全ソ労働組合中央評議会書記）を団長、トルブニコフ氏を副団長として一二〇名の代表によって編成された。

八月二四日、モスクワの労働会館に両国代表団が参集し開会総会では、シャラエフ、中川両団長の挨拶のあと、基調報告をソ連側からイスケンドロフ氏（国際労働運動研究所副所長）が「レーニンにおける社会主義建設での労働組合の役割」について提案し、日本側から岩垂寿喜男氏（総評）が「平和と民主主義、生活と権利を守る日本の労働者階級の闘い」についての提案をおこなった。

そのあと、二四日の午前にかけて二つの課題の分科会がもたれ日本、ソ連それぞれから六名ずつの報告がおこなわれた。

集会はインドシナに対するアメリカの侵略に抗議する特別決議と、①日本の軍国主義復活・日米安保条約反対、沖縄返還、軍事基地撤去、②インドシナ侵略反対、インドシナ諸国民の解放闘争支持、③イスラエルの侵略反対、アラブ諸国民への連帯、④全ヨーロッパ安全保障体制確立、⑤帝国主義と闘い平和・民主・社会進歩を確保するための国際労働組合の統一と団結などの諸問題での、協力・相互支持を謳った共同声明を採択した。

第五回日ソ労働組合交流委員会

総評・中立労連とソ連労働組合中央評議会の代表のあ

日本代表団は、中川新一氏（国鉄労働組合中央執行委員長）を団長、小沢鶴雄氏（中立労連副議長・全国セメント副委員長）を副団長、岩垂寿喜男氏（総評国民運動部長）を事務局長とする一二〇名の代表によって編成され、ソ連代表団は、シャラエフ氏（全ソ労働組合中央評議会書記）を団長、トルブニコフ氏を副団長として一二〇名の代表によって編成された。

八月二四日、モスクワの労働会館に両国代表団が参集し開会総会では、シャラエフ、中川両団長の挨拶のあと、基調報告をソ連側からイスケンドロフ氏（国際労働運動研究所副所長）が「レーニンにおける社会主義建設での労働組合の役割」について提案し、日本側から岩垂寿喜男氏（総評）が「平和と民主主義、生活と権利を守る日本の労働者階級の闘い」についての提案をおこなった。

そのあと、二四日の午前にかけて二つの課題の分科会がもたれ日本、ソ連それぞれから六名ずつの報告がおこなわれた。

集会はインドシナに対するアメリカの侵略に抗議する特別決議と、①日本の軍国主義復活・日米安保条約反対、沖縄返還、軍事基地撤去、②インドシナ侵略反対、インドシナ諸国民の解放闘争支持、③イスラエルの侵略反対、アラブ諸国民への連帯、④全ヨーロッパ安全保障体制確立、⑤帝国主義と闘い平和・民主・社会進歩を確保するための国際労働組合の統一と団結などの諸問題での、協力・相互支持を謳った共同声明を採択した。

第五回日ソ労働組合交流委員会

総評・中立労連とソ連労働組合中央評議会の代表のあ

いだで定期的に開かれている交流委員会は、七〇年には八月東京開催が予定されていたが、ソ連側の事情で一一月二〇～二二日モスクワで開催され、ソ連側はシェレーピン議長、日本側は市川総評議長を団長とする総評・中立労連代表が出席した。委員会が採択した共同コミュニケによると、双方は、日ソ労組の友好関係のいっそうの発展を確認するとともに、アメリカ帝国主義の諸国民の平和・安全に対する破壊活動強化に対処するために、労働者と労働組合、すべての反帝勢力の統一をいっそう強化することの必要性を強調した。また双方は、「国際連帯の強化のために国際組織への加盟や方針にかかわりなく階級的基礎のうえに立って、さまざまな傾向の労働組合が共通の要求をかちとるための統一行動の強化をめざすあらゆるイニシアチヴを歓迎する」ことを明らかにし、その具体例として、ソ連側は社会保障に関する国際労組会議の早期開催、アジア、ヨーロッパ、ラテン・アメリカの労働組合会議、世界労連・国際自由労連・国際労連の円卓会議の組織をあげたのに対し、総評はとりわけ「アジアの労組との交流強化が非常に大きな意義をもつ」ことを強調した。交流委員会はこのほか第六回日ソ労組交流委員会と日ソ友好と平和のための労働組合集会を七一年に日本で開催することを中心とし、わが国労組代表二一チーム・八二名の訪ソ、ソ連労組代表一八チーム・一五九名の訪日を予定する、七一年交流計画を取りきめた。

日独労組交流計画

日ソ労組交流委員会のあと、総評の吉村国際部長はドイツ民主共和国を訪問し、自由ドイツ労働総同盟とのあいだに、わが国労組代表一〇チーム・三一名の訪独、自由ドイツ労働総同盟本部代表の日本への招待を予定する、七一年度交流計画をとりきめた。

総評のアジア諸国労働者との連帯計画

総評は七〇年度運動方針にもとづき、七〇年一〇月中旬以降、傘下各単産の国際連帯委員や国際担当役員でアジア労働事情研究会を開いて検討したうえで、一一月九日の幹事会と単産委員長会議で「当面のアジア諸国労働者との連帯計画」をきめた。同計画は①各国組織の状況がいちじるしく相異し、情勢が流動的なので調査分析の活動を継続的にすすめる、②アジアの労組は比較的多数が国際自由労連加盟であるが、総評との友好関係をのぞんでいるので、総評の主体性を堅持しつつ友好関係の確立・共同行動の追求をすすめる、③資本、帝国主義とたたかう組合の闘争への資金カンパその他の援助、④アジア全体でなくまず東アジア地域労働組合との交流をふかめる。このため七一年二月ごろにシンガポールを中心としてこの地域に調査団を派遣する、⑤運動のながい歴史をもち、かつ反戦闘争を発展させているオーストラリア、ニュージーランドの労組との交流に努力する、などの方針をきめた。

総評の中国労働者との交流方針と岩井訪中

総評の岩井事務局長は七〇年八月、社会党佐々木前委員長に同行して訪中した臼井国労副委員長をつうじて、周総理宛に日中労働者の交流再開を希望する親書を送ったが、一〇月社会党黒田寿男に同行して訪中した兼田全港湾委員長をつうじて、岩井氏の訪中を歓迎する旨の返事が伝えられた。

この間総評事務局長は交代し、岩井氏はその役をしりぞいて

いたが、総評は一一月九日の単産委員長会議でこの問題を討議し、中国労働者との交流強化の方針を次のようにきめ、岩井訪中の機会をとらえてその具体化をはかることとした。

【中国労働者との交流強化の方針(要旨)】　これまでの情報によれば、総評が以前に接触をもち交流を継続していた中華全国総工会は、現在その機能を失っており、その他の労働組合組織の存在も確認できない。したがって総評は当面中国にたいしては、つぎの諸原則を確認しこれにもとづいて運動を進めてゆく。

〔運動の基本原則〕①対中国政治三原則の確認、中国敵視政策に反対する②平和五原則の確認

〔運動の基本方針〕　①日本の軍国主義、軍国主義復活反対②インドシナからの米侵略軍の速かな撤退とインドシナ諸国民の民族自決支持③アジアの全労働者と友好と連帯強化。とりわけアジア諸国民の平和と友好の強化に日中両国労働者の果たす役割が大きいことに注目し、両国労働者の友好と連帯の強化にいっそう大きな努力をはらう。

〔運動の具体的方針〕　①日中国交の正常化と中国の国連における正当な地位の回復のため運動ならびに日中の労働者人民は二度とふたたび闘わないという日中不戦の誓いのための運動を展開するため社会党などの国民運動に積極的に参加する②日中労働者、人民の平和と友好強化をめざす日本国民各層の共通の要求にもとづく運動にたいしその基盤としての役割を積極的に推進する③労働組合間の交流が早急に実現できない現在、中国との交流にはあらゆる有効な機会をとらえて労働者代表を参加させる。

その後総評は岩井訪中問題をめぐって中国側の打診をつづけ、七一年一月になって中国側から受入れの意向が示されたが、結局六月二九日になって岩井総評顧問を中心に兼田全港湾委員長、酒井国労書記長、高山全国金属副委員長、津留全電通副委員長、土岐日教組書記次長、西野合化労連書記長、保坂交通公社労組書記長、宮崎自治労書記次長、安恒総評企画局総括幹事、力徳私鉄総連副委員長の一一名から成る大型代表団が約三週間にわたって訪中し、日中労働者の交流、日中友好・国交回復運動などの進め方について中国側と協議することになった。

堀井訪米　こうして総評は主として世界労連系の社会主義国労組やアジア諸国労組との連携強化に重点をおいて国際連帯活動をすすめてきたが、これとは別に、七〇年六月一四～二〇日、堀井総評議長は全米自動車労組ＵＡＷと国連専門家会議の共催による「人間環境の都市化に関する国際会議」に出席した。しかしこの時期にわが国では七〇年安保闘争のやま場を目前にひかえていたことから、組織内部からその渡米についてきびしい批判が起こり、八月の総評四〇回定期大会では、これが直接の原因となって、堀井議長の辞任、ひいては岩井事務局長の辞任へと発展した。

4　同盟の国際連帯活動

同盟の国際連帯活動方針　同盟は七〇年二月の第六回全国大会採択の運動方針のなかで、アジア地域諸国の民主的労働組織に対しその正常な発展を促進する活動を展開することは、同盟に与えられた重大使命であるとして、アジア諸国労組との交流をふかめ、その一環として、とくに「経済開発と労働組合」についてのシンポジウムを開催することを決定した。

このアジア地域重視は、七一年一月の全国大会採択の運動方針にもひきつがれた。すなわち、同方針書は、同盟が強化すべき国際活動として、①ＡＦＬ＝ＣＩＯの自由労連復帰を期待し、国際自由労連の再建をはかる、②国際産業別組織への加盟促進、③ＡＦＬ＝ＣＩＯとの友好関係維持とアジアにおける協力、④ヨーロッパ諸国の民主社会主義的な組織との友好強化とならんで、とくに⑤国際自由労連アジア地域組織の刷新・支援、アジア各国労組との交流、シンポジウム開催をつうじてのアジア労働者の地位向上、をあげている。

同盟の国際的活動はこれらの方針にそってすすめられた。

経済開発と労働組合に関する全アジア労働組合シンポジウム

同盟は七〇年二月の大会で採択された方針にもとづいて、七〇年九月一日～三日に東京でこのシンポジウムを開催した。

会議には国際自由労連アジア地域組織加盟諸組織の代表ならびに会長、書記長、ドイツ労働総同盟、ＡＦＬ＝ＣＩＯの各代表、国際自由労連東京事務所長、同盟会長・副会長など約四〇名が参加、来賓としては、労働省首脳部、関係国駐日公館代表、ＩＬＯ東京支局長、ＩＴＳ東京事務所代表、日本生産性本部、日本労働協会、日本ＩＬＯ協会、アジア生産性機構などから約三〇名が列席した。

会議は滝田同盟会長を議長としてすすめられ、関東学院原覚夫教授の「アジア経済開発の現状解決要件」と題する基調講演ののち、同盟をはじめセイロン、台湾、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポールの各組織代表が、自国における経済開発の現況、問題点ならびにそれに関連した労働組合運動について報告をおこなった。

会議が採択した「経済開発と労働組合に関する東京アピール」は、アジア諸国の政府に対して、経済的、社会的進歩における労働組合の役割を承認し、これを経済計画と開発のすべての分野に参加させること、アジアの経済開発について政府、労働、使用者の各代表による国際会議の開催を提唱している。

台湾・韓国労組との連携

同盟はかねて台湾の〝中華民国総工会〟との交流に努めていたが、七〇年一〇月二六日に重枝書記長が台北を訪れ、これとの間に交流協定を調印し、台湾側水祥雲総工会書記長、路国華書記次長、田阿丹常任委員、同盟側重枝書記長、相原国際局長、上西総務局長で構成する交流連絡委員会を設置した。協定は「激動するアジアにおいて、民主主義を確立し、経済的繁栄を通じて平和を確立するためには、自由にして民主的な労働組合の国際協力が不可欠であることを確認し、日本と中華民国における自由にして民主的な労働組合相互間の相互理解を深め、協力を緊密にするため」、両組織をそれぞれ窓口として交流をすすめるものとしている。また同じ一〇月に重枝書記長は、韓国労働組合総連盟の大会に来賓として出席したが、大会に先だち同盟・労総間の定期連絡委員会が開催され、同盟側より、労働者が積極的に推し進めようとしている「国際技術開発計画」のあらましについて説明、研究生の対象、社会保険関係、経費負担、労総の受入れ準備、同盟の受入れ準備などの問題について討議をおこなった結果、両者のあいだに技術協力に関する連絡委員会を

設置することに意見の一致をみた。

同盟・AFL＝CIO　七一年三月一七～一九日ワシントンで同盟とAFL＝CIOの第三回定期会談がおこなわれた。その結果発表された共同声明によると、席上、両者は国際貿易、多国籍企業、それのもたらす低賃金の問題などについて討議したほか、アジアにおける両者の協力関係について次のように申し合わせた。

両組織は世界における自由にして民主的な運動の発展、特にアジアにおける自由にして民主的な運動の発展とそれを通してのアジアの繁栄と平和のためにすすめてきた協力の意義を再確認し、今後アジアに対する両組織の援助と協力を一層有効に発揮するためには両組織の活動を有機的に結合することが必要であることにかんがみ、具体的な活動について関係国のナショナル・センターとともに計画と実施の段階において協議して協力をすすめる。

両組織は最近の沖縄の事態の検討をおこなった。AFL＝CIOは日米両国政府間の交渉が満足すべき最終的結論をもたらすことを期待するとともに、関連して起る沖縄の労働者の新しい問題に対処するため同盟に対し全幅の協力を行なうことに同意する。

両組織間の共通の問題を迅速に解決するためには両組織間の緊密な連携をとりひんぱんな会談の必要が痛感される。また両組織の会談にあたっては、重要な議題に関係のある加盟組織の代表を随時参加させることが有意義であると信ずる。なお次回定期会談は一九七二年東京において開催する。

5　国際産業別組織とわが国労組

このところわが国の産業別労働組合組織は国際的な産業別労働組合組織との連携を急速に強めつつあるが、国際産業別労働組合組織の大会とそれへのわが国労働組合代表の出席の状況については、次節に譲ることとして、ここでは、国際産業別労働組合のわが国に対する直接の働きかけ、わが国で開催されたその会議、これらの組織に対するわが国の労働組合の新規加盟の動きについて記述する。

国際放送映画演劇労連代表団の来日

一九六五年結成の国際放送映画演劇労連ISETU（二五国、四八組合、四六万人）は国際産業別組織（ITS）の一つで、これまでわが国労組との接触はなかったが、七〇年七月一一～一七日に同労連はJ・A・フォレスト書記長を団長とする四名の代表団を来日させ、日放労、映演共闘、総評、同盟などを訪問意見文換をおこない、七一年六月に予定される同労連のアジア地域会議への参加を関係組合に要請した。日放労は国際組織に協力するとの態度を表明したといわれるが、同労連は日本に加盟組織を求めたい意向であり、「ISETUニュース」の日本語版の発行など情報交換を重点に、交流活動をすすめることを予定している。

国際電電労組の国際郵便電信電話労連への加盟

これまでわが国労組で、国際郵便電信電話労連PTTIに加盟していたのは全逓、全電通であるが、七〇年七月の大会で国際電電労組が新たにPTTI加盟を決定し、八月一日付をもって承認された。

国際繊維被服アジア地域の組織活動

国際繊維被服労連アジア地域組織TWAROは七〇年一〇月二七～二八日に名古屋で初の極東繊維労組婦人代表者会議を開催した。会議には全繊同盟多田とよ子婦対部長をはじめ、韓国、台湾、香港の代表が参加し、各国の実情報告を中心に意見の交換をおこなうとともに、「婦人労働に関する情報交換をいっそう活発にし、公正な国際基準のもとに婦人の雇用機会の拡大と賃金・労働条件、環境改善をはかり、ILOが採択した母性保護の諸条約・勧告の批准を促進する」との決議を採択した。また七一年二月二二～二三日にはTWARO第四回大会を東京で開いた（この点については次節参照）。

金属機械労組インタナショナルの対アジア活動

国際自由労連と協力関係にあるITSの各国際産業別組織の対日活動がこのところ活発にすすめられてきたが、今期に入って新たに世界労連傘下国際産業別組織の働きかけがすすみはじめたことが注目される。すなわち、七〇年一一月一四～一八日ブタペスト開催の金属機械労組インタナショナル第六回大会の席上、このインタナショナルの肝入りで、わが国中央金属労協代表はインド、セイロン、オーストラリアの代表と会談し、①こんご東南アジア各国の金属機械産業労組のあいだの交流を促進する、②わが国の全国金属と中央金属労協が中心となって七一年の五～六月の時期にこれらの組合の地域会議を開催するための準備をすすめる、などの申合せをおこなった（次節参照）。

2 国際労働組合の諸会議

1 世界労連系の諸会議

アメリカの侵略とたたかうインドシナ労働者・人民支援のための世界労働組合会議

会議は世界労連主催のもとに七〇年七月一八～一九日ベルサイユで開催された。会議にはアフリカ・中近東二三国、ラテン・アメリカ一一国、アジア・太洋州一一国、ヨーロッパ一五国の労組代表、国際アラブ労連、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ統一労組常設会議の代表、七つの国際民主団体の代表、五つの労働組合インタナショナルの代表など合計約二〇〇名の代表と、フランス労働総同盟各諸組織代表一二二名が参加した。わが国からは、わが国の世界労連加盟組織代表高木誠一（全建労

中央執行委員）と総評代表松尾喬（全国金属労組副委員長）が参加した。

会議ではP・ジャンスー世界労連書記長、ホアン・コク・ベト ベトナム労連議長、ディン・バ・チ南ベトナム解放労組連合執行委員（パリ四者会談南ベトナム臨時革命政府次席代表）、ブーミ・ボンビチット ラオス愛国戦線書記長、ケアン・チン カンボジア王国民族連合政府経済相からそれぞれ報告がおこなわれ、日本をふくむ三五国の代表があいついで発言したのち、ジャンスー書記長が総括を発表、最後に会議は①一般決議、②世界の労働組合にあてたアピール、③ベトナム、ラオス、カンボジアの英雄的労働者と人民へのメッセージ、④アメリカの労働者と人民への呼びかけ、の四つの文書を全会一致で採択した。

会議中、日本代表とベトナム、カンボジア代表との会談が開かれ、席上日本代表は八月一五日～九月一五日のあいだにベトナム代表をわが国に招待することと、アメリカの軍需物資輸送拒否の闘争を、内陸だけでなく、港湾や海運にもひろげるよう努力したいことなどを伝え、ベトナム代表は招待を受けいれる旨答えた。

会議が採択した「一般決議」は次のようにのべている。

【一般決議（抜粋）】　世界労働組合会議は

――インドシナ半島全域への戦争の拡大の基礎となっているアメリカ帝国主義の政策を断固として非難する。

――アメリカ政府、アメリカ大使館や領事館、侵略を支持している諸政府にたいし、すべてのアメリカ軍とこれを支持する他の外国軍隊（南朝鮮、オーストラリア、ニュージーランド、タイ等）の、インドシナからの全面的な無条件撤退を要求するよう労働者と労働組合によびかける。

これこそ、東南アジアの地域に平和をもたらすための基本的条件である。

――解放民族戦線と南ベトナム共和国臨時革命政府の一〇項目の綜合的解決策、ラオス愛国戦線が一九七〇年三月六日に発表した五項目の政治的解決策、カンボジア統一民族戦線の保護下におかれた王国民族連合政府が発展させた一九七〇年三月二三日付けのカンボジア元首の五項目の宣言――これらはベトナム民主共和国の全面的支持を得ている――にもりこまれているインドシナ人民の正義の立場を支持する。これらの立場は、インドシナ各国の独立、統一、主権、領土保存を尊重する精神で南ベトナム、カンボジア、ラオスの諸問題の合理的解決を求めるうえで、正しい基礎をなすものである。

――世界のすべての労働組合に対し、各政府にこれらの提案を支持するよう要求し、侵略者を孤立させるよう要請する。

――世界のすべての労働者と労働組合に対し、精神的、政治的連帯行動をつよめ、さらにいっそう拡げ、労働組合の連帯運動の力を不敗のものとするようその勢力と努力を統一させ、汚いインドシナ戦争向けのアメリカ侵略者の武器や軍需物資の輸出と荷おろしのボイコットをはじめ、集会、デモ、作業放棄など、各国でいちばん効果のあがる行動形態をさがし、実施し、医薬、衣類、運輸通信手段、食糧、学校の備品等のための資金集めを倍化することによって物質的連帯を発展させ、今年度は、ジュネーヴ協定の記念日にあたる七月二〇日を出発点に、インドシナ人民支援運動を組織するよう要請する。

――汚い戦争に反対するアメリカの勇敢なたたかい、とくにこの秋におこなわれる闘争に対する支持を組織するようよびかける。このたたかいには、すでに数百万のアメリカ人労働者が参加している。

青年労働者の問題にかんする第二回世界労働組合会議

会議は七〇年九月二八日から一〇月一日までブルガリアのバルナで開かれ、各大陸の五四組織、八つの国際組織、一一の産業別インタナショナルの代表が参加、わが国からは総評青年対策部員大原将爾が参加した。会議は①全世界の青年労働者へのアピール、②青年労働者要求憲章、な

どを採択した。後者の「憲章」は青年労働者の、①働く権利、②賃金、③労働時間、④保健、衛生、労働安全、⑤教育と職業訓練の権利、⑥文化の権利、⑦余暇とスポーツの権利、⑧労働組合の権利、⑨市民権、⑩社会的権利などの諸項目にわたって「労働組合の解放闘争の方向を示し、青年労働者の基本的要求を明らかにする」ことを意図している。

世界労連第二回執行局会議

会議は七〇年一〇月八日にモンゴル人民共和国の首都ウランバートルで開かれた。開会の挨拶で世界労連議長パストリーノは、本会議がアジアの社会主義国で開かれていること、世界労連のアジアにおける活動とその将来の発展についての検討を議題にしていることの意義を、強調した。

会議の議題は①第二〇回総評議会の準備状況、②アジアにおける世界労連の活動の発展、③世界労連の活動計画の概要、④一九七一年度予算案の検討、⑤新加盟組合の承認などであった。

第一議題についてはP・ジャンスー書記長の報告が承認された。第二・第三議題については世界労連マヘン・ドラセンが報告と提案をおこなった。彼は、世界労連がアジア地域での統一と統一行動の発展、反帝・反独占のたたかいと労働者階級の自由と権利の保証・解決のたたかいに貢献したこと、アジアにおける労働組合の統一問題はたいへん複雑であるが、一般的に下部労働者大衆の圧力により統一の方向が発展していることを、指摘し、次の提案をおこなった。①インドシナ人民との連帯会議（七〇年七月ベルサイユ）の結論を適用すること、②南朝鮮のアメリカ占領軍とたたかっている朝鮮労働者・人民との連帯会議を招集すること、③賃金・労働条件・社会保障などの改善を支援する運動を発展させること、④アジア労働組合の統一会議を準備すること、⑤労働組合教育と地域セミナーを組織すること、⑥世界労連加盟全国組織との地域協力を発展させること、⑦アジア大陸段階での協同と調整に貢献すること。会議はこれらの報告と提案を承認し、さらに七一年度予算案と連帯基金予算、イエーメン労働組合連盟の加盟を承認した。

世界労連第二〇回総評議会

七〇年一〇月一三～一六日にモスクワで開催され、わが国からは全日自労副委員長湯浅克孝（世界労連総評議員）が出席した。開会にあたって世界労連議長パストリーノは当面の世界情勢からみてこの会議がもつ重要性と世界労連結成二五周年にあたる事実とを強調した。

会議の議題は、①労働者の当面の要求と願いを達成するための労働組合の統一を強化する世界労連の任務、②一九七一年の予算の採択、③会計報告、④加盟承認、の四つであった。

第一議題については書記長P・ジャンスーが報告した。彼は歴史的回顧をおこない、創立当時にきめた世界労連の目的は今日もまったく時宜に適しているとのべ、国際労働組合統一のための緊急アピールを採択するよう提案した。この問題をめぐって会議では論争がおこなわれた。世界労連書記局、ソ連をはじめとする多数の労働組合の代表は、国際労働運動の前進、国際自由労連からのAFL＝CIOの脱退、資本主義の危機の深化、社会主義国と資本主義国の関係の改善などをあげ、統一をさらに前進させるために世界労連は国際自由労連や国際労働

組合連合との円卓会議を呼びかけるべきだし、各国の中央組織もこのような努力をすべきだと主張した。これに対して、日本、朝鮮、シリアその他の代表は、アメリカ帝国主義の策動と結びついた反共主義、分裂主義に対して明確な態度をとってはじめて、階級的な統一は前進すると主張した。結局、執行局提案の労働組合の国際的統一のためのアピールが、起草委員会の若干の修正をへて多数決で採択された。

会議は、世界労連の書記局、執行局、総評議会、各産業別インタナショナル書記局の構成の変更にかんする決定を承認した。イタリア労働総同盟の提案で、世界労連書記として、サンドロ・スチミリに代わってアルベルチノ・マセッティの任命が承認された。またヨルダン労働組合総連盟とイエメン労働組合連盟の加盟が承認された。

会議の最終日には、世界労連創立二五周年の記念式典がおこなわれた。

会議で採択された文書は次のとおりである。①意見のちがいにかかわりなくすべての労働者、いたるところの労働組合組織、国際労働組合組織にあてた世界労連総評議会のアピール、②インドシナ問題の解決を呼びかけたアピール、③中近東にかんする決議、④キューバにかんする宣言、⑤南アフリカにかんする決議、⑥パリ・コンミューン一〇〇周年にかんする決議、⑦チリ統一労働組合へのメッセージ、⑧第七回世界労働組合大会以後の活動にかんする世界労連報告承認の決定、⑨第七回世界労組大会の方針の実践のための、長期・短期の活動計画の構想にかんする決定。

このうち①の、労働者、労働組合、国際労働組合組織にあてた総評議会のアピールは、幾百万の死をもたらした第二次大戦が二五年前に終ったことにふれたのち、次のようにのべている。

【意見のちがいにかかわりなく、すべての労働者、いたるところの労働組合組織、国際労働組合組織にあてたアピール】　二五年がたった。／その時いらい重要なできごとがおこったが、その多くは社会進歩にそっての前進であった。他方、労働者に有害な影響を及ぼした出来事もあった。たとえば労働組合の分裂は労働者の力を弱めた。／さまざまな国で、また世界的規模で、政治的社会的分野での大きな変化がおこった。／多くの国ぐにで資本主義制度がうちたてられた。／労働者階級は増大した。新しい階層の人びとが生産過程に入り、労働組合運動はいっそう強大になった。今日では、ほとんどすべての国に労働組合がある。労働組合の加入者もいちじるしくふえた。／しかし国際的に分裂しているために、この巨大な勢力は、今なおそのエネルギーの多くを浪費している。この力を結集すれば、今日の世界の発展におそらく決定的な影響をあたえることができるだろう。

生産と流通の国際化、工業と金融の国境をこえた集中の激化、地域的・世界的経済団体の創設と拡大、科学・技術革命を特徴とする新しい時代が始まった。新しい問題がおこり、労働者階級とすべての勤労人民の社会進歩をめざす闘争は、その激しさと目的によってこれまでにない規模となっている。このたたかいは、ますます国際的規模を呈している。大きな社会的衝突がおこり、また別の衝突がおころうとしている。／植民地主義、新植民地主義、帝国主義の侵略に反対し、自由と民族独立をめざす闘争は大きな成果をあげたが、これを完遂するにはあらたな努力が必要である。／平和愛好勢力の広大な国際戦線が広がりつつあるが、平和を守り諸国民を軍拡競争の重荷から解放するには、なおいっそうのエネルギーを結集しなければならない。

労働組合が分裂している国でもいたるところで、労働者の共同の利益をもっとも効果的に守るために、行動の統一がますます発展している。／

労働組合の分裂とか、同じ階級の利益を守ると称している組織間の衝突は、今日では、現在の要求とあいいれない過ぎ去った時代の遺物のように思われる。／まったく同じ理由から、行動の統一の問題も、国際的規模で提起されている。／これまで以上に、今こそ話し合う時である。世界労働組合運動を構成するあらゆる傾向のあいだで、労働組合の国際的討論をおこなう条件を準備する時がやってきた。

われわれは、世界の労働組合組織が討議し、同じテーブルの席につき、その見解の統一をこころみるべきであると考える。／この精神で、世界労連総評議会は、世界労連、国際自由労連、国際労連、中立の地域組織、未加盟の全国組織との会合を開くことを提案する。この円卓会議は、なんの規定も、条件も、前提もつけず、ここでは各人は自分の見解をだし、これを押しつけるのではなく、意見を交換し、労働者階級の経済的社会的要求と国際的利益を守り達成する最良の方法を見つけるため、意見を一致させる基礎を見つける会議である。／われわれはこの提案が国際労働組合運動に新しい力を与えることができると信じており、この同じ方向をめざす提案、意見、イニシアチヴはどんなものでも受けいれる用意がある。

第六回国際金属機械産業労働者会議

金属機械産業労組インタナショナルの第六回大会であるこの会議は、七〇年一一月一四～一八日ブタペストで開かれ、四八国から代表が出席、わが国からは佐竹五三九（中央金属労協議長・全国金属書記長）、森田正一（中央金属労協副議長・車輌労連副議長）、石川俊彦（全電線副委員長）、梶西晃司（鉄鋼労連）、田中行雄（鉄鋼労連）、稲留泰治（全造船機械）が参加した。

会議では金属インタナショナル書記長B・サチエルドッチが基調報告をおこない、各国の報告があったのち、基調報告ならびに結語、アピールなどが採択された。

会議の席上、金属機械インタナショナル側からのアジア地域における勤労者の協力と連帯を強化する問題を討議した。会議は七一年四月一五～一六日にソ連邦ウズベク共和国の首都タシケントで開かれた。会議の招集者は世界労連で、世界労連書記局とベトナム民主共和国、インド、モンゴル人民共和国、ニューカレドニア、ソ連、フィリピン、南ベトナムなどの労働組合代表が参加し、日本から湯浅克孝（全日自労副委員長）が出席した。会議が発表した文書によると「会議参加者は、世界労連とそれに加盟しているアジアの諸組織の活動をいっそう発展させる問題、アジア諸国の労働組合間の友好関係を拡大させる問題、帝国主義とその侵略と戦争のギャング的攻撃に反対し、植民地主義ならびに新植民地主義に反対し、勤労者の利益のため、勤労者の社会的、経済的諸要求をみたすための闘争において勤労者の協力と連帯を強化する問題を討議した。会議

アジアにおける世界労連加盟組織会議

【日本、インド、セイロン、オーストラリア四国代表の申合せ】①東南アジアでは労働組合の発展も連帯もきわめて弱く、おたがいの接触と労働組合の地位向上のため、効果的な努力をはらう必要がある。規則正しい交通、ニュース、調査資料、方針書、計画されている行動にかんする情報などの交換や、加盟、非加盟を問わず多面にわたる代表の相互派遣などを、可能なかぎり増加させることが必要である、②一九七一年の五月か六月に金属労組の地域的な集会を開くことに原則的に同意し、中国の金属労組も含め、できるだけ幅広い代表参加ができるようにあらゆる組合に呼びかけていく、③全国金属と中央金属労協がこの集会を準備するセンターになる、④金属インタナショナル執行委員会はこの集会を成功させるために支持と協力を与える。

参加者は、階級的基礎にもとづく諸労働組合の連帯と行動の統一を強化するため、さまざまな方針をもつ労働組合の参加のもとに、アジアの勤労者を苦しめている当面する問題について広範な労働組合会議をおこなうという提案を一致して支持した。

2　国際自由労連系の諸会議

国際石油化学労連第六回世界大会　国際石油化学労連ＩＦＰＣＷ第六回世界大会は七〇年六月一五～一九日にイスタンブールで開催され、三八国一二〇名の代議員が出席、わが国からは合化労連から代議員として宮武豊（副委員長）、香森現（中執）、横田善光が全石油から副委員長中村力が、新化学から書記長竹田立一が、ゴム労連からオブザーバーとして西村義夫（委員長）、永田正夫が参加した。

大会の議題は、①作業の外注制、②労働者の共同経営参加、③週三六時間制の実現、④大手国際資本労組協議会の開催、⑤ＩＦＰＣＷへの加盟費、⑥大会経費、⑦平和・自由・社会正義、安全保障、⑧合理化に関連する雇用の保障と失業の防止の八つで、合化労連提出の四号議案をふくめて、それぞれの議題について決議が採択された（決議の全文は全石油月報一九七〇年七、八号参照）。

また大会の第二日目には（中立）ＩＬＯ産業委員会の専門家Ｈ・エバン、（労働）アメリカ石油化学原子力労組会長アル・グロスビン、（経営）ガルフ石油役員Ｗ・ビロックによってパネル討論会がおこなわれた。

国際食品労連第一六回大会　大会は七〇年七月七～一〇日にチューリヒで開催され、三一カ国七〇労組から一八〇名の代表が参加した。わが国からは加盟組合の全国ビールから大槻副委員長、松本中執、明治製菓、食品労連からもオブザーバーが参加した。大会は①経済的集中と国際的協調に関する決議、②産業民主主義に関する決議、③戦争と抑圧に対し労働者の権利を守るための決議を採択した。①は「一貫して増大しつつある巨大企業の国際的勢力に対処するため、一層緊密で効果的協力関係を促進し、国際企業に関する情報交換をおこなう」ことを強調し、②では「労働者が意志決定に一層多くの権利をもち、労働と公共による経済の一層緊密なコントロールの必要性」についてのべている。③はイスラエルとアラブ諸国の紛争の協調的解決、北アイルランドの完全な市民権、インドシナからの外国軍隊の即時撤去、ワルシャワ協定の効力の発揮によるチェコスロバキア労働者の権利の拡充などを主張している。

大会は、従来三年ごとであった定例大会を四年ごとに開催することをきめたが、フランス民主労働者連合（ＣＦＤＴ）系組合の加盟申請については、フランス「労働者の力」派の既加盟組合の反対があり、六カ月間の期限つきで調整をはかることになった。役員改選ではＨ・クーペンス議長の辞任にともないアメリカのベーカリー・製菓労組委員長のＤ・コンウェイ（ＡＦＬ＝ＣＩＯ副会長）を新たに議長に選出、書記長には書記長代行Ｄ・

ギャリンが就任した。

国際自由労連、社会主義インターナショナルとの緊密な協力に同意

七〇年九月四日社会主義インタナショナル書記長ブリュッセルの国際自由労連本部を訪れ、同労連ブイター書記長と会談し、二つの組織のこれまでの協力関係をいっそう強化することに両者は意見の一致をみた。両者は、共通する問題の情報や経験を定期的に交換する以外に、特別な問題についてはその問題に応じた態勢で協力しあうことを希望した。ヤニチェックは、第二次一〇カ年開発計画の期間における社会主義政党ならびに社会主義国家の政策の青写真をつくるための「世界計画会議」を近く設置するという社会主義インタナショナルの意向を説明し、ブイター書記長はこれへの協力を約した。

国際自由労連アジア地域組織第三二回執行委員会

国際自由労連アジア地域組織ARO の第三二回執行委員会は七〇年九月一〇～一二日にジャカルタで開催され、わが国からは、執行委員として滝田実同盟会長、下村義美全逓副委員長が出席し、同盟国際局第一部長新垣修、全逓企画部員初岡昌一郎の両名が随行した。また国際自由労連本部を代表してH・マイヤーと堀井悦郎が参加し、同東京事務所からは落合英一所長ならびに手島三郎所員が出席した。

会議は、①書記局により提案された地域執行委員会の議事規則の改正案を承認し、②各国の活動報告を聴取し、③アメリカ上院のILO分担金拠出拒否、ILOのアジア労働計画、最低賃金制に関するILO条約と勧告のアジア地域における適用、労働組合権の規制と多国籍企業などにかんする決議をそれぞれ採択し、④ARO結成二〇周年の行事について討議し、⑤財政問題については、加盟費滞納組合についての措置をきめた。また会議は、⑥七一年より国際講座の回数をへらし、国内講座に力を入れるべきだとする教育委員会の報告を聴取し、⑦ジャカルタで開催されているILO諮問委員会の政府代表とAROとのあいだに九月一五日に開かれる会談の問題を討議し、これに出席するARO代表団を、ILO理事会のアジア地域選出労働者グループを中心に構成することを決定した。なお、会議の席上、地域書記長から、七一年九月に韓国のソウルでアジア労組会談をひらくさいにアジア各国政府代表との会議が開催される予定で、今回のバンドン会議はその予備的性格のものであることが説明された。

国際自由労連アジア地域労組とアジア九カ国政府代表との会議

国際自由労連アジア地域組織の招請により七〇年九月一五日インドネシアのバンドンで、アジア九カ国の政府代表と国際自由労連加盟のアジア地域労組の代表との第一回会議が開かれた。会議には、オーストラリア、セイロン、インド、インドネシア、日本、マレーシア、パキスタン、フィリピン、イランの各政府代表と、国際自由労連アジア地域組織の執行委員会を代表するP・P・ナラヤナン会長、V・S・マツール書記長、J・J・ヘルナンデス、ヤーが出席した。会議は非公式のものであったが、会議の討議は組合側準備の覚書を基礎にしておこなわれ、アジアの開発途上国の経済、労働組合情勢全般

におよんだ。このバンドン会議につづいて、七一年にもこの種の会議を開くことが提案された。

国際産業別組織年次総会

七〇年一一月一八～一九日ジュネーヴで開催された。会議では、①ＩＴＳとＩＬＯ、ＩＬＯ産業別委員会との協力関係、②多国籍企業の活動と労働組合、③婦人労働などの諸問題が討議された。

国際自由労連第五一回執行委員会

会議は七〇年一二月八～一〇日にブリュッセルで開催され、わが国からは重枝琢巳（同盟書記長）が執行委員滝田同盟会長ならびに代理委員下村義美（全逓）に代わって出席した。

会議の主要議題は①アフリカ、アジア、ラテン・アメリカ地域の労働事情、②ＩＬＯ問題、③国連二五周年記念、④国際教育年度への拠出金、⑤南アフリカ向け武器輸出に対する労組の態度、⑥ギリシャ、スペインの情勢、⑦多国籍企業問題などであった。

会議はインフレ傾向が労働者にもたらしている問題を討議し、所得政策、失業増大その他の国内需要制限策を国際諸機関、金融経済当局者が勧告していることに憂慮を表明する「インフレ傾向と国内調整策に関する声明」を採択した。六九年二月に国際自由労連を脱退したアメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯの問題については、「早期復帰のためあらゆるところでＡＦＬ＝ＣＩＯと接触し、復帰実現に努力する」ことを確認した。またＩＬＯに対する七〇年度拠出金の半額分を留保するというアメリカ政府の決定について、会議は、ＩＬＯの目的、原則、機構に自由な国際労働運動がひき続き支持を与えるという決意を表明し、ＡＦＬ＝ＣＩＯにたいして、ＩＬＯの財政状態をたてなおすことができるようにするため政府に働きかけるよう訴えた。このほか、会議が採択した主要決議は次のとおり。①共産圏労働組織からの提議された全ヨーロッパ労組会議拒否に関する決議、②結社の自由と多国籍企業に関する決議、③南アフリカに対する武器売却禁止に関する決議、④スペインに関する決議、⑤イギリスの労使関係法案に関する決議。

【結社の自由と多国籍企業に関する決議（要旨）】　国際自由労連執行委員会は、……多国籍企業が労働組合の権利と目的に対する制限を政府にひきおこさせる限りにおいて、国際自由労連はそれらの活動にたいしていだく労働組合組織とくに開発途上国の組合組織の関心をわかちもつことを宣言し、／各国政府が地域的に調整された投資導入機構をつくらずに、外資を招致する導入手段のなかに好んで反労働組合手段の提供をきそいあうやり方の増大傾向に対し憂慮を表明し、／これらの国々における労組の自由に対する制限は、さらに工業国において保護貿易手段をとらせる圧力の増大に道をひらくかも知れず、しかも保護貿易は世界経済の成長と開発途上国の発展の将来に不幸な影響をもたらすことを強調し、／第九回国際自由労連大会のアピール、すなわちＩＬＯが多国籍企業の増大する力によってひきおこされた社会経済問題と国際労使関係におこる諸問題を検討するよう求めた要請をすみやかに実行するよう再び訴える。

【インフレ傾向と国内調整施策に関する声明（要旨）】インフレ圧力の最も重要な原因として賃金上昇のみをとりあげ、需要過剰でない状態においてさえ、所得政策やその他の国内需要を制限する政策を勧告し、採用しようとする国際機関、金融財政当局の現在の傾向に対し国際自由労連は深い憂慮を表明する。特に国際自由労連にとってショッキングであったのは、さいきんＯＥＣＤで論議された勧告である。その内容はＯＥＣＤ加盟国はインフレを阻止するために、失業率の増大と賃金上昇抑制を意

凶する政策を採択すべきであるというものである。このようなことはまったく承認しがたいものである。国際自由労連は国際収支の赤字と不安定要因のインパクトを少くするため、次の国際協力の強化を提唱する。①物価安定策の目的の相異点についての諸国家間の分析と討論、②すでに決定されている経済的手段とその影響をはじめとする、主要国の短期的な経済情勢についての状況診断、③デフレまたはインフレ傾向を防ぐことを狙いとした手段を同時に採用すること、④中期ならびに長期の見透しにたつ経済成長の目的の適合性、各国の協調を確実にする方法についての検討。

アジア繊維労働者地域組織第四回大会

東京に本部をおくこの組織は略称TWARO、その現勢は一〇カ国、一一組織、一四三万人といわれるが、七一年二月二二～二三日東京で結成一〇周年を記念する第四回大会を開いた。会議にはオーストラリア、台湾、香港、インドネシア、韓国、シンガポール、パキスタン、フイリピンから代表が参加した。大会は滝田議長の勇退により、新たに宇佐美全繊同盟会長を同組織の会長に選出（規約を改正して議長を会長にかえた）、①国際繊維被服貿易に関する決議、②グリーンホール前ITGWF書記長に対する感謝決議、③滝田前TWARO議長感謝決議ならびに名誉会長称号付与決議を採択した。

国際金属労連世界自動車協議会

会議は七一年三月二三～二五日ロンドンで開かれ、一九カ国一一八名の代表が参加、わが国からは自動車労連会長塩路一郎がオブザーヴァーとして出席した。会議は国際企業に対する労働組合の態度の問題をとりあげ、「自動車産業の統合によって引き起される団体交渉戦略の変化」（イギリス合同機械工労組H・スキャンロン）、「協議会におけるの計画と活動」（国際金属労連バートン・ベンディナー）などの報告を中心に七分科会と賃金分科会で討議をおこなった。その結果会議は「国家に対する忠誠と社会的責任を完全に無視して中央集権を基盤に活動する国際企業は、全体の利益に反し、一国の労働者と他国の労働者とを対立させるばかりでなく、各国政府を巻き込んで企業競争を有利に展開することをねらった分割統治をすすめている」との立場から、国際的団体交渉を目標として、当面、①協議会代表と国際企業の最高政策決定者との会談要求、②一国労働者に対する危害は全労働者に対する危害とみなし、加盟組合はあらゆる手段をもって援助する、③アメリカ、カナダ両国で単一賃金基本率をかちとったことに注目し、世界中の労働条件の平準化実現を決定するなど、国際共同行動を強めることをきめた。

国際自由労連世界経済会議

六月二四～二六日ジュネーブで開催され、わが国からは同盟加藤俊郎調査局長、自動車労連見原尚武国際局第二部長、全鉱原口幸隆委員長、全逓下村義美前副委員長、初岡昌一郎企画部員が参加したほか、総評吉村博行企画局幹事がオブザーバーとして出席した。

会議は①インフレーションと雇用、②多国籍企業、③国連第二次開発一〇年における労働組合の対策と目標、の三議題について討議した結果、勧告の形をとった声明を採択した。それはインフレと雇用の問題については、所得政策の問題に言及し「あらゆる種類の所得を網らし、賃金だけを対象とするものであっ

てはならないとし、労働組合の交渉権の強化や経済情勢の変化によって再交渉を認める規定を取り入れるなど団体協約の柔軟性を高めること、さらには、公共部門の賃金については民間部門に遅れないようにすることを強調している。また多国籍企業問題では、国際産業別組織との連携による情報交換、対策の強化を推進するとともに、労働組合が参加した政府と多国籍企業のあいだの定期協議を制度化することを提唱している。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」、(2)世界労連日本出版協会「世界労働組合運動」、(3)国際自由労連東京事務所「自由労連通信」、(4)総評「総評新聞」、(5)同盟「同盟新聞」、(6)日本労働協会「週間労働ニュース」、(7)中央金属労協編「国際金属労働者の反独占の統一行動―第六回国際金属機械産業労働者会議」、労働旬報社刊、(8)「全石油月報」七〇年七・八月号、(9)同盟第七回定期大会各局報告書、(10)総評第四二回定期大会報告書。

XI 人権擁護運動

概要□仁保事件═事件のあらまし／無実の訴えと運動の発展／学者の意見書／最高裁の判決／民主商工会事件═鈴木事件／広田事件／松川国家賠償事件═在日朝鮮人再入国事件═辰野事件═事件のあらまし／控訴審のたたかい／救援運動の発展／白鳥事件═国民救援会

概要

一、第二の八海事件といわれた仁保事件について、一九七〇年七月三一日に最高裁が破棄差戻の判決をおこない、無実の訴えがみのるみとおしがひらかれた。この事件については、事件の地元の山口県下に熱心に救援活動をおこなう人たちがおり、被告人岡部保の長男夫妻が父親の救援運動に専従するようになって、全国各地に救援組織がつくられた。大阪で流浪の生活をしていた岡部保の無実の訴えにたちあがったことは、国民のあいだに人権擁護のつよい関心のあることを示したものといえよう。この事件では、別件逮捕や拷問による取調べ、弁護人選任の妨害などがあり、他の事件とも共通する要素が多かったので、法学者の積極的協力がえられた。

一、松川事件の国家賠償請求にかんする東京高裁の判決が一九七〇年八月一日におこなわれ、この判決は確定して国は一億円余の賠償金を支払った。一九四九年以来、二一年余にわたった刑事・民事の裁判闘争はこれで終止符をうち、松川事件全国連絡会はこれを機会に解散した。ながいたたかいであった。国家賠償請求は、権力犯罪とその責任を追及する運動のひとつとしておこなわれた。金銭賠償をかくとくするうえでは成功した

が、大衆運動としては発展せず、今後のこの種の運動を考えるうえで問題を残した。

一、辰野事件の公判闘争は、控訴審になってから、新しい展開をしめした。事実問題の究明が、これらの公判闘争において第一義的に重要であることを示している。警察の特別警戒のさなかでおこなわれた警察署爆破事件というのも奇怪であるが、スパイの介入が事件の究明を一層困難にしている。長野県評をはじめ、東京地評などの労働組合が救援運動にとりくんでいることが注目される。

一、税務当局と納税局との間の、税務調査をめぐる紛争が、納税者の権利と税務調査権の限界の問題として最高裁で争われることになった。川崎民商・鈴木事件と、荒川民商・広田事件などがそれである。中小零細業者の団体である民主商工会の運動は、一九六三年以来、税務当局の嫌忌するところとなって、東京・神奈川・群馬・静岡・盛岡・大阪・広島などで各種の事件がひきおこされるようになった。納税者の基本的人権の問題として、今後の展開が注目される。

一、白鳥事件について、村上国治が全国をくまなく行脚して、無実と裁判やりなおしを要求して集会をひらいた。札幌高裁は事実取調べをおこなわず、その結論が憂慮されている。一九七一年五月二〇日、白鳥事件を中心として、札幌で裁判と科学研究集会がひらかれたが、人権と事実の科学的究明の問題を課題にして、科学者と法律家に共通の場が設定されたことは意義深い。公害裁判などを通じて、科学者の発言が裁判に与える影響は一そう大きくなると思われる。

1　仁保事件

事件のあらまし　一九五四年一〇月二六日未明、山口県吉敷郡仁保（現在山口市）で、就寝中の一家六人が惨殺された。仁保事件とよばれる。山口警察署は、物盗りと怨恨の両面から捜査をすすめ、二〇〇名あまりの容疑者リストをつくり、そのうち数名を別件で逮捕し、さらに被害者の隣家の主人を殺人事件で逮捕したが、いずれも釈放されて、事件は迷宮入りを伝えられるようになった。

当時、警察のつくった容疑者リストに加えられていた岡部保は、行方不明であって、捜査の手が及ばなかったのであるが、事件の迷宮入りが世論の非難をうけて、その解決に焦慮した当局は、一九五五年の四月にいたって岡部保を全国に指名手配してその所在を追及した。

このときの岡部に対する容疑は、おもてむきは、別件の窃盗未遂事件であったが、指名手配書には、「強盗殺人有力参考人」と付記されており、当局のねらいが別件捜査に名をかりた殺人事件の追及にあったことは明らかであった。一九五五年一〇月一九日、大阪市内で流浪の生活をしていた岡部保は別件逮捕された。このとき、岡部保が殺人事件の犯人であることを疑わせ

る証拠はなく、ただ彼の事件当時のアリバイが当局にとって不明であった、ということにつきる。岡部は別件の窃盗未遂の疑いで拘留され、もっぱら殺人事件についてはげしい取調をうけた。やがて窃盗未遂で起訴されたが、これらの事件の取調に要した日数は、あわせて三日間にすぎず、この間、当局は裁判を延期してひらかせないまま、弁護人もつけることをしないで、殺人事件の自白を得る努力をつづけた。これらの捜査の経過が、のちに別件逮捕、拘留の違法性、弁護人選任の妨害にかんする憲法問題、自白の任意性の問題として、大きな論争をよぶことになった。

岡部保は、当初犯行を否認していたが、一一月一一日頃より自白をはじめ、一四日からは否認、一八日から自白、一二月八日から否認、一〇日から自白、さらにその後は一九五六年三月三〇日、強盗殺人罪による起訴の日からは一貫した否認にもどった。この間、逮捕以来六三日間にわたって別件拘留がつづけられた。裁判では、終始無実を主張したが、山口地裁（一九六二年六月一五日）、広島高裁（一九六八年二月一四日）ともに岡部保の主張をみとめず、死刑の有罪判決をおこない、やがて舞台は最高裁判所に移った。

無実の訴えと運動の発展

控訴審のころから、岡部保は無実と救援の訴えを獄中からつづけてきたが、事件が、最高裁にすすむにおよんで、岡部保の長男岡部通保夫妻が父のえん罪をはらすために、救援運動に専従するようになり、山口、広島、東京をはじめ、各地に救援組織が生まれるようになった。国民救援会は、岡部保の訴えにこたえて、救援活動にたちあがった。

一九七〇年二月二一日には、京都で全国一〇カ所の「守る会」代表が参加して、仁保事件全国代表者会議がひらかれ、別件逮捕、拷問でデッチあげられた仁保事件無実の岡部さんを死刑から救おう、裁判の名で無実の人を殺すことは許せない、最高裁は捜査官憲による不当な弁護人選任権の侵害を違憲と認めよ、の三つの運動スローガンをきめた。

弁護団には、山口・広島・大阪・東京にわたって、多数の有力な弁護人が参加した。

一九七〇年三月七日の総評三九回臨時大会では、公正裁判を要請する決議が採択された。

四月一一日から三日間にわたって、五回目の現地調査がおこなわれ、山口県労評の支援のもとに約七〇名が参加し、地元仁保の人たちとも交流した。五月一五日には、弁護団から最高裁にたいして、現場の足跡の研究にもとづいて、この事件は単独犯ではなくて、複数犯であるとする意見書と証拠が提出された。六月五日には「仁保事件東京守る会」は、最高裁に五千余名の公正裁判要請の署名を提出した。六月一二日、一三日の両日にわたって、最高裁は口頭弁論をひらき、二〇名の弁護人が岡部保の無実について弁論をおこなった。

学者の意見書

二審判決ののち、岡部保の獄中からの無実の訴えは、法学者の関心をひくようになり、鈴木安蔵、上野裕久らの憲法学者がこの事件の憲法上の問題について研究をすすめていた。

若手の憲法学者を中心とする憲法理論研究会は一九六八年から六九年にかけてこの事件の研究会をひらいていたが、この動きは一九七〇年にはいって刑事法学者に波及し、この年の四月一〇日に憲法学者と刑事法学者の共同によって仁保事件法学者研究会が結成された。

この研究会は、訴訟記録にもとづいて憲法問題、刑事訴訟法の問題を検討し、仁保事件にかんする意見書をまとめ、一九七〇年六月五日に、法学者二二名の連署のもとに最高裁判所に提出した。この意見書は、第一章総論―憲法学的考察、第一節刑事手続に関する人権條項の憲法的意義、第二節本事件の具体的検討、第二章各論―問題別検討、第一節本事件における別件逮捕拘留の違法性、第二節本事件における弁護人選任妨害の違法性、第三節本事件における強制拷問取調方法の違法性、第四節本事件における補強法則違反、第三章結論の各章にわかれ、この事件の法律問題を人権保障の観点からもれなくとりあげたものであった。多数の法学者が共同して事件の記録の検討にとりくみ、意見書をまとめて裁判所に提出したことは、前例のないことで注目すべきことであった。

最高裁の判決

最高裁第二小法廷は、一九七〇年七月三一日に、「原判決を破棄する、本件を広島高等裁判所に差し戻す」という判決をおこなった。

その理由のあらましは次のとおりである。まず、本件犯行の「ほぼ確実とみられる外形的事実」を叙述したのちに、「問題は、これが被告人の所為と認められるかどうかであるが、右兇器からは指紋が検出されておらず、屋内の建具、什器等から採取された六六個の指紋のうち、約三〇個は家族のものであり、かつ、その余の指紋の中に被告人の指紋に合致するものがあったとの証拠はなく、その他、本件犯行と被告人とを結びつけるのに直接役立つ物的証拠は発見されていない」ことと指摘する。ついで、「記録によれば本件犯行が被告人の所為であることを示すとされる直接証拠」は、「捜査段階における被告人の自白およびこれに類するもののみである」から、これらの「自白の信用性については十二分の吟味を必要とする」という。そして、自白の内容を検討して「結局、供述調書の記載自体に徴し、あるいは上記関連証拠等によって、本件犯行についての被告人の自白には信用性・真実性が認められるとした原審の判断は、肯認し難いのである」と断ずる。さらに、原判決が被告人の自白が事実に符合するとした六つの間接的な事実、たとえば被告人が被害者方の被害品とみられる国防色の上衣を所持していたとされる事実などのそれぞれについて検討を加えて、結局「これらはいずれも証拠上確実であるとはいい難く、これによって被告人を本件犯行の犯人と断定することはできないのはもちろん、原判決のごとく、これを被告人の自白の信用性、真実性を裏付ける資料とすることも困難であると考えざるをえない」という。他に、取調べをうけていた当時、「むしろ当時被告人は犯行発生の日時を知らなかったものと見る方が自然であるといえないこともない」というきわめて重要な事実も指摘されている。

このような理由で岡部保の訴えは一五年ぶりにみとめられたのであるが、最高裁は事件を広島高裁に差戻したために、差戻審の公判が一九七一年七月一二日から開始されることになった。

なお、岡部保は、最高裁判決のあと、一九七〇年九月二二日に保釈出所した。

2　民主商工会事件

鈴木事件　中小商工業者の団体として全国各地に組織されている民主商工会について、一九六三年五月に、国税庁が反税団体であるとして取締方針をあきらかにして以来、各地で税務当局と民主商工会、あるいはその会員との間に税金をめぐる紛争が頻発した。一九六三年一〇月三日、川崎民主商工会会員、鈴木清太郎方に臨店調査にきた川崎税務署、東京国税局の職員は、鈴木に対し帳簿などの提示を要求したが、鈴木がこれを拒絶したとして、所得税法違反に問擬し、横浜地検は鈴木を検査拒否罪として起訴した。横浜地裁は一九六六年三月二六日、有罪として罰金一万円、執行猶予二年に処したが、鈴木はこれを争い、所得税法の検査拒否罪は、憲法上の捜索、差押に対する保障を破るものであるとして控訴した。東京高裁は、一九六八年八月二三日に被告人の違憲の主張を斥け、逆に執行猶予をつけずに罰金一万円の実刑を言渡した。鈴木は、さらに最高裁に上告して、最高裁大法廷はこの憲法問題を審理中である。

広田事件　他方、一九六六年九月一二日、東京の荒川税務署員は、荒川区町屋四ノ二四ノ一七、プレス加工業、荒川民主商工会会員、広田権次郎方に臨店調査し、広田にたいして得意先、仕入先の住所氏名をおしえるように要求し、さらに帳簿書類の呈示と工場の立入調査を要求した。広田はこれらの要求を断ったところ、同年九月二六日に所得税法違反で逮捕され、起訴された。ここでも、裁判官の発する令状なくして、捜索されたり、あるいは黙秘権の保障を破って税務署員が刑罰の強制をもちいて質問をすることが許されるかどうかが争われた。税法上の不答弁罪や検査拒否罪と憲法上の人権保障との関係は、ひろく注目されるようになったのである。

東京地裁は一九六九年六月二五日に広田にたいして無罪判決をした。判決はその理由として、「所得税法二四二条八号の罪は、その質問等について合理的な必要性が認められるばかりでなく、その不答弁を処罰の対象とすることが不合理といえないような特段の事情が認められる場合にのみ、成立するものというべきである」、もしそのように解さないとするならば、「刑罰法規としてあまりにも不合理なものとなり、憲法三一条のもとに有効に成立しえないことになる」とのべ、憲法問題にふれたのであった。

しかし、検察側はこれに控訴し、東京高裁は一九七〇年一〇月二九日に、一審の無罪判決を破棄して、被告人を罰金三万円に処した。

この判決は次のようにいう。「本件に関する限り、被告人らは税法が憲法違反である、と前提し刑事処罰に甘んじても法律

上の検査制度を否定し、これを拒否すべきことを明らかにしているのであって、それは端的に現行税制度に対する挑戦を意味する。もちろん、現行制度に対する自由なる批判は国民の権利として当然許容されなければならないが、被告人らの本件検査拒否は明らかに法秩序そのものを無視したものとして、法的制裁を免れないものである」。この判決は、被告人の態度や権利に対する確信を非難したものであった。広田事件もまた最高裁にもちこまれた。

鈴木事件や広田事件にみられる国税当局の納税者にたいする態度は、民主商工会運動にたいする弾圧として、全国的に公判闘争にたいする支援体制がとりくまれている。税務調査や、その他の行政手続について、憲法三五条「住居の不可侵」、憲法三八条「黙秘権の保障」などがそのまま適用されるかどうかという憲法問題としても、ひろく納税者の人権にかかわる問題として注目をひいている。

3　松川国家賠償事件

一九四九年八月一七日におこった松川事件の刑事裁判は、一九六三年九月一二日の最高裁判決で被告全員の無罪が確定した。一九六四年五月、元被告とその家族が原告となって、権力犯罪を追及する運動のひとつとして、国に対して国家賠償を請求する裁判をおこした。

この事件について一九六九年四月二三日に、東京地裁は総計七六〇〇万円余の賠償を命ずる判決をおこない、この判決文は警察・検察などの捜査官憲に対するきびしい批判をもりこんだものとして評価された。国側はこれに服しないで控訴したが、その控訴審では、国側の請求した証人についてその全部が却下され、八カ月で結審した。東京高裁は一九七〇年八月一日に、結論においてはほぼ一審どおりの判決をおこない、国に対して七六二五万九八三三円の賠償金の支払を命じた。しかし、その理由のなかでは、判決当日の弁護団声明が指摘したように、「権力犯罪をきびしく糾弾した第一審判決にくらべて、起訴前の逮捕・拘留に違法性をみとめず、警察・検察の犯罪的諸行為の追求において、明らかに後退を示した判決である」と評された。八月一七日、国側はついにこの判決に服して上告をあきらめ、遅延損害金を加算して合計一億二六七万九一五〇円の賠償金を支払った。

このようにして、一九四九年以来、二一年にして松川事件に関するすべての裁判闘争は終わった。一九七〇年一一月二日、福島県、松川現地で松川記念塔完成祝賀集会がおこなわれた。なお、松川事件刑事裁判確定ののちに結成された松川事件全国連絡会は、一九七〇年九月一二日に、東京都勤労福祉会館で松川事件国家賠償裁判勝利報告集会をひらいて、その勝利を祝賀するとともに、一応の任務を果たしたとして解散した。

4　在日朝鮮人再入国事件

一九六八年一二月一八日に、東京高裁が在日朝鮮人側の勝訴判決をおこなって、そのなりゆきが注目されていた在日朝鮮人再入国事件について、最高裁判所は一九七〇年一〇月一六日に破棄自判して訴を却下し、在日朝鮮人側敗訴の判決をくだした。この判決は次のようにいう。

【最高裁判決】　被告人らの祖国訪問は、同人らの再入国許可申請書の記載により、昭和四三年九月九日の朝鮮民主主義人民共和国創建二〇周年に際し、在日朝鮮人祝賀団の構成員として、共和国の各種の祝賀行事に参加することを目的とするものと認められる。そして、被上告人らの主張によれば、同人らは同年九月八日から同年一〇月一七日までの間、平壌市その他で開催される中央慶祝大会の祝賀行事に参加する予定であり、右行事の一つである二〇周年記念全国芸術祝典は同年一〇月二八日まで続くはずである、というのである。右の旅行目的からすれば、再入国予定の日である同年一〇月二三日にきわめて接着した時期であればともかく、参加を予定した祝賀行事のすべてが終了した後一ヵ月も経過した時点においては、当該目的により祖国を訪問する意義はもはや失われているものといわざるをえない。

結論として、裁判をやっているうちに時機を失してしまい、「訴の利益」が失われたから却下する他はない、というのであるが、しかしこの事件の一、二審はことがらの性質上異例の速さで審理して判決にいたったもので、上告人であった法務大臣が一、二審の敗訴判決に服することなく、上訴して争いをつづけていたために、心ならずも時間が経過してしまったのである。から、法務大臣はいわば時間をかせいでいるうちに不当に勝訴の結果をえたことになり、この裁判に含まれていた問題の解決はまたもひきのはされたのである。この裁判の背後には、在日朝鮮人六〇万人のうち、戦後、一九六八年までに法務大臣の再入国許可をえて朝鮮民主主義人民共和国との間を往復した者はわずかに二名にすぎず、政府はたてまえとして朝鮮民主主義人民共和国への在日朝鮮人の渡航と日本への再入国をみとめない方針をとっており、また朝鮮籍をもつ在日朝鮮人はすべての外国への渡航が禁止されている、という深刻な人権問題がある。この裁判の一、二審判決は、この問題を憲法上の人権問題としてとらえ、政府を敗訴せしめたのであったが、最高裁は「訴の利益」という法技術的な問題を理由にして在日朝鮮人の救済を拒否したのであった。もっともこの最高裁判決は「上告人は前記の旅行目的、旅行日程による被上告人らの再入国許可申請にたいして許可しなかっただけであって、これにより被上告人らは他の旅行目的、旅行日程による再入国許可の申請を妨げられるものではない」と附言している。

5 辰野事件

事件のあらまし　一九五二年四月三〇日、長野県辰野町の辰野地区警察署、辰野駅前巡査派出所、東箕輪村の東箕輪巡査派出所、美和村の非持巡査駐在所、伊那町の伊那税務署の五カ所がダイナマイト、火焔びんなどで襲撃され、うち二カ所で爆発があった、とされる一連の事件は、辰野事件とよばれて長野地裁飯田支部で審理されていたが、一九六〇年八月一八日、一三名の被告人に対する有罪判決がおこなわれた。懲役七年一名、仝六年二名、仝五年一名、仝四年六名を含む重い刑の宣告があった。

この判決によれば、被告人らは「日本共産党の上伊那地区における党員またはその同調者」であって、「大衆の立上り、復興を妨げる警察署、税務署の権力機関」を襲撃した、というのであったが、しかしこの事件にスパイが介在し、ダイナマイトなどの発火装置などにも幾多の疑問のあることは、一審判決もこれをみとめていたのである。判決は「当時警察が事前に情報を得ていたことは、証人として取調べた警察職員の証言により明らかなように、非持巡査駐在所以外の場所はすべて犯行当夜これを警戒していた事実からみても推測するに難くない」という。つまり襲撃は警察側が事前に知っていて、警戒をしていたなかでおこなわれた、というのであった。

またダイナマイト、火焔ビンなどに使われたという濃硫酸は濃度が低いために発火は不能であって、警察官がマッチなどで発火させたものである、という被告人の主張に対して、一審判決は濃度に関して相反する二つの鑑定意見について「前者を信ずれば後者は誤りであり、後者を信ずれば前者は誤りであるといわねばならない。そのいずれか、あるいはいずれもが誤りであるか、にわかに断定できないが、差しあたり前者は後記の理由により措信することはできない」などの説明して、いかにも自信がないことを示し、のちに問題を残したのであった。

この判決に対して被告人らは無実を主張して控訴し、東京高裁で審理がつづけられた。

控訴審のたたかい　控訴審になってから、被告団・弁護団はあらためて事件について詳細な検討をおこない、新しい事実を法廷に提出して公判闘争をすすめた。一九七〇年七月二九日の法廷で、警察のスパイとして辰野町に住む李星斗を名指しで指摘した。李は被告人に「明朝警察の捜索がある」という警察側の偽の情報を流し、これを信じた三名の被告人は警察の動静をさぐりにそれぞれ特別警戒中の辰野警察署や辰野駅前に出かけたところをいきなり逮捕されたのであった。また一九六九年一月二九日の法廷では、東箕輪巡査派出所事件について、事件当日の朝はやく爆発現状を撮影した新聞記者の写真と、その後に警察が撮影した写真とのくいちがいを指摘して、事件後に被害を大きくみせるために警察が現場に工作

を施した疑いのある事実を明らかにした。

辰野警察署事件についても同様に新聞写真と警察の撮した写真とにくいちがいがあり、現場がつくりかえられたことを主張した。また証拠物として提出されていた火焔びんには発火のあとがない、という事実が指摘された。一九七〇年一一月二四日の法廷では、ひきつづき東箕輪巡査派出所・非持巡査駐在所でダイナマイトの発火に用いられたという導火線のもえ残りが発見されていないこと、現場に残されていた足跡がなぜか法廷に出されていないこと、などの新しい主張が展開された。これらの新しい主張にもとづいて、事件当時の新聞記者や捜査担当の警察官に対する証人尋問がつづけられた。

救援運動の発展

一九七〇年九月三日、長野県評二五回定期大会では辰野事件裁判闘争を支援するために、一〇万円の資金をおくることがきめられた。長野県評ではこのときまでにすでに二〇万円をおくっており、さらに九月二三日の現地調査を成功させるための特別決議がおこなわれた。九月二三日には第一二回現地調査がおこなわれ、三〇二名が参加した。

一九七一年の一月から二月にかけて、群馬、茨城、新潟、長野、埼玉、千葉、東京の各地で真相報告と裁判支援の集会がひらかれた。五月二二日、二三日の両日には、総評・東京・大阪・神奈川・長野・東京・神奈川の各辰野事件対策協議会、国民救援会などが結成した辰野事件第二三回全国現地調査実行委員会の手によって、大規模な現地調査と事件学習の集会がひらかれ、全国から五四三名が参加した。六月四日の公判では、三〇二団体と一万六一三三名の無罪要請書が裁判所に提出された。

6 白鳥事件

一九六九年一一月一四日に仮釈放された村上国治は、一九七〇年二月一九日の東京での集会を始めとして、全国を旅行して無実と再審要求を訴えた。一九七〇年五月末日に集計されたところによると、村上国治出獄歓迎・再審要求各府県集会は全国で二八会場、約二万五〇〇〇人をあつめてひらかれ、配付されたビラ七〇万枚、会場で集められたカンパ約一五〇万円に達した。七月二〇日の長野県集会、八月二五日の高知県集会を最後に、全国六四の都道府県・五九カ所での集会はすべて終わり、この間にビラ約一六〇万枚が配布され、参加者約六万人に達した。これらの全国での集会の成功を背景にして、八月二三日には白鳥事件全国代表者会議がひらかれ、当面の白鳥事件の運動の基本的な方向として、①札幌高裁にたいし、公開の事実取調べをひらいて異議申立ての審理をおこない、裁判やりなおしの要求を集中すること、②出獄歓迎再審要求各県大集会の成果と教訓を発展させ、第二次集会と第二二回現地調査の成功をかちとること、③白鳥運動を一貫して進める「白対協」、「守る会」の

拡大強化を重視してとりくむこと、④司法反動阻止の共同活動を拡げること、などをきめた。

弁護団では、一九七〇年五月四日に札幌高裁に異議申立理由補充書（第一）を提出したのについで、九月一四日には（第二）を、一〇月二四日には（第三）を提出し、札幌幌見峠における弾丸腐食実験の成果と、線条痕の比較にかんする新しい鑑定書を出して、再審請求棄却決定の取消しを要求した。とくに補充書（第二）では、三個の弾丸には明瞭に一致しない三四本の線条痕があることを強調していた。

一〇月二四日、二五日には札幌で第二二回現地調査がおこなわれ、三五〇名が参加した。

他方、村上国治による全国行脚は、第二次全国集会としてつづけられ、第一次が全国の都道府県庁所在地を中心におこなわれていたのに対し、第二次ではそれよりも小さい都市をくまなく巡回することになった。九月、一〇月の二カ月間で、三八カ所、参加者二万一〇〇〇名におよんだ。

一九七一年四月一七日、弁護団は、白鳥警部がその射殺される直前に、婦人の同行者があった、という新しい調査結果を発表した。

五月二〇日には、白鳥事件における科学鑑定の問題を中心に、札幌の北海道大学で「裁判と科学研究集会」が開催された。この集会には、北海道大学の学者を中心に、東京・仙台・名古屋からも科学者・法学者が参加し、これに自由法曹団の弁護士が加わって、裁判と科学との関係をめぐる研究集会としては全国で初めての企てであった。当日の夜、札幌市民会館で裁判と科学研究集会記念講演会がひらかれ、二五〇〇人が参加した。裁判と科学研究集会は、次のアピールを発表した。

【裁判と科学研究集会アピール】　本日、午前一〇時より北海道大学農学部大講堂において開かれた裁判と科学第一回研究集会は、三〇〇名の参加者の終始熱心な討論をえて成功裡に終了することができました。

私たち参加者一同は、基調報告より五時間にわたる討論を通じて、裁判における真実を明らかにするうえで、科学的法則に基づいて到達しえた判断の果すべき役割が極めて大切であることを強調したいと思います。また科学的な証拠の究明を通じて、松川裁判では一四年の労苦をへて被告の無実を明らかにすることができました。菅生、青梅、八海、芦別事件等の裁判においても同様にして無罪判決をたたかいとることができました。けれども多くの謀略、冤罪事件の裁判判決では科学的な人証・物証の証明は、物事の本質を見失った非科学的表現によって斥けられていることに注目したいと思います。特に白鳥事件では、実験に基いて線条痕と応力腐食割れの鑑定結果が斥けられて、他人の手になり、しかも鑑定人自身確信のないことを表明している鑑定が採用されております。この不当な事実にたいして、科学を大切にする人間として私たちは憤りを覚えずにはおれません。私たちはこの討論を通じて科学者の社会的責任がきわめて重大なものとして問われていることを痛感いたします。と同時に、現在、憲法と基本的人権を守るために、科学者、法律家を中心に、した広範、密接な協力が差し迫った課題であることを全国の科学者・法律家並びに市民の皆さんに強く訴えます。私たち研究集会はその第一歩であることを確信して、このような研究集会が今後、全国的規模で開かれるよう呼びかけるものであります。

一九七一年五月二〇日　裁判と科学第一回研究集会（北海道）

7　日本国民救援会

日本国民救援会の第二五回全国大会は、一九七〇年七月二五日、二六日の両日、横浜市従会館で開催された。中央常任委員会を代表して斎藤喜作事務局長から「七〇年代の闘いと国民救援会の任務」と題する運動方針が提案され、一七年ぶりに仮釈放された白鳥事件の村上国治が特別報告をおこなったのち、各事件の報告と運動方針の討論にはいり、全員一致で運動方針を採択した。会長に難波英夫、事務局長に斎藤喜作、事務局次長に坂本久夫、山田善二郎、他に二六名の常任委員が選出された。運動方針の構成は次のとおりである。

【運動方針】　七〇年代の闘いと国民救援会の任務、一、はじめに、二、人民に対する弾圧と権利侵害の特徴、㈠、労働者の組合活動の自由と政治活動の自由に対するいっそう広汎な運動にひろげよう、四、人民に対する敵意をむきだしにしている、㈢、裁判所の反動化が、自民党、日経連、佐藤政府、そして最高裁の手で急速に促進されている、三、救援運動の総括と今後の方針、㈠、白鳥事件の再審はじめメーデー、大須、辰野、新島事件、さらに選挙弾圧、ビラはり弾圧事件などの無罪をかちとるために、㈡、労働者の組合活動の権利や政治活動の自由をまもる闘いを重視し、この運動を大きく発展させるために、㈢、えん罪事件の裁判を重視し、人権をまもるたたかいをつよめること、㈣、年末救援統一カンパをひろげ、救援運動を発展させよう、㈤、在日朝鮮人に対するテロに反対するなど在日諸国人民をまもる国際連帯を強めよう、㈥、解放運動犠牲者合葬追悼の運動をいっそう広汎な運動にひろげよう、四、救援会を拡大強化するために、㈠、次期大会までに二万名の拡大目標で、労組・民主団体の中に会員をふやし、強大な職場班を確立しよう、㈡、救援会の支部体制を確立し、各班の活動に対する援助をつよめよう、㈢、救援新聞を改善し、全会員の力を結集する武器にしよう、㈣、救援学校を定期的にひらき、活動家の養成と結集をはかろう、㈤、会費五〇円を一〇〇円に改訂し、救援会の活動の財政を確保しよう。

全国大会が発表した大会宣言は次のとおりである。

【第二五回全国大会宣言】　日本国民救援会第二五回全国大会は、七月二五・六の両日、横浜市従会館において、昨年十七年ぶりに釈放をかちとった白鳥事件の村上国治さんを迎え、加盟団体と地方組織の代議員および中央役員など二〇四名が参加して開催された。大会は、来る七月三一日に最高裁判決を迎える仁保事件の岡部保さんを救いだすため全力をあげてたたかうことを決定した。また来る八月一日に東京高裁でおこなわれる松川事件の責任追及と国家賠償の判決においても、必ず国側の不当な控訴をうちやぶって賠償を確定させるため奪闘することを決定した。白鳥事件の再審請求、辰野事件の控訴審、大須、メーデー事件の控訴審、新島事件の上告審、労組弾圧の松本事件上告審、工業調査会ビラ事件上告審、選挙弾圧今竹事件上告審などさしせまった諸事件を勝利させるため尽力することを決定した。ことに労働者の組合活動の権利と政治活動の自由をまもるたたかいを重視し、目下各地でたたかわれている不当解雇事件などの裁判闘争を早急に勝利させるため力を注ぐことを決定した。歴史的な七〇年代の闘いにおいて、以上の諸事件の勝利をおさめ、よって民主的諸権利をまもり、人民解放の闘いに大きく貢献する決意である。以上の任務を成功的に遂行するために、急いで強大な救援会に拡大しなければならない。神奈川県本部港湾班は二ヶ月余りの間に第一組合、第二組合の枠をこえて数倍化し、一〇〇名をこえる職場班に発展し、メーデー事件の救援に、また仁保事件の支援にたちあがっている。われわれは、港湾班の仲間のすぐれた経験にまなんで、全国に職場班を組織し、支部を確立し、強大な救援会をつくるため闘争するものである。右宣言する。　一九七〇年七月二六日、日本国民救援会第二五回全国大会

XII 農民運動

概要□農業情勢と農民運動の動向──農業情勢と農政の動向／農民運動の大勢／主要な農民闘争──米価闘争：七〇年産米価格闘争／七一年産米価格闘争／食管制度をめぐる運動／米生産調整をめぐる運動／：米価訴訟闘争／米生産調整をめぐる運動／乳価その他の価格運動：乳価運動／飼料値上げ反対運動／麦価その他の価格運動／豚肉・果実輸入自由化反対運動／土地取上げ反対闘争：三里塚（成田）空港建設反対闘争／北富士演習場反対闘争／その他基地反対・土地闘争／公害反対運動／出稼ぎ農民の運動その他／農地増税反対運動／農民団体その他

概要

一、米価闘争──七〇年産米の価格闘争は、過剰米累積というきびしい状勢下に気勢あがらず成果も小さかった。これに対し七一年産米については、米の減反・政府買入れ制限・三年連続米価据置き案に対する農民の反発が強まり、米闘は従来の低調を破って盛りあがった。全日農その他諸団体は一三年ぶりに統一行動にふみきり、中央と地方で食管法堅持・米価要求貫徹の大衆集会や坐りこみ要請が行なわれ、そのハバは小さいが三%アップの成果をあげた。

一、食管制度をめぐる運動──全日農は政府の生産者米価据置きは、食管法違反であるとして政府相手に行政訴訟・民事訴訟を提起した。また、米の減反政策に反対して、国会請願その他の運動が起こった。

一、乳価その他の価格運動──乳価・麦価・葉たばこ価格等をめぐる運動は、農民大会の開催と陳情要請行動という形で展開されたが強力な力を発揮できず、農政活動の限界を示した。

一、土地取上げ反対闘争──三里塚新空港建設反対闘争は七一年二月、県知事による土地収用強制代執行によって頂点に達し、反対派の激しい抵抗が行なわれた。北富士演習場でも入会

地奪還・演習反対の根づよい農民ゲリラ闘争がつづけられ、三里塚ならび全国的視聴を集めた。その他、日本原・長沼・白山・能勢・国頭など各地で軍事基地のための土地取上げ反対の抵抗運動がつづけられた。

一、公害反対運動――企業による農地・海・川の汚染に抗議し、あるいは公害源となる工場設置に反対して、農漁民・労働者・市民が手をくむ地域住民闘争が各地に起こった。神奈川・千葉・山口・大分等の漁民を中心にした運動は公害反対運動が今後ますます活発化することを予想させる。

一、出稼ぎ農民の運動――出稼ぎ農民の全国的連合組合が初めてでき、統一的な組織的運動が体制をととのえた。しかし運動の重要性・緊急性に応じた運動の実践は、まだ部分的にすぎない。農村労連は地道な活動を展開した。

一、農地増税反対運動――新都市計画法の実施に伴い、市街化区域内の農地に宅地なみ税金を課そうとする政府の方針に対し、全日農や農協の反対運動が起こった。

1　農業情勢と農民運動の動向

1　農業情勢と農政の動向

農業破壊の進行　一九七〇～七一年の農業経済は、過剰米の累積と生産者米価の据置き、貿易自由化に伴う輸入農産物の増大、畜産物価格の低迷と飼料価格の上昇などマイナス要因が重なって一段と悪化した。これは七〇年度の農家経済収支の面にハッキリ現われている。この年、一戸当りの農家所得は一三九万円で前年度の水準を一〇・九%上回ったが、これを同年度の都市勤労者世帯実収入の伸び率一五・七%に比べるとその増加率は相対的に低い。しかもこの間、農村消費者物価は七・三%上昇したので、農家の実質所得の伸びは微微たるものである。

農家所得のうち、農業所得は前年度を五%下回ったが、その主たる原因は生産者米価の据置きと生産調整による米作収入の減少、また価格低迷と飼料高による畜産物販売収入の低下である。農業所得が前年度に比べ減少したのは一九五六年いらい一

四年ぶりのことである。そして農業所得の減少をカバーしたのは農外所得の増加（二三%）である（農林省『昭和四五年度の農家経済〔概算〕』七一年六月三〇日発表による）。非農業部門における兼業機会の増加、賃金水準の上昇により賃金俸給の農外所得が増加したことがその主要因である。この結果、農家生活の兼業依存度は一層大きくなり、農家所得に占める農業所得の割合は三六%に低下した。すなわちいまや農業生産は農家生活費のわずか三六%しか保障しえなくなったのである。

七〇年度の『農業白書』は、六〇年代の日本農業が国民経済の高度成長に果たした役割を総括して、①自給率八〇%を維持しつつ国民食糧を供給し、②年平均八〇万人の労働者を他産業に送りだし、③土地および資金を非農業部門に提供し、④農村市場の拡大を通して工業製品の販路拡張に役立った、とのべている。これは六〇年代の日本資本主義が農業に何を求め、その高度成長に役立てたかを物語るものである。しかし六〇年代の日本経済の高度成長の中でつちかわれ、七〇年代にはいって爆発的に現われたさまざまな矛盾――物価騰貴・公害・過密過疎等の諸矛盾は、何よりも国民経済の弱い一環としての農業の上に、そして当然に農村生活と農民の物質的精神的状態の上に、深刻な、時には破滅的な影響をおよぼさずにはおかなかった。

米の減反と米価据置き、そして政府買入れ制限と、総合農政の次々と打つ手によって農業は破壊され、これを苦にして十数名の農民が自らの生命を断つ惨事さえ発生した。しばしば報道される各地の建設工事の人身事故に出稼ぎ農民の犠牲者を見出すことは稀れではない。過疎地帯農村から学校が消え医師が去り、廃村寸前の村が現われている。富山県のイタイイタイ病と群馬県安中のカドミウム汚染米に象徴される企業の農業・農民生活破壊は拡がっている。しかも一方で、総合農政は工場の地方分散、〝農工一体化〟をスローガンにして低賃金労働力の地場利用と農地の転用をすすめている。新都市計画法による「線引き」作業は、国家の行政措置により、労働力と土地と水を企業に提供しようという計画にほかならない。

総合農政の第二ラウンド

いわゆる自立農家の育成――農業経営の規模拡大を中心にした〝基本法農政〟は政策立案者の予期に反して実効をあげることができず、農家の総兼業化が進行した。過剰米の累積という矛盾に当面して基本法農政は衣装を変え、総合農政の登場となった。

政府は七〇年二月「総合農政の推進について」を発表し、ついで五月、〝総合農政の第二ラウンド〟と呼ばれる諸施策を決定した。すなわち、①農業生産の地域分担の確立、②米の生産調整と制度運営の再検討、③畜産・園芸の振興、④物価対策を重視し、農林漁業の近代化と貿易自由化に積極的に取り組む、⑤工場の地方分散と農民雇用対策、離農促進、老後保障、⑥農産物の流通改善、を内容とするものである。

これらの施策を実現するため、政府は農地法・農協法の一部改正、農業者年金基金法・農村地域工業導入法等を制定する一方、米の買入れ制限と減反政策を強化している。食管法の改正はさし迫った農政の課題として日程に上った。グレープフルーツの輸入自由化にみられるように、選挙前の農民に対する公約をあっさり放棄して、総合農政は急速度に実施にうつされてい

る。このような農業情勢と農政の動きに対し、農民はどう対処したであろうか。

2　農民運動の大勢

米価闘争に統一行動

七〇年産米の価格引上げを要求する運動は従来よりも一段と低調になり、中央と地方で全日農系と農協系に分裂したままの農民大会が開かれ、例によって関係方面への陳情要請をくりかえし、結局は政府原案の発表に対し何ら有効な反撃もできず、ただ抗議声明を発して終わるという運動スタイルに終始した。一段と低調になったということは、一方において七〇〇万トンの政府手持米の累積という動かしえない現実があり、他方、政府やマスコミの宣伝効果も上がって生産者米価の値上がりはこれ以上許せないという消費者の声が国民世論としてひろがりつつあって、農民と農民団体・農業団体の米価運動の気勢をそいだからである。

しかし、七一年産米の価格決定のころになると状勢は変わった。農政の失敗をタナにあげて減反政策をおしすすめ、食管法違反の疑い濃厚な政府買入れ制限と三年連続米価据置きを強行しようとする政府・自民党に対し農民の怒りが爆発したのである。消費者物価の大幅上昇の中で生産者米価を据置くことは実質的な農民生活水準の切下げであり、しかも米以外に安定収入をあげうる農業部面は見当たらないという現実の前に、「政府は農民を見殺しにするのか」という不安と怒りが農村にひろがった。カドミウム汚染米その他企業犯罪ともいうべき公害の発生や過疎地帯の拡大も農業の現状と将来に対する農民の不安を深めた。このような背景のもとで農民諸団体は一三年ぶりに統一要求・統一集会・統一要請活動にふみきった。無策な農政への怒り、暴言を吐く米審委員への憤怒が米価運動を例年になく盛りあげる力となった。こうして、米過剰下ではあり得ないものとされていた生産者米価引上げが、たとえわずか三%程度のものであれ実現したことは、注目すべき運動成果であった。

農政活動の限界

米価闘争・食管制度を守る運動の一環として、全日農は政府を相手どり行政訴訟と損害賠償請求民事訴訟を提起し、東京・福島・新潟などで多数の農民が原告となって法廷に姿を現わしたこともこの期の新しい動きである。裁判の結着はまだついていないが、米作農民の置かれた現状を広く社会に訴え、あわせて組合の組織点検にも役立つとみられる米価訴訟の今後の経過が注目される。

米価運動のほかに、牛乳・麦・葉たばこ・でんぷん価格等をめぐる対政府あるいは対企業の価格要求運動が行なわれたが、いずれも格別の成果なく低調に終わった。飼料値上りに抗議し、貿易自由化と外国農産物輸入増加に反対する農民団体や農協の運動も、日本農業の危機突破をスローガンに農民の決起をうったえたものの、反独占農民運動としての組織的戦闘態勢と要求貫徹のキメ手を欠き、陳情要請を主内容とする農政活動の限界をまたしても露呈した。

七一年産米価闘争において盛り上がった反体制的農民行動の成果から何を学び、どこまで今後の運動に役立たせるか、農政活動と農民運動をいかに結びつけ大衆運動として発展させるかが七〇年代の農民戦線の大きな課題となっている。

三里塚・北富士の農民抵抗激化　成田新国際空港建設のための土地買収に反対して五年にわたり激しい抵抗をつづけてきた三里塚・芝山反対同盟の運動は、多数の学生・労働者・市民の支援活動もふくめて、七〇年夏の第三次強制測量阻止行動、七一年春の千葉県知事による強制代執行阻止行動と大きな山場をむかえてエスカレートした。連日、三〇〇〇名をこえるガードマン・機動隊をくりだしての政府・県・公団側に対抗して、反対同盟は児童生徒の盟休、少年行動隊・老人行動隊・婦人行動隊の動員、あるいは地下壕作戦等によって必死に抵抗し、負傷者と逮捕者が続出した。三里塚闘争は土地取上げ反対農民運動の一つの頂点であるが、いよいよ反権力地域住民闘争の性格を明確にしつつある。

北富士演習場反対・入会地奪還をめざす忍草農民のしつような闘争も、農民ゲリラの演習場潜入や見張り小屋建設等によって激化した。北富士演習場は米軍によって沖縄の国頭演習場とともに直接ベトナム戦争のための演習場と指定されたことから、反対運動は困難の度を深めつつあるが、忍草母の会・若妻の会など農婦の抵抗は一段と強まっている。

このほか大阪府・能勢町、三重県・白山町、北海道・長沼町などのミサイル基地反対運動あるいは岡山県・日本原の自衛隊演習場反対運動など、地域の農民や市民の運動がつづけられた。これらはまだ全国的視聴を集めるほどの運動とはなっていないが、ニュータウン建設に伴う農地取上げ端緒的抵抗にすぎないが、反対運動とともに、地域住民運動として各地に波及する形勢をみせている。

公害反対の農漁民運動　この期の特徴的な農漁民の動きとして、公害という名の企業犯罪に対する、また企業と癒着した自治体・政府に対する反対運動が生起した。千葉・神奈川・静岡などいくつかの地域で漁民の「海を守る」海上デモがあり抗議集会がもたれた。大分県臼杵市・風成地区の漁婦の抵抗は、ついに地方裁判所における原告勝訴につながり、公害反対運動の今後に大きな影響をあたえるものと予想される。

このほか、出稼ぎ農民と農村労働者の運動、農地課税をめぐる重税反対運動など、いくつかの分野で農民の動きがあった。

2　主要な農民闘争

1　米価闘争

全日農の要求米価

一九七〇年四月一七・一八日、全日本農民組合連合会は「米価十県共闘会議」を開き、また同月二四日、第三回中央常任委員会を開き、七〇年産米価格闘争方針を討議し、五月一三日には要求米価一俵（六〇kg当り）一万二〇〇〇円以上と決定した。この米価の算定方法は前年と同様であった。

六月三日、全日農は総評・食管連・中央労農会議の参加を得て「米価要求貫徹・日本農業を守る全国農民総決起大会」を東京・日比谷野外音楽堂で開催した。全国各地より約五〇〇〇名が参集、①米価据置きを打破り要求米価の実現、②食管制度の堅持と完全実施、③新都市計画法と総合農政に反対、④安保条約破棄、など四件を決議し、闘争宣言を発表した。大会後、参加代表は当日から農林省三番町分室で開催されている米価審議会会場に押しかけ、坐りこみ要請行動にはいった。そして、米審終了後の六月六日以降は、残留各県代表によって衆院農林水産委員会の傍聴や国会議員への陳情が行なわれた。

米審委員の暴言へ抗議

米審三日目の六月五日、全日農・総評代表や消費者婦人代表らが比嘉正子米審委員に要請交渉中、同委員が「米価据置きで自殺者がでるというのなら本当にでるかどうかみてみましょう」という旨発言、これに対し代表団は暴言を取消せと要求し、また坐込み中の農民に訴えた。すぐに米審会場前で抗議集会が開かれ、比嘉委員罷免要求が決議された。翌六日、全日農石田会長は農林省当局に、農林大臣の責任追求と同委員の罷免を要求する申入書を手交し抗議した。この事件後、岩手県の竹野文男氏の自殺をはじめ七一年米価闘争期までに十数名の農民が米価据置き・減反・冷害などを苦に自殺したことが新聞報道された。

全中（農協）の要求米価

全国農協中央会（全中）は七〇年五月一三日の理事会で要求米価を六〇kg当り九九二六円（一五〇kg二万四八一五円）と決定した。算定方法は「生産費所得補償方式」によったが、昨年までの、「所得均衡方式」をやめ「八〇%バルクライン方式」を採用した。これは農協が六四年産米価格要求まで使っていたものである。なお家族労働評価は製造業事業所五人以上規模労賃の平均（一時間三〇九・六円）である。また同日の会で食管制堅持と米価運動のすすめ方を内容とする米穀対策要綱と同運動要綱を決定した。なおこれより先の三月六日、「農協米穀対策中央本部」（米対本部）設置がきまったが、これは従来の米価対策中央本部を解消し、生産・流通・消費の諸問題をふくむ広い米対策を対象とするものである。全日農はこの改組について、大衆動員の計画を欠き、米価運動の意気ごみがあるかどうか疑問だという評価を下した。

全中は六月二日、東京・台東会館に約四〇〇〇名の農協組合長を集め「食管堅持・米価要求全国農協組合長大会」を開いた。「米価据置き撤回」その他を決議、代表は政府各部局・政党に要請行動をとった。翌三日以後は主として自民党に陳情した。

七〇年産米価の決定

六月三日より開催された米審は意見調整ができず会期を一日延長し、六日早朝、政府試算米価による「据置き」はやむなし、とする多数意見と、引上げ論の少数意見を併記して答申をおこなった。政府は試算米価の算定に当たって「米の需給事情を考慮して決める」としたが、これは過剰米を考慮して生産者米価を上げないという政治的配慮によるもので、米価算定に新しい要素を導入したものである。六月九日、政府は一―四等米平均生産者手取価格を二万六八一円とし、別に良質米奨励金・品種改良奨励金二三八億の「つかみ金」交付を閣議決定した。農民団体や農業団体等は実質的な米価切下げであるとして抗議声明を出したにとどまった。

他団体および地方の運動

六月三日、東京・共立講堂で、全農総連・全農同・開拓連共催の「全国農民総決起大会」が一五〇〇名の代表を集めて開かれた。①六〇kg当り九六二六円の米価を、②食管制堅持、③米穀対策の確立等を決議、散会後一部代表は開催中の米審会場前に坐りこみ、また自民党本部で陳情と抗議をくりかえした。

全国農業会議所は六月四日、東京・日本都市センターで約一〇〇〇名を集めて、「米価要求全国農業委員会会長代表者大会」を開いた後、代表団が政府・国会に要請行動をとった。

全北海道農民連盟・同農民総連合・同開拓連主催「米作危機突破全道農民大会」が五月二一日、岩見沢スポーツセンターで開かれ、約五〇〇〇名の農民が参加した。五月二九日、福井市・体育館において「福井県農民大会」が農民五〇〇〇余名の参集で開かれた。このほか、新潟・福島その他の地方で農民大会や県議会請願運動の形で米価運動がおこなわれた。米過剰という異常な事態のもとでおこなわれた米価運動は例年の盛り上がりを欠いていた。

(2)　七一年産米価格闘争

全日農の要求米価と運動方針

参議院選挙をひかえ、本年度の米価決定は例年より早まるものと判断した全日農は七一年三月二七日、「米作十県共闘会議」を開き、三年連続米価据置き、米の減反・買入れ制限等による農業・農民の危機を確認した上で、米価闘争方針および米買入れ制限不服審査請求行動を展開することを決定した。これにつづいて三月三一日、食管連・中央労農会議と協議、①全日農組合員にかぎらない広い運動、②消費者との共闘強化、③中央と地域の運動、参院選挙と関連させて運動を展開する、等の方針をきめた。また四月一三日、要求米価は一五〇kg当り三万四八二〇円、スローガンは「一俵一万三〇〇〇円以上」と決定した。

六団体統一要求米価大会

四月一六日以降、全日農は他の農民諸団体との統一行動について話合いをつづけてきたが、七一年四月一九日、全農総連・全農同・開拓連・食管連・中央労農会議・全日農の共催による中央集結大会開催が決定をみた。このような統一の足並みがそろったの

は五八年いらい一三年ぶりのことで、きびしい農業情勢下に三年連続米価据置きの予想されることから、小異をすてて大同につく気運が各団体幹部と農民の間に高まってきたことを反映しているとみられる。統一行動の条件として、要求米価の具体的数字はかかげず、都市なみの所得確保、買入れ制限・減反反対、米価据置き反対、食管法完全実施、などを統一要求としてきめた。比嘉米審委員の罷免要求と倉石農相の責任追求も統一して行なうことになった。

四月二六日、東京・日比谷野外音楽堂で約七〇〇〇名の農民代表の参加をえて六団体共催「食管法完全実施・米価要求貫徹全国農民総決起大会」が開かれた。大会は、①バルクライン八〇%「生産費・所得補償方式」による米価要求の貫徹、②産米無制限全量買入れ制と二重価格制堅持、③農産物輸入廃止等を決議、散会後農民たちは開催中の米審にむけ要請行動に移った。米審会場の九段・農林省分室中庭に六〇〇〇名をこえる農民たちが自殺した農民の遺影や怨念のノボリをもって坐りこみ、激しく抗議した。この日、坐りこみ中の農民・皆川堅藏氏（新潟）が過労のあまり脳溢血で死んだ。

翌二七日、約一〇〇〇名の代表たちが社会文化会館で全体集会を開き、のち街頭にでて都民に農民要求をアピールした。二八日には、農協代表も米審会場前へ進出して、要請行動に参加した。

農協の米価運動

七一年四月一二日、農協全中は全日農と同じ算定方式により要求米価を一五〇kg当り二万六九四五円と決定した。全農総連・全農同・開拓連もこれに同調した。

四月二二日、東京・日本武道館に全中主催の「基本農政確立・米価据置き反対全国農協組合長大会」が開かれた。参加者約七〇〇〇名。決議は、①米価据置き反対、②買入れ制限反対等で、閉会後、代表団は政府関係部局や自民党に要請を行なった。

全国農業会議所も四月二一日、東京・イイノホールにおいて「米価要求・農政の基本姿勢確立農業委員会会長代表者大会」を開き、要求米価を決議したのち陳情運動に移った。

米審の混乱と米価決定

米価審議会は四月二六日から開催された。政府は「価格は需給均衡をはかるため生産調整が行なわれている需給事情に即応して生産費および所得補償を考慮して決めることについて意見を求める」と諮問し、同時に生産者手取価格二万六八一円という据置き試算価格を提出した。生産者側四委員は政府の米価据置き方針が決定している以上、審議は無駄であるとして退場の意を表明し、審議は中断した。第二日目も生産者側委員の出席拒否で審議なし、延長された会期第一日目に生産者側委員が「倉石農相に誠意なし」として退場、審議不能のまま閉会となった。米審の無答申は六六～六七年いらいの出来事である。

参院選挙を目前にひかえ、農協・農民団体の〝造反〟を憂慮した政府与党は苦慮を重ね、五月一日、昨年比三%高の二万一三〇五円の生産者米価を閣議決定した。このほか、自主流通米奨励金七四億円と同金利・倉敷料補助三五億円、政治加算として生産調整協力費一〇〇億円（一五〇kg当り二五〇円相当）、永年転作補助金一八億円の支出を決定した。

全日農ほか二団体は次の声明を発して、佐藤体制打破の行動に移る、と政府決定に対し例年にないきびしい反応を示した。

【全日農他の声明】今回の米価決定に際し、政府が据置き米価を押し通そうとしたにもかかわらず曲りなりにも、これを打破し得たことは、われわれ農民の団結と共同闘争の成果である。

しかしながら、現佐藤体制下にあっては、要求価をはじめとし、われわれ農民の生きるための要求はもちろん、国民食糧の自給度を高め、これを確保する農政上の要求は、一切通らないことが明白となった。

もはや、われわれに課せられたたたかいの目標は、この体制を打ち破る以外にないことを知った。

われわれは、目の前で冷酷な仕打ちを受けたこの怒りを決して忘れることなく、故郷に帰り、全農民に訴え、具体的に体制打破の行動に移るものである。

右声明する。

昭和四十六年五月一日

全日本農民組合連合会
全国農民総連合
食管制度を守る全国連絡会議

2　食管制度をめぐる運動

(1)　米価訴訟闘争

食管法違反米価訴訟　全日農は、七〇年六月九日、政府の米価据置き決定に対し「食管法を守る立場から行政訴訟を含むあらゆる手段を行使し、大衆闘争を基礎に全農民を結集した抗議闘争と追加払いを要求するたたかいを広く展開する」と声明を発し、さらに六月一八～一九日の第五回中央常任委、二四日の「都道府県連代表者会議」、二五日の「米作十県共闘会議・全日農都道府県連代表者合同会議」等において訴訟闘争の具体策を検討した。その結果、次の二つの訴訟を提起することになった。

(一)、食管法第三条第二項に明示されている「再生産の確保」の主旨に反し、農林省告示第八三〇号の「政府の買入れ価格」は明らかな食管法違反であるためその取消しを求めるという行政訴訟。

(二)、米の売渡し時期に「再生産の確保」のできる全日農要求米価と「再生産の確保」のできない政府決定米価との差額を損害額とみなし賠償請求するという民事訴訟。

八月一日、全日農は東京・虎の門共済会館で「米価決定処分取消請求訴訟闘争勝利への決起集会」を二〇〇人の農民を集めて開催した。集会後、新潟・福島・長野などの農民一〇二人を原告に倉石農相を被告とする「米価据置き食管法違反」にかんする行政訴訟を東京地裁民事部に提起した。そして第一回公判は一〇月六日、第二回は一二月八日、第三回は七一年二月一〇日に開かれた（訴訟事件についての詳細は全日農『農民運動資料』七〇年一〇月号および『農民新聞』第六〇五号を参照）。

地方における米価訴訟

新潟県三市中蒲米価対策協議会は七〇年七月三一日、新津市・総合グラウンドにおいて「低米価抗議・米価裁判勝利三市中蒲農民総決起集会」を開いた。当日、日農組合員や地区労の労働者約一〇〇〇人が参集、集会後市内をデモ行進した。また同年一二月二六日、日農新潟県連所属の農民三八九三名は小林法相を被告とする米価損害賠償（五億八四〇〇万円）請求を新潟地裁に提訴した。提訴に先だち農民約三〇〇名は新潟市・県信連ホールで決起大会を開き、そのあと新潟地裁までデモ行進した。新潟県連はその後、第二次訴訟の準備をすすめた。

全日農福島県連所属の農民二一五名は、七一年一月二二日、同様な訴訟を会津若松地裁に提訴した（損害請求額五〇〇〇万円）。さらに二月一六日、伊達・安達両郡と福島市の農民一〇〇名は福島地裁に同様の訴訟を提起した（七五〇万円）。また全日農福井県連の農民一四六名は四月二〇日、また同群馬県連の農民四七〇名も同様な提訴を行なった。いずれも裁判は進行中である。

(2) 米生産調整をめぐる運動

全日農の米生産調整反対運動

政府の米作減反政策に対する反対運動は六九年末いらい、全日農・食管連等を中心につづけられてきた。七〇年一二月九日、東京・社会文化会館において、右の両団体と中央労農会議の三者共催「食管制度改悪阻止中央総決起大会」が開かれた。参加者は農民・労働者・主婦など約一〇〇〇名。減反および買入れ制限反対、二重価格制を守れ等を決議し、この後、代表団は全国から集めた約五〇万名の署名簿をもって政府・国会に向かい大会決議実現を要請した。全日農は七一年一月一八日の中央常任委、同月二三～二四日の米作十県共闘会議において政府の予算案と減反措置に対する闘争方針を討議、当面の中心課題を減反・買入れ制限反対、消費者米価の物価統制令適用廃止反対闘争におき、また運動形態として自治体請願署名運動、大量宣伝と大衆集会、労働者・消費者との提携、米価訴訟闘争等を実践することを決めた。

日本農業を守る二・二二総決起大会

七一年二月二二日、東京・日比谷野音に約二六〇〇名の農民・労働者を結集して「日本農業を守る二・二二総決起集会」（全日農主催、食管連・総評・中央労農会議協力）が開かれた。大会は、米の減反・買入れ制限反対、農産物輸入自由化は日本農業を破壊する等の事項を確認、米価据置き打破、減反反対等を決議したのち、国会請願と自治省への要請を行なった。

全日農は三月一二日、「政府に売渡すべき米穀に関する政令」と「食管法施行令」（二月八日公布）にもとづく政府の米予約申込み限度数量通知は食管法違反であると認定、行政不服審査法による「不服審査請求」を大衆的に行なうことを決定した。

全農総連の減反反対運動

全農総連中央委は七〇年七月一六日、食管制度の根幹堅持、米の備蓄制、消費拡大、農協・生協への卸小売免許の認可等八項目の要求を決定、翌一七日、農林・大蔵両省当局に要請した。さら

に一一月二五日の「全国農民代表者集会」でも政府の米三〇〇万トン減産計画の拒否等が決議され、代表は政府・自民党へ陳情した。

七一年二月一六日、東京・全共連ビルで全農総連主催「米買入れ制限粉砕・農村不況打破全国農民大会」が四五〇名の参加者をえて開催された。大会は、①二三〇万トン生産調整拒否、②海外農産物輸入阻止、③農村不況対策の確立、④農協の強化⑤宅地なみ農地課税反対、⑥米の学校給食実施等を決議し、関係方面に陳情したが、農林省要請団は大臣室に坐りこみ太田官房長の責任を追求した。

農協の予算獲得運動

日農協全中の宮脇会長は七〇年一二月七日、倉石農相との第一回会談以後数回におよぶ対政府交渉で、「食管制の根幹を守るため政府の生産調整策を了承する」との基本方針を明らかにしたが、買入れ制限等のいわゆる「歯どめ」措置には反対の態度をとった。一二月二四日開催の「全国都道府県農協中央会・連合会会長合同会議」は、この方針にそって「歯どめ」措置防止、転換作目の価格安定策の確立等を前提条件にして、可能な調整数量の設定、休耕補償、転作奨励金の上乗せ等を決定、政府与党に陳情した。翌二五日開催の「農協代表者連絡集会」でも前日の決定を確認予算獲得の陳情運動を開始した。

消費者米価値上げ反対運動

七〇年八月一八日、食管連は食糧庁に対し、七〇年産米の政府全量買入れ、カドミウム汚染米取締対策について申し入れ、ついで九月一八日の幹事会において、七一年度政府予算編成にむけて、消費者米価値上げ阻止、物価統制令適用除外反対のための運動方針を決定した。一一月にはいるとブロック会議をひらき、各野党に協力を要請し食管制堅持と消費者米価値上げ反対の運動をすすめた。

政府の予算案決定を機に、新日本婦人の会、日本消費者連盟創立委員会、日本婦人会議、総評主婦の会などは、それぞれの立場から、米価の物統令適用廃止反対のための質問状を各政党議員に発し、また政府関係機関に申入れを行なった。二月二三日、食管連は全国代表者会議をひらき、要求事項や活動方針を確定した。同日午後、東京・社会事業会館久保講堂で開催の「消費者米価の物統令除外に反対する中央集会」には食管連・日本婦人会議・総評主婦の会代表など約一二〇〇名が参加、物統令適用除外反対等を決議したのち、国会請願デモが行なわれた。

地方における食管制を守る運動

道府県段階の米価・食管運動は、七〇年にはいるとその様相が変わり、「米価要求大会」から「農業危機突破大会」へと形態を転換した。これらの集会は福岡大集会など若干の例外をのぞき、多くは全日農系農民を主体とした運動であった。

七一年二月二〇日、福岡市・九電記念体育館で「福岡県の農業を守る大集会」が開かれた。主催は同大集会実行委員会、全日農・開拓連・部落同盟・農協労連等県内諸団体のほか、県農業委員会会長・市町村長・農協役員など二〇〇名を呼びかけ人とする統一集会で、農民や労働者約八〇〇〇名が参加、一四のスローガンをかかげ、八四項目の要求事項を決議、閉会後市中

大デモ行進を行なった。

新潟県北蒲原郡協議会は七一年二月一四日、新発田市・猿橋中学体育館で約二〇〇〇名の農民を集めて「食管制度を守る北蒲原総決起大会」を開いた。同月二三日、日農新潟県連は県当局と二二時間にわたり大衆団交し、生産調整市町村割当会議の中止を要求した。

全日農山形県連は七〇年一一月二七日、「農業危機突破・諸要求実現山形県農民大会」を開き、代表団は県・農協当局と食糧事務所長に要求実現を要請した。七一年三月二日、同県連を中心とする農民会議は山形市・農業会館ホールで「米と農業を守る山形県農民総決起大会」を開催、約一〇〇〇名が参加、のち市内デモと県当局との大衆団交が行なわれた。

日農秋田県連・県農村労連・出稼組合県協主催「米と出稼者を守る全県農民総決起大会」が七〇年八月二九日、一七〇〇名の農民参加のもとに秋田市・産業会館で開催された。また七一年三月一五日、産業会館で秋田県米と農業を守る会主催の「三・一五秋田県の米と農業を守る全県農民集会」が開かれた。約一二〇〇名が参集、閉会後デモ行進が行なわれた。

3　乳価その他の価格運動

(1)　乳価運動

乳価交渉

酪農団体は七〇年六月二四日、指定生乳生産者団体会長会議を開き、①BHC残留による稲ワラの飼料使用不能と購入飼料依存、②飼料値上がりと労賃上昇、③畜産公害、等により酪農経営は悪化しつつあるとの事実を確認し、七～一〇月期の飲用乳価一kg当り一円以上引上げの要求を決定、全国乳価対策協議会(全乳対)に乳業メーカーとの交渉を委任した。これに対しメーカー側は、乳製品の大量ストック、消費者乳価の据置きのもとで生産者乳価引上げはできないと主張し交渉は難行した。

生産者団体は七月二四日、東京・農協ホールで五〇〇名の酪農民代表を集め「拡大全国指定団体乳価対策委員会」を開き、飲用乳価引上げ、原料乳生産地域の酪農振興策の確定など要請事項を決定、雪印・森永等大手会社と農林省に陳情した。

九月上旬、全乳対は農林省に交渉あっせんを依頼、その過程で「価格引上げ」要求から「奨励金」要求(約八億円)へと後退した。一〇月二七日、「大手乳業五社から五〇〇〇万円(kg当り三銭)を交付させる」という農林省あっせん案を全乳対が受諾し交渉は妥結した。

酪農民側の全面的譲歩によって交渉は終わった。

全国酪農民総決起大会

日本酪農政治連盟は、七〇年一二月四日、東京・日比谷公会堂で「全国酪農民総決起大会」を開催、参集した三八〇〇名の酪農民は、①酪農近代化基本法の制定および昭和四六年度政府酪農予算大幅増確保、②飲用乳価の大幅引上げと飼料値上げ反対、ほか二項目を決議、閉会後関係政府機関や政党に対し要請行動をとった。

一二月二五日、中央酪農会議は理事会および都道府県指定生乳生産者団体会長会議を開き、飲用原料乳価格一kg当り九円八八銭（一八〇cc当り一円八五銭）引上げ要求を決定、これを乳業メーカーに申し入れることになった。

七一年三月九日、農協全中は農協畜産・酪農対策中央本部全体委員会を招集、七一年度畜産物要求価格と要請事項について協議した。その結果、加工原料乳保証価格五〇円四三銭（六円六一銭引上げ）、飲用原料乳取引価格六三円四六銭（九円九六銭引上げ）、豚肉安定基準価格三八〇円以上を要求することにきまった。

乳価運動と保証価格決定

七一年三月二二日、日本酪農政治連盟は東京・農協ビルにおいて全国酪農農民大会拡大実行委員会を開き、飲用乳価一kg当り一〇円以上、加工原料乳保証価格六円六一銭以上引上げ等を決定、大手メーカーや国会にむけ、連日二五〇名前後を動員して本格的な要請運動を始めた。他方、農協畜産・酪農対策本部も同月二七日、東京・都市センターホールで約六〇〇名の酪農民を集めて「乳価・豚肉価格要求全国農協組合長代表者大会」を開き、さきの全体委員会で決定した要求価格を確認、大会後各県代表が政府・各政党に陳情した。同日開催の畜産振興審議会酪農部会は政府の諮問案を審議したが、政府は二九日、加工原料乳保証価格四四円四八銭（前年比七五銭高）、同取引価格三七円四二銭（二二銭高）、豚肉安定基準価格三五五円（一〇円高）と決定した。こうして畜産・酪農民の要求は大きく値切りたおされた。

七一年度向け飲用乳価交渉

七〇年一二月に決定した要求乳価（一kg当り九円八八銭引上げ）による交渉は七一年にはいって断続的におこなわれたが、四月には全乳対がその要求額を八円引上げに切下げて交渉にはいった。乳業メーカー側は生産者乳価引上げを条件にして消費者乳価値上げをはかり、一八〇cc当り二円二五銭引上げを系列下の販売店に通告するにいたった。

四月二二日、大手乳業側と全乳対は農林当局の行政指導のもとに交渉した結果、五月一日から一kg当り六円（二〇〇cc当り一円二五銭）値上げで妥協した。これは小売価格二〇〇cc当り三円値上げ、この値上げ分をメーカー七五銭、小売店一円、生産者一円二五銭ずつ配分するというもので、消費者乳価引上げ（二五円より二八円へ）による利益配分となった。

(2)　飼料値上げ反対運動

危機突破全国養鶏大会

六九年末の卵価低落、数回にわたる飼料値上りにより養鶏農家はもとよ

り他の畜産農家の経営が悪化した。八月二二日、東京・科学技術館に養鶏農民一二〇〇人が参集、日本養鶏協会主催「危機突破全国養鶏大会」が開かれた。大会は①鶏肉・卵の適正価格獲得、②配合飼料の価格安定、の二案を可決、政府に対し液卵加工の推進、需要拡大等につき強力な措置をとるよう要請し、また鶏卵肉輸入抑制、商社の大規模養鶏場設置その他資本進出を抑制する措置を求めることになった。八月二五日、関東・長野・近畿の各県農協代表五〇余名は上京して自民党に対し、畜産物政策価格の改定、飼料値上げ抑制等に努力するよう要請した。

危機突破全国畜産農民大会

全国農協畜産団地連絡協議会は、畜産農民五六〇名を集め「勢多・前橋畜産危機突破大会」を開催し、ついで一一月一一日には農協系統機関や県当局に飼料値上げ抑制措置をとるよう交渉した。のち前橋市・群馬会館で開催された「群馬県畜産農民危機突破大会」は勢多・前橋連絡協の強い要求によって実現されたものである。

茨城県――八月一日、県農協中央会は養鶏緊急対策会議開催、同会議の決議にもとづき三日、集団養鶏実施一三農協代表は県当局に対し、①ブロイラー価格補償制の実施、②経営安定資金に対する利子低減、等を要請した。九月八日、石岡市・市民会館で一〇〇〇名の農民参集「エサ値上げ阻止畜産危機突破石岡地区農民大会」開催。九月一六日、水戸市・農協会館にて七〇〇名を集めて「危機突破茨城県農民大会」開催。

神奈川県――七〇年八月三一日、厚木市・農協会議室に四五〇名の農民が参加して「飼料値上げ抑制県農協代表者大会」を開催。一〇月九日、平塚市・市民センターにて神奈川県畜産会主催「畜産農民大会」開催、参加農民約一〇〇〇名。

静岡県――八月二一日、静岡市・県農業会館にて約五〇〇名の参加で「飼料値上げ阻止県養鶏大会」が開催された。

福島県――県農協青対本部は九月一〇日、福岡市・県農業会館で「畜産危機突破大会」開催、参加農民約四〇〇名。

地方における畜産危機突破闘争

地方でも中央での運動とほぼ同じ要求をもって、各地で畜産農民の運動が起こった。以下はその主要はものの動きである。

群馬県――県養鶏協会の代表五〇名は七〇年八月二日開催予定の危機突破全国大会の前日、政府当局に飼料値上げ阻止の措

(3)　麦価その他の価格運動

麦価運動

七〇年産のムギ類政府買入れ価格を審議する米価審議会が七〇年六月二五日・二六両日開催された。答申に先だつ二五日、全日農は食管連・中央労農会議とともに農林省に対し、①麦価は「生産者・所得補償方式」で算定せよ、②外麦輸入の大幅削減、③ムギ類振興策の実施などを要請した。全農総連も同様の要請を行なった。政府は同二七日、買入れ価格は政府原案通り昨年比五％上げ、売渡し価格は据置く、等を閣議決定した。

葉たばこ価格運動

七〇年一二月一二日、東京・芝公会堂において、全国葉たばこ対策共闘会議は約八〇〇名の農民と全専売労働組合員を集め全国農民大会を開いた。大会は、①収納価格は一〇a当り平均二五万円以上とする、②等級間格差はちぢめる、③専売公社の合理化反対等を決議、大会後大蔵・農林両省へ代表団がおもむいて交渉、また北島公社総裁との大衆団交で「収納価格は引上げる」との確約を得た。

一二月一一日、東京・砂防会館で全国たばこ耕作組合中央会・同耕作者政治連盟共催「全国たばこ耕作者大会」が開催され代表者の関係方面への陳情がなされた。一二月一四日から開かれたたばこ耕作審議会は、一kg当り平均六〇六円三七銭（四・三％アップ）を答申した。審議会開催中、耕作組合系二〇〇名、共闘会議系五〇名前後の代表団が要請行動をつづけた。

いも・でんぷん価格運動

農協全中は七〇年九月二二日、いも・でんぷん主産道県農協中央会・経済連合同会議を開き、七〇年産要求価格を決定、一〇月六日の「いも主産道県農協代表者会議」の開催をへて要請活動にはいった。

全日農の支援をうけた宮崎・鹿児島の甘藷作農民は七〇年一〇月二日、農林省に対し、甘藷基準価格三・七五kg当り六〇円以上（現行三八円）とする、アメリカ澱粉会社の国内進出を禁止せよ、等について申し入れ交渉にはいった。政府は一〇月九日甘藷価格四〇円（前年比二円高）等を決定、農民要求はまたも容れられず、ここで陳情要請運動の限界が示された。

(4)　豚肉・果実輸入自由化反対運動

豚肉等自由化反対の要請

農協全中は七〇年一一月一〇日、酪農・畜産・青果各対策中央本部委員会（三月設置）の初会合を開き、運動目標と活動計画および要請事項を決定した。豚肉輸入自由化反対、米作転換の牧草その他飼料作物への奨励金交付要求、農薬の安全使用と農作物の安全確保にかんする要請等がきまった。一二月一五日開催の畜産対策中央本部全体委員会でも豚肉完全自給、自由化反対が確認され、陳情運動がなされたが、政府は七一年一月一九日、九月末までに豚肉自由化を実施すると閣議決定した。

七一年二月二五日、農協畜対本部は東京・共立講堂に約一〇

〇〇名の農協代表者を集め「豚肉等自由化阻止・全国農協組合長大会」を開催、自由化阻止、飼料用古古米二万円以下払下げ要請等を決議、五班に分かれた要請団は関係方面に陳情した。

グレープフルーツ自由化反対運動

七〇年九月一〇日、政府は七一年四月末までに輸入自由化することを決定したが、昨年のようなミカン作農民の反対運動は起こらなかった。

農協青果対策中央本部は、七一年三月一〇日、約二〇〇名の代表参加のもとに「青果対策全国農協組合長代表者会議」を開き、果実自由化および税率引下げ中止、野菜対策の拡充強化等を決議したが、この要請はグレープフルーツ輸入自由化絶対反対を要求したものではなく、自由化は日米交渉における了解事項諸条件が完備するまで延期せよ、という事実上の条件付き賛成であり、従来の要求に比べ大きな後退であった。地方における反対運動も前年のように盛り上がらず、わずかに神奈川県柑橘振興協会の大会が一〇〇名の農民を小田原市・市民会館に集め、「カンキツ類自由化を阻止せよ」と決議した程度の動きであった。一般に果実関係の運動は、麦価・畜産物価格をめぐる運動と同様に低調な陳情運動に終始した。しかし政府は参院選挙対策のためにグレープフルーツ自由化を延期し、選挙直後の六月三〇日に実施した。これに怒った全国の果樹作農家約二〇〇名は七月二三日、東京・共立講堂で自由化反対の決起大会を開き、「政府はミカン作農家の被害を完全補償せよ」等を決議した。

4　土地取上げ反対闘争

(1)　三里塚（成田）空港建設反対闘争

土地収用公開審理

一九六九年五月以降一ヵ年間における三里塚空港反対闘争の経過については本年鑑第四一集で記録したが、以下は七〇年六月以後一ヵ年間の概要である。

七〇年六月一二日、千葉県収用委員会は千葉市・県立体育会館で、第一次申請分にかかわる第一回公開審理を開いた。対象地は去る二月の第一次強制測量地一四八六㎡、関係人一四九九人にのぼるマンモス審理である。三里塚・芝山連合反対同盟は、同盟休校した少年行動隊をふくむ約一〇〇〇名を動員し、通知もれなど収用手続きの不備に抗議して実質審理にはいらぬまま一時間ほどで散会となった。翌一三日、関係農民は第二次収用裁決申請分に対する意見書一二七三通を収用委に提出した。七月一日、今井空港公団総裁は記者会見の席上「反対派の根強い抵抗のため昭和四六年四月開港は断念せざるをえない」と語った。

第二回公開審理は九月一日開催されたが、またも反対同盟は大衆動員して開会前に収用委に「関係者全員に通知せよ」など

三項目を確認させたのち会場にはいり、突然席を前方に移動させたため会場は混乱におちいり流会となった。第三回は翌二日開催されたが、反対派の入場拒否によって再び流会となった。この日、前日の審理混乱中に起こった傷害事件を理由に反対派の二名、のちさらに二名が逮捕された(このうち二名は起訴された)。

第四回審理は一〇月二二日開催、反対派農民約三〇〇名は耕転機をつらねて千葉市の会場までデモ行進した。翌二三日の第五回審理には反対同盟は成田統一公判と重なったため参加を拒否、収用委は開会を宣しただけで流会した。このように実質審理にはいれないままに推移したが、一二月二六日、収用委は「第一次申請分については五回審理を行なった」として一方的に結審、土地収用および明渡し裁決をだした。これによって七一年一月三一日以降は知事の許可により強制代執行にふみきれることになった。

第三次強制測量阻止闘争

八月一八日、三里塚・木の根地区が、反対同盟二〇〇余名の抗議行動で中止された。同月二八日、駒井野地区「第一次申請分」六筆の土地に対し収用委の立入り調査が行なわれた。反対同盟は、駒井野団結小屋の六号一坪地を中心に少年行動隊・老人行動隊等農民四〇〇名と多数の支援学生・労働者を動員し実力で調査を阻止した。この日、機動隊が出動して青年行動隊や学生三名が公務執行妨害で逮捕された。

このあと公団側測量業者が芝山町横堀地区などに立入り調査を行なおうとしたが反対派によって阻止された。そして九月三〇日より第三次強制測量が本格的に開始された。対象地は岩山等三地区二八カ所、七八ha。公団の測量隊について機動隊・千葉県警備団・私服警官約六〇〇名が出動、反対同盟は盟休した小中学生・一七〇名をふくめ農民・学生・反戦派労働者約一五〇〇名をもってこれに対抗、天神峯や岩山地区にバリケードを築き、農民は竹槍をもち糞尿をまきちらして激しく阻止行動をつづけた。この日の逮捕者一六名。翌一〇月一日、東峯・十余目地区の対象地五六カ所の強制測量が行なわれ、警官隊約二〇〇〇名に対し反対派は七〇〇余名を動員した。この日の逮捕者は二二名、凶器準備集合・往来妨害・公務妨害の嫌疑であった。

ついで一〇月二日、ガードマン・機動隊等二五〇〇名に守られて測量が強行された。反対同盟は、落とし穴を掘り、警官と格闘するなど抵抗は激しく、逮捕者二二名を出した。農民の小川源さんは自ら糞尿を全身にあびて機動隊・測量隊に突入するなど決死の阻止行動を展開した。以上三日間で合計五九名の逮捕者をだし、うち五名は起訴された。

一〇月三日、公団は予想外に激烈な抵抗に直面して六日間の予定計画(三一二カ所)を断念し、一六三カ所を残し調査を中止した。反対同盟と支援部隊一五〇〇余名は、このあと横堀地区で「勝利集会」をもった。

特別措置法適用粉砕行動

一〇月七日、公団は「反対派の抵抗のため収用法による用地取得は困難、よって特別措置法を適用する」と発表、「特定公共事業」として強制収用にふみきることを決定した。そして同月一六日、三里塚・旧宮内庁御料牧場跡で公団の「地元説明会」が開かれた。当日、反対同盟農民ら約五〇〇名は三里塚公園で「強権発

動粉砕決起集会」を開き、「権力による土地取上げ断乎粉砕」「農地死守」等を確認したのち説明会場までデモ行進した。会場には県機動隊が配備されていたため農民たちは当局に抗議、会場は混乱におちいり、農民側の総退場により主催者だけの集会に終わった。

一〇月二八日、「事業認定異議申立て」にもとづく大臣の第一回意見聴取において、出席した同盟代表は根本建設大臣の欠席を抗議して退場した。一一月一八日も同様の事情で意見聴取は行なわれなかった。ついで一一月四日、公団は建設大臣に対し第一期建設用地（五五〇ha）を対象に、特別措置法適用による「特定公共事業の認定」を申請し、一二月二八日その認定をうけた。この間、一一月一六日には木の根地区に公団測量隊による強制測量が行なわれようとしたが、反対同盟の阻止に会って中止する、など、緊張がつづいた。

三里塚空港粉砕・全国住民運動総決起集会

一二月六日、空港粉砕・全国住民総決起集会が、反対同盟等主催で三里塚第二公園で開かれた。大会には全国各地から農民・労働者・学生・一般市民の諸団体一二〇、約六五〇〇名が参加した。当日の参加団体は砂川町基地拡張反対同盟・北富士忍草入会組合・横浜新貨物線建設反対同盟・柏崎原子力発電所反対同盟・日本原青年反対同盟・三菱の公害に抗議する長崎住民会議・公害と闘う四日市現闘本部・金沢火力発電所反対内灘青年会議・長沼町ミサイル設置反対同盟・淡路島闘争委員会・常東農民市民同志会その他で、全国の反基地・反公害闘争諸団体が勢ぞろいする光景を呈した。翌七日、「全国農民・住民運動交流集会」が四つの分散会に分かれて開かれた。このように年末は小規模な公団測量隊との衝突をくりかえしながら比較的平穏に推移したが、この間、反対同盟は来るべき強制収用（七一年一月末が第一次収用裁決期限）にそなえて、砦の強化、井戸掘り、鉄骨物見やぐらの建設、研修会の開催など地道な活動をつづけた。また年末、政府は予算案を決定したが、公団への財政投融資は五一八億円（前年度三〇〇億円）を計上した。

強制代執行阻止前段階闘争

公団側は着々代執行――土地取上げの手続きをすすめ、その実施も切迫した七一年一月六日、昨年いらい第一次申請分六筆の土地に堅固な砦を構築した反対同盟は、駒井野団結小屋前に家族ぐるみ総結集を行ない、第一次対象地六ヵ所でいっせいに地下壕を掘り始めた。同月一四日、公団は早朝から一坪運動地所有者と反対派農民への補償金支払いのため戸別訪問を開始したが農民側の拒否にあった。同月二三日には説得にのりだした友納千葉県知事と同盟との話合いも決裂した。このころ、三里塚・芝山周辺の学校には三里塚高校生協議会(三高協)や少年行動隊の宣伝隊によるビラまきが頻繁に行なわれ、また、同月二七日には、となりの富里村の農民約八〇名が集まって三里塚闘争を支援する決議をおこなうなど、闘争の気運が高まった。そして収用裁決期限の一月三一日、千葉市本町公園で「三里塚空港粉砕・強制収用阻止・友納知事弾劾集会」が、農民・反戦派労働者・全共闘系学生など約一〇〇〇名集めて開催された。

二月一日、公団当局は成田市駒井野の一坪運動地六件（一四八六㎡）について千葉県知事に代執行請求を行ない、これに対し翌

二日、知事は反対派農民に対し「土地明渡し戒告」の通知を出した。しかし今国会での佐藤首相の言明――「昭和四六年度中に開港する」――は実現不可能となった。開港のためには、なお一七〇件、八六haの土地買収が必要であり、第一期工事はようやく全体の八六%を終えた程度であった。

知事の明渡し戒告期限が切れる二月一二日前後に千葉県各地で農民や労働者の連帯集会が開かれた。すなわち、一〇日には船橋市・中央公民館で「三里塚に連帯する船橋集会」が開かれ、船橋農民組合・船橋反戦青年委・ベ平連の代表が参加した。同日、市川市で、「三里塚に連帯する市川反戦集会」、一二日には成田市、一三日には千葉市で同様な集会が開かれた。地元でも一一日、反対闘争の開始以来はじめての「少年行動隊大決起集会」が開かれ、百数十名の小中学生がデモ行進して公団事務所に押しかけて抗議し、ついに機動隊が出動してこれを解散させた。

二月一四日、千葉市・本町公園で「三里塚空港建設阻止・代執行責任者友納知事糾弾大集会」（千葉県反戦青年委・全国全共闘主催、参加者約二〇〇〇名）が開かれ、散会後市中デモが行なわれた。地元では同夜半、反対同盟農民は地下壕坐りこみにはいった。二月一五日、友納知事は橋本運輸相と協議、代執行告示日程および期日を決定し、翌一六日、対象地六ヵ所の権利者に対し代執行令書を発送した。これにより二二日から三月一四日までの間いつでも強制収用ができる法的手続が完了した。

強制代執行阻止実力闘争

千葉地方裁判所は、反対同盟から提出されていた代執行停止仮処分を求める申請を二月二一日付で却下、翌二二日これを関係者に通知した。同日、千葉県当局は多数のガードマンに守られ「土地収用法にもとづき代執行する」むねマイクで砦に向かって通告したが、早朝からドラムカンや放送塔のサイレンで非常呼集された農民や学生など約二〇〇〇名の阻止にあって執行は中止された。この日から小中高校生一四二名は同盟休校にはいった。

二月二三日、県当局は雨の中、ガードマンを先頭に本格的な代執行にかかったが、第一点の柴刈りをしただけで中止、二五日には八〇〇名の機動隊とブルドーザー・ショベルカー・ダンプカー・放水車などを繰りだして第三・五地点に迫ったが、農民や学生の竹槍・糞尿・投石戦術等、死にもの狂いの抵抗にあってまたまた阻止された。この日、一四一名が凶器準備集合・威力業務妨害罪などで逮捕され、農民・学生ら一五〇名と機動隊員二九名が負傷した（両者それぞれの発表）。二四日、現地の空港公団分室を訪れた社会党の木原代議士ほか五名の議員団は公団職員によって、なぐる、けるの暴行を受けた。二六日、代執行は反対派一五〇〇名の徹底的な抵抗によって阻止された。この日、友納知事は現地の緊迫した情勢を考慮し二七・二八両日、代執行は中止すると発表した（事実上三月一日まで延期）。

三月二日、代執行は再開された。中断期間中に反対同盟は砦を補強して外壕に糞尿をたたえ地下壕を掘りすすめるなど徹底抗戦の体制をととのえた。代執行側は二三〇〇名の機動隊を動員したが、反対派や周辺地域から集まった支援の群衆や〝見物人〟の妨害によって再び阻止された。翌三日には激しい雨にかかわらず強行を宣言した友納知事は機動隊員多数を作業隊の前

面に配置し、竹槍や投石で抵抗する学生や農民を排除して第二地点第一砦のバリケードと見張り小屋を撤去した。当日、県・公団当局側負傷者は一一二名（警備本部調べ）、農民・学生側一〇二名（反対同盟調べ）であった。また公務執行妨害罪で一九名が逮捕された。

中一日おいて三月五日、早朝より県・公団当局は増強された県警・機動隊三五〇〇名以上を動員し正午すぎ第二および第六地点のバリケードや構築物を撤去した。この日、出動したブルドーザー・パワーショベルや機動隊に砦の中から火炎ビンが投ぜられ、竹槍と投石に対する警棒とタテと放水の激突があり、一五〇〇名をこえる一般群衆の見る前に負傷者が続出した。このため午後の代執行作業は中止となった。第二・六地点の代執行終了宣言の後、戸村一作反対同盟委員長は現地で「バリケードや小屋をこわされても農民は穴の中で戦いをつづける。本当の戦いはこれからだ」と語った。

翌三月六日、機動隊の圧倒的な力を行使した代執行作業は第三・四・五地点の砦を撤去し、一三日間におよぶ強制代執行は終了したと県当局は宣言した。この日の検挙者二二二名、警官と作業員の負傷者一〇二名、反対派のそれは一〇〇名、と新聞は報道した。最後の六日間における強制代執行に伴う激突で、検挙者四六一名、負傷者は警官五一四、ガードマン三一、公団職員三〇、報道関係者一三、計六〇六名、他方、反対同盟側の農民・学生等の負傷者は八二一名であった（現地警備本部発表）。

地下壕坐りこみ闘争

対象地六カ所の地上物件の撤去は終わったが「穴の中の人や物は収用対象でない」として県知事は地下壕に手をふれず公団に土地を引き渡した。地下には一〇〇名をこえる農民がいた。反対同盟は、地下籠城はすでに一月六日の代執行以前から始まっていたから占有権は農民にあると主張、これに対し公団側は地下も収用対象になるとして両者の見解は対立した。

三月七日、総評青対部・千葉県労連共催の「三里塚青年労働者総決起集会」が一三〇〇名を集め現地で開かれ、デモ行進した。同じ日反戦青年委その他支援団体は駒井野地区で「空港建設反対・強制代執行抗議集会」を開催した。参加者一五〇〇名余は公団事務所にデモ行進した。同盟は多数の負傷者・逮捕者を出したことに抗議し、友納知事・今井公団総裁・本庄千葉県警本部長を告発することを決定した。翌八日、公団は地下壕撤去作業をはじめたが、関東ローム地帯での壕内は土砂くずれによる生命の危険があり、また同日、千葉市長会・町村長会のあっせん乗出しもあって作業を一時中止した。その後公団・同盟間に〝休戦〟協定がむすばれ、話合いに入ることになった。しかし同盟が公団に対して送った申入れに対する誠意ある回答がないとして同盟側は会談を絶った。二〇日には成田市議会のあっせん申入れもあったが、地下壕撤去を前提とした解決案には絶対応じないとして、同盟により拒否された。同盟の三原則――「補償金はいらない、代替地はいらない、三里塚に生きたい」を堅持すると戸村委員長は語った。

同じ二〇日、千葉県収用委員会は空港予定地内にある「平和の塔」と周辺土地の収用について第一回公開審理を開いた。出席した三里塚平和塔奉賛会代表や関係農民は「暴力は使わず十

分に審理する」方針を表明し、次回以後の継続審理に応ずることになった。

四月二四日、公団は同盟に対し地下壕撤去の最後通告を発し、さきに結んだ協定を破棄すると伝えた。翌二五日早朝、公団はガードマン三二〇名と千葉・神奈川・埼玉三県の県警・警視庁機動隊など三六〇〇余名を動員、反対派農民のたてこもる四カ所の地下壕撤去を始めた。すでにこの前日、同盟は撤去作業中止を求める仮処分申請を千葉地裁に出していたが、これはのち却下された。二五日早朝の撤去作業に対し、不意をつかれた同盟側の動員数は五〇〇名程度で、地下にもぐって抵抗する農民たちは、つぎつぎにパワーショベルで掘りだされた。また成田駅に到着した多数の支援学生は現地へ向かう途中で警官に規制された。こうして駒井野団結小屋と放送塔は捜索をうけ、第三・四・六砦の地下壕は壊滅した。二六日、同盟と支援の労働者・学生ら五〇〇名は抗議集会を開いた。こうして第一次強制代執行六ヵ所の攻防はここで一応終結したものの、四月二二日に開かれた第一期第二次工区の土地・家屋収用にかんする第三次公開審理をあとにひかえており、九月以降の第二次強制代執行は必至となった。五月一七日、橋本運輸大臣は記者会見において、「来年四月開港の予定は大幅に遅れる」と語った(三里塚関係の資料については、農民運動の項末尾参照)。

(2)　北富士演習場反対闘争

米軍演習再開

忍草入会組合(一九四七年結成)・忍草母の会(六〇年結成)を中心に、戦後早くから北富士原野を占拠した米軍と日本自衛隊に対し入会権の回復、入会補償と基地全面返還の要求をかかげてたたかわれてきた北富士闘争は、七〇年から七一年にかけて一段と激化した。七〇年三月、農民たちが長期坐りこみによって米軍演習を中止させるまでの運動経過については既刊の本年鑑で記したが、以下同年五月以降の闘争経過をたどることにする。

演習を一時中止した米軍は、その後日米安保条約をたてに再び演習開始を山梨県知事に通告して実施にはいった。五月五日、忍草母の会の農婦三名はハンストにはいり、このため演習は再び中止となった。七月一日、母の会と入会組合の農民一〇〇余名は自衛隊廠舎前にバリケードを築き演習中止を訴え、頭上スレスレに降下する大型ヘリに向かって抗議した。翌二日、一〇〇余名の演習場坐りこみで米軍は演習を中止した。しかし米軍は四月六日、県に演習実施を通告、また九日に開かれた日米合同委員会の席上、フランクリン在日米軍参謀長は警備体制の強化と坐りこみ小屋の撤去を日本側に要請した。しかし一〇日にいたり、日米協議の結果「北富士では地元の反対が強いので」次の演習を東富士演習場にきりかえると決定した。母の会は闘争の一応の成果であると談話を発表し、一三日には防衛庁の小

屋撤去の動きに対して一五〇名の「坐りこみ小屋防衛隊」を結成した。

七月一九日、坐りこみ小屋前に反安保山梨県実行委主催の「母の会創立十年・坐りこみ三年記念関東大集会」が開かれた。参加者は、三里塚・日本原・三沢など基地・空港反対闘争をつづけている団体代表、日本婦人会議・アジア婦人会議・反戦青年委員会・全学連・反戦高協等の代表のほか社会党・県労協代表等一二〇〇余名で、集会後、キャンプ・マクネアまでデモ行進があった。

七月二八日には、母の会は一二〇名を動員して坐りこみ小屋囲辺にバリケードや物見やぐらを築き、あくまで闘争拠点を守る態勢を固めた。

坐りこみ小屋撤去反対闘争

八月二日、中曽根防衛庁長官は陸上自衛隊富士学校創立一六周年式典に出席したのち「坐りこみ小屋撤去の仮処分申請を辞さない」と言明した。母の会と入会組合の農民は同月八日、バリケードの囲りに壕を掘るなど拠点を強化し、連日坐りこみをつづけた。そして同月一六日、坐りこみ小屋前に農民が集合し「やどかり自衛隊反対集会」を開き、翌一七日には自衛隊の入会地使用を中止させた。しかし一〇月一七日、防衛施設庁は甲府地方裁判所に小屋撤去の仮処分を申請、同月二四日、地裁は①安保条約の義務履行②国有地における小屋設置は不法占拠である、という施設庁の言い分を認め、小屋撤去の仮処分決定を関係者に伝えた。これに対し入会組合と母の会は二五日、第二の坐りこみ小屋を新造し、二七日、三〇〇名の警官の見守るなかで第一小屋から自主的に退去して三名の農婦はハンストにはいった。翌二八日には〝農民ゲリラ〟が梨カ原演習場に潜入し、発煙筒に点火して実弾射撃の着弾地にひそみ、二九日の米軍演習は三時間で中止された。

一一月にはいっても農民たちの抵抗はつづけられた。すなわち、同月一日、第三の坐りこみ小屋が建てられ、その翌日施設庁によって取り払われた。三日、「忍草若妻の会」が結成され、四日には第四の小屋がつくられた。同じ日、組合と母の会は東京地裁に対し、第二・三坐りこみ小屋の強制撤去は法的根拠を欠くとして国家賠償請求の訴訟を提起した。一一月五日には右翼行動隊により第四小屋が壊された。このあとも小屋の新設と撤去がくりかえされる一方、米軍は、農民ゲリラの潜入を防ごうとして採草地の掘起し作業をはじめた。一一月一六日、母の会の代表は御殿場のキャンプ・富士の米軍当局に掘起し作業を止めよと抗議し、一七日には田辺山梨県知事に対して厳重な措置をとるよう要請書を提出した。そして一二月八日、第八の小屋をつくって坐りこみ、他方、東京地裁に「建物妨害予防の仮処分」を申請するなど、あらゆる手段で対抗した。これで防衛庁による小屋の強制撤去も一時中断されるにいたった。何度撤去されても坐りこみ小屋を建てて坐りこむ農婦たちの心情は七〇年一〇月二五日、忍草母の会が発表した次の詩によく現われている。

霊峰富士の　梨カ原の　ススキの　忍草の人たちの／怒りの炎が見えないか／一つの入会小屋をつぶしても／忍草の人々の心のなかに／いくつも　いくつも　小屋は建てられていく／草ぶきの入会小屋に一つのラン

プしかつかなくても／この光は太陽のごとく強く／無法者たちが／イノシシのごとく荒れ狂い／蟻のごとく群がっても／この小屋はつぶれない／この小屋のあるかぎり／富士は永久に平和の山である／為政者は、この富士が見えないのか（北富士闘争連絡会『北富士闘争』第二号）

しかし年が明けて七一年一月一四日、東京地裁はさきに提出されていた「建物妨害予防の仮処分申請」について、坐りこみ小屋は「演習反対の目的で建てられたものだから入会権の対象にならない」との理由でこれを却下した。ただし忍草入会組合の入会権に関する主張は全面的に認められた。第八小屋は一六日、防衛施設庁によって取りこわされた。

実弾演習と農民ゲリラ

二月八日、キャンプ・富士の司令部は来る一六日より長距離実弾射撃演習を行なうと通告したが、これは在沖縄・米第三海兵師団による長距離砲の射撃訓練で、演習にはベトナム戦の対ゲリラ用に開発されたOV10攻撃偵察機も参加することが判明した。北富士はベトナム戦争に直結したのである。翌九日、母の会は「ラオス侵略米軍梨ケ原に来たる。入会地侵入阻止」の大看板を演習場入口に立て、同時に忍草・新屋・北富士の三入会組合は県庁に演習中止措置をとるよう要請した。米軍司令部はその日午後、実弾射撃は中止すると発表した。しかし演習再開は必至とみて、母の会三〇人の農婦はキャンプ・マックネア入口で集会をひらき、「実弾演習反対・断食決行中」の看板を立て、二人はハンストにはいった。

二月二三日、母の会ハンスト六日目、再開された演習を阻止するため雪の中を農民ゲリラが侵入、折から軍用道路の土砂くずれもあって演習開始は四時間以上も遅れた。翌二四日も数名のゲリラは演習場の雪の中に潜んだが、米軍は彼らの頭越しに榴散弾を発射した。翌二五日もゲリラが出没、着弾地で古タイヤを燃やしノロシをあげて抗議した。この日八日間の断食ののち二人の農婦も参加して、母の会・入会組合および支援団体代表一五〇余名による大勝利集会が開かれた。

このころより米軍の演習規模は拡大し、一〇五ミリ榴弾砲・一〇六ミリ無反動砲など長距離射程砲が使用され、二〇三ミリ自走砲の使用計画も発表された。この後者は原子爆弾の発射能力をもつという射程一万七〇〇〇メートルの巨砲である。演習に当たってはつねに日本の機動隊三〇〇～四〇〇名が母の会農婦やゲリラ農民の捜索と検挙態勢をとり、演習場内外を警戒した。

三月一三日、中曽根防衛庁長官は参議院予算委員会で「米軍演習の延期を申入れる考えはない。北富士演習場は自衛隊に使用転換したい」むね言明、北富士闘争はますます長期化する見通しとなった。同月一六日、入会組合の農民は着弾地に深さ二・五メートルのタコツボを掘り、翌日の米軍演習はその穴にはいって赤旗を振る三名の農婦の行動によって阻止された。県警は刑事特別法により農婦を逮捕した。さらに一八日、母の会の農婦たちはキャンプの前で機動隊員に、演習場でとれた〝平和そば〟をどうぞとサービスし、ユーモラスな反戦行動をとった。翌一九日、これらの農婦三〇余名は軍用道路上で米軍トラックの通行を阻止した。二〇日、施設庁が演習場のまわりに有刺鉄線を張りめぐらす工事を開始すれば、母の会は「富士をバラ線

でしばるな」の大看板を立てて抗議する。三月二五日には、一二〇名の農婦がバラ線工事反対を叫んで甲府市中を行進、田辺知事に抗議文を提出した。同二九日から三日間、演習再開に先だち農民ゲリラ三名は連日着弾地にはいってノロシをあげる。そのたびに機動隊三〇〇余名が逮捕に出動した。

着弾地焼払いと農民の抵抗

時中止となった。同六日　四月三日、農民たちの執拗な阻塚・北富士連帯集会」が　止行動によってバラ線工事は一表・河西ミチ子）は田辺知事に演習中止を申入れ、同じ日「三里開催された。同一四日、日比谷野外音楽堂で三〇〇〇名を集め母の会の農婦はタコツボ米軍は二〇三ミリ自走砲を射撃したが五日には、北富士演習場に藁人形をいれて機動隊を翻弄。同二候補が富士吉田市長に当全面返還を公約して立候補した石原茂と母の会の七〇余名は演選した。ついで四月二八日、入会組合らき、「ここにも沖縄がある」の看板をたて、また東京・日比谷の沖縄デー大集会には渡辺喜美江母の会会長らが挨拶した。

五月三日、支援団体をふくむ約三〇〇名が第一小屋跡で「梨ケ原種まき・一粒百万倍集会」を開催、この日米軍は不発弾処理の名目で着弾地点の草木を焼払うと入会組合に通告した。五月一〇日より組合・母の会による焼払い反対行動が始まったが一二日、米軍は火炎放射器を使って一八〇haの草原を焼いた。農婦三〇余名は手に手に「憤」と書かれた旗をもって抗議、うち五名は火傷を負った。さらに五月一八日、母の会は演習するアメリカ軍兵士に向かって、キャンプ・マックネア入口で「VOM」（母の声）反戦放送を始めた。なお北富士で根強い闘争をつづける忍草母の会の「憲法」を次にかかげる――「一、絶対に権力に頭を下げない。警察に逮捕されたとき代議士などにもらい下げを頼まない。一、たとえ何カ月、何年帰らなくとても家族は泣かない、愚痴をこぼさない」

(3) その他の基地反対・土地闘争

能勢町ミサイル基地建設反対闘争

七〇年六月、防衛庁は大阪府豊能郡能勢町に地対空ミサイル「ナイキJ」基地を設置する計画を決定した。能勢町天王地区の農民は部落総集会をひらき絶対反対を決議、大阪防衛施設局に申し入れた。同町議会も六月二六日、設置反対を決議、防衛庁・府当局に申し入れた。基地予定地周辺の京都市園部町や亀岡市でも農民や学生が反対の声をあげ、京都府も設置反対を声明した。社共両党は基地建設阻止三府県（大阪・京都・兵庫）共闘の方針を決定した。これらの高まる反対気運を前にして防衛庁当局は能勢町に対する正式通知を延期するにいたった。

白山町ナイキ基地建設反対運動

防衛庁は七〇年九月二八日、三重県一志郡白山町に対しナイキ基地設置に協力するように申し入れた。これを契機に同町のなかに賛成派と反対派の抗争が起こった。町当局は町民有権者の三分の二以上から「基地に反対しない」という署名を得たとして設置に積極的協力をすると表明、町議会も一〇月二六日、協力

方針をきめた。これに対し白山町農協職組を中心に農民・労働者は「ナイキ基地に反対し、食管制度を守ろう」と町民に呼びかけ、一〇月一五日「白山町ナイキ基地設置反対町民の会」（末広斉志会長）を結成、反対署名運動にのりだした。一二月六日には「ナイキ基地設置反対・町政の民主化をめざす集会」が開かれ、散会後、ムシロ旗をたてた参加者のデモ行進が行なわれた。

七一年一月、防衛庁は白山町当局に対し、二月上旬より道路拡幅など工事に着工するむね通知した。これに対し反対派の町民はただちに当局の説明を要求、一月二五日、二〇〇余名が参集して町会議長や航空自衛隊事務官から説明をきいた。しかし参会者の納得をえられぬまま閉会。その後、代表らは田中県知事・名古屋防衛庁施設局等を訪問、十分な説明を要求した。二月五日には「反対町民の会」「母の会」の三名は町役場前のテントをはりハンスト（四日間）にはいった。

長沼ナイキ基地反対闘争

七〇年六月三〇日、札幌防衛施設局は北海道夕張郡長沼町の馬込山で保安林伐採を始めたが、これはナイキ基地建設のための防砂工事の準備として行なわれるもので、長沼基地反対同盟や基地反対共闘会議はただちに阻止行動を開始した。七月五日、反対同盟は反戦青年委員会・ベ平連・農村と都市を結ぶ青年の会・学生らとともに「保安林伐採実力阻止集会」を開き、散会後デモ行進を行なった。また同じ日早朝、工事建設宿舎のテント内に火炎ビンが投ぜられ宿舎が焼失するという事件が発生、これ以後、団結小屋（八番小屋）をはじめ馬場反対同盟委員長宅・矢田農村と都市を結ぶ青年の会議長宅などが警官の捜索をうけた。

日本原自衛隊演習場撤去運動

岡山県奈義町・日本原演習場の撤去を求める農民の運動（本年鑑第四一集記載）は、七一年にはいっても断続的につづけられた。すなわち姫路と出雲から陸上自衛隊第一三特科連隊一七〇〇名の移駐を前に、演習場内外には道路や隊舎の建設が進められ、三月二四～二六日がその移駐日と発表された。これに対し地元の反対同盟農民や支援の学生・労働者が移駐反対の闘争を準備しているうち、自衛隊は予定日の前日、阻止闘争の裏をかくように何事もなく移駐を完了してしまった。そして六月五日より実弾射撃訓練を実施するむね町当局に通告した。これに対し同町宮内地区の農民を中心に町当局へ抗議運動が起こり、町長も「六月中は実射しないように自衛隊に申入れする」と確約し、訓練は延期された。同月六日、新着弾地に近い宮内第二公会堂前に地元農民と中・四国反戦系労働者や学生ら三五〇名が現地総決起集会を開き、新隊舎にむけデモ行進した。

延期されていた射撃演習は六月二四日より三〇日まで再開されることになった。これに対し地元の婦人会を中心に農民たちが着弾近接地に水路掃除を名目に立入り、支援団体の学生・労働者と呼応して射撃反対の行動にでたため、六月中の実射訓練はついに阻止された。

沖縄・国頭村米軍演習反対闘争

七〇年一二月三一日、米軍は国頭村に新設した実弾射撃場で一〇五ミリ榴弾砲の射撃演習を実施しようとしたが、地元農民を中心に全村をあげての反対行動により阻止された。当日、山川村長はじめ約七〇〇人の村民は「生命と生活権とを危機にさらす

実弾発射演習阻止集会」を開き、その後農民決死隊六〇余人は発射台におしかけ、ある者は着弾地に潜入してノロシをあげるなどして抗議、米軍もついに「当分の間訓練を延期する」と言明、榴弾砲を発射台から移した。

七一年一月二日、山川村長をはじめ地元農民代表は米軍に対し国頭村演習場の撤去を要請したが、これにつづき立法院も撤去要請案を議決、屋良主席も米軍に抗議するなど反対運動は広がっている。ちなみに、在日米軍の新方式によれば、国頭村は短距離射撃、山梨県・北富士演習場は長距離射撃訓練に使用されることになったと新聞報道は伝えている。

竜カ崎ニュータウン建設反対運動

茨城県竜カ崎のニュータウン建設反対同盟が運動の結果、六九年三月、土地買収交渉を中止させたことは既報のとおりであるが(本年鑑第四一集)、七〇年にはいり市当局は新都市計画法による「線引き」にともない住民の意向調査を行ない、五二%の賛成ありとして若柴台地を市街化区域とすることに決定、再び買収にのりだした。反対同盟は三年前から運動スローガン「台地開発絶対反対」「公団立入り禁止」をかかげ反対行動をつづけている。これに呼応して農協も反対運動をはじめた。

京都ニュータウン建設反対運動

京都市当局は洛西地区に一万二〇〇〇戸のニュータウン建設を計画、土地買収をすすめた。地元の農民一三〇戸は六九年一月、「大枝・大原野ニュータウン反対期成同盟」(代表者・池田源太郎)をつくり「あくまで特産タケノコを守り農業をつづける」と市当局に計画変更を要求してきたが、七〇年一一月四日、交渉は決裂した。そのあと一六日、右京区大原野上里地区に団結小屋を造り、一八日には反対同盟総決起大会を開き、あくまで土地買収に反対して運動をつづけることを決定した。

五木村ダム建設反対運動

熊本県球磨郡五木村に多目的ダム建設計画をすすめる建設省と県当局を相手に、「五木村ダム建設対策委員会」(委員長・田山村長)は交渉をつづけてきた。このダムによって全村戸数の半ば四五〇戸と全水田面積の三分の一に当る一五haが水没することになり、村民にとっては重大事件である。七〇年九月六日の村民大会で、補償の具体的内容、村づくり、生活保障等が明らかにならないかぎりダム建設に反対することを確認、また建設省の要求する立入り調査も拒否することを決議した。

八ツ場ダム建設反対運動

群馬県長野原町に計画されている八ツ場ダム建設工事は、反対期成同盟の阻止行動によって六九年七月、一応阻止されたが(本年鑑第四〇・四一集既報)、七〇年五月二二日、地元住民になんの連絡もなくダムサイト予定地でボーリング工事が再開された。同盟は川原湯地区で緊急集会を開き、ただちに中止要求を決定、翌二三日、同地の建設省生活再建相談所に申入れを行なった。

5　公害反対運動

公害絶滅全国漁民総決起大会

七〇年一〇月八日、東京・共立講堂において、全国汚水公害対策協議会・全国漁業協同組合連合会主催「公害絶滅全国漁民総決起大会」が開催された。全国から漁民代表や支援の総評組合員など約二五〇〇名が参加、「海と川の破壊に怒りと抗議を」のスローガンをかかげ次の各項を決議した。すなわち、①公害対策基本法や地方公害防止条例の改正に当たり、人間尊重と環境保全を第一、企業優先の経済条項を削除すること、②汚染源の工場に対する立入り検査や廃水処理施設の完備、操業停止などの強力な行政措置をとること、③公害による漁業被害について無過失損害賠償制度を確立すること、④し尿・ゴミの河川・海洋投棄を禁止すること、など一七項目。大会後、参加者全員が日比谷公園までデモ行進し、代表団は山中総務長官はじめ関係当局に決議事項の実現を要請した。このような全国的な公害反対漁民大会は始めてのことで、この大会までには地方でいくつかの漁民大会のつみ重ねがあった。

公害反対海上漁民デモ

東京湾の汚染で海を奪われた、きれいな海をかえせ！」のスローガンをかかげ、神奈川県漁協・信用漁協など五団体共催で七〇年九月一四日、横浜市中区・横浜公園において「公害追放漁民大会」が開かれた。大会には県下の漁民のほか東京・静岡の漁民代表も加わり二五〇〇名が参加、①公害防止措置法・県条例は人の健康と環境保全を目的とせよ、②不法投棄物は企業の責任で完全撤去せよ、③汚染源工場には強い行政措置をとれ、④ビニール製品公害反対等九項目を決議した。当日早朝、漁船二〇〇隻に約六〇〇名の漁民が乗りこみ「東京湾のヘドロ追放」など記したノボリを立て横浜港本牧沖から川崎沖を通り山下公園沖まで三〇〇キロの海上デモを行なった。

千葉県銚子市の漁民も鹿島沖に土砂投棄に責任のある茨城県当局に対し再三にわたり即時中止を申し入れていたが拒否され、七〇年九月一九日、銚子・九十九里浜の漁民大会で海上デモ決行を決議、同月二九日、「鹿島を死の海にするな」のスローガンを呼んで一五〇隻の海上デモを行なった。当日、陸上でも漁民など五〇〇名が公害反対デモをやり、水戸市へ赴き岩上茨城県知事に抗議した。

同年九月三〇日、山口市・自治会館において山口県漁協連主催の「公害絶滅山口県漁民総決起大会」が開かれた。参集した約八〇〇名の漁民は「青い海をかえせ」のノボリをかかげ、国・県・市町村当局や企業に抗議した。

火力発電所誘致反対運動

千葉県銚子市の「公害から銚子を守る市民の会」をつくっている農漁民・市民約一〇〇〇名は七〇年八月三日、市内に設置予定の東電火力発電所建設に反対して市中デモを行ない、友納知事に反対を要請した。八月一三日、東電は知事に建設を延期すると表明したが、七一年にはいると設置の動きが表面化したので「市

民の会」は四月三日「東電再誘致阻止の市民集会」を開いた。約四〇〇名の参集者は会場の市体育館前広場から市中デモ行進を行ない誘致計画に抗議した。

茨城県北茨城市でも東電発電所設置反対の運動が起こった。七〇年九月八日、大津・平潟漁協など三〇団体代表約一二〇名の漁民は市当局に対し設置反対の陳情を行なった。

セメント工場誘致公害反対運動

七〇年三月、大分県臼杵市日見海岸に大阪セメント会社の工場を誘致する協定が県知事・市長と大阪セメントとの間に結ばれた。三月三一日には市の漁協組総会が、漁業権放棄を混乱の中で議決したといわれる。すでにこの計画が噂にのぼったころから、漁民をはじめ広く市民の間に粉塵公害をおそれ誘致反対の気運が高まり、反対署名運動などがひろがった。四月一〇日、この運動の中から「臼杵市を愛する会」（事務局長は後藤国利・新名欣二氏）がつくられ、組織的な反対運動が始まった。やがて「臼杵市粉じん公害反対市民会議」が結成され『臼杵市民報』その他の宣伝文書が大量に発行されて広範な反公害運動に発展した。六月にはいり、市民会議は「公害追放臼杵市民会議」（議長・小手川道郎氏）と改称されたが、六月一七日には市議会が世界で初めて同市を「公害追放宣言都市」とすることを決議した。また市民会議は「臼杵市民は、健康で安全、かつ快適な生活を営む権利を有する」を第一原則とする「臼杵市民憲章」を決定し発足した。このように公害反対運動は広く一般住民をまきこんで高揚していったが、なかでも風成地区の漁婦の必死の反対活動が大きな力を発揮した。

しかし県・市当局は、これらの激しい反対運動にもかかわらず、工場誘致を止めようとしないため、九月にはいると市民は足立市長を不信任して「臼杵市長リコール運動本部」を結成し、九二七四名の署名集めにのりだした。一〇月二八日には「リコール必勝市民大会」が開かれ、また大阪セメント一株株主運動をはじめるなど気勢をあげた。リコール署名が法定数を超えた翌日、市長は辞任した。そして一二月一三日、市長選挙が行なわれたが、市民会議の押す大戸候補が破れ、足立前市長が当選した。この勢いにのって、セメント工場設置は一挙に実現するかにみえたが、七一年二月一五日、風成地区の漁民・主婦は海浜埋立て工事を実力阻止するため測量イカダ二台を占拠して坐りこんだ。大分県警と海上保安部は威力業務妨害罪に当たるとしてこれを排除、漁婦たちは荒縄で腰を数珠つなぎにくくりつけ抵抗した。

七一年七月二〇日、かねて風成地区の漁民たちが臼杵市と同市漁業協同組合相手に漁業権確認、公有水面埋立免許取消し請求を訴えていた判決が大分地裁で下された。判決の論旨は、「原告の漁業権は在存する。大分県が大阪セメントに出していた海岸の埋立免許は取消せ」というもので、原告たる漁民の主張が全面的に認められた。これで一年半にわたる漁民・市民の公害反対運動が法律上の勝利を得たことになり、大分県の行政ミスが明白となった。この判決は今後の公害闘争に大きな影響を与えるものと考えられる。しかし被告側の控訴が予想され、臼杵粉塵公害反対闘争はこれで終わったわけではない。

6　出稼ぎ農民の運動その他

全国出稼組合連合会の結成

第六回出稼者大会で確認された全国出稼組合連合会結成準備会は七〇年五月四日、第一回準備会を開き、①青森・福島など一一県を組織化重点県とし、活動者交流・宣伝強化をはかる、②準備会への加盟促進、③全国的組織化と出稼相談所・出稼対策弁護団の設置、職安の民主化等を決定、同時に、大阪・尻無川水門工事事件を訴訟に持ちこむことを確認した。

七一年二月一二日、第七回全国出稼者大会は全国一〇〇組合、一万五〇〇〇名の組合員をもって連合会結成を決議した。

第七回全国出稼者大会

東京・社会文化会館で二月一二日、「全国出稼組合連合会結成・第七回出稼者大会」（東日本大会）が約一〇〇〇名の参加者を集めて開催された。大会は①出稼者の諸要求に関する件、②労働基準監督行政の強化拡充と職安行政民主化に関する件、③職場の安全管理・労災保険法の改善に関する件、④賃金不払い・寄宿舎規定違反等不良建設業者一掃に関する件、⑤米減反・買入れ制限反対、食管制堅持の件などを決定、また尻無川工事事故闘争支援を決議した。大会は役員に会長・栗林三郎（全日農）、事務局長・山口太郎（社会党）を選出、組織は原則として各県出稼組合連合会をもって構成し、当面は市町村組合や留守家族組合の加盟をみとめ、中央各団体も参加することにした。

運動方針は、「労災」「賃金」「組織の強化拡大」三点を基軸に出稼者の具体的要求をもとに組合の結成をすすめる、ということに決定した。

二月二八日、大阪・中之島公会堂において、約三〇〇〇名の出稼者とその家族が参加し、全国出稼組合連合会主催「大阪府協力団体会議」（全日農府連・総評・地評・社会党府本部等で二月五日結成）が開かれた。大会は東日本大会決定の六項目のほか「片足五千円の日産自動車資本を糾弾し、赤松良二さんの訴訟闘争を支援する決議案」等を可決、翌三月一日、大阪府および市当局へ要請団を送った。

農村労働組合の運動

七一年二月一四日、東京・全電通会館で農村労働組合全国連合主催の「出稼者が力をあわせて要求を獲得する大集会」を開いた。参加者約四〇〇人。集会は「失業保険のしめつけをやめ、職安はもっと民主的にやれ」「基準賃金を引上げ、労基法を守れ」等の要求を決定、翌一五日、代表団は政府各部局と東京都に陳情した。

青森県の深浦町・鰺ケ沢町・岩崎村の合同労組は、七〇年一一月二〇・二一両日、東京・山楽会館で「関東方面出かせぎ者大会」を開いた。出稼者とその家族等約一四〇名が出席、出稼者の労働条件・生活条件の改善など各要求を決議した

農村労連第七回大会

七一年三月七・八両日、東京・専売ビルで農村労連第七回大会が開かれた。二三道府県の代議員五二名ほか評議員四名が出席。大塚委員長は、労働災害で死亡した新山貞一氏への黙とうを提案し、つい

で「日雇健保擬制適用の廃止」、「失業保険法の改悪」等により労連結成いらい最もきびしい情勢にはいったとのべ運動の展開を訴えた。午後は、佐藤書記長の七一年度運動方針提案説明があり、藤木副委員長の予決算案説明が行なわれ活発に論議された。夜は失保・税金・賃金の三分科会が開かれ討議を行なった。大会第二日目は討論ののち書記長のまとめがあり、本部提案を全員一致で可決した。このあと新役員選出の信任投票があり、中央委員会では佐藤幸夫（山形）を中央執行委員長に選んだ（役員氏名後掲「農民団体その他」の項を見られたい。また七一年度運動方針は機関誌『農村労働者』七一年三月一日号を参照）。

7　農地増税反対運動

農業団体の「宅地なみ農地課税」反対運動

一九六八年六月、新都市計画法が成立し、翌年六月実施にうつされたが、実施にともなう「線引き作業」の進展につれ政府は市街地化区域内の農地に課税する固定資産税を宅地なみに引き上げる方針をとり、その制度化をはかった。以下は農業・農民団体の反対運動の経過である。

全中（全国農協中央会）は七〇年八月六日、「農地課税対策全国農協組合長代表者会議」を東京・東京会館で開き、①市街地化区域にあっても農業生産が行なわれているかぎり農地課税を宅地なみにしないこと、②農地に対する現行税負担の特別措置は存続させること――という要請事項を決定し、代表は大蔵・農林両省や各政党にこれを要請した。全国農業会議所も一〇月九日、東京・久保講堂で「都市地域農業確立全国農業代表者大会」を開き、①宅地なみ課税反対、②生産緑地制度の確立等を決議、関係方面に陳情した。しかし一一月五日の税制調査会第二部会では「市街化区域内の農地については宅地なみに評価・課税すべきである」との意見の一致をみた。

一一月二七日、全中は「全国都道府県農協中央会・連合会会長合同会議」において重ねて宅地なみ課税反対を確認したのち政府・国会に陳情、さらに一二月一四日の「農地課税対策全国農協組合長代表者大会」でも同様に確認し陳情を行なった。一方、政府は同じ日に開かれた税制調査会臨時小委員会に「市街地化区域内の農地の課税」に関する試案を提出、ついで二一日調査会は七一年度税制改正についての答申を行なつた。その内容は、区域内農地の固定資産税の宅地なみ課税をＡＢＣ（市街地・準市街地・予定市街地）の三ランクにわけ段階的に課税する、というものであった。この趣旨にそった地方税法改正案は七一年三月二四日参院で可決された。この間、都市近郊の農業諸団体による小規模な反対運動が起こった。

東京都の農協と農業委員会は七〇年八月四日「農業代表者大会」を開き、新都市計画法実施後の税金対策のため「東京都都市農政推進協議会」を結成した。一一月一〇日、協議会は緊急総会を開き、宅地なみ課税阻止運動方針を決定、一二月四日には「都農業者大会」を開き、宅地なみ課税反対と都市農政確立を内容とする議案を可決、全国農業会議所都市農政対策特別委

員会と呼応し政府・国会へ連日陳情活動を行なった。

岐阜県の四四農協組合長は九月七日、宅地なみ課税阻止の署名運動展開を決定、また一〇月九日には同県農協中央会代表らが上京、自民党税制調査会委員に署名簿を渡し陳情した。また静岡・神奈川両県の農協でも一〇～一一月にかけて同趣旨の陳情運動を行なった。

全日農の「宅地なみ農地課税」反対運動

全日農は去る第一一回大会で農地増税反対運動を新都市計画反対の一環として展開することを決定していたが、七〇年六月三日、「六・三総決起大会」で「新都市計画法反対に関する決議」を可決、代表は自治省に増税反対を申し入れた。その後も全日農「一二・九総決起大会」七一年「二・二総決起大会」のあと関係当局に反対要請を行なった。府県連段階でも、大阪・兵庫・福岡・新潟・茨城・静岡・岡山等で同様の運動が行なわれた。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】会長　石田宥全（新潟）、副会長　亀田得治（大阪）、鈴木清（秋田）、足鹿覚（鳥取）、書記長　谷本たかし（本部）、財務委員長　栗原俊夫（群馬）、統制委員長　鈴木吉次郎（新潟）、中央常任委員　栗林三郎（秋田）、宮腰庄太郎（秋田）、長谷部七郎（秋田）、阿部昭吾（山形）、飯野栄儒（山形）、桑析智夫（宮城）、八百板正（福島）、高橋勇（福島）、高田富之（埼玉）、山田虎五郎（茨城）、下坂正英（東京）、中原嘉之吉（長野）、渡辺直樹（長野）、鶴巻辰次郎（新潟）、松沢俊昭（新潟）、湯浅豊治（新潟）、斉木重一（福井）、小池昭吾（京都）、梅原昭（大阪）、日下博（奈良）、山本鶴男（岡山）、田中恒利（愛媛）、小川洵（福岡）、高野啓君（本部）

会計監査　佐々木庸（福島）、阿部助哉（新潟）、萩原貞一（富山）

統制委員　上田郁雄（山形）、中沢巌（宮城）、田村勘次（群馬）、大内清義（茨城）、吉田末男（長野）、矢後嘉蔵（富山）、藤田甚三郎（大阪）、田中積（大分）

顧問　野溝勝、上林与一郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫（以上、七〇年一二月一一・一二日第一三回全国大会で選任）

【機関紙誌】『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2) 全国農民総連盟(全農総連)

【役員】委員長　鈴木孝一郎(宮城)、副委員長　小林慧文(三重)、永松重教(福岡)、小松世至人(長野)、書記長　平川好秋(本部)

【機関誌】『全農総連情報』(週刊)

(3) 全国農民同盟(全農同)

【役員】会長　稲富稜人、副会長　吉川兼光、門司亮、書記長　神田大作、副書記長　衛藤晏保　財務委員長　鈴木一

【機関紙】『新農村新聞』(月二回刊)

(4) 全日本開拓者連盟(開拓連)

【役員】委員長　菅野仁一　副委員長　品沢竹司　事務局長　原七郎

(5) 全国出稼組合連合会

【役員】会長　栗林三郎(全日農)、副会長　和田広弥(山形)、新見修(鳥取)、長谷部七郎(社会党)、事務局長　山口太郎(社会党)

【機関誌】『出稼通信』

(6) 農村労働組合全国連合会

【役員】中央執行委員長　佐藤幸夫(山形)、副中央執行委員長　丸山富治(長野)、書記長　藤ノ木利一(新潟)

【参考資料】

【空港・基地反対闘争資料(一九七〇―七一年、◎印は単行本)】

◎富岡政雄『砂川闘争の記録』三一書房

◎広野広『新島・アリの反乱』現代評論社

◎全学連・三里塚現闘本部編『闘いは大地とともに』社会評論社

◎のら社同人『壊死する風景』のら社

◎加瀬勉『三里塚砦の子供たち』連合報道社

◎千葉県反戦青年委員会『闘う三里塚』第一・二集

◎農村と都市を結ぶ青年の会『農民は基地と闘う』三一書房

◎北富士闘争連絡会編集発行『北富士闘争』(第一―四集)

○渡辺喜美江外「北富士・忍草の会」『破防法研究』第一一号七七年四月刊

◎三里塚・芝山連合空港反対同盟『少年行動隊』

◎三里塚救援会『三里塚闘争救援ニュース』千葉べ平連

◎千葉救援連絡会議『千葉救援ニュース』千葉救援連絡会議

○全学連現地闘争本部編集発行『日刊・三里塚』

○島寛征「地下壕とバリケード」『情悦』七一年四月号

○長谷川たけ「三里塚から」『構造』七一年五月号

○福田克彦「三里塚農民の抵抗の構図」『月刊労働問題』七〇年一二月号

○「三里塚を包囲する民主ファシズム」『朝日ジャーナル』七一年三一日号

○戸村一作「〈総括〉三里塚闘争」『現代の眼』七一年五月号

○戸村一作「帝国主義と対決する農民運動」『法政評論』復刊第一号七〇年一二月刊

○竹内静子「三里塚＝農民の抵抗と視線」『エコノミスト』七一年三月一六日号

○岩田美恵子「三里塚闘争に学んだこと」石田玲子「三里塚農民は

何を訴えているか」『和音』七一年三月号
○「泥まみれの問いと訴え」『朝日ジャーナル』七一年三月五日号
○むのたけじ「三里塚に燃える百姓魂」『地上』七一月五月号
○前田俊彦「何を滅ぼして空港をつくるか」『朝日ジャーナル』七一年三月五日号
○山口武秀「三里塚に総てを集中せよ」『情況』七一年六月号
◎三里塚白枡少年行動隊編発行『少行文集』
○加瀬勉「三里塚闘争――その血の論理」『地域闘争』七一年六月号
○椎名正男「統一への三里塚」『労働・農民運動』七一年六月号
◎三留理男『三里塚――燃える北総台地』新泉社
【出稼ぎ組合資料】全国出稼組合連合会機関紙『出稼通信』、東京都千代田区・社会文化会館内　同連合会発行
『出稼者の生活と権利を守るため闘いと組織化をさらに発展させよう』（全国出稼組合連合会結成・第七回全国出稼者大会報告）、七一年五月刊
『労農提携情報』第二四号（出稼通信版）中央労農会議、七〇年一二月一五日刊
『一九七一年度運動方針案』全国出稼者組合連合会、七一年二月刊

XIII 政党

概要□〝野党再編〟問題をめぐる各党の動き
═日本社会党═概況／大会・中央委員会／選挙活動／諸活動／民社党═概況／大会・中央委員会／選挙活動／日本共産党═概況／大会／選挙活動／選挙／国際共産主義運動との関係／選挙═中間地方選挙／沖縄国政参加選挙／第七回統一地方選挙／第九回参議院選挙

概要

一、この一年間の政治の争点は、外交面では七〇年六月で固定期限を終えた日米安保条約をめぐる問題、沖縄返還問題、中国問題、インドシナ問題などであり、内政面では、物価、公害、農政問題などであった。なかでも、公害は七〇年に入って急速に重大な社会・政治問題としてクローズ・アップされた。

一、統一地方選や参院選とも関連して〝野党再編〟〝社共共闘〟など政党間の共闘をめぐる問題が政局の焦点となった。地方選で〝社共共闘〟が実績をあげたのにたいし、〝野党再編〟派は、参院選で〝社公民協力〟こそ実現したもののその見としは暗い。

一、社会党は七〇年一二月の党大会で、成田・江田に代えて成田・石橋執行部を成立させた。新執行部は党の統一と行動力の強化に努めるとともに、全野党共闘の方針で、地方選では社共共闘、参院選では社公民協力を実現させ、予想以上に善戦した。また六年ぶりに訪中団を派遣するなど〝野党外交〟に力を入れた。

一、民社党はこの一年間〝野党再編〟の実現に全力をあげ、社会党右派、公明党との提携につとめた。一方、機関紙の刷新

をはかり、有料購読者の拡大運動を行なうなどして、党の組織力、行動力の強化に努めた。一連の選挙ではほぼ現状を維持したが、公明、共産両党の躍進で、いまや〝実力第五党〟の自嘲さえきかれる。

一、公開で党大会を開き、人事の若がえりをはかった共産党は、七〇年代に統一戦線と民主連合政府の樹立を目標に、選挙活動に力を入れた。地方選では各地で〝革新統一戦線〟を成立させ、革新首長実現の原動力となった。参院選地方区では一二%と党史上最高の得票率をあげ、次の総選挙での飛躍を期している。

1　〝野党再編〟問題をめぐる各党の動き

〝政界再編〟構想

〝野党再編〟問題は労働戦線の統一問題や統一地方選、参院選での〝選挙共闘〟〝選挙協力〟ともからんで、この一年間の政局の最大の焦点の一つであった。そのきっかけとなったのは、七〇年六月一五日の民社党西村委員長の〝政界再編〟の提唱であったが、その趣旨は、①当面の重要な問題は、どうしたら保守万年政権を倒せるか、同時に共産党の進出をおさえるかの二つだ　②それには野党各党は一九七二年までに大同団結し、七五年までには民主的革新政権を樹立することを目標に話合いに入る　③統一の対象は議会政治に一〇〇%忠誠を誓う政党でなければならない、というのであった。この〝西村構想〟の背景には、民社党が結党後一〇年を経過しながら低迷状態をつづけ、しかも野党第二党の座は公明党に奪われ、さらに党勢拡大の波にのる共産党にはげしく追い上げられているという事情があった。

この〝西村構想〟を公明党はいち早く歓迎し、六月二七日の党大会で竹入委員長は〝中道革新連合〟を目標として社会、民社両党に党首会談をよびかけた。言論妨害問題につづいて京都府知事選で自民党と結んで敗北し、その〝革新色〟を色あせたものにしていた公明党にとって、西村構想は〝渡りに舟〟であった。一説によれば、西村委員長と公明党との間には事前の接触があったという（『改革者』七一年二月号）。一方、長期低落傾向がつづき、さきの総選挙で大敗した社会党内にも〝野党再編〟に積極的なグループがあった。反佐々木派の再建懇談会がそれで、すでに〝西村発言〟が行なわれる以前に、三宅副委員長らは民社党の春日選対委員長らと会談し「党利党略を離れて、将来政権を担当できる野党をつくる必要がある」との点で合意に達し、緊密な連絡を約束していた。〝西村発言〟後、この動きはさらに公然化し、再建懇の山本幸一前書記長らは、中執委の警告を無視して、民社党幹部と会合し「労働戦線統一に期待する点で両者の意見は一致した」と発表した。しかし、社会党内には左派を中心に〝野党再編〟は〝右寄り再編〟であり解党主義であるとしてこれに反対する意見も強かった。このため〝野党再編〟は二党（民社、公明）一派（社会党江田派否同であり、そ

の成否は社会党の分裂にかかっていると見られた。

三党書記長会談

西村発言を機に〝野党再編〟への動きが急速に高まっていったが、なかでも注目されたのは社会、公明、民社の三党書記長会談であった。これは、民社党の提唱で始まったもので、社会党は「野党再編とは切り離し、野党共闘を強化する立場でこれにのぞむ」ことを確認して参加した。第一回会談は八月八日に開かれ、公害問題などで共闘をすすめることで意見の一致を見た。これをうけて、同一七日には三党の政策担当者会議が開かれ「緊急公害対策案」をまとめたほか、九月四日には、東京・九段会館で東京都議会の社会、公明、民社三党の主催で「公害追放都民集会」が開かれた。この集会は、公明党が院外で他党とはじめて共同闘争を行なったものとして注目された。

三党書記長会談は、その後も毎月一回開かれ、公害対策をはじめ、中国問題、日米関係、都知事選での選挙協力などについて意見がかわされた。この書記長会談を窓口に三党の共闘はすすみ、〝公害国会〟と呼ばれた第六四国会では、三党の共同提案として、環境保全基本法案、無過失損害賠償責任法案、公害防止事業促進地方財政特別措置法案を提出したほか、政府提出の公害罪法案に共同修正案を提出した。これらの法案は、政府・自民党の反対によって成立しなかったが、政府提出の公害関係一四法案のうち、八法案について修正を加え、一一法案に付帯決議をつけることに成功した。

〝江田構想〟

〝野党再編〟に関連してクローズ・アップされたのは統一地方選や参院選、あるいはそれに先だって行なわれた首長選などの一連の選挙における〝選挙共闘〟の問題であった。とりわけ、前回、社共共闘によって成果をあげた東京都知事選をめぐる各党の動きは複雑であった。七〇年六月、社会党の江田書記長は西村発言をうけて、東京都知事選では前回のようには社共政策協定を結ばず、公明、民社両党をふくめ美濃部都政を支持するあらゆる勢力を結集する。そのため「明るい革新都政をつくる会」は改組するという、いわゆる〝江田構想〟を発表した。この〝江田構想〟には社会党内でも賛否両論があり、容易にまとまらなかったが、一〇月八日の中執委でほぼそのまま承認された。また、江田書記長は、その後も記者会見などを通じて、社共共闘に消極的あるいは否定的な態度を表明した。

この〝江田構想〟に対し、公明、民社両党は賛否を明らかにせず、事態の推移を見守っていた。

一方、共産党は、このような社会党の首長選をめぐる共闘方針は遺憾であるとして、一一月一八日には、その真意をただすべく公開質問書を発して回答を求めた。質問書は、まず①福岡県知事選で社共両党間の話合いが進行している最中に、江田書記長は、現地福岡市で「社公民三党書記長会談で首長選、参院選での〝野党共闘〟について話し合いたい」と発言した ②社会党の七一年度運動方針案は社共共闘の成果を無視している ③いくつかの知事選では自民党とも連合している――などの諸点について批判し、次の四項目について回答を求めていた。①社共共闘に否定的な江田書記長の発言について社会党の責任ある見解を明確にされたい。②社会党が首長選で共産党と共闘する

のは、一時的に共産党の票を利用するだけで、真意は野党共闘にあるのか。また革新首長の政策協定、共闘組織などは一期限りのものと考えるのか　③知事選で前代議士を統一候補にするときは、事実上の「事前運動」にならないのか　④両党間の対等の原則に出馬しないことを表明すべきである　④両党間の対等の原則からいって社会党員が統一候補となるときは、他のところか他の選挙で共産党員を統一候補とするときは、いずれも無所属で立候補すべきである。その場合、いずれも無所属で立候補すべきである（「質問書」の全文は『赤旗』七〇年一一月一九日付参照）。

一一月二一日、社会党の下平総務局長はこの質問書に口頭で回答した。その内容は、一一月二九日付の『社会新報』に発表されたが、①首長選には社会党公認の候補を立て、その実現のためにたたかうのが社会党の基本的態度である。他党と協力して革新首長実現のためにたたかうとき、共産、民社、公明各党のいずれと協力するかはその地域の状況と話合いの結果による。江田発言はこの趣旨である　②都知事選について四年前の協定は任期の終了とともにいったん消滅する。新しい情勢に応じた政策・組織協定をつくり、「明るい革新都政をつくる会」は拡大する――が社会党の方針である　③首長選と国会議員選で同一人物を候補にするとかしないとかは機械的に割りきるべきでない　④社会党としては首長選の候補の選考を地方機関の自主性にまかせており、統一候補は地域の実情に応じて決めるべきであるので、質問書第四項の提案のような一律の扱いをすることは不適当である。共産党は、この回答に強く不満の意を示し、一一月二八日には再質問書を発して、①社会党は社共共闘の成果と意義を認めるか　②首長選の諸協定は一期かぎりのものか　③共闘における対等平等の基準を認めるか　④落選議員を統一候補とした場合「事前運動」にならない保障を明らかにせよ、などの諸点を問いただした（『赤旗』一一月二九日付）。

社共共闘の進展

七〇年一二月の社会党大会で〝再編推進派〟の江田書記長が敗れ、成田・石橋執行部が成立したことは、〝野党再編〟の動きにブレーキをかけることになった。新執行部は、大会で採択された「新中期路線」にもとづいて、全野党共闘を推進するとの方針をとり、都知事選についても、一二月一〇日の中執委で次のような方針を決定し、各党に申し入れた。①都知事選は「明るい革新都政をつくる会」を中心にすすめる　②選挙綱領も同会でまとめ、党はこれを全面的に支持する　③公明、民社両党へも「会」への参加を呼びかける。この申入れにたいし、共産党は同意したが、公明・民社両党は、自由投票の方針を決めてこれを断り、結局、都知事選は前回同様、社共両党を中心にすすめられることになった。

また成田委員長、石橋書記長らは共産党も含めた野党四党共闘の推進を強調し、日中、公害、物価、社会保障など国民的課題をめぐる四党共闘実現のため四野党書記長会談の開催を申し入れた。共産党はこれに応じたが、民社・公明両党は乗り気でなく、結局、社・公・民三党書記長会談と社・共両党の書記長・書記局長会談が別個に開かれた。

統一地方選とそれに先だつ首長選では、公明・民社両党が〝野党再編〟を前提としない限り選挙協力はあり得ないと主張し、さらに、共産党を含む共闘には参加しないとの立場をとったた

め〝社・公・民協力〟は、江田社会党前書記長の働きかけのあった岡山県倉敷市長選で行なわれたにすぎず、しかも惨敗に終わった。

このように〝野党再編〟派の共闘が難行したのに対し、社共共闘は各地で成立した。〝江田発言〟で紛糾した福岡でも、変則的な形ではあったが事実上の社共共闘が成立し、知事選には社会党、北九州市長選には共産党が、それぞれ無所属で候補者を立ててたたかった。また、一時は社会党が公明・民社両党と政策協定に合意して注目された京都市長選も、最終的には社共共闘が成立した。

さらに、統一地方選の前哨戦ともいえる一連の県知事選でも、愛媛、愛知、静岡、青森などで社共共闘が成立した。このうち愛知県知事選では告示一カ月前に出馬を決めた革新統一候補の新村猛氏が、現職で自民・民社両党推薦の桑原知事を向こうにまわして善戦し、敗れはしたが、名古屋市内では桑原氏を上回る票を集めた。

社共共闘は統一地方選では、いっそう進展し、知事選で東京、大阪、北海道、神奈川、福岡の五県、市長選では川崎をはじめ三三の市で成立した。なかでも、東京の多摩地区では、統一地方選後に実施される立川市もふくめ、一二の市長選のうち九市で共闘することで合意が成立し、七一年三月一五日、共産党都委員会と社会党都本部との間で政策協定・組織協定が結ばれた。選挙の結果は、東京が大差で革新都政を守っただけでなく、新たに大阪でも革新知事が誕生した。後半の市長選でも川崎をはじめ高松、吹田、小金井、恵那の各市で新たに革新市長が生まれた。

これに対し、「反自民・非共産」を唱えていた民社党は福岡、愛知の知事選、京都、北九州の市長選などで自民党と共闘を行なった。

再編路線の後退

地方選で社共共闘が目ざましい成果をあげたことは、〝野党再編〟を推進してきた民社・公明両党と社会党右派に大きな衝激を与えた。四月一六日、公明党の矢野書記長は記者会見で「中道革新連合という野党再編の実現は七〇年代に必然性があると思うが、現時点では〝すぐ〟という見通しは暗い。社共の実績が再編路線を押し気味だ。党の主体性を回復する配慮が必要だ」と述べ、再編路線が行き詰まったことを認めた。また「共産党を毛ぎらいしての中道革新ではだめだ。いまが〝自共対決の時代〟とは思っていないが、共産党を抜きにした現実政治を考えることはできない、公明党は〝かたくなな反共主義〟はとらないし、共産党の今後を期待をもって見守りたい」とも語った。公明党は、これより先の三月一九日の中執委で次のような選挙共闘の四原則を決めた。①選挙協力は政党間の正式なルートを通じてやる　②共産党が加わっている選挙共闘には協力できない　③政界再編を促進するという党の考えは変わらないが、再編にこだわらずに選挙協力を検討する　④共産党と共闘しない社会党単独の市長候補への協力は、現地での選挙協力の気運が出れば、実現の方向で検討する。四原則は明らかに各地で進展していた社共共闘を牽制する狙いをもっていたが、同時に〝二党一派〟の新党結成を目標に、「野党再編を前提にしない限り選挙協力はあり得ない」とした

従来の方針の基本的な転換であった。

また、社会党内の再編促進派は二月一三日に「現代革新研究会準備会」を結成して新江田派の旗上げを行なったが、勝間田派からは公然たる参加者はなく、発足声明でも〝野党再編〟に言及できない状態であった。こうしたなかで、二月の党大会で〝野党再編〟を正式に党議として決定した民社党はとり残された形となった。

〝革新三原則〟と〝緊急統一政治目標〟

各級議員選挙でも目ざましい進出ぶりを示した共産党は、全国レベルでも革新統一戦線を結成することをめざし、宮本委員長の談話などを通じて共闘についての見解を明らかにしていった。なかでも注目されたのは七一年一月九日の記者会見で示した、「真の革新に必要な三原則」であった。①日米軍事同盟と手を切り、日本の中立をはかる　②大資本中心の政治を打破し国民の命と暮しを守る政治を実行する　③軍国主義の全面復活・強化に反対し、議会の民主的運営と民主主義の確立をめざす――というのがそれで、「この三点に賛成する勢力とならいつでも手をつなぎ、共闘もやり、持続的な統一戦線もつくっていきたい」と述べ、公明党や創価学会の良識的な人びととの共闘の可能性は客観的にあると語った。宮本委員長はまた、統一地方選のさなかの三月二九日の記者会見で、自民対社共の統一戦線が七〇年代の日本の地方政治の展開の基本方向であることを強調し、これを、さらに国政のレベルにまで発展させることを呼びかけた。そして「もし国政についての適当な統一戦線が結成されるならば、参院選でも具体的な選挙協定を結ぶ用意がある」と述べ、いかなる党派でも真の革新の立場に立つなら統一戦線への参加はこばまないと語った。

この〝宮本提案〟にこたえて、四月一日に社会党の成田委員長は、次の四つの「緊急統一政治目標」にもとづいて全野党が協定することを提唱した。①国民の命と暮しを守る　②政治反動をやめさせ、民主的諸権利の回復をはかる　③アメリカのインドシナ戦争拡大、佐藤内閣の協力をやめさせる　④日本の軍国主義化に反対し、日中国交回復をはかる。成田委員長はまた「この〝統一政治目標〟は政府構想を前提とするものでなく、自民党を追いつめるための共同綱領である」と述べ、「現在その状況が熟したといえない統一戦線を前提に、あらかじめ社共に限定した宮本発言には問題がある」と語った。

これに対し、四月九日、宮本共産党委員長は〝成田談話〟を今後の意見交換の基礎になるものと評価した上で、「統一目標」に「日米軍事同盟の解消」が含まれていないことを批判し、「これをうやむやにして真の国政規模の共同路線を見出すことはできない」と主張した。また、三年前の参院選地方区で社共両党の得票率が四〇％以上のところが一人区だけでも一六県あると指摘し、革新統一戦線が結成されるなら勝利の展望がある、と強調した。

参院選は社公民協力

「参院選でも社共共闘を」と呼びかけた共産党は、五月八日、宮本委員長の記者会見を通じて共闘についての条件を示した。その内容は、①革新三原則にもとづく政策協定を結び、院の内外で持続的な共闘を行なう　②両党間の連絡を日常的に行なう連絡委員会を設

ける、というもので、社会党が社共共闘と並行して公明・民社両党と共闘することに異議はさまないと述べるとともに、五月中旬までに協定が成立しなければ独自候補を立てる、と期限を切った。これに対し、社会党は統一地方選での社共共闘の実績を認めながらも、参院選を機に社共の持続的共闘にふみ切ることには難色を示した。五月一三日の社会党中執委では、大多数が共産党との〝持続的共闘〟に反対の意向を表明し、結局、参院選では対等平等の「共闘」ではなく、各党に「協力」「支援」を求めるのであり、選挙はあくまで党独自の活動が主体になるとの方針を決定した。この方針は同月一七日の中央委でも認められ、石橋書記長は、各党と最終的な話し合いに入った。共産党は三原則にもとづく政策協定と持続的共闘の保証という基本線は譲らず、結局、社共共闘は成立しなかった。一方、公明・民社両党は、政策協定なしで特定地域において社会党候補を支援することを約束し、参院選では、統一地方選での社共共闘にかわって、社公民協力が成立した。協力地域の決定は、当選の可能性が強いこと、候補者が公明・民社両党にうけ入れられることなどの点から大分、島根、栃木の三県にしぼられた。

選挙の結果は社会党が予想以上に善戦し、改選議席数を五議席も上回る三九議席を獲得した。この結果を〝野党再編〟派は社公民協力の成果であると高く評価した。しかし、実際には、参院選での社会党の敗北を予測し、そこに自らの出番を見出していた江田派にとって、この〝大勝利〟は全くの誤算であったといえよう。

2　日本社会党

1　概　況

成田・石橋執行部の成立　六九年暮の総選挙で惨敗した社会党は、文字通り〝存亡の境〟に立たされた。再建の方向をめぐる左右両派の対立ははげしく、人事ともからんで、七〇年四月の大会は〝分裂前夜〟の様相さえ呈した。しかし、大会は、運動方針では右派の〝江田構想〟をとり入れた原案を承認する一方、人事面では左派の思惑どおり成田・江田執行部の留任を決め、曲りなりにも挙党体制の形を保った。しかし、その後の党運営では、執行部内、とりわけ委員長と書記長の不一致が著しく、一方が他方を公然と非難することさえあった。

こうしたなかで、成田委員長、石橋国際局長は〝野党外交〟に力を入れ、七〇年七月から一〇月にかけて社会主義圏の五カ国を歴訪した。とくに六年ぶりの訪中は、日中問題が七〇年代の最重要課題の一つであるだけに注目された。

この間、江田書記長らは、右派の結束に努めるとともに、八月には「七〇年代の革新運動」と題する論文を発表して（『月刊社会党』一〇月号）、運動の脱イデオロギー化を主張し、市民運動重視の方向を打ち出した。また、〝野党再編〟を主張する公明・民社両党との提携を深めていった。

こうした動きを成田委員長はきびしく批判し、「野党再編はまぼろしの政権構想である」と強調した。〝野党再編〟の動きには左派はもちろん、再建懇に参加している勝間田派なども批判的であった。

七〇年一二月の第三四回大会は人事大会であった。江田氏は早くから委員長選へ立候補する構えを見せ、左派はこれを阻止すべく成田委員長の再選を狙っていた。投票の結果は、地方代議員の多数を占める佐々木派が勝ち、成田・石橋の〝野党外交〟コンビが委員長、書記長に選出された。新執行部が直面したのは、野党共闘、とりわけ間近に迫まった統一地方選や参院選での共闘の問題であった。新執行部は「新中期路線」の「野党再編や特定政党との中軸論はとらず、全野党共闘をすすめる」との方針にしたがって問題を処理し、統一地方選では社共共闘、参院選では社公民協力によって予想以上の成果をあげた。

なお、勝間田派は党大会を機に再建懇から脱退し、佐々木派とともに主流派となった。なお、党大会で敗れた右派は、〝新江田派〟結成にふみきり、一二月二六日には、再建懇と加盟各派の議員グループ――社会党政権獲得研究会（江田派）、統一会（旧河上派）、社会主義政策懇談会（山本派）――を解散した。そして、七一年二月二三日、旧再建懇を母体に「現代革新研究会準備会」（代表・河野密）を発足させた。

組織の現状

社会党の党員数はながい間約五万人と公称されてきたが、党再建策の一つとして六九年三月から一一月にかけて行なわれた党員再登録運動の結果、六九年一一月末現在の党員数は、公称をはるかに下回る三万〇〇五六人であることが明らかにされた。その後の党勢拡大運動の結果、党員数はやや増勢に転じ、七〇年一〇月現在の党員数は三万三八四六人となった。都道府県別では、東京が三七一九人で最も多く、次いで北海道の三六二〇人、三番目が大阪で一七〇九人、以下、新潟一五三七人、神奈川一三六〇人、福岡一三四三人、長野一一六〇人、京都一一一五人、埼玉一〇一七人、兵庫一〇一一人となっている。以下はいずれも一〇〇〇人未満で、最も少ないのは沖縄の一五四人、次いで和歌山の一六五人、徳島の一九九人などとなっている（第三四回大会報告議案集による）。

党員の構成を見ると労働者党員が圧倒的に多く全体の七七・九％を占め、以下農林漁業者党員七・六％、中小企業党員六・六％、学生を含む無職者党員（主として婦人と老齢者）二・六％、残り五・三％の大部分は党専従者である。

党員の年齢構成を見ると、明治生まれは全体の八・四％、大正生まれ三二・九％、昭和前期（一九年まで）生まれは五五・四％、昭和後期生まれは二・七％である。婦人党員は全体の三・五％で、共産党の三一・七％に比して著しく少ない。なお、機関紙『社会新報』の有料部数は、七〇年一〇月現在一三万一八一二部で、前年一二月より一万五七八五部の増となっている。

第34回全国大会

社会党の第三四回定期全国大会は、七〇年一一月三〇日から三日間、東京・九段会館で開かれた。大会の焦点は任期切れにともなう委員長をはじめとする党役員の改選の問題であった。

大会第一日、あいさつに立った成田委員長は、冒頭に、去る五月七日に死去した鈴木茂三郎元委員長を追悼して黙禱をよびかけたあと、①大会最大の課題は強力な執行部を選出することだ②野党再編などのように議員の数さえあれば何とかなるといった考え方では七〇年代に対処できない　③科学的社会主義の思想で武装した真に革命的な主体を形成しなければならない――と強調した。

このあと大会は「パキスタン援助のための米穀の援助に関する緊急決議」（本部提出）を採択し、つづいて江田書記長から党務一般報告、中島英夫財務事務局長から財政および特別会計（中間）報告、美濃政市会計監査委員から同監査報告、坂本泰良統制委員長より中央統制委員会報告があり、質疑ののちこれを承認した。

なお、大会初日から、左派は「党の規律強化についての決議案」、右派は「日中運動の進め方ならびに党の規律に関する決議案」を用意し、それぞれ相手方を鋭く批判していたが、大会運営委員会は表決の結果、これを議題としないことを決めた。

大会二日目は「運動方針」「組織・機関紙・財政」「政策」の三つの小委員会にわかれて質疑討論がおこなわれ、①一九七一年度運動方針　②七一年度予算案など財政関係議案　③社会主義理論委員会報告「一九七〇年代の課題と日本社会党の任務」（新中期路線）　④組織綱領委員会報告　選闘争方針案　⑥政策関係議案（綜合政策、都市政策、農業改革への道、統一自治体選挙綱領および選挙政策）　⑦党組織建設五カ年計画案、などの諸議案のうち、⑤を除く全議案について審議し、これをほぼ原案どおり可決した。

第三日は再び全体会議が開かれ、各小委員会の報告が行なわれ、これを承認したのち、第五号議案（前出⑤）が提案可決された。大会は、つづいて次の六決議案を採択した。①イタイイタイ病訴訟の早期完全勝利をかちとるための決議　②北富士演習場の全面返還・平和利用に関する決議　③公共通信政策の確立に関する決議　④三里塚新国際空港建設阻止の決議　⑤国民の足を奪う国鉄の合理化に反対する決議（以上地方提出）⑥在日朝鮮人の国籍書き替え問題について田川市のたたかいを支援し、これをさらに広める決議（本部提出）。このあと機関紙コンクールの表彰、知事選および参議院選挙の候補者の紹介が行なわれたのち、注目の役員選挙に移った。

役員選挙

問題の委員長選には、右派の推す江田書記長が早くから出馬の意欲を見せ、一一月一三日には江田派の在京幹部会で立候補の決意を表明したと伝えられた。一六日には同派の全国代表者会議が開かれ、〝江田委員長〟実現に

向けて多数派工作をすすめるとの方針が決められ、再建懇談会に加わっている反佐々木派の各派に支持を要請した。これに対し、旧河上、山本、中間の各派は江田支持で固まったが、勝間田派の内部では委員長選での決戦は回避すべきだとの意見が強く、江田出馬に消極的な態度をとった。結局、勝間田派は、①江田氏の立候補は慎重を期すべきである　②どうしても決戦になる場合には江田氏を支持する　③この場合再建懇との関係を白紙にもどす、との方針で一致した。二七日、江田氏は記者会見をして委員長選に立候補の決意を表明するとともに「立候補声明」を発表した。この声明で、江田氏は「国民から遊離した党の現状を打開し、わが党を真に国民の期待にこたえうる新しい革新政党に脱皮させるという多年の抱負実現のため全力投球してみたい」と決意を述べ、党改革の方向として、①地方自治体での革新の勝利を支えている自発的な住民運動に依拠し、労働戦線統一の動きにあらわれている労働運動革新の課題に取組む　②保守独裁体制を打ち破るため幅広い革新勢力の再結集をはかる　③党内の一部に見られる日中復交運動でのセクト的な動きに反対する――などをあげていた（声明全文は「朝日新聞」一月二八日付参照）。

一方、佐々木派を中心とする左派は成田委員長の再選を期し、二八日に同派の常任幹事会で正式にこれを決めた。これに対し成田氏は容易に出馬の意向を示さず、代議員の間で「出馬要請署名運動」さえ行なわれた。結局、大会二日目の夜になって成田氏は書記長に石橋政嗣氏を起用することを条件にこの要請を容れた。

この結果、委員長は成田・江田の決戦となった。また書記長については、石橋氏の無競争選出が予想されたが、再建懇は松本七郎氏を推すことを決め、また左派のうち社会主義協会（太田系）は嶋崎譲氏を立てた。このほか中央執行委員の八つのポストと会計監査について定数以上の立候補者があり、投票が行なわれた。

【投票の結果選ばれた役員】

◇委員長

当	成田知巳（再）	二〇七票
	江田三郎	一四八票
	無効	一票
	白票	二一票

◇書記長

当	石橋政嗣（新、勝間田派）	二三二票
	松本七郎（山本グループ）	九四票
	嶋崎譲（太田系）	四三票
	白票	八票

◇総務局長＝当　高沢寅男（新、佐々木派）二二一票▽坂上安太郎（江田派）一四三票◇教宣局長＝当　八木昇（新、勝間田派）二三二票▽貴島正道（江田派）一一七票◇青少年局長＝当　木原実（新、成田系）二〇九票▽伊藤英治（旧河上系）一四一票◇地方政治局長＝当　和田静夫（新、太田系）二二二票▽山口鶴男（江田派）一四九票◇組織局長＝当　船橋成幸（新、江田派）二一一票▽曽我祐次（佐々木派）一三六票◇選対委員長＝当　横山利秋（新、勝間田派）二三五票▽高田富之（江田派）一一二票◇財務委員長＝当　下平正一（新、佐々木派）二一七票▽畑和（江田派）一三七票◇農漁民局長＝当　芳賀貢（新、勝間田派）一八三票▽山口太郎（太田系）一八〇票

【無投票で選ばれた役員】

◇副委員長＝赤松勇（新、佐々木派）▽国際　日野吉夫（新、旧河上派）

局長＝川崎寛治（新、勝間田派）▽政審会長＝北山愛郎（新、佐々木派）▽国対委員長＝楯兼次郎（新、佐々木派）▽機関紙局長＝森永栄悦（再、江田派）▽国民運動局長＝伊藤茂（再、勝間田派）▽国民生活局長＝横山泰治（新、勝間田派）▽婦人局長＝田中寿美子（新、成田系）▽労働局長＝笠原昭男（新、佐々木派）▽中小企業局長＝佐野進（新、佐々木派）▽企画担当＝三木喜夫（新、河上派）藤田高敏（新、佐々木派）▽統制委員長＝島上善五郎（新、佐々木派）

七一年度運動方針

第三四回大会で採択された七一年度運動方針は、①日中国交回復運動　②公害追放など住民運動、自治体闘争の強化、を二本の柱とするもので、全文約二万五〇〇〇字、従来の半分程度にまとめ、これまでになく重点的で簡潔な形をとっていた。これは党再建の基本方向を決めた四月の再建大会から僅か半年余り経過しただけなので、運動の基調はこの前年度の運動方針をうけつぐ一方、より長期的な展望は同時に採択された「新中期路線」にゆずられていたためであった。この運動方針は第一部「われわれのたたかいの目標」、第二部「各局の活動」から成り、中心となる第一部は、①たたかいの総括　②内外情勢の特徴　③たたかいの目標　④行動のなかから党再建をすすめ強大な党を建設するたたかい、の四項目を内容としていた。

(1)　たたかいの総括では、①四月大会で決定した「党改革の方向」の実践に努力したが十分な成果をあげ得ず、とくに党中央の指導が弱かった　②運動が依然として「動員行事型」の域を脱していない　③自治体選での革新の勝利を支えている住民運動を、党が反独占に指導していくことによってわれわれの運動を形骸化から救うとともに反安保闘争も成功させ、党の再建をはかることができるとしていた。

(2)　内外情勢の特徴では、アメリカのアジア支配政策は再編成を迫まられ、これにかわって経済大国から軍事大国にふみ出した日本独占資本が政治的・経済的に肩がわりの役割をつとめようとしていると述べている。また、問題の野党再編については、「わが党は労働戦線の統一を野党再編成につなげる立場をとらず、野党共闘の強化をめざす」としていた。

(3)　たたかいの目標は、七一年度の中心目標として次の諸闘争をあげている。①憲法を守り、軍国主義化に反対し、日中友好・国交回復、沖縄の完全復帰をかちとり、安保体制を打破するたたかい　②公害を追放し、住民運動、自治体闘争をつよめ、いのちとくらしを守り、合理化攻撃に抵抗して人間性を回復するたたかい　③統一自治体選挙、参議院選挙のたたかい。

(4)　行動のなかから党再建をすすめ強大な党を建設するたたかいでは、次の五項目の計画が今年実行されるべきものとして掲げられている。①党員の拡大と階層別の整備　②党内民主主義の徹底と各級指導機関の強化　③党友組織、党支持者組織の定着化　④社青同、婦人会議の育成強化　⑤機関紙と財政活動の推進（運動方針の全文は『月刊社会党』一九七一年一月号参照）。

新中期路線

社会党の綱領的文書には、五五年一〇月の両派社会党の統一大会で採択された「日本社会党綱領」と、六六年一月の第二七回大会で、党綱領をより発展させ具体化したものとして決定された社会主義理論委員会報告第二部「日本における社会主義への道」がある。この二つ、とりわけ後者は社会党の長期路線について明らかにしたものであるが、

これを基礎として当面の基本路線を明らかにしたのが、六八年一月の第三〇回大会で採択された「日本における社会主義への道と一九七〇年闘争――中期路線」であった。今回の大会で決定された「一九七〇年代の課題と日本社会党の任務――新中期路線」は、これらの文書を基礎に、七〇年代の新たな状況に対応した当面の政治路線を明らかにすることを意図していた。

「新中期路線」は、①前文――六〇年代から七〇年代へ　②七〇年代の内外動向――その新しい特徴　③七〇年代の課題と政策目標　④七〇年代の政治路線、の四章から成っている。

この「新中期路線」は、反独占・反自民の国民戦線を基盤として、社会党を中心とする〝国民連合政府〟の樹立を目ざし、その目標に向けた大衆運動と全野党共闘を推進するとの立場をとり〝野党再編〟や特定政党との中軸論はとらないことを明記している。そして、この国民戦線の目標として、①安保廃棄、平和中立の日本の実現をめざし、日米共同声明路線による軍事大国への道を阻止し、沖縄の全面返還、日中国交回復、アメリカ軍のアジアからの撤退をかちとる　②大企業中心、ＧＮＰ至上主義がもたらした国民の犠牲の解決、公害・物価・交通・住宅・減税・社会保障など、国民のいのちと暮しを守り、向上する　③憲法に保障された民主的諸権利を擁護し、民主主義の再生と社会・教育・文化の改革を通じて人間性をとりもどす、を掲げている（「新中期路線」の第一次草案の全文および作成経過などについては『月刊社会党』一九七〇年一一月号、成案の全文は同一九七一年一月号を参照）。

第48回中央委

第四八回中央委員会は、七一年五月一七日、党本部に中央委員約八〇人を集めて開かれた。

この中央委の主たる議題は、四月に行なわれた統一地方選の総括と参院選の闘争方針であったが、その他にも七〇年度決算報告、同会計監査報告があり、いずれも原案どおり可決された。

会議の焦点となったのは、野党共闘問題、とりわけ統一地方選で実績をあげた、社共共闘の評価の問題であった。討議の結果、「反自民」の全野党共闘の立場で各党との話し合いにはいっている執行部の方針、態度を支持する方向で意見の一致を見た。

なお、この中央委員会での委員長あいさつ、書記長報告および社共共闘をめぐる論議の内容は『社会新報』七一年五月二三日付に掲載されている。

3　選挙活動

概　況

社会党は、七一年四月の統一地方選と同六月の参院選を党再建の展望をひらくたたかいとして重視し、すでに七〇年六月には成田委員長を本部長とする「沖縄国政参加・自治体・参議院選挙闘争本部」を発足させ、それの選挙にむけて態勢固めを急いだ。そして、七月二日に参院選地方区の第一次公認候補を決定したのをかわきりに、あいついで公認あるいは推薦候補を決定した。その数は、最終的には次のとおりであった。

【統一地方選】 ▽知事　公認三（北海道・茨城・千葉）、推薦八。▽特別市長　公認一（横浜）、推薦一（大阪）。▽道府県議　公認七〇八、推薦三七。▽五大市議　公認一一五。▽東京特別区議　公認一八八。▽一般市長　公認一五、推薦五〇。▽一般市議　公認一四六三。▽町村議　公認四七四。

【参院選】 全国区　公認一三、地方区　公認四七、推薦一（沖縄）

参院選全国区では、社会党としてははじめて〝タレント候補〟二人を起用した。また、前回、完全地域割りで失敗したため、今回は地域割りに縦割りを併用することに改められた。

七〇年一〇月一二日、故浅沼委員長が右翼の凶刃に倒れて一〇周年目のこの日、社会党は東京・日比谷公会堂で追悼集会を開いたが、これは同時に統一地方選に向けての「全国自治体首長・議員総決起集会」を兼ねていた。集会では、「新しい住民自治の創造を」と題する統一地方選綱領が発表された。

ところで今回の一連の選挙で、社会党は「全野党共闘」を進める、との方針をとったが、地方選では〝社共共闘〟が主流となったのに対し、参院選では、一転して〝社公民協力〟がクローズ・アップされた。

選挙の結果、統一地方選の知事選では東京、大阪で勝利し、市長選で川崎をはじめ、夕張、横手、小金井、甲府、恵那、吹田、高松などで新たに革新市政を実現したほか、五大市議、東京特別区議選でも躍進したほか、五大市議、東京特別区議選でも躍進した。このように、大都市で一定の成果をあげたのに対し、道府県議選、一般市議選、町村議選ではいずれも議席を減らした。

一方、参院選ではかなりの苦戦が予想され、改選議席数三四を確保することは困難と見られていたが、地方区で予想外に善戦し、全国区とあわせて三九議席を獲得した。しかし、五党が四議席を激しくせり合った東京地方区では、現役の木村禧八郎候補が第五位で落選した。

なお、社会党は七〇年一一月に行なわれた沖縄の国政参加選挙では衆院選に、上原康助全軍労委員長を公認し、参院選には革新共闘会議の喜屋武真栄候補を推薦してたたかった。成田委員長、江田書記長も現地遊説を行なうなど活発な運動を展開した結果、喜屋武候補は首位で当選、また劣勢を予想された上原候補も第三位で当選した。

統一自治体選挙綱領

社会党は第三四回大会で、七〇年四月の統一地方選および六月の参院選に向けての闘争方針を決定すると同時に、「新しい住民自治の創造へ」と題する「統一自治体選挙綱領および政策」を決定した。

綱領の部分は今回の統一地方選の意義として、①自民党の生産第一主義の政治を人間優先の政策へ転換させる、とくに大都市と工業都市から保守市長を一掃する　②相つぐ敗北でその存立が問われている社会党の再建のいとぐちとする、の二点をあげ、この選挙の勝敗は社会党の消長だけでなく、七〇年代の政治を左右する意味をもつと述べるとともに、革新自治体の重要な役割りを強調していた。そして、七〇年代の前半に一万人の議員と三〇〇の革新自治体を確保し、これを七〇年代の政治変革への橋頭堡とすることを目標として掲げていた。

統一地方選総括

七一年五月二三日付の『社会新報』に掲載された社会党選挙対策委員会の「統一自治体選挙総括」は、統一地方選の結果について、「一言で総括す

るならば、いわゆる党の低落現象にハドメをかけ、前進の方向をつかむことができた」と評価した上で、大要つぎのように問題点を指摘していた。

①党の前進は、大都市や首長選において明らかである。いまでは一般市や、町村に前進のエネルギーが不足している　②選挙戦、とくに社共共闘のなかで改めて日常活動の不足、党員数と行動力、資金の不足を痛感した　③共闘に関する党本部と各級機関の連絡が不十分で、中央指導が適切でなかったことが反省される。一方、各級機関が、公認権をもつ本部へ事後報告することは改められなければならない。すいせんについても同様である。一部の党機関は、すいせんをしながら、党本部や県本部の承認を得なかった　④選挙戦術について改善すべき点が多い、古いやり方をつづける限り前進はない。とくに小都市、農村は古い部落選挙に埋没している　⑤文化活動の立ち遅れや知識階層対策の不十分さが痛感された　⑥国会活動で党や議員が接触している中小企業や各種団体が選挙戦に生きていない　⑦社共共闘をした県は地方選の結果がよくなかったとの話があるが、全国的に調査すると必ずしも一概にいえない。

参院選綱領

社会党は、七一年五月二九日、参議院選挙にのぞむ同党の選挙綱領を発表した。綱領は、冒頭で「いま、国民は、内外情勢の変化のなかで、大きな転換のときをむかえ、歴史的な決断と選択を迫られている」とし、①GNP第一主義から福祉優先の政策への転換　②対米追従外交から自主中立外交への転換　③憲法無視の金権政治から国民主権の民主政治への転換、という三つの課題を達成しなければならないとして、次の三大政策目標を掲げていた。

(1)　国民のいのちとくらしを守り、生活向上に全力をつくす。
(2)　日本の平和と中立をめざし、軍国主義化をくいとめる。とくに沖縄の全面返還と日中国交回復を実現、アジアの平和を確立する。
(3)　憲法をすすんで家庭と職場のすみずみまで生かす。とくに政治の反動化をはばみ、国民の権利と民主主義を社会に広げる。また、財界と自民党の金権政治をやめさせ、国民主権の民主政治の回生をはかる（綱領の全文は『社会新報』七一年六月二日付所収）。

参議院選総括

七一年七月七日付の『社会新報』は、社会新報論説委員会の名で「参議院選挙の勝利と党の課題」と題する論説を発表した。この論説は、今回の参議院選は、「自民党の敗北と野党の勝利」であったと述べ、これは社会党の「長期低落に歯止めをかけ、あらたな前進への足場を固めた画期的なもの」であったとその成果を高く評価した。そして、この勝利の要因は、①反自民の大きな政治潮流を背景に②党の主体的な努力とともに　③社公民協力におうところが大きいと三つの要因を指摘し、「いわば、党の努力による勝利という積極的な要因とともに、佐藤政治への反発を背景にした消極的な要因の方もみおとすことができません」と述べていた。そして「党は、これによって危機を脱し、再建された」のではない、党再建に着手する時間的余裕を得たにすぎないとして、活動家の量的拡大が急務であることを強調していた。そして更に政局の転換をはかるため、反自民勢力の広範な結集をめざし、

これまで積み上げてきた野党共闘を一段と高い次元にひきあげ全党の討議によって共闘の前進した方向を明確にする必要に迫まられていると結んでいた。

なお、参議院選の最終的な総括は、七一年七月末に予定されている全国書記長会議で行なわれることになっているが、その第一次草案として本部選対委員会は「参院選中間総括（第一次草案）」をまとめ、『社会新報』七月一八日、同二一日付で発表した。この「第一次草案」は前文のほか、次の一〇項目から成っていた。①全般的総括　②地方区に関する総括　③全国区に関する総括　④宣伝戦について　⑤政策展開について　⑥選挙戦における党組織調整、統制について　⑦階層別における諸問題　⑧社公民協力などについての総括　⑨投票分析や支持率の考察　⑩重要な諸問題と討議提起。

これらのうち社公民協力に関しては次のように指摘している。①公明党の支援が着実かつ具体的に浸透したのにくらべると、民社の支援は総評、同盟の対立があるため若干問題があった②マスコミは社公民協力を過大評価しその政治的意義を力説しているが、選挙選の主体は党であった、「政界再編」に反対の方針は変わらない。

また、最後の問題提起では①候補者の選考について、党内外からユニークな新人や女性を擁立し、あらゆる選挙に候補を立て、共倒れの危険が多いときは勇敢にしぼる、衆院選候補は年内に決める　②労働戦線統一について前向きに、指導性を発揮する、などをあげていた。

4　諸活動

〝野党外交〟

社会党のいわゆる〝野党外交〟の展開は、七〇年後半の同党の最も主要な活動の一つであった。すなわち、七〇年七月にはソ連とドイツ民主共和国（東ドイツ）に、九月には朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）とベトナム民主共和国に、さらに一〇月には中華人民共和国に、いずれも成田委員長を団長とし、石橋国際局長を副団長とする代表団を送り、それぞれの国の共産党、労働党の代表と会談を行ないベトナム民主共和国を除く四カ国の党と共同声明を発表した。これらの共同声明は、いずれもアメリカ帝国主義と日本軍国主義の復活に反対する闘争における各国人民との連帯をうたっていた。これらの共同声明の全文や各国滞在中の行動日誌などは『月刊社会党』の七〇年九月号～一二月号に、また日中会談における社会党の主張・見解については同誌七一年二月号に収録されている。これらの一連の〝訪問外交〟で最も注目されたのは中国訪問で、社会党の正式の使節団としては六四年一〇月の第四次訪中団派遣以来、実に六年ぶりのことであった。この社会党第五次訪中代表団は、中国日本友好協会代表団との共同声明を発表したが、そのうち、いわゆる社会党の「四原則」に関する部分は次のとおりである。

【共同声明】日本社会党代表団は、日本において真に日中友好と日

中国交回復を望むすべての勢力を広く結集するために努力し、運動を強化する決意を述べ次の四原則に基づいてこの運動を進めるとの考えを述べた。

一、米帝国主義と日本軍国主義の復活に反対し、日米安保条約の廃棄を目ざしアジア各国人民の反帝勢力と連帯する。

二、いっさいの中国敵視政策と対決し、一つの中国の立場に立って「日台条約」の破棄を要求し、平和共存五原則と政治三原則に基づいて、日中国交回復のために戦う。

三、真の日中友好と政経不可分の立場に立って、貿易、文化、友好をはじめ各分野における日中両国人民の交流の拡大を促進する。

四、日本国内の真に日中友好と日中国交回復を要望する勢力を幅広く結集し、連合した戦線を組織する。

なお、日本共産党は、この日中共同声明が事実上、日本共産党をも敵とみるいわゆる〝四つの敵〟論の立場をとったとして、上田政策委員長、不破書記局長らの批判論文を『赤旗』紙上に発表した。これに対し、社会党も代表団の一員であった高沢教宣局長の名で反論を加えた（共産党の批判は、同党中央委出版局発行の『統一戦線問題と社会党』に収録されている。社会党・高沢論文は『社会新報』七〇年一一月二五日付）。

日中国交回復運動

社会党は七一年度運動方針のなかで「今日、もっとも重要な運動の一つは、日中友好、国交回復を実現する運動である」と規定し、その基本的立場として日中共同声明、とりわけ〝四原則〟によって、①真に日中友好、国交回復をのぞむ勢力を大きく結集した運動体制の確立　②日中国交回復議員連盟の確立などをあげていた。社会党は、この方針にもとづいて、七〇年一二月二三日に、「日中国交回復国民会議」の呼びかけ人会議を開いて、労働界、学者、文化人、スポーツ関係者など七四人の呼びかけ人（第一次）を決めるとともに、「日中国交回復のよびかけ」を発した。この国民会議は、七一年二月一六日に結成総会を開くとともに、議長に中島健蔵、事務総長に岩井章、の各氏を、代表委員として成田委員長、大内兵衛氏ら一〇氏を選んだ。また、七〇年一二月九日には「日中国交回復議員連盟」が各党の議員によってつくられたが、社会党は、これに衆・参両院の全議員を参加させた。

公害反対闘争

一九七〇年は、公害が重大な社会・政治問題となり、全国各地で公害反対の住民運動が爆発的にひろがった年であった。こうした中で、社会党は、八月一日に、①公害対策基本法の改正　②公害行政の一元化　③規制規準の強化　④公害罪の新設と企業の無過失責任制の確立などを内容とする「公害対策案」を発表するとともに、公明・民社両党と国会の内外で公害反対の共同闘争を行なった。

また、七一年一月二九日には、石橋書記長が衆議院予算委員会で、石原産業四日市工場の硫酸排出問題に関連して、企業と通産局とのなれ合いの事実を鋭く追及して注目された（社会党政策審議会編『環境破境への挑戦――公害追放をめざす64臨時国会報告』参照）。

このほか社会党は独自で、九月二七、二八の両日、静岡県富士市において、「公害追放全国活動家会議」を開いた。この会議には三〇都道府県から約六〇人が参加し、経験交流や運動の進め方について討論した（この会議の報告は『月刊社会党』七〇年一二月号に掲載されている）。

党員総行動日　七一年一月一四日の社会党中央執行委は、七一年の上半期の活動の重点の一つとして「党活動改革の三大運動」に全党をあげて取り組むことを決めた。この三大運動は、①わかりやすい党に改革する運動　②親しみ易い党に改革する運動　③行動する党に改革する運動――の三つで、①は、党の文章をふつうの用語で手短に、やさしく、はっきり書く　②党幹部の遊説は対話方式にするなど、演説会や宣伝文書の改革にとりくむ　③党員総行動日を設け、全党員が一定の日に必ず何らかの党活動に参加する、ことなどを内容とするものであった。同日、この決定にしたがって、「中央本部指令第一号　が発せられ、第一回の「党員総行動日」を二月二一日に設けることなどを各級の党組織と全党員に通達し、全員の自発的な取り組みを求めた。第一回のこの日、成田委員長は大阪で三回の対話集会にのぞめば、石橋書記長は山形県で農民と減反問題について話し合うなど、党幹部を先頭に四一の都道府県で機関紙の立売りやビラの配布などをはじめさまざまな活動が展開された。この「党員総行動日」はその後も毎月一回つづけられている。

3　民社党

1　概況

〝野党再編〟論の背景　民社党は、この一年間、文字通り〝野党再編〟に明け、〝野党再編〟に暮れた。〝野党再編〟問題のきっかけとなったのは、七〇年六月の西村委員長の〝西村構想〟であり、ちょうどその一年後の参院選では、〝西村構想〟で新党に参加を予定されている社会、公明、民社三党の〝選挙協力〟が行なわれたのである。この間、民社党は、あらゆる機会をとらえて〝野党再編〟促進に努めた（〝野党再編問題と各党の動き〟参照）。ところで〝西村構想〟の背景には民社党の低迷があったことは否定できない。一九五九年暮、四一人の代議士を擁して結党した民社党は、以後五回の総選挙のうち最初の二回でその数を一七、一四と減らし、その後は、二三、三〇、三一と若干の回復はみたもののいまだに結党時に及ばない。しかも、この間、野党第二党の座は公明党に奪われ、さらに党勢拡大の波に乗る共産党にはげしく追い上げられ、すでに国会以外の各級議会では、完全に第五党に落ちている。国

会の第四党も、同盟とそれを支援する企業の力で保っていることは明らかで、党自体の実力としては他の四党に大きく水をあけられている。

もちろん、民社党自体もこの点は強く意識し、「行動する国民政党への脱皮」を合言葉に、機関紙の有料購読者拡大運動や党員の拡大、中核活動家とりわけ青年党員の育成に努めてきた。とくに、七〇年七月からは、機関紙『民社新聞』を『週刊民社』と改題し、体裁も大判四ページからタブロイド判八ページに改め、紙面を大きく刷新した。それと同時に、これまで党員には無料であった機関紙を有料に改め、有料購読者数の増加に努めた。このため、佐々木書記長、麻生機関紙局長らは三次にわたって全国オルグを行なったほか、全国支局長会議を開くなどして『週刊民社』の拡大運動を行なった。その結果、七〇年七月に二万七〇一七部であった有料部数は、七一年一月には九万二一九四部に達した。また、党員数も七〇年四月に四万三九八六人であったものが、七一年二月には、五万四一七一人と、この一年足らずの間に一万人以上の増加をみている。しかし、この党員数は、共産党の約三〇万、公明党の一〇万八〇〇〇人には、はるかに及ばない。もっとも、社会党にくらべれば約二万人多いが、社会党は再登録運動の結果残った党員であることを考えると、実質的な差はほとんどないと見られる。社会党が週二回刊の機関紙の有料部数が一三万部をこえている点から見れば、党の行動力は社会党の方が上回っているとも考えられる。

党内の異論

〝西村発言〟を冒頭にかかげた運動方針を可決するにいたったのであるが、こうした執行部の姿勢については党内でも異論や疑問が少なくなかった。問題となったのは、何よりも公明党を民主的革新政党の一つに数え、大同団結のパートナーとすることにあった。それも当然で、〝西村発言〟のわずか二カ月前の第一三回党大会で採択した運動方針では、公明党、共産党について、「両者は本質的に全体主義的性格を清算しうるとは考えられず、民主的政党として保守党にかわる建設的野党に成長することは到底不可能であろう」としていたのである。

〝西村発言〟の翌日開かれた第九回中央委や、八月の両院議員総会でも、和田春生代議士らから執行部の独走に強い不満の意が表明されたという。また、第一三回党大会で西村氏と委員長のポストを争った曽祢益代議士も、公明党を合同の対象とすることに強い難色を示しているほか、民社党の外郭団体である民主社会主義研究会議の機関誌で、理論誌をもたない民社党の事実上の理論誌と見られていた『改革者』は、一貫して、〝野党再編〟論とこれを推進する西村委員長、春日選対委員長らに激しい批判をあびせている(たとえば同誌七〇年一二月号、座談会「民社党はどこへ行く」参照)。

西村委員長の死去

七一年四月二七日、民社党の西村栄一委員長が肝臓障害に脳内出血を併発して死去した。六七歳であった。同委員長は、七〇年一一月肝臓障害で入院、一時は退院し、七一年二月の党大会では委員長に五選されたが、病状が悪化し、四月二六日には委員長辞任の意思表明をしたばかりであった。五月六日に民社党葬が行なわれた。委

員長の死去に伴う後任の人事については、参院選後の党大会まで決定をもちこした。

政策面での孤立

統一地方選と参院選の経過や結果は、民社党が推進してきた〝野党再編〟の見とおしが、必ずしも明るくないことを示した。しかも、この間に、〝野党再編〟のパートナーであった公明党が、日台条約破棄、日中国交回復推進、沖縄返還協定反対、反安保など対中国政策を軸に急速に〝左旋回〟し、政策面で社会党との距離を縮めたことは野党内での民社党の孤立を浮彫りにした。もっとも、日中問題については、民社党も、従来の「一つの中国、一つの台湾」という方針を徐々に手直ししている。すなわち、七〇年一〇月、民社党は内外の学者を集めて「中国問題セミナー」を開いたが、その席で西村委員長は「北京政府を中国の唯一の代表者として確認する努力をしなければならない」と語って注目された。また、七一年度の運動方針では、はじめて日中国交回復の要求を明記し、台湾の取扱いについても弾力的な姿勢を示した。さらに、参院選では「北京政府を中国の代表政府と認めよう」のスローガンを掲げ、中国の国連参加の推進をうたった。しかし、野党三党が日台条約廃棄の方針であるのに対し、民社党は〝日台条約タナ上げ論〟で、これさえ同党内には異論が強い。また、沖縄返還協定についても野党三党が次々と反対の方針を打ち出したのに、民社党だけは賛否を保留している。野党再編の難行、西村委員長の急死にともなう後継者争いなど悪材料が重なっている。

2 大会・中央委員会

第九回拡大中央委

民社党第九回拡大中央委員会は一九七〇年六月一六日、東京・全共連ビルで開かれた。この中央委員会は、第一三回大会（七〇年四月）で決定しえなかった党員の機関紙有料化を主たる議題として開かれたものであった。会議は、①安保改定闘争について、②統一地方選対策　③機関紙購読者拡大運動について、などの議案を審議し安保改定運動の方向、統一地方選挙対策を原案どおり満場一致で可決したあと、党員の機関紙有料化については、その実施時期を九月からとし、本部からの個別発送の打切りを八月からと原案より一カ月繰りさげることで承認された。なお、西村委員長は、冒頭のあいさつで、前日の記者会見でのべたと同様に「民主的革新政党の統一」を強調した。これに対し、和田春生代議士は、「委員長の政界再編への意欲はわかるが、党内の相互理解がまず必要であり、その点を十分配慮してほしい。また、四月の党大会で〝全体主義的性格〟を持つ政党と規定した公明党を、わずか二カ月後に統一可能な相手としたのはなぜか。とくに公明党はまだ党大会前であり、実践活動でも従来の性格が変わったという確認はされていない」と批判した。これに対し西村委員長は、「統一に関し具体的な政党の名をあげたことはない。しかし保守永久政権と共産党の進出を食止め、真に民主

的な革新政権をうちたてるため、あえて政界再編への考えを述べた。公明党が従来の誤りを正し、新しい進路をとるなら暖く見守るべきだと思う。党内の相互理解には注意を払う」と答えた。

第一四回大会

民社党第一四回定期全国大会は、七一年二月六日から八日までの三日間、東京の九段会館で開かれた。前回の大会では西村対曽祢の委員長選をめぐる人事大会であったが、今回は、統一地方選、参院選をひかえて人事で争うべきでないと、佐々木書記長を中心に曽祢氏に対し不出馬工作が行なわれた結果、役員の留任が事前に決まっていた。このため、大会の焦点は、野党再編、対中国政策などの路線問題にしぼられていた。

大会第一日は、西村委員長のあいさつ、来賓祝辞、佐々木書記長の党務報告、池田国会対策委員長の国会報告、永江財務委員長の会計報告などののち、①一九七一年度重要政策大綱案（竹本政審会長提案）②一九七一年度運動方針案（佐々木書記長提案）③統一地方選挙・参議院選挙対策（春日選対委員長提案）④役員選考に関する件（小平総務局長提案）の各議案についての提案説明が行なわれた。このうち、役員選挙については役員選挙委員会に付託し、他の議案に対する質疑ののちこれを第一、第二、第三の各委員会に付託した。

大会第二日は、三つの委員会に分かれて議案の審議が行なわれた。運動方針・選挙対策を審議する第一委員会は九段会館、政策を審議する第二委員会は全繊会館、組織・予算・機関紙関係について審議する第三委員会は友愛会館で、それぞれ開かれた。

第一日の質疑と第二日の討論で目立ったのは、野党再編問題についての執行部の積極的な姿勢に対する第一線党員の批判であった。なかでも、前回の大会で〝全体主義政党〟として対決するとの方針を決めた公明党を、〝民主的革新政党〟として、野党再編のパートナーとすることに強い疑念が表明された（北海道、埼玉、東京、福島、兵庫、愛知、神奈川各代議員）。これに対し佐々木書記長は「現在の公明党をはっきり民主的革新政党と断定しているわけではない。政教分離の前進を注視していく」と答えた。また春日選対委員長は「天下の政党が公にしたことは素直にうけとっていいと思う。公明党が政教分離、人間性社会主義をいうのなら、それをうたがうことはないと思う」とのべた。このほか、野党再編成の実現可能性について、あるいは少数勢力である民社党が他党と結んだときに主体性を保ちうるかといった疑問も出された。また、自民党との関係についても、再編成には自民党の一部も加えるべきだとの意見が出る一方では、首長選で自民党と組むことへの批判が表明された。このような疑問や批判に対して執行部は、「野党再編は天下の世論であり、タイミングを失してはならない。懸念はあるが、再編が成功するか否かはわれわれの意思と努力にある」と、再編成への熱意をしめし、同時に「この再編は〝反自民・非共産〟の立場で行なうもので、自民党を加える意図はない」とのべた。また首長選での自民との提携については、民社党が先に推薦した候補者に自民党が乗ってきたのだと釈明した。

大会論議のもう一つの焦点は、対中国政策についてであった。

この問題に関し、運動方針案は、はじめて日中国交回復の要求を明文化し、また台湾の取扱いについて流動的に対処することを決めていた。これに対し、代議員からは、台湾を見捨てるべきでないとの意見が強く出され、執行部は、基本的には従来の方針に変化はない。ただ、ニュアンスの違いがあるとすれば、かつては台湾問題を中国問題の入口に据えていたが、現在はその出口に置いたということだと述べていた。

大会最終日の八日は、まず党員表彰、参議院選候補者の紹介と激励のあと、つぎの一〇の決議が採択された。①統一地方選挙、参議院選挙必勝　②輸出関連中小企業の防衛ならびに繊維品輸出の自主規制反対　③沖縄の経済社会開発と毒ガス等の撤去　④中小企業の危機突破　⑤自動車重量税創設反対　⑥公害防止・環境保全　⑦消費者米価の物統令適用廃止反対　⑧残留性農薬ならびに有害食品の完全追放　⑨常磐炭鉱閉山対策　⑩工業用水法改正要求。

ついで、前日の三つの委員会について各委員長の報告があり、七一年度運動方針はじめ各議案は、いずれも原案どおり可決された。役員人事は党幹部の間で、当日午後まで調整の話合いが行なわれた結果、京都市長選に立候補するため離党した永末英一前外交委員長のポストを含め三人の中央執行委員を補充しただけで、全員無投票で選出された。

大会およびその後の中央執行委員会で選出された新役員は次のとおり。

新役員

▽委員長＝西村栄一　▽書記長＝佐々木良作　▽統制委員長＝稲富稜人　▽中央執行委員＝小平忠（総務局長）、青木清（組織局長）、大内啓伍（教宣局長）、受田新吉（調査局長・新）、西田八郎（青年婦人局長）、麻生良方（機関紙局長）、竹本孫一（政策審議会長）、永江一夫（財務委員長）、春日一幸（選挙対策委員長）、河村勝（外交委員長・新）、小川泰、加藤正蔵、川端文夫、小宮武喜、田畑金光、田渕哲也、角田良、中村時雄、向井長年、渡辺武三、渡辺朗（以上・再）、寒川喜一、中村正雄、久村晋（以上・新）、▽国会議員団長＝今澄勇　▽同副団長＝内海清（代議士会長）、高山恒雄（参議院議員会長）　▽院内幹事長＝池田禎治（国会対策委員長）　▽常任顧問＝西尾末広、伊藤卯四郎　▽顧問＝曽祢益、竹谷源太郎、中地熊造、松下正寿、宮部一郎、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉川兼光、吉田賢一　▽統制委員＝岡田敏男、小沢貞孝、神田大作、北條秀一、守本又雄、和田一仁（以上・再）、芦川幸宏、津川直一、中山唯男、山田勝（以上・新）　▽会計監査＝片岡文重、岸寛司、坂本光彦（以上・再）、坂東一男、東木作次（以上・新）。

七一年度運動方針

第一四回大会に提案・可決された一九七一年度運動方針案は、七一年一月四日についで一月一七日に全文が発表された。「新時代をひらく革新の任務」が発表され、「路線」と題されたこの運動方針は、従来と異なって、内外情勢の分析をはぶき、前年度方針との重複を排して、今年度の重要課題にしぼって方針をしめした点に特徴がある。方針は、①野党再編成問題と革新の任務　②日米・日中関係に対する革新路線　③福祉大国を建設する革新の道　④魅力ある党づくり　⑤統一地方選挙・参議院選挙の勝利をめざして――の五つの柱か

ら成っている。冒頭に野党再編成問題をとりあげ、この部分だけを先に発表したところに、民社党の野党再編成に対するなみなみならぬ熱意があらわれている。なお、方針案の全文は『政策と討論』第一〇五号（一九七一年一月）に収録されている。

【民社党七一年度運動方針案――新時代をひらく革新路線――（要旨）】

(1)　野党再編成問題と革新の任務　①現実的課題としての野党再編成問題＝革新諸勢力の結集は、七〇年代の前半にかけて、もはやさけて通ることのできない、今日的・現実的課題である。②野党再編成の背景③野党再編成に対処する諸原則＝第一は自己否定の立場に立つ安易な新党待望論の排除、第二はセクト主義・排他主義におちいり自己堅持にのみ固執する態度の排除、第三に再編成は民主社会主義の路線にそうものでなければならない　④野党再編成にのぞむ主体性の確立と他党との関係＝野党再編成のためにも、まず自らの主体性を強化しなければならない。党員の質量の強化、青年婦人活動家の大量養成、理論武装の強化、支持層の拡大、執行体制の確立等は急務である。同時に、当面野党間の不信感の解消と相互の共通性の発見に努め、民主的革新政党との間に各種の協力関係をつみ重ねていく。

(2)　日米・日中関係に対する革新路線　①変貌するアジア情勢とわが国の課題　②新しい日米関係をめざして　③中国との国交回復を急ごう＝中国を代表する政府は北京政府である。この基本的認識のもとに、日中国交回復を目的としてすみやかに政府間交渉の道をひらくこと。国連における中国代表権を北京政府に認めるよう努力し、重要事項指定方式に加担すべきでない。台湾問題は中国の国内問題と同時に国際問題としての複雑な内容をもっている。その解決は台湾住民の意思を尊重しつつ平和裡に行なわなければならない。中華民国政府の国連内における地位については、現実的見地から国連の場において定められるべきである。

(3)　福祉大国を建設する革新の道　①公害対策を国政転換の契機に②福祉大国をめざす四つの提案＝(i)公害、除去から環境保全へ　(ii)具体的な商品価格の値下げ　(iii)土地制度の抜本的改革　(iv)老人、婦人対策の前進

(4)　魅力ある党建設　①組織づくりの計画化＝「十万党員、三十万週刊民社購読者づくり」を合言葉に中央・地方一体となって計画的な組織づくりを展開し、党の支持勢力を全有権者の一〇％台へ飛躍させる　②各地方機関の整備　③活動家の養成と学習　④週刊民社三〇万読者の達成

(5)　統一地方選挙・参議院選挙の勝利をめざして＝参院選での獲得票数を三〇〇万台に躍進させ、次期総選挙では、候補者の重点選考と併行し、四〇〇万台突破が可能となり、衆院議員倍増への道を開く。

3　選挙活動

統一地方選　民社党は、七一年四月に行なわれた統一地方選にあたって、首長選では独自候補をたてず、地方議員選に重点をおいて運動をすすめた。統一地方選開幕に際しての党声明のなかで、民社党はこの選挙の「重大な意義」として、①地方政治の中央出先機関化と反権力闘争のトリデ化という住民不在の両極化の現状を排し、住民の自治権を守るたたかい　②家庭と生活を守るたたかい　③七〇年代の政治課題をめぐっての政治転換の出発点とすることの三つをあげ、そのために地方議員の三割増を目標に必勝を期してたたかうと述べ、ていた。選挙の結果は、都道府県知事選を中心に社共共闘の進出が注目されたのに対し、民社党の主張する野党再編路線は見るべき成果をあげえなかった。

道府県議選では一七四人の公認候補を立てたが、当選者は九六人（『週刊民社』五五〇号によれば九七人）で改選前より四議席増、

前回より二議席減であった。このほか、六二人を推薦し、うち四三人が当選した。五大市議選では改選前五七に対し、当選五〇で七議席減であったが、東京の特別区議選では改選前四二に対し当選五三と一一議席の増であった。後半選の一般市議選では、公認候補四〇七人中三四〇人が当選で、前回より一〇〇議席近く増加し推薦候補の当選一三〇人を加えると四七〇人と前回より七五%増であった。町議選では公認四九人、推薦一〇〇人、計一四九人、村議選では公認二人、推薦一六人、計一八人の当選であった。

【統一地方選結果に関する民社党声明（要旨）】

(1) わが党は、前・後半の統一地方選挙を通じて、各級議会の議席を増加し、所期の目標を達成し、来たるべき参議院選挙への必勝態勢を確立することができた。

(2) 今回の選挙の大きな特徴は、東京・大阪など大都市において、自民党政治に対する強い不信感が明確化したことである。

(3) 一方、社共共闘は、住民不満を背景として、東京・大阪ではその目的を達したが、後半選挙では自民党の必死のたたかいによって、全国的に不成功に終った。社共共闘は共産党躍進のための戦術であり、今後、あらたに獲得した政治権力をテコとして、地方政治の場を権力のとりでにしようとする党利党略の危険を、より多く秘めているものである。

参院選政策

七一年五月二日、民社党は〝参議院選挙にあたり有権者の皆さんに訴える〟と題する五大主張、一五大政策を発表した。その骨子は次のとおりである。なお、この参議院選挙政策の全文は『政策と討論』第一〇九号（一九七一年五月）に、要旨は『週刊民社』第五五三号（七一年五月二一日付）に掲載されている。

▽五大主張　①値上げストップ、くらしを守れ　②公害あって福祉なし、いのちと環境守れ　③老齢者対策なくして人間尊重なし——老人に幸せと希望を与えよう　④北京政府を中国の代表政府と認めよう　⑤革新再編で自民党にとってかわろう。

▽一五政策　①物価を抑えて暮しの向上　②公害を絶滅し、よい環境の奪回を　③社会保障の質を高め、安心して暮らせる明日を　④温い老年開発をうちたてよ　⑤母性保障で婦人を守れ　⑥交通禍から人命守るは政治の責任　⑦土地の確保と公住で住宅難の解決を　⑧人間優位の生活環境整備　⑨未来をひらく教育改革　⑩減税で負担の公平を　⑪中小企業は近代化でヒズミをなくせ　⑫農林漁業は国の資金で近代化し、暮しと経営を引上げよう　⑬平和で豊かな沖縄建設　⑭日中国交回復と中国の国連参加を推進　⑮国民合意の平和路線の確立。

参院選結果

七一年六月の参院選で、民社党は改選二議席（欠員一）にたいし、全国区四、地方区七の計一一人を公認候補として立てたほか、大分・島根・栃木の三地方区で公明党とともに社会党公認候補を推し、岐阜・滋賀の二県で民社党単独で社会党候補を支援した。選挙の結果、全国区で四候補が全員当選したほか、激戦の東京地方区で〝タレント候補〟の木島則夫氏が初当選を果たし、兵庫地方区で現職の中沢いと子氏が再選され、非改選の七人とあわせて一三議席となり「院内交渉団体」の資格を回復した。全国区の四候補は、いずれも同盟系の労働組合の役員で、〝企業ぐるみ〟の応援が注目された。

また〝社公民協力〟の三地方区で全員、〝社民協力〟の二県のうち岐阜で社会党候補が当選し、民社党は、これを野党再編への第一歩として高く評価した。しかし、全国区の総得票は約二四四万票で前回より一三万七〇〇〇票ほど減少し、四月の大

会で目標とした三〇〇万票には及ばなかった。また、歴代の委員長の選挙区として、民社党最大の地盤であった大阪で五党中の最下位に落ちたことも見落とせない。

【参院選結果に関する民社党声明（要旨）】

(1)　今回選挙の結果、改選議席の三倍増を実現するとともに、初めての試みであった三党協力選挙では一〇〇％の成果をおさめ、社民協力でも成果をあげるなど全体的に大勝利で、次の総選挙での躍進の足がかりができた。

(2)　今回の特徴は自民党が不振をきわめたこと、社公民協力という画期的な野党選挙協力が完勝したのに対し、共産党の伸びなやみが対照的に見られたことである。これは、国民が自民党にかわりうる野党づくりの展望として社公民協力体制に大きな期待をよせた結果といえよう。

なお、七月一六日付の『週刊民社』は、選挙結果について要旨次のような佐々木書記長の談話を掲載しているが、その内容は公的な声明とはかなり異なったものである。

①一般に民社党は躍進したと評価され、われわれもそう宣伝しているが、内部的な評価はまた別である　②愛知・千葉は予想以上の善戦だが、党組織の中心の大阪で敗れたことは、民社党の組織体質のもつ一つの欠陥として重要な問題である。兵庫・東京の勝利も党組織の勝利と結びつけるにはちゅうちょを感ずる　③全国区全員当選は同盟の勝利であって、どの程度党組織がこの勝利に結びついていたか疑問である。今後は地域割りを検討すべき段階にある　④今後の課題は、党組織の拡大と機関紙活動による大衆の組織化――選挙組織の拡大に全力をあげる　⑤三党協力が競争相手である社会党を利したとの批判もあり、検討の要はあるが、これを自民にかわる新しい政治勢力に結集していくことは民社党の政権構想とも合致する。今後、与えられた条件のなかで、党の主体性を堅持しながら、積極的にしかも柔軟に対処しなければならない。

4　日本共産党

1　概　況

公開党大会　六九年の都議選、総選挙、七〇年の京都府知事選など、この数年来とみにめざましい躍進ぶりを示している共産党は、七〇年七月には公開で第一一回党大会を開き、一般の注目を集めた。七〇年代の同党の基本方針を明らかにした「大会決議」では、国際的には〝自主独立〟の立場で中ソ両国の〝大国主義〟をきびしく批判するとともに、国内的には、七〇年代に平和・中立・民主・生活向上の統一戦線とそれにもとづく民主連合政府を樹立することを目標に、国会活動や選挙闘争をいっそう重視し、現実的かつ柔軟な姿勢で、国民との結びつきを強める方向をはっきり打ち出していた。人事面では、新設の幹部会委員長に宮本書記長、同じく新設の書記

局長のポストに弱冠四〇歳の不破哲三氏を起用した。幹部会委員、中央委員にも若手が大幅に進出し、宮本氏を中心とする指導体制が確立したとみられた。

躍進の背景

公開党大会で、七〇年代にのぞむ態勢を固めた共産党は、七一年前半につづいて行なわれた統一地方選や参院選、またそれに先立って行なわれた県知事選、京都、北九州両市長選、茨城県議選などの中間地方選を重視し、積極的なとりくみをみせて、めざましい成果をあげた。とくに地方選では、柔軟な姿勢で社会党との共闘を各地で成立させた。そして、東京、大阪、京都、川崎など主要都市で革新首長実現の原動力となり〝自共対決時代の到来〟〝社共共闘ではなく共社共闘〟だといわれるほど、その力を発揮した。

このような共産党の躍進の背景には、この十数年来、持続的計画的に進められてきた党勢拡大運動の成功があった。すなわち、一九五八年の第七回大会当時三万数千人であった党員数は、第一一回党大会では約九倍、三〇万人をこえたのである。これは、資本主義国の共産党としてはイタリア、フランスにつぐ第三位の数である。国内では他の四党をはるかに上回っている。

機関紙は、日刊一二ページの『赤旗』が四十数万部、同日曜版一五〇万部以上（七〇年一二月現在）で、資本主義国の共産党では最大の発行部数を有し、しかもこれを自ら配達している。そのほかの宣伝出版活動もさかんで、中央委員会で編集発行している定期刊行物だけでも、理論政治誌『前衛』をはじめ、『月刊学習』、『文化評論』、『議会と政治体』、『世界政治資料』、『学生新聞』、『理論政策』などがある。また日本の政党ではただ一つ、定期的にニュース映画を製作しており、その『赤旗ニュース映画』の号数はすでに一〇〇をこえている。さらに、都道府県委員会や地区、あるいは支部で独自に発行している地方政治新聞もかなりの数に達し、都道府県段階だけで定期化されているもの三八紙、月間総発行部数は一〇〇万部に達している。

なお、第一一回党大会は、党勢拡大、党建設について三年後の次の大会までに「数十万の党員と二百数十万の読者をもつ党」という目標を掲げると同時に、党の質的強化をはかるため学習・教育活動に重点をおくことを決めていた。このため、大会後は、新入党者教育の実施、全党員が大会決定を学習することを課題の一つとする「特別月間」を設けて学習運動をすすめた。

大衆運動

共産党は、党勢拡大や選挙活動など党の独自活動とともに、さまざまな分野の大衆運動に積極的に参加し、またこれらの運動に関連した諸政策を発表している。なかでも、安保条約廃棄、沖縄返還、アメリカのインドシナ侵略反対などを要求する運動は、安保廃棄諸要求貫徹中央実行委、沖縄返還要求中央実行委の中心となって活動している（詳細は〝政治的大衆行動と平和運動〟参照）。また、青年、学生、婦人運動においても、民主青年同盟、全学連、新婦人の会と密接な関係をもち、他の政党にくらべれば大きな影響力、指導力をもっている。

大衆運動のなかでは、労働組合運動が、共産党の最も弱い分野の一つで、とくに組合幹部の段階でその指導力・影響力が弱い。共産党が強く主張している労働組合運動における〝政党支持の自由〟の原則は次第に支持を増してはいるが、総評あるいはそ

の傘下の主要単産の多くは依然として社会党一党支持の方針をとっている。同盟の場合は、民社党との結びつきをいっそう強めている。共産党の労働組合政策の基本方針は、第一〇回党大会六中総（六八年三月）で採択された決議「労働戦線の階級的統一をめざす、労働組合運動のあらたな前進と発展のために」であるが、第一一回党大会決議でも、労働戦線統一問題についての要旨次のようにのべている。

【大会決議――労働戦線統一問題（要旨）】

労働戦線統一のための闘争は、七〇年代を真の政治的転換の時代としうるか否かを左右する。労働戦線の右翼的再編成の策動を克服して労働組合運動を階級的・民主的に強化し、労働戦線の真の統一をめざすたたかいを進めるには、①労働組合は「資本からの独立」の原則をつらぬく　②組合員の政党支持の自由の原則と政党と組合の正しい共同協力関係を確立する　③要求にもとづく労働組合の共同闘争、行動の統一を追求する、などが必要である。

用語の改正　第一一回党大会では、これまで長年にわたって使われてきた〝細胞〟〝中央委員候補〟など共産党独自の用語は一般の人々になじまない、あるいは誤解されるとの理由で、〝基礎組織〟あるいは〝支部〟〝准中央委員〟などと改めた。

また、七〇年一二月二五日には、中央委員会付属社会科学研究所（所長＝蔵原惟人）を設け、その最初の研究テーマの一つとして、マルクス主義用語の訳語、とくに〝プロレタリアート〟〝ディクタツーラ〟の訳語として慣用されてきた〝プロレタリア独裁〟という言葉の再検討を行なった。その結果、七〇年六月になって「〝プロレタリア独裁〟という訳語は、反動勢力に悪用されるなど適切でないので、ラテン語の原語である〝ディクタツーラ〟をそのまま使い、とくに訳すときは〝執権〟〝執政〟の語がより適切であるという〝一定の成案〟を得た」という宮本委員長の談話を発表した。

2　大会・中央委員会

第11回党大会　日本共産党第一一回大会は、七〇年七月一日から一週間、東京・立川の東京都社会教育会館と東京・世田谷区民会館で開かれた。大会は四八年の共産党史上はじめてほぼ全面的に公開されたこともあって、一般の強い関心を集めた。大会の議題は一九七〇年代の運動方針ともいうべき大会決議「七〇年代の展望と日本共産党の任務」をはじめ、中央委員会報告の承認、規約の改正、中央委員等の選出であった。大会次第、大会決議の概要、規約改正などについてはすでに本年鑑第四一集でとりあつかった（五一〇～五一二ページ）ので省略する。なお、中央委員会報告、大会決議、改正規約の全文、代議員の発言等を収録した『前衛』の臨時増刊・第11回大会特集(I)(II)がある。

中央委員会総会　七〇年七月から七一年六月までの一年間に開かれた中央委員会総会は、第一回から第四回までの四回であった。各中央委員会総会の日時、報告および議題とその報告者、採択された決議などは次のとおりである。

諸決議の全文などは、総会直後の『赤旗』に掲載されたほか、『理論政策』あるいは『日本共産党決議決定集』23・24に再録されている。

(1) 一中総（七〇年七月七日～八日）
第一一回党大会最終日の同日に新たに選出された中央委員、准中央委員、中央監査委員が出席し、中央委員会議長、幹部会委員長、同副委員長、幹部会委員を選出したほか、統制委員会委員を任命した。また、幹部会が任命した書記局員、中央機関紙編集委員を確認した。

(2) 二中総（七〇年一〇月一五日～一七日）
報告・議題 ①幹部会の活動の大綱（不破常任幹部会委員） ②国際問題について（西沢富夫常任幹部会委員責任者） ③党建設の三つの課題の運動について（松島治重党建設委員会責任者） ④第一一回党大会党建設計画について、（大淵正気総合計画部長）⑤全国いっせい地方選挙と参議院選挙、沖縄国政参加選挙、中間選挙について（下司順吉選挙・自治体委員会責任者）
決議 ①公害、交通、物価問題など、いのちとくらしを守るために真の国民的結集を ②大会決定の学習と新入党者教育、党建設計画の作成、読者拡大、減紙克服の三つの課題の運動について ③全国いっせい地方選挙と参議院選挙、中間地方選挙での躍進のために。

(3) 三中総（七一年一月三一日～二月二日）
報告・議題 ①幹部会の活動の大綱について（不破書記局長） ②訴願委員会の活動と訴願の内容について（蔵原惟人同委員会責任者） ③諸議題の相互の関連および重点を明確にして総合的に活動する諸問題について（宮本委員長） ④二つの選挙と日本共産党の基本方針――全国いっせい地方選挙と参議院選挙にのぞんで国民に訴える（上田耕一郎政策委員長） ⑤地方政治の真の革新のために――全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の政策（上田政策委員長） ⑥選挙活動上の当面の問題（不破選対本部長） ⑦第二年度前半期計画を中心とする党建設当面の目標（松島党建設委責任者） ⑧大衆運動の若干の分野での問題点（金子満広大衆運動委責任者） ⑨結語（宮本委員長）

(4) 四中総（七一年五月一一日～一三日）
報告・議題 ①いっせい地方選挙の総括と参議院選での党の躍進をめざす闘争について（不破書記局長） ②参議院選挙での日本共産党の基本政策（上田政策委員長） ③日ソ両党会談およびソ連共産党第二四回大会への参加について（西沢富夫常任幹部会委員）④党中央委員会の国際活動について（石田精一、沼田秀郷、土岐強各中央委員）
決議 ①いっせい地方選挙の総括と参議院選挙での党の躍進をめざす闘争について ②沖縄全面返還闘争の前進と革新主席の擁護をめざし、本土と沖縄の民主勢力の共同行動を訴える。

役員人事
第一一回党大会第一回中央委員会総会によって選出された中央役員は次のとおり。
▽中央委員会議長 野坂参三（五選） ▽同幹部会委員長（新設） 宮本顕治 ▽同幹部会副委員長（新設） 袴田里見、岡正芳 ▽同幹部会委員 宮本顕治、袴田里見、岡正芳、蔵原惟人、松島治重、西沢富夫（以上・再）、不破哲三（新）＝以上七人は常任幹部会員。春日正一、河田賢治、紺野与次郎、米原昶（以上・再）、井

田誠、市川正一、岩林虎之助、茨木良和、上田耕一郎、内野竹千代、戎谷春松、大淵正気、岡本博之、金子満広、下司順吉、砂間一良、高原晋一、竹内七郎、多田留治、浜武司、藤原隆三、村上弘、安井眞造、吉田賢治（以上・新）。

その後の幹部会で書記局長に不破哲三、同次長に市川正一、金子満広が任命された。

3　選挙活動

概　況

七一年の前半には、一二年ぶりに統一地方選と参院選があいついで行なわれた。共産党は、七〇年代に果たすべき〝歴史的任務〟として「平和・中立・民主・生活向上の統一戦線の結成を軸に、党と民主勢力が国会の多数をにぎり、民主連合政府をつくりあげること」をかかげ、「選挙闘争や国会活動をいっそう重視する」（第一一回大会決議）との立場から、この一連の選挙に対して、早くから準備を進めていた。すなわち、六九年総選挙の総括のために開かれた一一中総（七〇年二月）には、早くも参議院全国区の予定候補として、前回より二人多い五人の氏名を発表するとともに、次のように各選挙の具体的な目標を掲げていた。

①すべての都道府県議会に議席を（現在は半数）　②すべての市議会に議席を（一四七市が空白）　③議席空白の町村を大きくへらす　④参院選では全国区五人と東京、大阪、京都などで必勝を期し、参院で議案提案権をもつ議員団を確立する。

これらの目標は、その後の党大会決議でも、さらに七一年二月の二中総で決定された〝選挙闘争方針〟でも、ほぼそのまま確認された。ただし、党大会決議では⑤「党議員団が議案提出権をもつ地方議会をふやすこと（現在、東京都、京都府のほか、五市、一特別区、二三町村）」と⑥「東京都知事選や塩尻市長選、山ノ内町長選などで既得の陣地を必ず守りぬくとともに、あたらしく党と統一戦線の側に首長を獲得すること」がつけ加えられた。

また、二中総では、参院選と地方選、参院選全国区と地方区を結びつけてたたかう「参・地一体」「全・地一体」の方針が強調された。

大会直後の七月二四日、参議院地方区四二人の予定候補が発表された。そして、八月下旬、京都に約一二〇〇人の地方議員や予定候補を集めて地方議員全国研究集会を開いたほか、九月下旬からは党幹部を先頭に全国遊説を開始し、さらに一一月二〇日から一カ月間、〝選挙準備の強化と党建設の三つの課題総達成の特別月間〟を設けるなどして活発に選挙準備を進めていた。これより先、一〇月の二中総で「全国いっせい地方選挙と参院選挙・中間地方選挙での躍進のために」と題する選挙闘争方針を決定したのにつづいて、七一年二月の三中総では「二つの選挙と日本共産党の基本方針」「地方政治の真の革新のために――全国いっせい地方選挙にのぞむ日本共産党の政策」を決定した。

また、七一年五月の四中総では「いっせい地方選挙の総括と参議院選挙での党の躍進をめざす闘争について」と題する決議

を採択し、同時に「参議院選挙での日本共産党の基本政策」を決定した。

そして、参院選には全国区五人のほかに、地方区には沖縄を除く全選挙区に各一人の計四六人を公認した。また、統一地方選には、これまで以上に積極的に候補者を立てることに努めた結果、最終的な公認候補の数は次のとおりであった。

知事一三、特別市長一、一般市長四七、町村長一八、道府県議四四四、六大市議八四、東京特別区議一二八、一般市議八〇三、町村議七七八。このほか、知事選では五、一般市長では四〇、町村長では三七の候補者を社会党あるいはその他の団体とともに革新統一候補、共同候補として推薦した。

選挙の結果は、統一地方選最大の焦点であった東京で、大差で革新都政を守ったほか、新たに大阪で革新首長を実現して〝社共共闘〟の勝利を強く印象づけた。また、道府県議選で改選議席三五の三倍の一〇五議席を獲得して都道府県議会では民社・公明両党を抜いて第三党になったのをはじめ、各級議会で議席を大幅に増加させた。増加議席総数は六一四であった。得票数でも四四道府県議選で二九八万余票を得て、四年前の得票一四〇万票を二倍以上に伸ばした。

なお、前回、共産党公認で立候補し、初の共産党市長となった長野県塩尻市の高砂政郎氏は今回は無所属として出馬したが落選した。

また統一地方選につづいて行なわれた参議院選では、全国区五人の全員当選を果たし、投票率が前回より九・八%も低かったため他党が軒なみ得票数を減らしたなかで、共産党だけは得票数で一〇七万票、得票率で三・一%の増となった。一方、地方区では最重点区の東京で六年前は首位で当選した野坂議長が最下位で当選したほかは、京都、大阪とも次点にとどまり、単独で議案提出権をという目標には一議席及ばなかった。しかし地方区の得票数四八七万八五六九、得票率一二・〇%は従来のあらゆる選挙を通じての最高記録であった。

なお、これより先の七〇年秋に行なわれた沖縄の国政参加選挙では、衆院は、瀬長亀次郎人民党委員長、参院は喜屋武眞栄氏を推せんし、資金カンパ運動や党幹部を沖縄に数次にわたって派遣するなどして支援し、ともに上位当選させた。

二大選挙闘争方針

統一地方選を前に開かれた三中総は、地方選と参院選の二大選挙にのぞむ共産党の基本方針と、統一地方選に向けての七大政策を決定した。「二つの選挙と日本共産党の基本方針」は、この二つの選挙は国民生活と日本の進路にかかわる重大な意義をもっていることを強調したあとで、日本の政治の方向をめぐる反動と革新の間での基本的な争点として次の三つの問題をあげていた。①大資本、大企業に奉仕する自民党政府の「高度成長」政策がうみだした公害、交通事故、物価高、低賃金、重税、住宅難などから、国民のいのちとくらしを守り、住みよい国、住みよい都市と農村をつくるという問題　②一九七二年の沖縄施政権返還をめざしてすすめられている、日米合作の「本土の沖縄化」の策謀、対米従属の日米軍事同盟と日本軍国主義の侵略的強化の方向をやめさせ、日本の安全と平和のために、日米軍事同盟と手を切って日本の中立化をはかり、真の独立をかちとるという問題。地

域住民の安全のために、日本の全土からアメリカ軍の基地を撤去させること。③中央と地方の政治のなかにつよめられている反民主的反動政策に反対し、国民こそ主権者という原則を実行し、憲法の民主的条項の完全実施と議会制民主主義の確立、教育の民主化、地方自治権の擁護と拡大など、国民の民主主義的権利をまもりぬくという問題。

そして、「基本方針」は、地方政治の真の革新のためには保守を支持する人も含め広範な住民を結集して、その統一戦線を土台に革新首長をおくり、地方議会で安定した過半数を占めることだとして、地方政治における革新統一戦線の共同の政治目標として、次の五つをあげていた。①住民に多くの被害を与えている大企業のための行政でなく住民のいのちとくらしを守る政治を実行すること　②住民の総意を結集して科学的で民主的な計画をたて、住みよい都市と農村をつくること　③教育、文化予算をふやし、次代をになう世代をつくる小・中・高教育と文化の民主的発展をはかること　④軍事基地をなくして、郷土の平和と住民の安全をまもること　⑤中央直結の政治をやめて地方自治をまもり、自治体を民主的に刷新して、明るく清潔な地方政治をうちたてること。この〝地方政治における革新五原則〟は、一月九日の記者会見で宮本委員長が提唱した国政レベルでの〝革新三原則〟（〝野党再編問題と各党の動き〟参照）に対応するものであった。

「基本方針」はさらに「国の政治を革新する統一戦線結成をめざして」として、この〝革新三原則〟をかかげ、「日本共産党は、この三原則に賛成するなら、公明党、創価学会の良識ある人々、無党派の民主的な人々をふくめて、すべての勢力と手をつなぎ、統一戦線を結成して民主連合政府樹立をめざすことを提唱します」と述べていた。そして最後に「日本共産党こそが、統一戦線と政治の真の革新の推進力であり、国民の要求を実現することのできる政策をかかげ、ゆるぎなく一貫して自民党の反動政治とたたかっている、真の革新政党だ」として、共産党への支持を訴えていた。

なお、共産党が参院選に際して発表した諸政策や談話、他党批判などをまとめ、選挙結果の資料を付した『前衛』臨時増刊――国政の革新をめざす日本共産党の政策と活動――がある。また、統一地方選に関する三中総、四中総の決定、各分野の諸政策などは『議会と自治体』七一年七月号に特集されている。

統一地方選総括

七一年五月の四中総は、統一地方選について総括し、参院選の闘争方針を決定した。

総括は、選挙戦の結果について、「この政治戦全体の全国的な焦点となった東京、大阪の二大知事選で、革新統一戦線が歴史的な勝利をおさめ、さらに日本共産党が各級議会選挙で他党派にぬきんでた議席と得票の躍進をかちとるなど、全体として、地域の革新統一戦線の画期的な前進と日本共産党の躍進、自民党・反共勢力の後退あるいは停滞によって特徴づけられ、七〇年代の地方政治全体の動向にたいしてはもちろん、国政の前途にも重大な影響をもたらすものとなった」と評価し、共産党は二三六二名もの地方議員をもつにいたり、空白県議会を三にへらし、議案提案権をもった自治体を大会時の三一から八二に増すなど、大会で決定した諸課題にてらしても大きな成果をおさ

めたことを確認した。そして革新統一首長は東京、京都、大阪の三知事をはじめ三八市二九町村あわせて七〇の自治体で、このほか全国一二町村で共産党が推している。これをあわせるとすでに日本の人口の約四分の一、二三・六%が共産党を与党とする革新首長をもつ自治体で生活していると述べていた。ついで「選挙闘争の問題点と教訓」について、①全選挙区、全市町村について述べたあと、「今後の課題」として、①全選挙区、全市町村に候補者をたてる　②中間地方選を重視する　③自治体活動の抜本的な強化、の三つを掲げていた。

参院選総括

参院選を総括した七一年七月の五中総決定は、まず、統一地方選と参院選の「二つの選挙選の共通の最大の特徴」として、日本の進路をめぐる二つの道の対決となった全国的な政治戦のなかで、政府・自民党に対する国民の批判の増大と、それに代わるべき展望をもった革新統一戦線とその推進力である共産党に対する期待がはっきり示されたことをあげ、ついで選挙戦の結果について次のように述べていた。①共産党は非改選四議席とあわせて一〇議席となり、院内交渉権を回復した。これは今後の国会活動に新たな局面をひらく重要な成果である　②全国区の当選議席でも得票数でも民社党を追い越した。これは都道府県議会で野党第二党となったこととともに共産党の政治戦線における比重の増大をしめす指標として重要である　③地方区の得票率一二%は、次の総選挙で全国数十の選挙区で直接当選をめざしうる土台を築いたもので「国会に少なくとも数十名の議員団」の確立（第一一回党大会決議）という目標を七〇年代の早い時期に達成する条件が強まった。そして、「二つの選挙戦の重要な政治的特徴」は共産党の提唱する革新統一戦線の路線と民社党などの提唱する反共「野党再編」の路線との対立が選挙戦の争点となり、どちらが真の革新かが問われたことにあると述べ、選挙戦のすべての結果は、革新統一戦線の路線こそ、唯一の道であることを示したとしている。

4　国際共産主義運動との関係

日ソ両党会議

日ソ両共産党の関係は一九六四年三月のモスクワにおける両党会議以後、事実上断絶状態となっていた。その後、六八年二月にソ連共産党代表団が来日し、同八月には日本共産党代表団が訪ソして両党会談を開き、両党関係の正常化について合意に達したが、その直後にソ連など五カ国軍のチェコ侵入問題がおこり、日本共産党がこれを侵略行為としてきびしく非難するなど、両党の関係は再び悪化した。

その後も、七一年二月一四日付の『赤旗』は「『公式の言明』と絶対に両立しない大国主義的干渉の継続」と題する無署名論文で、ソ連共産党の「大国主義的干渉の新たな行為」を非難した。しかし、ソ連共産党が七一年三月のソ連共産党第二四回大会に日本共産党代表団の出席を希望し、日本共産党が同大会前に両党会議を開き、「両党の間にわだかまっている問題」について話し合うことを提唱したことで事態は変化した。日ソ両党

会談は三月一五日から一九日にかけてモスクワで開かれた。この会談には、日本側から西沢富夫常任幹部会委員を団長に上田外交政策委員長、砂間国際部長、豊田中央委員が、ソ連側はスースロフ政治局員を団長にポノマリョフ書記ら五人の団員が参加した。会談についての両党の共同コミュニケは三月二一日の『赤旗』と『プラウダ』に同時発表された。コミュニケは「日本共産党とソ連共産党の代表団は、日本共産党とソ連共産党との間に起こる諸問題を自主・平等・相互の内部問題不干渉の原則にもとづいて解決する用意を表明し、両党関係の正常化にとっての障害をとりのぞくための具体的措置について合意し、必要な場合におたがいに相談を行なうことに同意した」と述べている。なお、このコミュニケについて、宮本委員長は記者会見で、「六八年のコミュニケと変わらない――という論調もあるが、はっきりちがっている。それは両党の関係を正常化するために具体的措置をとるという点である。志賀義雄など日本共産党を除名された、いっさいの反党分子とソ連共産党がいっさいの関係をもたない、それが大衆団体の役員というかたちであっても、関係をもたず、きびしい原則的態度をとるということだ。ソ連側はそうしたことを具体的に保証するだけでなく、それが客観的にも明白になるような具体的措置をとることになっている」と説明した。

会議の結果にもとづいて、日本共産党は三月三〇日からのソ連共産党第二四回大会に西沢富夫氏を団長とする代表団を派遣した。

その他諸党との関係

中国共産党との関係は依然として断絶状態にある。中国は相変わらず日本共産党を〝四つの敵〟の一つに数えており、しばしば日本共産党にはげしい非難を加えており、日本共産党もその都度これに反論している。最近では、七一年五月八日付の『赤旗』に掲載された「無責任で馬鹿げた非難――大国主義的干渉のいま一つの実例」と題する無署名論文が、中国の「人民日報」「紅旗」「解放軍報」が三月一八日に発表した三紙誌共同社説「プロレタリア階級独裁の勝利万歳」のなかで行なわれた日本共産党に対する非難に、強い反論を加えている。

その他の共産党、労働者党との関係では、国際共産主義運動のなかで「自主独立」の立場をとる諸党、ルーマニア共産党、ベトナム労働党、朝鮮労働党、イタリア共産党、オーストラリア共産党と相互に交流を深めた。

なお、現在、日本共産党の代表が常駐しているのは次のとおりである。平壌（朝鮮）吉田資治中央委員、岐強中央委員、プラハ（チェコ）豊田四郎中央委員。このほか、『赤旗』特派員が、平壌、ハノイ、プラハ、ブカレスト、ベルリンなどに常駐している。

5 選　挙

1 中間地方選挙

知事選

七〇年七月以降、七一年四月の統一地方選に先だって行なわれた県知事選は、つぎの一五県であった。七〇年八月香川、九月岐阜、一一月兵庫、鳥取、滋賀、一二月山形、七一年一月愛媛、静岡、奈良、青森、栃木、山梨、熊本、二月愛知、石川。いずれも、自民、あるいは保守系無所属の候補が当選したが、兵庫、愛媛、静岡、愛知の四県では社会、共産両党、青森では社会、民社、共産の三党の選挙共闘が行なわれた。このうち、愛媛では二万票差、愛知では一二万票差と革新統一候補が善戦して注目された。

市長選

市長選でも各地で社会党・共産党を中心とした選挙共闘が行なわれ、新たに、つぎの各市で革新統一候補が当選した。七〇年八月鎌倉（神奈川）、土佐清水（高知）、一〇月宇治（京都）、一一月新発田（新潟）、七〇年二月、富山、草加（埼玉）。また、保守・革新の一騎打ちとなった北九州市長選（七一年二月一四日投票）では、共産党員の弁護士、三浦久氏が共産党、労働団体、学者文化人などによる「あかるい民主市政をつくる会」推薦の無所属候補として立候補したが、自民・民社推薦の谷伍平現市長に敗れた。一方統一地方選の前哨戦として注目された京都市長選は、富井市長の病気による再出馬の断念、社会、公明、民社三党の政策協定の成立など複雑な経過をたどったが、最終的には、社共推薦の船橋求己京都市助役と民社党推薦・自民支持の永末英一代議士（民社党）の対決となった。七一年二月二一日に投票が行なわれた結果、社共統一候補が接戦の末当選した。なお、七一年二月の岡山県倉敷市長選では、社会・公明・民社の、いわゆる〝野党再編促進派〟の選挙共闘が行なわれたが、共闘期間は僅かに一日半にすぎず、現職市長に大差で敗れた。

2 沖縄国政参加選挙

革新が勝利

七〇年一一月一五日、沖縄の施政権返還に先立って、国会に沖縄の代表を送るための〝沖縄国政参加選挙〟が行なわれた。定員は衆議院が五人、参議院二人（うち一人は七一年改選）であった。衆院選には自民　三、社会、公明、人民、社会大衆各党から各一の計七人が立候補した。参院選には革新共闘会議、自民、無所属各一の計三人が立候補した。投票の結果は、衆院が革新三、自民二、参院は革新が首位、

二位が自民であった。革新の勝利は、沖縄県民が日米共同声明と、これによる沖縄返還取決めに批判的であることを意味した。

3　第七回統一地方選挙

概　況

七一年四月、戦後七回目の統一地方選が行なわれた。一一日には一八都道府県知事、横浜、大阪の両市長、東京と茨城を除く道府県議、五大市議、東京特別区議の投票が、つづいて二五日に政令指定市以外の市長、市議と町村長、町村議の投票が行なわれた。改選総数は四万二〇九九人であった。この選挙で注目されたのは、大都市を中心に社共共闘がめざましい成果をあげたことと、各級選挙での共産党の大幅な進出であった。社共共闘は、東京都知事選では一六〇万票という大差で圧勝したほか、大阪府でも現職知事をおさえて勝利を収めた。一年前に大勝した京都府とともに、日本の三大都府で革新知事が実現したことは画期的なことといえよう。各級議員選挙では、他の諸党が後退あるいは微増にとどまったなかで、共産党は六一四議席を増し、首長選での社共共闘の成果と相まって、早くも〝自共対決時代〟の到来がとりざたされはじめた。

知事選

一八都道府県知事の選挙結果は第133表のとおりで、全体的には保守系の現職知事が依然として強かったが、東京のほか大阪でも革新知事を実現させた社共共闘の進出が目立ち、七〇年代の政治の新たな動向を示すものとして注目された。

社共共闘は、東京、大阪のほか北海道、神奈川、福岡の五都道府県で実現し、自民党公認あるいは推薦の候補と対決した。統一地方選最大の焦点であった東京では、革新統一候補の美濃部亮吉氏が三六一万五二九九票という選挙史上最高の得票で、自民党推薦の秦野章氏に約一六八万票の大差をつけて再選された。秦野氏は〝四兆円ビジョン〟の都市改造構

第133表　知事選党派別当選者数

		計	現	元	新	非改選	合計	前改選	補立候数	都道府県名
保守	自民	5	3	0	2	17	22	23	6	和歌山，鹿児島，千葉，島根 北海道
	諸派	1	1	0	0	0	1	1	1	茨城
	無所属	7	6	0	1	7	14	14	10	三重，宮崎，長野，福岡 佐賀，大分，神奈川
革新	社会	0	0	0	0	0	0	0	3	
	共産	0	0	0	0	0	0	0	13	
	無所属	2	1	0	1	1	3	2	6	東京，大阪
その他	諸派	0	0	0	0	0	0	0	9	
	無所属	3	3	0	0	3	6	6	14	福井，秋田，岩手
合計		18	14	0	4	28	46	46	62	

想をふりかざし、シンボルマーク、シンボルカラーを採用し、マスコミを利用した派手な選挙戦を展開したが、〝ストップ・ザ・サトー〟のスローガンをかかげ、四年間の実績を訴えた美濃部知事の前に、小笠原を除く全区市町村で完敗を喫した。なお、この選挙の投票率は、七二・三六%と都知事選史上の最高を記録した。

大阪では、告示直前にようやく社共共闘が成立し、黒田了一大阪市大教授が立候補した。これに対する自民党公認の左藤義詮候補は一二年間の実績を誇る現職知事であり、無名の黒田候補の当選を予想したものはほとんどなかった。しかし、選挙の結果は黒田候補が一五五万八一七〇票を得て、五万五〇〇〇票の差で左藤候補の四選をはばんだ。このほか北海道でも社会党公認、共産党推薦の塚田候補は、自民党公認候補にわずかに一万三〇〇〇票差と迫る善戦を見せた。

社会党は、社共共闘をすすめる一方、秋田、岩手、福井では自民、民社両党とともに現職知事を推薦したが、前回、自民、民社両党と組んだ茨城、長野では独自候補を立てた。共産党は、社共共闘の成立した五都道府県を除く全県に独自候補を立てた。

〝反自民・非共産〟の〝野党再編〟を唱える民社党は、岩手、秋田、福井、三重、福岡、大分の各県で自民党などとともに保守色の強い候補を推薦したほか、社共共闘の成立した地域を中心に〝非共産〟の立場を強く打ち出し、保守系候補を応援した。

公明党は、首長選には原則として中立の立場をとったが、福井で自民、社会、民社三党とともに現職知事を推薦したほか、東京でも革新統一候補に批判的な態度をとった。

道府県議選

知事選と同時に、東京と茨城を除く四四道府県議会議員選挙が行なわれた。選挙区数は一〇六六、改選議席数は二五五七で前回より四議席の増であった。その結果は第134表のとおりである。きわだっているのは共産党の進出で、改選前三五議席（前回三七議席）を一〇五議席と三倍に増し、都道府県議の総数で公明、民社両党を抜いて一躍第三党になった。なかでも、知事選で勝利した大阪で三議席から一四議席へと五倍近い伸びをしめしたほか、これまで議席を持たなかった二四県のうち二一県で新たに議席を獲得し、議席ゼロの〝空白県議会〟は栃木、鳥取、佐賀の三県だけとなった。

これに対し、社会党は前回より六二議席も減少した。増加したのは、東北地方の秋田、山形、宮城、福島の四県で計九議席、富山の四、徳島の三が目立つ程度で、あとは神奈川など六県で各一議席の増であった。これに対し、減った方は香川五、栃木、石川各四、岩手、埼玉、新潟、山梨、静岡、三重、岡山で各三などであった。しばしば「首長選で社共共闘を行なうと社会党がくわれる」といわれ、今回の道府県議選での社会党の敗因は〝社共共闘〟であるとの説も聞かれた。しかし、この説は、今回の結果で見る限りはあたらない。この一年間に知事選が行なわれた三一道府県（議会選のない東京・茨城は除く）について見よう。社共共闘が行なわれたのは九道府県であるが、このうち神奈川、兵庫は各一議席増、青森、愛知、大阪が現状維持、残り四県で七議席減で、さし引き五議席減にすぎない。これに対し、社共共闘が行なわれなかった二二県では、増えたのは秋田、山形、千葉の三県だけで計六議席、現状維持は長野、滋賀、佐賀

の三県、あとの一六県はいずれも減で、三議席以上減らしたのが香川、栃木、石川をはじめ六県もあり、全体で三五議席の減となっている。差し引きでは二九議席減である。要するに社共闘地区では一県当り〇・五六人減、非共闘地区では一県当り一・三四人の減で、むしろ非共闘地区での落ち込みの方がはるかに大きい。もっとも、社共共闘地区で共産党の伸びが著しいことは事実で、九道県のうち現状維持は愛媛一県だけ、あとの八県は大阪の一一議席を筆頭にいずれも議席を増しており、合計で三〇議席の増である。これに京都の四議席を加えると、共産党全体としての議席増六八のちょうど半分を社共共闘を行なった一〇道府県で達成していることになる。

なお得票率を見ると共産党は三・四%増、公明・民社両党がそれぞれ〇・四%、〇・二%と微増、社会党が二・八%減、自民党一・二%減となっている。

第134表　道府県議選党派別当選者数・得票数・得票率

	当選者	得票	得票率
自民	1,417(1,450)	18,770,189 (17,306,847)	46.9%(48.1)
社会	471(533)	7,770,385 (7,979,667)	19.4 (22.2)
共産	105(37)	2,987,621 (1,486,471)	7.5 (4.1)
民社	96(98)	1,995,301 (1,724,907)	5.0 (4.8)
公明	94(84)	1,538,253 (1,241,440)	3.8 (3.4)
諸派	26(24)	468,938 (251,511)	1.2 (0.7)
無所属	347(332)	6,312,045 (6,020,136)	16.2 (16.7)
計	2,556(2,558)	40,018,152 (36,010,982)	100.0 (100.0)

〔備考〕　カッコ内は前回（67年4月実施），今回，前回ともに東京，茨城を含まない。

第135表　五大市議選市別・党派別当選者数

	定数	自民	社会	公明	共産	民社	諸派	無所属 計	無所属 保守	無所属 革新
横浜	80(79)	26(30)	21(21)	12(9)	5(1)	12(12)	2(5)	2(1)	1(0)	1(0)
名古屋	76(76)	28(34)	22(22)	9(9)	6(1)	9(9)	0(0)	2(2)	1(1)	1(1)
京都	72(71)	24(27)	12(12)	9(10)	18(12)	8(9)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)
大阪	94(94)	27(30)	19(16)	18(21)	13(7)	14(17)	0(0)	3(3)	3(1)	0(2)
神戸	68(66)	24(27)	13(13)	12(12)	10(3)	7(10)	0(0)	2(1)	2(0)	0(1)
合計	390(386)	129(148)	87(83)	60(61)	52(24)	50(57)	2(5)	10(8)	7(2)	3(6)

〔備考〕　カッコ内の数字は改選前の定数と各党派の勢力。

五大市議選

五つの特別市の市議会議員選挙は、知事選、道府県議選と同時に行なわれた。五大市のいずれも知事選で社共共闘が行なわれ、保守と革新の対決となった地域に含まれているだけに、その結果が注目されていた。ここでも共産党の進出は著しく、前回の二倍以上の五二議席を得て、八議席（改選前からは七議席）を増した。一方、社会党は、他の地方議会選挙では大幅に後退したが、五大市議選では健闘し、大阪で三、名古屋で一議席を増し、他の三つの市でも現状を維持した。これに反し、自民党は五大市のすべてで改選前より三議席から四議席を減らした。五大市全体では前回より二二議席減、改選前より一九議席の減であった。公明党は大阪の三議席減を横浜の三議席増で

うめたが、京都で一議席を減らし、他は現状維持であった。

東京区議選　都知事選と同時に行なわれた東京二三区の特別区議会議員選挙でも共産党の躍進が目立ち、議席数を八五から一二八と三けたに乗せて一挙に五割増としただけでなく、得票率では前回の七・二%から一三・四%と倍近い伸びを見せ、僅差ではあるが公明党を抜いて第三位の得票を得た。一方、自民党は議席数で二二、得票率でも四・二%をそれぞれ減らした。社会党は、躍進した前回にくらべ、議席で一六、得票率で一%を減らしたが、改選前の一四七議席にくらべれば一八議席の増であった。共産党とともに全員当選をはたした公明党は、得票率でも約一%上回り、議席も若干増した。民社党は、議席数は一一増したものの、得票率は前回と同じ四%台で、他の四党に大きく水をあけられている。

第136表　東京区議選結果

	立候補者	当選者	得票	得票率
自民	708	544 (566)	1,920,385	45.1%
社会	187	165 (181)	660,794	15.5
公明	137	137 (131)	557,125	13.1
共産	128	128 (85)	564,612	13.4
民社	74	53 (42)	209,892	4.9
諸派・無所属	205	64 (86)	345,446	8.0
計	1,439	1,091(1,091)	4,258,254	100.0

〔備考〕　カッコ内は前回（67年4月実施）の当選者数，ただし同年5月に実施された練馬区の結果も加えてある。

市町村長選　横浜・大阪の二大市長選は知事選と同時に行なわれ、横浜では社会党公認の飛鳥田一雄氏が、大阪では自民・社会・民社推薦、公明支持の中馬馨氏がともに三選された。統一地方選の後半戦では、全国で一六一の市長、八九〇の町村長が改選された。市長選一六一のうち、無投票当選が二一あったので実際に選挙が行なわれたのは一四〇であった。前半戦で威力を発揮した社共共闘は、その四分の一近い三三の市で成立した。

選挙の結果、社共共闘は川崎（神奈川）で現職市長の七選をはばんだほか、高松（愛媛）、吹田（大阪）、小金井（東京）、恵那（岐阜）の各地で新たに革新市政を誕生させ、武蔵野・国立（東京）、大宮（埼玉）、旭川（北海道）、上田（長野）、で革新市政を守った。しかし秋田、酒田（山

第137表　市長選・党派別当選者数

		計 (無投票 当選)	現	元	新	非改選	合計
自民		19 (2)	17	0	2	62	81
社会		11 (2)	9	0	2	10	21
公明		0 (0)	0	0	0	0	0
民社		0 (0)	0	0	0	0	0
共産		0 (0)	0	0	0	0	0
諸派		0 (0)	0	0	0	0	0
無所属	計	131 (17)	86	3	42	364	495
	保	82 (12)	55	2	25	250	332
	革	14 (0)	7	0	7	43	57
	純無	35 (5)	24	1	10	71	106
計		161 (21)	112	3	46	436	597

第138表　町村長選・党派別当選者数

	計 (無投票 当選)	現	元	新
自民	14 (5)	12	0	2
社会	2 (1)	2	0	0
公明	0 (0)	0	0	0
民社	0 (0)	0	0	0
共産	0 (0)	0	0	0
諸派	0 (0)	0	0	0
無所属	874 (360)	567	26	281
合計	890 (366)	581	26	283

第139表　一般市議選の当選者と得票数

	立候補者数	当選者数	得票数
自民	1,959 (1,970)	1,575 (1,515)	3,313,048 (2,860,648)
社会	1,463 (1,572)	1,243 (1,287)	2,385,532 (2,199,297)
公明	877 (875)	869 (839)	1,691,526 (1,335,772)
共産	803 (575)	705 (405)	1,371,196 (735,634)
民社	404 (341)	341 (244)	757,504 (506,517)
諸派	9 (17)	6 (10)	145,67 (28,705)
無所属	9,809 (10,384)	7,259 (7,357)	11,814,349 (10,669,752)
計	15,324(15,734)	11,998(11,657)	21,347,719 (18,336,329)

〔備考〕　カッコ内は前回（67年４月実施）の数字。

形）の両市で現職が敗れたほか、札幌・函館（北海道）、清瀬・小平・東大和・三鷹（東京）、広島、下関（山口）、大牟田（福岡）などでも保守の壁を破れず、社共共闘は一〇勝二三敗の成績であった。市長の党派別当選者数は第137表のとおりである。自民党は一ポストを増した。前回の統一地方選で塩尻（長野）に実現した共産党市長は、今回は無所属で立候補したが敗れ、共産党は事実上ただ一つのポストを失った。

町村長選の党派別当選者数は第138表のとおりである。

一般市議選　一般市の市会議員選挙は三六九市で行なわれた。町が市に昇格したり、定数増などがあったため、前回（六七年四月）より改選議席数は三四一議席ふえ一万一九九八議席であった。一方、立候補者数では、共産党が一二八人、民社党が六三人ふやしたのに対して、自民党は一一人減、社会党は一〇九人減、また公明党はほぼ横ばいの二人増であった。さらに、無所属は四一〇人も減っていた。選挙の結果は、共産党が当選者数、得票数、得票率のすべてについて大幅な伸びを示したのが注目された。民社党もまたかなりの伸びを見せ、公明党も若干増加した。これに対し、社会党は得票数こそ増したが、当選者数ヨ得票率とも減少し、自民党も得票率を低下させた。

第140表　町村議の当選者と得票数

	立候補者数	当選者数	得票数
共産	752 (643)	535 (381)	206,118 (165,930)
社会	568 (774)	498 (616)	186,024 (224,527)
公明	476 (0)	455 (0)	184,570 (1,556)
自民	328 (490)	285 (398)	118,192 (150,407)
民社	55 (55)	47 (49)	19,761 (18,638)
諸派	21 (22)	18 (17)	5,149 (3,725)
無所属	28,275 (32,551)	23,083 (25,727)	7,152,.134 (7,860,935)
計	30,475 (34,535)	24,921 (27,188)	7,871,950(8,425,723)

〔備考〕　カッコ内は前回（67年４月）の数字。

町村議選　町村議は一三五七町村で改選された。町村合併、市への昇格などにより、定員が二二六七人も減少したこともあって、各党派とも軒なみ前回より減少したが、共産党は一五四議席を増して、町村議会では第一党になった。町村議選にはじめて候補者を立てた公明党も四五五議席を得て第三党となった。前回第一党の社会党は一一七議席を減らし、自民党も一一三議席の減となった。無所属は二六四五人も減ったが、依然として圧倒的多数を占めている。

4　第九回参議院選挙

自民党後退

第九回参院通常選挙は、一九七一年六月四日に公示され、同二七日投票が行なわれた。有権者数は、七一七二万三五七四人で前回（六八年）に比べ約四八四万人余り、前々回（六五年）に比べれば、約一二〇〇万人も増えている。投票率は五九・三〇％で、戦後最低だった五九年の五八・七五％を僅かに上回っただけであった。今回の改選数は、全国区五〇、地方区七六（沖縄一を含む）の一二六であった。これにたいする立候補者数は、全国区一〇六人、地方区二〇二人の計三〇八人であった。

選挙の争点は、選挙戦のさなか六月一七日に協定の調印が行なわれた沖縄返還の問題をはじめ、日中問題、司法の反動化、憲法改正問題、防衛問題など外交をふくむ七〇年代の政治のあり方をめぐる問題から、公害、物価、農政など国民生活に身近な問題など多岐にわたった。

注目された野党の「選挙協力」は、地方選での社共共闘の進出にショックをうけた公明、民社両党が、政策協定なしに特定地域で社会党候補を支援する方針を打ち出し、結局、栃木、島根、大分の三地方区で「社・公・民協力」が実現した。一方、社共共闘は、共産党が、政策協定にもとづく持続的な統一戦線の結成を前提に一人区での共闘をよびかけたのに対し、社会党が難色をしめし、不成立に終わった。

選挙の結果は、社会党が予想外に善戦して改選議席（三四）を上回る三九議席を獲得した。前回（六八年）の二八に比べれば一一議席の増であった。とくに地方区での善戦が目立ち、一人区二六県（沖縄を含む）のうち八県で自民を破って当選したほか、二人区一五府県では茨城で自民に二議席独占を許しただけで、あとの一四府県では自民、社会が議席をわけ合った。なお、前回、社会党が議席を得たのは、一人区では三、二人区では七に過ぎなかった。これに対し、全国区当選者数の一一は、社会党分裂時代の第三回選挙（五三年）とならんで最低の数である。この事実は、五党が四議席を争った東京地方区での落選とともに、今回の好成績が社会党独自の力で得られたものとはいえないことを示し

第141表　参議院選挙党派別当選者数

	全国区				地方区				今回当選数	非改選議員数	新議席	改選前議席
	現	元	新	計	現	元	新	計				
自民	11	1	9	21	26	1	15	42	63	72	135	136
社会	5	1	5	11	17	3	8	28	39	27	66	61
公明	8	0	0	8	2	0	0	2	10	13	23	24
民社	0	0	4	4	1	0	1	2	6	7	13	9
共産	2	0	3	5	1	0	0	1	6	4	10	7
諸派	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無所属	0	0	1	1	0	0	1	1	2	3	5	8
計	26	2	22	50	47	4	25	76	126	126	252	245（欠員7）

〔備考〕　地方区無所属1は自民党の公認もれ，したがって自民党の当選者数は実質的には64。

第142表　参議院選挙党派別得票数および得票率

	全国区				地方区			
	今回('71年6月)		前回('68年7月)		今回('71年6月)		前回('68年7月)	
	得票数	比率	得票数	比率	得票数	比率	得票数	比率
自民党	17,759,396	44.4	20,120,089	46.7	17,915,347	44.0	19,405,545	44.9
社会党	8,494,264	21.3	8,542,199	19.8	12,597,643	31.0	12,617,680	29.2
公明党	5,626,292	14.1	6,656,771	15.5	1,391,855	3.4	2,632,528	6.1
民社党	2,441,508	6.1	2,578,580	6.0	1,919,643	4.7	3,010,089	6.9
共産党	3,219,306	8.1	2,146,878	5.0	4,878,569	12.0	3,577,179	8.3
諸派	48,299	0.1	157,500	0.4	77,376	0.7	106,587	0.2
無所属	2,342,516	5.9	2,872,278	6.7	1,916,490	4.2	1,910,371	4.4
合計	39,931,584	100.0	43,074,297	100.0	40,696,923	100.0	43,259,979	100.0

ている。

自民党は六三議席で、改選議席六四を下回り、前々回の七一議席、前回の六九議席と後退を続けている。公明党は全員当選を果たしたが全国区の公認候補を前回より一人減らして八人、地方区も東京、大阪の二地区に立候補させただけであるため、改選前より一議席減、前回より三議席減となった。民社党は全国区四人を全員当選させ、地方区の二とあわせて六議席を得て改選議席二を三倍増にさせたが、前回の七には及ばなかった。共産党は全国区に前回より二人多い五人を立候補させて全員の当選を果たしたほか、激戦の東京で一議席を確保し、非改選の四とあわせて一〇議席となり、はじめて「院内交渉団体」の資格を得た。

得票率、得票数では、共産党の伸びが注目された。地方区の得票率は一一・九九%で、同党が四九年総選挙で三五人の代議士を誕生させたときの九・八%を上回って、はじめて二ケタに乗せた。得票数の四八七万票も前回より一三〇万票の増で、もちろん同党の選挙史上最高の得票であった。投票率が低かったことともあって、他の四党がいずれも得票数を減らしているなかで、この成果をあげたことは、同党の躍進がつづいていることを示している。

【参考資料】　〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』(週二回刊)、(2)同『月刊社会党』、(3)『日本社会党第三四回定期全国大会報告議案集』、(4)『日本社会党第三四回定期全国大会速記録』。〈民社党〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)民社党政策審議会『政策と討論』(月刊)、(3)『民社党第一四回定期全国大会資料』、(4)民主社会主義研究会『改革者』(月刊)。〈日本共産党〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』(日刊)、(2)同『理論政策』(不定期)、(3)同『前衛』(月刊)、(4)同『議会と自治体』(日刊)。